收容書目

富國策
上書
經世秘策
經世秘策補遺
經世秘策後篇
西域物語
嫠不恤緯
船舶考
答問十策
春波樓筆記
植崎九八郎上書
牋策雜收

日本經濟叢書

卷十二

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷十二目次

目次 終

解題

富國策

本書は貧富の分るゝ所以を簡單に說きたるものなり、行文難澁にして通解に苦む所多し

著者、林子平、名は友直、六無齋と號す、仙臺の人なり、寬政五年歿す、年五十六、子平才子にして慷慨自ら任じ、勤王家の聲あり、明治十五年正五位を贈らる、著す所本書及下記上書の外に三國通覽圖說、海國兵談等あり

上書

本書は思慮、學政、武備、制度、法令、賞罸、地利、儉約、章服、雜の十章より成れる長文の上書にして、仙臺藩の政府へ差出したるものなり、書中の要旨は奢

修を禁じ、困窮を救ひ、諸士を勵まし、武道を盛にし、上下合體して國の富强を計るべしと云ふにあり、上書第二及第三は、本書よりも一層重要のものなれども、校訂の都合に依り、之を本叢書第十五卷に收採する事となせり、著者の略傳は、富國策の下に在り

經世秘策

本書は寛政年間の著作にして、上卷は第一焔硝、第二諸金、第三船舶、第四屬島の開業とし、又下卷は三處に分ちて各〻富國の策を切論したるものなり、其の焔硝の條に於ては、巖石暗礁を破碎して、水陸の行路を安からしむるの必要を說き、諸金の條に於ては、鑛山採掘の急務を論じ、船舶の條に於ては、天下の產物を官船にて運漕し有無を通ずるの利益を述べ、第四の屬島に關する條目は、本書の底本なる活字本には、憚る所ありとて之を省略せり、又下卷の第一處は火災の事を述べて石造家作の必要を說き、第二處は米穀運送の

事を說き、第三處は夜盜の防禦を說きたるものにて書中の議論は頗る奇拔にして、逆め今日の世の中を洞見せるの概あり

著者本多利明は越後の人にて、江戶に住し、通稱は三郞右衞門、魯鈍齋と號し、音羽先生と稱す、天文算數の學に長じ、物產學を善くす、夙に蝦夷樺太等、北地の經營を以て自ら任ず、世人之を目して北夷先生と云ふ、本書及下記の補遺、後篇等、皆其の抱負を吐露したるものなり、文化六年加賀藩に聘せられ、文政四年江戶に歿す、年七十八

(注意)農商務省農務局纂訂の農事參考書解題國家豐饒策後編(卽ち本書の後編)の下に「魯鈍齋は美濃高須藩の儒者にして、川內甚左衞門と稱し、一に當々山人と號す、安政年中、九十六にて物故す、尤も經濟を以て自任じ」云々とあり、川內甚左衞門とは、著者利明のことなるか、美濃高須藩の儒者とあるも、頗る疑はし、或は川內某なる者に、偶〻魯鈍齋の號あるに依て、誤傳したるものにあらざるか、且く記して後の考證を待つ

同補遺

本書は前記經世秘策の第四「屬島の開業」と題する條を、活字本に漏らしたるを補へるものなり

同後篇

本書は寛政十年の著作にして、首篇は國務總論、第一は小急務四條、第二は小急務三條、第三も亦小急務三條とし、金、銀、銅、焰硝、鹽等より、鐵、瓦、玻璃の製作、及河川水利の開通等に至る諸項に就き、前編の遺漏を補たるものなり、本書は一に「國家豐饒策後篇」と題せり、然らば前記の經世秘策(前編)は別に國家豐饒策として、流布するものあるか、編者未だ之を知らず

西域物語

本書は著者の序文に依れば、和漢西域の事を、ごた交ぜに有の儘に記したるものなれども、和漢の事は、人々の知る所なれば、只西域を用て標題とせりと云へり、而して書中の記事は、主として西域即ち西洋の事情を述べたるものにて、其の記事中には勿論此の時代に於ける他書と同じく、妄誕無稽の談多くして、往々噴飯に禁へざる事柄なきにあらざるも、我日本の海國たる立場より看察して、渡海運送交易の必要を痛論し、「且日本船、異國渡海交易ありたらば、今程は渡海の法も開け、且金銀銅も、かほどまで多く拔行こともなく、國家も富て、今の如く良田畑を亡處する事もなく、西域に見傚石家作抔も、いつの間にか流行して、都會の地は、大概石家作となり、火災の憂を知らざるに至らん者を停止なりしは、日本の不幸なり」と慨嘆せるは、如何にも、尤千萬の卓見ならずや、又「物價の直段は私ならざる故ありて、猥に上ゲ下ゲと命令すれば迚せぬ事なり、物價の高下は賤民の産業より出て、自然と立つ相場なれば、妄りに綺ふ事ならざるものと云ふべし」と云へるが如き

も、今日夫の米價調節などと稱し、疑はしき政策に苦心する政治家よりも、其の着眼する所數等高しと云はざる可らず、又人口の增殖に應ずるには、食用に差支へざることを計らざる可らず、食用の差支へなきを欲すれば、他國の力を假らざる可らず、他國の力を假るには、海外渡航の必要ありと主張するが如きも、亦今日の世論に符合するものと云ふべし、其の他奥羽に於て、著者が目撃せる饑饉の慘狀を縷述し、又同地方に於ける米價が、江戶の米價と甚しき相違あつて、商人が之を利用して、非常の大利を貪りつゝある事實を記したるなどは、何れも好個の經濟史料なり

著者本多利明の略傳は「經世秘策」の下にあり

本書の原本は、新村博士の藏本を借寫したるものなり、本書は曾て日報社に於て、東京日々新聞の附錄として、活板に付したる由傳聞するも、編者は未だ之を見ず、加之ならず、寫本の流傳亦甚だ稀れにして、坊間容易に入手すること能はざるなり、茲に一言を附記して、博士の好意を謝す

婺不恤緯

本書は(一)倭羅斯交易之始末、(二)奥蝦夷を開く大計、附潮汐の順逆并に虜船之針路、(三)外國入寇の利害(本書目錄は此の三項を脫せり)(四)大小銃花實總論、(五)攻守戰銃問答の五ヶ條に付きて、著者の意見を述べたるものなり、書名は左傳に、「婺不恤緯而憂宗周之隕、爲將及焉」とあるに採りたるものにて、蒲生君平の著書「不恤緯」と同じく、國家の大事は野にある者と雖も冷然度外視すべからざるの意にて、命じたる題名なるべし

著者土生熊五郎、名は遠業、懋齋と號す、紀州の人なり、著す所は本書及下記船舶考の外に、制度通考二十卷、防海紀略數卷ありと云ふ

本書及下記船舶考は、原寫本粗惡なるのみならず、行文亦難澁にして意義の通ぜざる所まゝ之れあるも、此の原本の外、他に校訂すべきものを得ざりしを以て、其儘此に之を收載したるなり

船舶考

著者土羽懋齋は本多利明の門人か、若くは親友なるべし、本書に記する所は、利明の著作と稱せらる〻「渡海新法」（本叢書には之を收めず）と大同小異にして、日本の如き海國に於ては、船舶の使用を盛にし、渡海の術を習はざる可からざることを論じたるものなり、又奧羽地方の米價と江戸の米價との差異を記する所などは、西域物語の記事と同一にして、又其他渡海運送交易を以て國民を撫育する」云々の如き、全く西域物語と同一の文言にて記しあれば、著者懋齋は餘程利明に私淑したる人なるべし

答問十策

本書第一策は、外國品を用ゐるの不可なるを說き、玩弄物などを買入る〻爲めに、貴重の金銀を海外へ取去らる〻は、嘆はしきことなりと述べ、第二策

は、銅の用法を說き、外國人は日本の銅を持去つて、其中に含める金を取ると云ふ浮說あるも、それは斷じて然らずと論じ、第三策は、英人が亞墨利加人と僞つて、交易を請ふは、其目的、銅を得んとするに在りと述べ、第四策は、支那との交易は止むを得ざるも、必要品のみの輸入を許し、夫の布帛、綢緞、磁器、其他の玩弄物は、斷じて之を禁止すべしと云ひ、第五策は、家康が吉利支丹を征伐して、信徒二百八萬人を誅戮したる偉功を賛し、又魯國の禍心、一朝一夕のことにあらざれば、大に警戒を加ふべきことを勸告し、第六策は、十字架の由來を說て、刑辟に觸れたる者を崇尊するの不可なることに論及し、第七策は、蘭學者が我國を蔑視するは、大なる僻事なりと說破し、第八策は、魯西亞との貿易を絕つの目的にて、彼の使者に七ケ條の申渡を爲すべしと述べ、其の七ケ條の中には、近年諸物產餘りなければ、交易すべき品物なし、依て今より五十年を待つべし、其節餘り物あつたら、交易を許すべし、交易に來る者は、たとひ官吏であつても、商人として遇すべし、

我國の漂流民、汝の邊境に至るものあらば、汝の國法に任すべし、再び連來ること勿れ。此度の書翰は我國の用ゐざる文字にて、意義解からざれば、返答せずと云ふ樣なる主意を申渡し、いやと云はゞ、一船悉く成敗すべしと、恐るべき大氣焰を吐き、第九策は、外寇の備をなし、五貫目、十貫目の石火矢を、數萬挺鑄立て、大船數十艘、探哨船數百艘を造り、大に沿海を警護すべしと論じたるものにて、第十策は憚る所ありと見え、故らに之を闕けり、本書は文化元年即ち著者心疾を病んで、退隱したる年の著作なり

著者青木定遠、名は興勝、一の名は萬、季方と字し、五龍山人と號す、通稱は次右衞門、福岡藩士百野嘉内と云ふ者の子なり。同藩青木武兵衞の養子となり、青木氏を冒す、天明七年西學（當時福岡藩に東西二學問所あり、東にあるを東學といひ、西にあるを西學と稱す、西洋學の謂にあらず）指南加勢となり、後買物奉行に轉じ、長崎に試役して、初めて譯官に就き、蘭書を學べりと云ふ、寛政十二年、職を免じ、蘭學師となる、文化九年家に歿す、年五十

一、著す所、本書の外に南海紀聞五卷、和蘭奇談四卷、蠻人白狀解等あり

(注意)本書の末尾に、龜井道載より岡野荘五郎と云ふ人に宛てたる書翰文あり、其の文意を見れば、本書は全く道載の著作の樣にも見え、現に世上の流布本中には、龜井道載著となしたるものあれども、書中記する所は、如何にしても道載の著作とは、思はれざるものあり、依て日本教育史資料、諸家著述目錄等に依つて、青木定遠の著作となしたるなり

春波樓筆記

本書は西洋畫を以て知られたる司馬江漢が、見聞のまゝ、種々雜多の事を書き集めたる隨筆なれども、書中往々經濟上に關係のことあれば、茲に收載す、著者江漢の略傳は、本書の卷首にあり

植崎九八郎上書

本書は天明七年に、著者が時の執政、松平越中守（樂翁公）へ奉りたる上書にて、少しの忌憚もなく、時弊を痛論したるものなり、初めに前の執政田沼主殿頭が秕政の結果、上下共に腐敗の極に陷りたる事を述べ、續て「大小名共に不心得のもの多く、領內の民をば、年貢其外少も餘計に取立候事、第一之樣に心得候得者、其民も亦少しも減少差出候事を工夫いたし」云々と說き、昔の忠信敦厚の風は全く地を拂つて、跡形もなきことを痛嘆し、又物價騰貴の弊に論及し、又百姓等が本業を棄てて、江戸に集中し、遂に「江戸は諸國の掃溜」と云へる諺を、生ずるに至つたことを述べ、又一般に社會の風俗の壞亂したることを記し、最後に賞罰を正し、大に仁政を施し、世上をして正路に立歸らしめんことを、有體に言上したるものなり

著者植崎九八郎は其傳を詳にせず、幕府小普請組永井監物の支配に屬する人とあるも、其の進退出處、明かならざるは編者の遺憾とする所なり、國書解題には、著者は此の建言の爲め、罪を獲て、片桐侯の邸に幽せられ、文化四

年和州小泉に死せりとあり、案ずるに、著者が罪を獲たるは恐くは此建言にあらず、下記「牋策雜收」の中にある、享和元年及同二年の上書なるべし、此の二書は頗る過激の文字あるに依り、或は之が爲め當局の憤怨を買ひたるものにあらざるか、尤も本書中にも田沼主殿頭を誹り、又松平伊豆守を目して「不屆成者」などと明言しあるも、本書を奉呈したるは樂翁公が執政となれる翌月のことにして、後の二書を奉呈したる十五六年前のことなれば、罪を獲たる後、再三同主意の書を献じたるものとは思はれず、故に晩年の二書が、奇禍を得たる主因なるべしと推測せらる

牋策雜收

本書は先づ第一に、享和元年三月に、著者が幕府當局の手を經て、將軍に上りたる長文の建言と札差に關する一件を收め、次に其の翌年六月に上りたる同樣の建言を收め、又次には享和元年に著作したる、朝鮮國通信私考なる短

文一篇を收め、其次には矢張其筋へ上りたる、建言體のものにて、琉球一件と題する一篇と、享和二年八月に認めたる「乍恐御仕法」と稱する上言書を收めたるものにて、建言は何れも、前記天明七年の建言と同じく、痛切に時事を批評し、其人を論ずるに至りては、忌まず憚らず、無遠慮に之を褒貶し、一讀痛快に堪へざるものあり、殊に世人の爲めに買被られたる樂翁公を攻擊して、「越中守御老中被」仰付、主殿頭の惡習を矯め直さんと仕候。志はよろしく候へ共、世人初め見込候と違ひ器量少く、世を安ずべき深意の會得疎にて、片端より押直さんと仕、瑣細に取動し候故、大小の罪科夥敷出來り、猶も隱密橫目のもの至らざるなく、穿鑿し出し、諸事疑心を離れ候は無」之、利を專一と仕候事は、主殿頭に上越し、聚歛益重く、士民大に望を失ひ、却て田沼を恨み候は、うしとみし世ぞ今はこひしき、當時よりはあきはてたる田沼の方、はるかましなりと申合候は、能々の事に御座候」と云ひ、又「實に越中守言葉と業と違ひ候事多く、諸事に疑心深く、一々蔭の事をさぐり候に付、精

忠の志有ㇾ之ものにて候とも、爲すべき樣無ㇾ之候、…………聚歛の意、主殿頭に上越候とも劣るには無ㇾ之、御簡略細密に鄙吝といふべき程に至り、天下の融通ヒシと差支候は、主殿頭取計に幾倍に可ㇾ有二御座一哉、士民ともに刑罰せらるゝ者夥敷は、權現樣御代より以來承り傳へ不ㇾ申候、表に合せみせ、內實は益〻不人情の筋を增し、五倫五常の實意は、甚だすたれ候事に御座候」と云ひ、又「總て越中守執政以來、公家堂上は甚憤り候趣相聞え、國主、外樣、御譜代の大名は、主從共に、御公儀の狹少に相成候を思はざるは無ㇾ之、御旗本、御家人はせちにしめ付けられ、すくみ切り候て、身の牆ばかり仕候へば、實の御用に可ㇾ立と心掛候有餘も無ㇾ之、衆民は融通差詰り、困窮の者次第に相增、恨み罵り候」と云ひ、遂に越中守が、享和二年五月朔日、登城あつて退出の節、御玄關を下らんとする時、寄合橫田某の足輕某なる者、大勢の人をかき分け出て、越中守の面を指差し「あいつを見ろ、世の中を悪しく致したるはあいつにて、馬鹿なるやつなり」と侮辱したる者あることを記し、其他越中守

家中に、怪異の事多かりし事實などを擧げ「越中守不仁にて、人を多く殺し、人を多く痛め候、積惡の餘殃に御座候」と說破したるが如きは、餘り多く世上に知られざる事實なり、其他經濟上、及社會上、種々の問題に渉りて詳に評論したる中には、往々見るべきの卓說なきにあらず

本書「鷹箒雜收」と題するは、後人が假に名稱したるものにして、固より著者の題名にあらずと思はる、而して內容の篇目亦甚だ不明瞭にして、殊に最終の建言の如きは、其首尾分別し難きものあるは、本書が完全なる成書の體裁を爲さゞるに依るなり

本書は文學士遠藤佐々喜氏の藏本を借寫したるものなり、前記の上書と題するもの、即ち天明七年の建言は寫本として坊間に流傳するもの少なからざれども、本書は編者他に其の存在を見聞したることなし（解題終）

大正四年五月　　瀧本誠一

富國策

林子平著

富國策

林子平著

凡人ノ貧富ハ其行ニ自テ求ル有リ、計ラズ而來ル有リ、行而求ル貧富ハ、天命ヲ知ルノ貧富ナリ、計ラズシテ求ルノ貧富ハ一時ノ榮ニシテ、血食之家ニ不レ好所、富貴ヲ求ルニ君臣其主ル所ノ富貴アリ、其任ニ不レ有ヲ求レバ、幸ヲ不レ得シテ却而禍ヲ求ム、然リ

百年而欲レ於レ富者、有レ予ニ文武ノ敎化行レバ天下之富ヲ保ツ、則チ國君世家之敎導スル所

五十年而欲レ於レ富者、山海川澤田野ノ品物ヲ宜キニ通路シ、天地ノ產物ヲ辨利スルニ有リ、山ニハ樹アリ、藥品アリ、皮毛ノ用アリ、海ニ鹽アリ、舟アリ、魚物アリ、油アリ、澤ニ石アリ、山財ヲ運スベク、農用ノ水ヲ堤トナスベク、相聚テハ川河ニ下スベシ、川河ノ用ハ上ハ山澤ヨリ下大海ニ至ル迄其用百色、負荷牛馬ノ力ヲ不レ用、大道通路ノ助ケ數フ可ラズ、田ハ農ヲ養フ、野ハ藥物ヲ出シ、草ハ牛馬ヲ養ベシ、其他產ナキノ地ナシ、是國家之富ヲ得、則出入ヲ司ル人之職ナリ

二十年而欲レ於レ富者、農ヲ進メ牛馬ヲ生養シ樹ヲ植ヱ、農民金銀ヲ不レ用錢ヲ用ヒ、五穀ヲ以テ諸品ト交易スベシ、是郡縣之富老幼身ヲ安ズルノ道ニシテ、郡民ヲ預ル人之職ナリ

十年而欲ㇾ於ㇾ富者、衣食住ヲ守ルニ有リ、是扶持人百工之富ナリ、各其司ノ任ニヨル所

五年而欲ㇾ於ㇾ富者、市商ノ道ヲ辨利ナサシメ、買道ハ市廛ニ任ズルニ有リ、是器財金錢ノ富ナリ、則帶刀ノ者買道ニ混雜セザルヲ要トス

一年而欲ㇾ於ㇾ富者、無用ノ備ヲ闕ギ、君臣ノ欲スル所ヲ省略スルニ有リ、是國用ノ不足ヲ考テ上下行フ之道、不足ヲ守ルノ富ナリ

一日之富ヲ欲スルハ、飲食ヲ略スルニ有リ、是レ一宗之富也、雖ㇾ然其身ヲ治ルハ天下國家ヲ治ルノ始ナリ、則チ人ノ貧ヘテ行フ道ニアラズ、一家和睦シテ行フ道ナリ、飲食ノ驕ハ衣服ノ貧トナリ、衣服ノ驕リハ居住ノ破損トナリ、居家ノ美麗ハ食祿ノ痛トナリ、終ニ同居離散ノ端トナル

前條ノ行フニ皆信義ヲ本トナス、即チ信義ヲ主ル者ハ奉行之心ニヨル、故ニ孔子モ信ナクンバ不ㇾ立ト云リ、昔ヨリ皆死アリ

百年之貧ハ文武精道之人、忠孝ノ者ヲ不ㇾ賞、業道惰リ遊樂度ナキヲ不ㇾ罰、正道ヲ語ル人ヲ去、横道ヲ以テ進ム者ヲ用ハ、百年ヲ不ㇾ待シテ貧ヲ求ム、是有司若老ノ司ル所

五十年之貧ハ國家之眚災ヲ不ㇾ愼、風雨水旱寒暑之害ヲ不ㇾ補、國家ノ護持ヲ妖法ノ神者佛家ニ祈ヲサセ、宗廟ノ不ㇾ祭、淫祠ノ佛神ヲ祭ルニヨル、是俗吏戸祿婦人司ル所ナリ

二十年之貧ハ生育之備ヘノ怠ニ代リ、民ヲ用ルハ農士ヲ捨ルザ如ク、老民ヲ負荷之歩ニ用ヒ、幼若

ハ長者ノ上ニ立チ、農夫寳ヲ積デ商ヲナシ、富家金銀ヲ貢シテ位ヲ買ヒ、貧民ハ貢ヲ捨ルナク、良農賞スルナク、驕奢之士民農事ヲ不レ勤、村里ヲ遊樂シ、男女袖廣ク丈長キヲ服スレバ、田野荒レ老幼饑寒ス、是郡吏之司ル所

十年之貧ハ家ヲ造ニ度ナク、服色法ナク、飮食限ナク、驕バ財寳數ナク、奢ハ國禁ヲ犯シ、往來出入刻ナク、百工產業ヲ替ヘ、利欲ノ爲器物實ナク虛ヲ工ム、是百工居所ヲ定メヌニヨル

五年之貧ハ商道彼ヲ禁ジ是ヲ揭ゲ、天下往來ノ融通ヲ塞ギ、官途市人ト商道ヲ交シ、武家混テ町家トナリ、市人寳ヲ以テ世祿トナル、是上ハ百物貢之米穀器財ヲ以テ國用ヲ足ス基本ヲ失ヒ、下ハ官府金財ニ貧シキヲ謀リ、上下僞ト利ヲ行フニヨル、是丈夫高官之金石ヲ司ルニヨル

一年之貧ハ軍事ニ用ル道ヲ席上平地ノ遊樂ニ習シ、堅質ヲ野トシ、花美風流ヲ文トシ、君ノ好ム所只不足ニシテ、足ル可キヲ萬ヲ以テ備ヒ、好ム所ハ國用之不足ヲモ不レ計シテ寵ヲ求メ、犯顏之忠ナク、德ヲ廣ルノ選言ナシ、是レ大臣賢能ナク、役祿ノ士大位ニ昇ル故也

一日之貧ハ婦人之尊賤、禮膳、位階、遊樂、燕食、無用之殺生、君緣之女位ニ登リ、下愚寵ヲ得、邪臣君邊ヲ勸メ、朝夜之極ナキニヨル、禮膳ハ婦人ニ下サズ、位階ハ私愛ニ授ケズ、燕食ハ禮臣ヲ和シテ婦人ニ不レ用、遊樂ハ君臣ヲ和シ夫婦ヲ睦スルニ有リ、無用之殺生ハ公納禮食之外君ノ手ヲ下スニ不レ及、女ハ君緣有ト雖共公例ニ連ヌ可ラズ、愚ハ寵スレ共役位ニ立ズ、邪ハ君ノ欲スル所ヲ進メ、復欲

スル所ヲ止而却テ愛ヲ得ル有リ、深ク察シ明ニ糺スニ有リ、君ト近習目附トニ有リ

前條ノ行ンズレバ不信不實ヲ主リ、暗味輕薄ニシテ利欲深キ人ヲ用ユレバ則其功不日來ル、故ニ陽貨モ富ノスレバ不仁ト云リ、陽貨ハ當世之行ヒニシテ、孔子ノ貧トスル所也

富國策　終

上書

林子平著

上書

思慮

林子平著

千萬奉ニ恐入ー候得共、御國の御政事を相考見候に、第一是ぞ御國の御定法と屹度相立候事無ニ御座ー候、其上諸事の御手當御手ゆるく御座候に因て、御政道一向御國中へ行渡り不レ申、面々勝手次第心次第にて罷在候故、御家中の風儀取しまり不レ申、諸事放蕩不埒にて、人々我一家をさへ治兼候て、終には困窮と罷成、士風をも取失ひ、武備をも捨果候體に相成申候、是御政道の行屆不レ申故にて御座候、扨志有レ之者は、右の如く國風の崩來候事を悲み候て、下にては色々批判仕、經濟の趣を取沙汰仕候へ共、推現はして可ニ申上ー存心之者は無ニ御座ー候、又僅一事二事の存寄申上候者は有レ之候得共、全體の御政事の品を申上候者も無ニ御座ー候、拙者儀は無ニ息之者にて罷在候へば、存寄抔申上候事千萬恐多事に奉レ存候得共、心付候事を捨置候は忍び不レ申所にて、且口惜事に奉レ存候間、此度身分をも不レ顧、御國政の御輔とも可ニ罷成ーかと奉レ存候事共書集候て差上申候、乍レ然拙者一分の杜撰にては無ニ御座ー候、和漢の古法と、又近來器量有レ之候者共の致候事抔を手本と仕、夫を損益致候て、御國の風土に宜き様に了簡相付候て、左の條々申上候

一　惣て國を治候には、政を正しく不レ仕候得ば、國中いつとなく取亂れ候て風儀も變じ、亦文をも武備も衰へ、奢侈に成候て困窮も仕候、先政を致候には、時と俗と地利とを能呑込候て、時にも宜く、俗にも宜く、地利をも遺し不レ申樣に仕、扨其上にて法度號令を嚴に仕、一度定申候掟をばいつ迄も變ぜぬ樣に、下々迄も能合點仕らせ、奢侈を禁候て窮迫仕らせざる樣に致し、士を勵まし候て武道を盛に仕、上下能合體致候て、國中の士民天下に我國に勝れる國はなきもの也と思ふ樣に仕向候を、政の達人と申候、當時も政を沙汰致候人共は間々有レ之候得共、其政を周く下へ施し行ふ事成不レ申候て、只吾一人心を勞し候迄にて終り申候、其下へ施し行ふ事の成不レ申候は、何故にて御座候得ば、號令を出し不レ申候故にて御座候、兎かく政は號令と賞罰とを嚴く致候はねば不レ罷成ものにて御座候、號令は下へ諸法度を號令致候事にて御座候、何程號令致候ても、其號令を不レ守者を其儘に致置候時は、法度はいつも役に不レ立ものに相成申候、此故に賞罰を嚴く致候て、守候者をば賞し、不レ守者をば罰し候時は、上の思ひ入の通りに政事は行はれ候ものにて御座候、上にも申上候通り、政事には時と申物有レ之候て、嚴に致候て宜き時も有レ之、寛に致候て宜き時も御座候、只今の時は太平久敷續き、人々放蕩奢侈に至り、士民皆懦弱なる風俗にて御座候、是を矯直し候政は、嚴の上にも嚴に致候はねば叶ひ不レ申事にて御座候、扨當時は世間皆柔弱にて、先例舊例を止め候て、新に製作致候事を仕得ず候故、たま〳〵心付候事をも行ひ兼候は、不學不術なる故にて御座候、何程先例舊例にても、不出來成事に

て有レ之候はゞ、速に改候て別に制作仕候こそ政の本意にて御座候、只今御家にて御先例御先格に不便利なる事、不出來なる御事をも御座候はゞ、速に御改め候て新に御制作可レ被二成置一候、惣じてヶ様なる事は決斷の場所にて御座候

一　上にも申上候通、御政事御國中へ行屆不レ申候ては、御國風取しまり不レ申候故、御家中大身小身共に悉く窮迫仕候、かく窮し候ては武備も衰へ、且人柄も惡しく相成候て、虧ぐまじき義をもかぎ、仕間敷事も仕候、惣て當時はあしき風俗多く、宜敷風俗は一向無二御座一候、先惡風俗を申候はゞ、學問被レ行不レ申候、武備廢れ果申候、飲食類を美に致候、事を好み申候、衣服居宅を花麗に仕候、小歌三味線抔流行仕候、家業の者面々の業へ精入候者不足にて御座候、婦女を多く召仕へ申候、他所人會合には手前の風儀を改候て向の風儀に合せ申候、又人々辱を受け候事をも辱と不レ存者數多相見得申候、此類は惡風の中にも大なる事どもにて御座候、小成事共は擧て數へがたく御座候、畢竟制度法令正く出で不レ申候故に、人々勝手次第の働を仕候、其終りは當時の如く成崩候事に御座候、是に因て篤と相考候て、御國政に肝要なる事九篇書記差上申候、上にも申上候通、左之條々は拙者の杜撰にて無二御座一候間、御吟味被二成置一候て、左の條々にて御政事、被二成置一候はゞ、只今の風俗は二三年の内には改り申候て、勇々敷風俗と罷成、武備も再興可レ仕奉レ存候、扨九篇と申候は、學政、武備、制度、法令、賞罰、地利、儉約、章服、雜にて御座候、先國政は人才を得候事を第一と仕候、然に人才は學

間より生じ候者にて御座候故、國政の第一には學政を先と仕事にて御座候、武備とは武士の心がけにて、治世にも軍の用心をなして居候事を申候、制度とは、制は制作の事、度はのりにて萬事に定式を立置候事にて御座候、法令は、法はのり、令は命令にて、法に順て法度を申出し候事にて御座候、賞罰は賞はほむる事にて、善き者を褒美仕る事にて御座候、罰は罪するにて、惡き者を仕置仕る事にて御座候、地利とは、地は土地、利は人の利用となり候ものを申候、土地より生じ候て人の利用と成候物を、遺さず取用ひ候を地利を盡すと申候、儉約は、儉は奢を去る事、約はつゞまやかにて、萬事を花麗に不仕うちはに致候事にて御座候、章服とは、章はあやもやう、服は着物にて、衣服の色品に定法を立置候て、君の服は申に不及、大夫士凡下の服迄も差別ある事にて御座候、雜篇には色々の事を取雜へ候て記し申候、右の九ツにて當時の御政事には、大てい事足り可申と奉存候、扨亦古より政は寬と猛とにて仕る事にて御座候得共、只今迄寬が過候て、當時の如く崩れ來候御國風にて御座候間、是を取直し候政は、猛を主に致候はねば叶ひ不申事にて御座候、兎角ヶ樣成事は餘り御吟味深くかゝり候へば、たるみ生じ候て、いつとなくやみ果候物に御座候、決斷の二字此場所にて御座候、此下九篇の義を相述申候

學政の事

一　學政は、學校を建て人に學問を勸め候政にて御座候、扨國政は人才を得候事を第一と仕候、然に人才は學問より生じ候物にて有レ之候故、學政を先と仕る事にて御座候、併當時はやり候四書、小學、近思錄抔の講釋を承りたる計にては、才の生じ候事は決て無二御座一候、兎かく學問は朱子流も陽明流も仁齋流も徂徠流も入り不レ申候者に御座候、只博く書を讀候て、和漢古今の治亂興廢損益得失を知り候へば、自然と才智は生じ候者に御座候、然る故に學校所に書籍を夥敷入置候て、人をえらまず讀書仕らせ候事、學政の主意にて御座候、當時御家中の諸士十に六七は萬事不心得にて、不埓油斷なる體に相見得申候、是は畢竟學問不レ仕候て、諸事不呑込成故にて御座候、是を取立候事、學問にて無レ之候得ば不レ叶事にて御座候、扨又大祿の者はいつも大役相勤候事にて御座候、大役相勤候事は不學無術にては損なる事多く御座候間、別て大祿の者へは學問御勸め可レ被二成置一候、學校の作法は下に相記申候

一　四方百間位の屋敷を被二相立一候て、其中に御文庫を作り、傍に役所を被二相立一候て、御役人を被二相附一、又右の役所の脇に六七十間の長屋二通り計り被二相立一候て、是を一間程ヅヽにしきり置候て、書生の讀書部屋と可レ被二成置一候

一　學校へは御一門衆始、諸士無二懈怠一出席可レ仕旨可レ被二仰付一候、勿論陪臣凡下迄も出席不レ指支一候旨、是又可レ被二仰出一候

一　出席の者何にても見たく存候書物有レ之候はゞ、御役人へ相斷候て出候樣に仕、勿論其日切に納候樣に可レ被ニ相定一候

一　學校に被ニ差置一べき書は、和漢の歴々たる書は不レ及レ申、近來の小說物、幷通俗物、軍談物迄御取揃可レ被ニ差置一候、勿論花寶寺に有レ之候書を被ニ召上一候て、學校へ可レ被ニ相入一候

一　右の屋敷の中に天文臺幷役所をも被ニ相立一候て、戶板善太郎抔に被ニ仰付一候て、天文算術の稽古御勸め可レ被ニ成置一候

一　右之通學校御造作、又書籍御買上被ニ成置一候には、餘程の御入料懸り可レ申候間、士は不レ及レ申、町人百姓迄も壹人前四五錢かゝりの御用被ニ仰付一候て、右の金にて學校造立、幷書籍御買上可レ被ニ成置一候

一　右の如く學校造立被ニ成置一候て、其上にて出席の儀をば隨分嚴敷御世話可レ被ニ成置一候、右の如く被ニ成置一候はゞ、人々世事人事の大綱をも存込候樣に相成可レ申と奉レ存候、扨只今の學校の如く御備役之者共の中計り出勤致候て、四書、小學、近思錄抔を一二枚ヅヽ講釋致候計りにては、何の役に立不レ申候間、此度被ニ相改一候て、實に學問の益に相成候樣御取立可レ被ニ成置一候

武備の事

一　武備と申候は、武道の心がけ用心にて御座候、治世にも亂を忘れ不ㇾ申候は聖人の誡にて、古は和漢共に武備を盛に致候を手柄と仕候事に御座候、然に近來は武道甚麁略に相成候て、當時日本には武備と申物無きも同然に罷成候、其わけは武士皆大祿に相成、其上悉く城下詰にて居候故いつとなく上品に相成、次第に奢侈に長じ候て、皆弱手に成候て、公家衆抔の樣に罷成候、其上人數の組樣甚不埒にて御座候、人數組の不埒成は、軍の用に立不ㇾ申物にて御座候、又平生人馬の調練無ㇾ之候故、人々戰法は勿論武具馬具の用ひ樣も不心得成者共澤山に御座候、馬も只馬場乘計り大節に乘習候故、軍用に立べき馬は壹疋も無㆓御座㆒候、兎角人數の組立と調練とは大切なる事にて御座候、秀吉朝鮮攻の軍兵は、皆日本にて數十年の間合戰になれたる者共にて有ㇾ之候へ共、明兵と戰候て敗軍致候、其時分明朝は太平にて戰になれたる軍兵にては無ㇾ之候得共、平生の調練よく人數の組樣正敷有ㇾ之候故、日本の人に打勝申候、扨日本は何國も同じく不埒なる人數組にて有ㇾ之候へば、日本同士の軍は雙方不埒戰にて事すみ可ㇾ申候、然に日本は朝鮮、琉球、蝦夷此三國と界を接へ候得ば、萬一此國々より不意に變を生じ候て、練切たる兵馬を押かけられ候はゞ、日本は破竹の如く崩れ可ㇾ申候得ば、何卒天下中の兵馬を調練致し置度事に御座候得共、力不ㇾ及事にて御座候得ば、責めて御國計りも人馬の調練可ㇾ被㆓成置㆒候

一　士の城下に住居致候は、大に武備の衰と罷成候事にて御座候、其品は上にも申上候通、城下詰に

て居候へば、自然と奢侈花麗に相成、衣服飲食の費多く有レ之候故、面々の祿をば皆商人に吸取られ候て窮迫仕候故、中々武備抔心がけべき樣は無二御座一候、却て只今迄所持の武器をも賣代なして用ゐる體に罷成候は、城下詰にて居候害にて御座候、然故に士をば在鄕へ差置候事、武備の主意にて御座候

一　武備の事は和漢諸書に色々論候得共、其肝要成所は穀を蓄ると、金錢を蓄ると、人數の組樣と、人馬の調練と、武具馬具を貯ると、馬をふやし候と此六ッの外は無二御座一候、此六ッは何れも只今致し安き事にて御座候、其致し樣下に相記申候

一　穀を蓄るに義倉と申事御座候、御國の備合穀の樣なる事にて少し差別御座候、先義倉は城下にも在々にも上の倉を立置、士も百姓も身代高の廿ヶ一とか、三十ヶ一とか定候て穀を出させ、右の義倉へ入置、飢饉と軍旅との備に仕る事にて御座候、尤右の穀は皆籾にて蓄候事に御座候、籾は數十年經候ても損じ不レ申候、扨又右の穀を士へも百姓へも借し候事も有レ之申候、返納之節は利息を出させる事にて御座候、委しき事は略し申候

一　他國御拂抔に相成候御穀は格別、御國にて御用ひに相成候御穀をば、籾にて御收納被二成置一、現米御扶持方抔に被二下置一候にも籾にて可レ被二下置一候、是も古法に御座候、當時も水戸樣にては皆籾にて用ひ申候

一　大番組の士御城下に住居仕も有レ之、在鄕仕も有レ之候て、遠きは四日路五日路を隔候得ば、同番

にて有ながら、面をも不レ知名をも不レ知者過半有レ之候、又組より番頭を不レ知、番頭より組を不レ知者も又過半にて御座候、右の如く不埒なる御人數組にては、中々御軍用に立申間敷奉レ存候、數十萬石の御知行を被二下置一候て、數萬人の御家中を御養ひ被二成置一候も、御軍用に御用ひ被レ遊候爲にて御座候得ば、御家中を御養ひ、悉く御軍用に相立候樣に御仕込可レ被二成置一儀第一の御事と奉レ存候、右人數の組樣の事も下に相記申候

一　上にも申候通、士の城下詰は不レ宜事にて御座候へば、大番組をば不レ殘在鄕被二仰付一候て、其一鄕一郡の人數を多少に不レ構一組に被二成置一候はゞ可レ然奉レ存候、上にも申候通、同組にてありながら、互に面を知り不レ申候は隔り居候故にて御座候間、近隣の人數を一組と被二成置一候時は、先以て悉く知合に罷成申候、扨番頭をも組と一同に在鄕へ被二差置一、其頭の宅にて一月に一度ヅヽ大寄合を可レ被二仰付一候、大寄合とは一組の士不レ殘大番頭の宅に寄合候て、學問と武藝と一月替りに會を仕事にて御座候、右之通被二成置一候はゞ、組同士も懇意に罷成、頭と組ともよく知り合に成可レ申候、其上武藝にも長じ、學問にも達し可レ申候

一　右の通にて一組の人數組は定り候得共、隊伍の法無レ之候へば、軍中にて混亂仕ものにて有レ之候故に、隊伍を正しく組立置候事古法にて御座候、隊伍とは小組の事にて御座候、先伍とは五人の組の事に御座候、隊とは一組の中にて右の五人組を四ツも五ツも組候て、是を一隊と定る事にて御座候、勿

論隊伍共に小頭を付置候事に御座候、扨五人組を組候には屋敷並にて定候事に御座候、如レ斯致置候得ば、組合同士は一家内の如く懇意に致候事故、暗夜に聲を聞候ても誰それと知る樣にて、夜軍抔に利多く有レ之候、兎かく隊伍を正しく組置候得ば混亂を不レ生、又忍びの入べき樣も無レ之、又急に人數を分候にも手間取不レ申候、只今の大番組にも五人組は有レ之候得共、名目計にて役に立不レ申候

一　大番頭の宅にて大寄合の致樣は、定日には朝より辨當にて相詰可レ申候、其席へは其身計に不レ限、子弟家中抔召連候事支へ申間敷候、此寄合の節も隊伍をば不レ可レ亂候、其子弟家中抔は主人／＼の後に居べく候、扨學問會の節は書を讀、詩文を作る事抔を稽古し、武藝會には組中の馬も武具をも番頭の宅へ持行、騎射抔仕、又は具足着ながら弓馬鎗刀の藝を試、又は楯を持、竹束を附候術、貝太鼓の打吹樣抔、惣て武藝にたづさはり候事を吟味可レ仕旨可レ被二仰付一候

一　右の如く大番頭をば悉く在郷被二仰付一、扨屋敷をば不レ殘被二召上一候て、當番にて登り候節は、御役屋敷に可レ被二指置一候、右屋鋪も陣小屋同然に麁末に御造方被二成置一、尤五人組をば同宿に可レ被二差置一候、大抵五人に小屋五間被二相渡一候はゞ間に合可レ申候

一　當番割は六ヶ敷無レ之、只隔日に割候てよく御座候、殊に當時の當番割はあしき樣に奉レ存候

一　當番長屋の脇に少し丁寧なる家を造り置き、當番人の中病人など出來候はゞ、右の家にて保養可レ被二仰付一候

一　江戸番御小姓組の諸役被二仰付一候には、器量と藝能とを御吟味可レ被二成置一候、當時は只祿と人品計を御吟味被二成置一候樣にて御座候、是は第二等かと奉レ存候

一　上に申候通大番組を不レ殘在鄉被二仰付一候ては、御城下御不用心にも被二思召一候はゞ、定府の大番組を可レ被二相立一候、其致方は一番より十人ヅヽも出し候て、十番にて百人に罷成候、是を一組と被二成置一候て、如何樣に成とも可レ被二召使一候、尤此中より諸役人被二仰付一候にも、諸事に馴居候て宜く可レ有レ之奉レ存候

一　御徒小姓組、御給主、御不斷、御名懸、御鷹匠、御徒組も大番組の如く隊伍正しく御組立可レ被二成置一候、扨此六組は在鄉難レ被二仰付一有レ之候はゞ、矢張御城下に被二差置一候て、大番組の屋敷を此六組の者へ可レ被二割下一候、在鄉の者御城下に屋敷所持致候得ば、無用の物へ費をかけ候て不勝手に御座候、又小身の者は屋敷廣く有レ之候へば甚勝手に罷成候

一　右の諸組を御城下に被二差置一候にも、一組切に頭共に同町に可レ被二差置一候、尤大寄合を時々致候樣可レ被二仰付一候

一　右の六組を初め御足輕迄も、一番の組二番の組と唱へ候樣に可レ被二成置一候、右の如く唱へ候得ば組々の印覺安く御座候、扨當時も組々の印は有レ之候得共、平生用ひ不レ申候故人々覺不レ申候、以後は組々の印を立候て、足場揃可レ被二成置一候、此致方下に相記し申候

一　四方三百間位の大屋敷を構へ、是を足場揃の場所と可レ被二成置一候、又御役所を被二相立一候て諸の兵器を入置、士は不レ申及、陪臣凡下迄も右の御役所へ出候て、諸の兵具を見習ひ、又武具馬具の用ひ樣抔稽古致候樣に可レ被二成置一候、當時も尾州には練兵堂と申所有レ之候て、諸士此所にて兵の事を學び候由及レ承申候

一　一月に二度程ヅヽ、定日を被二相立一、足場揃を可レ被二成置一候、此日には御馬も自分馬も此屋敷へ連行、騎射など致候て人馬の調練致候が能く御座候、併當時はやり候騎射はなぐさみ物にて、何の役に立不レ申候、眞の騎射と申候は、具足着ながら馬に乘候て、太刀打は勿論、弓、鐵砲、鎗、長刀抔のわざを習ひ候事に御座候、弓は半弓が善く御座候、鐵砲は短筒が善く御座候、刀も短きが便利成物にて御座候、總て陣刀は二尺計なるが能き物に御座候、併持太刀は力量次第如何程も大物を用ひ候事に御座候、さて皮にて袋を拵前輪の脇にさげ置候て鐵砲を入置申候、弓をばわつそくにかけ申候

一　右兩度の稽古日には御一門衆始め、何れも無二懈怠一出席可レ仕旨可レ被二仰付一候

一　人に藝をはげまし候道は、度々上覽あるにまさり候事は無二御座一候、併當時の如く諸式の大そうにては惡く御座候間、諸式には無二御構一、只藝計度々上覽可レ被二成置一候、勿論學問も右の趣意にて御座候

一　具足をば所持致候者大半有レ之候得共、陣刀、澁紙、銅鍋の類所持致候者不足にて御座候、是等は無

て不レ叶陣具に御座候間、面々祿相應に用意可レ仕旨可レ被二仰付一候

一　近來指小旗と申もの出來候て、士は不レ申及、足輕迄も右の物を用申候得共、甚不便利なる物にて御座候、先指小旗の大さけ大ていニ尺に四尺計、指物竿は九尺計有レ之候、如レ斯大成物を脊に指居候故、雨にぬれ候得ば重く成候て難儀仕候、又風にももみに苦しみ申候、右の如く諸方に不便利なる物にて有レ之候間、御家にては指小旗を被二相止一、別に宜き印を御製作可レ被二成置一候、拙者存寄は白布にて袖無羽織の樣に短く拵へ、面々の紋をば附不レ申、右の方には仙の字、左に一番ならば大一、二番ならば大二と書べく候、仙の字は御家の惣印、大一大二の文字は大番組の一番二番と申印にて御座候、勿論諸組も御足輕も右之通の印に可レ被二成置一候、扨指物は頭役計指候事古法にて御座候へば、番頭物頭は申上に不レ及、小頭にも指物を指せ候がよく御座候、然し五人組の小頭は兜印計附候事にて御座候

一　兜の鉢を白布にて包候て、惣印と可レ被二相定一候、大に見印と相成候事にて御座候、福島正則は金のとつぱい形の兜を家の惣印と仕候、又黄巾の賊も黄巾を頭にまとひ候て、一手の印と仕候事に御座候

一　半弓を多く御拵被二成置一候て、諸士へ半弓稽古可レ被二仰付一候、歩弓には當時の大弓を被レ用候へども、馬上には大弓は一向用立不レ申候、勿論古は皆半弓にて有レ之候、半弓と申事は當時の大弓出來の後、半の字を加へ候事と相見へ申候

一　御國に牧無㆓御座㆒候故、御馬は皆馬口勞より御買上被㆓成置㆒候、此事は甚御不術なる事に御座候
何卒牧を二ツ三ツ御仕立被㆓成置㆒候はゞ宜かるべく奉㆑存候、併牧に成可㆑申地面一圓無㆑之候はゞ別に
致方御座候、其致樣は馬を二三十も養ひ可㆑申程の秣の出候地面は數多相見得申候間、右の所へ御役人
を被㆓相付㆒候て、右の秣にて牝馬を二三十ツヽ養置、平生は百姓抔に被㆓貸下㆒候ても苦かる間敷奉㆑存
候、扨年々春に成候はゞ、父馬三四疋ツヽも遣され候て、右の牝馬に合候て子を取候はゞ、二三十の
牝馬よりは子の七八ツヽも生じ可㆑申候、右の如く致候はゞ、三年の内に百の馬は千に成可㆑申候、此
術にて御馬多く成候はゞ、御厩にて計は難㆑養可㆑有㆑之候間、御家中の諸士へ可㆑被㆓貸下㆒候、其餘を
ば居前持抔へ御預け可㆑被㆓成置㆒候、夫にても猶餘有事に御座候へば、其時は御拂可㆑被㆓成置㆒候、是
程宜事の有㆑之候に、夫をば御用ひ不㆑被㆓成置㆒候、當時の如く馬口勞より御買上被㆓成置㆒候事、千萬
御不術なる御事に奉㆑存候

一　馬に平生菜豆を飼候事不㆑宜事にて御座候間、以後は芝を飼候事に可㆑被㆓成置㆒候、芝を飼候へば
二ツの德御座候、一は平生芝にて飼ならはし候へば、陣中抔にて芝を飼候節痛不㆑申候、二には菜豆御
買上の費無㆓御座㆒候、先年松平右京大夫の馬は皆芝にて飼申候、扨久菜豆を飼候馬は肥ふくれて、毛
のやの能き計にて役に立不㆑申候

一　御家中へ被㆓仰下㆒候御馬へは、秣をば其役仕候者に為㆑飼候樣に可㆑被㆓相定㆒候、尤秣は何れの地に

て刈取候ても不レ苦旨可レ被二仰出一候、勿論寺院抔の山を刈取候が能く御座候

一　右之如く被二成置一候はゞ、御馬は夥く相成可レ申候、併只今の樣なる仕込樣にては、何程多候ても御軍用には一向用ひられ間敷候、只今の御馬は皆庭乘にて御座候、庭乘馬はなぐさみものにて有レ之候へば、二十疋も有レ之候はゞ御間に合可レ申候、餘は悉く軍馬に御仕込可レ被二成置一候、軍馬に仕込置候は騎戰に用ゆべき爲にて、其仕込樣は上に記し候騎射の藝にて御座候、古は專ら騎戰を用候事にて有レ之候得共、近來は騎戰廢れ候て皆步戰と罷成候、此步兵を破り候に騎兵程能き者は無レ之候、總て騎兵は德多く御座候、先步兵を當りたをすに能御座候、備を崩すによく御座候、鐵砲を破るによく御座候、平場のかけ合に能御座候、川を渡すによく御座候、遠く馳るによく御座候、併騎戰の働を人計呑込居候ては役に立不レ申候故、馬をよく仕込置候事第一の事にて有レ之候

一　當時の馬は二日置三日置少ヅヽ乘り候計にてたゞ置候故、馬ども手ごはく候て手に入兼申候、是は乘樣の法あしき故にて御座候、馬は每日乘候が古法にて御座候、乘樣はむたいに首を引上ず、むたいに拍子に仕込ず、むたいに追立ず、只中首にしてだく足を乘候がよく御座候、勿論早乘致候事第一の事に有レ之候

一　馬に色々の旋毛の吟味有レ之候得共、わけもなき事にて有レ之候間、構ひ不レ申候が能御座候、勿論五性十毛の事抔もたわひもなき事にて有レ之候間、只吟味可レ仕は腕爪にて御座候

一　誰にても早乘仕度旨御繩頭へ申遣候はゞ、則出し候樣可㆑仕旨可㆑被㆓仰付㆒候、但一人は出し申ざる事に可㆑被㆓相定㆒候、扨早乘は遠さは三十里、近さは十五里位宜く御座候、何れにも乘候者の功者不功者に隨ひ候がよく御座候

一　御前にても折節は五七十騎百騎位にて御早乘可㆑被㆓成置㆒候、是も武備の心得と相成候事にて御座候

一　正月御野初の節抔は、御騎馬をば何百騎成共有合次第澤山に可㆑被㆓召連㆒候、併狩場の裝束抔は無用の費にて有㆑之候間、革衣計着し候樣に可㆑被㆓相定㆒候、如㆑此人馬も押候も軍旅の心得と相成可㆑申候、右之通にて人馬の事は大がい事すみ可㆑申候、此下色々の事ども取雜候て、武備にたづさはり候事共書記し申候

一　牧に成可㆑申地面は有㆑之候ても、猨など有㆑之候て馬成長致得ざる所へは牛を御仕立可㆑被㆓成置㆒候、猨の恐れ候ものは牛計にて御座候故、牛は如何樣成山中にても蕃息仕候

一　御山追の節猪を切、鹿を組候者有㆑之候へば、數十人折重り候て奪合ひ大に口論仕候、是は甚不都合成事にて御座候、山にて猪を切、鹿を組候事は、軍陣にて敵を討候と同然之事に有㆑之候所、只今猪鹿を爭ひ候體にては、眞の軍陣にて敵を討候ても、右の如く爭可㆑申候、軍中にてヶ樣成行作有㆑之候は敗軍の本にて候故、箇樣成事をば嚴くいましめたる事にて御座候、兎かく平生を嚴く致置候はねば、

眞の軍陣にても平生の手くせを出し候事にて有レ之候、且士の上にて甚卑劣成事に有レ之候間、以後は猥りに爭ひ候者をば嚴重の御仕置可レ被二仰付一旨被二仰出一候て、其上にて爭候者をば、一二を不レ論嚴重の御仕置被二仰付一候て、餘人の見ごりに可レ被二成置一候、但初手の者の手に餘り候體に相見得候はば、助太刀致候事二人までは支へ申間敷候、勿論誰助太刀と名乘可レ申旨可レ被二相定一候、兎かくヶ様なる事は嚴敷程が能御座候、只今も鹿兎抔切候者へ嚴重の御仕置被二仰付一候に因て、鹿兎を切候者は只今迄一人も無レ之候、これ其證據にて御座候

一　御近習向御小姓組抔は一藝一能の士、幷に力量ある者を御撰候て、被二召使一候はゞ可レ然御儀と奉レ存候、尤古法にて御座候

一　古より和漢の人君力量ある者を重寶致候て、側近く召使ひ大將の衞りと致候事ためし多き事にて有レ之候、漢の高祖の樊噲、周勃、蜀の玄德の關羽、張飛、趙雲、賴光の四天王、義貞の十六騎の黨抔は、皆力量を賞翫致たる事にて御座候、當時江戸抔にては別て力量ある者を御駕脇に被二召連一候はゞ、可レ然御事かと奉レ存候

一　力量ある者を撰で一組と被二成置一候はゞ、御軍用の節は大長刀、大太刀、大棒抔を持せ候て、御旗元の衞りと可レ被二成置一候、又御先手へ廻し候て備崩しに可レ被二相用一候、和漢此法を用たる大將數多御座候、信長の長柄を作られしも此法に御座候

一　凡下にても長高く力量ある者をば、其身計御徒組に可レ被ニ召使一候、是も武備の一端にて御座候

一　相撲をば古は武備の一ッと仕たる事にて、朝廷とても被ニ相用一候事諸書に相見え申候、惣て昔の武士は組討の爲抔に相撲を取候事にて御座候、殊に川津股野をはじめ畑六郎左衛門抔は上手にて有レ之候由に御座候、右のわけに御座候間、向後は御家中の士は不レ及レ申、惣て男たる者は相撲を取候樣に可レ被ニ仰付一候、相撲は捕手柔術抔より一きわまさりたる物にて御座候、當時も津輕にては旗の者と申候て、相撲取を召抱置申候

一　近來は楯を用候事を不レ仕候、然るに當世は鐵砲多く有レ之候故、楯無レ之候ては敵の備へ踏寄り候事致がたく候間、楯を多く御用意可レ被ニ成置一候、勿論楯にも色々の制法可レ有レ之候、楠正成は懸金を打たる楯を用候事も相見得申候

一　足輕には麁相なる具足を着せ候事、當時世上一統にて有レ之候へ共、甚いはれなき事にて御座候、足輕は備の眞先に立者にて候故、隨分宜き物を着せ可レ申はづの事にて御座候間、御足輕へも宜敷物を被ニ相渡一候樣御用意被レ成置一候はば、宜しかるべき御儀と奉レ存候

一　御野初の節御騎馬致候者、諸所以上之外は鎗は勝手次第、但半弓か短筒を帶候樣被ニ相定一候はゞ、宜しかるべく奉レ存候

一　御職人頭を被ニ相立一、總御職人の總司と被ニ成置一、御軍用の節は總御職人を引連候て、一方の働相成

候様に御仕立可レ被ニ成置一候、且諸職人へは帯刀御免被ニ成下置一候はゞ、宜しかるべく奉レ存候

一　良覺院東光院兩人の支配の山伏共夥敷事にて有レ之候間、此山伏共へも武藝稽古被ニ仰付一候て、武夫に御仕込被ニ成置一候て、御軍用之節は右兩人を山伏大將と被ニ成置一被ニ召使一候はゞ、一方の御用に相立可レ申候、世間に坊主山伏抔は澤山なる者にて有レ之候を、寐せものに致置候は不術なる事にて御座候、何卒法師武者をも仕立置度事に奉レ存候、當時も京の兩門跡は各十萬石の軍役を受取居候由及レ承候

一　御境の御番所をば今少し美々敷可レ被ニ成置一候、御番所麁相にて有レ之候得ば、御國威輕く候て宜しからざる事にて御座候、他所人の物語承り候に、南部秋田抔の境よりも麁相成由に御座候、せめて弓鐵砲十挺ヅヽ、御足輕十人ヅヽも張番爲レ致度御事に御座候、併別して御足輕抔被ニ召出一候も大造なる事にて御座候得ば、御境の町人共を御足輕に御取立被ニ成置一候はゞ、張番抔被ニ仰付一候に便利なる事にて可レ有レ之と奉レ存候、尤往來の旅人をも改候樣に可レ被ニ成置一候、扨又御番所の脇に間道有レ之樣に承知仕候、是を嚴敷可レ被ニ相禁一候

一　増上寺火消御人數の組立餘り事多にて紛しく、殊に手ぬるく御座候、江戸の定火消人數の組立の如く被ニ成置一候はゞ、事少く手早にて宜く可レ有レ之奉レ存候

一　御參勤御下向之節御道中被ニ召連一候御人數も、無用の雜人計多く有レ之候て、御用に立候者は不足

に相見得申候、是も如何樣にか御吟味あり度御事に御座候

一　諸陪臣も御上の御人數組の如く隊伍正く組立置、勿論調練も時々可ㇾ仕旨可ㇾ被二仰付一候

御國に鍛冶無ㇾ之樣に承知仕候、是も御取立被二成置一候はゞ、宜敷事にて可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候

一　野太刀、大長刀、金熊手、鳶嘴抔澤山に御用意可ㇾ被二成置一候、用ひ樣にて大に便利なる兵具共にて御座候、當時は弓鐵砲鎗刀の外は戰に不ㇾ用物の樣に覺居候はゝ、大なる心得違にて有ㇾ之候

一　在鄕の獵師共を五ヶ村十ヶ村の人數を一組と被二成置一組頭一人ヅヽ被二仰付置一候て、急御用の節御用可ㇾ被二成置一候、甚便利なる術にて可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、先年天草一揆の時細川家の家中何某近村の獵師共を召集め、鐵砲を響かせ候て一揆共を押候て、川尻の米を被ㇾ取不ㇾ申候事相見得申候、是等はよく武道を心得たる者と可ㇾ申候

一　大筒は籠城か城攻抔の外は、不ㇾ用物の樣に諸人覺居候は心得違にて御座候、致樣にて所々持步行候て打るゝ術有ㇾ之候、備崩に是程よき物は無ㇾ之候間、大筒澤山に御用意可ㇾ被二成置一候、但百目位の筒宜敷御座候

一　乘馬は御城下在々ともに、口附無にて乘候ても不ㇾ苦旨可ㇾ被二仰出一候、右の如く被二相定一候はゞ人々獨り乘に馴候て、武道のたすけとも成可ㇾ申候

一　御在國之年は總御家中を被二召集一候て、御鷹野抔に事寄大足場揃可ㇾ被二成置一候、勿論面々家中澤

山に所持の者は、時々總足場揃可ㇾ仕旨可ㇾ被㆓仰付㆒候

一　短筒を澤山に御用意可ㇾ被㆓成置㆒候、大に利ある器にて御座候、島津家にて軍士に悉く種ケ島を腰指に爲ㇾ致候て、關ケ原の陣に利を得候事抔も相見え申候、是抔はよき軍略にて御座候

一　御城中へ六七百目乃至一貫目位の石を夥く御用意可ㇾ被㆓成置㆒候、大に守城の助と相成候事にて御座候

一　秋田にては諸士年始登城之節草鞋を獻じ、鳥取にては石を獻じ、津山にては鐵砲玉を獻じ候由及ㇾ承候、是抔も宜敷ならはしにて御座候、以後は御家にても年始御禮の節は、諸士は不ㇾ及ㇾ申、寺院凡下迄も粆米二三升ヅヽも獻じ候樣に可ㇾ被㆓相定㆒候、餘程兵粮の助と成可ㇾ申候

一　飯のたき樣、草鞋馬沓の作り樣、樵節結の仕樣抔は、武士の知らずして叶不ㇾ申事にて御座候間、右の事共をば面々心得居候樣に可ㇾ仕旨可ㇾ被㆓仰付㆒候

一　町人と申候者は只諸士の祿を吸取候計にて外に益なき者に御座候、實に無用の穀つぶしにて有ㇾ之候間、何か被㆓召使㆒樣可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、御吟味可ㇾ被㆓成置㆒候

一　惣て御家中の風俗にて、他所他國の事をば何事をも恐れ申候、然る故に喧嘩口論抔出來候へば、辱を受ながらも事を穩便に濟し候を第一と仕候、穩便に致候も場所にも寄り、事にも寄るものにて御座候、先年尾州の馬ひき心鏡院樣御同勢へ當り候時も穩便にすませ候、又薩州の水汲御同勢へ當り候時

も、其後橋本七郎右衛門同じ水浚を供に制られ候時も、又近來尾州の馬ひき張番御足輕をふみ候時も持穩便に濟し申候、此類の事は理非を不ㇾ論して斬候はねば不二相成一事にて候を無二其儀一濟し候故、つきる所は御家の辱を取たる事に罷成候、ヶ様の穩便を好み候も、士風衰へ候て義勇の氣薄く、且跡先の首尾始末を計考候故、踏切候働を致得ず候て、ヶ様に所々にて辱を取候事に御座候、身命をなき物に致候て働候へば、何國にても十分に働かれる事に有ㇾ之候間、此已後他所他國にて喧嘩口論抔は勿論、何にても事の出來候時は前後を不ㇾ顧十分に相働、其身の引けをも、御家の惡名をも取不ㇾ申候樣に可二心懸一旨屹度可ㇾ被二仰出一候

一　右之通にて武備の形は少しは出來候樣御座候得共、全備の事は是計にては中々事濟不ㇾ申候、兎かく武備は國家の大事にて有ㇾ之候間、隨分無二油斷一備へ置可ㇾ申事、政の第一なる事にて御座候

制度の事

一　制は制作にて物を作り拵る事にて候、度はのりかねにて、右の作り拵る物毎に定法を立置事にて御座候、當世は制度と申事一圓無ㇾ之候故、萬事萬物人々心次第金次第に色々の物數寄致故、いつとなく花麗奢侈に相成、無用の費多有ㇾ之候て人々困窮と罷成候、是に因て此度嚴く制度を可ㇾ被二仰出一候、只今も制度の樣なる事少は有ㇾ之候得共、御手當ゆるく有ㇾ之候故、人々一向守り不ㇾ申候間、此度は

随分嚴く可レ被ニ仰付一候、兎かく政は嚴にしくは無ニ御座一候、扨又費は衣食住より近きは無レ之候間、先此三物へ屹度制度を可レ被ニ相定一候、只家は風雨をしのぎ、食は腹に滿、衣服は肌をおはひ寒氣をふせぎ候へば事足り申候、萬事皆此心にて御座候

一　家は質素丈夫なるを本として、無用の飾り無レ之様に可レ仕旨可レ被ニ仰出一候、勿論大身の者共仙臺の屋敷に大家作仕り、色壁抔用候事嚴く御停止可レ被ニ成置一候

一　衣服は諸士以上御一門迄、御國他國共に紬太織の外着用仕間敷旨可レ被ニ仰出一候、但木綿紙子など着し候事は、何國にても不ニ差支一候旨是又可レ被ニ仰出一候

一　飲食は三千石以下重き時たりとも一汁一菜、三千石以上萬石以上共に重き時たりとも一汁二菜を過べからず、酒の肴も三千石以下は一種、三千石以上萬石以上共に二種、但吸物を作り候はゞ、肴は一種たるべき旨可レ被ニ仰出一候、右衣服飲食の制度は他所人の會合たりとも、少も不レ可レ改旨可レ被ニ仰出一候

一　乘物も旅駕籠同然の麁相成ものを用ひ候樣可レ仕旨可レ被ニ仰出一候、且老年の外は多くは馬上たるべき旨、是又可レ被ニ仰出一候

一　靑漆びやう打等の女乘物、萬石以上たり共不レ可レ用旨可レ被ニ仰出一候

一　婦人の衣服も紬以上不レ可レ用旨可レ被ニ仰出一候、扨又婦人は薄物にてかつぎを製し候て被り可レ申

旨、是又可レ被二仰出一候

一　刀脇指の拵に、金銀赤銅類可レ被二相禁一候

一　右の如く衣服を初め萬事を麁相に致候事、他所他國抔にては御外見あしき抔と被二思召一候事も可レ有レ之候へども、萬事麁相なるが御外見あしきと申候わけは少しも無レ之御事に御座候、他所他國にても御國の風儀を改不レ申候は、却て御外見宜敷事にて御座候、とかく士は衣服などの花麗なるを貴ぶ事にては、無二御座一候、只魂性のたしかなるを貴ぶ事にて御座候、只今の如くなりふりはりつぱにても、他所他國にて度度おくれを取候ては、御外見宜き事は曾て無二御座一候

一　家柄の者江戸へ登り候て登城仕候節たりとも、右御定の衣服の外不レ可レ用旨可レ被二仰出一候、右の類にて制度の事は大がい相濟可レ申候

法令の事

一　法はのり、令は號令にて、法に順て號令を申出候事にて御座候、則只今の法度書にて御座候、聖人の政を致候にも、制度法令嚴敷立候て、治のたすけと致候事にて御座候、況や聖人以下の者國政を執行ひ候に、制度法令を嚴しく立候はねば、中々國は治められ不レ申候、中にも御國は御先代より御政事御手ゆるく御座候故、當時の如く不埒放蕩なる風俗と相成申候、是を矯直し候には、制度法令を

隨分嚴く被ニ相立一候はねば叶申間敷候、勿論右の法に背候者をば、一二を不レ論重罪に被ニ仰付一候て、餘人の見ごりに可レ被ニ成置一候、右の如く被ニ成置一候はゞ、一兩年の中に士風大に直り可レ申候、俗諺に刑罰却て仁と成と申候も此事にて御座候、とくと御考候て可レ被ニ仰出一、御法度の條々下に相記申候、勿論可レ被ニ仰出一御法度書には、制度法令一紙に可レ被ニ仰出一候

一　家作之事　一　衣服之事　一　飲食之事

一　駕籠乘物之事　一　刀脇指拵之事

是迄制度の條中に書記し候趣に可レ被ニ仰出一候

一　人々七八歲より讀書致候樣に可レ被ニ仰出一候

一　人々十五歲より武藝出精可レ仕旨可レ被ニ仰出一候

一　人々祿相應に武具馬具所持可レ仕旨可レ被ニ仰出一候

一　困窮にて武器の用意成兼候者は、吟味之上親類懇意の者共催合候て、用意可レ仕旨可レ被ニ仰出一候

一　御國他國共に物を買候に、一錢たりとも懸に仕間敷旨可レ被ニ仰出一候

一　武器は不レ及レ申、平生の衣服器物等迄質素を第一と致し、無用の飾不レ仕樣に可レ被ニ仰出一候

一　親類懇意の中普請抔有レ之候はゞ、相互に手傳可レ仕旨可レ被ニ仰出一候

一　親類懇意の內婚姻葬祭有レ之候て、餞、香奠抔を贈り候には、皆代にて贈り可レ申旨可レ被ニ仰出一候

一　歌舞伎芝居の類一切御停止可レ被二成置一候、但相撲に上にも申候通のわけ故、御免被二成置一候方可レ然奉レ存候

一　武家町家共に三味線淨瑠璃抔可レ被二相禁一候、但盲人瞽人の辻がたりは御免可レ被二下置一候

一　他所他國にて喧嘩口論抔に及候事有レ之候はゞ、身命をなき物に致し十分に相働き、引けを不レ取様に可レ仕旨可レ被二仰出一候、扨刄傷に及び身命を失ひ候事有レ之候共、理非に無二御構一家をば可レ被二立下一候、身命を捨候て働候は畢竟は御家の引けを取間敷存心にて有レ之候へば、忠死同然にて有レ之候、是に因て家をば可レ被二立下一候、右の如く被二相定一候はゞ、士のはげみ只今とは大に違ひ可レ申候

一　御國中の者他所へ出候て、身を持候事を可レ被二相禁一候、商ひのため其身計出候事は、年數を限り御免可レ被二成置一候、紀州薩州には入返しと申事有レ之候て、國中の者をば他所にて身を爲レ持不レ申候、勿論出家までも年數を限りて出し申候、何卒御家も紀州薩州の如く可レ被二成置一候

一　他國の者御國中へ入候て身を持候事も可レ被二相禁一候、勿論京、大坂、江戸より出し置候商人共の店をも悉く可レ被二相拂一候

一　諸商ひ物を他國より仕込候事可レ被二相禁一候、藥種書物抔の如く世上に無て不レ叶物にて、御國にて出來不レ致物は格別の事にて有レ之候へ共、當時は無益の器物食物類迄他國仕込に仕候、此事は御城下在在ともに可レ被二相禁一候、他國へ物を賣出し候と、他國より物を買入候と、出入の二ツに大に國の損益あ

る事にて御座候、委き事は地利の條中に申上候

一　金掘、見せ物、談議僧、薬賣抔をば御國中へ入不レ申候樣仕度事にて御座候、若他國へ通り候者にて有レ之候はゞ、逗留不レ爲レ致通し可レ申旨可レ被二仰出一候、并に六部をも御國中勝手次第に通り申間敷旨可レ被二仰出一候

一　所々御境近所の者共は他領の者と緣組抔致し罷在候、此事をも可レ被二相禁一候

一　願ひ無くして出家、山伏抔に成候事を可レ被二相禁一候

一　平生の廻り拍子木は、或は時の數を打、又は二ツヽ打候て、重ね打に幾ツも打候事は、出火并に盜賊など有レ之候節計打候樣に可レ被二相定一候

一　諸士途中にて御一門衆へ禮致候へば、駕籠より通られいと申すをあいさつにて打過申候、此事は上を不レ憚儀にて有レ之候へば、嚴く被二相禁一候はゞ、可レ然御儀と奉レ存候

一　右廿四箇條嚴く被二仰出一候て、面々も壁へ張付置候樣に可レ仕旨可レ被二仰付一候、扨右の法に違ひ候者をば重き御仕置に可レ被二仰付一候、段々申上候通、ケ樣の事は嚴く不レ仕候得ば又も守不レ申、又法も役に立ざる物と罷成申候、當時の御條目は則法令にて有レ之候へ共、只一通り被二仰出一たる計にて、守か不レ守かの御世話無二御座一候故、當時御條目の趣を能心得居候者も無レ之、又守候者も無レ之候、是則嚴に不レ被二成置一筈にて御座候、然る故に此度被二相改一候て、以の外嚴に可レ被二成置一候、嚴に不

㆑被㆓成置㆒候へば、風俗を矯直べき樣も無㆑之事にて御座候、扨衣服、家作抔の樣に人目にかゝり候事は制し安く有㆑之候へども、飲食は座中切の物にて候得ば難㆑制候、因て連坐の法を可㆑被㆓仰出㆒候、連坐とはまきぞへの事に御座候、たとへば主人法に違て料理抔拵へ候を共通に致置候はゞ、其座中の者不㆑殘主人同罪に被㆓仰付㆒候事にて御座候、國法相立候事は、ヶ樣に嚴く致候はねば叶ひ不㆑申ものにて御座候

賞罰の事

一　賞は譽る事にて、何にても善き事を致候か、又よく法令を守り、又は一藝に秀で候者など、總て何事にても時に取て譽可㆑申事の有㆑之候をば、のがさず賞美致候事にて御座候、是は善に進める致方にて有㆑之候、罰は罪にする事にて、惡き事を致し法令をも守り不㆑申、又武士の武業にうとく、家業人の家業に不熟なる族、總て時に取て罰し可㆑申事の有㆑之候をば、のがさず仕置仕候事にて御座候、是は惡を除き候政にて御座候、兎かく政を致候には、賞罰は無て叶不㆑申ものにて御座候、何程制度法令有㆑之候ても、賞罰無㆑之候ては、制度法令も無用の物に相成申候

一　武士をはげまし候には、別て賞の道入申候事にて御座候、然し金銀抔ヶ被㆓下置㆒候事計賞の道にては無㆓御座㆒候、只御前へ被㆓召出㆒候て、御直に御譽可㆑被㆓成置㆒候、御前の御一言は千萬兩の金より

も難レ有事にて御座候間、右の如く被二成置一候はゞ、士のはげみ夥く生じ可レ申奉レ存候、勿論陪臣凡下たり共、至極のすぐれ者をば御直に御擧被二下置一候はゞ、是又然べき御事と奉レ存候

一　詮議事は何に寄らず速に埒のあくをよしと仕る事にて御座候、當時は士大夫をば拷問不レ仕事の様に相成候へども、たとへ士大夫たりとも罪のうたがは敷をば拷問して、速に決するを貴ぶ事にて御座候、當時御國の御詮議事は御ゆるき様に奉レ存候

一　死罪は甚重き事にて有レ之候へば、金銀引負又は盜賊の類をば、死罪御宥免被二成置一候て流罪に可レ被二仰付一候、是非死罪可レ被二成置一者は、君父を蔑に仕る者と、猥りに人を殺したる者と、一向御國法を不レ守者と、他國より來りて惡事を致たる者抔にて御座候、餘は悉く流罪に可レ被二成置一候

一　誰にても罪によつて家を被二相滅一候事も不レ宜候事と奉レ存候、其主人こそ罪は可レ有レ之候が、家にも家中共にも罪は有レ之間敷候間、主人をば重き御仕置に被二成置一候とも、家をば可レ被二立下一候、家を被二相滅一候得ば流浪人多く出來候て、不レ宜事にて御座候

一　他國御追放と申候御仕置を可レ被二相止一候、御國中の事を他所へ漏し候て不レ宜事にて候、勿論何方切の御追放と申事も被二相止一候はゞ可レ然奉レ存候

一　當時は世上皆不術にて、咎人を使ひ候事不レ仕候、只改易の追放のと申候て、其家をつぶし其人を流浪させる計を仕置と仕候、此故に人々流浪中口すぎの爲、色々のもくさんを初め候て、却て惡を致

候者多く罷成申候、此故に向後は御改易、御追放抔の人の流浪致候御仕置をば被㆓相止㆒候て、只罪の品を大中小の三ッに被㆓相分㆒、大は死罪、中は流罪、小は何とか名付候て、御城下近所へ一構への屋敷を被㆓相立㆒、右の屋敷へ年數を限りて被㆓相入㆒、年限中は何ぞ役を可㆑被㆓仰付㆒候、役とは細工織物など相應の事を被㆓仰付㆒候事に御座候、勿論流罪の者をも相應に可㆑被㆓召仕㆒候、此類は皆古法に御座候

地利之事

一　地は土地、利は人の利用と成る者の事にて御座候、地利を盡すとは、土地より生じて人の利用と成候物共を遺さず取用る事にて御座候、然るに不術にては右の地利を盡す事不㆓相成㆒物にて御座候、先地より生じ候て人の利用と成候物は、穀類より大なるは無㆑之候故、人々新田を開候事をば心得居候得共、田畑の外に利の有㆑之候土地を不㆑存して罷在候、當時御國中を見候に、地利を捨物にして被㆓指置㆒候處數多相見え申候、地利は國政の重き事にて有㆑之候へば、ゆるがせに仕べき事にて無㆓御座㆒候、能地利を取立候へば、大に國の富と成候事にて御座候、當時よく地利を盡し候國は薩州と相見得申候、琉球表、黒砂糖は日本中へ薩州より廻し申候、此外に布類、瀬戸物、草木抔迄夥く出し申候、又備前備中の瀬戸物、疊表、四國の鰹、藍玉、肥前の櫨の木、干鰒、上總下總の木綿、琉球芋、紀州遠州の蜜柑、南部の牛馬、會津米澤の蠟燭抔は皆其土地相應の物を仕立たる事にて有㆑之候へば、地利

を盡したるにて御座候、御國は御大國ながら、世間へ流布致候程澤山に產し候物は一品も無レ之候、只江戶にて仙臺米とてもてはやし候得共、是も御國より出し候物にては無二御座一候、只馬計にて有レ之候へ共、是も甚不足なる事にて御座候、とかく土產の多きは國の益となり、土產のなきは國の損にて御座候、其品は土產を取て他國へ廻し候時は、他國の金銀手前へ入申候、又諸物を他國より買入候時は、手前の金銀皆他國へぬけ出申候、當時御國は諸物大半他國より仕込候故、御國中の金銀皆他所へ出申候、因て土產を多く御仕立被二成置一候て、他の金銀御國へ入候樣に可レ被二成置一候、右土產の取立樣色色下に相記し申候

一　御國は土產物に不レ限、萬の細工物迄宜敷物は無レ之、勿論他國へ廻し候程澤山に仕出し候物は一品も無レ之候、是も土產同樣に御取立可レ被二成置一候、當時尾州の金物細工、播州の皮細工、駿河の竹細工、長州の印籠細工抔皆國の利と成申候、御國にても御世話次第如何樣にも取立らるる事にて有レ之候、兎かく工人の多きは國の益と相成申候、然し商人にて工人を御仕立候ては何の御益にも成不レ申候、工人は諸士幷御足輕抔を御取立候事宜敷御座候、加州の簑笠、長州の印籠、有馬の割籠も、皆家中どもの細工にて御座候、勿論婦女迄も空く年月を送り不レ申、何にても細工事可レ仕旨可レ被二仰出一候

一　御國の土地に相應の物を吟味仕候に、牛馬、漆、蠟、桑、紙にて御座候、此品品の取立樣下に相記申候、藍、紅花、川芎、澤潟抔は田畑へ植候物に有レ之候へば、多く作り不レ申候が能御座候

一　牛馬を仕立候致方は、武備の條中に相記申候

一　在々所々の山々へ漆并蠟の生じ候木を御植立可レ被二成置一候、蠟の生じ候木は、漆ぬるで、女貞木(ネズミモチ)はじ抔にて御座候、此木は昔御國に數多相見え申候間、是を數千萬本御植立可レ被二成置一候、右の外にも蠟の生じ候木共種々有レ之候由に御座候

一　在々所々の無用の地、又永荒の地、或は河原、河岸、土手抔へ桑とかうずとを數十萬本御植立被二成置一其近邊の百姓町人へ被二仰付一候て、綿と紙とを製させ候て、御上へは十の五六分を可レ被二召上一候

一　金華山は餘程大なる島にて御座候得共、只今の如く無用の地にして被二指置一候事御不術なる御事にて御座候、何卒山を切開候て利用の木共を御植立被二成置一候はゞ、夥敷御益と相成可レ申候間、早速御開發被二成置一候て宜しかるべく奉レ存候、併名山大川抔には必神ある者にて御座候故、古は名山大川の物を取候には、其趣を其所の神へ告候て祭をも致し、其後其土の物を取候事にて御座候、然ば此度金華山を被二相開一候にも、先其趣を金華山の神へ被二相告一御祭をも被二成置一候て、其後山の雜木共を切拂ひ、利用の木共を御植立可レ被二成置一候、併山の木を一同に切拂ひ候はゞ、山上水氣盡候て植立候木も根附候間敷候間、段々に切開候て、次第〱に植立候が宜可レ有レ之奉レ存候、扨其神は權現なりとも辨天なりとも、只今迄祭來候神を御祭可レ被二成置一候、右の如く御開發被二成置一候はゞ、此一島にても

大なる御益にて可レ有レ之奉レ存候

一　江の島、出島の近邊に人も住居不レ仕、無用にて有レ之候島共數多相見え申候、此島々も捨置へき土地にて無二御座一候、桑、かうず抔御植立可レ被二成置一候、右の如く被二成置一候々、其上に初に申上候通、此島々にも牛馬を御仕立被二成置一候はゞ、綿、紙、蠟、漆、牛、馬、此六品は夥敷産し候て、大に御利用と可二罷成一奉レ存候、此下には色々の事ども取雜へ候て、地利并産物の仕立樣など相記し申候

一　金銀銅鐵の山共可レ有レ之奉レ存候、是を御取立被二成置一候樣に仕度事に御座候、可二相成一は御手前人數にて試掘り候て、山師共を雜へ不レ申候樣仕度事に奉レ存候

一　石山數多相見得申候間、定て水晶、蠟石、朱など可レ有レ之奉レ存候、御尋可レ被二成置一候、當時薩州よりは朱、蠟石も多く出し申候

一　濱通り餘程廣き事にて御座候得共、獵の致樣不功者故か、大獵の有レ之候所無二御座一候、廣き濱はありながら、大獵の無レ之候は殘念成事にて御座候間、何卒銚子、小田原抔の獵の功者なる者を呼寄候て、濱の者共へ獵の致樣習はせ申度事に御座候、右之通被二成置一候はゞ、大獵有レ之候て濱の利又夥敷事にて可レ有レ之奉レ存候、銚子は家數七八千有レ之候へ共、皆海獵にて相續仕罷在申候

一　御國の土地には木綿不レ宜故、當時も皆他國仕込に仕候、是は土地に不レ合物にて有レ之候へば無二是非一事にて御座候、乍レ併紙子を製候て着し候へば、木綿よりも勝手宜物にて御座候、併只今御國に

て製候紙子は何の役に立不ㇾ申候、紙子は厚紙にて製候がよく御座候、大坂の雨へん紙子、一閑紙子、肥後の八代紙子などは四五年ヅヽ着し申候、以後は御國にても厚紙にて夥く製候樣に可ㇾ被二仰付一候

一　御國は松山多く有ㇾ之候間、定て茯苓可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、御尋可ㇾ被二成置一候

一　松樹多く有ㇾ之候間、松烟を取候て墨を夥く製候樣可ㇾ被二仰付一候

一　瀨戶物を夥く燒出し候樣に御世話可ㇾ被二成置一候、瀨戶物は土を取候て錢に致候もの故、夥き利と成候物にて御座候、然し御國は燒物下手にて御座候、是も御世話次第にて、薩摩燒、相馬燒位には心安く被二取立一候事にて御座候

一　御國鍛冶甚下手にて御座候、是も京都尾州抔より上手を被二召抱一、御國鍛冶の指南と致候て、色々刄物打出させ度事にて御座候

一　海濱の沙土へ棕櫚を御植立可ㇾ被二成置一候、毛も葉も簑と成候故、是も利物にて御座候

一　鷲鵰の御養ひ被二成置一、箭羽を御取可ㇾ被二成置一候、飼料は獵師共へ可ㇾ被二仰付一候

一　右之通にて地利の事大がい殘り申間敷候、如ㇾ斯被二成置一候はゞ、目前の利は見え申間敷候が、三四年の後より次第に驗し相見え可ㇾ申候、且永々御國の御利益と相成候事にて有ㇾ之候へば、何卒此地利をば御取立可ㇾ被二成置一候

儉約之事

一 儉はおごりを去事、約はつゞまやかにて、萬事放蕩にて無レ之、取しめて物事を内ばにする事にて御座候、世の人儉約と吝嗇とを一ッに覺え候は間違にて御座候、儉約は上に申候通の事にて御座候、吝嗇は爲すべき事をも爲さず、虧ぐまじき義をも虧候て、金銀米錢などを貪り候事にて有レ之候、扨儉約は國の貧富强の懸る所にて有レ之候へば、國政の中にても大切なる事にて御座候、然るに當時の如く萬事奢侈に成花麗に成候て、無益に米錢を費し、國用も不足に相成武備も衰へ候は、儉約不レ仕害にて有レ之候、然る故に兎かく儉約して國用をも蓄へ、家中迄も富有に成候はねば、國法も武備も被レ行不レ申候、上にも申候通富國强兵は國政の第一成事にて有レ之候へば、油斷致べき事にて無二御座一候、扨當時は世上一統に愚かなる習はしにて、他の奢侈花麗よりは、手前の奢侈花麗を盛に致候事を相互に手柄と覺え、其上世間並と致し來候を改候事を致得ず候、是は不學不術にて勇氣と決斷と無二御座一候故、氣は附ながら奢侈花麗を止め兼候者共數多有レ之申候、先御大名衆の困窮の本を尋候へば、江戸屋敷と江戸奥方と、江戸の音信贈答と、此三ッの費夥き事にて御座候、然に御大名衆の江戸屋敷は皆旅宿にて御座候、妻子を江戸に差置候も、人質に被レ取たるにて有レ之候、此故に江戸の事は皆旅宿中の事にて有レ之候得ば、萬事を省略可レ仕はづの處、上にも申候通相互に奢侈花麗を專一と致候故、當時の大名衆皆

江戸の爲に窮迫仕候、右のわけを御合點被二成置一候て、江戸の事共を御省略可レ被二成置一候、江戸の事をさへ御省略被二成置一候得ば、夥敷御儉約と相成候、殊に江戸は火事しげく候故、屋敷をも至極麁相に陣屋同樣の拵に致置候て、幾度燒失致候ても痛み不レ申樣に心がけ候事、當世の經濟の一ツにて御座候、當時の如く夥敷花麗なる作り形にては、一度の普請に一年の物成は入候事にて御座候、不仕合にて二度も三度も打續き燒失致候はゞ、其大名衆は粉に成可レ申候、右の如く諸大名衆江戸の爲に窮迫仕候上に、又御手傳と申候事一度ヅヽ當り申候、此御手傳計にても大に痛と成候事にて御座候へば、右の品々をとくと御勘辨被二成置一候て、嚴敷御儉約可レ被二成置一候

一　先儉約を致候には、禮記に計レ入爲レ出と申候事をよく呑込が第一に御座候、計レ入と申候は、其國の年貢物成幾萬石、諸役諸運上幾萬金と申候事を調候事にて御座候、爲レ出と申候は、遣ひ方を勘定致候事にて御座候、たとへば城の修覆に何程、屋敷修覆に何程、臺所の入め何程、奧方の入用何程、音信贈答の費へ何程と申事の總勘定を致候て、右の入めを拂候ても、一年の物成を四分一ヅヽ餘し候樣に勘定致候を、計レ入爲レ出と申候、扨四分一餘し候致方は、一年の物成を四に分候て、其三を年中の遣方と仕り、一をば蓄候て饑饉軍旅抔の備と致候事にて御座候、扨當時の御藏入十二萬石程にて有レ之候由承知仕居候、右を四ツに被二相分一候て、三萬石をば是非御餘し候樣に可レ被二成置一候、是は御心懸次第如何樣にも可二罷成一御事と奉レ存候得共、初にも申上候通、世間並と致來候を改候事の成不レ申候

御氣象にては不レ叶事にて御座候間、隨分御憤激被二成置一候て萬事を一たんに御改め、嚴く御儉約可レ被二成置一候、兎かく儉約は小なる所へは餘り吟味をかけ不レ申、根本の大なる所を能取しめ候へば、小なる所は自然と約に相成申候、何れに只今の樣にゆるき御儉約にては、いつ迄も御指繰の被レ爲レ直候御事は無レ之、末々迄も御借金拔け申間敷候間、何卒御決斷被二成置一候て、御儉約可レ被二成置一候

一　諸大名衆の費を見候に、江戶奧方の費夥き事に相見得申候、上にも申候如く、諸侯方の妻子を江戶に差置候は、人質に取られたるにて御座候、人質に被レ取たる妻子に、夥き國用を費して奢らすべきわけも無レ之事にて御座候、此わけを能御合點被二成置一候て、江戶奧方の御費を御省可レ被二成置一候、勿論女中も當時の如く夥く不レ被二召抱一候ても御間に合可レ申候事に奉レ存候、俗諺にも人と器とは有合次第と申候、當時も加州侯は家格にて、奧方の女中甚不足にて有レ之候、勿論御內室の供人數抔も至て少人數にて御座候、又先年拙者祖母の從兄女薩州侯の老女相勤申候、彼が物語にて承候、薩州公と御內室と兩方の女中又者共に七十壹人ならでは無レ之由に御座候、尤右老女のあてがひも五兩四人分にて有レ之申候、此類之事能き御手本に御座候、此以後は御奧方へも御制度を被二相立一、尤女中數亦衣服迄も屹度被二相定一候て、御家格と可レ被二成置一候

一　人世に極り候て物入の有レ之候事五ッ御座候、五ッと申候は、饑饉、軍旅、水難、火難、病難にて御座候、此五ッは變にて御座候、變は定りなき物にて有レ之候へば、いつあるべきも知れ不レ申事にて

御座候、其上當時は御手傳と申候事有㆑之候へば、此六の備は無て叶不㆑申事にて御座候、若當時の御指揮の上に軍旅はしばらく指置て、御手傳など當り候上に水火騒の難とて觸れ来候はゞ、如何被㆓成置㆒べく候哉、千萬御危き御事に奉㆑存候、上に申上候如く、御物成の四ケ一を御除し候事當分難㆑被㆓成置㆒御座候はゞ、せめて二萬石ヅヽも除り候樣に可㆑被㆓成置㆒候、二萬石ヅヽ除り候て無事に十年を積候へば、二十萬石の御蓄と罷成候、とかく蓄は八九年分の蓄無㆑之候ては、蓄ある國とは不㆑被㆑申候、扨公方樣にて若君御誕生有㆑之候て、御宮參の節井伊掃部頭殿へ御立寄被㆓成置㆒候事御定例にて御座候、去々年若君樣御立寄の節も、十六萬兩餘の物入有㆑之候得共、少しも痛と成不㆑申候由、彼家中の者噺申候、其品は若君御立寄の入料とて、年々一萬石ヅヽ蓄へ候由にて御座候、先年當公方樣御立寄の年より去々年迄二十七ケ年に相成申候得ば、二十七萬石の蓄有㆑之候事にて御座候、此故に少しも痛と成不㆑申由に御座候、如㆑此成事こそ蓄の印にて御座候、此方は御大國にて有㆑之候へば、少し取しめて御儉約被㆓成置㆒候得ば、二萬石、三萬石は心安く餘さるゝ御事にて御座候

一　江戸にて諸色御用町人共へ被㆓仰付㆒候事、甚不儉約成事にて御座候、此以後は御臺所物抔は勿論、呉服物、桐油類迄も御國物を可㆑被㆓相用㆒候、勿論御國にても諸色を町人へ被㆓仰付㆒候事を被㆓相止㆒、皆御職人を被㆓相立㆒候て、右御職人へ可㆑被㆓仰付㆒候、御菓子類も御菓子屋へ被㆓仰付㆒候事を被㆓相止㆒、御料理人の如く御菓子人を被㆓相立㆒、御臺所にて御拵方可㆑被㆓仰付㆒候

一　總て勤仕致候者へは夏冬相定候て、御衣裳御上下拵被二下置一候、此事をもひしと被二相止一候はゞ、可レ然御事と奉レ存候

一　儉約の爲に料理拵を麁相に仕たる事、和漢豪傑の君の致たる事にて御座候、殊に近年松平右京大夫も以の外の麁料理計相用申候、如レ斯手本ども有レ之候事にて御座候へば、御家にても此度被二相改一候て、御料理拵を御麁相に被二成置一候ても、苦かる間敷御事と奉レ存候

一　御家中へ前金被二借下一候事も可レ被二相止一候、前金は御家中を貧に致候本にて有レ之候

一　以後は御加增被二下置一候事をも可レ被二相止一候、何にても功の有レ之候て御加增をも被二下置一度程の者成とも、只當坐切に御米何程成共可レ被二下置一候、加增と申候事當世の流行にて有レ之候へ共、甚不術なる事にて御座候

右之通にて儉約の大意相濟申候、小なる事は大に隨て如何樣にも致さるゝ事にて御座候、兎かく儉約はこらへ性のつよき者仕おほせ候物にて御座候

章服之事

一　章はあやもやう、服は着物にて、衣裳は不レ及レ申、履、冠迄も皆服にて有レ之候、扨章服とは衣服に色品を定候事にて御座候、何故に衣服に色品を定候と申候は、尊卑貴賤を見分る爲に御座候、右の

如く有レ之候得ば、道路抔にて不レ見不レ知同士も、彼は貴く是は賤きと申事はきと相知れ候故、不敬不禮のあやまち出來不レ申、又人込なる場所にても貴賤紛れ不レ申候故、古は和漢共に章服を用たる事にて御座候、然るに只今は戰國の餘風にて、章服などには一向構ひ不レ申候故、供人數など澤山に召連候者は大名高家と相見へ候得共、供人數を取のけて獨り立に仕候へば、何れが貴人、何れが凡下と申分一向相知不レ申候、是章服なき故にて御座候、可二相成一は天下に章服を用ひ申度事にて御座候得ども是は力不レ及事にて御座候、何卒御國に計も章服を可レ被二相用一候、此法を被二相用一候はゞ、大夫士凡下の分はきと仕候て、禮儀ある御國風と相成可レ申候、扨章服の法を被二相用一度被二思召一候はゞ安き致方有レ之候、只色を以て相定候がよく御座候、其致樣は先御家中の人品を七ッ位に被二相分一候て、七色の章服を可レ被二相定一候、扨七ッと申候は、御奉行以上、番頭以上、詰所以上、大番組、諸組士、陪臣、凡下にて御座候、色は青、黑、柿、御納戸、茶、煤竹、又小紋形、縞類、御吟味次第可レ被二相定一候、扨又人品の階級は七ッに成と、八ッに成と、九ッに成と御吟味次第可レ被二相定一候、又今一色の致樣は色品には構ひ不レ申候て、紋所の下へ面々の役目〳〵の頭字を一字ヅヽ假名にて附候時は、委細に相知れ候て手輕き章服にても可レ有レ之奉レ存候、右兩樣の中何れ成共御吟味次第可レ被二相用一候、此儀は難レ致事にも無二御座一候間、御用ひ被二成置一候はゞ宜かるべく奉レ存候

一　士の紋所は一寸三分より小さく不レ仕、陪臣の紋は八分より大く不レ仕候樣に可レ被二相定一候、勿論

法被、革衣抔にも士凡陪臣の章服可レ被ニ相定一候、右之通にて章服の事悉く相濟申候

雜

一　御代々御諡に皆山の字を御用ひ被ニ成置一候、又御家中の大身共も山の字を用申候、是抔は上下の分を紊りたる事にて御座候間、以後は山の字を被ニ相止一候て、公の字を御用ひ可レ被ニ成置一候、勿論只今迄山の字を被ニ相用一候御諡をも、公の字に御改可レ被ニ成置一候、公は諸侯の通稱にて御座候へば、一段可レ宜御事に奉レ存候、當時も水戸家は皆公の字を用申候、扨又當時は、天子も院號、庶人も院號仕候、是程上下の分を紊り候事は有レ之間敷候間、以後は總じて御家中の院號相附候事を御制禁被ニ成置一候はゞ、可レ然御儀と奉レ存候

一　御一門衆始總ての大身共、皆面々の在所〳〵にて家中計を相手に仕り、誰恐るべき者も無レ之、我儘千萬に成長仕候故、諸大身には大半油斷者出來仕候、右の通故、井の中の蛙大海を不レ知と申たとへの如く、外事を一向心得不レ申候故、たま〳〵江戸抔へ登り候へば悉くこめ次第に成候て萬事を恐れ申候、ヶ樣なる事も御世話次第、如何樣にも取立られ候事にて御座候、其致方は御一門衆初め諸大身の子息共を御相手に可レ被ニ召使一候、右の通被ニ成置一候はゞ、自然と世事人事をも呑込候て、御用筋をも合點仕り、成長致候後御用相勤候て、江戸他國抔へ出候ても萬事に可レ宜と奉レ存候、其上大身共と御

馴み生じ候て、是又宜しき事にて可ㇾ有ㇾ之候、和漢古今君と大臣と睦く候は、稱美致候事にて御座候

一　御一門衆を御扱ひ被二成置一候儀、あまり御丁寧過候樣に御座候、然る故に御一門衆皆大に高ぶり申候、大身なる者の權威重く有ㇾ之候は、不出來なる事にて御座候間、御吟味可ㇾ有ㇾ之御儀と奉ㇾ存候

一　當時御家中の士風甚惡く有ㇾ之候て、御勢子奉行、御境横目抔被二仰付一候へば、則病氣相違候て勤め不ㇾ申候者數多有ㇾ之候得共、此事當世の風俗と成候て、互に眞病にては無ㇾ之候事を存ながら、不義とも不敬とも不ㇾ存して罷在候、此類は千萬不都合成事にて有ㇾ之候間、此以後右之類の御用被二仰付一候節、病氣相違候者有ㇾ之候はゞ、御徒目付と御醫師とを被ㇾ遣候て、病の眞僞を被二相糺一、若虚病にて有ㇾ之候はゞ御仕置可ㇾ被二仰出一候、尤證狀出候醫師をも御仕置可ㇾ被二成置一候、總て士のケ樣なる儀を致候も、畢竟困窮故にて有ㇾ之候間、困窮を取直し候御政當世の第一にて御座候、扨右の如き致方をば苛法の樣にも可ㇾ被二思召一候へ共、決て苛法には無二御座一候間右の如く可ㇾ被二成置一候、兎角士も百姓も小兒の如く成者にて、御上の御手當餘り御慈悲にて有ㇾ之候得ば、夫にあまへ候て色々の我儘共起り候物にて御座候、此故に人を御する道は嚴にまさる事は無二御座一候

一　近來御家中に手振奴を召抱候て、旅行抔には聲を揚させ候て召連れ候者相見得申候、此類は士の行作にては無ㇾ之候間、嚴に御制禁可ㇾ被二成置一候、若違背の者有ㇾ之候はゞ、主人は不ㇾ及ㇾ申、奴迄も御仕置可ㇾ被二仰付一候

一　弱年の儒者、醫者、學問の爲と申候て京、江戸抔へ上り候事、むざと御免被二成置一間敷候、其品は弱年不學の者共わづか一兩年京、江戸抔にて學び候迚、急に上達被レ致候者も無二御座一候、當時の如く弱年の者どもの京、江戸抔へ參り候は、畢竟は俗におどしと、又部屋住の中見物ながら登候者多く御座候、扨御國にて書も多く見候て、其上の骨がための爲に京、江戸抔の名家へ參候者は御免可レ被二成置一候、當時御國にても儒家の博學には、田邊喜右衞門、華幸七、高野備中、齋藤林太夫、別所亥季、畠中多仲、詩には新井彥四郎、天文算術には戸板善太郎、高橋道三、醫學には常盤玄庵、阿部養三、氏家紹庵、南條順庵抔は皆骨ある者共にて御座候、儒醫共に右の者共を盡し候ての上、骨がために參候事をば御免可レ被二成置一候、右の品も無レ之者をば御免被レ下間敷候、弱年無學の輩の京都登は御外見も不レ宜候事にて有レ之候得ば、御吟味可レ有レ之候事に奉レ存候

一　代々の家業と申候事をば被二相止一候て、時に取ての上手に夫々の役を可レ被二仰付一候、右の如く被二成置一候はゞ、藝人共は上手計揃ひ可レ申候、人々得手、不得手なる事有レ之ものに御座候へば、何程代々の家業たり共、下手なる者も數多有レ之候故、代々の家業を可レ被二相止一候

一　總て世祿は人を不才に致す本にて有レ之候、中にも醫者の大祿は醫を下手に仕る仕方にて有レ之候間、大祿の御醫師をば悉く御減少可レ被二成置一候、然しながら品無レ之は被二召上一間敷候間、御醫師共の病人帳を急に被二召上一候て、病人の多少に隨て相應に可レ被二召上一候、先年江戸にても此政有レ之候事

御座候

一　御國には物産に心得有レ之候者一向無レ之候、是も四五人被ニ仰付置一候はゞ、可レ然候事と奉レ存候

一　總て御家にては他所人は不レ及レ申、御家中を御あつかひ候事も御丁寧過申候、餘り御丁寧成事は却て不レ宜候事にて御座候、殊に寺院抔も重く御あつかひ被ニ成置一候事、いよ／＼不レ宜御事と奉レ存候

一　大文字屋を初め御國の町人共へも、前金借方御用被ニ仰付置一候事甚不レ宜事にて御座候、其品は御家中諸士の貧福强弱を悉く商人共に見拔れ候故、是程惡き事は無ニ御座一候、何卒此事をば可レ被ニ相止一候

一　當時御武頭抔を初め諸役人を被ニ相減一候事は、五分一を可レ被ニ召上一御爲にて有レ之候へ共、武備に於ては大に虧け申候間、上に申候如く地利を御取立可レ被ニ成置一候、地利を御取立被ニ成置一候はゞ、右の五分一より五倍も十倍も多く出方可レ有レ之候間、右を五分一の替に被ニ成置一候て、諸役人をば相定り候通被ニ相立一可レ被ニ指置一候

一　御國中窮迫致候と申候も申候も士計にて有レ之候、百姓町人は一圓窮し不レ申候間、相應に御用金可レ被ニ仰付一候

一　諸商賣物の直段相場抔は、上より被ニ相立一候樣に仕度事にて御座候、直段相場の御吟味有レ之候へば、町人共不法の商賣を致得ず候、當時は右の權柄町家に有レ之候故、商人共己等が利慾の爲我儘至極

なる商賣を仕候、當時にて申候へば、現米渡りの節は米直段を賤く致し、盃碁抔には錢を貫く仕候、右の權柄を奪候には、先他所仕込を相止候はねば不〻罷成〻御事にて御座候

總て是のみに不〻限、諸商賣の致樣皆如〻斯にて有〻之候、是は右權柄町家に有〻之候故にて御座候、

一　自分遠慮と申候事を可〻被〻相止〻候、此自分遠慮のならはしは大に害と成候事も御座候、遠藤内匠が仕損じも自分遠慮より思附候て、埒もなき事仕出し申候

一　江戸御屋敷に被〻差置〻候宿守(ヤドモリ)共をば悉く可〻被〻相拂〻候、大に害に成候事共有〻之申候

一　菓子類も煎餅、算木餅抔の外は、被〻相禁〻候て宜かるべく奉〻存候

一　諸藝人を御勵し可〻被〻成置〻爲に、御合力金被〻下置〻候事いはれなき御事にて御座候間、以後は可〻被〻相止〻候、重賞之下有〻勇夫〻と申候古言も有〻之候へば、賞を以て人を勵し候事古よりの法にて御座候へ共、是は功の有〻之候者へ其時々に賞を與へ候事にて御座候、當時の如く騎射稽古人へは何程、大的射手へは何程と定り候御合力被〻下置〻候事は、却て不〻宜事にて御座候、兎かく武備篇に申上候如く被〻成置〻候はゞ、總士のはげみ生じ候て、何よりの御合力にて可〻有〻之奉〻存候

一　士の中より樂官を被〻仰付〻候て、一通りの樂をば御仕立可〻被〻成置〻候、勿論總ての御祭禮抔に御用ひ被〻成置〻候はゞ、諸人樂の樣子をば見聞仕候て、一ツの心得とも可〻相成〻奉〻存候

右存寄の中昔風の事にて、當世向に無〻御座〻候事ども數多有〻之候間、定て時節をも辨へ不〻申存寄の樣

にも可レ被二思召一候得共、拙者存寄は御國政の全體の御儀を可二申上一存心にて御座候間、御政事の御補とも可二罷成一かと奉レ存候事をば、遠き事迄も殘さず書記し申候、右の如く遠き事迄も書集候間、當時早速には御行ひ被二成置一がたき事過半可レ有レ之奉レ存候、併御打捨可レ被二指置一事にては無二御座一候間、三年計の間に漸々に御行ひ可レ被二成置一候、左樣に被二成置一候て、右存寄の通り全備仕候はゞ、勇々敷御國風にて、日本無雙の御國と可二罷成一奉レ存候、扨又此存寄の中にて急に御取立可レ被二成置一儀は地利にて御座候、能く地利を御取立被二成置一候て產物夥敷出候時は、大に御指繰の御助と相成候事にて御座候、上にも申上候通、國を富し候事は國政の第一番なる事にて御座候間、地利幷細工ものゝ儀をば急に御取立可レ被二成置一候、一年遲なはり候得ば、一年の御損にて御座候間、當春早々より御取立被二成置一候はゞ可レ然御事かと奉レ存候

右總計九篇百五拾九箇條　　林子平

上書終

經世秘策

本多利明著

經世秘策卷上

本多利明著

我モ固ヨリ臣ナレバ、人モ亦臣ナレバ、同物又同體ノ論ナレバ論ナシ、論ナケレバ止ミガタク、日本ニ生ヲ禀タル者、誰カ國家ノ爲ヲ思ヒ計ラザラン、國家ノ爲ニ惡キヲ悅ビ善キヲ惜ンヤ、然レバ善事ハ倶ニ扶ケ悅ビ、惡事ハ倶ニ避ケ惜ムベキハ、固ヨリ日本ニ生ヲ禀タル身ノ持前也、然ルヲ當時ノ風俗左ハナキノミニ非ズ、國ノ爲家ノ爲宜シキ萠アレバ、妬奸讒佞ノ徒出テ是ヲ破ルニ至ル、善事ハ常ニ弱ク、惡事ハ常ニ强キハ世ノ習ハセニテ、終ニ其善ヲ遂ルコト能ハズ、富貴ハ得難ク、貧賤ハ得安キガ如シ、是誰ガ過失ヨリ出タルカト、眞實ニ誠モテ探索アレバ、默然トシテ諦悟アルベキハ勿論ナリ、雖レ有モ當時ノ如ク天下靜謐ナルハ、日本開闢以來始テナレバ、萬民其所ヲ得テ其樂ヲ樂ムナリ、鼓腹ト云モ此時ヲ云ハン、因テ萬民追日追月增殖ノ勢ヒヲ爲スハ、至極其筈ノコト也、是ニ從ヒ國產モ亦追日追月增殖セザレバ、天下ノ國用不足スル故、日本國中ノ曠野及深山迄モ、土地ノ限リハ皆開發シ、田畑トナリテ、農業耕作シテ百穀百菓出產セザレバナラズ、若是ガ不足セバ、萬民ノ國用不足トナリテ、凶歲饑饉ニ當リテ饑渴ノ庶民出來スル也、其內農民多ク餓死スル故、國產不足ニナリテ、世ノ中靜謐ナラズ、萬民ハ農民ヨリ養育シテ、士農工商遊民ト次第階級立テ釣合程ヨク、世ノ中

静謐ニアリシヲ、因本ミル農民饑死多キ故ニ、不釣合ト成テ種々樣々ノ災害湧出、此方ヲ防ギ鎮レバ彼方騒ギ立、彼方ヲ防ギ鎮レバ此方騒ギ立、是貧窮ヨリシテ然リ、因テ遠ク慮ラズンバナラズ、其遠ク慮ルハ何ヲ主ト爲シテ策ルトイフニ、追日追月増殖スル四民ノ勢ヒヲ折カヌ樣ニト慮ラズンバナラズ、其勢ヒヲ折カヌ樣ニ策ルニハ、四大急務ヲ以國政ノ最第一トシテ治ルニ於テハ、増殖ニ往キ間ナキ故ニ、彌盛ニ増殖スル故、當時ノ如ク大造ニ良田畠ヲ亡處トスルコトナク、却テ良田畠ヲ開添テ國家豐饒トナル、若過ツテ此四大急務ヲ以不レ治バ、治平ノ國政ニ不レ協シテ、亡處手餘地追月追年増殖シテ、終ニ災害並到ルコトハ古今ノ定例也、依テ治平ニハ是非トモニ此四大急務ヲ以國政ノ最第一トシ、通用金銀ニ際限有テ放チアタヘ、四民ノ階級ヲ緒保チ、爵禄トイヘドモ貧富ニ係レバ、通用金銀ノ際限ヲ建ルコトハ肝要ナリ、若過テ通用金銀ニ際限ナク保チ與ユル時ハ、庶人ノ内ニ豪富出來、國政ニ害アルノミニ非ズ、奸商湧出人知ラズ異國へ拔行ク憂アリ、依テ通用金銀ノ員數ニ際限ヲ建テ放チ與ユルコト肝要ナリ、天下ノ金銀銅ハ通用ノ外ハ殘ラズ上ヘ蘊積セザレバ、國家ヲ永久ニ保チ難シ、其譯後ニ見ヘタリ、若過テ際限ナク放チ與ユル時ハ、諸色高直ニナリテ、金銀ノ位ヲ卑下スルモノ也、在十年以前マデハ、米一俵代四百文グラヰヨリ六七百文ナ最上ノ高直トナリ、今ハ一貫文ヨリ二貫文グラヰトナリタリ、通用金銀ノ位漸ク卑下スルハ、國產ノ出來高ト通用金銀ト其多少不釣合トナル故ナリ、當時ハ殊ニ農民減少シテ、國產出高追年不足トナルニ、通用金銀ハ前前ヨリ融通シテ不朽ノ上ヘ、猶追々放チ與ユルユヘ、益諸色高直トナルナリ、金銀ハ位貴キヲ以治道

ニ益アリトセリ、殊ニ通用金銀ハ國產融通ヲ司テ、四民ノ階級ヲ正スノ要務ナレバ、不レ多不レ少諸色ノ直段中分ナル所ニ際限ヲ立テ、餘リニ下直ナラバ放チ與ヘ、餘リニ高直ナラバ引揚ゲ、是ヲ制スレバ、五十年以來ノ平均相場ヲ以大的ヲ見定メ、常ニ密々差引セザレバナラズ、其餘ハ秘庫ニ納テ出スコトヲ嚴禁セリ、爰ヲ以四民ノ階級嚴立シテ游民退轉シ、世ノ中靜謐ナリ、是ヲ自然ヲ取ノ政務ト云テ萬民ノ恨ミ悔ミヲ避ルノ秘策也、是又政事第一ノ仕方ナリ、四大急務ヲ以治ル時ハ、此通用金銀ノ差引ハ其內ニ籠リ、是非トモニ如レ此セザレバナラヌコトナレドモ、當時ノ如ク大切ノ政務肝要タル通用金銀ニ際限ナキ時ハ、追日追月種々樣々ノ災害湧キ出テ、其防策ニ精力洩レテ、肝要タル政事ニ手拔デキ、不レ圖災害到來スルモノナレバ、通用金銀ノ多少差引ハ治道第一ノ政務ナリ、通用金銀ヲ以時勢ヲ制作シ四民ノ稼穡ニ懈怠セヌ樣仕向スルヲ治平ノ國君ノ天職トセリ、此四大急務ヲ以治ル時ハ、善事是事吉事ノミ八重ニ到來シテ、上下萬民內心悅ビ、何事モ淸ク潔ク行レテ、誠ニ萬歲ヲ唱フル御代トナリ、珍重トモ重疊トモイフベキヤウナシ、四大急務ト云ハ何ヲ以名付タルトナレバ、第一焰硝、第二諸金、第三船舶、第四屬島ノ開業ヲイヘリ、此四箇條ハ當時ノ大急務ナル故ニ四大急務ト云、其四箇條ヲ分テ、左ニ其大概ヲ述

第一焰硝ト云ハ、土地ニ焰硝ヲ生ズ、海中ニ潮汐ヲ生ズ、天下萬國皆然リ、太陽ノ溫リ火ノ變性也、土地ノ焰硝ヲ取ラズニ置ハ、或ハ天雷墮落シテ火災トナリ、或ハ乾燥ナル時ニ、天火ヲ招キ火災トナ

リ、或ハ人ノ過失出來スレバ忽大火トナル、猛火人力ノ鎭ムベキニ非レバ、大都會トイヘドモ一點ノ炎地トナル類ヒ、皆是焔硝ヲ攝取ザルノ過失ナリ、如レ此災害ノ出來スルモノナレバ、是ヲ掘採テ火災ノ憂ヲ資ルハ、勿論國務ニナルナリ、コレノミニ非ズ、多ク採テ多ク所持スレバ、武備ノ要害武國ノ名ニ協ヒ、盛衰勝劣モ固ヨリ焔硝蘊積ノ多少ニ因レリ、扨又治平ニ國家ノ大用ニ立ツ、其益莫太ナリ、或ハ河舟運送不便利ニシテ、其國其處ニ自腐スル國產アルヲ扶ケ、他國ヘ出シテ國用ニ達スルニハ、先ヅ河道ヲ通ゼンニ、河筋ニ多ク岩石アツテ堰トナリ、河舟不通ニハ岩石ヲ掘割ニ人力ノ及ビ難キヲ、焔硝ヲ用テ反割セバ容易ク掘割出來、河道開ケ、河舟通用シ、國產運送シ、他國ヘ出シテ國用ニ達シ、或ハ嶮岨ナル峠道アラバ、ナルベキダケ岩石ヲ掘割切通シテ修理センニ、人力ノ及ビガタキヲ焔硝ヲ用テ容易ク掘割出來、往還道ヲ設ケ、庶人ノ辛苦ヲ助ケ、或ハ渡海ノ舶路磯邊迪リニ、古來ヨリ灘ト唱ヘ、難所ノ水豪ノ大岩石、及ビ港々泊々ニモ水豪ノ岩石アツテ、往來ノ船舶動モスレバ破船シテ國產ヲ損失シ、ソレノミニ非ズ、大切ノ國民モ溺死スル抔ハ、焔硝ヲ以テ反割シ其憂ヲ省キ、或ハ江州ノ湖ノ如キ周廻四十里ノ懷內ノ溜水ヲ、宇獅子飛ト云所ヨリ吐ク、其落口ノ幅僅ニ五七間、殊ニ眞石ノ一枚盤ナレバ、大昔ヨリ大瀧トナツテ吐トイヘドモ、僅ニ五七間ナレバ落兼テ、大雨ノ度度四十里ノ周廻ヘ溢レ溯リ、古田畑迄モ水腐スルコト夥ク、昔河村瑞軒ナル者アツテ巧力ヲ竭シ、雜費モ投ジタレドモ其詮ナシトイヘリ、是等ハ焔硝ヲ用テ反割バ、人力ヲ不レ用シテ意ノ如ク掘割出來、

河道通ジ、一國ノ國產河舟ヲ用テ運送便利ヲ得ルノミニ非ズ、周廻ノ古田畠ノ水腐ノ憂ヲ除キ、其上周廻ニ新田畠獨ト出來、數十萬石ノ鄉村出來シ、衰世ノ一助トモ成ベシ、其外焰硝ノ大功勝ァ算ヘガタシ、都テ開業ノ大業ハ、焰硝ヲ不レ用シテナシ難シ、故ニ歐羅巴洲ハ焰硝ヲ以、國家ニ最良最長ノ產物トシテ國用ニ達シ、大功ヲ取ルコト夥シ、當時ノ如ク官ニ焰硝ヲ掘採ルコトヲ丹誠セズ、貴物ニセザレバ、庶民モ亦掘採ルコトヲ丹誠セズ、大雨洪水ノ度々雨水ニツレテ、大海ニ流レ入テ潮汐トナル、掘採レバ國家ニ益ヲ得、掘取ザレバ國家ニ益ナシ、掘取ニ入用雜費モ掛ルトイヘドモ、焰硝ハ國用ニ立テ大益ヲ得ル產物ナレバ、入用雜費ノ損得ノ預ルベキニ非ズ、入用雜費ハ國ノ民ノミ取レバ、我ガ子ニ與ユルニ類ヒシテ數倍ト成テ戾リ來ル、融通ノ金銀ナレバ、入用雜費ヲ厭ハズ、庶民進ンデ掘取ル樣ニ仕向ノ仕掛スルヲ以、自然ト風俗立テ掘取ルナリ、如レ此大切ナル物ユヘ、急務ノ第一トス

第二　諸金ト云ハ、諸國ニコレアル金銀銅鐵鉛山ナリ、夥シクアリトイヘドモ、皆廢山トナリテ國ニ益アルコトナシ、此過失ノ出生ヲ探索スレバ、金銀鉛山共ニ廢山トナルベキ深秘ノ道理アリ、先銅山ノ道理ヲ論ゼン、余先年奧州某ノ領ヲ旅行セシ節、城下ニ到レバ獄門首ノ掛タルアリ、立寄テ見レバ、此者國禁ヲ犯シタル科ニ依テ、死罪ノ上獄門ニ行フモノナリト記シタリ、如何樣ノ國禁ヲ犯セシカト、竊ニ土人ニ尋問セシニ、此領內ノ金銀銅山ノ多キヲ旅人ニ手引セシヲ、露顯シテ罪科ヲ蒙リタリトイヘリ、イカナル趣意アッテ、金銀銅山ヲ深ク禁秘スルカト根ヲ推テ探索スルニ、當時當領ノ新銅掘出

シ高、殘ラズ上ニ奉ル定ナルユヘ、當山ヨリ年々掘出シタル新銅殘ラズ上納アリ、ソノ價金ヲ本途直段ヲ以賜ルトイヘドモ、銅山總入用ノ雜費ト差引スレバ、大分ニ不足シテ、一箇ニ付若干ノ損亡アルトイヘリ、近來凶歳以來領主貧窮シテ、銅山ノ掘子ノ手當ヲ、領主貧窮セシニヨリ、其給分輕薄トナルユヘ、掘子ノ渡世産業ニナリガタク、故ニ段々新銅出元減少シテ、當時既ニ絶々トナリタリ、利潤ハナシトイフトモ、責テハ雜費ノ償ニ不足トハ、餘リニ齟齬シタルコトナリ、羽州ニモ銅山アリテ、右領同樣ニ上納アレドモ、是モ亦右領銅山ト同樣ニ損亡多ク、領主モ其償ニ國力及バズシテ、新掘出方絶々ニナリタルナリ、本途直段ハ非義非道ノ樣ナレドモ左ニ非ズ、其實ハ國力ノ保チヲ策ル密計ニ協ヒテ良制也、諸國ノ金銀銅山ノ所在ヲ秘シ隱スハ、皆是本途直段ヲ恐ル、故ナリ、此本途直段ノ制度ナク自然相場ニ依テ相對賣勝手次第トアラバ、諸國ノ金銀銅山ヲ我勝ニ掘採テ異國ヘ渡シ、國ニ骨ナシトナルベキヲ、本途直段ノ制度アツテ國ノ力ヲ保チ、アヤマチノ高名トモイフベシ、其趣意ヲ云バ、異國ヨリ持渡ル産物ハ、都テ永久不朽ニ止テ、國ノ益アルハナシ、日本ヨリ渡ス所ノ金銀銅ハ、永久不朽ノ長貨ナレバ、實ニ國ノ骨ナリ、其長貨ヲ年限モナク渡ストイフハ、餘リ如何ガ敷コト也、全體ヲ以テ論ズレバ、大昔ヨリ諸國ニテ掘リ出シタル所ノ金銀銅ハ代々ノ將軍家及諸侯ノ家々ニ傳來、永久蘊積有テ、國家ノ大用ニ達スベキハ固ヨリシカリ、國家ノ大用ト云ハ、異國交易ニ金銀銅ヲ渡ス事ヲ嚴禁アリテ、日本ノ國用ニ立テ永久ニ遺ンコトヲ敎示スルナリ、木家作リニテハ跡ヨリ修理再建透間

ナク人力ヲ破ルノ費是ヨリ大ナルハナシ、因テ庶人マデモ勝手ニ任セ、木柱ノ分ハ石柱ヲ用ヒ屋根ハ銅板ヲ用ヒ永久不朽ノ家作ノ住居トナラバ庶人迄モ金銀銅ハ國ノ骨タル良智モ開ケ、異國交易ニ渡ス所ノ金銀銅ヲ停止スルトモ、人氣ニ背クコトナク、倶ニ制シテ止マルナラン、何レ國用萬事ノ根本タル金銀銅ナレバ、日本ヲ出テ異國ヘ拔ケ行ヌ樣ニ制度建立アリタシ、大切タル長貨ナレバ、代々ノ將軍家及ビ諸侯ノ家々ニ永久傳來所持アルベキハ、萬民ニ父母タル職業ノ根本ナリ、金銀銅急務ノ入用アリテモ、暫時ニ掘採ルコトハナラヌ岩窟中ノ仕業ナレバ、常ニ手ヲ引セヌ樣ニ掘子ヲ介抱スベキハ、是又人君ノ天職ナリ、此介抱ニ懈怠アレバ、損得ニ係テ所謂山師ノ所業ト等ク、國君ノ天職ニ非ズ、國君ノ國務ハ入用雜費ニ拘ハラズ、國家ノ益ヲ取ルヲ主トセリ、靑砥ガ滑川ノ紛失物ヲ索メシ如ク、入用雜費ハ國民ノミ取レバ、我ガ子ニ與フルニ等シ、如レ斯大切ナル諸金ナレバ、急務ノ第二トス

第三　船舶ト云ハ、天下ノ產物ヲ官ノ船舶ヲ用テ渡海運送交易シテ、天下ニ有無ヲ通ジ、萬民ノ饑寒ヲ救フヲ云ナリ、渡海運送交易ハ國君ノ天職ナレバ、商民ニ任スベキニ非ズ、若誤テ商民ニノミ任ズルニ於テハ、奸計貪欲ヲ恣ニスルユヘ、國中ノ諸色ノ直段平均スルコトナク、莫太ニ相場不同高下アツテ農民立ガタク、是ヲ救フハ官ノ船舶ヲ以渡海運送交易スレバ、自然ト諸色ノ直段平均シテ、農民救ヒヲ蒙ルナリ、官ノ船舶ナク渡海運送交易ヲ商民ニノミ任ズルニ於テハ、追日追月士農二民困窮シテ、凶歲饑饉ニ當レバ、萬民ニ先ダチ農民多ク餓死シテ、田畑ノ亡處出來シ、國產減少シ、天下ノ

國用不足トナリ、國家ノ衰微到ル、是ヨリ人氣背キ、刑罰人多ク出テ、國民ヲ失フモノ也、固ヨリ大切ナル國民ナレバ、一人ヲモ失フマジキヲ、死刑ニ處センハ惜ムベク、且又不便千萬ナリ、天民一人廢亡スルハ皆國君ノ科ナリ、都テ庶民ノ艱難災害罪科ノ品々多ク、諸色ノ相場不同高下アツテ、庶民悔恨憤怒ノ遺念凝塊ヨリ出生セリ、諸色ノ相場不同高下ハ、渡海運送不便利ヨリ出生セリ、渡海運送不便利ハ國君ノ船舶ナク、其官職ナキユヘ、計ラズ知ラズ國君ノ天職ヲ廢スルナリ、當時ノ有樣ヲイヘバ、カク大切ノ渡海運送交易ヲ商賈ノ家業トセル制度ユヘ、交易ニ商賈ノ家業ト、國君ノ天職トノ差別アルコトヲ辨ヘズ、是故ニ渡海ノ道開ケズ、渡海ノ道開ケザル故ニ、運送交易ハ都テ商賈ノ家業トハナレリ、渡海ノ道開クルニ於テハ、天下ノ諸產物ノ直段平均シテ、士農ノ二民救ハレ、追日追月國產增殖シテ、國家ニ豐饒ヲ副ベシ、固ヨリ人步牛馬ノ力ヲ以テ、大都會ノ萬民ハ哺啜シ難シ、船舶ノ運漕ヲ用テ哺啜セザレバ養育スルコト能ハズ、唯今ノ儘ニ商民ノ船舶ノミニテ渡海交易スルニ於テハ、終ニ大災害ヲ招クノ道理アリ、改革ナケレバナラズ、大災害ヲ招クノ道理ヲイヘバ、當時夜盜強盜ノ穿鑿嚴重ノ名アリテ、其實ハ詮議不行屆ニシテ、武家ノ江戶廻米凡四分ノ一ハ、途中ニテ船頭水主奪取テ、後僞訴ヲ以事濟來レリ、訴狀ノ趣意ヲ云バ、難風ニ遇ヒ洋中ニ於テ破船、或ハ投荷シテ船足ヲ揚ゲ、難風ヲ凌ギ、命バカリヲ漸ク助タル旨浦證ニ認メ其有司ニ訴ルニ、有司心中ニ僞訴タルニト推察スルトイヘドモ、手船ニナキノミニ非ズ、上乘役宰領役ノ者モナク、其眞僞何ニ由テ糺スベ

キヤウナク、其儘ニ打棄アルヲ常トセショリ、今ニ至リテ其癖ヤマズ、甚敷ハ佐州ノ外浦ナリ、十八イヘルハ、當年ハ破船殊ニナシ、故ニ手繰（繰）宜シカラズ、兼テ約諾ノ嫁ヲヤリ引婿ヲ取ルモ、延引シテ來年ニモ宜シキ儀アラバ、早速遣リ取リノ婚姻スベシト云、其實ヲ探索スレバ、大風烈ノ節渡海ノ船舶漂流シ、破船モアラン時節ハ、外浦ノ灘磯ノ山頂ニ登リ、深夜ニ篝火ヲ焚キ沖ニ漂ヒ居ル船舶ヲ迷惑サセ、此篝火ヲ見テ湊カ泊リノ常夜燈ニモアランカト、其火光ヲ便リ流レ來ルヲ待居テ、漂著スルヨリ早ク大勢ノ濱人、其手々ニ得道具ヲ携ヘ出デ、舟人ノ助命ハ扨置、舟中ノ人數ヲ海中ヘ打込ミ、陸地ニアガラントスレバ則打込〱、終ニ一人モ殘ラズ溺死サセ、其後濱人寄合、舟中ノ積荷物ヲ配分シ、跡ニテ舟中ヘ放火シテ燒キ拂ヒ、無證據ト爲セシコトハ佐州ノ外浦ノミニ限ラズ、諸國邊鄙ノ浦浦ニハ毎々アルコトニテ、渡海ノ船舶最第一ノ災害ナリ、是海賊ノ萌ニテ、國家政事ノ大瑕瑾ナリ、當時既ニ諸侯ノ家臣本祿ヲ給ハルハナシ、半知以上ノ借揚ゲニ遇ヒテ、主ヲ恨ムルコト怨敵ノ如ク、常ニ忿憤ノ遺念ヲ蘊積ニ堪ヘ兼テ、藩中ヲ立退キ盜賊トナリ、諸國ヲ横行スル樣ニナラバ、彼ノ濱邊ノ土人トカタラヒ海賊トナラバ、盜賊剛强トナリテ、大昔ニ復ス勢ヒヲ生ズベシ、故ニ歐羅巴諸國ハ國王アツテ萬民ヲ撫育スルニ、渡海運送交易ヲ以飢寒ヲ救フヲ國王ノ天職トセリ、故ニ盜賊抔ハ決テナシ、殊ニ日本ハ海國ナリ、運送交易ハ國家政務ノ肝要タルコトハ勿論ナリ、當時運送ノ船舶ハ磯邊ヲ離レテ遠沖ヲ乘リ廻ルコトヲセズ、皆磯邊ノミヲ附キ纒ヒ乘廻スルヲ要トセリ、唯目力ノ及ブ所

ノ山々カ、島々ヲ目的トナシテ渡海スルユヘ、地方ヨリ沖ノ方ヘ大風吹出シテハ必ズ度ニ迷フナリ、山々島々モ遠クナリ、最早目力モ及ビ難キニ至レバ、直ニ十方ヲ失ヒ漂フ、是洋中第一ノ天文算數ナク、渡海ノ法則ナキユヘ也、依テ行衞知ラズトナル船舶年々其數ヲ知ラズ、年々莫太ナル國産ヲ棄ルノミニ非ズ、大切ノ國民ヲ失フナリ、渡海ノ道開ルニ於テハ、海中ヘ棄レル米穀、及ビ外諸産物ヲ助クルニヨリ、大ナル儉約ニモナリテ、國家ニ豐饒ヲ副ルノミニ非ズ、日本國中ノ米穀ヲ始メ、外諸産物マデモ直段平均シ、萬民渡世ノ產業ニ甲乙ナク、政道ニ非義ナケレバ恨悔セズ、依テ萬民コゾツテ萬歳ヲ祈ルナリ、年々行衞知ラズトナル大切ノ國民ヲ助命スルノミカ、異國ヘ漂著シテ、異國人ヘ日本ノ制度ニ闕欠アルヲ知ラレズ、前ノ恥辱ヲ償フナリ、如レ斯數々ノ善事アレバ、急務ノ第三トス

第四　屬島ノ開業

此段憚ル事ノ多ケレバ、別紙ニ書記シテ爰ニ洩シ畢ンヌ

經世秘策卷上終

經世秘策卷下

上卷ハ、四大急務ノ趣意ヲ述ルノ大概ナリ、然レバ一國一郡ヲ治メ、天下ヲ治ルモ、此四大急務ヲ用テ治ル時ハ、日本ノ曠野空山迄モ、土地ノ限リハ田畠トナリテ居村出來、其勢ヒ盛ンニ行ハレ、終ニ島々マデモ漸々ト獨開シテ、金銀銅山モ獨開シ、百穀百菓モ追年增殖シテ、天下ノ國用ニ不足スルコトナシ、此ノ如ク成行ク人民ノ增殖スル勢ヒヲ、折ヌヤウニ治ルヲ善政トセリ、是ニ逆フヲ惡政トセリ、萬民ノ增殖ノ勢ヒヲ國君大ニ譽メ悅ビ、短ナル所ヲ扶ケ長ズル所ヲ賞スレバ、萬民增殖ノ勢ヒ塞レズシテ終ニ開業ノ所望悉ク成就シテ、國家大ニ豐饒剛健トナレバ、武國ノ名ニ協ヒ、隣國迄モ威服シテ、日本ノ屬島トナラン、其威勢具足ノ國情ヲ折ヌ樣ニ介抱スルヲ撫育ト云フ、皆是仕向一ツニアルコトナリ、一國一郡ヲ治ルモ、天下ヲ治ルモ、庶人ノ一家ヲ治ル意味ニ異議アルコトナシ、富有ナルモ、貧乏スルモ、主人ノ心意ニアルコトナリ、如レ斯明白ナル四大急務ニテ、片時モ懈怠ノナラヌ大切ノ國務ヲ、今ノ世マデモ取ラザルハ不調法ノ至リナリ、倩其根源ヲ探索スルニ、其嚮八百餘年ノ戰國ニテ、武弁ノ道ニノミ生涯ノ精心ヲ竭セシユヘ、自然治道ヲ得ベキ寸暇ナク、至極尤ノコトナリ、ソノ勢ヒヲ論ズレバ、抑我邦神武帝一統ノ業ヲ興シ給ヒ、山澤通ジ萬民ヲ救ヒ給ヒシヨリ、漸々人道行ハレ、日本國中ニ國ノ守ヲ置キ、政事悉ク天子ヨリ出デ、皇統連續シ、今ノ世マデモ、臣下ト

シテ帝位ヲ奪ヒシコトナク、タトヘ暴惡ノ臣出來ルコトアリテモ、王子ノ内ヘ反逆ヲ勸メ、天子ヲ居替ヘ、己ハ權威ヲ恣ニシ榮耀ヲ極ント欲スルノミニシテ、帝位ヲ簒逆セシコトナク、是異國ト我邦別有テ、神國ノ風儀トモ仰ギ尊ムベキ所ナリ、然レドモ皇統ニモ明暗ノ二ツハ稟得給フニヤ、或ハ賢臣ヲ用テ世靜カニ、或ハ佞臣ヲ寵シテ天下騷ガシク、色々アレドモ、神武ノ仁德廢レズシテ其驗アキラケク、扨又明暗ヨリ世々盛衰升降アリ、人王六十八代後一條帝ノ時、攝政道長權ヲ擅ニセシヨリ、兵亂諸國ニ萠シ、平ノ忠常兵ヲ起シテ總州ヲ動亂シ、打續キ奧羽大ニ亂レ、前九年後三年ノ戰ヒ、賴義義家忠誠ヲ勵ミ漸ク平均セシニ、保元平治ヨリ元暦文治ノ頃ニ至ル迄王都ノ大亂、重盛如キ賢臣アレドモ、是ヲ鎭ルコト能ハズ、不幸ニシテ身マカリ、清盛暴惡イヨ〱增長シ、賴朝平家ヲ追討シテ、天下少シク靜謐セリ、賴朝ハ鎌倉ニ居ナガラ征夷大將軍ノ宣旨ヲ蒙リ、運ニ乘ジ權威ニ募リ、天子ヲ蔑如シテ世上ニ大天狗ト惡言セラル、剩ヘニ日本惣追捕使ヲ押シ賜リ、諸國ニ守護ヲ置替ヘ、莊園ニ地頭ヲ居ヘテ是ヲ治ム、神武以來ノ郡縣ノ法ヲ封建ニ改革シ、天子ハアテガイ世帶トナシ、今迄所持ノ田畠ヲ失ヒシ百姓ニ等シク、天下ハ恣ニ武家一統トナセリ、天下ノ人力足ラザル故悉ク威服スレドモ、人道ニ於テハ仰ギ貴ビ心服スベキ大將ニ非ズ、神明其不道ヲ罰シ給フニヤ、賴家ハ時政ニ弑セラレ、實朝ハ公曉ニ害セラル、賴朝沒シテ後僅ニ二十一年ニシテ、北條ニ國柄ヲ奪ハル、時賴萬民ヲ憐ミ、天下ノ爲ニ身ヲ困メ、藤綱ヲ用ヒテ天下暫ク靜謐セリ、高時ニ至テ驕奢大ニ增長シテ、後醍醐天

皇ヲ隱岐ヘ流シ奉リ、日本國中大ニ亂ル、藤房正成忠誠ヲ竭テ、後醍醐帝ヲ隱岐ヨリ還幸アツテ重祚シ給ヒ、賴朝以來百四十餘年武家一統ノ天下ヲ再ビ公家一統ノ天下ニ復ス、高時ハ義貞ニ討レ、北條九代百十餘年ニシテ滅亡セリ、扨又公家一統ノ天下トナリシニ、天皇佞臣ノ讒ヲ信ジ、准后ノ內奏ヲ用ヒ給フ故ニ、賞罰ニ明ナラズ、時ニ尊氏厚ク賄賂ヲ贈テ准后佞臣ヘ媚ビ諂ヒ、內奏ヲ以テ義貞ヲ讒セシ故ニ、尊氏ガ功薄ケレドモ、賞ハ義貞ニ優レリ、是ヨリ以後新田足利ト確執トナリ、互ニ威ヲ爭フ、藤房ハ諫兼テ遁世セラル、楠正成ハ智仁勇兼備ノ大將ニテ、自立セバ天下ヲモ掌握スルトモ安カルベケレドモ、一タビ天子ニ賴マレ奉リタル信義ヲ守リテ、其功莫太ニシテ賞ハ尊氏ニ劣レドモ、少シモ恨ムル色ナク、一毫モ不忠ノ行ヒナク、心ヲ盡シテ忠勤セシガ、程ナク又世亂レテ、天皇再ビ芳野ヘ入給フ、正成サマ〴〵ト忠諫ヲ奉レドモ、佞臣是ヲ妨ゲ、所詮天下ハ又武家ニ奪ハレ給フベキヲ見カギリ、時勢ヲ待テ公家ヘ天下ヲ一統スベシト未然ヲ察シ、細々ト教戒ヲ子弟ニ遺シ、潔ク湊川ニ討死アリシ始末一點ノ瑕ナク、中々凡將ノ及ブ所ニ非ズ、古今未曾有ノ俊傑ニテ、人ノ臣タル者龜鑑トシテ仰ギ貴ブベキハ正成ノミナリ、義貞ハ勇將ナレドモ、勾當ノ內侍ニ心ヲ蕩カシ、軍ヲ怠テ終ニ敗北セリ、正成ト同日ノ論ニアラズ、尊氏ハ賴朝ニ似タル所アリ、運ニ乘ジテ征夷大將軍ニ自立シ、剰ヘニ、後醍醐天皇ヲ襲ヒ奉リ、光嚴帝ヲ重祚ナサシメ、自ラハ權ヲ恣ニシテ、終ニ又武家ノ天下ニ一統セリ、扨足利十五代二百餘年ノ間、將軍職ヲ相續セシカドモ、段々末ホド名ノミニテ暗將ナル故、

天下ノ兵革止ム時ナク、諸國蜂起シテ羣雄面々他國ヲ侵シ掠ルコトヲ恣ニセリ、信長ハ今川ヲ討テ武威天下ニ振ヒシガ、光秀兵ヲ起シ信長父子ヲ襲ヒ弑ス、秀吉明智ヲ誅伐シテ、天下悉ク歸服シ、日本國中平均セリ、秀吉關白ニ經昇リ、其後關白職ヲ秀次ニ讓リテ太閤ト稱ス、古今獨歩ノ大量ニテ、日本平均セシガ、是ヨリ三韓ヲ退治シ、入唐シテ大唐ノ國王トナラントE己ニ朝鮮攻アリシガ、慶長三年八月十八日六十三歲ニテ薨去セリ、太閤歿後大小名大半關東ヘ歸服セリ、神君ハ智仁勇文武兼備ノ大將ニテ、慶長八年征夷大將軍ノ宣旨ヲ蒙リ給ヒ、大御所ト稱シ奉リ、秀賴百萬石ノ藏入ニテ、大坂ノ城ニ居住アリシガ、生質暗弱ナル故、侫臣恣ニ議シテ關東ヲ襲ントス、德川家固ヨリ豐臣家ノ臣ニアラズ、是ヲ討テ不義トセズ、太閤後事ヲ賴ミ置レシ信義アレドモ、秀賴大將ノ器侍ラズ、其儘ニシテ差置給ハヾ、天下泰平ヲ得ルコト能ハズ、神君ハヤ御齡七旬ニ超ヘ給フ故ニ、急ニ秀賴ヲ亡シ、仁政ヲ施シ萬民ヲ救ヒ給ン、三百年來ノ兵革一時ニ止ンデ、日本國中鼓腹シテ萬歲ヲ唱フ、斯ル世ニ生レテ泰平ヲ樂ムハ、皆神君ノ御仁德ナリ、仰ギ貴ビ奉ルベシ、神君御威德ヲ以强キヲ押ヘ弱キヲ救ヒ給ヒ、三百年來止ム時ナキ干戈忽ニ鎭リテ、弓ハ袋鎗ハ鞘ニ納ル、此時ニ當テ四大急務ヲ以治ル時ハ、日本國中ノ諸土產物ノ價悉ク皆平均シテ、萬民恨悔ノ根葉モ絕ヘ果、心底ヨリ正直ニナリテ、萬民ヨリ治マル道ヲ勤テ、治メザレドモ萬歲ノ基ヲ開クノ實策ハ四大急務ニアルナリ、萬民ノ心底正直ニアラザレバ、永久ニ國天下ヲ保チ難キユヘニヤ、神君ノ新將軍ヘノ御遺誡ニモ、天下ノ政事聊モ私曲ナク、

正直ヲ本トシ仁ヲ專ニシ給フベシトナリ、是萬人ノ鑑トナリ給ヒ萬民ヲ正直ニ仁義ニ習ハシメ給ヘトノ御教示ナリ、是威權ノミニシテ服サシメ給ハズ、仁德ヲ施シ天下ヲ太平ニナサシメ給フナリ、扨又、諸侯ノ妻子共ニ江戸ノ城下ニ置給ヒ、一年ヅヽ交代シテ、領國ノ政事ヲ開カシメ給フ事、神君深キ御思慮アツテノコトナルベシ、諸侯各國ヲ豐饒ニナシ、文武ニ懈怠ナキ樣ニト兼テ領國ノ士民ヘ教導シ置、一年ノ在國ニテ油斷ナク試ムベキハ、國君ノ守護職ノ道ナリ、諸侯江府ニ居住ノ制度ニ習テ、各武士ヲ領國ノ城下ニ居住セシムルコトニナリ來レリ、各城下ノ居住ナレバ、傍輩同士夫々懇切ノ出會ニテ、文武ノ稽古、家業ノ根本タルコトヲ忘レズ出精シ、奢侈ヲ禁ジ、領國ノ百姓ヲ大切ニ心ヲ用ヒテ撫育シ、儉約ヲ專ニスレバ、貧乏スルコトナシ、扨又御旗本ノ人々ハ江城ノ警固ナレバ、江府都下ノ常住ナルベシ、都下ニテ文武ノ稽古ニ懈怠ナク學ビ、領地ノ百姓ヲ憐ミ、心ヲ用ヒテ郎等ヲ養ヒ置ベキナリ、只不覺ハ奢侈ト懈怠ノ境界ヨリ、種々ノ災害湧キ出ルナレバ、尊卑共私欲ヲ捨テ本心ヲ正シ書ヲ讀ミ智ヲ磨キ武ヲ學デ勇ヲ勵シ、勉テ仁ヲ行ヒ信ヲ守リ義ヲ專ニセント志ヲ立レバ、奢ニ長ジ身ノ本タル所ヲ忘ルヽコトハアルマジキ也、然ルニ近世ノ有樣ヲ見ルニ、家臣ノ宛行ヲ借揚ゲ、商賈ノ借財ヲ償トイヘドモ、減ゼズシテ却テ增殖スルコト常ナリ、或六萬石ノ侯借財增長シ、返濟セザルニヨリ公訴トナリ、公裁ノ總高金百十八萬兩餘ト云ヘリ、六萬石物成ヲ以テ返濟スルトモ、凡五六十年モ渡シ切ニセザレバ、皆濟ノ期ヲ見ルコトカタカルベシ、皆々ケ樣ノ身上ノミニアルマジケレドモ、

何レ商賈ノ借財ノナキハナシ、苦々敷ニアラズヤ、其有樣ヲ商賈ノ眼ニハ、獵師ノ網ニ掛リタル魚鳥ノ如ク見ルベシ、諸侯互ニ有司ヲ撰ビ、農民ヲ責メ虐ゲ、借財ヲ償フトイヘドモ減少セズ、却テ追年增殖スル故、有司ノ不器量ナリ迚退ケラレ、跡ノ有司又モ農民ヲ責メ虐ゲ、借財ヲ償フトイヘドモ減少セズシテ又モ殖ヘユク故、如何ナル豪傑モ怔(マヽ)レ果、剤ヲ投テ隱居スルモノアリ、或ハ病氣ト僞リ引籠居テ無分別シ夭死スルモアリ、國君有司智慧ノ限リヲ盡ストイヘドモ、中々減リ行足モ見ヘザレバ、俗ニ所謂借財ノ淵ニ沈ミ果、子々孫々更ニ浮ム瀨ナシ、後ニハ商賈ノ意ニ任セ、所領ヲ渡シテ仕送ヲ請ケ、公私ノ用ヲ達スレバ、冥加ヲ思ヒ天職ヲ守リ、農民ヲ撫育スル抔ハ思ヒモヨラズ、天明癸卯以來餓死百姓ノ田畑亡處トナリタルコト夥ク、關東ヨリ奧羽迄、爰ハ昔ノ何村、カシコハ昔ノ何郡ノ内ナリナド、是ヲ無村無地高ト云、就レ中奧州計リニモ亡處高凡五郡ニ盈タリ、癸卯以後三ケ年凶歲飢饉ニテ、奧州一ケ國ノ餓死人數凡二百萬人餘、固ヨリ不足ナル農民ナルニ、如レ此ノ大造ナル餓死人ユヘ、夥シキ亡處出來セリ、ソレニ矢張リ今ニ間引子ノ惡俗止マザレバ農民減少シ、終ニ斷絶ノ勢ヒアリ、爰ニ厚ク介抱撫育セザレバ、此惡俗ハ止メガタシ、依テ明君ノ出給ヒテ大慈大悲ノ制度建立アラバ、年ヲ歷ズシテ、其惡俗止ミ、國家豐饒ノ勢ヒヲ生ズベシ、大慈大悲トイフテ外ニナシ、極貧民ノ婦女懷妊セバ、間者ヲ入探索シテ、出產月ヨリ出生子ノ十歲マデ每年米二俵ヅヽモ其母ヘ給ハルニ於テハ、忽ニ止ムベシ、十ケ年積デ僅ニ米二十俵ヲ以、良農一人ヲ得ルノミニ非ズ、恨ミヲ贖フ密策ナリ、恨

ミトイフハ、適人間界ニ生レ來ル我子ヲ我手ニ掛テ殺スト云ハ、其胸中云ン樣ナシ、禽獸ダニ我子ノ慈愛ヲ知ラザルハナシ、况ヤ人ニ於テヲヤ、古今ノ諸儒口ニ仁慈ヲ說テ心ニ得ズ、官職有司口ニ仁政ヲ言テ心ニ得ズ、農民餓死シテ良田畠ヲ亡處トナセシハ、誰ガ過失トナラン、皆國君ノ罪科ニ歸スベシ、不忠不貞イフベキ樣ナシ、天罰モ遲キモノカナト、我ヲ忘レテ憤怒ノ心ノ生ルハ、是ヲ思フノ微意ナレバナリ、余諸國ヲ巡視スルコト三次、固ヨリ貧窶身ナレバ、或時ハ野ニ臥シ、山ニ臥シ、難儀困窮ヲ身ニ積ミ、諸國ノ農民稼穡ノ道、或ハ運送不便利ユヘ、其國其處ノ自腐ノ國產、運送ノ仕方、或ハ金銀銅山ノ所在、或ハ諸國ニ渡盜賊徘徊ノ始末、或ハ海邊片鄙ノ浦々ニ、渡海ノ運送積物隱密ニ賣買シテ、難船ト僞リ荷主ヲ侵シ掠ル次第等粗記シ、後來ニ遺シ、志アル人ニ贄シテ、獨ナリトモ此四大急務ノ趣意ヲ會得シテ國家ニ施シ敷バ、農民救ヲ蒙テ間引子モ漸ク薄クスル一助トモナレカシト思フ微意アレバ也、世ニ博學達才ノ人多ケレバ、余ガ如キ筆ヲ遺サンモ恐ルベキナレド、諺ノ如ク三歲ノ童子ノ敎ニ因テ淺瀨ヲ渡ルトカ云ルコトモアレバ、心ヲ潛テ熟讀セバ、其益モ亦アルベシ、扨歐羅巴、亞夫利加、亞細亞、亞墨利加ノ四大洲ノ內、何レノ國カ開闢經歷多キカト探索スルニ、亞夫利加洲ノ東濱ノ內ニ、ヱゲフテト云國アリ、今ヲ距ルコト六千餘年以前ニ、人道開ケ文字アリ、曆法アリテ歲月日時ヲ國ニ敷キ、夫ヨリ亞細亞ノ西北ノ地端ニ、ジユデヤト云國ニキス、ツアントト云ル人出デ、天主ノ敎ヲ建立セリ、夫ヨリ北方歐羅巴洲ヘ流布シ、東方天竺ニ釋伽モ出、支那ニ堯舜禹湯文

武ノ聖王出テ、自見ヲ垂訓セリ、其所說各異ナリトイヘドモ、各治國平天下ノ法ヲ說クニ過ズ、國ニヨリテ其說ク所各異ナリトイヘドモ、約スルニ皆勸善懲惡ノ意ニスギズ、天下各國文字アリテ、聖人ノ眞意ヲ載タリ、我邦ハ支那ノ文字ヲ習テ其理ヲ辨ゼリ、博學ノ名アレドモ其所ㇾ知ハ支那一國ノ故事來歷ニ過ギズ、支那ハ人道立テ今ヲ去ルコト三千餘年、ヱゲフテニ比スレバ遲キコト三千餘年、去ルニ因テ國務ニ洩闕タルコト夥ク、且唐土ノ文字ハ字數多クシテ、國用ニ不便利ナレバ外國ニ通ジ難ク、漸ク朝鮮琉球日本ノ三ケ國ノミ通用セリ、亞細亞洲ノ內三四ケ國通用スレドモ、其眞意ヲ解シ得ルコトヲ難シトセリ、歐羅巴ノ國字數二十五、異體共ニ八品アリテ、天地ノ事ヲ記ルニ足レリトセリ、最以簡省ナリ、唐土ノ國字數十萬ヲ記憶セントセバ、生涯ノ精心是ガ爲ニ竭トモ、イカデ得ベケンヤ、大ニ戾レリト云ベシ、タトヘ暗記スル人出來タリトモ、唐土ノ故事悉皆日本ニ摸寫シテ、國用ニ達ン益ヲ得ンヨリハ、我邦自然具足ノ益ヲ取ルヲ簡捷トセリ、扨又歐羅巴ノ南方ノ地端北極高三十五六度ニシテ、イタリヤト云國アリ、此國ノ南方地中海ヲ隔テジユデヤ也、ジユデヤノ良法此イタリヤニ傳移セシニヤ、明主出テ撫育ノ道ヲ建立シテ國家ヲ治メシニ、國民大ニ信服シ、聖人ナリ迚歐羅巴ノ總帝ニ尊號セリトイヘリ、其後代々總帝タリシガ、終ニ愚帝出デ國政ヲ亂シ屬國背キ、今既ニ國々獨立セリトイヘリ、當時ニ至リテハフランス、イスパニヤ、エギリス、オランダ等ノ都ヲ繁榮トセリ、其繁榮ニ趣意アリ、其證一事ヲ舉テ大意ヲ述ン、フランスニ昔始テ鐵砲ヲ製作シ、焔硝ノ製法ヲ草創シテ

軍器トナシ、隣國ニ雄長タリシガ、其後萬國ノ内戰國ノ國々ヘ賫シテヨリ、天下萬國ニ戰國アルコトナシ、是フランスノ大功ナリ、タトヘバ幾段ノ備アリ、要害堅固ノ鐵城タリトモ、フランスノ大火砲ヲカケ、或ハ獨迅舶ヲ以攻ルニ、落城ハ扨置、國民ノ殘リアルモ稀ナレバ、人民ヲ失フコトヲ恐レテ、他國ヘ未ダ傳ヘズトイヘリ、其外長器ノ創制、皆歐羅巴ヲ最初トセリ、天文、暦數、算法ヲ國王ノ所業トナシ、天地ノ義理ニ透脫シテ庶人ニ教導セリ、依テ庶人ニ又豪傑出來、各所業丹誠ノ大功ニテ、天下萬國未發ノ興業數々アルナリ、故ニ天下萬國ノ國產寶貨皆歐羅巴ニ群集セリト云リ、如何ナル所ヨリ天下萬國ノ國產寶貨群集スルトナレバ、萬國ヘ船舶ヲ出シ、我國ノ珍產良器種々機巧ノ物ヲ持渡リ、其國々ノ金銀銅、其外長器良產ト交易シテ我國ヘ入ル、ユヘニ、次第ニ豐饒ヲナセリ、豐饒ナルガ故ニ剛强ナリ、國强キガ故ニ外國ヨリ侵シ掠ムルコトナシ、彼國ヨリハ萬國ノ內侵シ掠ムルコト其數ヲ知ラズ、ヒスパニヤヨリ南北亞墨利加ノ大國ノ內、最良ナル國々數多取テ、都ヲ遷シ政事ヲ布ク、其外ホルトガル、イギリス、フランス各亞墨利加ニ領國アリ、又東洋ノ諸島ハ皆歐羅巴ニ屬シ隨フ、ジヤガタラ、スマタラ、ボルネヲ、呂宋等皆歐羅巴ノ領國ナリ、未ダ從ガハザル國々ハ交易舘ヲ設ケ、其國ノ王侯ト交易シテ、大益ヲ得ルコトヲ專トセリ、故ニ未ダ從ガハザル國トイヘドモ、國力ノ限リ皆歐羅巴ノ爲ニ盡セリ、如レ此ノ眞秘ノ大業皆意ノ如ク成就シテ、天下ニ無敵ノ國ハ歐羅巴ナリ、如何ナル所ヨリ出タルカト推考スルニ、第一其國經歷年數凡五六千年ニ及ビシ故ニ、諸道ノ善美ヲ盡シ、

治道ノ根本ヲ推シ、自然ト國家豐饒スベキ道理ヲ究テ、制度ヲ建立セシ故ナルベシ、算數ニ精キ故天文暦法測量ニ精ク、渡海ノ法則ヲ詳ニシ、大世界ノ大洋ヲ渡海スルコト掌ヲ廻スガ如クシ、東洋ノ諸國ヘ渡海ノ最初ヲ推導スルニ、イツノ頃ヨリ渡海セシカ慥ナル證モナシトイヘドモ、明史外國典ニ載タルヲ見ルニ、萬暦ノ頃ヨリ初テ支那ヘ渡來セシコト見ヘタリ、然レバ東洋ヘ渡來セシハ、餘リ古キコトモアルベカラズ、我邦抔モ徐ク慶長ノ頃、和蘭船年々絶ヘズ渡來交易ス、如此諸國ヘ交易スル故其國大ニ豐饒シテ、モスコビヤノ大鐘、フランスノ銅燈籠、其大造比スベキ物ナク、其外石家作ノ制中々他國ノ及ブベキニ非ズ、是皆萬國渡海ノ功ニ依テナリ、都テ大造ナル國務モ、威儀城郭モ、我國ノ力ノミヲ以スレバ、國民疲レテ大業ナシガタシ、外國ノ力ヲ合テスルヲ以、其事如何ナル大業ニテモ成就セズト云フコトナシ、殊ニ歐羅巴ノ內剛強豐饒ノ高名ナルハ、皆北邊ノ寒國ナレバ、其國ノ力ヲ以大造ナル費話ハナラヌコトナリ、然ルニ日本ノ風俗人情ハ、支那ノ教訓ニ染テ立タル風俗人情ナレバ、外ニ善事美事ヲ求ルコトヲセズ、故ニ唐土ノ聖賢ノ教訓ニ洩タル四大急務抔ハ夢ニモ知ラズ、且唐土ハ歐羅巴亞夫利加ニモ地續ノ山國ニテ、南面一方ニ海國ヲ帶ビ、國中ヘ渡海運漕不便利ノ國ナリ、人力牛馬ノ力ヲ以運漕シテハ、大都會ノ大人數ヲ養ヒガタキモノナレバ、海洋ヲ離レテ大都會ハ決テナキコトナリ、因テ周廻ニ海洋ヲ包卷セシ日本ニ比スレバ、大ニ惡國ナリ、其諸國務ニ關アリ洩アリテ、龜鑑トスルニ足ラズ、日本ハ海國ナレバ、渡海運漕交易ハ固ヨリ國君ノ天職最第一ノ國務ナ

レバ、萬國へ船舶ヲ遣リテ、國用ノ要用タル産物、及ビ金銀銅ヲ拔キ取テ日本ヘ入レ、國力ヲ厚クスベキハ海國具足ノ仕方ナリ、自國ノ力ヲ以治ル計リニテハ、國力次第ニ弱リ、其弱リ皆農民ニ當リ、農民連年耗減スルハ自然ノ勢ヒナリ、此界ニ至テ大切ノ政務ナリ、近ク論ズレバ、是迄ノ諸家ノ政務ハ、卑賤ノ者其日暮シノ渡世ニ等シ、領地ノ農民ノ稼穡ヲ虐ゲ、精膏ヲシボリ取、其年限ニ遣ヒ拂ヒ、不足ナレバ又其上ヲ責虐ゲ、翌年モ亦其如クス、故ニ近來農民大ニ困窮シテ疲レ果タル上、天明癸卯以來凶歳饑饉ノ度々ニ、關東ヨリ奥羽ニ至ルマデ農民餓死シテ、良田畑ヲ亡處トナシタル高數百萬石ニ及ビタリ、奥州一ヶ國ノ餓死人バカリモ二百萬人ニ及ビタリトイヘリ、領國ノ庶民ハ、天民ニシテ預リ者ナラズヤ、一人ニテモ大切ノ天民ナレバ、見殺ニスベキ道理アルベキヤ、是ヲ撫育スルヲ守護職ノ國務ニシテ、國君ノ家業ナラズヤ、人皆出生以後二十ヶ年以後、父母ノ丹誠ニ成長シ、米穀ヲ莫太ニ食ヒ潰シ、是ヨリ以後漸々國用ニ達スベキ期ニ臨ミ、見殺ニスルハ損亡ノ至極ナリ、外ノ産物ト事替テ、二十ヶ年ノ星霜ヲ積デ國用ニ達スル物ナレバ、一人ノ國民モ大切也、國君ノ身ニ取テハ、大切ニ介抱セザレバ天職ヲ廢スルニテ、貧富爰ヨリ湧キ出ルナラズヤ、モシ誤テ介抱懈怠アルニ於テハ、自然ト放蕩惰弱ニ流レ、奢侈恣ニ増長シ、甚シキハ家ヲ失ヒ國ヲ亡スモアルナリ、左ナキモ神明不道ヲ罰シ給フニヤ、借財ノ淵ニ沈ミ、子々孫々更ニ浮ム瀨ナシ、コレニ依テ所領ヲ商賈ニ渡シ置、渠ガ手盛リヲタベ、公私ノ用ヲ達スル也、永祿ノ武家ニシテ無祿ノ商賈ノ手盛リヲタベ、公私ノ用ヲ達ス

ルトハ、餘リ言ヒ甲斐ナキコトナリ、夫ヲ左ノミ苦ニモセズ、苦々敷風俗ナリ、領地ノ農民内心ニハ年中艱難辛苦、血ノ涙ノ捧ゲ物途中ヨリ直ニ商賈ノ手ニ渡リ、上ニハ此艱難辛苦血ノ涙ニ丹誠ヲ積デ捧ゲタルコト夢ニモ知リ給ハズ、扨々殘念ナル次第ナリト云、蟻ノ思ヒモ天ニヤ通ゼン、上下トコソ替レ、同ジ人間ナレバ、國君タル人思ヒ計リ給フベキコトナリ、去ル程ニ天下ノ通用金銀ハミナ商賈ノ手ニ渡リ、豪富ノ名ハ商賈ニノミアリテ、永祿ノ長者タル武家ハ皆貧窮ナリ、故ニ商賈ノ勢ヒ追々盛ニシテ四民ノ上ニ出タリ、愚案ニ當時商賈ノ收納ヲ探索スルニ、日本國ヲ十六分ニシテ、其十五ハ商賈ノ收納、其一ハ武家ノ收納トセリ、其證據羽州米澤及ビ秋田仙北邊ノ米豐作ノ節ハ、一升代錢五六文ナリ、交易ノ上商賈ノ手ニ渡リ、江戸ニ到レバ豐凶ノ差別ナク凡百文トナル、此割合ヲ以金一萬兩ヲ元入トナシ、羽州ノ米ヲ買入レ江戸廻シ、賣拂ヒ高金十六萬兩ト成ル、又此十六萬兩ヲ以元入金トナシ、同國ノ買米江戸廻シ、賣拂高二百五十六萬兩トナル、二次折返シ交易スレバ、此ノ如ク大金トナル、此内運賃駄賃モ掛ルトイヘトモ、一次ノ買米元金ノ十六倍トナル、爰ヲ以見レバ、天下ヲ十六分ニシテ其十五ハ商賈ノ收納、其一ハ武家ノ收納タルコト瞭然タリ、農民一夫ノ產業ヲ以イヘバ、一ケ月三十日ノ内二十八日ハ商賈ニ、二日ハ武家ニ、一ケ年三百六十日ノ内三百三十七日半ハ商賈ニ、二十二日半ハ武家ニ奉公スル割合ナレバ、凶歳饑饉到來スルトモ、武家ニ貯ナケレバ救ヒ助ルコト成難ク、見殺シニミルモ理リナレドモ、立べキ制度モ立ザルユヘ、其過失農民背負ヒテ餓死スルトハ、

窪所ニ水溜ル諺ノ如ク不便ト云モ餘リアリ、夫米直段ハ諸穀ノ直段ノ見ニテ一切ノ食物ノ直段ニ響キ、米直段高下ニ依テ又高下ヲナスモノニテ、大切ノ直段ナレバ、商賈ノ預ルベキニアラズ、國君ノ天職ニ係レバ、是非有司アツテ司サドルベキハ米相場ナリ、當時ノ風俗ヲ考勘スルニ、交易ハ賣買ナリ、賣買ハ商賈ノ家業ニシテ、民ト利ヲ爭フ道ナレバ、武家ニ於テハ商賣ヲセズト一圖ニ凝リ塊リタルハ、不明不穿鑿ノ沙汰ナリ、タトヘ凶歲不熟ニ當ルトイヘドモ、日本ハ未申ノ隅ヨリ丑寅ノ隅ヘ凡十度餘、里程五六百里ニ所在シテ細長キ國ナレバ、水旱損抔アリテモ、國中殘ル所ナク不熟スルコトハ古今ナキコトナレバ、豐作ノ國ヨリ凶作ノ國ヘ渡海運送交易シテ有無ヲ通ジ、萬民ノ饑寒ヲ救給ハヾ、國君ノ萬民ニ父母タル天職ニシテ、是非トモセデ叶ハヌコトナリ、交易ニ國君ノ天職ト、商賈ノ產業トニ差別アリ、商賈ノ所爲ハ其國其處ノ產物ヲ旬能キ時ニ下直ニ買得テ貯ヘ置、水旱風損抔異變ヲ待居テ、是ガ爲ニ相場引揚ゲ高直トナル時、則其國其處ヘ元直段ヨリ數倍高直ニ賣ヲ、高利ヲ貪ルヲ民ト利ヲ爭フト云テ、君子ノ決テセザル所ナリ、既ニ天明七丁未年ノ夏御府內ニ於テ、三斗五升入百俵ノ價金二百五十兩ヨリ三百兩マデニ引揚ゲ、猶モ此上ニ引上ベキ奸計ニテ、賣米賣リ切レ、町米無レ之旨ヲイヘリ、實ニ無レ之ト云ニテハナシ、隨分相應ニハアレドモ、此上ヲ高直ニ賣ント奸計剛欲ヲ企シ也、商賈ハ此ノ如ク恐シキ心根ナレバ、何レ永久ヲ策ルノ密計ナケレバ、安堵ナリガタシ、依テ日本國中ノ津々湊々ノ要地／＼ニ交易舘ヲ建テ、其國其處ノ年々ノ豐凶作ニ依テ、自然ト獨リ立ノ相場ヲ以、其

年十二月迄ノ内其國其所ニテウリ出ス所ノ米穀ヲ、買賣アリテ其館ニ貯ヘ置、日本國中ノ豐凶作ヲ檢査アリテ、廻船便宜ニテ早速知レ、年々其國々ノ扶食入用ホドハ心當ヲナシ其館ニ殘シ置、其餘ハ館ノ船舶ヲ以凶作ノ國ヘ運送アリテ飢饉ヲ補フナリ、御府内ヲ始メ諸國共ニ、前年十二月迄ニ百姓ヨリ賣出シタル自然相場ヲ基トナシ、是ヨリ高直下直トモニ一二割ノ内ハ館ヨリ交易ヲ發セズ、若コレヨリ高直トナラバ館ヨリ拂ヒ出シ、若是ヨリ下直トナラバ館ヨリ買上ゲ、年中ノ賣買ハ前年ノ十二月迄ニ、百姓ヨリ賣出シタル所ノ自然相場ノ内外一二割ノ内ニ縮保チ、賣買スル樣ニ交易館ヨリ差引介抱スレバ御府内ノ米直段ヲ以日本第一ノ高直段トシ、是ヨリ段々遠近ト渡海運送トノ差別ハアルベキナレドモ、大率平均シテ萬民大ナル救ヲ蒙リ、就中農民蘇生ノ心地スベシ、制度セザレドモ間引子ノ惡俗モ自然ト獨リ停止トナリテ、二十ケ年ヲ歷ズシテ良民增殖スルノミニ非ズ、亡處トナリタル田畑モ漸々再ビ開發シ、元ノ良田畠ニ立歸リ、數百萬石ノ收納ヲ責メ虐ゲズシテ、大益ヲ得ル眞策ニモ叶ヒ、誠ニ治國平天下ノ政務トナリテ、萬民心服スルノミニ非ズ、彼ノ十六分ニシテ其十五ヲ得ル大利トナルナリ、其十五ヲ得ルト云ハ、凡六十一ケ國程ノ收納ニ當ルナリ、左アラバ當時極貧ニテ間引子スル國々バカリモ、二三ケ年モ作リ取ニサセ、百姓ノ疲勞ヲ賞ク救ヒ給フベキナリ、秀吉公僅ノ治世ニダニ、金四十六萬五千兩（今ノ通用金ニシテ、七十六萬七千二百五十兩）天正十六年四月諸侯ニ頒チ與ヘ給ヘリ、長壽ニアラバ支那マデモ日本ノ屬國トナルベキ勢ヒアリシガ、不幸ニシテ慶長三年八月十八日六十三歲ニテ薨去ナリ、此頃戰

國ニアリシ故、諸侯ニ與ヘ撫育シ給ヘドモ、治平ニアラバ農民ニ與ヘ撫育シ給フベシ、國君大器オワシマサネバ、逆政行ハレ、國君大器オワシマセバ善政行ハル、其例和漢古今一轍ナリ、當時ノ如ク武家困窮セシハ、頼朝公武家建立以後初テナリ、此ニ於テ是非共ニ改革シテ士農工商遊民ト頓ニ立テ、其處ヲナシ得ザレバナラズ、旁以前ニ云トコロノ諸國津々湊々ニ、追々交易館ヲ建立シテ遍ク博ク交易サセ、官舶ヲ以渡海運送シテ有無ヲ通ジ、萬民ヲ救ヒ給フニ於テハ、遍ク天下ノ通用金銀皆官庫ニ立戻リ、不レ招不レ利シテ大豪富トナリ給ヒ、天下ノ大長者ノ尊號ニ叶ヒ給ヒテ、威權ト大豪富ト二ツナガラ全ク保チ給ヘバ、口出度トモ珍重トモ云ベキ様ナシ、コレデコソ萬歳ノ基本トモ云ベキ也、且御府内ニ三慮アリテ安堵ナラズ、王城ノ地ニ相應セズ、此三慮追々改革モ最安カルベキナリ、三慮ト云ハ、第一火災、第二米穀ノ賣切レ、第三夜盗也、其子細ヲ述ルコト如レ左

第一　火災ト云ハ、江戸ノ儀ハ日本最第一ノ大都會ノ地ナレバ火ニモ憂ナク、水ニモ困ミナク、永久不朽ノ石家作リニアッテ、萬民大安堵ノ住所ニナケレバ、王城ノ地ニ相應セズ、然ルニ江戸四里四方ニ燒ケ安キ木ノ家居ヲ建並ベ其體餘リ手薄ナリ、毎年四季ノ内早リ續キ乾燥ナルコトハ毎度ニテ、大地モ枯レ、井水モ絶ル程ノ炎天ナル時、萬一大風吹起リ、砂石モ飛バスル節、フト過チニテ風上前後左右ノ端々處々ヨリ失火アラバ、忽ニ大火トナリ、殘ラズ燒失スベシ、小風小火ノ内ハ人力ヲ以消留モ安カルベケレドモ、大風大火トナラバ、人力ノ鎮ムベキニ非ズ、此ノ如キノ大災害ハ木家作リヨ

リ出來セリ、故ニ歐羅巴洲都會ノ地ハ、貴賤萬民皆石家作リノ住居ナレバ、稀ニ火災アリテモ內造作ノ木品ヲ燒失スルノミナレバ、隣家ニモ知ラザル程ノコト也、歐羅巴洲トテモ國初ヨリノ石家作ニモアルマジ、度々ノ火災ニ遇ヒ、懲々シテ石家作制度建立セシナルベシ、御府內草創以後、明暦ノ大火ト明和ノ大火ノ外、大ソウノ火災ナキガ故ニ、人氣惰弱ニシテ恐ルベキヲモ恐レズ、且又制度敎示ノナキ故ナリ、當時治平二百有餘年ノ內、佛閣、宮殿、伽藍、庶民養託、殊ニ大造ニ建並ル跡ヨリ、或ハ火災ニテ燒拂ヒ、或ハ修理再建透間ナク、此故ニ手近キ山々ハ皆伐盡シ、次第ニ深山ニ臨ミ、昔ハ人倫絕タルモ、今ハハヤ殘ル所ナク、終ニ柱トナルベキ樹木伐絕ベシ、左アラバ是非ナクモ石ヲ以柱トナサデハ造營モ出來ガタカルベシ、是則石家作ノ制度行ハルベキ勢ヒナリ、火災ホド人力ヲ破ル費ヘハナシ、國政ハ人力ヲ扶ケ費ヲ省キ、庶人ノ欲スル所ニ隨テ建立セザレバ永久ニ傳ヘ保ツコトハ能ハザルモノナレバ、人情ヲトルヲ主トセリ、今既ニ備前國中ニ大小ノ橋々皆石橋ナリ、熊澤氏ノ手蹟ニテモアルカ、石ヲ以材木ニ換ル意石家作ノ萠ナリ、是等ヲ賞美スレバ漸々ト傳移シテ、石家作モ終ニ行ハルベシ、俗吏ノ思フ所ヲ察スルニ、石家作ハ能モアルベケレドモ、人用大造ニシテ容易ニ出來ベキニ非ズト云ベシ、庶人ナラバ左モアルベケレドモ、國君王侯ノ通用金銀ハ、寶貨トシテ秘藏スベキニ非ズ、通用スルヲ以寶貨ナレバ惜ムベキニ非ズ、若異國モノニテモ人込ミ日雇取ラバ其害ナレドモ、皆國民ノミ出テ日雇及ビ物價ヲ取バ、矢張我子ニ與ユルニテ、年貢運上等ト名ヲ轉ジ、數倍ト成テ戾

リ來ル融通ノ金銀ナレバ、金銀ヲ放チ與ヘ、庶民心勸ンデ清ク潔キ樣ニ、策ヲ以如何ナル大業ニテモ意ノ如ク出來スルナレドモ、國君賢明英才ニマシマサザレバナラズ、國君德器マシマシテ、又執政ニ人ヲ得ザレバナラズ、サレバ執政ハ大身ノ內ヨリ選擧ノ定例ナレバ、本才本能ノ人少ナカルベケレドモ、其下ノ有司ハ數多キ內ヨリ選擧ナレバ、其人ハアルベシ、國君執政有司ト三具足シテ所爲時勢ニ叶ヒバ、如何成大業ニテモ成就セズト云コトナシトイヘドモ、左樣ニ君臣共ニ賢明ノ揃フベキニモアラザレバ、片時モ急ギ企ツベキハ火災除ノ石家作リナリ、前ニ云四大急務ヲ取テ其仕向ケスレバ、其內ヨリ助ケテ成就スベシ、是ヲ企テズバ、火災ニテ燒亡ノ想アル故ニ第一慮トス

第二慮　米穀ノ賣切レト云ハ、江戶一日ノ飯米總高凡玄米九萬石餘、十日ノ飯米九十萬石餘、一ケ月飯米二百七十萬石餘ナリ、千石積ノ船ヲ以運送スルトモ、日ニ九十艘ヅツモ入津セザレバ、江戶ノ萬民哺啜シ難シ、其外酒、醬油、鹽、味噌、水油、蠟燭、雜穀、布帛ノ類薪、材木等ニ至ルマデ、一切ノ諸色大ソウノ品々皆船舶ヲ以渡海運送スレバ、其艘數若干ナリ、然ルニ武家ニ船舶所持セザレバ、皆商民ノ船舶ノミヲ以運送シテ、上下萬民ヲ商賈ヨリ哺啜スルトハ危キコトノ頂上ナリ、若海賊アッテ伊豆七島、小笠原諸島、南部沖ノ無名島、佐州西北ノ沖ノ島々杯ノ內ニ忍ビ居、渡海ノ船舶ヲ見掛テ不意ヲ仕カケ、船中ニ乘移リ、無刀ノ船頭水主ヲ殺害シテ、其跡ニテ船荷物共ニ奪取カ、或ハ威シ鐵砲ヲ打掛舟人共ヲ追散シ、是又船荷物共ニ奪取ンモ計リ難シ、天正ノ頃マデハ日本國中ニ此業

ヲ以、異國迄モ高名ナル大海賊アリシコトハ人々共ニ知ル所也、其頃ハ戰國ナレバ、誰アリテ制度スル者ナケレバ恣ニ横行セシガ、一統ノ後自然ト獨停止トナリタリ、今云フバハント云ハ、此時ノ海賊ノ異名ニシテ則八幡ト書、八幡ト書タル旗押立テ、隣國へ毎々渡國シ、其業ヲナセシニヨリ、日本ノ八幡ト云ヘバ、則日本ノ海賊ト云コトニテ、隣國大ニ恐懼セリ、當時ノ如ク諸侯一同困窮シテ、家士ニ本祿ヲ賜ルコトナク、農民一同強稅ニ疲勞セシ故、闇引子シテ養ヒ潰シヲ拵ハザル其心底ヲ察スルニ、士農二民國君ヲ怨ルヨリ外ナシ、然ルニ今渡リ盜賊諸國ニ夥敷徘徊スルユヘ、領主地頭モ僉議スレドモ、名ノミニテ其實ハ手ニ乘リガタク、有司コレヲ秘スルコト至テ嚴ナリ、爰ニ趣意アレドモ事長ケレバ差措タ、士農二民ハ此ノ如ク艱難困窮ナルハ、日本開國以後初テナラン、今爰ニ改革セザレバ其災害ノ招クニ等シ、爰ヲ遠慮スルヲ以其災害到來セザルナリ、士農二民艱難困苦ノ根本ハ、前ニ云渡海運漕交易ヲ商民ニノミ任セアル過失ヨリ出來セリ、當時商賈ハ日本ヲ十六ニ割テ其十五ヲ取ル故ニ、富家トイヘバ商賈ニノミアリテ、外三民ニアルコトナシ、依テ其勢ヒ四民ニ雄長タリ、誰カ是ヲ憎マザランヤ、今此時ニ當テ國君ヨリ押ヘザレバ、必ズシモ二民ノ怨念積鬱、憤怒發起シテ、如何樣ノ事カ出來セン、往昔ニ復シ彼海賊杯モ自然ト出來、商賈ヲ使シ掠ルニ至ン、勘辨ナケレバ其災害ヲ招クニ等シ、國々ニ商賈ノ豪富アレドモ、至テ多キハ攝州ヨリ播州ニ距ルノ海邊十四五里ノ内ニ群居セリ、其一人ノ身上大ナルハ數十萬石ノ收納アリ、小ナルハ段々也、就中攝州大坂ヲ多シトセリ、此

地ノ大豪富ニ鴻池屋善右衛門ト云者アリ、其身上比スベキ者ナク、所持ノ金銀其數知レガタシト云リ、收納スル所ハ凡十ケ國バカリモ所領スルニ當ルト云リ、其道理アレドモ事長ケレバ措ク、此者他國ヨリ來リタルニ非ズ、固ヨリ此地ノ土人ナレドモ、大坂ニ日本第一ノ湊アリ、秀吉公在城セラレシヨリ猶追々此湊繁昌シテ、日本國中ノ米穀及ビ外産物迄モ、皆此地渡海運送交易セザレバ埒明ガタキ風俗トハナリタル也、豪富群居セシ故ナリ、日本ノ諸産物皆東都ヘコソ、渡海運送交易ノ直段決着スベキヲ、左ハナクシテ大坂ニ於テ直段相場ノ決着トハ金銀ノ威勢ナラン、皆是秀吉公ノ遺德ナリ、此ノ如ク大坂ヘ日本ノ諸産物集ルトイヘドモ、其賣拂ハ東都ニセザレバ利潤ハ得ガタシ、固ヨリ其筈ナリ、依テ前ニ云九十艘其外諸色共ニ、皆彼海邊十四五里ノ内ヲ主トシ、其外處々ヨリ東都ヲ指シテ商船渡海運送シ、東都ノ萬民ヲ商民ヨリ哺啜ヲ受テ相續セリ、慶長以後二百有餘年ノ今日マデモ哺啜ニ異議アルコトハナシトイヘドモ、當時ノ如ク諸侯困窮農民貧窮ノ砌ナレバ、前ニ云困民出テ途中ノ遠沖ニ於テ、船中ノ積荷物ヲ亂奪センモ計リ難シ、萬一一艘モ海賊ニ遇ヒタルト云ハヾ、其取沙汰虚ニ虚ヲ副テ莫太ニナラン、是ニ聞オヂシ東都ヘノ渡海船舶一艘モアルマジ、飯米バカリモ九十艘宛モ日々入津セザレバ、江戸ノ相續ナリ難キヲ、二三ケ月モ入船コレナキニ於テハ、御府內ノ諸色ハ勿論、關東八ケ國マデノ食物ノ限リハ食盡スベシ、近年亡處多ケレバ、八九十ケ國計リノ米穀ニテハ、一ケ月ノ食用ニモ不足ナレバ、忽饑饉トナリテ卑賤ノ者騷ギ立亂奪セン、左アラバ御府內ニ賣物ナクナリテ、

諸侯ノ分ハ斷リ言フテ國元ヘ歸ルベシ、庶人モ在所アルハ追々故郷ヘ立戻リテ、上下萬民ノ騷動ニ及ンコトハ眼前ナリ、此遠慮ナケレバナラヌコトナリ、是渡海運送交易ヲ商民ニ任セアル過失ヨリ出來セリ、タトヘ無事ナリトモ、商民ノ哺啜ヲ以武家ノ身命ヲ保ツトハ、餘リニ齟齬シタルコトニテアルナリ

第三慮　夜盜ト云ハ、當時諸侯ノ家々寢所マデモ皆無締ナルガ、七八ヶ年以前因幡小僧ト云ル夜盜アリシガ、江戸中ノ高貴ノ家々ヘノミ夜盜ニ這入、數年ノ內露顯セザルガ、運盡テ虜トナリ、時ノ廾ニ渡リ糺明アッテ罪科究リ、引廻シノ上死刑ニ處セラレタリ、此者其白狀ノ始末ヲ傳ヘ聞クニ、江戸中ニ二百六十餘侯、其外高貴ノ屋形迄モ忍ビ入、皆寢所ニ有合フ金銀ノ諸道具腰物ノ類ノミヲ盜取、衣類ハ決テ盜取ラズ、顯レ安キ故也、或太守ノ寢所ニ忍ビ入リ、有合セタル會府ノ太刀ヲ盜取テ、打崩シテ賣拂ハントスルニ餘リニ結構スギテ相手ナシ、センカタナケレバ或土中ニ掘埋タルガ拷問ノ時白狀セシ故、其吏來テ是ヲ掘出セシヲ余モ既ニ見タリ、此者僉議スミ罪科極テ後、最早恐ルベキ者ナケレバ、我ガ是迄ノ行狀奢侈榮耀ノ始末物語リシ段々諸侯ノ咄シトナリ、江戸中諸侯ノ居間寢所ニ締リアルハナシ、番士アッテ是ヲ守ルトイヘドモ、他席ノ事ニイロソズ、己ガ預ラザルコトハ深更ノ儀ニテモ、不見不聞不言三ツノ猿ノ如ク、急度己ガ場所ヲノミ愼ミ守ルコト武家一同ノ風儀ナリ、依テ深更ニ忍ビ入ルニ至テ安ク、イカヤウノ働キスルニモ氣遣ヒナシ、此惡業ヲ始メショリ、平人ノ內ヘハ一向ニ

忍ビ入リシコトナシト云リ、イカニ治平ノ御代ナレバ迚、餘リニ油斷ノコトドモナリ、是ニ付テ評議ヲセバ、天下ノ執政トモ有ン大臣家ノ住居ハ、火ヲ掛水ヲ堰キ揚ルトモ其憂ヲ知ラズ、況ヤ類燒抔ハアルベキ筈ナシ、前後左右ノ衆家皆類燒スルトモ、天下ノ政務所ナレバ、執政ノ住居ハ燒失セズ、衆家ニカハツテ嚴然タルベキハヅ也、左ナケレバ天下ノ萬民恐懼尊服セズ、是天下ニ威德ヲ敷クノ密法ニシテ、王侯人君ノ秘事ナリ、如レ斯ノ大切ノ意味アルヲ以第三慮トス

右四大急務ノ趣意、三慮策ノ趣意、末世柔弱ヲ豐饒剛强ニ立戻シ、古ヘ武國ノ高名タル大日本國ヲ再興シ、追々開業大成就シテ、東蝦夷ノ內ニ都府ヲ建、中央ニ江戶ノ都、南都ハ今ノ大坂ノ城ト定メ、三ケ所ニ巡周アツテ、御政務アルニ於テハ、世界第一ノ最大豐饒大剛强ノ邦國トナランコトハ慥ナリ、是異國ト別アツテ金、銀、銅、鉛、鐵山潤澤ニアル故ナリ、是皆仕向ケ一ツニアツテ、別ニ子細アルニテナシ、仕向ケ善ケレバ天下ノ英雄豪傑躍リ出、御手足トナリテ忠節ヲ盡シ、天下ノ金銀獨リ集リ來テ如レ意融通シ、天下ノ萬民皆國君ニ忠節ヲ竭ンコトヲ計リテ信方內ニ向ヒ、萬民內心一致シテ制度ヲ扶ケ、國政ヲ侵ス者ナケレバ罪人鮮シ、威權ノミヲ以テ之ヲ服サシムレバ、萬民內心背キ罪人多シ、是皆本才本能アツテ天地人ノ三才ニ通達シタル人ヲ得ルニアリ、是ニ晴ケレバ下ゲスミテ不信ナリ

右ノ秘策皆當時ノ風俗ヨリ推テ其根本ニ溯リ、善惡邪正ヲ明白ニ論判スレバ、御政務ヲ誹謗スル樣ニ聞エ、恐レ畏ミ奉リケレドモ又其憚リヲ扣ヘ恭敬尊崇ヲ主トスル時ハ、大切ノ道理薄ク聞エ候ハンカ

ト出位ノ罪ヲ犯シテ書記シ畢ハンヌ

經世秘策卷下終

經世秘策補遺

本多利明著

經世秘策補遺

本多利明著

第四　屬島之開業といふは、日本附之島々を開きて良國となすべきをいふ、日本附の島々を開き良國となさば、六十餘州のごときの國々數多出來、日本の要害となるのみならず　諸金山も開け、諸穀果も出來、其外諸產物も出來潤澤に入り來て、大に日本の國力を增殖すべし、扨又俗吏の思ふ所を推量するに國を開くといへば、國君之入用を以て開く樣に思ひ、諸有司も上之入用を掛て、田畑とする事と思ひとりて一向に心を不ㇾ寄、是庸徒之常なり、抑開業といふは、舶を遣て其島々北極土地を測量し、土地之幅員を測量し、自然土產を料り、土人之員數を料り、其島開業なりて、大概何程の國となるべきを知て、後開業に掛るを順とせり、若其島之土人いまだ穴居ならば、家宅の道を教示し、或は長たる土人の分は造作してや遣し、或は器財之闕たるは補ひ遣し、萬事萬端土人の欲する所に隨て救ひ施すに於ては、懷き隨ふ事童兒の父母を慕ふが如く信服すべし、夷狄といへども天下之人情一枚なるゆへなり、扨又此雜費の償ひ方は其島之自然土產を取て日本へ運送し、交易して是を償ふを手始とする也、夷狄にても片恩を請て返報なきはなし、返報產物則租稅之手始なり、何れの島々にても、材

木のなき土地のなきものなれば、材木を無代に取ても、其價格若干之員數あらん、況外之產物は勝て算ふべきに非ず、土人を一人にても無益に一日をも送らせぬ樣に仕向し、仕掛し、教導するは君父之道にして、片時も怠慢ならぬ事なり、此所政務第一之肝要なり、爰に開業之根本あり、則天文數理之道也、日本いまだ其業を精くせず、依て其趣意を知者鮮し、支那にさへ順治之末康熙に到て、歐羅巴人數輩來てより、法を傳得て其道の粗を知れり、渡海之道、開業之道、天文算數によらざれば、渡海は陸地之旅行に安き事を知るべき樣なし、其法則の大意を載たる書をシカツトカアメルといふ、即歐羅巴之書なり、或は其島之北極出地に因て四時之寒暖を知、或は百穀百果之豐熟不熟を其島へ不ㇾ到して慥に知て、他之妄言に不ㇾ惑、實をふまへて動かず、後來之得失損益を策て遠く慮り、風俗之善きは扶け、惡きは避るの人情を保たせ、國君之恩澤を忘却せざる樣に制度を建立するを開國の大意とす、然るに日本は支那之古風俗に倣たる癖あつて、有司たる者天文算數に透脫之人稀なれば、時々蝦夷之土地を開業なさん備あれども、遂て相續する所存のなきは道理に暗らき故なり、日本より遙に良國の大國を愚庸之妄言に迷惑して、大益を得取らざるは日本之不幸なり、殊に蝦夷の諸島は明和安永のころよりモスコビヤの東渡來して、開業に丹誠を竭せしゆへ、既にカムサスカ之大國を始、東蝦夷の諸島凡拾八九島を横領して、所々に寨を築き、郡縣交代して土人を撫育するといへり、然るに土人父母之如く信服せると聞ゆ、扨又日本にては未其道行れずして、五穀之種物を持渡るを禁じ、家作道具之刃物を

持渡るを禁じ、日本言葉を土人へ教示するを禁じ、其外禁甚多し、永久夷狄の儘に置んと策るは歎敷制度なり、モスコビヤにては我骨肉を削て土人へ副んとする制度なれば、蝦夷諸島の土人等彼吏を神佛の如く尊信恭敬するは至極其筈なり、扨又爰に咄しあり、ハロンモリツアラーダルハンベンゴローといふ者あり、此者歐羅巴洲の者なるが、其嚮モスコビヤと挑合せしが、敗北して將卒五十餘人擒となりて、後助命を蒙りて日本之東蝦夷カムサスカへ流罪となり、助命之報として東蝦夷之島を開業を勵べき旨を蒙りてカムサスカに住居せしが、時節を待居てモスコビヤの官船を盗取て、本國歐羅巴へ逝歸らんとて、日本之東洋を渉渡之節、阿州に碇宿して薪水を乞求めたり、又國主之慈悲を願ひたるに因て、玄米數百俵之賑恤を給りたり、夫より阿州を開帆して後再び日本に舶をよせ、薩州之大島に碇宿せり、再び日本之地に舶を寄せたるは、阿州に於て恩惠を蒙りたるに感じ、日本へ寸志を立ん意にて、今既にモスコビヤ之帝隱謀ある旨を認、横文字之注進狀を呈したり、其注進狀に副書あり、其副書の宛所を長崎在留之和蘭カピタンとあり、時に明和八卯年なり、時の尹夏目氏屬官及衆と議て眞僞を糺し、容易ならざる沙汰もありたりしが、終に其沙汰も消失たり、扨又當時到て蝦夷之樣子を觀ば、ハンベンゴローフ注進狀之旨に差はず、東蝦夷の地諸島殘る所もなくモスコビヤ之領地となりたるなり、明和安永之比迄はカムサスカより干鮭及魚油を出し、東蝦夷諸島より獵虎皮、海鹿之類、魚油を出し、松前にて每年貢捌たり、松前所在島の產にて、山鹿皮一品にても凡二萬餘枚も出たりしが、當時に至

ては只の一枚も出でざるにて百事をしるべきなり、皆モスコビヤの收納となりたるゆゑなり、悔て歸らぬ事なれば是非ともに松島所在島計りも取留置ざれば、大事に便る場所なれば、片時も急ぎ其締なくて叶ぬ事なり、若過て棄置に於ては、垣墻なくして盜賊を防んとするも等し危き事の頂上なり、松前所在島は周廻之海路凡一千里弱、三十六町一里之積北極高四十度より四十三四度の間に所在なれば、支那の順天府の氣候にひとしく最以良國なり、カムサスカの南方の地端、北極高五十一度なれば、東蝦夷之地何れも四十度より五十度の間に所在の島々なれば、五穀百果豐熟之良國となるべきは、北極出地に依て慥なり、既にヲランダ都城所在、北極高五十三度二十三分之土地なれども、歐羅巴に雄長たる良國なるを以證據とせり、北極高度を以て土地の寒暖を知、五穀百果之豐熟不熟を知事開業第一之證據とせり、ヲランダを以て蝦夷諸島之良國となるべきことを推て知べきなり、扨又當時ヲホツカ之港を東洋諸國之要地となし、モスコビヤより郡縣交代して守護すと聞り、此地より船舶を仕出し、蝦夷之諸島及南北亞墨利加へ渡海運送交易して有無を通じ、土人を撫育し飢寒を救ひ、國王萬民に父母たる道を勉守る事至て厚といへり、尤此土地北極高五十四五度にして最以寒國故、毎年四月より九月までは、官船往來ありて至て繁昌なれども、冬三月は雪深く、往來之船舶もなく閒暖なりといへり、此ヲホツカはクナシリ島エトロツプ島より西北の隅にあたり、唐太島より正北に當て海上凡四百里に所在せり、日本の人外國へ出たる事なく、天文算數に未熟の人多ければ、内心徹底して諦悟することとならざれば、常に疑惑

する心根より愚痛の妄言にも酔て、ヶ程之大益を取事を得ず、是日本之大不幸なり、其全體を推察するに、日本國人道草創以來之歴年歐羅巴に比すれば、未半にも至らざるゆへか、未國務の本末を明にする人鮮し、自レ是漸々補入して諸道具足し、政務の本末も明になるべきなり、扨又西蝦夷に唐太島といふ大島あり、松前所在島之西端にソウヤといふ處あり、此處より海上六七里西北に當て唐太島なり、然るに凡百四五十年以來日本之商船渡海して、土人撫育之交易せし故、運上屋と名て小家を建置、其場所の年限を立、松前家へ租税之員數を究、貢の金銀を出して其場所の地頭となる、依て支配人、通詞、番人とて三役に命じて、此者共彼地に住居を構へ、土人撫育の交易をするなり、東西の蝦夷も皆如レ斯、扨又此唐太島の西北の地は山丹國なり、此山丹國之西北の地は滿洲國なり、此滿洲國は古之韃靼之地なり、此地の西方之地續則歐羅巴之地なり、爰を以歐羅巴は遠國なれども地續なれば、唐太島は大切之國界なり、大切之趣意はモスコビヤの政務は開業を以て帝業之第一とするゆへ、近年になりて大世界之半國はモスコビヤに屬せり、其威勢破竹之勢ひありといへり、依て今ある所の運上屋を臺となし、追々潤色を加へ、猶運上屋を建副、日本人追日追月次第多く入込、手を引ぬ様にあるべき大切之地なり、昔不思議は此地に運上屋を建立せしは戰國程近の人なれば、商賈といへども今の士にも勝れり、且義經この地より韃靼へ渡り給ひたる跡を慕ひて渡り初たるにや、誠に神武帝仁徳の遺跡ともいふべし、日本にとりては此地ほど大切の國界はなし、然るに拾年ばかり以前よりモスコビヤの吏

來て滯留せり、近年は運上屋もより徘徊せし故、運上屋より松前家へ訴たるにより、有司を遣して僉議ありたれば、其答に我々はモスコビヤのものなるが、二三年以前この地へ漂着せしが、船破損し歸國なりがたく、無ㇾ是非この地に滯留せり、願くは日本の地へ召倶して長崎へ送り給へば、長崎には歐羅巴の人物在留なれば、歸國するの便利最宜し、此旨御許容あらば助命を蒙るなりと落涙と共に願ひたりといへり、一通にては不便に聞へ可ㇾ救助ㇾ道理なれども、元來智謀ふかき歐羅巴人なれば、其いふ所眞實にも難ㇾ取、其謂如何といふに、同國の者にてシメヲントロヘイイチイシユヨといふ者、エトロフ島よりクナシリ島へ渡來滯留すること八ケ年、松前家より有司を遣て本國へ歸るべき旨を命じ、數度に及びたる時に、イシユヨが曰、我等はモスコビヤの國禁を犯したる科ありて此地に遁來たれば、とても歸國は難ㇾ叶、若今にもモスコビヤの吏に捕るに於ては、死罪となるべき我身なれば所詮歸國の念願なし、此地を追拂給はんより首を刎給はれかしと云て、首差出一寸も不ㇾ引、於ㇾ是有司も無ㇾ詮方ㇾ一日〳〵と等閑にさし置たりしが、伊勢國白子町の船頭幸太夫日本へ歸國の前年四月、モスコビヤの迎來て歸國せり、國禁を侵せし罪科ありて歸國ならざるといひしは、巧言謀計たる事如ㇾ斯、扨又此イシユコといふもの平日の行狀、約にしてよの常の人品にあらず、且博學達才にして英雄たる人物なりといへり、推量するにモスコビヤの間者にして、日本の國政人情探索のため、彼國にも英雄を選び出したる者なるべし、如ㇾ斯之者どもなれば、當時唐太島滯留之者共迚も、眞之漂流人ともとり難、い

づれハンベンゴローが注進狀之趣意あつて、手を引ぬ様に種々に策るかと思はれたり、其疑の第一は當時東蝦夷エトロフ島クナシリ島の土人等、モスコビヤの吏の傳授なりとて、長夷どもの庭前に高丈餘の十字柱を建置朝夕となく拜をするといへり、その名を問ばグルスといふ、又佛像、木像、金像之三品ありて、其相十二品ありといへり、其名を問ばテーウスといふ、推察するに慶長のころ嚴禁ありし邪宗門之類なるべし、殊に此兩島の長夷共ヲホツカの湊へ渡海して、モスコビヤの郡縣に目見に出て賚物抔もたまはるといへり、此外種々様々の事あつて、日本にとりては瑕瑾あれども事長ければ措、扨又蝦夷の諸島開業なつて良國ならば、當時の日本の國産に數倍となるべき道理前文に依て明白なり、此外東洋にも西洋にも日本に屬すべき島々もあれども先措、蝦夷の諸島は當時モスコビヤへ奪るべき大切の時節なれば、急務のうちの又急務なり、當時の如くに屬島の開業の制度なき時は、異國へ可レ奪も無レ事も何に依て可レ知様なく、國家守護之道を廢るなれば、暫時も懈怠すべきに非、開業之制度建立あれば、是につき渡海之道も獨開くべし、只今のごとく渡海、運送、交易は商賈の家業となり居ては、屬島之土人も永久に人間に可レ化様なく、夷狄の儘に經歷するゆへ、モスコビヤにては能時節と見透し、蝦夷の諸島を開業に丹誠を盡すは、時を得たるともいふべきなり、日本にて開業の制度なきがゆへに島々へ政事不レ亘、政事不レ亘ば國君の恩澤を知らず、國君之恩澤を不レ知故にモスコビヤに服する事速なり、如レ斯大切之趣意あるに依て急務之第四とす

經世秘策補遺 終

經世秘策後篇

本多利明著

經世秘策後篇序

此編に述る所は、前篇に述る所の四大急務に離て、別に新說を立て論たるにも非といへども、前編の四大急務に述る所の四ヶ條の儘にて執て行んに、各大業にして容易なることにも非ず、殊に亦前編は其大意のみを取摘で、其大概を論辨せし書なれば、執て行んに各莫大なることの樣に思ひ取ん歟もあらん事にもなし、又唯一覽の儘にて見捨にならん歟と愚昧の疑念起りて止ことを得ず、因て此編を著せり、晉此書は當時の人情より取入て他に背ず、前篇の四大急務の大態の儘にては、若萬一取違ん過を恐て今一應一等小割ばして、當時の人情に取入んと欲るの微意より此篇を放著せり、第一小急務四條あり、其一金銀含銅、其二滷鹽含煙硝、其三鑄鐵瓦、其四厚板玻璃の四等なり、第二小急務三條あり、其一淀川、其二阿部熊川、其三千曲川の三等なり、第三小急務三條あり、其一備州兒島、其二越後州鎧潟外三潟、其三奧州猪苗代及小花地村の石灰六ヶ所三ヶ國なり、此內より何れなりとも其時其人其器に相應せる所より、執て大業の小口に入給んに、皆本間に協て毎事順路に往ば、悅び給ふとも憎み給ふことはあるまじ、故に手の下だし樣の次第を記し、名て國家豐饒策後篇と題す、此書を見ん人我所存と齟齬すれば、大言とも思ひ給ん人も多からんなれども堪忍し、愚が愚を並たる安房を氣を凝し一覽あらば、魯鈍鈍齋が本望何か是に過ん哉、世の諺の如く三歲の童子が教によりて、淺瀨を渡ん一助と

もなれかしと思ふの微意なればなり

寛政十戊午年冬十月

魯鈍齋謹誌

經世秘策後篇目錄

其二　奥州阿部熊川
其三　信州千曲川の事
一第三　小急務三條
其一　備州兒島
其二　越後州鎧潟外三潟
其三　奥州猪苗代、及小花石灰の事

經世秘策 後篇

本多利明著

國務總論

國家の爲謀るは其人にあらん、況愚が如きなんぞ哉、國務總論抔とは沙汰の限ともいふべきなれども、是非不分明なることを悅び給べきに非ず、因其國務の議論を述ん、當時の國務に前務あり、後務あり、本首あり、末尾あり、此前後本末の首尾貫通して、而後興業に企ざれば決して成就せず、其前後本末の首尾貫通は、何に緣てか明白にせんとならば、則算數の道なり、算數を以て臺となし、天文、地理渡海の道に透脫し、何一闕目なき樣にせざれば、物每に差支ることのみ多くして、何事も未遂て相續することとなりがたし、斯ののつびきならぬ道理も辨なく、無分別にして僅の一端を得て、大業に掛る抔とは惘果たることなり、剩に佛法といふ横道隆なれば、不レ計此横道へ踏込と是が爲に情力洩し、何も財も微塵とする也、人壽僅に百歲稀なりとせり、斯乏きはした壽を保ながら不レ計横道へ踏込と、如何なる賢才も其寧墻に數年を無益に經歷し、漸して一小口を見出し、是より切磋し三才に達んことは、生涯の丹誠

にはi迚も及がたき大業と内心悟通するゆゑ、心柱が動き狂ひ、又も方便組に立戻り、生涯を空しく果す人十にして八九ならん、是上宮太子が遺病なり、斯正道横道混雑すれば、容易に世の教にも随がたし、因て自考を積切磋し獨得の見を開んか、天あり、地あり、日輪あり、此三基を能々明白にせざれば何一ッ推知べき様なし、是をよく〳〵推測には、何より取掛て推知べき哉我心に問詰、胸中虚空にして工夫すること專に天生稟得たる質の限を竭せば、三基はいふに及ず、人道に預ること何一ッ前後本末の分明ならざるはなし、まづさし當て年月日時といふて天より教たるにもなし、人智を用て極めたるものなれば、是は如何して極たるならんと推て思量すれば、晝と夜の二あり、日の出あり、日の入ありて晝夜とわかる、晝を六除し、又夜を六除して晝夜十二時となる、其一時に夏と冬は長短あり、其長短の數寸尺に非れば、曲尺を用て量り定ることならず、輕重に非れば秤を用て量り定ることならず、穀類にあらざれば桝を用て量り定ることならず、度量衡の三器に縁て冬夏の晝夜一時の差刻を量得べき様なし、春秋晝夜の一時の差刻に至て細微にして、肥州、長崎、奥州南部といへども僅に緯十度あれば、晝夜一時の差刻は至て細微にして、冬夏の晝夜の差刻を量求るを近しとせん歟、於レ是工夫思量の限を盡ば終に其至極を推得べし、其至極は則人息の吸呼なり、春夏秋冬と雖も一晝夜の長短なければ一晝夜人息呼吸の總數を量定めざれば、一時の時刻を量定むべき様なし、又一晝夜人息呼吸の總數を量定せんに、人骸に大小あるゆへ、呼吸に遲速ありて遍一定せず、測器に縁て測量せんか、其測器は

垂球鉛珠重十二匁紐長十二寸にして神社の鳥居の如きの物を作り、其笠木の中途より彼垂球の緒を垂れくだし、其後人の手を用て左右へ振震自然に任せ振震すべし、其振震大なれば迅、小なれば遲なり、故に其振震總數一晝夜一十二萬五千に不同あることなし、垂緒漸々縮むれば振震總數降減し、垂緒漸漸延れば振震總數昇增し、然れども人の手を經歷して振震の總數を量定するは眞の測量に非、故に測器に緣て測量せん測器は則車をいふ、車を重て時計の如く製作して測量すべし、左の如し

一　垂球緒二箇、但鉛球也、一箇重二錢、緒銅長二寸

一　丁銅長六寸、横銅四寸、圖の如し

時計の天秤の如し、鉛玉をたる、是を名て俗にテンプといふ、晝夜差右へ振震なり

一　第一車歯一十五刻、此歯にテンプ竪棒の二羽を噛み

丁銅圖

テンプを左右に振るなり、第一車根歯六刻、此歯と第二車の歯と噛、是より次第に下層へ運轉を傳移

一　第二車歯九十刻、此歯と第一根歯と噛、同根歯六刻

一　第三車歯九十六刻、此歯と第二車根歯と噛、同根歯と噛、同根歯六刻

一　第四車歯七十二刻、此歯と第三根歯と噛、同根歯針車となし、此針車に錘を掛るなり、重凡二百錢宜ニ增減ス

右第四車一旋すれば、第一車四萬三千二百旋するなり、故にテンプ左右へ振震すること八萬六千四百往來する、是を一晝夜の時刻とし、もし一晝夜の八萬六千四百振震に過不及をなすときは、錘の目方を增減し調度を得べし、今日と明日との境界を求得んには、正南北を求得上下二線を張り、二線の影一線のごとくなりて、圭磐の正南北線と密合し、又線の如くなる一秒則午正にして、正九ッ時、此垂球を放し其日半日其夜翌半日を經歷して、前のごとく上線下線と合符し一線の如くなる、一秒則午正にして正九ッ時なり、此一秒第四車一旋し、元一齒にいまだ到ざれば錘未足、既に元一齒を過ば錘過不足を知て錘の目方增減して終に錘の目方調度を得、八萬六千四百振震を求得、是則一晝夜の秒數也、又人間骸の大小平均一晝夜の秒數也、人間骸の大小平均一晝夜の息を吐納する呼吸總數なり、一秒といふは息を吐も一秒、息を納も一秒、此一秒の間に天西へ移ること十五秒、故に天度の秒あり、時刻の秒をいへば一十五秒を一刻とし、九十六刻にして一日となる、又天度の秒をいへば六十秒を一分とし、六十分を一度とし、三百六十度にして一周天となる、一晝夜の時刻の秒數八萬六千四百にして一日となり、天度の秒數一百二十九萬六千にして一周となるなり、是を以て歷法を組立、日月交食、曜星凌犯中星の時刻等推步して毫末も差謬を爲さゞるに到といふも、僅に息を吐納する呼吸より發起し、天度を明白にし、地度を明白にし、人事に於も斯の如くせば、皆其事の成就せずといふことなからん歟、近年歐羅巴の天學支那に入て、曆象考成上編下編後編の三書に天地の正論を極盡たれば、此

昔に緣て天地を明白にし其後人事に入て前后本末を明白にし、日本にいまだ具へざるを補入し、國家の要務に博用せば、終に諸道具足の大良國となつて、周回の諸國よりも金、銀、銅、鉛、鐵及珍產、珍器、百穀、百果群集せんは、赤道以北緯三十二度より四十二度の間に所在して、寒暑程よく人民住居最安し、佛氏がいふ大極樂國といふべき國土なるゆへなり、扨小に到らば微塵までも洩さず、大に到らば大世界の土地、風氣、人情、國產に迄通達せざれば、物每に暗昧なることのみ多して國の用にも何にも立ず、皆是嗜と嗜ざるとの界より拙と精とに分れ、庸と傑とになるなり、因て心根固底にして工夫鍛錬すれば、一切の物每に前後本末明白となり、首尾貫通せざることなし、支那日本に度量衡三器の用を得て、度の曲尺ありて丈尺寸を度り、量の升ありて石斗升を量り、衡の秤ありて斤兩錢を衡り、用事いまだ足ず、秒の垂球なれば天度、地度、年、月、日、時刻、流水、船舶、海洋、涉渡の測量等を布施すること叶ず、然れば人道に預る器は度量衡秒の四器ありて、事を決斷すること明白なり、是此工夫鍛錬の道具なれば、算數を以て總根とし、此道具を用て是を御し、人道正整するなるべし

第一　小急務四條

總て國務に預ることは時勢人情より取入ざれば、何一ッ出來ざる者なれば、古今にも亙ず、金言妙句にも拘らず、唯今の時勢より執入て他に背むことなく、天下國家に益ある仕方に勉るを名て國務とい

ふ、其國家に大急務あり、小急務あり、大急務は既に前編に載ること詳なり、小急務にも矢張前後本末を明白にし、尾首貫通せざれば、たとへ小業といへども決て成就することなし、況大業に於は何一ッ手抜ありてもならず、若し手抜あれば自然と故障湧出興業を破るに到る、因て才と能とを兼備の古今獨歩の英雄にあらざれば、皆途中より勘破され末遂ること叶ず、終に廢業にいたるなり、故に前後本末を厚深く遠慮すべし、尾首貫通するの後興業を企を順とせり、其趣意を口外せず、厚秘て他に語らず、其最初は庶民の欲る所に隨て施すを前とするなり、上をも欺き我をも利せんと謀るは庶民の常なり、於是明察を出さず、愚を守て是を愍み、たとへ怨する頑愚をも憎まず、渠をも扶某をも容れ、衆に背ず實と堪て勉むるゆゑに、悉皆成就せずといふことなし、私慾を離れ國家の爲に粉骨し、只一に敬勤すれば衆も亦是を資てならしむ、是れ興業開發の小口なり、それ我邦にいまだ製作を得ざる物數多ある內に、急務なる物四品あり、第一新銅より金銀を絞取仕方、第二潮汐の滷鹽より焰硝を拔取仕方、第三家根瓦を鑄錻瓦に製作する仕方、第四紙張障子を厚板玻瓈障子に製作する仕方の四等なり、各小事なりといへども、最初より大業に企がたく、小を積で大にいたるなり

第一　新銅より金銀を絞取と云ことをもせずに、銅山より出產の儘にて異國交易に用るゆへに、日本の金銀柄銅の三品に吹分る仕方を得ざるを歎き、支那和蘭陀ともに日本より定例の金含銅六十萬斤は毎年取入べき物と究、渠が持渡る所の物は、麁物のみを交易高に符合せん程を謀詰て持渡ることを常とせ

り、日本を侮たる仕方なれば用捨すべきに非ず、日本人同士の交易と殊違ひ、損金あれば眞の損金となるゆゑに、金銀柄銅の三品に吹分、金何斤、銀何斤、柄銅何斤と銘々交易となるに於ては、侮欺べき奸計の根葉も絶果て、眞實の目利交易とならば、各國相互に損益互格の交易となるべし、唯今迄の如く日本の金含銅六十萬斤に符合する樣に、麁物のみを組立持渡ることの謀計もなるまじ、各國良産物のみを選揃ひ、其品のあらん限は多く持渡るを互の手柄とする樣に風俗を立替べし、國用の外に入用なき物迄を取入べきにも非、國内になくて事を闕物のみを取入べし、左あらば日本國土に年々出産の産物にて貯置ば、後々は腐朽ん品々は何物にても惜悋べきに非、異國人の欲る所に任べし、爰に目利あり此方へ取入ん産物に勝劣あらん、目利斟酌に手渡あれば、毎々損失のみ多して、自然と國民の産業に響中り、困窮の種となる故に、才徳能兼備の英物に任さゞればならず、異國交易は相互に國力を拔とらんとする交易なれば、戰爭も同樣なりき、扨又百四五十年以前迄は日本よりも異國交易に船舶を仕出たる先例あれば、其先例に倣へ官舶を制作して、異國交易を以日本に入用なる品々のみも取入る樣にならば、支那和蘭陀の來舶を待ず國用自由なるべし、此南國へ渡す所の金含銅を百二十萬斤出さずとも國用に事闕ことはあるまじ、扨又唯今までは制度に因て結構なる品物は何によらず元方の停止あり、左あるべきに非、都て産物はなるたけ結構なる産物の國内に出産する樣仕向べし、是を名て國務といふて、せで叶はぬことなり、左すれば相互に自業を勵み、精密に丹誠するゆへ、自然と國内に名

産物多く出來、異國交易抔に大利を得の助とならん、國産の精描は此所を扶るを以て、名産物も自然と出來せん歟、況人道に於ては猶更なり、國内に英雄豪傑出來すれば、我邦の非儀闕歉なることあれば補助するゆへ、自然と諸道具足し、國號の光輝も増殖せん、左あらば異國の財寶も招ずして獨寄來る樣にならん、此所の國務に疎妄あれば、自然と國家衰微となるなり、我邦の大家常々損失のみを仕馴たる癖ありて、ヶ樣にのッぴきならぬ金言は耳に逆て享容ず、却つて瓢より出たる駒を寵るとは歎敷にあらずや、然ども善事を憎給べきにもあるまじ、願は短なるを扶長するを賞ば、新銅より金銀を絞取ことは扨置、萬事調整すべし、今大坂に新銅より銀を絞取の名あり、有司これをするといへども、名のみにて眞を得ざるゆへ是非の論なし、愚一考ありて其業すれば金銀備銅と吹分ること至て速なり、左あれども時を得ずして妄に施べきにあらざれば、時を待つて書記すべし、口傳すべしと思ふのみなり○大坂泉屋吉次郎が先祖、天正十九年南蠻人白水といふ者より銀絞法相傳を得て後、今に至つて其業の長司となる、其仕方を見るに金銀含銅を目利し、鉛と銅と蕩交是を合吹といふ、其後南蠻床に仕掛合吹、銅より鉛を抜取るなり、其鉛の内に少し銀を交てあるゆへに常の如く灰吹にして、鉛を抜去て正銀とするなり、銀は少し抜取といへども、金は一向に抜取ることなし

第二　潮汐の滷鹽より焰硝を拔きとる仕方は、何國の鹽濱と選嫌べきに非ざれども、最初手始は竈數の多くある處より手始するを便利とせり、故に播州赤穗の鹽濱の如き竈數の多くある處より草創すれば最初より焰硝も多く出來て、廢れある物を取揚、國家の得益あげて算へがたし、其製作の大意を論ぜん、何國の鹽濱といふとも鹽釜に苦潮汐を張て煮詰、正に鹽に化んとする前になれば鹽は皆下に沈み居、焰硝に化べきは皆上に浮み居るを、土人いまだ焰硝たることをしらざるゆへに、上に浮み居る焰硝の鹵湯を取捨て、其跡を猶煮つめて鹽とするなり、此とり捨る所の鹵湯を取集、焰硝に製作せんに夥き

焰硝を謀ず獨到來するなり、唯今迄は知ずして取捨たる物を取揚、國家の大益となる、是日本に於て古今未發之創業なり、但焰硝製作の仕方別書あり、因て爰にのせず

甲信兩州のごとき鹽乏しくして、米の價に二倍三倍も高價の國々は山焰硝を掘取ば、焰硝を得んとして鹽をも得て、國民の所欲の意を遂るなり、然れども日本にいまだ山鹽をとるの業興らざれば、妄に他に對して吐きがたき一條なれば、其製法秘密の部とし、時期到來して行はるべし、愚老も最早餘年の壽乏し、英傑を待て附屬せんと欲るのみ

第三家根瓦を鑄鐵瓦に製作する仕方といふは、唯今は家根瓦は土器の外に何もなく、ゆへに火災に遇ふ毎次、碎損皆棄となるなり、大なる手戻となりて、天下の大損勝て算へがたし、此大損を省略せんと欲ば、たとへば豆州大島にても鐵砂の多き場所を見立、鑄鐵瓦を製作すべし、まづ鎔形を製作するに、土性のよろしき場所を見立澤山に製作すべし、吹壺も數多大仕掛にすべし、吹壺に鐵砂の精良なるを含入て、鑪鞴仕掛にして熱蕩となし、其熱蕩の流れ通る道樋を仕掛るを肝要とせり、其道樋の兩旁へ鎔形を埋置、調度の後數多の吹壺熱蕩熱煉の期を得て一端に覆せば、其熱蕩道樋を便て勢力のあらん限は流行、道樋の兩旁へ埋置たる鑄形の懷内へ納る程は納て、先へ熱蕩流れ行ゆへに數千枚數萬枚にても仕掛次第に只一端に出來するなれば、唯今迄の土瓦を製作するよりも其出來も亦便利にして國用に達する所は火災に逢とも其憂なく、數十百年も保存せんのみにあらず、雨盡嚴寒の憂もなく、又土

瓦と殊に違ひ、濕氣を家根裡へ滲貫ことなく、家根裡より濕氣下へ通さざれば、雨洩する抔は絕てあることなし、此鑄鐵瓦を用ひ家根を葺に於ては、腐朽の憂あることをしらず、修理を加ゆることなく數年住居して破損なし、大なる國益となるべし、只々英君興りたまへる期到來して成就せん

第四　紙張障子を厚板玻瑠障子に製作するといふは、根本主用あり、其主用といふは日本に後々は新製の大舶造立せんに、舶中の日光窠の厚板玻瑠障子を用造作せざれば、舶中眞闇にして晝夜の差別もなく、因て艫と船とは厚板の玻瑠を用て障子となし日光を達し、舶中晝夜を分別せざれば外に仕方なく是厚板玻瑠の要用也、此外の入用をいへば、日本屬東奥蝦夷の諸島、及カムサスカの土地に塞壘を築く時に、暖國出生の無心の日本人抔は住居を構んに、冬極寒の内前後三四十日の内は住馴ざれば、最初一兩年計は冬極寒を堪忍がたく覺ん歟、其極寒を至輕相凌ぐ家作の仕方ありて、其家作に厚板の玻瑠を用るなり、其造作は最初の内は住馴たる日本の木家作住居たるべし、左あれども寢所のみは本手仕掛に似寄たる造作になければ、極寒の節寒氣にあたり、英氣を塞の憂あるゆへに、是非歐羅巴流の寢所にせざればなるまじ、其仕方は二階家に建立すべし、二階目の造作は至て密室に造作をするなり、東南の二方歟東南西の三方に日光窠を設べし、其日光窠の所則厚板玻璃を用べし、微塵も冷寒の氣通ひ來往すれば密室とはせず、晝は日光の溫熱玻璃を越し室内へ溫暖いたるなり、極寒夜は銅筒を仕掛置、下層の炭火の溫氣を通達し、溫暖を設爲なり、若溫暖過き熱氣强き時は、密窻の小蓋を少く開き

熱氣を拂、常に四五月頃の氣候を保持せるなり、又水氣絶ては乾燥過る憂あるゆへに、常に湯釜を設置なり、又下層へ出入の口は銚蓋歟、又は引戸歟、開戸歟、引揚戸各立附は毛皮を柱丈に附る歟、又は編入絹布の類にて巻べし、温冷と俱に來往せざる樣にすべし、左すれば寢伏する共重服をせざる樣に温氣を抱置を度とせり、夜中重服して寢伏するを夷狄の風なりとて下卑とするは西域の國風なり、此國風を推量するに、窮理自然の妙則ともいふべし、爰に人間住居の可否を見極る大的あり、其土地に艸木ありて枝葉も繁茂するに於は、百穀百果豐熟すべき大的なり、多少の過不及はあるべきなれども、何れ穀果熟達せざれば草木も生てあるべき筈はなし、是開業最第一の心得なり、赤道以南の緯度を用て、其土地の百穀百果の豐熟不熟を知ことは本法なれども、是識見は一寸の所の見當なり

第一小急務四條の末に列して至て小事なれども、是又急ぎ布施せざれば、庸徒の風情を化しがたし、庸徒の方人多ければ是は非が爲に害せられ、善事興らず、カムサスカ大良國にして、東洋諸島の主國なかるべき眞理を含めることを說ども、會得する人鮮からん、此脆き風情を矯直さんは、寒氣を衣食住の三制に因て安淩くの仕方は、衣食住の制度にありて、外に據あるに非、是厚玻瓈の要用あり

第二　小急務三條

第一　淀川、第二　阿部熊川、第三　千曲川の三河なり

第一　淀川といふは、江州の湖水の落口を字獅子飛といふ、此一口の外に落口なし、其落口の幅僅に五七間、殊に眞石の一枚磐なれば、太古より大堰となつて、湖水常に吐兼甚淀り、故に大雨降る毎々周廻四十里の古畑田へ溢、湖水腐すること夥きことなり、因昔命令下りたる歟、河村何某といふ者あつて雜費も投じ功力を竭せしなれども其功もなかりしとぞ、今に到ては山城砂山の土砂を川傳に淀川へ押出し、次第に川床高くなり、唯今にては淀川兩緣の郡村田畑の惡水皆淀川へ落かね、毎々水腐すること昔に數倍せり、中にも大なるは攝州榎並八ヶの庄のみも、高凡四萬石程の鄉村年々田畑水腐するの憂若干、其外此方に一萬石、彼方に五千石と水腐の場所數ヶ所あり、各皆百年以後の新規水腐場所數ヶ所あり、又今より後百年も經歷せんに於は猶川床高くなつて水腐場所猶出來せんは必定なり、當時さへも獅子飛より大坂川口迄凡二十里計の場所、淀川兩緣に惡水淀川へ拂兼、後年又榎並八ヶ庄の如く水腐せんとて、取越案事を煩勞村々夥しきことなり、因て今この時に當て一策あり、曰、獅子飛の兩緣と中通りとに、九ヶ所程に徑三尺深五六丈計に、石工に命じ石井を掘穿べし、中通の石穴は水除を井戶側の如く繼桶をこしらへ、桶と磐石との合目は漆石灰にて洩水を止防ぎ、桶内の水を汲取、石工其内へ這入石穴を掘穿べし、兩緣の石穴は上士にて下石歟、上石にて下土歟、下石のみを掘穿べし、又皆土のみの所は掘穿ことなく、皆石のみを掘穿なり、石井の懷內へ泄水する所あらば、漆石灰を用て

嚴防留少も水氣なくすべし、其後焰硝を調合せんに、鐵砲藥の如く九二一の割合を以製法すべし、灰山躑躅を用べし、一穴に焰硝三四合歟、四五合貫各布袋に入るべし、其袋の口を長く拵、口藥を仕込み繩になひ、火道を慥にすべし、兩緣二本、中通一本、都合三本に口藥込の桶竹拵、其桶大竹の節を拔去纏立、外を綿に包其上を木綿に卷、其上を麻繩にて卷立べし、其中央に螺旋柱を建立するなり、此螺旋柱長三間許、周四五尺程、何木にても圖の如く

螺旋溝を深四五寸、幅四五寸に掘穿、火道繩を卷入爲に設るなり、其火繩に製作する物は布を焰硝に煑染、晝干て又酒にて口藥を引ゝ數篇引べし、後干揚、是又火移を試例すべし、利鈍を知り、程能を求得、其後又口藥を含め入り繩になひ火を點じ、燃の遲速時刻を試例し、一時の內に長何程もゆる歟を慥に極め螺旋柱に卷附、火繩の線長何程あるゆへ、時刻凡何程の內に燃施桁筒に火うつる迄の時刻大概を量知るべし、扨柱の外油紙に包、柱の頂より前後左右へ針鋼の拵を張て、倒れざる樣に堅固にし、其上雨覆小屋を掛べし、九穴の袋口と桶竹との火移宜くすべし、若し九穴の火移不同ありては不都合の基本なれば、念入火移を製作すべし、扨一穴三石づめとすれば廿七石、又四石詰とすれば三十六石、又五石づめとすれば四十五石、只一息一秒の間に忽炎火移り互り、地雷となりて烈攻戰鬪、其勢

たとふべきものなく、岩石の如く、堅强なる者に觸ば猶猛勢となり、岩石數十間四方只二三息の內に皆
虛空へ飛びのぼれば、其跡忽ち深淵となるなり、其周廻十餘町程の生類、其響の音にふれて即死する
故前廣に觸を出し、村里の庶民獅子飛周廻凡一里程へ立よるべからざる旨避退べし、其日期の早朝壯
健の馬に乘火指役の者到、螺旋柱の頭より紐火繩を設置たるに火を移し、よくもゆるを視留、頂上へ
燃つきたる時則馬に鞭を打迯去ること一里程の內に、螺旋の焰硝繩皆燃絕火道筒に移るとひとしく、
炎火猛勢、馳走電の如く九穴に到り、大雷の如く山谷に響きわたり、彼磐石微塵に碎散虛空をさして
反昇り、高五六十丁も飛のぼれは、運旋天の內へ飛入、故に岩石その處へは墮降るとなく、日本を離れ西
土へ雨の如く降り、さすれば獅子飛の岩石跡形もなく飛失、其跡大淵となるは慥なり、さあれば五々
の瀨も勢田の橋も殼岡となるべし、膳所の城と彥根の城との外堀を圍取て要害となすべし、竹生島の外
園に堤を築き、舊蹟の名目を失ざる樣すべし、湖水の眞中に親川を設、大坂迄の船往來と爲べし、周回
の子川は皆親川へ通じ、田畑の用水及小舟運送の便利よろしくすべし、江州湖周回凡四十里、此坪數
五億九千〇五十八萬二千二百七十八坪、此內親川子川兩所の城外堀、竹生島溜池の潰地凡二割を減少
し、餘四億七千二百四十六萬五千八百廿二坪四合、又この內作場道、神社、役所其外種々潰地凡二割
を減少し、餘三億七千七百九十七萬二千六百五十七坪九合二勺、反別十〇萬四千九百九十二丁四反一
十七步九合二勺、凡平均盛十六と見、切高一百六十七萬九千八百七十八石四斗五升七合四勺四才、免

三ッ五分と見、切米五十八萬七千九百五十七石四斗六升、是租稅の余き取米なり、此取米いかにも大益なれども、まづ第一淀川兩緣の水腐村々の水害を救助せざれば農民立難く、是を救助せんに外に良策もなし、捨置ば村々追々退轉せん歟、是を救助するは國君の天職なれば捨置難き故に哉、榎並八ヶ庄村々の水腐餘の手當に哉、惡水拔の新規掘割の企あれども、たとへ掘割出來たればとて、榎並八ヶ庄のみの手當にて、外水腐村々の恨悔の種を備のみにて益あるはなし、剰に幅三十間餘長五千間餘の良田畑を敷潰し、此地主百姓の永歎をのこすとは大なる僻が事の頂上なるべし、其川敷潰地高反別五千町歩、賣買價銀一千貫目金換一萬六千六百六十六兩となる、此金子を給るとも、金の働は商賣の利倍せん心より寶とせん歟、農民に於は金子一千兩より田地一反歩をたからとするなればたとへ相當の價金を給るとも、君子に於て決てせざる所なり、況其他は論べき樣なし、物每に見切といひ決斷といひ、是がなければ、常に妄言に惑て大益の獨到來するをも取ことを得ず、大損の獨到來することのみ取て後悔するとも其詮あるとなし、依て獅子飛を焰硝仕掛の地雷を以て反割ば獅子飛の川床丈餘も低くなるゆへ、是非とも大坂川口まで丈餘も掘下げざれば、川船通用ならざるゆへ、於レ是大湊獨出來して、淀川兩緣の水腐に遇村々自然に救助を蒙り、澗水周回村々も水腐に遇の憂なく、美濃、越前迄の川船運送便利を得のみに非、大造なる新田獨出來して、農民の災害を救助し國務の本意に協ひ、水腐なく年々豐作して大造の米穀出來新田よりも莫大なる米穀出來、上下萬民相倶に大益を得べきは、獅子飛を反割にあ

るなり、故に小三急務の第一とす
日本にて焔硝を用て大功を取たるといふこといまだ聞ず、若疑惑せんも如何なれば、益なき論に似たれども爰に話あり、二十年許以前モスコビヤの女帝エーカテリナ治世の內北高海の北緣レベリイの邊に湖あり、年每のアゴストフ（八月）の頃雨降續き終に洪水となり、湖の周廻に溢れ溯り、每年國民是に憂るとなり、爰にモスコビヤの女帝聞及、國民の艱難を救ひ給んことを議して止ず、國內の萬民へ問を下して、水災防除の策に長たるを穿鑿ありしに、庶人の內より英物を得て大に悅び給ひ、天子自渠に對て議論あり、渠が曰、雜費さへ給るに於は如何なる大造なる水災防除にても如ㇾ意成就せずといふことなしといふ、女帝獨言して曰、天朕に汝をあたへ給へりと、天へ再拜し諸官に命令制度の旨ありて奧に入給ふ、彼英物水災防除の任を蒙りてより、日夜其用意して彼湖に到り、便利捷徑の手段、前後本末の規則調度の後夥く石工を集め、岩山の打越延里六十町一里にして十七里の處へ石井を掘穿、其石井の員數掘揃焔硝を用地雷を仕掛後日期を定め里人を退け、火を放て地雷となせば地雷大地震し、暫時の內打越十七里ある岩山反割大川となり、猶掘浚彼湖に通じたるゆへ、湖水を北海へ通じたれば、逆水溢水は扱置、湖水も大に減少し、永久水災の憂なきのみになく、河道も開け河船運送自在になり、湖周回隣國近國產の交易便利を得て、國中の萬民大に躍貴すること限なし、其勢ひ隆にして支那にも及しかば、萬里の長城北京口のみにては國產運送不便利の旨を

因、女帝へ斯と訴訟したるより、往還の大道を新規に開き、長城切開支那往來も慥に出來して、牛車を用て國産運送便利を得て、追々繁昌を副るといへり、今は陸地運送便利を得て、支那とモスコビヤ北高滿の北緯北韃靼の國々までも有無を通るゆへに、國民大に救助を蒙り、追々繁昌を副るといへり、其勢に乘じ開業に丹誠を竭せしゆへに歟、日本東蝦夷カムサスカ外二十二島にまで推し及したるは、女帝ヱーカテリナの大徳の驗しなるべし、今は既に天下の大世界大半モスコビヤに屬したるは、只女帝ヱーカテリナ治世を以最多しとなし、干戈を用て伐取たるは少く、皆大徳を博布して服し隨ふ國のみ多し、干戈を用て服したるを第二とし、只徳行を博布して國を得を眞の屬國とし、干戈を用ひたるは内心に恣は否らざるゆへならん、是等皆女帝ヱーカテリナの大徳ゆへ、焔硝も英物も國家の用要に達したるなるべし

第二　阿部熊川といふは、奥州會津道中勢至堂峠と云所の南東山より出て同白川に到り、夫より同仙臺石巻部に到るなり、行程凡七十餘里あり、然るに此川所々に大岩石ありて堰となり、其瀬皆大瀧となりて通船ならず、故に國民皆困窮なり、先會津侯を以其大概を論ぜん、扨會津の城は越後の大守景勝卿戰場數々勝利により、高田より會津に新城を築立居住を構ひ、奥州の軍勢と毎々攻戰毎毎勝利にて、會津城外に繁昌せり、然るに慶長の大戰より段々と衰微し、今既に米澤城へ所替となり、其跡御連枝公へ給る、扨又此國を論の運送不便利の土地なり、會津より西へ出さんとすれば、陸地山坂二十

餘里を越て津川の河岸あり、是津川より越後國新潟の湊迄川船運送十四五里あれば、津出も宜しなれども、新潟より大坂廻しすれば、毎々荷拔破船數もありて四分六分程の損失あり、十萬石の廻船は大坂着六萬石となり、莫大の損失あるゆへ、是非なく陸地駄送して江戸扶持米とするに會津より白川までは皆山坂のみなれば、馬一駄に三斗五升俵二俵附になりがたき難所多く　白川より下野氏家宿のアクツ河岸迄三十五里駄送し、夫より川舟にて江戸に達るなり、陸地駄送三十五里、一駄の賃錢二貫二三百文、又アクツより江戸迄運賃凡一貫文、二俵にて賃錢二三百文の運送入用にて漸く江戸に達るなり、故に國產種々ありといへども、其庭に自斃するもの夥しきことなり、其外白川、二本松、福島、米澤邊皆同じ、是河道不通なるゆへなり、故に阿部熊川通り所々にある大岩を焰硝仕掛の地雷火を用反割て、川船石卷港へ通用するに於ては會津、長沼、白川邊所々より石卷まで七十餘里、川南緣數里の國產河船にて石卷へ出て、夫より江戸に達する樣にならば農民蘇生の心地すべし、阿部熊川中第一の瀧を三條目の瀧といふ、此瀧の外難所はなし、其外の瀧は皆小なる岩のみなれば如何樣にもなるべし、三十年許以前に桑折の者に通船のことを目論見、既に江戸に到り其向の方へ訴訟し、七八ヶ年も江戸に滯留せしが、明和の大火に燒死して仕舞、其跡を繼ぎ業を再興せる人も出來ず

第三　千曲河といふ、信州霞ヶ原峠の北東の山々より出で、次第に大川となり越後へ至り上田川と出合、長岡より新潟津にいたる北國第一の大川なり、然るに此川信州の内は通船なし、越後へ到れば通

船あれども、上田川落合より水上へは通船せず、故に信州第一の高價なる物は鹽也、米價に三倍せり、山國なれば大國の國産皆國内にのみ交易して、國内に自腐するなり、大川ありて通船せざるといふは、川中所々に大岩石ありて瀧となり、流水猛勢なるゆへ土人危ぶみて通船せず、七八ヶ年以前時の知縣河尻子雜費を投じ、新規に石川運送船を製作し、試み通船せしに大岩石の間々を避くのり、障なき所は流に任せ乘り通り、越後上田川の落合まで數々上下通船して試み例たれども、常水にさへあれば假成にも通船なるといへども、滿水の節は濁水となるゆへ、水蒙の岩石たしかに見得ず、萬一過て水蒙の岩石に乘あてる時は船忽に碎るゆへに、未とげて通船なりかぬるなり、故に知縣思慮し、其故障となるべき大岩石のみを取除べき入川積立て、其箇處繪圖に仕立、且又郡中村村領主〳〵故障有無等をも糺しあり、其後東都の窺になりたる抔の浮說ありたるが、何か其汰沙も消失たり、其知縣も轉署ありて其後は沙汰するものもなし、惜べく歎くべきの至なり、大國の懐内に自腐する國産他國へ出で國用に達し、又不足なる物闕歉なる物は他國より入て有無を通るに於は、萬民其欲る所を得て蘇生の心地すべし、國家富榮大良國となるべき萌ありしが、いまだ時節到來せざる歟、嘆々も惜むべきの至なり、扨又この千曲川の河道をひらく、中にも易く益亦莫大なり、山國の大國なれば炭薪材木を出すのみにても莫大なり、唯今迄は東都、京、大坂にも信州國産なき物が炭薪材木までも潤澤に入來、殊に雪國の産物ゆへ性宜敷、夏中濕氣に腐朽もうすく、木曾の檜木の名あるを以知べし、天下國家は

有無を通るを以て寒飢の憂なく、萬民其欲する所を得るなれば、世に通船、運送、交易最大なる國務はなきことなり、因て河道創造するを國家の要務とするなれば、斯國土に具足して所在の大河ありて、河道の不通は全く不調法なり、故に修理を加へ河道を開創すべきは此國の急務なり、因て河道所所にある所の大岩石の内五七間四方位あるは、棕櫚綱の大綱を蒙せ、兩緣の岡へ引揚べし、岡に百貫目位の碇を打て是に滑車を仕掛、五三百人を用ば凡大概は引揚べし、もし兩涯高く引揚がたきは、川下へ流勢と俱に引卸し、よろしき場所を見立引上べし、人力の及がたきは、井戸側の如く桶を用猛水を禦ぎ、漆石灰を以て洩水を止め、石工に命じ一穴の掘穿焰硝仕掛にして反割べし、是其大概なり、其外は臨機應變に隨ひ、人力を以修理の及べきは修理し、人力の及がたきのみを撰、焰硝仕掛にして反割ば、如レ意成就せずといふことなし、入用雜費も掛といへども厭べきにあらず、其入用雜費は國民のみ取ば、程なく年貢運上等と名を轉じ、數倍に戾來る融通の金銀なれば、國家の益とならん限は金銀を恪むに非、庶民勇進で俱に丹誠して其業を終ることのみを謀るを以て、如何なる大業といへども悉皆成就せずといふことなし、もし此入用雜費を異國者にてもとらば恪むべき道理あれども、あまねく國民のみ其金銀を取ゆへ、矢張我が子にあたゆるにて、則撫育の道にして國君の天職に係り、是非ともにせで協ぬ國務なり

第三　小急務三條

昔の事は知らず、近頃庶人に英物出で、二三十年以前より新田開發入用金自分の物入を以開發し、良田畑となして奉んことを欲し、時の尹に訴訟し其旨を乞ふて止まず、故に有司に命じ其虛實の穿鑿もあり、故障の有無も糺明ありといへども、終に成就せしことなく、悉皆廢業となるなり、惜べきの甚しきなり、其全體を論れば、有司たる人其器にあらず、農家の業に疎く委細を知らざるゆへに故障糺明未其度に當らざる故なり、故に諸國に夥く新田開發成就して、良田畑となるべき土地を廢地となし、其場所悉皆枚擧せんに遑あらずといへども、其第一は備州兒島の入海干潟凡十萬石餘程の良地、其第二は越後州海邊にて鎧潟、大潟、田潟の三潟一ヶ所にあり、同海邊に福島潟都合四ヶ所にて凡十五萬石程の良地、其第三は奥州會津より寅卯に當て七八里の山中に湖あり、猪苗代といふ、其周廻に四十八谷といふて村々あり、大雨洪水の毎々溢逆り、古田畑夥く水腐せり、其外に沼地凡十萬石程の良地三ヶ所にて、凡三十萬石餘の新田出來べき良地あれども、何れも廢地なり、殊に其處の土人皆新田開發を仰希こと頻りなるゆへに歟、時々英物出で容易ならざれば豪富と始末を示合せ、時の尹に訴訟し、何々の場所新田開發自分物入を以良田畑となし、上に奉んことを乞て止まず、左すれば有司に命じ其眞不眞を糺明するといへども、其糺明を極することかたければ、故障を組立させ是が爲に廢する

なり、何如んといふに、根を推て穿鑿すれば、皆領主地頭の我意と、其處の士人の嫉妬とに因、故障を明白に僉議詰んに、有司農家の業に疎く、無能短才不肖賄賂とを身に纒ひ、固より暗昧の胸中に迫り、耳目口其用をなさず、誠に歎べき頂上なり、今少し論じて其道理あるゆへを明にせん、各僉議明白に糺明せん決斷なければならぬことなれども、其所にまで至ることは英雄豪傑にして、何一ッ暗昧なることなく、當る所に悉く相應せざれば、鎖細なることより故障たる小事湧出、次第〱に增長して終に大事を塞ぎ破るに到る者なれば、鎖細なる小事にても麁略すべきに非、匹夫小人なりとも侮ることなく眞實を竭し、誹謗の言までを擧容んことを要とすれば、自然に衆智皆合て我大智となり、大事も大成するものなり、此處我意あれば何一ッ末遂ることはならぬ者也、世に獨立といふことのならぬ事あり、其根本を推究んと欲る時は我身を顧べし、我身を顧ば則瞭然たり、貴賤ともに衣食住の安きを以考しるべし、衣服を蠶と綿麻の最初より我が手にて製作して衣服となさん歟、食粮も粟籾より我手にて耕耘して食用となさん歟、住家も材木より我手にて造作して家宅となさん歟、其外萬事萬端人涯に預ることは悉皆衆人より扶助するを以、上天子下庶人までもその一人を立つる者なれば、世に獨立といふことは決してならざるなり、是を名づけて國恩といへり、悉皆衆人相互に相助相救て、今日の身を立家を保世を送るなり、衆人の中に士ほど貴きものはなし、四民の上に閣たる朝制なれば、身にひがこと抔はいふもさらなり、朝夕となく國恩のありがたきことを忘却せず、萬事萬端敬謹み、

寸陰をも空しくせず、古今和漢西域の事蹟に心を用博く學で狹きにも屆せず、所謂心廣體胖ならんことを忘却せず、常に守て懈怠せず、是を名て士と賞し、四民の上に閣き尊敬すべき人物なり、此所作を深く懷きたる英物の有司出現ありて、彼新田開發の故障を糺明の任に處ば、眞の故障と不眞の故障とが一視明瞭然たるべし、さあらんは眞と不眞とは混亂紛雜せざれば悉皆決斷するゆへに、上下と倶に疑惑の遺念なく、なをはなる、ならざるはならざると潔白となり、得失損益と其最初に明白決斷するゆへ、誠に主任に協たる有司の相當の職業ともいふべきなり、農業は國の本なれば、王侯といへども手自耕耘して、農民困苦の萬分之一を知給ざれば、國家の大本たる政事に齟齬することも多く、況庶士に於てをや、然るに當時の有司を視に、其任に相當せしは鮮く、農業耕耘などは夢にもしらず其任に預り、是が眞不眞の僉議するとは、山獸が海洋の住居をなし、水魚が山嶽の住居をせんと等し、元來無理なり、故に有司を欺き、たとへばこの掘割は目論見入の意の如く隨分と出來すべきなれども、新堀出來すれば、此方に古田の水保あしく旱損若干、彼方にも亦水湛、水腐場所出來、新田何程は出來べきなれども未治定せず、治定せし古田の損亡若干、損益錯互平均し、必竟は世話せんだけの損となんらなどゝ理を詰て威し論るゆへに、元來知らざることゆへ實と思ひ、心根狂ひ動き何一ッ決斷ならざるゆへに、其旨を取て上官に覆ば、上官も又しらざることを引受、有司が痛氣を我頭痛に病といふ諺の如く、月日を延引し草臥を待より外の策なし、至極尤の事なり、一向に得ざることゝなれば、是非

といふべき議論なし、是戰國の遺風なり、最早二百年の治平なれば、國家に根本たらん農業耕作の道に鍛練なる有司も出來農家の主任に處ば、斯様合より善を妨邪魔することはならぬ者なり、故障といふ内實を探索すれば、新田に開發せん場所は無年貢の土地多く、租税といへども僅の冥加抔といふことにて、魚鳥を取て稼穡を助、或は秣場茅野抔にて家根の葺草となつて村里を助るゆへに、是に離んことを憂て故障を組立るなり、一通にては救助すべき道理なれども、凡天下の村里人民住居するの土地に無用の土地もあるべき様なし、是を救助せんとすれば年貢租税課役をも免し救ん歟、是道理なき所謂なり、第一備州兒島の入海干潟といふは、備州の南海磯邊通凡七八里の入海干潟あり、北側は岡山領、南側は兒島なり、兒島は御料なれば、私領と御料入會の土地にして、則御料の新田となるべし、開發成就すれば凡十萬石程の最上至極の良田とならん、其開發仕方は西の地端と東の地端とに塘堤を築立て滿潮汐を禦ぐべし、東西の塘堤に水門を設常に閉塞、大雨洪水ともあらば是を開き洪水を拔拂なり、干潟の眞中の東西へ親川を掘割惡水堀となし、兩縁に塘堤の入用なければ、其土砂を窪地へ小舟に運送して高低を平均すれば、則最上至極の良田となるなり、新田開發は海邊を最上とせり、洪水の憂なきゆへなり

第二　越後州海邊に鎧潟、大潟、田潟三潟一ヶ所にありといふは、此三潟の西に砂山あり、西海迄の打越延間僅に一千五百間あれども、砂山が堰となりて溜水則三潟となりたるなり、其周廻に御料私領百

三十三ヶ村の惡水落溜、則三潟なり、長凡十里餘、幅七八里の內に此三潟と沼とにて、其溜水は北方へ一里計りを流行き信濃川へ落合、夫より僅流行新潟港へ到り、則大海なり、此信濃川（信州より流來る、彼國にて千曲川と云ふ）は大川にて、滿水すれば忽溢溯り三潟へ逆水ずること莫大なり、故に三潟も亦滿水して周廻の村村へ又あふれさかのぼり、古田畑も水腐すること夥し、信濃川より漸々土砂を吐出し、近年新潟港の川床高くなり、累年水腐增殖して百姓立がたく漸々退轉し、東都を始諸國に住居すること夥し、周廻百三十三ヶ村に殘たる百姓ども、年々の水腐にて立がたき旨を以、彼砂山の掘割手段委細にしたゝめ記し、時の尹に再訴すれども埒明ざるゆへ、百三十三ヶ村の百姓ども、十五歲より六十歲迄の老若男女數千人出會し、私掘にせむとて既に掘始、餘程掘わりたるが、領主〳〵より有司を出し、命令いまだ下らざる旨を以停止せり、不便といふも餘あり、何ゆへに斯あらんかと內密探索せしに、領主地主の貪慾より然り、其趣意は稀に一統旱損することあり、其時は三潟周廻干揚多く、植出も亦莫大なり、世間は旱損せしに我豐作し、無主地より莫大なる收納して大利を得るゆへ、是を利せん爲に兎角に故障を組立、掘割出來ざる樣にのみ謀るといふは沙汰の限なり、不正曖昧の入割あれども先措、元來御料私領入會の土地なれば、掘割出來する則新田となる、新田となれば則御料となる、打捨置ば當時に利あり、猶後年に到ば獨干揚獨良田となり、古田に附開するゆへ、皆私領〳〵の有得とならん見込あり、故に故障を組立掘割出來させず、於レ是英雄ありて領主地頭の貪慾の根葉を推伐打越一千五百間を

掘わり、三潟の溜水を西海へ吐捌ば、盆水の覆するが如く其跡忽穀岡となり、新良田となり、高凡十二三萬石の土地となるべし、剰に其餘澤を蒙て周廻百三十三ヶ村も、永久水腐の憂もなくならん

同國海邊の福島潟といふは、東西長一里半、南北幅一里程あり西海へ落、堀をわらんとすれば延間凡六千間、殊に其間に加治川といふ大川あり、此川北より南へながれ海に副て横に流通り、松ヶ崎濱といふ處に到り海へ落る、此川迄新規掘割すれば延間凡四千間餘なれば、洪水のせつ逆水せん憂あり、唯今ありふる隍堀を新井子川といふ、流末は阿賀川と落合なり、此阿賀川は奥川猪苗代といふ大湖より落來り、東より西へ流通りて松ヶ崎濱に到る大河なり、故に西南二方に大川あるゆへ、新規掘割獨流して西海へ落行べき場所なし、此福島潟の周廻より潟へ落込悪水小川二十筋餘あり、其大なるを山倉川といふ、此川を親川となし、潟の眞中を通じ直に新井子川に取付べし、潟内親川の幅凡五十間計に極、兩縁に並杭を設て、龜埰にても葉竹にても、しがらみを掻付塘堤形を造立、冬中極寒の節堅氷の張つむるを待居、時分のよろしきに數多の橇に高場の土砂を運送させ、終に兩縁の塘堤出來て、山倉川親川新井子川と一本一筋となり、周回の小川も小塘堤に造立親川へ通し、數多の塘堤とも皆出來して作場通となるべし、此潟の常水最上の深き所にて、滿水にて二尺より一尺に至る間にありて至て淺く、唯今迄は溜水故に四時烈風の節波立遊水となるゆへ潟となる、親川子川の塘堤出來すれば遊流勢絕て居水となると、則新田となるなり、殊に土性もよろしき良田なるべし、都て雪國の土人等各橇雪車運

送に長ぜり、其内山方の土人等は猶然り、夏秋の内嶮岨なる嶺谷を數十里深山に到り材木薪木抔を伐溜、冬中の極寒にて積雪堅氷となる時節を待居、彼橇を用伐溜ある材薪を運送するに、數十里なる深山絶頂より數多の嶺々の屈曲あるを、莫大なる重荷を積で馳走ること飛鳥の如く、暫時の內に村里に到るなり、仕馴たるよりの早態、視るが內に數十里なる深山より暫時の內に村里に到るといふは感るに絶たり、總て國民の風情甚質朴なれば、彼橇を用て高場の土砂を運送せしめば、冬中の間暇の稼稍ゝなり、國民は救助を蒙り、入用雜費は至て輕く出來する、親川子川の塘堤は意の如く出來して、なんぼう日出度事にあるべき

第三　奥州會津の湖水を猪苗代といふ、山中の湖水にして縱横の徑凡四里四方、其周回に谷々あり、凡四十八谷、一谷にても山と山との間開て平地なり、二三里或は四五里宛山奥へ入込で村里あり、その村里の內に毎々水腐するあり、其水腐は大雨する節周廻の山々より雨水を押出し、此水の吐口只一ヶ所にて、前後左右皆岩山なり、其谿間を屈曲して潜流凡五六里にして津川宿にいたるなり、この津川宿より河船運送ありて越後國新潟港に到るなり、此河を阿賀川といふ、津川宿より新潟港まで河路凡十五六里最急流なり、扨又湖水の落口只一日に常に溜水吐兼て、周廻の谷々へ溢れ廻り、古田水腐すること夥く、吐口一ヶ所のみに非、吐口の前後左右皆岩石の山々のみなれば、永世不動に吐口の變化すべき様絶へてなし、左すれば村々永世水腐の憂を脫去し安堵をすべき様なし、故に江州獅子飛の如

く地雷を用て反割する仕方の如くすれば、落口ひろく底も低くなるべし、其仕方眞に當ば湖水皆吐拂て、湖水四里四方周廻四十八谷の村々水腐場沼までも悉皆殼岡となるべし、是落口の前後左右皆岩山のみなれば、地雷の勢力十分にきくゆへなり、左程に殼岡とならずとも、四十八谷へ惡水溢溯ざれば、水腐するの憂抔は永世絶てなく、一谷毎に古田に附開するとも、一谷千石宛に積凡四萬八千石計の土地を得ること最易かるべし、山中の湖水なれば、落口さへ深く廣くならば落拂至て速ならん、扨又爰に一策あり、津川宿より流下二里計にして小花地村と云所あり、此所の前後左右凡二三里四方皆白石山なり、此白石を以て石灰に燒ば、最良の漆石灰となるべし、此漆石灰東都の國用に達せんに於て、永久の國用に達て盡る期あるまじ、其運送をいへば小花地村より直に河船に新潟港に至る行程凡十二三里、新潟港より東都に至るは勿論、渡海迄大船を用るゆへに是又自在なり、この石灰の能をいへば、東都に用るところの蠣殼灰と殊に違ひ眞の白石灰なれば、漆石灰に練て壁に塗ば、雨濕嚴寒を堪ること石壁の如く、扨又製作をいへば岩山に岩窟を穿ち、其懐内へ白石と材木と互に錯累積懐内に滿て止む、天窓小孔を設て其外皆塗閉、大底に横穴あり、是より火を放て材木に燃附、天窓へ火勢の拔るを待て横穴も閉塞、以後捨置ば十餘日歴て火氣絶て、後横孔をひらき石灰を出し、俵物に造るのみなり、山中なれば材木は潤澤なり、故に入用雜費は至て鎖細にして、最良の石灰を潤澤に得て東都の國用に達するのみに非、山中の貧民迄も產業に有附、上下の得益莫大なり、東都の庶民までも餘澤を

蒙て、眞の石灰を用て漆石灰に練たるは數年を保持、雨濕嚴寒の憂なきことを覺え、眞僞の精拙をもしらん、當時東都にて最良の本山抔とて用る所の石灰は、蠣殼或は蛤蜆其外の貝類を燒たる灰を交て石灰の僞物を拵賣買するゆへ、貴賤となく是を以國用に達るゆへに、雨濕嚴寒を堪兼、年中壁破損を修理の絕間なし、大なる手戾なり、眞の石灰の可を得ざるなり

爰に物語あり、數多ある手戾か、又數多寄集り終に形體を結び、是を名て黃魂といふ其黃魂武家の手戾より出産して武家を嫌ひ、商家の内豪富のみを尋索て賓客とならむと欲す、其證既に東都南大工町西北河岸橋づめ角家に石灰屋何某といふ者あり、此者彼石灰の賣買するを職業とすること凡三十年、此商賣に勝利を得て家とみ榮るなり、然るに武家の白壁の中より石灰の靈魂出現し、自稱して黃魂となる、其黃魂その外一切の手戾の中より出現の靈魂をも連伴ひ、渠が亭に尋來て賓客となり、當時滯留すること既に一百萬筒に及たるといへり、東都數多の武家の長臣等彼石灰屋が亭に到り、彼黃魂が宿を乞こと頻なり、亭主一己の了見に挨拶なりかねて、賓客たる黃魂が前に出其旨を用てうかゞひば、黃魂亭主に答曰、安きことにはあれど其家風を確と糺明し、其意を得て如何樣ともすべしといひて卽答せず、亭主黃魂が述る旨を用返答せば、武家長臣大に困りていひけるは、家風とあれば自分主家の勝手の事ならんといへば、亭主曰、我等こと商賈の身分なれば、武家方のことは一向に不案内なれど、客たる黃魂がいふ所を一通世話せんも本意にあらず、故に其大概を演說せん、家風といふは所領

よりの收納若干、諸拂若干、不時臨時入用の手當若干、各指引殘財年々若干と全備にて平生のまゝにあれば、黄金の沙汰いふ事もなく、今度は思掛なき公務にて、其入用若干は年年の有餘にて、調度なれ共其跡手薄にては安堵を得ざる故に、其安堵を得ん爲に當分の內黄魂を賴んとありて、年々の有餘凡何ヶ年累積すれば、舊貯の員數とならんまで內留守居を賴ともあらば、兎も角もせん、左もなくば斷るべし、是黄魂が所存なりといふ、長臣その旨を聞至極せし道理なりと內悟道するといへどもさすがに主家の內政を取出しがたく、歸藩し諸向を確と糺明し、其始末を書記して冊子と爲し黄魂披見給り納得あらば本望なるべし、猶此上を賴入抔いふて歸藩せり、長臣歸藩してその始末を調度せんに、何一ッ間も尺も不都合なる事どもにて、石灰屋と再び面會せん手段工夫の便利を失果、十方なく月日をくらし、差別なく延引せしは不埒といふも餘あり、扨こそ黄魂は武家を嫌ひ商賣を好み、中にも家訓自制の宜きを選び、尋索て賓客となり、永く滯留して豪富と爲は至極其筈なり、是此鐵砲物語の大概なり

猪苗代湖新田開發につれて、小花村に石灰山を開發すれば、これも亦一益となりて、本務の新田と力を合て大成せば、小急務の末に列書して國務に備ふ

右小急務の條々は、何れも日本の國內より出產する所の國產を用て國內の萬民を養育する仕方なり、其仕方をいへばいまだ可に當らざるは矯直し可にあたらしめ、或はいただ發業せざるは改革して發業

させしめ、國産の出産を次第に潤澤にし、國産の融通も次第に便宜にし、萬民も次第に增殖し、國家を守護する仕方の大概なり、左すれば唯今より持直し、後年若干の內は假形に萬民の産業と便宜く渡世相續も安堵を得んなれども、未だ末にいたらば、終に以前に復んは必定なり、如何といふに元來無理なる仕方なり、其無理なる仕方といふは、固より日本の國內の國産は出産に際限あり、萬民の增殖は際限なし、此出産に際限ある國産を用て、增殖に際限なき國民を末遂て、餘さず養育して猶有餘あらしめんとするは無理ならず哉、終に國民は國産よりも多く、國産は國民よりも少く迫り至る期到來せずんば非ず、是無理なる證據なり、元來際限ある國産を以次第增殖に際限なき國民を養育せんことは迚も仕難し、此仕難きことを知て前廣に遠慮し、日本周廻の屬島の島産及周廻の海産を、自然と日本へ獨り入來る樣に仕掛するを遠慮といふて、さて叶はぬ國務なり、後々末々に到り海産島産の副力ありても、猶國用不足の期到來せん道理ある故に、又是を遠慮して海國に自然と具足すべき海洋の渉渡に自在にするの良法セイハルトに熟練せしめて、官舶を用て運送交易し、天下に有無を通じ、萬民の飢寒を救助するの制度を建立せしめば、次第に積功に隨ひ萬國の國産を拔取ことに長じ、次第に多く入來る故に萬民の增殖に行支なく、末遂て增殖すれば終に大國となり、大豐饒大剛國となり、永世不動の大治を得て石家作抔もいつの間に歟出來、萬民大安堵する者なり、是は此萬民に父母たる眞の道に協ゆへなり、然れば國務の本は船舶にあり、其船舶は海洋渉渡を自在にせざれば國用を達ること難し、海洋渉渡を自

在にするには天文地理渡海の法に熟さするにありて外に據あるに非、其法に熟させんに仕方あり、其仕方といふは則仕向にあり、只時勢人情の欲る所を知て扶るにあり、然れども其根本あり、其根本は則國君の慈仁にあるあり、又其慈仁の根本を勉め給はんに明察を先んじ給はず、問ふことを好み、誹謗の言までを擧げ容れ、短なる所あれども是を扶け長ずる所もあらば、扶るに小善をも大善の樣に取なし、悉皆衆の意に協ふ樣にし給へば、衆も又群て佐け奉れば何事も意の如く成就せん、是此君道深秘の密策にして賢君明王の所爲なるべし

經世秘策後篇終

西域物語

本多利明著

西域物語

此書は日本と支那と西域との事をありの儘に記したる書なれば、故障も多くあるべけれども、それを遠慮せず、餘りに遠慮すれば、理非混雜して見分けがたし、因て恐をも顧みず、國の爲家の爲になるべき事は、迂遠なる事、手戻することは悉く省き去り、理は是理なり、非は是非なりと、則そこで的面にいひ詰、或は誹謗する樣にも聞へ或は惡口する樣にも聞へんか、下として上を謀りたる科遁れがたけれ、昔より是を恐る、道を守る人を賢者といひて世の賞を得、左なきは皆災に係て空くなりぬ、是れ此朝制の重ければなり、然ば如ㇾ是の大事を記たる書は、其心してせざれば災又遁るべからず、たとへ怨敵たらん人々の手に渡るとも、私欲の爲にせしか、又は國家の爲に策りたるか、其始末を能々熟讀し、能々檢査あらば、慈愛內に萠し、可否も亦瞭然たらん、是亦日本に生を稟たる人の持前なればなり、固より生質愚暗なる心より當然の道理に迫り、和漢西域の事をごた交ぜに、有の儘に其大概を記し、西域物語と題す、三域の事をいへども、和漢の事は人々倶に知る所なれば、只西域を用て標題とせり、因て是を序とす

維時寛政十戊午秋七月中旬　　魯鈍齋謹誌

西域物語 卷上

本多利明 著

我邦の人西域のする事も辨なく、和蘭陀國は斋生國なり、日本人抔と異なりたる事は年十二三歲より大人並に壯にして、年四十歲前後に死るといへり、大に左には非、日本の人と其壽異る事なし、昔西域羅瑪の人三人渡來して虜となり、上の御扶助を蒙りて生涯日本に終りたり、各年八十四五歲まで存在なり、是等は近年の事なれども、夫さへ確と記憶せしも鮮し、如何の譯ありて如レ斯の風俗なるかと其據所を探索すれば、國初以來支那の書籍の外に書籍なし、是を熟讀し其の意味を會得してより、智見を開きたる國風なれば、支那の外に國々がありても、皆夷國にして聖人の道あるまじく、聖人の道の外は人の道に非と、一圖に凝固りたる風俗なれば、外に大なる美事ありても承引する人鮮し、其聖人の法は如何にも結構なる善道なれども、其の本來は如何なる國より起りたるか、又本旨に內典外典あること明白に得る事も難ければ、せん方につき學問の道にあるまじき流儀抔を張て、固辭を以て常に人に勝ん事のみを巧む人十にして八九ならん、其心根より書籍を多く讀まざれば、博覽の名を取難

しと一圖に凝塊時勢にも移り合がたきとも辨なく、片情張て即詩即文抔を手柄の樣に覺へ、衆人を視下し高慢胸外へ洩れ、衆人に忌嫌るなり、淺はかなる次第ならずや、思ふに學問の道は左にはあるまじ、學問の本旨とする所は、衆人に背ず頑愚をも能容れ、國家に益ある道を勉め守るの外にあるまじく、其最初は何より學で其道に入らんとならば、窮理學より入らんも近かるべし、窮理學とは何をいふぞなれば、彼天地の學をいへり、これに暗くては何一ツ分るはなし、其天地の學は何を以て入らんとならば、其最初は數理、推步、測量の法より入らんも近かるべし、是等を能透脫の後、西域の學に入べし、西域の書籍も多しといへども、其內天文、地理、渡海の書を先とせんか、語路不分明の所ありといへども、數字は異體にても、一より十に到の數は日本と相等、因て數を以て推て知こと多し、數理の學元來歐羅巴に起り、天竺、支那、日本と東移流來せり、近頃東都司馬江漢なる者、天球と地球の圖を銅板を用彫刻せり、これ視ば天體はヱゲプテ國にて六千餘年以前に製作せしもしれ、地體は立圓玉にて、周廻に萬國あり、各所在及其大小を知、地球も小星の如くなる物といふの道理を會得の一助ともならん、支那の古說は大地は方にして平なる物と見究たるより、今の淸以前は天圓地方の說を信用せり、淸以後は悉く改革して、大淸會典及曆象考成上下篇後篇儀象志同後考等の書に歷々たり、されども大書にもあり、殊に乏敷書共なれば、今に古の天圓地方の說に綴られて、水は平なる物なれば、萬里の遠海を踰るとも、此海と一線の如く眞直ならんと思ふ人十にして八九に及べり、故に天文地理

渡海の法も開ざるなり、地體も天體の如く立圓形にして球の如く、故に圖に書くには中央より切て兩とすれば、半球の物二ツとなる、江漢が地圖の如し、地球の上下前後左右に人の立居してあるといふ眞理は、容易に說き曉す事難ければ先措く、只大地の大なる事をしらしむるを專とするのみなり、それ我日本國は中分赤道線より北方へ凡そ三十六度程傾き、地面の幅二三度長十度程ありて、丑寅の隅より未申の隅へ斜めに所在せし國土なり、亞細亞洲の東端に所在して一の小島なり、赤道以北三十一度より四十一度の間に所在して、寒暑當分氣候最良なり、支那の氣候も凡そ日本と相等し、然ども北西の二方は他國と相續の山國ゆへ、猛獸入來て國民の災害多し、北極高度相等き故に、土人の風情も自然に相等し、故に書籍の趣意も人々の胸中と相應せり、扨又和蘭陀は赤道以北五十二三度の國土なれば、日本より遙の寒國にして、土民の風情も亦遙に異なるなり、百穀百果も亦遙に異なるなり、日本より見れば諸產物の出來大に乏しき土地なり、貴賤と倶に小麥を用ひて食糧とせり、米は出產せざれば、食糧とする事をしらず、他國より多く入るといへども、造酒とするのみなり、我日本の人は先祖より米のみ食用とし相續せしゆへ、米のなき國は皆惡國と一槪に思ふなり、其心根より萬事をおもひやるゆへ、齟齬する事多し、和蘭陀人も日本にて小麥ありといへども、常食とせずして米を用るとは如何なるゆへぞと不審をするよなり、只俗習よりのみ眼を見出しては萬事に齟齬する事多からん、昔日本へもエゲレス、ホルトガル、フランス、ヲランダ其外諸國より來舶して交易せしなり、其異舶凡

十餘國より渡來せしが、邪宗門騷動以來漸々停止となりて、今にいたりヲランダ船のみ渡來する事凡一百五十餘年なれば、古き由來を知る人稀にして、只ヲランダといふ國のみ聞知、其他に廣大なる國々ある事しらざる人亦多し、其國々の總名を歐羅巴といふなり、其內意太利亞のみ赤道以北三十六七度の國にして、其他は皆赤道以北四十度より七十度の間に所在せば、日本より寒國のみ多し、ゆへに人物も風情も遙に異なるなり、人體目の內瞳靑く、白眼至て白く、眼も大きく、面體惣身色白く、鼻高く大きなり、人體大きくたくましく剛勇なり、日本の人物と相大きに異相なり、本國を出帆して萬餘里を歷て、洋洋波濤をのりこへ、赤道直下の大熱國を縱橫に來往涉渡するとき、炎熱にたへかね疾病發散し、死亡する者も多しとぞ、彼極寒國に出生の者共なれば左もあるべし、兎角に東印度の洋中涉渡のふし、疾病發散して夭死する者多しといへり、殊にヲランダ領のジヤガタラ國は赤道以南六度なれば熱國なり、此國東諸國の要地なれば、本國の人も大勢住居するといへば左もあるべし、爰に咄しあり、或侯に客ありて招を得伺公せしに、客たる侯小子に對して曰、ヲランダは夷狄なれば、聖人の道は不ㇾ可ㇾ知、人に似て人に非ず、早くいへば獸類に疑ひなし、然るに細工物に至つては精微にして、其巧み奇なり妙なりと、小子答曰、獸類にても精密に至つては、思慮の外にある者をといひて襲に入るも、一笑に餘あり、愚推察するに、此侯も支那の學問に深く入て、彼風俗に能染たる仁才たらんと胸中に蘊積して默しぬ、扨又歐羅巴洲の內最隆の國々を揚て、其大槪を論ぜん

一諸爾格　一魯西亞　一意太里亞
一波羅泥亞　一入爾馬泥亞　一拂良察
一伊察巴尼亞　一諳厄利亞　一和蘭陀

右九ヶ國は歐羅巴洲中の隆の國々なり、何れも外國に屬國多くありて、大豐饒にして剛國なり、ゆへに萬民皆石家作の住居なり、自國の力を以てのみして、大業は決して出來せぬ事なり、或人小子に問を設て曰西域は皆夷狄なれば、聖人の道はしるべからず、何に因てか國を治候やと問へり、小子答曰地球世界の事は廣大なる國々あれば、聖人は何程もあるべし、今現在なる聖人も幾人もあるべし、天下の大世界は廣大なれば、淺智の及ぶ所にあらず、孔子現在の時子弟に人の道を御教示の時は、今の支那の樣にてはなし、いまだ小國にして其周廻の國々は、總て夷狄にありし故に、四夷八蠻抔といひ、皆頑愚にして人の道をしらざる時のことなり、依て西は天竺より先きに、國があるやら、なきやら、今の日本の庸人の如くならん、漸々と東京、交趾、占城の邊まで人道開け、漸々と盛にはなりたれど、明の末萬暦の頃までは、西域あることは慥かならざりしに、大西洋人なりとて始めて渡り來て、都部の繁榮の場所を尋て徘徊せり、且又携來る所の天球地球、及萬國全圖を上へも奉りしに因、萬國あることをしれども、信用する人もなかりしに、後々は漸々と數輩の豪傑渡り來て、奇說を述て衆智を敎化せり、後々は王侯と倶に親み大に鳴ると皆人のしる所なり、既に其證天經或問の說をみてしるべし、最初渡

來せし大西洋人利瑪竇と支那の譯も見へたれども、白石が采覧異言には琶牛の人なりといへり、左もあらん、琶牛は天竺の内にて、ベンカラに近き所の國なり、利瑪竇か大西洋を賣り功を立てたる風説大西洋へ聞えければ、其以後正眞の大西洋の豪傑數輩逐々渡來して、三才の至極治道の正論を述るといへども、支那の人情と相應ぜざるに因、聞く人多く肝をつぶし、取用る事を得ざりし内、明の代亂れて革らんとするの勢あり、程なく古の韃靼今改滿洲の内建州といふ處より康熙と云ふ剛將出て明を討て改て淸といふ、此康熙帝位につきてより、國中の英雄豪傑を選擧し、悉く國政を改革して法令を出せり、大淸會典に見えたり、政を出すの初天理を取らざれば融通せず、故に其道の達識を選擧あり、建州より一人擧たれども、拙にして用に不立、支那より宣城處士梅文鼎年九十餘歳にして撰擧に遇、博學大才なれば漸に昇て高位に進む、又大西洋諸州の豪傑を探索ありて、極西の南懷仁支那北京に入梅文鼎を以て糺明するに紛なく豪傑なれば、天文官の任を蒙りて觀象臺の創造あり、六儀とて六品の測器を製作して、新に天象を測量し新曆を改革あり、康熙二十三年に至て大成し、名て律曆淵源といふ、總て一百卷、是南懷仁が功なり、仁が著に新製靈臺儀象志に圖繪と共に十六卷に、測量の諸器製作の仕方、及測法等委細に載、其外萬曆年間に翻譯なりたる徐光啓が著に新法曆書百餘卷、及蛔的我が著に七克今既に日本の頒曆の元書、則歐羅巴に製作なり、然れば天下の父母國ともいふべきを、夷狄抔とは暗昧なるに非ずや、扨又天下の萬國の內、何れの國より人道最初に開闢せしかと探索するに、

亞夫利加洲の東端にエゲプテといふは、天下第一の大都會にして、郭内市中の行程十二日路ありといへり、又其隣國にアレキサンデルといふ大聖いづ、今いふジユデヤ、パルシヤ、アラビヤ等の國々に弘法して、人道大に整ふといへり、六千餘年以前の事ゆへ慥ならず、支那日本へは大に遲く、堯の代より經歷三千八百餘年、神武帝より一千五百餘年、エゲプテに比すればいまだ半にもいたらず、左すれば物毎行屆かぬ筈なり、剩に天竺より佛法を支那へ渡し支那より又日本へ渡したり、日本は新國ゆへ、いまだ良智を開かざる國なるを、又如レ斯の横合出て、猶良智を開く妨となり、眞闇に世を押遷す事を常とせり、何ヶ樣の法も固より勸善懲惡の爲めに組み立たる者なれば、其至り極まる所は皆同じ事なり、其趣意を推求すれば、皆アレキサンデルが立法に緣て其敎を建立せし者なり、又同州の内にホウレンといふ國にヘイユツポハーリンといふ者あり、生質智慧深く諸事勘訂するに違へる事なし、此者思慮を凝し思ふに、人涯僅に百歲を長壽とせり、此内何の功もなく、土芥の如く朽果んも本意に非ず、何ぞ難きを勉て後世に遺し留めん事を欲し、人道に係最第一の難きは天文なれば、是を勉て精微を究めん事を欲し、晝夜測量して怠る事なし、終に日徑と地徑とを測り定む、たとへば日徑九尺六寸なれば、地徑二尺七寸となる、爰を以察るに、日輪は永世不動にして、地球は一旋して一晝夜を爲なり、暦法も此意を内に含め建立せし旨を子弟に遺し、天年を以終るなり、現在崇禎暦これなり、其の門人にコーヘルニキユスといふ者あり、是もまた英才たれば師の旨を繼で切磋を加へ、新に萬里鏡を製作

して又天地を測究、師の工夫によりて日輪は永世不動、地球は一晝夜に一旋の大端に本づき猶工夫を凝し、師のいまだ至らざる所は補ひ足し、疵謬ある所は削去つて新に暦法を建立し、現在の暦象考成後篇是なり、此師弟の兩人を以て天地の理を究盡し、今に到て續者なし、其說に曰、大地も五星の如く一ツの星なり、一日に一旋して一晝夜を爲、日輪は却て動き旋らず、其日輪を地球星が一周して一年をなすといふ說、暦法を以證據とし、いつか二百八九十年以前に世に弘り、皆人しらざる者もなし、然に支那と日本の人は夢にだも知らざれば、日輪が一晝夜をなすとはしれども、每日新に日輪が出來東より西へ流て掛流しになるか、又は地の下に潜りて東へ廻り西へ移るか、正脉をふまへる事は、日本の智者といへどもならぬ事となりて月日を送りたり、然るに近年日本へも其暦法渡りたれども、大地が飛び旋るといふ說に肝を潰し、一向諾ふ人もなかりしなり、ゆへに日本にて高名たる人も此說を聞き、大に肝を潰して曰、此大地が飛び旋たらば飯椀も水瓶も倒れ返り、家も藏も破れ碎ん、どうして左樣の事のあるべき迚、一向承容なき人のみ多し、思ふに至極尤の事なり、歐羅巴にさへ最初は信用せざりしが逐々豪傑出て是に次ゆへ、終に今にては遍くこれに歸せりといへり、左なければなるまじき道理なり、如何んといふに、日輪の直徑と地球の直徑と相比すれば、傘の大サ程ある日輪が豆一粒程ある地球を數萬里はなれて、一晝夜の内に周天を一旋して元の處に戾るといふは、餘に無分別なる說にして、論も評も絶たる次第なり、愚ミ數年の內地球は天の中央に居て動く事なく、日月五星衆星

は天にかゝつて旋轉するといふ法縛を受て、脱出する事を得ざりしが、暦象考成上下二篇、及同後篇、及び儀象志の法を修してより、疑も解て一點の曇霞なき樣に覺しは、實に地谷と刻白爾が積勉を蒙りたるなり、何國にても實事はかたく、虚事は易く、これを知らざれば名を成し、功を取ことはならぬなり、ゆへに先哲も先虚事を以てなづけ、後に實事を布く、歐羅巴諸國抔も愚民を導くに、シンネベイルといふて、畫圖を用て曉さしむ、畫は其物の形をあらはす物ゆへ、一文不通の者も能領解し、合點に便あるゆへなり、たとへば人の形の後に圓光を畫たるは、此の人日輪の萬物を育るが如く、萬民に道を垂訓し、父母たる道を勉守るの德ある人なりといふ意なり、斯日輪の如きに畫きたるは、皆聖人にして先王孔子の如きの人なり、此意を思ふによき國風なり、かくこそありたき事を、人の爲になるべき事は、秘密抔とて免許印可の卷に載、一子相傳などとて深秘する國風は、淺はかなる次第ならずや、其惡癖數年相傳し、固より乏處道を皆失たり、既に其證神儒佛の三道ありて世に行るといへども、國家に益を興すほどの英雄も出來ざるは、三道信用する驗もなきに似たり、扨又難有も慶長以來太平の御恩澤を蒙る事最早二百年に及たれば、才德能兼備の豪傑出て、海國に具足すべき天文地理海洋渉渡之道を開き、國君の船舶を用て、天下の國產を渡海運送交易を以て有無を通じたらば、國中產物に盈闕もなくならば、物價平均して、庶民の產業に勝劣も自然となくなり、庶民の恨悔憤怒の遺念もなくならば、眞實に難有思ひて萬民より治る道を勤て、治ざれども萬歲の基を開く風俗とならば、なんぼ

う目出度事にあらずや、聖經ありといへども其用を爲ず、佛者讀經するといへども、直讀を旨とする風俗なれば、何やら蛙の啼樣に聞へ、神道は深秘とかいへる定則ありて愚民の扶とも見へず、其外小技は猶更なり、國に英雄豪傑出來すれば、次第に國務の闕あるを補ひ、國富長久なり、左なければ治平相續する程、國務の闕ある所より、次第に國家と倶に貧乏し、末に至て終に災害並び至ることは古今の定例なり、因て其用心すること遠慮といふてせで叶はぬ道なり、日本は海國なれば、是に備ふべき天文、地理、渡海の法を以當時の急務とし、是に仕向すれば其器に當る者何程も出來、國家の要用に達するなり、此の道に精からざれば、海洋を渉渡するの業にくらく、渡海運送交易ならざるゆへ國産の融通あしく、或は國に因處に依てなき物あつて事を闕くもあり、故に國中の物價不同高下あつて庶民の産業に勝劣出來、恨悔憤怒の遺念を積の憂あるのみか、運送の船舶海洋を暗渡するゆへ、或は破損して國産を失ひ或は漂流して異國へ漂着して、日本の秘事をしられ、種々樣々の災害多く、盜賊の損には國内にありて眞の損に非、船舶の漂流破損は國内になくて眞の損になるなり、是等より治道自然に不整になりて國民を失ふ者なり、歐羅巴諸國の治道を探索するに、武を用て治ることをせず、只德を用て治るのみなり、威權を用て治むれば心底より從ふに非、爰に西洋より地中海を望むの地に、意太里(イタリ)亞(ヤ)といふ國あり、都を羅瑪といふ、此所の帝は歐羅巴の總帝なりしが姤なし、今に至て然り、歐羅巴諸國の内より高德を選擧して帝位を繼しむ、堯の舜を擧げられたるに等し、フルキイシングハンカヲ

ニングといふて、王を選といふ言葉なり、王子たりといふとも、帝業の任に不相當の人物は帝位を繼しめず、帝業といふて勉守の箇條ありて、此箇條を勉め守るを以て永久國家の亂るはなしといへり、說あれども事長ければ先措く、彼國の風俗にて他國の人と交るに、言語不通の國といへども禮讓甚厚く、慣默する內禮情を通ずるを旨とせり、況隣國の交り睦く、王侯互に使幣を通ずるなり、王の使者至る時は帝自ら出て對す、使者禮儀を述るに、兩の手の掌を重て額上に捧ぐ、帝片手を延べ掌を合て禮儀を述終るなり、其始末を記たる書をヒストリイと題號あり、歐羅巴の歷史にして支那の歷史のごとし、伊斯巴尼亞（イスパニヤ）王より和蘭陀王へ使者の來たる體を記たる圖說あり、和蘭陀王使者と應對の時王片手を延べ出せば、使者敬謹して其手を握て拜す、實に眞禮ともいふべきか、獨立の島國抔は多く此眞禮あるを不レ辨なり、斯隣國と睦親きゆへに、王侯互に子孫遣取して婚姻を結び、君長和睦の道盛なり、故に歐羅巴の內何方へも、陸地にても海船にても通用して、互に有無を融通し、財貨百物闕る事なし、然るに我日本は前に所謂天文地理渡海の治法なきゆへに、國務第一の渡海にくらく、故に異國へ船を出事をせず、異國と交る事をせず、獨立の島國なり、二百年以前にホルトガルの人物東洋へ大舶を出し遊覽せしに、日本を初て見出し上陸して樣子を窺ふに、其頃信長公天下の主たる時なり、戰爭いまだ止ず、王侯互に雌維（雄カ）を決せんとす、此時勢を視て歸國の後、ホルトガル王へ斯と述ぶ、彼王思ふに、此國いまだ戰に恭て教をしらず、於レ是教を施し國民を平治せんに於ては、終に我國の屬島とな

さん事易かるべし抔の評議を究しにや、教導師數百人を送り、金銀財寶百貨を齎し來て貧民に施しあたふ、藥院を建て施藥し、奇藥を用て難病を治る事夥し、恩澤を受る者鮮しとず、日本國中繁榮の土地はいふに及ばず、津輕、南部、松前に至まで、皆寺院を建て信仰せり、是我日本の大禁の切支丹なり、其敎の善惡を論ずるにてはなし、渠が屬國とせんとは且懼れ且憎むべきの甚きなり、此ホルトガルは歐羅巴の西端の地にして、イスパニャの西隣に所在せり、彼國も萬國へ大舶を通じ、王侯と交易して大利を得るゆへ、國家大に富榮るなり、萬國へ大舶を通るゆへ屬國多し、既に支那廣東の南洋に所在の阿瑪港（アマカハ）島は（當時アマカハの樣子を探索するに、今にホルトガルの領分なり、奥州石卷港の土人六人寛政八年に歸國せしが、元來敵國なるゆへ、日本人上陸させざるといへり、今の衣類の仕立樣ヲランダと異なる事なしといへり）彼國の屬島なり、然るに此島より日本へ切支丹を渡し、外諸物も先此島へ本國より運送し、其後此島より日本へ運送したるなり、今に至つてはヲランダのみ來て、他國の舶來ことなし、稀にも水木辨用抔の爲に舶を泊ば、大に驚き騷ぎ、コハ日本を窺ふか抔迚、甲冑を用意抔して其舶に向ふとは、はやまりたるともいふべし、彼國の大舶にもせよ、一艘か二艘にて如何樣の事をか仕出さんや、大根の諸譯の闇きゆへなり、底詰さへすれば前後の始末を考合て、事を謀るといふは人の常なり、せめて隣國の支那の譯でも荒增をもしらざれば、事に臨で迷惑せん、前に述し如く今の支那は國號を大淸といふ、淸和源氏の末孫なるゆへなり、昔の支那と違ひ今は大國になり、本國の建州

の北西より新長城を築き、夫より古の秦の長城に取附、他國の境界を立て要害とせり、昔よりみれば國土の廣大なること倍増せり、南西は東京、交趾、古城に至り、東は朝鮮に至て皆領分なり、曾日本のみ不ㇾ屬、海路僅に二百五六十里に不ㇾ過、小國たりといへども神武の垂訓に依て武道を不ㇾ失、故に今に至て他より侵し掠る事なし、誠に目出度風俗なり、廣東の港へ西洋諸國の大船渡海交易して至て繁華なり、諳厄利亞、拂良察、伊察巴尼亞、波爾吐瓦爾、和蘭陀等なり、依て彼港に庶人にも大豪富夥し、此莫大なる積荷を引請交易するを以て察すべし、如ㇾ此西洋より夥く入込ゆへ、天主教も專ら流行し、今は北京までも信用する人多しとぞ、佛法に比すれば遙に良法なり迚、支那の豪傑等も取用て、民を治るの一助とするといへり、若し天主の教も所謂切支丹の所爲と等くあらば、長崎へ渡來の支那船の內にもホルトガル人同樣の者何程もあるべし、愚察るに庶民を愚魯の儘に置かん策にもあらん至極なれども其官職有司も眞僞も辨へざるは本意なきに似たり、餘りに國民の愚魯は他國より掠るの憂ありて大事に係れば、左なき樣にあり度ものなり、如何んせんとならば、常に布帛器材を檢査ありて麁密精拙の階級を分別し中にも長じたるを賞し、短なるを助る策あらば、珍産珍器日を追て善美を勉め能技に達するものも亦多く出來して、國に妙産多く出來、國の光輝を副ん、左あらば異國よりも釁を取んことを謀るは、國務にてせで叶はぬ道なり、掠る事は扨置、自然と恐懼を得るも、皆是撫育の内に籠て天職に係る、是故にか賴朝卿の創業も、國に守護庄園に地頭を置てこれを治めしむ、今諸侯の守任は則

ち此爲なり、任官昇進自身の爲にあらず、則其職業に進めばなり

評判

日本船も昔は支那ハ浙江、廣東より安南、交趾、占城邊、赤道直下の南洋の諸島邊まで へ渡海交易して國用を達し、外國船の渡來を不ㇾ俟に、如何の趣意ありてか追々停止となりてより、異國の產物拂底となり、日本の金銀銅餘多く拔行く故、これを停止せんとの策ならんなれども、却て多く拔行たるか、願くは此制度今に不ㇾ絕、日本舟異國渡海交易ありたらば、今程は渡海の法も開け、且金銀銅もかほどまで多く拔行こともなく、國家も富て今の如く良田畑を亡處する事もなく、西域に見倣石家作抔もいつの間にか流行して、都會の地は大概石家作とならん火災の憂を知らざるに至ん者を停止なりしは日本の不幸なり、此火災の一費自然に省けても、莫大なる手戾を除くに依て、農民の身に取ては大なる救となり、間引子するの惡癖もいつか止て、亡處手餘地もなくなり、國民も二百年來の治平の恩澤により次第增殖して、日本周廻の諸島に迄溢れ、世話なしに獨開して、皆日本の屬國とならん、西域に不ㇾ劣大良國となるべき者を、あたらことをせしともいふべし、國を養ふの全體を論れば、其國の民の產を取て其國を養ふとは、大に所存の違ふ事なり、如何んといふに民の產業といふはたとへば亭主一人にて其日の稼稼を營で、家內の親族妻子を養ひば、其日の餘分はなき者なり、貴賤萬

民此定則は遁れがたき者なり、左あればこそ大身とて豪富もなく、小身なればとて常に飢渇を苦むにてもなし、是又人々產業に過不及なきゆゑんなり、もそつと近くいへば、日雇取を以考へ知るべし、たとへば賃錢百三十二文の所、百文を以雇得んとすれば、雇人を得がたし、如何んといふに、百文を以我が家族を養はんとすれば不足なり、是非なくも後を待つて百三十二文を得て、家族を養んと思ふの趣意あればなり、爰を以物價の直段は私ならざる故ありて、猥に上ゲ下ゲと命令なれば迚せぬ事なり、物價の高下は賤民の產業より出て自然と立相場なれば、妄に綺（イラ）ふ事ならざる者といふべし、如レ斯手の詰たる者なれば、租稅を強く取て、其國の國務に達んとすれば、國民疲れて立がたく、是を厭ずに非道すれば、次第に國民損亡して、田畑山川海の產物次第に降減する者なり、是則只今の時勢なり、此所政務第一の肝要なり、此所に手拔あれば良田畑を不毛の地とするものなり、左すれば我國の力を以てのみ治れば、如レ斯の災害遁れ難きゆへに、是非ともに他國の力を入れざれば、何一ッ心底に任ずる事はならざる者なり、故に西域にては治道第一の國務は、渡海運送交易を以帝王の天職なれば、至て大切に、官職有司も殊に嚴重に守護するなり、故に天下萬國の金銀、財寶、珍產、良器皆歐羅巴に群集せり、彼國開闢以來の經歷凡六千餘年なりと、其內迂遠の爲に手戾りありしに懲々して、此自然治道を取たるべし、自然治道といふは、農民の困苦を救ふを前とせり、たとへば山方の民畦道に手戾多く、或は橋なくて眼前にむだ道を巡り日々を費し、或は海邊遠く鹽の乏き抔にて困苦するゆ

へ、便利手段をしれども手の及がたきを助け、或は其處に盈る產物を價高く買取、又闕ある產物を運送し價安く交易するを撫育といふて、國君の天職に係て、是非ともにせで叶ぬ國務なり、左なければ深山幽谷抔も住居を好む者なく、皆都會にのみ住居を好む者多く末が末に至ては如何ともすべき樣なきに至らん、此境を能く勘訂すれば、自然として此處にいたらん、然らば撫育の道は渡海運送交易にありて、外に良法なき事明なり、小に取ば我國內、大に取ば外國迄に係る、是國に益を生ずる密策なり、名て自然治道といふ

近年日本の周廻へ異國の船舶繁々渡來するを、日本の人は漂着せしといふ、漂着にてはなし、わざに着岸するなり、其着岸の舶いつも國印の幡を建て、本國を名のるなり、彼國にては各國印の幡ありて日本の武鑑の如く、版に彫て諸國へ持渡、其湊々へ施しあたふ、故に其國印鑑を以遠海を渡るをも一視瞭然たり、然るに日本の人餘程ものを辨へたるも、天竺はヲランダより遠き國と心得たるも多し、博學と賞る人にも間々あるなり、其博學と賞る人の主意とする所を推尋れば、支那の文字を讀迄にて何もなし、支那文字は字數多く、國用に不便利なり、支那の文字數萬あるを記憶せんとせば、生涯の精神これが爲めに盡すとも如何で得べけん、支那の國字に達し博學の名を得んよりはやはり我日本の假名文字を用て其情味を盡んは便利ともいふべし、或人余に難じて曰、醫家者流の輩己が腹中さへしれざるを、どうして天地の理を推しるべき、所謂殺口ならんといふて笑味を含、余が胸中の程を探る、

小子默して不ㇾ答、獨言していふ、大地の理を究んとならば、數理推步の學を窮て後、西域の書を讀で其理を得るを近しとせん、支那の書ならば大清以來の天文書を修し、立法術路の起源を推し究れば、自ら明白ならん、大明以前の書は臆說杜撰のみ多く取るに足らず、願くば西域の書にあらずんば、彼大世界を周覽して善美を究たるを見る事かたかるべし、彼國には法則、制度、善美を究盡したる風俗なれば、各幼より是を專とせり、日本は國務の本末に暗き國なれば、天文は曆を作る役なり抔と片付、一向に顧着せず、支那の山國の風俗をのみ是とする心根より、天文、地理、渡海の道、三にして一なる理を究たる人いまだ日本に出來ざるか不ㇾ聞、依而舶長を賤業とする風俗なれば、少し物を辨へたる物は舶長の業をせず、愚暗にして一文不通の者のみ舟長となる、故に國の磯邊を巡り乘るより外に良法ある事をしらず、我が見馴たる山々か小島抔を目的として、磯邊のみ乘るゆへ、磯邊に多く水蒙の岩石あり、古來より灘と名づけ、誰しらざるもなけれ共、動もすれば大颶に遇の砌は、或は投荷し、或は破船して國產を失ふ事其の數を知らず、米一品にても每年平均しても、現石百萬石にも及べしといへり、夫のみに非ず、大切の國民を溺死させ、或は行衞しらずになるもあり、異國へ漂着して生涯を果すもあり、異國より戾るもあり、每年夥き事なり、往古より西域舶の破舶漂流等の難船なきを以て、少しは不審起り氣もつくべきに、左なきとは誠に大愚ともいふべし、爰に咄しあり、或侯子余に問て曰、夜中天を視て時を知るといふ說あり、實に知べきや否、答て曰、去御寺にて候、隨分其御言のごとく

衆星さへたる夜は、南中する星を見て凡何時たること最安く知るなり、西域にては年中の南中する星の度數時刻を記て、タアフルと名づけ、海陸夜行の人の助とせり、然るに日本の人、中人以上の人といへども、星の事抔は一向に心を不レ寄、甚きに至ては星は雨のふる穴かと思ふも間々有、虚薄たる所以なり、近頃蝦夷の地へ諳厄利亜（アンゲリヤ）舶兩年渡來せしが、其舶何れより乘出し、何れの海洋を渡渉して今此處に來る哉と舶路の尋ありたれば、カピタン有無をいはず、地球全圖を取出し、圖中へ指して曰、此筋を渡海して今此地に來たる旨を具に述たれども、有司たる人一向に會得せず、異國人ども其色を見て不審せしとぞ、有司長官地球全圖を始て見たるなれば、不審ながらも地球全圖とやら、是を見れば渡海の舶路の知るゝとは不思議の繪圖もありたる者哉と思ひ、無賞やたらに突附視したる有司長官が體を異國人等もみて、地球全圖が譯分らぬかと不審せしといへり、如レ斯の事は至ての小事なれども、異國へ對し日本の恥辱にて、悔て歸らぬ事なれども、少しは天文、地理、渡海の學を得たる者もなければならず、是を非常と云ふて守護職に係るなり、然るに偶にも窮理學を好む者あれば、異學異說の徒と名づけられ、諸人に忌嫌る時勢なれば是非もなし、因て心得あるも吾も人も默していふ人なし、支那日本いまだ國初以來經歷年數西域に比れば半にも至らず、西域は舊國なれば、世務國勢能整たるなれば、西域の善なる美なることを取て、我國の助とするこそ本意なれ、先哲も言語の開と閉に因て損益あるをいへり、又禹は昌言を拜し給ふといふは、唯今迄知給ざりし事を知給ふは、一年の師なるが

益なり、人君は寛仁にして温和なれば、庸中に衆の來る事少からず、唯短なる所を扶兗し、長ずる所のみ取つて賞すれば、才ありて能の不足も、能ありて才の不足も、其の内に養はれて、終には才能兼備の本才能の人となり、國家の要用に立者なり、西域は物に手戻あることを省くこと專とするの風俗なれば、頒暦抔は日本支那と大に異なるなり、たとへば日輪磨羯（日本にいふ二支なり）宮の初度に入る日は西域の正月元旦なり、寶瓶宮の初度に入る日は正月二十日に當る、日本にては十二月中氣の入る日なり、正月一ヶ月の日數三十一日あるなり、月に大小なく、年に閏月を不レ用、閏日とて四ヶ年目に當て一日增て二月の内へ入る、猶後に見へたり、平年一ヶ年日數三百六十五日、閏年一ヶ年日數三百六十六日、平年三ヶ年續て閏年となる、以上四ヶ年目に元處へ返る、永世不動に此法を用るなり、年號を不レ用、紀年を用ふ、紀年といふは、昔歐羅巴洲羅瑪の總帝に大聖人出給ひて國務に闕あるを補ひ、手戻あることは削り去り、暦法を改革して國家永久に亂れざる眞策を建立なされたる、其大聖帝の誕生年を暦元とし、今年寛政十戊午に當て一千七百九十八年なり、是を紀元といふ

歐羅巴洲諸國皆此頒暦

第一月三十一日、廿日日輪入ニ于寶瓶宮ニ、日本十二月中氣入日、　第二月（平年廿八日 閏年廿九日）十九日、日輪入ニ于双魚宮ニ日本正月中氣入日　第三月三十一日、廿一日日輪入ニ于白羊宮ニ、日本二月中氣入日、　第四月三十日、廿日日輪入ニ于金牛宮ニ、日本三月中氣入日、　第五月三十一日、廿一日日輪入ニ于陰陽宮ニ

日本四月中氣入日、　第六月三十日、廿一日日輪入二于巨蟹宮一、日本五月中氣入日、　第七月三十一日、廿三日日輪入二于獅子宮一、日本六月中氣入日、　第八月三十一日、廿三日日輪入二于室女宮一、日本七月中氣入日、　第九月三十日、廿三日日輪入二于天秤宮一、日本八月中氣入日、　第十月三十日、廿三日日輪入二于天蝎宮一、日本九月中氣入日、　第十一月三十日、廿二日日輪入二于人馬宮一、日本十月中氣入日、　第十二月三十日、廿一日日輪入二于磨羯宮一、日本十一月中氣入日

如レ此永世不動に頒暦を用るなり、閏月といふはなし、閏日といふて四ヶ年目に一日多し、二月に入て共廿九日、是を閏年といふ、年中の日數三百六十六日あり、平年は年中の日數三百六十五日あり、故に四ヶ年の頒暦を作て、書籍の内へ綴入れ、何ヶ樣の書籍にも皆頒暦のなきはなし、辨用を旨とするゆへなり

總て暦法は帝王の天職に係れば、改暦皆帝王の御製作なり、此頒暦の主意は、節氣を以月名を為たれば、農業耕耘に便利多く、百果百穀節に當り氣に中りて、植蒔仕附より收納に至まで、次第日期を違へず、何月幾日までに何果何穀の種を蒔く、植る、何を苅る、何の實稔熟抔と、年中耕耘收納に日期の定格あれば、支那日本の如く頒暦を見て蒔植仕附する樣なる手戻なることなく、迂遠にて手戻ある事は悉く省き去りて、實に眞の正政を取たる制度なり、如レ斯の仕癖にて六千餘年經歷せし故、萬民皆其風俗に能染居れば善とも惡とも其辨なく、無心に自業を勉守り、君長に和睦して、他を奪ふの貪念

なしといへり、斯日出度風俗は皆帝王の大慈大悲より出て、他の力に因に非ず、實に誠に父母たる道を勉盡たりといふべし、夫が中に支那日本の頒暦は、月輪のみちとかけとに因て月名を爲たり、二十四節氣も用ゐると雖も、月名を爲の便とせず、年中入氣の日の極なければ、頒暦を見ざれば、節の入日も氣の入日も知るべき樣なし、何國も片鄙山家の鄙夫は一文不通の者多し、何月幾日に何の節も氣も、入るか入らぬかも知るべき樣なし、谷を越へ嶺峠を越ざれば、里方へ出ることもなりがたし、頒暦ありてもなきも同じ、月輪が晦日になく、滿月が十五日にありても、耕作の助にも何にもならぬことに年々新頒暦を作り出す、來年の新頒暦の出ざる內は、來年が閏月あるやらないやら、月々の大小大晦日は大か小か、只眞闇になりて新頒暦の出るを待て、來年のことを計るとは餘りに無分別なるに非ずや、西域の頒暦は某月の初一日滿月あるもあり、又闇夜なるもあり、又某月の十五日に滿月あるもあり、闇夜なるもあり、月が盈も闕も、農業耕作に入用なければ邪魔なるはなし、剩に吉凶神煞を載たるは、又其上の阿方ならん歐羅巴暦を太陽暦といふ日本暦を太陰暦といふ也

日本の制度は諸侯封建にして、米穀を以祿とせり、諸士に至ては或は郡村を給るもありといへども、一同せず、西域の制度は諸侯封建もありといへども、金銀を以祿とせり、諸士に至て猶しかり、然るに和蘭陀の加比丹は商人の番頭にもあらめと思ひ、故に刀を帶せず、兩刀を帶する國は、大世界になしと聞く、然ば異國皆日本を恐るべしと思へり、淺く無分別なれども、神武帝の御密策に因てなり、其

實は日本は小國にして金銀多し、他の夷狄の爲に奪はれ安し、武を以て治たらば宜からんと思召、武道を御建立ありたるならん、其驗し三種の神器とやら、神璽、寶劒、內侍所を以て此の國代々帝王の御守りとはなれり、是武國の證據にして朝政ならん、西域は左様にてはなし、はて限りもなき大造なる國績なれば、庶人の內にも智者ども諸國へ渡り步き、政事を評議するゆへ、少しも筋違たる事は誹謗し譏言するゆへ、他國より怨敵起るゆへに、互に國々に政事に念の入ること至て嚴なり、支那天竺より西方西域といへども、官庶皆一同に一刀をも帶せず、平人と異なることなし、是が故に加比丹の帶劒は殺伐の爲に非、官庶の差別の如し、然るに世常の人いへる言あり、紅毛人の劒は至て薄く刄もなく、思ふに斬る爲にはあるまじ、多く突爲に用るならんといへり、或外科の曰、突疵は必死し、斬疵は必癒る抔といへり、彼國には人を害する事を決てなき様にとの制度より出たる風俗なり、盜賊といへども決て死刑に處することなく、罪科の輕重に因て、遠近あつて流罪するのみなり、彼加比丹は和蘭陀の使者にして、我國の大王と國產交易の爲に渡來せし者なり、殊に彼國へは令命の下りしこともありときく、萬國の內より我日本を掠め犯さんと謀る者あらば、其旨を告しらすべしと兼て神祖より御印をも戴き、且日本に生じざる物をば持渡交易し、且波爾吐兀爾(ホルトガル)國の者ども若し陰謀するも難ㇾ計、左樣の節は先しらせべき旨を蒙居るときけり、且又拾年計以前より日本の周廻の浦々へ、繁々異國船試著の沙汰あり、思ふに諳厄利亞舶ならんか、是又昔は御墨印頂戴の國なりと聞く、其向き諳厄利亞より和蘭

陀船渡來すべき旨、推輿して東都へも召つれ、御目見へにもヱゲレスが同作にて、初て東都へ登城して御目見へに出しが、ホルトガル王の娘ヱゲレス王に嫁たる旨を僞、ヲランダが讒訴に因て、ヱゲレスも又ホルトガル同樣たらんと議て、ヱゲレス船渡來停止となりたるときく、然るに寛政八九兩年の蝦夷のヱトモといふ所へヱゲレス船著岸せしは、水木辨用の爲なりときく、思ふに左にはあるまじ、ロシヤ(モスコビヤヲ云フ)より東蝦夷二十餘嶋、及カムサスカの大國を見出して、開業に丹誠をするとの取沙汰歐羅巴中へ響亘るに因て、樣子見屆の爲に渡來せしならん、西域といへども東蝦夷よりカムサスカ邊ノヲルト(北亞墨利加)アメリカの東緣通り抔不案内なるか、彼國に所製の地球全圖を見るに旋妄なる所あり、因てヱゲレス迚も委しからざるにより、彌モスコビヤに取たる東蝦夷皆檢査し、其後ヱトモへ泊て滯留中、日本の樣子を試るに、大造なる日本の屬嶋をモスコビヤへ奪取られたるに、日本にては夢にもしらざるかとあきれ果日本にてはたばこ計呑、晝寢して月日をくらすならんといひて欺笑しとぞ、前にいふアレキサンテルが人道を開闢してより六千餘年の内、亞細亞、亞弗利加、歐羅巴の三大洲と分れしが、其後今を去ること二百九十餘年前に、意太里亞の人何某西洋を太西へ渡渉して、始て亞墨利加の大洲の内小島を見出し、近世西版の地圖に所藏のイスパニヨウレといふは此島なり、夫より追々西域より豪傑數輩渉渡して、南北亞墨利加の大洲あることを知れり、西洋といひ、西域といふ名目は、太西に亞墨利加あることをしらざる以前の言葉なり、西國の際は亞弗利加、歐羅巴の外に國土なく、是

より西方は皆海洋にして、果限もなき西洋とはいへり、大西に大國あることしれしかば、伊察巴尼亞(イスパニヤ)、拂良察(フランス)、波爾吐瓦爾(ホルトガル)、諳厄利亞(アンゲリヤ)、和蘭陀等の諸國より船舶を通じ、器財及物種或は布帛の類鳥畜類の人力を助る者遣して闕たるを補ひ、盈たるを取て交易し、他國へ運送し大利を得を以土人を撫育するゆへ、漸々人道開闢繁榮の大良國とはなれり、伊察巴尼亞(イスパニア)の帝王は都を亞墨利加の內良國に遷殿して、土人を撫育し守護すると聞く、總て歐羅巴の帝業の最第一は、開業を以て國務の最初とするの制度なれば、天下の國土は何れとなく渉渡して、土人の風情を試るを常とせり、いまだ人道開けざるは撫育丹誠して敎化し、いまだ無人なる國土は人種を蒔き、萬事萬端後來の得失損益を遠く慮て精密を盡すゆへ、次第に國家富榮るなり、此業は最初に立物は船舶なれば、船舶を以國家最第一の長器とするなり、故に一艘新に造るには、日本金に積ては數萬金の雜費も掛るといへども、是を不厭、殘る所なき樣に製作するなり、それが中にもヱゲレス舶を最上とせり、其製作二重底、外鐵砂を鯨油を用て煉詰たるにて厚四五寸に塗立、其の上を頭巻の鐵釘を以打堅、周廻に拂良器を或は貳段、或は三段に張て用心堅固に構、誠に海城ともいふべき大舶なり、其中にも大舶といふは長五十間幅十七八間、深十四五間、舶內或は三段、或は四段と階級あり、碇重三千斤、鑄物にして二爪あるを用、檣三ヶ所に建各三繼一ヶ所の帆三端宛、船にヤリタシ柱あり、又檣あり、二繼帆二端、檣の繼目にバランダといふて、鍔の如きの物を檣一本に二ヶ所宛あり、九尺に二間の座舗の如きの物を造て、此內へ帆役の者共登

て、帆の上げ下げ卷卸の差引をする、檣小にして檣帆を用ゆ、檣大なれば大颶時に舶に障て害あるゆへなり、天文地理渡海通曉の博士あり、官名をビロードといふ、ゼクハルトを司る、支那に譯して案針役といふ、舶中第一の器をコンパスといふ、日本にて磁石といふと同じ、周廻を三十二に割、是を四除して八方あり、一局各十一度十五分宛あり、其號左の如し

一小間目ヱールステ、ステレイ、幅十一度十五分、正南北を初として、北より東へも、北より西へも、南より東へも、南より西へも、以上四方に用るなり、南北より算起なり

二小間目テウヱテ、ステレイ、幅二十二度三十分、正南北を始として、北より東へも、北より西へも、南より東へも、南より西へも、以上四方用なり、餘是に倣ふ

三小間目デルデ、ステレイ、幅三十三度四十五分、如二前文一

四小間目ヒールデ、ステレイ、幅四十五度、如二前文一

五小間目ヘーフテ、ステレイ、幅五十六度十五分、如二前文一

六小間目セスデ、ステレイ、幅六十七度三十分、如二前文一

七小間目セーヘンテ、ステレイ、幅七十八度四十五分、如二前文一

八小間目アクトステステレイ幅九十度正東西となる、ヱールステよりアクトステに至る、八等の鍼盤の方位の名目にして、渡海の肝要なり、此八等の方位に屬、相距度南北緯度、東西經度の三數を擧て

表（ターフル）と名て、渡海船舶の用とす、是を西域にてはゼイカルタの術といふて、ヒロード第一の習學とせり、此八等の方向を以天下の萬邦へ渡海するに、毫末も差謬を爲さず、其諸譯を記たる書をシカットカアメルと題號あり、譯して寶藏といふ意なり、如何んといふに、此書の教に緣ば、天下を渉渡するに毫末も差惑することなく、萬里の波濤を乘颿るとも掌を運すが如く、日本へ和蘭陀舶萬里の遠海を乘颿て旬を差へず、肥州長崎へ着岸するを以證據とせり、大利を得るも此法則の具足せしゆへなり、カピタンよりヒロードを始其人數凡百餘人、夫々の役儀あつて勉め守ること至て嚴なり、歐羅巴諸國大概此風俗なり、扨前のコンパスに附たるヲクタント（象限儀）カラアードボク（十字度測器）、アスタラヒユム（半丸平面百八十度器）、ゼールカルタ（蜘系平面圖）等なり、皆天度測量の爲に設たる器なり、此コンパスとゼーカルタの術を得ずして渡海する船舶を指て盲乘といふ、支那日本等の舶師の如し、或人蘭のカピタンに問て曰、日本の舟は何乘といふ哉、寛政十戊午の古カピタン、ヘイミイが曰、片眼乘と名く、如何んといふに、磯縁に副て片方に地方のみを目的として、乘るの外に仕方あるとをしらざれば、所謂片眼乘ならん、又支那の舟は何乘といふ哉、ヘンミイ答て、盲乘といへり、如何んといふに、支那の舟は舟も日本よりは大く、地方をも遠く離て渡海するといへども法則もなく、凡何方位ならんと空に颿出すなり、盲乘といふも至極せり、此惡口ヘンミイが妄言か、和蘭陀にも笑ふか、耻べく且恐べく、海洋渉渡之儀は國家第一の政度に係る、殊に日本は支那と違ひ海國なれば、國土相應の職業にして具足せざればならぬは、國君の天職に係

ればなり、長崎に異國十餘國の通詞ありて、代々家業を繼で家祿を給るなれば、渡海は如何して萬里を迷惑せずに渡來するか、外に據所もあるか、規則書籍にてもあらんかと、何れ尋置べきは職業筋に係ればなり、兎角ともに糺明あるべき道理なり、如何の譯有て此シカツトカアメルの書世に流布せざる哉、二百年來に到れども其沙汰する人も今に聞く事なし、余此書を得てより、日夜心を用ひて趣意技術を探索せしに、天文、地理、渡海の三道三ッにして、一ッにして三要を兼總たる書にして、最以精密を究盡たるなり、此書の趣意得心して、新規に日本に製作せんとせば、國力の限を用てするとも如何で成就せん哉、人數五千人程晝夜其事をするとも、凡二百年もせずんば慥に成就せんとも思はれず、彼國とても容易に出來たるにもあるべからず、思ふに最以重寶とすべきは此書なり、故に急務なる品々のみ選び、國字を用て是を譯して全部八冊となし、紙數凡八百枚、日本船師をして後來に遺し、渡海する人の一助ともなれかしと思ふの微意なればなり、洋中に颶にあひ數百千里の外へ飄到とも、此八冊さへ船中に貯あらば、本國の方位及里程を得ること至て速なり、船舶第一の寶貨たるべし

西域物語卷上　終

西域物語卷中

和蘭陀人日本へ出入すること凡百五十餘年、其内に日本の神佛及俗事を見聞するを、追々本國へ土產に記たる中におかしき事も數多あらん、余が聞し所を少し許り爰に述ん、堂寺へも彼人ども行しにや、藍染明王、荒神、聖天の如き、異形にして眼三所あり、手は背に六七本もありて、全身の彩色朱色綠色、或は不動の如きは、背に火を負たるを視て、こは皆邪神ならめ、日本の人は邪神のみを信仰するかと疑しとぞ、日本は殊に聾俗多きに、斯の如きの物を庶民に祈念さするは、非が事の重疊ならんなれども、年久く其如くなれば、今にてはせん方もなきか

日本へ渡來の加比丹にケンプルといひしあり、長崎に滯留すること三ヶ年、通辭に從ひ日本の古事を承糺し、本國へ歸帆の後書を著せり、神代より打立源平の戰ひより今の御代までの始末を記し、又其後も夏目泉州侯崎尹の時も、アーレントイルレムベートといふ加比丹東都へも二次まいり、殊に日本の事に委く、書を著しアモニタチエンと題號せり、余其書を閱するに、第一帝城の事を記せり、諸御儀式能狂言の時、參上の諸侯列席の體其外雜事まで微細にあり、又或書中に徒然草の類、或は人物勝景器械に至るまで悉く圖形を著し、皆彼國の銅版の彫刻なれば、誠に生物よりも見事なり、昔より日本人も幾人も行き切にして歸國せぬもありて、何事も皆しれあるなり

歐羅巴に眞行草の文字あり哉と問人に答へん、彼國に支那日本にいふ樣なる文字にてはなし、たゞ二十五字ありて、是に眞草行の如き體を異にして八體となし、事を記すに足れりとす、日本は支那の癖に染て、物々事々につき其文字を用るゆへに、字數多くなければ用をなさず、たとへば日本にて天といへば一字にて、彼國にてはヘーメルと四字、地といへば一字にて、アールドと四字にて、一字は簡四字は迂なる樣なれども、支那の文字數萬あるを記憶せんとせば、生涯の精神これが爲に盡すとも、いかで得べけん、大に戻れりといふべし、たとへ暗記する人出來たりとも、國家の爲に益を起す事もあるまじ、爰を知りて彼國には簡を取たるならん、文字は事を記し情を述るを旨とせば、數萬ある支那の字を記憶せんより、我日本の假名を用て事を記さば大に便利ならん、日本の大儒の名を得し人といへども、一國の事にもろくに通るはなし、然るに彼國にては博學とも云はれし人は、外國三十餘國の辭に通じ、國情物產に迄も明白なりといへり、是文字少して精力みなこれに用ゆるゆへなるべし、筆をペンといふ鵝の羽の莖の大なるを用、本の方を尖に削り、孔へ墨を含ませ、左上より書始、右上へ横に書、文句の限は段々層て書下るなり、大世界多く此文字を用るなり、支那の文字は東方には朝鮮、琉球、日本、北方は滿洲の諸國、西方は東天竺の內のみ、西域の文字は歐羅巴諸國、亞墨利加諸國、亞弗利加の西南副諸國、東天竺南洋の諸島より、支那南洋の諸島、日本南洋の諸島、東蝦夷諸島、カムサスカ邊、ノールドアメリカの大國に到まで、皆此二十五字を用て事を記せり、各國各島言

語各異といへども、二十五字を用てしるされざる物なし、日本のいろは假名の如し、日本のいろは四十八字あれば、彼國文字に倍なれば、音聲の出る所に隨ひて皆記し得らるべきに、左にはなく、韻經に所載の四十三轉の言葉あるときは記す事不レ叶、是はいまだ正眞の韻經にあらざる、所レ謂彼是吟味精濯して自他の邪正明白ならしむるならん、此謠宜からざれば、追年雜事のみ殖、我を忘て雅事風流の光陰を費し、年老て後悔先に立ず、爰を見切國家に益なき事はせざる樣に仕掛あるとは、ありがたき制度なり

歐羅巴の畫は日本支那と殊異、何の爲ぞやといふ人に對して曰、彼國の畫は用を便る爲に、多く細密にして、正物の如く見るを旨とせり、是に畫則あり、日光の陰と陽とをわかち、是を畫則といふ、三面の法則あり、たとへば人物の鼻を正面に畫かんと欲る時は、鼻筋の中央を書するに、日本畫にてはすべき樣なし、彼國の畫則にて小鼻に陰を用て、鼻筋の高さを分る、又丸く立圓形の球を畫せんと欲せば、其眞中を高く書分んに、日本法にてはすべき樣なし、彼國の畫則にては、周廻の線を陰を用て、眞中の高さを分るなり、日本にて是を浮繪といふ、國用を專とする風俗なれば、妄に戲たる書は版に彫刻ならざる爲に、學校の制度あつて吟味穿鑿すみて後の版書なればなり

歐羅巴、亞弗利加兩洲に七奇とて大造なる造物あり、諸國の人最奇觀とせり、阨日多(エヂプテ)の尖臺、バビローニャの高臺、各天主を祭りたるなり、石を用て種々の彫物あり、其形圓塔、其結構言語に述がた

く、螺旋して段々頂上に登る、頂上に到て大に廣く、四方に高欄あり、誠に雲外に至るなり、是より遠望すれば、天下の山嶽海洋眼下に視る、此兩奇の所在は、亞弗利加の內東端の土地なり、又ロデス島の巨銅人形其島の港口に跨りたる股下を、大舶帆を持て[illegible]過るとぞ、何の爲に設たるなれば、地中海へ往來の船舶夜中此島の港口六七里の間[illegible]通る迚、水蒙の沉岩に動もすれば船舶底を破り覆る、ロデス島の領主是を歎て常夜燈を設んに、人形二體して兩涯より燈籠を捧て、其下を船舶往來するに迷惑せざる樣にとの設なり、彼國昔戰爭ありし時、破却して今はなし、其舊跡莫大なれば、他邦の人來て觀物とするといへり、彼國とても自然治道を得ざりし時は、亂世となりたる事も每々あり、日本の慶長迄の勢ひなるべし、當時現在なるはモスコビヤの大鐘、ロンドンの石橋なり、大鐘は近年歸國せし幸太夫既に見物せしに、小山の如しといへり、ロンドンの都にアタムスといふ大川あり、其幅凡三里に石橋を掛、其橋の兩緣に市中あり、堂寺あり、橋の下大舶帆持て風通る、川緣の石垣、橋の組立、其結構是も人力を以てせしかと不審するといへり、大造なる造作物に到ては中々天下に比すべき國なし、又細末なる物といへども比すべき國なし、既に日本へも阿蘭陀舶持渡る內に、時計程奇なるはなし、細なるに至ては毛をもさきたる程の物あり、其細工ロンドンを以天下第一とせり、次を拂良察のパリス、次を和蘭陀のアムステルダン、此三都は萬國に比類稀なる人物出來、天下の眉目となる、城郭及市中の端々迄も石家作にして、或は二階三四五階、最以美麗を盡せり、此三都の人物なれば迚

同じ人間なるが、如何なる所より如レ斯ならんかと考勘するに、人道開闢以來經歷年數久く、自然治道に因て建立せし制度なれば、國家富榮庶人迄も大豪富夥く、因て器財の末具物をば、雜費を不レ厭其巧力を殫さしめ、人物を選擧する道隆なれば、才能兼備の人物皆此三都に羣集するゆへ、各器量の限を盡し、巧力を殫すゆへに、萬國に獨歩して[illegible]深き樣なれども、三都の人物なればとて、別の仔細のあるべき樣なし、皆是制度の善と經歷の年數多き故ならん、一端の事に非ざれば、日本支那の風俗を以推量すべきに非、爰に評判あり、西域の書にボイス、シーユメール、コンストカビネット、抔いふ書に、奇器を製作する仕方を微細に載たり、一々畫圖をいれ、符合の印を付て、手を取て導く樣に親切を盡たる書なり、說に解し難き所ありても、畫圖に因ば最以曉易からしめんとせり、かくこそありたき物を、日本の人は善事を惜み、妄に傳授はせず抔いふて、一己を利せんとのみ謀るは淺墓なる次第なり、西域の表裡せり

爰に話あり、或人の曰、東都司天臺に地球全圖あり、其大さ巾七八尺、長さ丈餘、銅版の彫刻にて金銀丹靑を用て彩色せり、其細密結構言語を以述がたしといへり、殊に銅版を大に彫刻することは至て難き事なり、紀年一千六百五十餘年に當て數百枚製作し、一枚每に卷て箱に納め布を用て卷詰、チャンを用て閉塞ぎ、東西の大洋海へ沒投して天下に賚物せりといへり、おもふに世界の諸國へ、天下に如レ此の萬國ある事を敎示せんと欲するの意なるべし、此一事にて國情の廣大なる意を思ひ謀るべきな

り、其一本なるか薩摩國へ漂着するを、彼侯の秘藏となる、司天臺の圖と同版なりといへり、司天臺の圖は有德廟の時彼國より御取寄に因てなり、先年羅瑪の人筑州野牛島へ渡來の時虜となり、東都に來る嚴命ありて白石子なる傍此國を以て渠に對し尋問あり、羅瑪人も此圖此國にあるに大に驚き、如ㇾ此の圖は本國にも鮮しといひしとぞ、此羅瑪人日本言葉用て對談せり、天窓も日本の野郎になりて來り、金銀錢も古金と寛永通寶の錢惣高凡一千兩程持參せり、羅瑪の總帝より選擧に遇ひ、日本へ渡海して天主敎と自然治道と敎示すべき旨を蒙りて來たり、ホルトガルの如き國を奪んとて敎示せんといふにはなく、羅瑪帝の大慈大悲なる制度を傳授せんとて來りたり、因て此の國切支丹法の大禁なることは固より合點にて渡來せし旨をのべ、ホルトガルが趣意とは大に相違の旨を度々委細に述るとはいへども、曾て御承引なかりしは、ホルトガル騷動程近なるゆへなるべし、日本に四十餘年住居せしかども何もなく八十餘歲にして病死、小石川無量院に葬たるなり、死期に及いひし事あり、我如ㇾ此極老に及、今日明日の命になりたり、永くの內御恩を蒙たるに、天下の一大事と御大老樣へでも傳授いたし度、如何となれば、日本いまだ眞の治道を得ざる故に、殺伐の氣消滅せず、用心を常とするの風俗あるなり、此用心なく永久國家の亂れざる法度あり、此旨を注進せんと欲すれども、終に御承引なきは殘念千萬なりといへり、殺伐の氣消滅せざれば萬民安堵を得ることかたし、治平の內に次第に農民困窮して、終に亂世を招くの勢を生ずる者なり、是を救ふの道あり、是を敎示して會得するに於ては、

日本にて上下となく大に悦ぶべし、且其功立に於ては、導師の名も萬世に残し、羅瑪の大帝の大慈大悲なる制度も自然とあらはれん、左もあらば兩國和睦し、船舶も互に相通ひ、兩國相互に得益も亦少かるまじ、北極高度も兩國相等しければ、土產も人情も相等き筈なるに、教異なればとて斯戰爭あるは惜べき事なり、世の教善ければ戰爭の煞氣消滅し、教惡ければ戰爭の殺氣發起する者なれば、世に教示ほど高貴廣大なるものなし、此大導師日本に改名して岡本三右衛門といふ、嚴命に因てなり、日本住居四十餘年の内、仕樣もあるべき者をむざんに廢たるは、惜べく且不便なり
歐羅巴諸國の內隆なる國は皆石家作なりときく、それはどの様にしたる造り方かといふ人に對ていふ、前にもいふ如くヱグレス、フランス、ヲランダ、セルマニヤ、ホーレン、イタリヤ、イスパニヤ、ホルトガル、トルコ、モスコビヤ等なり、何れも石家作なり、其造方は如何となれば、角柱及利目(キヽメ)柱の部は中心に鐵を通じ、一本石の如くするなり、如何んとして鐵を通したるとなれば、石を長く四方に切て、幾繼にて長さ何程丈となる抔の員數符合調度の後、風車を仕掛大風を待得て、各柱の中心へ錐穴をもみ通し、又地形は大底より大石を用て石疊に築立、地形出來の後柱立に係る、柱石を累て足代を組、又累て足代を組、累終て足代堅固の後、柱頭に轆を仕掛、鐵を沸して熱湯となし、柱頭より下地形石に到まで、彼熱湯を流し込なり、鐵柱の如し、利目の柱は皆如此、間々の柱石さまでせず壁は漆石灰(カ)を用て築立、眞の石壁の如し、光り請の所は玻璃を用て紙を用ることとなし、二階三階の

梁に銅鐵木を用、漆石灰に練り堅め、家根は銅瓦鐵瓦各鑄物なり、內造作は木を用ゆ事日本のごとし、家居廣大にして四季草花の不ㇾ絕仕方ありて、四季不ㇾ絕草花咲く、寒中に重衣を著ざる樣暖氣を設く故、極寒中といへども夜中夜着なし、鋪物はパンヤのふとんを敷くこと或は三ッ四ッ、奢侈莫大なり

爰に話あり、彼國の人日本家作に出生する子は、草木にあやかりてか必智慧麁く淡薄なり、石家作に出生する子は、金石にあやかりてか必智慧賢く達才なり、萬國を經巡り人情を試見るに、皆如ㇾ斯といへり、此言妄言にはあれども信ずるに猶餘りあり、是に付いふ事あり、天明癸卯の夏信州淺間山燒て、周廻の諸國へ砂降りて耕作を妨げ、飢饉とならん勢ありしに、猶四ヶ年目丙午に當て、豆州の大島の火山燒て夏中曇天打續、七月中旬に到て關東より奥羽越信十二ヶ國へ大雹大洪水せり、因て大飢饉となり、東都抔は三斗五升入百俵の代金貳百四五十兩より三百兩に及たり、町小賣白米錢百文に三合迄に升たるうへに、賣米たへてなくなりてより、庶民立がたく大騷動せしが、上の御救に因て鎭りたり、余其年十月用事ありて奥州會津領を通りしに、賣買の食物拂底高直なり、土地の人往來するも稀にして空家のみ多し、原宿といふ所に行暮れたれば、一宿せんと宿中の旅籠屋もあらんと方々と尋廻りし內、もはや夜五ッ時頃にもあらん、或大宅に烟たち昇り火あかりも見、さらば賴んで一泊せんと思ひ案內を乞ても更に答る人なし、如何なる家居かと深く入て其旨を述しに、老婆一人出ていひしは、安

き御頼にはあれど、食物夜具等更になし、夫も合點にあらば兎も角もといふて、奥に入り饗す體もなし、
今はせん方なく此屋に入て一宿せしに、食物夜具もなく燈もなく、眞闇なる座敷と思ひし所へ僕と共
に休足せしに、空腹を養んにすべき様なし、つら〳〵考へ見るに、更に合點行ず、家内の様子を窺ん
と勝手へ深く入て能見るに、男女とも見わけがたき疲果たる人六七人にて、長爐の際に火にあたり居
たり、余も餲を凌がんと湯を乞ふて、それに到り能見るに皆女なり、年頃も若きかと見れば、又年寄
ても見へ、人相更に猿の如し、皆疲れ果たる有様、哀れとも不便ともいふべき様なし、余泪胸中にた
へかねいかなれば此有様ぞと問ども更に答る者なし、再三に及びたれば、中に年頃なる女の答けるは
しり給はずや、我々共は此屋の者にてはなく、此拾五六里四方の山中の民なるが、砂降以來の飢饉に
てあられぬ物のみ食用として凌たる內、漸々疲れ出て、漸々と死失、今は既に人無し里とはなりしな
り、三ヶ年の艱難共有様は御咄し申も耻敷、哀ともなさけなしともいふべき様もなし、男たる者は常が
あら骨折ゆへか、死に臨み脆きものにて、それを見るの悲しさは言語にのべがたく、女は因果なる者に
て後へのこりては居たれどこれも漸々と死絕て、今あるものは親子兄弟の死骸白骨のみなりといひ、落
涙と共に語りたり、余も泪胸中に滿いはん言のはもなく、扨々不便千萬の次第かな、此皆の女子も共
通ならめととへば、七人も七ヶ所の者にて、村々の死殘りのみ集りて、今日〳〵と暮せども、明日も
しらん飢の日を送る者ども此七人にて、今年も稲作少しせしかども、これも同じく不熟して青枯にな

いふて寐起き、仙臺を指て出て行く、然るに道すがら村里の有樣を見るに、空屋のみ多く、適にも里人に出遇顏色を見るに、眼力弱く疲果、今にも行倒れん體の婦女のみ多し、男たるものは更に逢ことなし、餓死に臨めば先男より死るといへり、左もあらんかとおもはれけり、夫より段々仙臺領の村里をみるに、山副の鄕村を集たらば、凡五邪餘も死絕て空屋のみ建並たり、夫より奥地へ臨ば猶々大飢饉にて、相馬領、岩城領、南部領、津輕領、仙北郡邊皆同じ、往還端に死體白骨夥く、前代未聞とは如レ斯の事をいふべし、或宿に泊りたる時に妻女の物語を聞くに、其宿内に邪見なる女あり、當年二歲なる男子を持しが、最早片言交りに口もきゝ愛らしき盛りにありしが、其屋固より貧にて、近年の飢饉に遇ひ、當年は猶更食糧もつき、實買の食物たへてなくせん方に迫り、彼小兒は乳を呑んことを欲すれども乳も更に出ず、捨置ばよわりてならず、所詮延命は叶ざれば、吾死て跡へ殘り狼の餌とならんより、吾より先に死るが增なり、元來吾が腹より出たれば、再び腹に復るべしといひ樣、首押取て捻殺し、骨をも殘さず喰たりといへり、昔物語に大飢饉には人相喰といふことありときく、今此時をいふべしといへり、又ある宿に泊たる屋に猫ありたるに、村内者來り此方の猫を被レ下かしといひ樣とらへて、代料なり迚錢七百文を出したるにより、飼猫の不便を斷るといへども更に承引せず、彼是とする內暇乞して出で行く、此窮民の顏色容體いはん方なし、其時こそ御府內のありがたきを今に思ひ出し、生涯の懲しめとはなれり、余も是を見聞して氣も魂もあらばこそ、一足も早く江戶へ歸らんとのみ

思慮せり、宿の婦女の曰、此奥程なほ然り、危き旅行あらんより、早く江戸へ歸り命身の全き事を謀り給へといひしにより、夫より引かへし東都を指ていそぎけり、幸き命を儲たり、奥羽二國の內計りにも、癸卯より丙午に到るの四ヶ年の內、饑死の庶民凡二百萬人に及たるべしといへり、左もあるべきか、兩國亡處の夥敷を見て仰天せり、歐羅巴人に如レ斯の始末を見せたらば、嘸哉侮るべし、是木家作住居の人物愚魯淡薄なるゆへ、大造の國民を失たりといふべし、爰に一老人あり、或時問て曰、吾子は天文、地理、渡海の道は海國に具足せざれば、大飢饉に遇ひ國民を失ふ憂あるゆへ、是非ともに具足せざればならぬといふ事旣に年あり、此時に臨んで國民の飢渴を救の策もあらんか、若あらば詳に說たまへ、後來の一助に記し遺さんために如何に〳〵といふ、答曰、いかにもあり、彼策を用ひて救ふに於ては、萬人に一人も餓死するはなし、是海國にして、殊に赤道以北三十一度より四十一度の間にありて、寒暑平分、氣候最良、百穀百果豐饒なるゆへなり、支那の如く東北西の三方は皆國續きにては、運送不便利なれば差支る事多くありて、遍く救ひ遂ることかたし、日本は幸と島國なれば、周廻に海洋を包卷せし國土なるゆへ、日本不レ殘の飢饉にても、一人をも飢渴の庶民を出來させず、常年のごとく萬民の產業に何一ッ差支ることなく、勇み進で稼穡を仕遂るなり、然れども天命到らざればならず、もし天命もあらば是を大端として、永久飢饉の憂あることをしらざるに到らん、左もあらば萬民次第に增殖の勢立て、前にいふごとく日本周廻の諸島まで獨開せん、是にも仕掛け仕向けの秘事あり

て、詳に今爰に述る事は恐あつて妄に述がたく、互に誓詞を立て、密室に入て詳に說べし、書記すべし、左れども爰に難儀あり、委細に承引するには、才徳兼備せざれば得ることかたし、才と徳とは支那學の達識も多ければありも哉せん、能の一ツは中にもかたし、所謂天文、地理、渡海の法をいへり、是を備へざれば、說くとも更に承引あるまじ、たとへ其任に職たれば迚、手の下だし様も會得なく、支る事も多くあるべし、此儀は如何せんやと問ければ、彼老人はそれに迄は及ばざりしか、大息して止たり、然ば仕來りに緣んか、仕來りの儘ならば、又の飢饉に其如く大造に國民を損さすべし、又復損さしてはなるまじ、御草創以來只一次の大飢饉なるゆへ、過て見殺にすまじき者にもなし、又も過りては誠に天地神明へのいひ分け如何せん、爰を以是非ともに其用心なければならず、其用心は則改革なり、改革は何をするといはんなれど、難き事の頂上なれば、容易に噴吐がたく、都て善惡の大端よりせざれば萬民得心せざる者なり、其大端は前にいふ二百萬人の餓死人あれば、是を以て大端となし、後來の飢饉を救助の慈策たらんと心得させ、是より開業に企べき時節なり

ヲランダ舶日本へいつの頃より渡來するやといふ人に對していふ、往古の事は知るべからず、今探索するに、異國の舶始て伊勢國大港といふ處に渡來せしといふことあり、何國の舶かも其慥はしれがたし、其後慶長七年堺の港へ每々渡來せしが、改革ありて筑前國博多に移し、同十四年に肥前平戸の島に渡來せり、其頃は猶更世界の譯など知る者なければ、何國の船といふことを不ㇾ辨、只黑舟と呼の

み、今に遺りて然り、西域の舶は前にも述る如く、外は鐵沙に包み眞黑なれば名とせり、然るに寛永十三年丙子に當て彼切支丹の徒を悶の舘に今の出島屋敷を築く、其後彼宗門停止となりてより明き舘となりたるに因て、和蘭陀人の舘とはなれり、昔は街市に旅宿し、日本中の商賈と相對勝手次第に交易せしが、其後漸々停止となり、其掛り有司出來、御取締も附き、今に到ては嚴重なり、其以前は金六十日の物を異國人と賣買すれば、銀十三匁宛の上納さへ出せば、何人といふ選嫌なく交易せしゆへ、至て繁昌せしが、漸々規格出來經營稼穡平均し今に到るなり、上の交易所となりたる故に、金銀銅も無數に異國へ拔行こともなく、此御制度今に至てあるまいならば、今程は日本に金銀銅のたへてあるまじ、上の交易となりたるゆへに、市中の商人渡世の產業に離れ、難儀する旨を以訴訟したるにより御開濟あり、竈に相應する樣にとの御惠により　御手當を被レ下事とはなれり、難レ有に非ずや、故に今にても長崎の地下人十に八九は御扶助を給る者にして、則役人なり、其頃は十餘國より來舶せしゆへ、至て繁昌なりしが其後漸々に停止となり、今にては支那とヲランダのみ渡來するなり、支那の舶は元來商人にて、左浦港折江港に汎氏公氏とて、十二人の荷主共ありて此十二人は日本にて所レ謂御用達町人なり、此者共より年々十三艘宛の荷物を仕出し、長崎へ渡來するに子何番丑何番と唱ひ、年々の支に因て番附して年中往來するなり、和蘭舶年々渡來、只一次毎年六月の內に二艘宛港來せしが、十年計以前に每年一艘宛渡來すべき旨を蒙てより其命の如し、出帆は每年八月の御定例に依て出帆す

れども、神崎といふ岬に碇宿して、十月下旬十一月頃になり、東北の風を待て大洋へ乘出すなり、前にいふ如く十餘國の來舶只今は支那ヲランダの二ヶ國外來舶なきゆへに、地下人大小衰微せりといへり、扨又夫迄は交易に渡所の金含銅に際限なく年々積來、荷物に應じ渡したるが、明和年間に到り時の崎尹石谷淡州侯の制度に因て、ヲランダ二艘へ新銅百二十萬斤唐船十三艘へ同百二十萬斤と渡し來しが、夫にても近年新銅不足して拾年計以前に又半減になりたり、減少ありて珍重なれども、兩國にては百二十萬斤の金含銅は拔行再び戻り來ることなし、歎くべきの甚敷は此制度なり、先年白石子撰所の寶貨事略に載る所を見て、表晴て拔たるは數の大概は知れたれども、內々にバハンなどに拔きたるは莫大なるべし、彼生も是には深く歎息していひし旨あり、日本の諸金山を掘割しより、もはや三百餘年の內、掘出たる金銀銅過半異國へ拔行、今少殘あるは商賈の手に渡り、永祿の長者たる武家は皆貧窮なり、諸家を貧窮さするに深き趣意もあるべけれども、昔の事にて今は貧窮すぎて領內の農民をせめ虐げ、農民又貧窮して田畑の耕耘もなり兼、亡處手餘地のみ多く年々增殖するなり、農民貧窮せし故是非なく他借に掛り、是又大借となり、首の根に迫るなり、夫が中に薩州侯の國產黑砂糖一品にて、每年東都の賣捌高金二百八十萬兩より三百萬兩に至るといへり、斯の如く大造に年々に薩州へ入込故に、琉球へも溢行き、彼國にては寬永通寶の錢四貫六七百文を以て文字金一兩相場なるゆへ、長崎の奸商竊に錢を船に積、琉球へ忍渡文字金と交易して利を得る事、固よりバハンとて前々より御制禁な

るゆへ、萬一露顯しては身命に掛る罪科を蒙ること合點にて、利の爲にかく危き業を爲といへり、捉を破り國界を破り、朝制に背き不埒なれども、日本への忠節に當て且不便なり、剩さへ薩州侯の船琉球にて支那へ向物を積、左浦折江邊の港へ渡り交易するといへば、文字金抔も多く拔行ならん、如斯國力の拔穴あれども、関塞の制度なきは歎くべきの至りなり、今此勢盛んなれば終に金銀の限は拔盡し、國中になくなりて、文字金と云ふ物ありて通用せし抔昔物語とならん、左あらば石家作はさておき、國中に材木も乏敷、木家作も末が末程なりかねん、元の穴居を好人情萠んか、爰に論あり、昔戰國の年久く、國政制度一統せず、漸く慶長に到り太平せしなれど、いまだ戰國の遺風を失はず、故國政制度も先假令の補法多く、後年の損得善惡の議論迄にも至らざりしを、其儘に押て今にいたりたるゆへ、今にては是非ともに改革せざれば農民疲て立がたく、今此時節に當て仕方あらん、何より入りて便利ならん、放果たる方を取ん、然ども賢君を得がたし、賢君を得ずして老臣の賢才のみにては、途中より勘破されざる以前に劣る者なり、因て昔より相應の才物出て國務に丹誠せしもあれども、途中より本意ならざるに移り。空々として生涯を終たるは上々の仕合なり、其他は論なし、左あれば君と臣とは合體して時勢をよく知り、其風俗に隨て共善に勸むべし、する事なす事皆君の大慈より出たる旨を下に知らしめ、少しにても我意を出さず萬事敬謹して臣たる道に違はざる様にと心掛、日々に出來くる美は君に歸さしめば、信方内に向ひ何事も成就せん、是業を興すの大概なり

歐羅巴隆の國々は、本國は小國なるもあれど、屬國多くある國を指て大國といふ、爰にヱゲレス國は赤道以北五十餘度より六十餘度に過ず、東西は十度を踰ずといへり、土地の幅員凡日本國程あり、氣候日本國より遙に寒國なり、日本の東奥蝦夷、カムサスカと云ふ大國あり、赤道以北五十一度より七十餘度に至る大國なり、此カムサスカとヱゲレスと氣候相等し、日本の人は松前の奥は寒國にて五穀を生ぜず、住居も出來ざる所なり抔いふ人は餘程の儒なり、甚きに至ては蝦夷は外國にて人物抔も違ひ眼額上に只一ツあり、其光電の如し抔といひ、渡海の船漂着するとも、本國へ決して戻ることなし、殊に寒國にて冬極寒に至ればこゞへ死抔といへり、是等の人は餘程善き人にて、物の道理も辨へて人を敎導し、素讀でもして人の師たるにも間々あるなり、只今の風俗にて苦々敷に非ずや、天文、地理渡海の學に暗きゆへなり、此學に暗くては開業の大端抔は夢にだもしるべき樣なし、松前は赤道以北四十度にして、支那の都順天府と氣候相等し、故に百穀百果の出産も相等し、周廻凡一千里弱、開業成就の上は當時の日本の國産程は出來すべし、それが日本へ入り來るに於ては、只今の時勢に倍增すべし、國家に豐饒を副る大なる助にて、捨置くべきにあらず、捨置ば異國へ歸し、捨置ざれば日本へ歸し、左すれば終には開業成就して國家を保持する本意に協ひ、日本と異國の境界も自然と立て、國家守護の天職に叶ふなり、打捨てある故、安永の頃よりモスコビヤの吏渡來して此有樣を見透し、土人いまだ人道を得ずして困苦するを救助して、モスコビヤの屬國となさんの密策を以、本國より器財百物

を齎し來り、土人を撫育し、國産を取て交易し、人の道を敎示するに因て、土人悉く信服してモスコビヤに從屬する者、カムサスカより南洋の東蝦夷凡二十餘島に及べり、明和八卯年に當り歐羅巴人ハロンモリツアラートタル、ハンベンゴロドといふ者、カムサスカより松前島、奧州仙臺沖、常州、總州房州を歷て阿州に碇宿し、滯留の內阿州侯の恩惠を蒙り、是を出帆して後再び薩州の大島に碇宿して日本にて恩惠を請たる報謝の心を以注進狀を呈じたり、其趣意は今モスコビヤより日本の東蝦夷の諸島を使し掠めん萠あり、今の內其用心ありて彼島々へ一舶を出し、守護あらば無難なるべき旨を橫文字を以記し、長崎在留のヲランダの加比丹にあて出したるを薩州侯の有司、請取て時の崎尹夏目泉州侯へ斯と述、彼注進狀を出したるに因て、泉州侯も容易ならざるにより屬官と議して、東都の嚴令ありて彼是の浮說もありたれど程なく其沙汰も消失たり、今按るは、ハンベンゴロドが注進敎示の如くあらば、カムサスカより南洋二十餘島も無難にあり、夫より手を引ずに介抱あらば、今程は其驗もあらんものを、今にてはモスコビヤの屬島となりたれば、取戾さんも手重になり、捨置ば末が末に至ては如何樣の災害とならんもしれがたし、他國を使しても本國を增殖せんこそ國の務にて、我國の屬島を無殘に他國へ奪取るといふは、論も評も絕果大息して止

日本の天下第一の最良國となるべき所以を論ずれば、神武以來凡一千五百歲の內漸々諸道も具足せしに乘じ、カムサスカの土地に本都を遷し、(赤道以北五十一度なり、エゲレスの都ロンドンと同じ故に氣候も相等し)西唐太島に大城郭を建立し(赤道以北四十六七

度なり、フランスの都パリヘと同じ、故に氣候も相同じ山丹滿洲と交易して有無を通じ、殊に大人參は建州江寧府の産物なれば、隣國ゆへ何程にても下直に得て國用に達し、交易に金銀を用ず、品物どしの遣取なれば、多寡は入用に任すべし、下庶民は救を蒙たる心地し、上の大利とならん、前後の大益となり、諺の如く兩手に美物を得たるなり、只今迄は山丹人毎年一次宛、小舟にて二三艘宛唐太島の南縁に副、松前所在島の西端ソウヤといふ所へ渡來して、土人と交易をするなり、其品物の内十德俗に蝦夷錦といふ、滿洲の官服なり、青玉、俗に虫の巣といふ、滿洲の錢にして交易に用ふ其外に小間物類皆蝦夷の手道具となる、日本より遣物は鍋及鐵類、海山獸の皮類なり、是を因縁として街道を開くに於ては、唐太島の繁昌は年を待ずに隆なり、固より大國なれば日本よりも良國とならん日本に未だ此土地を詳にせず、西北の地端は山丹に續たりともいひ、大河ありて切あるともいひ、土地の廣大日本の倍ほどもあるべく、程體はなけれども、大國たるは證據もありて必定なり、金銀山は多くあるべし、如何といふに、佐渡の西北に所在して海路僅に二日程、渡海不案内の心根より見れば、遠國の樣に思れんなれども、馴ば長崎よりは遙に近く、殊に國界なれば片時も急ぎたきは此事なり、先人主なるとかいへる諺の如く、心ある者誰か是をおもひ謀らざらん哉、然ば捨置がたき土地なれば、是迄の運上屋を毫とし、追々潤色を加へ、終には大都會の土地となり、大城郭も獨出來すべし、カムサスカと此土地とに大都會出來すれば、其勢に乘じカムサスカより南洋の諸島も獨開して、各繁昌の國々となるに從ひ、東都の御威光も隆になるにより、アメリカ屬の島々までも猶屬し從ん、勢具足の

日本島なり、日本に自然と屬し從ふべき島々あり、先常州より丑寅に當り大島二ッあり、此二ッを合せて日本の半國程もあらんと思ふ土人も夥し、又夫より丑寅卯に當り島々餘程あり、此内にアミシヅカといふ島へ神正丸といふ船漂着せしを、モスコビヤの吏此邊を渡海の節見付て救助し、彼國を歴て戻り來る、伊勢國白子町の者にて、船頭大黑屋幸太夫抔も今既に上の御扶助を蒙り、現在なれば其樣子も慥なり、又唐太島と山丹との中間を大川流通北海へ落る、其流畸に大島あり、四國九州を合たる程もあらんといひ、此島をサカリインといふ、是より正北に當て渡海凡五千町計にしてヲホソカの港なり、此所より幸太夫出帆して歸國せり、此港はモスコビヤの領國にして、東洋諸島へ諸物運送の要地なり、延享以來此邊へ日本船漂着せしを、皆モスコビヤの扶助を蒙りシベリイ、モスコビヤ、ヲホツカ等に住居するといへり、皆彼國の婦女を妻とし、子孫を傳て歴然たり、神正丸漂着までに十四艘目に、幸太夫儀七二人外歸國せず、神正丸漂着以後も四艘計も漂着して、是又扶助を蒙り彼地に住居するといふ浮說あれども慥ならず、扨又佐渡と唐太と中間に餘程の大島あり、モウソウ島といふ、周廻の磯緣に大なる葭の如きの物產せり、先年越後船漂着せし節彼葭を取歸り、賣拂代金百餘兩を得て、渡海の折節其島に到んことを謀る抔の浮說每々聞けり、越後國處々に幟竿にせしを見たるに、長拾餘間本にて周三尺計、節近く丈夫にして柱の如し、又肥州五島より西海五十里計にして鼓島といふ一島有、此島土人多く衣服明製、文字楷書を用、種類日本人の如し、異國皆日本の屬島と心得たるといへり、然る

に日本に知る人なし、又伊豆附八丈島、青ヶ島より巳午に當り、大島二ッ外小島凡四十島計り赤道以北二十七八度なりといへり、中にも大島は土人も多く尤繁昌なりと、島の主を探索せしに、堀内氏ともいひ、小笠原氏ともいへり、然るに此島へ日本船漂着すれば、積荷を奪取て後放火して燒拂、壹人にても歸國させず、故に今に到て知る者なし、此風説あることと數年なれば、舟人ども薄々知らざる者もなしといへども、尋る人あればしらずといふ、糺明あらんことを恐る故なり、有德廟の御代小笠原何某といふ者、彼島拜料を願ひ許容を蒙り、大船四艘に夫婦者數百人、諸器財及百物の種等を積み、志摩の島羽より開帆して渡海せしが、彼島へ著岸せしか、外國へ行たるか今に於て行衞しれず、此小笠原氏なる者前々彼島へ渡海して檢査せしに、金銀銅鐵山も多くあり、百穀百果豐熟すべき國たる事を見極、開業成就の上は百萬石の國とならん旨を以、日本への軍役十萬石の諸侯並に列したき旨を以、同家小笠原の一統より重き合力を請て、支度調ひ渡海せしなれども、日本を避けて外國に住居するかやはり彼島に住居するか、一向其沙汰なし、爰に不審なる事は、水戸公の領内濱邊に一濱の漁人不レ殘、家財雜具を携一夜の内に出奔し、何國へ渡りたるか慥ならずといへり、其二三年以前より島人渡來し、尺二寸餘の大鮑を携來り、我等住居の國に々樣の鮑澤山あり、此外諸產物潤澤なり、此所は至つて貧窮の土地なれば、渡世產業も艱難ならん抔懇に親染たるといへり、無レ程彼出奔の沙汰になりたるとなり、此外日本の周廻の洋中に嶋々あらんなれどもしれがたし、是日本いまだ渡海の道不案內なる

ゆへなり、扨又東蝦夷二十餘島の長夷ども銘々献上の意にて、土地の名產物を夷舟につみ、前にいふヲツホカへ渡海し、モスコビヤの重役の者常に來て滯留するゆへ、彼長夷共目見へに出る時に彼捧物をするといへり、左すれば彼帝よりも賚物を賜るとなり、斯モスコビヤに親染たる土人の風情を立直さん事難からんかなれども、日本に屬たる島々なることは、先祖代々言傳へもありて、神殿(カモヘトノ)とて尊敬するの風俗は今に絕ることなく、此風俗を失はざる內に、日本の船舶年中たへず渡海交易運送して撫育するに於ては、闕ある所は自然と補はれ、盈ある所は取揚交易し、有無を通ずるに於ては、なつき從ふ事最易からん、僅に安永年間以來のモスコビヤなれば、今の內老夷共不ㇾ殘死失せざる以前に此の策を布くに於ては、老夷共が先きに古き事抔を語りきかせ、國恩を忘却せざる樣にと、才德能兼備の有司出仕して撫育するに於ては、年を經ずして日本になつき從ふべし、爰に趣意有り、モスコビヤは第一陸地計の遠國ゆへに、思ふ儘に往返の運送なりかね、又大船を用て運送せんに、本國を出帆してヲランダ海よりエゲレスとフランスの中海を歷て、アフリカの南の出崎を巡り、東奥蝦夷を入らざれば、外に海路もなく、斯迂遠の策を施んよりは、外に近き策はいくらもあらんなれ共、是非ともに戰爭を歷ても蝦夷諸島を取らんとするにもあるまじ、只一筋にヲホツカ邊の大國の土人等の困苦を救助せん迚、はるばるの本國より百物を運送せんには山嶽多く、四五千里の陸地の內大川あつて便利を得るかと思ば、又峠あり幽谷あつて手戾多く、故に日本交易を以蝦夷諸島を養育せんに增る策あるまじ抔の評議一決

せしにや、幸太夫に重き位階をあたへ、遙の遠國より送屆たるは、莫大なる雜費といひ、萬事行屆たる仕方にて、萬民に父母たる道に協ひ、如何んといふべき樣なし、理詰を以仕掛たれども、日本にも國法あれば、モスコビヤが思ふ儘にも屆兼たるは、日本の幸甚ならん、是を仕掛ん爲にモスコビヤより有司を選擧し、ヲランダ船に乘組日本へ渡來して、東都へも來り登城抔もして樣子を見透し、歸國の後蝦夷地に於て街道を開く時は、其場所則國界とならば、後來國界の爭論なく、日本の潤澤なる國産を以東蝦夷を養育するに於ては、甚だの便利なり抔の注文より、幸太夫歸國志願にむまき柄をすげたるか、世の事左樣に注文通りにゆかぬものなり、長崎へ渡來して交易すべき旨を承知し、信牌を請取て歸帆せしが、今に長崎へも渡來せず、注文に齟齬せし故ならん、前文の如く運送不便利の國柄なれば、蝦夷の土人を思ふ儘に撫育もなり兼たる內取戾べき時節なり、隱便に謀らば、古來の如く日本の蝦夷諸嶋となるべし、此制度建立あらば、前にいふ如く東洋に大日本島、西洋にヱゲレス島と、天下の大世界に二箇の大富國大剛國とならんことは慥なり、ヱゲレス島は天下の高名たる聞へあれば、領國は何程ある哉と糺し見ろに左の如し、他の美を語る事は政道の瑕瑾なりとて忌嫌ことは朝制の外典、其內典あることを辨たるも鮮し、實事を知らざれば疋かの時の度に惑者なり

一 テイレネウーヱ　　一 ネウーヱンゲラント

北亞墨利加の內ヱゲレス領の國々

一　ネウスコツトランド
一　ネウーヱルゼイ
一　マレクランド
一　カロリナ
一　ホートソンスバアイ
一　バルバトス
一　トバゴ
一　トミンニヱ
一　モントセツラツト
一　カリストフレキツ
一　バハマ
一　リヱハマン

一　ネウヲルグ
一　テンシルハニイ
一　ヒルギニイ
一　セヲルギイ
一　ヱーランデヤマイカ
一　バルボウタ
一　ヒンセンデ
一　アンシギハ
一　ネウーヱス
一　アンギユヱツラ
一　ベルジーユテス

以上二十五國は舊領なり、最初は無人島抔もありたるを、或は人種を蒔たるもあり、或は戰爭を交へ伏從せしもあり、今何れも繁昌の國々なり

北亞墨利加の內新領

一　カナダ　　一　ロイシアナ
一　ラーウレンスランド　　一〃カウプフレトンランド
一　ケレナータ　　一　ケレナーシラント

以上六ヶ國は一千七百六十八年に當てフランス國と合戰し、勝利の時和睦の償として請取たる國々なり、寛政戊午を距ること二十年以前の事なり

北亞墨利加の內新領

一　ロイス　一　ボドレ　一　ガラム　セネカルといふ大河の邊まで

近年破竹の勢あるに依て伏從せし國々なり

亞弗利加の內舊領

一　ニクリシイ　西濱にてヤメス　　一　ニクリシイ　西濱にてヤコツプ
一　クイネイ　西濱にてカホコリセ　　一　ペレナラント
一　タンケル

亞細亞の天竺邊の所領

一　マルバル　　一　マトラス
一　コロマンデルの濱ホムハイ　同シユウツテ

一　スモタラのカントン

以上四十四國、其内には大國もあり、小國もあり、其外西南東の洋中に所領の諸島もあるべけれども慥ならず、因て載せず、凡そ大世界の海洋にエゲレス領のなきはなし、ゆへに船舶も絶ることなし、西域の船舶エゲレスの大舶を指て海王と貴し、海洋に出逢ふ時は償物を捧て拜禮を爲ば、加比丹出て是を請取通り過るとぞ、此大舶の製作は前に述し如く、要害堅固にして誠の海城なり、國師の幡あり、其品凡十九、幡を以見知る爲なり、其舶の製作をいへば、長三十間より段々大なるは五十間に至る、幅凡八九間より、段々大なるは十二三間に至るなり、艫の高五六間より段々大なるは十二三間に至るなり、橋三ヶ所に建、各三繼ハランタ掛、艫にヤリタシとて橋あり、二繼ハランヌ掛、凡三百六十流外通り内の樣子は前に述べたり、艫の櫓の上に大筒あり、旋轉高低自在ならしむ、此大筒は敵舶に遇時に遠町を打爲に設たるなり、天文、地理、渡海の博士あつて日月、五星、二十八宿衆星の大星を用測量し、以南以北の度を求め、中星に因て時差を求め、其舶の所在を慥に知て、進む時は退け、退く時は進ましむること自在なり、故に何國の港と接る土地に到ること、毫も差はず至て速なり、如ㇾ斯自在に渉渡するゆへ、天下の萬國へ到らざる處なし、扨又土地の所在をおもふに、赤道以北五十度より六十度の間にあり、フランスの西北に所在して渡海僅に六七里、（里法六十町を一里とせり、一町は日本と同じ）此島より西は太西洋なり、南にホルトガル、フランス、セルマニヤ等あり、東にモスコビヤ領あり、北は夜國氷海に續

き人倫絶へたり、獨島なり、極寒の土地なり、國產乏く、何一ッ取所のなき廢島なるを、如ㇾ斯大良國になりたるは如何なる制度より如ㇾ斯なりたるかと思慮丹練すれば、其大概は得べきに哉、爰を以カムサスカは大良國になるべき道理なり、彼土地赤道以北五十一度より七十餘度の間に所在すれば、エゲレス等と相等し、然ば寒暑も相等しく、國產も相等しく、人智も相等しければ、則エゲレス同樣の大良國とあるべきなれば、是は教示制度に因て智愚と分れ、智は愚を使の天則に係り主國となり、屬島屬國となり、君臣の道立なり、是天下の達道なり、カムサスカのエゲレスに勝たるは、東方はアメリカに至り、諸島いまだ人道未開の土地多し、アミシヅカ嶋の土人を以論ぜん、家居なく、皆穴居なり、衣服は夏は木の皮に製したる布を用、冬は山海の獸皮を用、食は春夏秋は魚類を用、冬は黑き花咲百合を夏秋の內取溜貯置、冬の食糧とせり、夏秋の炎天に乾たるを潮汐を用煑て喰ふなり、男は惣身毛あり、女は日本のごとし、額上に角二本あり、自然に生じたる如く見るなり、實は拵物にて獸類皮にて作り夜は卸し晝のみ掛居るなり、人物皆日本人の種類にて則蝦夷人のごとし、文字なし、頒曆なし、故に年月日時といふことなし、只雪降を以年の界となす、土人の歲數も雪降ること幾次なるゆへ、其者歲幾何なるをしるのみなり、金銀錢の通用なければ、交易は皆品物替なり、南方は東蝦夷と唱ひ二十二嶋あり、松前島日本琉球等なり、二十二島松前島は皆人道未開の蝦夷にて前文の如し、西方はヲホツカ、サカリイン、唐太等なり、是も又蝦夷なれども、ヲホツカは近年モスコビヤの重役の者住居するゆへ、漸

漸と人道の小口を開きたれども、皆モスコビヤの制度なり、文字、頒暦、通用金銀錢皆彼國を用るといへども至て狹く、此方より押してすれば此等の制度に從ひ、打捨置ば終に彼等に歸すべし、遠國なりといへども地續且重役住居するゆへなり、大總にいへば日本は居掛りにて、モスコピヤは旅先の勢なり、萬事不手都合がちなれば、其居掛の日本カムサスカの主となり、東南西の三夷狄皆敎示制度の甘味に蟻の集る如くならん事は、只今まで一千五百年の內切磋琢磨の功を元入とするゆへなり

西域物語卷中終

西域物語 巻下

人倫の本は夫婦に始ると、支那の古聖人いつかいはれたれども、其詰りの教立ざるゆへに治平相續すれば、末が末程つまりて世を送り兼んことを恐て、我子を多く持てば、其子に讓りあたふべき産業迚もなく、そだておき後年路途に立艱難させんより、未生以前を謀るが勝なり、喰ひ潰しの口を殖さぬこそ道なりと夫婦相談合體して、出産の節竊に敷潰し、何かそしらぬ體にするを名て間引子といふ、關東より奥羽に至る十ヶ國を最多しとせり、治平相續すれば是非此癖起るなり、是亦教示制度なきゆへなり、年貢租稅の制度ある上は、養育教示制度は固よりあるべき筈なり、養育教示制度といふて外になし、近く約ていへば何程子孫ありても、一人も間引子せずに養育するとも食糧に乏からず、成長の後渡世産業に何なりとも支滯なき樣、日當を仕向の教示あり、是亦制度に因て立風俗なり、此所政務第一の肝要なり、此所を捨置ば治平相續程武家次第に增殖し、奢侈も亦然り、商民も又其如く、此兩民の增殖の勢につれ、僧工遊民も亦增殖するゆへ、農一民にては哺啜(ハグクミ)なり兼ん道理なり、士工商遊民の國用不足となるゆへに、農民を虐げんより外の事あるまじ、於レ是農民困窮するなり、田畑に際限あり、出産の米穀に亦際限あり、年貢租稅に亦際限あり、其殘りの米穀も亦際限あり、其際限あ

る米穀を以下萬民の食用を達するを、士工商借遊民日を追月を追增殖するゆへ國用不足となる、於レ是無二是非一も猾吏を選擧して農民を責め虐るより外の所業なし、終に過租稅を取課役を掛るに至るなり、於レ是農民堪兼ね、手餘地と名け良田畑としれど亡處と爲て、租稅の減納を謀るなり、固より貧窮に追りてより涌出たる謀策なり、只今までも下男女を召抱たるも、所持の田畑に亡處出來する程なれば、下男女を召抱ん力もなく、手勢を以せんに耕作なり兼、又も亡處を增割るなり、斯なり行勢ゆへに、出生の子を間引とは捏置、餓死人も出來する筈なり、如レ斯理道明白なるものを、神尾氏が曰、胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほど出るものなりといへり、不忠不貞いふべき樣なし、日本に漫る程の罪人ともいふべし、如レ斯の奸曲なる邪事は消失がたき者にて、渠が時の尹たる享保の御取箇辻を以當時の規鑑とするは歎敷に非や、ゆへに猶農民の詰りとなり、猶間引子するを恥辱とせず、次第に農民減少するゆへ、租稅も亦減少するなり、租稅減少するゆへ庶士もまた貧窮するなり、於レ是間引子の惡癖萌して次第に逆上せんとす、是又惡癖の萌となるなり、是治亂存亡興廢の因て出る境界なり、其中間に於て自然と理非分明に、制度潔白に改革あらんかなれども、左なき樣に治るを良策とせん、其制度の小口を開き、それを天職に備へ置ばたとへ幼稚庸才の國君出給ひても勉勵守護の道筋明白なれば、其箇條のごとく守護したまふにより、其下に執政官職有司あるゆへに、敎示の仕方嚴命なれば衆に推し布く固より國家の爲なる令命なれば、萬民皆信服せずといふことなし、三才も倶に助るを以て悉皆成就す

るなり、扨前にいふ人倫とは五常をいへり、五常のいまだ萠さゞる前に國の本あり、其國の本は則夫婦なり、其夫婦に子孫あり、是を善く養ふを以國の本が立つなり、其國の本の增殖に行支なく能養ひ遂る仕方あり、是を善政といふ、萬民に父母たる道なり、其道則國の本にして、夫婦に始まるなり

一　夫年十五歲婦年十三歲初て一子を產む、是より隔年に子を產で、經歷三十三年の間に婦の血氣既に衰へて子を產まず、其子男女十七人あるを男子は婦を他より招入て一家となし、女子は夫を他より招入て一家となし、家數十七戶となる、內惣領家の夫婦も、又夫十五歲婦年十三歲より隔年に孫を產で男女九人となる、第二家も其如く孫男女八人、第三家も其如く孫男女七人、第四家も其如く孫男女六人、第五家も其如く孫男女五人、第六家も其如く孫男女四人、第七家も其如く孫男女三人、第八家も其如く孫男女二人、第九家は今年夫年十五歲婦年十三歲にして初めて一孫を生む、父年四十八歲、母年四十六歲子男女十七人を產む、其子他より連合の男女十七人を招入て、孫男女四十五人を產む、自他の父母四人にて產殖す

一　父母二家にて四人、父年四十八歲、母年四十六歲、元入人なり

一　子男女三十四人、內長子年三十三歲、末子年一歲なり

一　孫男女四十五人、內長孫年十八歲、末孫年一歲なり

一　彥男女七八人あらんなれど、是を算せず

子孫惣計七十九人、二夫婦四人にて産殖す所なり、是を父母の四人に除て十九人七分五厘を得、三十三年の間に一人にて産殖す、定則は上天子下庶人に至るまで、各是を含で人涯を保者なれば政事善、各産業に行支なき樣に介抱し養育するに於ては、三十三年の内に日本を十九倍七分五厘押廣ざれば、産業不足するの道理なり、勿論日本の內にも空山曠野までも新田畑に開發せんかなれども、今ある所の十八倍七分五厘は如何あるべきか、よしあるにもせよ、夫迄に至る雜費食用に差支ることあれば丈夫にはなし、自國の力を以自國の養育をせんとすれば常に不レ足、强てせんとすれば國民疲て、廢業の國民出來して大業を破るに至る、爰を以他國の力を容ずしては、何一ッ成就することなし、他國の力を容んとすれば、海洋を涉渡せざれば、他國へ到ること難し、海洋を涉渡するには、天文、地理、渡海の法に暗くては海洋を涉渡することならず、故に西域の風俗人情のことを吳〻も述たるなり

西域は開國以來六千餘年經歷すれば、其內に迂遠なることと手戾することに、艱難辛苦を身に積で、懲々してせで叶はぬ事を吟味し、實に誠に至れり盡せりといふ所を得て、而後に萬國の國力を我國へ容れざれば、自國の養育なりがたき意味深注あることを究極して、萬國の渡海、運送、交易を以國家を保持するの天職としたる制度なれば、其根本たる天文、地理、渡海の法亦天職に係るゆへに、代々の改暦皆天子の御製作なり、其證據支那の天子康熙、雍正二代の改暦皆御製なり、律暦淵源、同後篇に歷然たり、如斯の深意あるゆへに、支那の山國さへ政を出すの初、必端を天に求る抔の古語を今に廢さず取

用るに哉、彼萬國へ渡海、運送、交易は日本に馴ざる事ゆへに、最初よりは發起することも容易なるまじ、因て蝦夷の諸島は日本國の屬島なれば、此島々八丈島沖の無名島、五島沖の鼓島、佐渡沖のマウソウ島、常州沖の無名二島へ渡海し、日本の諸產物を以交易するに於ては、日を追月を追善事のみ到來する樣になり、我も人も望好で渡海する樣にならば、前に人涯三十三ヶ年の內、子孫十九人七分五厘ヅヽの增殖の自然に叶ひ、庶民の產業に行支なき樣にならば、間引子は扨おき、人間の不足のみを憂る風俗とならん事は遠き處にあるにてはなし、只制度の一條にありて、外に子細のあるにてはなし、人涯皆此十九人七分五厘宛增殖すべき定則を具足せし者なるゆへに、西域の制度は王侯といへども、本妻ありて妾を使ふを耻辱の第一とせし敎を建立せり、其證七克に見へたり、左なければ夭死する人多きのみに非ず、他を奪の貪情を萠し、國を亂るの端となるゆへなり、殊に婚姻も血脈に最近きを以するなり、若し血脈の內に婚姻すべき男女なく、他姓を以するを天帝の憎に因てなりとて、桀に後ろ指をさゝるゝ風俗あれば、子孫大勢ありても從弟より遠緣の夫婦はなしと、伯父伯母にても互の年頃さへ釣合程能ば婚姻を調ふこと天命なり迚、一入賞美するといへり、愚察するに、至極尤なる制敎なり、第一他を犯すを耻辱とするの心根あれば、貪情萠さず治道の眞理に叶ひ、第二我家の良智を他姓へ洩さず、自家を保持する眞策に叶ひ故にか其家々に代々良智を相續するゆへ、天下の奇器長財の製歐羅巴を以最第一とせり、天文、地理、渡海の法も西域より起りて萬國へ垂訓せり、シカツトカアメルに詳

なり、渡海の船舶第一の長器なり、誠に天下の父母國ともいふべし、斯萬事に精微を至極して其良智を代々に保持したる驗しなるべし、然るに日本支那の制度は同姓の血脈近きを忌たるは、先王の道とするゆへ、聖賢とも尊敬を得たる人の子孫にも間々愚魯出來て父祖の創業を廢するなり、假令ば梅と桃との繼木の如きの婚姻ならば似もせんなれども、次第に他姓を夫婦とするゆへ、本姓の沙汰は扨置後こには血脈も何も絶果て、鹿緣天狗が入代り、終に國家を失ふもあり、其道建立の本たる支那の代々の大祖は異國人多し、せめて同國同士の遺取ならばまだしもあれ、夷狄の爲に失ふとは論も評も絶たる次第なり、是治道に深秘ある事をしらざる證據なり、日本は支那より見れば大に譽れにて、神武以來皇孫を失ず、他國の爲に侵されず、ヶ程目出度日本の風俗なるを、兎角に支那の風俗を規鑑とするは淺はかなる次第なり、是を規鑑とする心根より、前にいふ人涯の内一人にて子孫十九人七分五厘ヅツ增殖しても、產業に行支なき制度を建立して介抱すれば、日を追月を追國家に豐饒を副ることを不と知ゆへ、國家の根本たる人民の增殖に行支產業に行支あるゆへに間引子をしても喰潰しの出來ざる樣に謀るといふは、貧窮に迫て跡先の辨ひたきにもあらざれ共、差當て食糧の乏敷と、衣類の乏敷と、家居破れて風雨すれば、外のごとくイ處にも困る樣なる身上にては、間引子するは至極尤もの事なり是撫育の制度もなく、教示介抱もせずして過租稅課稅のみに日々を虐げられ、佛氏がいふ地獄の栖の如し、其虐制をいへば、檢見春法の制度あれば、耕耘よくして豐作するといへども、檢見の節猾長た

る役人來て惡檢見をするゆへ、田地に出來の限は皆取詰るなり、必竟耕耘能苗十分にして豐作するは大損なり、其年每に苗代程宛餘慶に損あり、夫よりは出來次第に荒し作の方便利多しといへり、斯心得たるより間引子と荒し作りは、箱根峠より東諸國の風俗なり、上方、中國、西國は密々にて間引子もするといへども、東諸國の樣にてはなく、租稅は定免とて年々の年貢に定數あるゆへ、耕耘苗肥に力の限りを盡し、豐作するを人々手柄と心得たる風俗ゆへに、田地一反步に麥五石餘を得て、又稻作に米四石餘を得るなり、一ヶ年兩作して穀物凡十石餘も得る內に、年貢定免なれば六七斗より八九斗を高租稅とせり、村入用諸掛物と合て凡米一石計にて、一ヶ年上納皆濟なり、殘穀常に八九石宛全く百姓の收納となるゆへに、子孫相續はなる筈なれども、一體田地に際限あるゆへ、彼親一人より子孫十九人七分五厘宛の增殖せん殖勢を保持兼て、內々密々間引子して百姓相續する程なるに、關東諸國は檢見して取箇辻を究るといふ制度ゆへに、豐凶作の差別なく五公五民の法とて、其田地に米一石あらんと檢見すれば、五斗は租稅に取、五斗は百姓の收納となれ共、此內より高掛物村入用等を出し、來年の種子籾を引苗代農具代を引夫食の殘迄には及ざれば、農外の稼穡をして其不足を償といへ共不レ叶して、良田畑とすれども廢して亡處とするは至極其筈なり、享保の頃時の尹に神尾氏なる者あり、紀州の土民より出で、段々昇進し時の尹となり、此惡法を建立せしが、今に至てゝはや百年に近く、檢見取箇の制度に遇て、猾長の責虐に逢といへども、百姓は思の外に根張强く、今に殘あるも亦不思議なり、

族にも空國となるべき筈なるが、それに殘あるとは天道御惠と心得、今殘ある百姓を種百姓と心得、彼制度に因て撫育するに於ては、彼親一人より子孫十九人七分五厘ヅヽの增殖の風俗、自然と建立せんこと最易かるべし、英才の國君出給へる期到來して、才德能兼備の有司の選擧あり、渠と合體して彼制度を以教示するに於ては、悉皆成就せん、たとへば今ある殘百姓一萬人を元入百姓とならば、三十三ヶ年の內に十九萬七千五百人となる、又是を元入百姓とならば、三十三ヶ年の內に三百九十萬六百二十五人となるなり、如ㇾ斯殖行眞理ある者を、人民不足して亡處出來する抔は、不肖不明いふべき樣なし、貴賤とも增殖せん勢を含たるを、其勢を扶助すれば世話なしに殖行なり、扶助といふて扶持する事にてはなし、前にいふ渡海、運送、交易に使ば、衣食住とも此使內より涌出で、後々には皆々ともに何不自由なき樣になることとなり、それを無心の土民に教示制度もなく、惡事を犯したる迚死刑に處するとは、不便といふも餘あり、彼衣食住に乏しき貧窮に迫ればなり、剩に凶歲にして必定飢饉となるべきはとくより知れども、是を救助せん手當もなく、程なく、到來して餓死するなり、手當といふて外になし、彼渡海、運送、交易を以豐作の國の米穀を、此凶作の國へ兼て前廣に多く入置ば自然と融通し、何不足ともしらずして豐作の年を迎るなり、萬一も日本國中の凶作ならば、日本附屬廻の島々より、夫食になるべき物を何なりとも多入置ば國中融通し、何不自由ともしらずして翌年の豐作にも過なり、又日本草創以來日本中の凶歲はなきことなり、是細く長き國なるゆへならん、又爰に策

あり、凶作の翌年夏初秋頃までは夫食不足にて、飢渇の土民も出來せんか、覺束なき時は大鯨を用ひて其不足を補ふ仕方もあり、鯨油を以如何なる草類にても能煮詰れば、毒草なるとも毒消てあたることなし、況常草皆食用になりて、飢饉の憂をしらざるに至るべし、此策いまだ支那日本にせぬ事なれども、無心の土民を見殺にせんは阿方此上あるまじ、其大鯨を取に仕方あり、大船を乗る製作し、是に小舟を副て東洋遙に出て尋ば、節氣に構なくいつにても澤山居る鯨なれば、大なるを撰び銛を以是を突留、いまだ生ある内に島なりとも、日本の內なりとも、地方近き方へ引附、紀州熊野浦の仕方の如くして肉と油を分る、又餘りに遠沖にて地方へ寄がたきは、則沖に於て親舟にて其仕方して得なり、長二十間餘の鯨二三匹も得て食用に充るに於ては、奥州の大國にても二三ヶ月の食用は潤澤なるべし、是海國に備べき制度ならずや、借たる覺なき租稅は虐取て餓死に臨といへども見殺にするとは惡政にあらず哉、飢饉といふも冬より夏の麥作に取つく迄か、夏より秋の稻作に取付迄の間一二三ヶ月の內なる者なれば、此間に食物になるべき賣物の絶ざる樣に手當するを以、餓死人は出來ざる者なり、是を名て撫育といふて、せで叶はぬ制度なり、斯大切なる土民の死生に係る砌にても、武家にして賣買せずと一圖に凝り塊りたるは何といふ事ぞや、支那の山國の書を讀て智見を開たる人のみ多ければ海國に大なる美事あると心付ざること多し、故に現在に大益を得ることをも容易に領解せず、如何んといふに、我胸中に齟齬すれば、大益の筋道利害明白に說といへども、如何で承容べけん、是山國の

風情に能習染て他の美をいれず、所謂片情張といふ者なり、爰に話あり、佐竹侯の領國羽州仙北郡の邊米一升代錢當に五六文なるを商賈毎年得て江戸へ廻し、江戸當直段米一升代錢凡百文となる、たとへば元入金一萬兩を以彼國に於て買米して江戸へ廻し、賣捌高金十六萬兩となるなり、又是を元入金となし、彼國にて買米して江戸へ廻し、賣捌高金二百五十六萬兩となる、一ヶ年二次折返し交易すれば元金一萬兩の利金二百五十五萬兩の大利を得るなり、此割合を以算用すれば、一ヶ年一次の交易にて日本を十六に割、其十五は商家の收納、其一は武家の收納、又一ヶ年に二次の交易にては、日本を二百五十六に割、其二百五十五は商家の收納、其一は武家の收納たること瞭然たり、いかに商賈の家業なればとて、大造なる國賊なり、小盜せし小人ども錢三百文の盜にても、盜樣の品により無二なる首を失ふとは、不便といふも餘あり、如斯の大盜賊に遇ながら、左程に誰も惜ざるは仕合ともいふべし、因て武家の困窮は至極其筈なり、外見には日本國中武家の所領なれども、其內實は商家の所領なり、毎年〳〵或は日本を十六に割て其一を武家に與へ、或は二百五十六に割て其一を武家にあたへ、十六より二百五十六迄に割て、商家より武家を建置の道理なり、いらざる通用金銀を國產不相應に多く作り出し、跡先の辨もなく、手拂になるも構はず渡し切り、取戻んに其制度なければしかたなし、其內に或は異國へ奪取れ、行衛なしになるもあり、日本に殘りたるは商家に奪取れ、永祿の長者たる武家は皆困窮なり、金銀銅を盛に掘創しよりもはや三百年に及び、國民大骨折て岩窟中の丹誠で、淡く脆く

藥種類砂糖布帛の爲に投じ異國へ渡したるは、殘念とも口惜ともいふべき樣もなし、日本に生を稟たる人誰か是を歎かざらんや、夫通用金銀は國産融通の爲に製作せし者なれば、多からず少からず、中分なる所に際限を立諸物の價餘りに高直ならば、通用金銀の多きを知て引揚、又餘りに下直ならば、通用金銀の少きを知て放ちあたへ、諸色の價を天下平均させしむ、通用金銀の多少差引は國家第一の政務にして、常に密々差引せざれば、庶民の産業に勝劣出來、恨悔憤怒の遺念を蘊積し、終に刑罰の罪人多くなりて、國民を失ふことも多きに至るものなり、因て通用金銀の多少差引程大切なる政務はなし、斯大切なる政務を等閑にせし故、異國へ奪取れたる其殘を皆商賈に取盡され、金銀の柄は渠が手に握り、豪富の名は商賈にのみあり、日本國中の産物皆渠が心次第に自在になり、其産物の主たる武家は皆貧窮にして、何一ツ心に任ずることのならざるとは、餘りに無調法なる始末なり、世の諺の如く己がなひたる繩に我が首を縊るとやら、昔品物どしの交易にては、一千五百歳も何一ツ不自由もなくすみ來りたるを、慶長以來いらざる通用金銀を多く作り出し、跡先の辨ひもなくやりばなしに渡し拂ひ取戻べき期を失ひたれば、今に至りては如何んともすべき樣なし、ゆへに商賈にのみ豪富出來、國政に災害多しといへども、是非いふこともならざれば、只默し不足面するのみなり、倩考ふるに無祿の商賈の貧縛を受、永祿の長者たる武家にして辛きうきめを見るとは、苦々しき次第なり、世の諺に闇本膽といふことあり、藥の名かと覺へしに左にはあるまじき意味あらん

扨又前に云ふ人倫の本は夫婦に始るといふとは、人涯の内十九人七分五厘宛增殖すべきは、上皇帝より下庶人に至るまで各具足してあるを、前の如く制度建立して介抱すれば、增殖の殖勢に行支なく殖行に隨ひ國家も富榮、周廻の島々迄も獨開して良國とならんとは慥なり、凡天地の間に生を保つ者次第に增段々と殖ん勢は、萬物永久相續の天則なり、況人は萬物の靈長なれば、次第に增段々に殖んも亦天則也

和蘭陀の都アムステルダンの開祖何某國家を興したる始末の事

爰にヲランダの都アムステルダンは赤道以北五十一度二十三分にして、氣候は日本の東奧蝦夷カムサスガと同じ、カムサスガは赤道以北五十一度より七十餘度に至る大國なれども、寒國なりとて今に廢地なり、然れども仕方ありて是を丹誠すれば、終に大良國となるべきことは前に述し如くの道理なり、殊に南面の土地なれば、ヲランダの北面の土地よりは遙に勝るなり、故に捨置べきにあらず、扨ヲランダ國は元來ホウコドイツの國內なれば、彼國と地續にして北方の地端なり、日本にいへば今の蝦夷地のごとく廢地にありしが、爰に開祖何某いまだ庶人たれども、古今獨步の英才なれば庸物と俱にせず、倩思ふに人間一生僅に百歲を長壽とせり、生涯無功にして塵芥の如く空く朽果んも本意に非ず、何卒して國家を興し、永く子孫に傳んこそ人間の功ともいはん、左あらば是に決斷して後密策を企んに其土地本國より遙の北方の地續に、廣大の土地あれども、寒强きゆへ廢地なり、因て本國ホウゴドイ

ッの帝へ志願の趣意を竊に奏し、彼地を拜領せんに於ては、年々の冥加として金帛穀若干捧べし、許容あらば速に開業を企てん旨を乞て止まず、彼帝大に悅び、彼地今廢地なり、寒氣殊に强きゆへ遠流の罪人にても大に恐る土地なり、然るを租税を上納して土地の主任を乞とは、莫大なる器量なり、於レ是速に許容あり、彼開祖大に悅び、再拜して退たり、夫よりホウゴドイツ出立、北方の寒土に向ひ遙の遠路を旅行し、彼廢地に至て、アムステルといふ大川の北海へ落口に假舘を設、後開業を企んことを謀るに此土地幸と北方の片側は海副なり、渡海、運送、交易を以て土民を撫育するに於ては、大になつき隨ふべし、左あれども其道を得たる士人なし、於レ是開祖自身其道を學んとて竊に舘を忍出、フランスの都パリスと、エゲレスの都ロンドンとに忍入、庶人に化し舶工に隨ふて習ふこと三ケ年、又ビロードに隨て天文、地理、渡海の法を習ひ、ゼイハルトに通達してアムステルの假舘に歸り、夫より舶を製作し、開祖自身カピタンとなり、萬國へ渡海交易して大利を得ること夥し、又其力を以次第に船舶を製作し、大器あるカピタンを選擧して萬國へ渡海交易し、大利を得ること夥し、其力を以土民を撫育し、アムステルの大川を掘浚、海と川との界の兩縁を石垣となし、假舘の所在則都となり地名をアムステルダンといふ、石を用て大城郭を築き、周回高石垣にして石火矢を掛、要害堅固の名城とせり、其結構美麗、言語の及所に非といへり、今に至ては歐羅巴の三都とて、一をヱゲレスの都ロンドン、二をフランスの都パリス、三をヲランダの都アムステルダン、皆是比類稀なる都なり、此三都へ

天下萬國の金銀、財寶、及布帛類、穀果類、其外種々の產物群集して何一ッ闕ることなし、既に我邦肥前長崎へ毎年渡來の舶積來る所の諸產物交易高、日本金に勘定を詰て常に百萬兩の餘となるなり、其代り物には當時の御定にて金合銅六十萬斤、其外種々の產物惣代金に約て、又百万兩の辻に符合して請取渡し濟ことなり、昔は前にも述し如く無定に金合銅を渡したるが、後來に至り官の交易となり、是より後員數も知るといへども、渡高に際限なかりしが、明和の末に至り時の尹に石谷氏なる侯出てより、年々の渡高和蘭陀へ金合銅一百二十萬斤、支那十三艘へ又一百二十萬斤と員數も究たるが、又近年になり半減に究り、唯今は六十萬斤宛和蘭陀と支那とへ渡すこととなり、珍重の御制度なれども最早拔盡して跡の祭なり、白石生が寶貨事略に表晴て渡したる數を調たるを載たり、これを見て其仰山なるに惘呆肝も膽も潰れ、固より不足なる思慮を臺なしと爲したり、其外ばはんといふて和蘭陀舶いまだ崎港へ入津以前に、句氣を量て奸商の船に金子數千萬兩を積洋中に待居、和蘭陀人と相對交易して拔たる金銀其數をしるべからず、日本國中の金、銀、銅山三百年來掘穿て、大半過ヲランダと支那へ渡し遣し、彼國より持渡たる產物は皆腐朽て、國に止て長寶なるものなし、必竟三百年來の骨折は異國の爲となり、殘念ともいふべし、日本より入所の金、銀、銅のみにても、山を以算ふるに至らん、況や萬國より金、銀、銅、珍產、珍器、布帛の類、穀菓の類、數百千艘にて、毎々運送してアムステルダンに入津せり、其舶一艘に積入荷物、日本金を以算用すれば常に百萬兩餘、是を以其盛大な

る道理を推量にても大概は知るべきなり、此勢あれば何ヶ様の事も出來する道理なり、故に貴賤萬民石家作の住居なり、盜火の災あることはしらざるなり、斯隆の國になりたるも、開祖以來僅に三百餘年なり、今は既に本國のホウゴドイツの勢よりは遙に隆になりたれば、ホウゴドイツより租税を増ん迚其事再三に及たれども、ヲランダ更に承引せず、因て捨置がたく、本國より人數を出し對戰に及たるにホウゴドイツの勢大に敗北して、五六ヶ國ヲランダへ討取たりしが、後年に至りて隣國より和睦を入れ、切取たる國は元本國ホウゴドイツへ返却し、ホウゴドイツとヲランダと互格の王國となり、相互に使幣を通るといへり、使幣も通るゆへ通用金銀の位を至て上品となし、互に通用すると至極其筈なり、似物拵物抔は決してならぬ爲ならん、是等に至るまで皆開祖の後年を謀たる大智より出たり、國初は士民も賤く夷狄にありしが、開祖の大智に因て歐羅巴諸國より追々英雄、豪傑、數輩入來ていまだ具ざる物は追々補ひ足し、或は他國より容れ、終に諸道具足の大良國とはなせり、然ば國土の貧富も剛弱も皆制度敎示にありて、土地の善惡に非ず、寒國なりと雖も草木枝葉繁茂の土地は、人民の住居は最易く制度敎示の善と惡とに因て、ヲランダ國とカムサスカの如し、是れ智愚と分明なり

評判

開祖たる人の目のつけ所を察するに、此土地寒氣強く穀菓不足するゆへ、其穀果を以士人を養ひて

補ふことは難し、然れども又に取所あり、北方の片側は海濱の土地なれば、海産を以穀果を補ふの助あり、又アムステルの大川あれば、川産を以て穀果を補へば、此土地の力を用て此土民を養育しても、敢て食糧の不足といふにてもなし、其上にアムステルの大川を港となさん術策もあり、然ば他國の助力を得ずと雖も、獨立すべき道理明白なり、是に因て此瘠地を得て創業に企て、大利を得大功を立ん事は掌の内にあり、又策を用ひずに自然の成行に任て、開業なるべき土地は衆人多くして他と競爭の思念あれば、君たる道にも闕け、且傑たる者の決てせざる所なり、如斯の瘠地を興し良國と爲すこそ、英雄とも豪傑とも云ひ、國家に父母たる道に叶たりともいはん、人壽僅か百歲を全ふなりとせり、生涯何の功もなく、土芥の如く朽果んも、人倫に交りたる甲斐なきに似たり、左あれば開業を興し困苦の土人を救んにあり、何より手を下さん哉と心根困底にして、其本末を糺明し、前後の始末を決定し、爾後に假節を窺に忍出、夫より隆の國ヱゲレスのロンドンと、フランスのパリスの大都へ忍入、職人に化し大舶工に從ひ、大舶の製作を習熟し、ビロートに從ひアレマメチカの學、（算數之學）マテマチカの學、（天文學地理學）アソトロデヤの學、（海洋渉渡の學）を習熟し、又善きビロードを容れ天文、地理、海洋、渉渡の道を明白にして本國に立戻り、急に大舶を製作し、我國に產する所の物を積で川副自身カピタンとなり、外國交易に出て大利を得て國家を養育し、其餘力を以大舶を製作し逐々其如く丹誠するゆへ、國家大に富榮るゆへに諸國より追々才能兼備の豪傑入來て、いまだ闕あ

掛りは日本國の人情にいまだ萌さず、程なく夫も發端する樣なる人物も出べけれども、其智を誘出す發端なければ、いつまでも際限なく延引し、其器を懷たる逹物も空く老朽て、國家の用にも立てずして廢るは惜むべく且大損なり、其器を懷きたる逹物を見出すは中にも容易ならず、大器大慮あり德と能を兼得たるは、時勢を智見を以能透し見、今日に事缺くことなければ事を求ず、又智慧の眼に見ざれば見得ず、其見る眼を保をは容易ならざれば、書に筆することは猶ならず、佛が以心傳心抔いひしも如ㇾ斯、深淮ありて容易に述がたきを以いひしに哉、ゆへに大器大慮あり、智と能とを兼備したる人は容易に得ること難く、百年の内にも亦容易に出ることも鮮し、爰を以大儀はなりがたき者にや、然れども國の爲なるべき事は、たとへ其事時勢に合兼んとて、いはざるは又不忠なり、因て時勢の沙汰は取て除、一國に前後の違慮せず述んも、道にも叶はんやと愚存を述る事、左の如し

大日本の國號を東蝦夷の内カムサスカの土地に遷し、古日本國と國號を給り假舘を居て郡縣を置、諸有司を副士人を介抱させしむべし、唯今の法令に不相當にても、國の爲には換がたく、當時モスコビヤの吏多く渡來住居するとも是にも構なく、元來日本の屬國の蝦夷土地なれば、渠も强て彼是いふこともなるまじ由哉いふとも、前の道理あれば、道理に於て異儀あるまじ、五千餘里の陸地の遠國といひ、唯今は大德と聞しエイカテリナといふ女帝も逝去と聞ば、當時は蝦夷諸島及カムサスカの土地を取戻すべき時節ならんか、郡縣諸有司の選擧は大身、小身、陪臣、庶人、匹夫を嫌はず、望ある者を

擧げ用ゆべし、望なき人の才能ありといへども用をなさず、當時郡縣に任べき人物なくば、矢張有司を選び兼帶させんも可なるべし、扨又カムサスカの土地を大良國となさんも、やはりヲランダ國の開祖が國家を興したる意を用てせば差ふことなし、殊に赤道以北の度同じければ、土人の風情も同じなるべし、又ヲランダを興すよりは至て速に成就すべし、如何んといふに、ヲランダは北方へ向たる國カムサスカは南方へ向たる國なり、殊にヲランダは北海を隔て向側に他國あり、東方はモスコビヤの大國あり、陸地凡三百餘里、西方にゼルマニヤ、フランスの大剛國あり、後は南方にて本國ホウゴドイツなり、東西南北皆隆の國々なれば、自然と押負ん風情あり、因て何をするとも至ての遠國へ出て事をせざれば、他より押掠ん遠慮の憂ある土地なり、左様の土地より見ばカムサスカの土地は至の良國なり、後の北方は地續なれども、夜國氷海にも續き、人倫絶たる土地なれば、手入なしの要害堅固なり、東方は東洋にして夥く島々あり、幸太夫が漂着せしアミシヅカも此内なり、東はノールドアメリカ(北亞墨利加)に至る、西方は內海を一萬町計隔て、ヲホツカより段々と南方へ地續き、滿洲、山丹、唐太、サカリイン島あり、南方は正面の前に向て、東蝦夷の內二十二島、松前島、日本國、琉球國、其外周廻の小島共、皆古日本カムサスカに屬し從ふべき自然具足の島々共なり、東南西の三方皆日本を以長國と心得たる國々島々共のみなれば、今爰に於て此企あつて、前にいふヲランダの開祖が心取に因て開業を興すに於ては悉皆成就し、永世不動の大良大剛國とならんとは、十が十共百が百共に相違あるとなし、此

志願者もあらせ給ふに於ては、英雄も豪傑も國中よりいくらも躍出、御手足の如く成て分骨碎身して、國家の御用に立べし、左様の者も來れかしと天地に祈るも亦ありて不自由と事缺となく、終にヲランダ國より遙に勝たる大良大剛國となるらんは慥なり、それも是も主上の御掌の内にあるを遠く求しは、魯鈍齋が名の如し、此道理明白なれば速、直に此處より入んに、當時の人情に移應しがたからんか、依て外の處より入べし、外の處は則當時の人情なり、衆智を容ざれはならず、衆智を容るを以なるなり

大尾の結句

西洋人の大業を興起し手段を見るに、我骨肉を削て衆に與んとするの策なれば、衆是を助てならしむ、支那人の大業を興したるを見るに、最初より衆が骨肉を削て取んとするゆへ、衆も亦酬るに是を以するゆへ、終に存亡の境に係るなり、是戰爭の因て起る所以なり、其至り窮る所に至ては異なることなしといへども、最初は遣と取との義理表裡し、損益眼前にありて向背安に漸す、是興廢の大端ならん、皆是計策の疎密と、情拙の據所に歸すべし、是を大尾の結句となせり

寛政十戊午秋八月下澣　魯鈍齋謹誌

西域物語卷下終

嫠不恤緯

土生熊五郎著

䕫不恤緯目錄

嫠不恤緯

紀伊　土生熊五郎　著

倭羅斯(ヲロシヤ)交易之始末

抑倭羅斯ノ我國ニ交易ヲ願ヒ來ル濫觴ハ、彼國書ヲ按ズルニ、元祿初方ノ事ナリシガ、其國中興ノ英主ニ伯多祿(ペートル)ト云ル者有テ、其君天性雄武ニシテ、賢ヲ尊ビ民ヲアハレミ、初斯沒骨烏(モスコウ)ヨリ起リ、ヒソカニ奇謀ヲ以テ石弊理亞(シベリヤ)近邊ノ地ヲナツケ、次第ニ堺ヲヒロゲ、大韃靼一帶ヲ蠶食シ、終ニ支那黑龍江ヲ限リ、日本ノ奥蝦夷加摸沙斯加(カムサツカ)マデヲ略シテ界ヲナスニ至ル、又兵ヲ加ヘ雪際亞東南邊ノ地インダリチヲ奪ヒ、新ニ城郭ヲ營ス、沒斯骨烏(モスコウ)ノ四都ヲウツス、名テペートルブルグト云、ブルグハ城ナリ、ペートル、ノキヅキタル城ト云譯語也、其地肥剌的海ニノゾメリ、又親ラ循行シテ、數年ノ間其遠近高低ヲ測量シ、國中ノ寓々兒ト云大河ノ末流

寓々加ハ模斯骨烏(モスコウ)ノ地ヨリ西南ニ流レ、北高海ニ落ルナリ

ヲトンカト云大河ノ支流ニ通ジ、

ヲトンカノ支流ハ寓々兒ノ間ヲキリヒラキ是ヲ通ゼシム、於レ是白兒齊亞(ヒルシヤ)、應帝亞(インデヤ)、諸國ノ舟ニテ、北

高海ヨリ寓々兒加ニ入リ、寓々兒加ヨリ黑海ニ通リ、地中海ニ浮デ太西洋ニ出ル於レ是西洋諸國ハ勿論、百兒齊亞(ヒルシア)、應帝亞(インデヤ)ノ諸國マデミナ地中海ニメグリ、拂郎察(フランス)監厄亂撥ノ瀨戸ヲ通テ其國都ニ輻湊シ、今ニ繁華盛麗ノ大都會トセリ、其地南北ハ稍短クシテ、東南ハ萬里餘奧蝦夷マデツヾキタリ、然レドモ石弊利亞(シベリア)一帶ハ(韃靼ノ地總稱シテ石弊利亞ト云)大抵不毛ニシテ人類モ乏、且其國都ニ遠クヘダヽリテ、是ヲ賑サントノ仕法ナシ、是時諸臣一同ニ皆曰、天地濟物ヲ以テ主トセリ、人其間ニ生ジテ天地ノ御心ヲ以テ心トセザルハ惡シ、去レバ我ニアル物ヲ彼ニ移シ、彼ニアルモノヲ我ニ易テ、有無相通テヨリ天地濟物ノ御心ニ適フラン、シベリヤ一帶地貧シ、是ヲウルホサンニハ宜ク近ク支那日本ニ交易ヲ通ゼン事便ナラント評議一決シテ、初テ支那ヘ陸ツヾキニテ清朝ヘ使者ヲ通ジ、日本ヘハ南亞墨利加ノ鼻ヲメグリ、太平海ニ浮テ到ラン事ヲ謀ル、清朝ニ使ヲ通ゼシ事ハ、康熈年中ノコトニテ三朝實錄ニ見エ、又其時使者途中聞見スルマデヲ記セシ紀行ノ一書アリ、先年長崎ニ渡リ吉尾幸作飜譯ス、其後西國使者往來ノアル事ハ、奉使勁維斯記、龍沙記、略西域聞見錄等ノ諸書ニミエテ、今ニサカンニ交易ヲ通ズルコトハ彼國書ニモツマビラカ也、唯ソノトキ日本ヘ使者ヲ奉ゼラレシコトハ我國ニテ夢ニモ知ラザリシコトナリシガ、ヒソカニ臆度スル處、是ハ大方先年其國光太夫ヲ押送スル砌同様ニ、松前ニ著岸シテ願タルモノニテ、松前ニハ其トキ彼是ヲ厭其マヽツキカヘシツカハシテ世ニ秘シタルモノナラン、偖亦其國ヨリ近來レサノツトヽ云モノ長崎ニ來テ、米穀ノ交易ヲ願シハ別ニ子細モナキコ

トナリ、先年光太夫歸國ニ付、其國ニテアック交易ノ一條ヲ被レ託シソノミギリ、日本國中ノ產物何物カ尤諸國ニスグレタルヤト尋ラルヽニ、光太夫日本中ノ產物格別ニ諸國ニスグレタル品無レ之、唯米穀ノミ宜キヤウナリト對シトナリ、然レバ米穀ニテ通商ヲ願ヒ來ルモノニシテ、其實ハ米穀ニカギラズ、何モノニテモ交易ヲ通ゼバ、自然物貨融通シテ、曠漠ノ地ヲニギハスニ一入便リナレバ、且ハ日本ノ勝手トモ心得テ、米穀交易ヲ願ヒ來ルモノ也、夫ヲ一天下ノ庸人我腹丈ノ了簡ニツモリ、不根ノ妄說ヲ云ソラシ、又蘭學者ナドヽテ文盲ナル者ノ愚言ニ扇ギ立ラレ、種々狂ヒメグルコトドモナリ、如何トナレバ前文ノ通リ、ヒイトルブルクノ港ニハ、西南諸國ノ商船如レ雲集テ、五穀、金銀、織物、諸器物、世界中ニアルトコロ何一物トテ乏シキコトハナシ、タトヘ萬ガ一ニ穀類ノ乏シクシテ、其國モシ億萬ノ人民ヲ是ニテ養ハントナラバ、近ク南亞墨利加赤道直下伯西兒等ノ國島ハ、應帝亞（インデア）諸國同ヤウニ氣候ハ八季立チ

八季トハ、赤道直下ノ地ハ春秋二分ヲ極著トシ、夏兩度アリ、冬夏ニ至テ極寒トシ、冬兩度アリ、又春分ヨリ夏至ニ到ル眞中ヲ北距ノ秋トシ、夏至ヨリ秋分ニ至ル眞中ヲ北距ノ春トス、秋分ヨリ冬至ニ到ル眞中ヲ南距ノ秋トシ、冬至ヨリ春分ニ到ル眞中ヲ南距ノ春トシテ、一年ノ內ニハ八季行ハルヽトナリ

五穀年々三熟ノトコロアリ、ハルカニ日本ヘ不レ廻トモ、是ヲ國島ニ取テ事足ルナリ、倘又其國麪麥ヲ

ヨロコビ、米ヲ不レ貴コトハ、彼國書併ニ近來淸人ノ諸記ニモ數多クミタリ、是ノミナラズ、一體其風俗ハ下分ノ者ハ難レ得故ニ稗粟ヲ每食トスルコトナレドモ、上分ノ者ハ大抵常ニ肉食ニテ腹ヲ養タルナリ、既ニ先年光太夫ノ砌、松前ニテ七五三ノ御料理ヲ下シオカレシニ、彼方下分ノ者ハ其内隨分ニ大食ヲシタルモノアレドモ、上分ノモノハミナ一度箸ヲ着テ、アトハ得食セザルトナリ、ソレヲ彼國人ハ平生淡薄ノ物ヲ食ヘツケタレバ、日本ノヤウナル厚味ノモノハ得食セザルナド、謂ルハ大ナル癖事ナリ、井内ノ蛙ト云ベシ、米穀ナラデハ人命ノツナゲヌモノト心得シハ、日本ヤ唐風ノ事ナリ、五大洲ノ内ニ米穀ヲ每食スル國々ハ十ガ内三四ニ過ズ、其餘ハ多分鳥獸ノ內ヲ營デ第一トスル事也、子細ハ元來日本ノヤウニ日ニ二三度ヅヽノ食ト云モ煩ハシキコトニテ、魚獸ノ肉ヲノミ食スレバ腹ノ墾レモヨク、澤山ニ食スルトキハ一度ニテ事スムナリ、且又人ノ食性ノ地ヲヘダテヽ異ナルコトハ、近ク其タトヘヲトルニ、城下ノモノハ鹽梅ノ薄ヲ好、田舍モノハ蓊リ辛キホドヲ賞翫スルナリ、最早唐ト日本トヘダヽリテハ、又餘ホドノ相違アリテ、彼唐ニテ云牛羊豕大牢ノ美味ヲ日本ニテフルマヘバ、日本人ハ雁鴨鯛平目ニ劣ルベシ、雁鴨鯛平目ハ唐人ハ差テ馳走ニハ思ハヌナリ、況ヤ絕域萬里ノ外ノ國人ノ食性ヲ、己ガ食ヒツケタル所ニテ推シ測リ、彼國米穀交易ヲ願ヒ來レバ、早ヤコレハ我米穀ヲ得テ其人民ヲ養コトヽ心得テ、モシコレヲ彼ニアタヘンニハ、其國益富强ニナリテ、後來ノ憂モ測リガタシ、又少キ猿知惠ノ男ナレバ、熊澤了介、林子平ガ物語ヲキクノ(マヽ)ツツ、イヤ〳〵是ハ米ガホシクテ

來レルコトニハアラズ、日本ヲウカヾフ狡謀有テ、日本裏海ノ案內ヲ知ラン爲ニ來ルコトナランナドトモ云、夫ヨリ種々雜說增長シテ、或ハ松前ニテ是マデ年々ヒソカニ米穀ヲ奧蝦夷ニメグラシ、彼國ヘ送リタルコトナルガ、松前家御國替後其コト中絕セシカバ、畢竟此頃エトロフノ騷動ヲヒキ出セシナリナドヽモ云、ミナ大海ヲシラザル井戶側三尺四方ノ評定ナリ、然レドモ是ハ文盲庸俗ノ見ル所左可レ有コトナレドモ、蘭學者トテ平日橫文字ヲヨミナラヒ、彼國ノ風土情形ヲモ大略辨ヘタル者ノ、カカル□少ク庸俗ニ異ル議論モ可レ有コトナルニ、却テ庸俗ニ劣レル虛誕ヲ云衒ラシテ高慢ヲシ、又有ルコト無キコトヲ取リアツメ、彼國勢ヲ張皇シ愚俗ヲ搖惑スル次第不屆至極ナリ、然レバ彼國米穀交易ノ願ヒハ何故ニヤ、前文述ル通日本ニテスグレタル品ハ米穀トキケバ也、モシ其願ノカノフトキハ、カムサスカヨリ日本相應ノモノヲ積來テ、年々日本ニ交易セバ、自然カムサスカニ物貨融通シテ、石弊理亞一帶ヲウルホサンコト、掌握ノ內ニアルトノ深計ナリ

奧蝦夷ヲ開ク大計

倩倭羅斯ノ遙カニ交易ヲ願ヒ來ル本謀ハ、加摸沙斯加ノ港ヲ爲レ開ノコトニテ、此ノ港一度開ケ、貨融通シテ人類繁殖セシニハ、奧蝦夷謂杜魯布哈喇布土邊廡下ノ諸島自然其掌握ニ入テ、久クシテハ漸々松前マデモ蠶食シ、終ニ我ト一水ヲヘダテ、境ヲナスニ到ランカ、是天地開闢以來ノ大變ナリ、故其

頃廟堂ノ堅ク御斷ナサレシハ、誠ニ事ヲ未然ニフセグ格別ノ御長策ト仰ギ奉ルベシ、然レドモ交易シテ加摸沙斯加ヲヒラキ、石弊理亞一帶ヲウルホサント欲スルコトハ、倭羅斯百餘年前ニ其議ヲ決シ、今日ニ至テ一朝一夕ノ事ニアラザレバ、假令日本ニテ御斷ナサルレドモ、其マヽ默止スベキ道理ヤアラン、是非トモ無レ已時ハ、必定日本ノ東南海ノメグリ應帝亞(インデア)諸國ニ交易セバ、日本ニ來ルト海上四五百里ノ遠近ニ不レ過、纔ノ便不便ハ有レドモ、加摸沙斯加ハ遲速開クベシ、此港モシ一度開テ、奥蝦夷其掌握ニ入ラバ、國家後來北門ノ御要害信ニ御心遣多キコトドモ出來セン、サレバ愚意ニハ先年倭羅斯ノ交易ヲ願ヒ來ル其機括ニ投ジ、間ニ髮ヲ容レズ倔強ノ御處置モ可レ有カノ御事ナレドモ、最早過ギ去テ其甲斐ナケレバ、今被ニ仰遣ニ交易ヲ通ジテ、謁杜魯布哈剌土兩所ニ於テ、我ヨリ先ヅ奥蝦夷開ンモノ也、其法ハ兩處ニ出張ヲ構テ、奉行トテ諸大夫一人番手二三百人充差置(番手調發ノ法ハ、此文ニノセガタシ)山勢ヲ量リ木柵ヲフリ、荒増堡塞ニ擬ヘ、其國張仁原心刀三受降城ノ吉例ニ傚テ、タトヘバ虎ノ洞ヲ出ル形ヲ專シ、兎ノ窟ヲ守ル勢ヲ爐(カ)ヒ、制作ノ内暗敵膽ヲ壓倒スル規摹ヲ爲レ含、而後ニ場所ヲ見立テ、港面ニ船繫リナキトキハ牽制蘊掛ノ法ニ依テ、海上四五十間モ石甃ヲ以埼出シテ築、大船數十艘泊ス可キヤウニ爲シ、海岸ニ市場ヲ建テ、是ヲ招クトキハ倭斯羅素ヨリ願ヒ願フトコロノ交易ヲ、且奥蝦夷ニテ相叶フト聞、旁以便利ナルコトナレドモ、天ヲ拜シ地ニ踊リ、遽テ勇デ海上ヲカケ來ラン、其時最初ニ急ト約ヲ成シ、米穀ハ願ヒノ通リニシテ、奥羽近廻クリノ相場ヲ見合ヒ、下直ノ處ヨリ買取リ、坂田

青森湊ニ廻シオキ、毎年兩處ニ運送シテ、又其諸島ノ産物ヲ加ヘ直段ヲ定メ、大凡引クルメテ、其内四分通ハ銀、六分通リハ彼方ノ諸物ト交易セン（諸物モ彼方ノアルトコロナ計リ、此方ニ有用ノ品ヲトルベシ） 元來其情交易ニ付テ内ニ物アルコトナレドモ、[illegible]ルタケ萬々命ニソムクマジ、通商ノ上ニ成リ有樣諸島ノ産物ハ蓄居其地ニ於テ取レ之、又奥羽下直ノ米穀ヲ二三萬石ヨリ增長シテ、十萬二十萬石ホドモ毎年兩處ニ於テ運送交易セバ、公上格別ノ利益ヲ爲玉フ事ハ勿論、奥羽一帶ノ賑ヒ、奥蝦夷モ日ヲ逐テ物貨融通ニ從ヒ、四方ノ流寓或ハ商賈集リ、大略二三十年ヲ期シテ、戸數モ殖ヒ人道ヲモ辨ヘ、次第ニ上品ニナツテ一都會トナラン、斯テ後唐山和蘭長崎入港ノ外ニ、手段ヲ以西南諸蕃（2）マデモ兩處ニ別付ケテ

西南諸蕃御崇ノ御時、通商願ニ來ル者多シ、御趣意アツテ御斷リニナリシトゾ

俄羅斯ヨリ來ル所ノ者ト、併ニ諸島ノ諸物ヲ取リ雜ヘ、直グサマ諸蕃ヘ交易シテ、大體ヲ明カシ細利ニ不レ拘遠圖ヲ務トシテ近功ヲ不レ貪バ、風ヲ聞テ追々輻湊シ來著有ン、奥蝦夷益繁昌スルマヽニ、一ツ長崎出來シテ、則是マデ唐山和蘭其ヘ遣サル所ノ銅ヲモ一切御禁ジ成サレ

銅ヲヤルコトハ先達モ異論アリ、公上ニモ疾ク是非ヲ思召被レ爲レ在、既ニ白川相公ノ御時是マデノ半減ニ御定メナサレシガ、一切御禁ジ被レ成難シ、其譯ハ萬一彼等不承引ニテ入港相絶タルトキハ、早速長崎ノ衰微ニナリ、旁々彼是ト國家ノ御體裁ヲ煩ハセ、ケ樣マデニ被二差置一シトナリ、何トナレバ其權彼ニアルユヘ也、今奥蝦夷三ツノ長崎出來ヌルトキハ、今後彼ヲ入港ヲ相絶ルモ不レ苦、其

權衡ニアリテ主客ノ違アリ

此事彼方萬一不承引ニテ、假令今後入港相絶ルトモ不レ苦、然バ國家數百年ノ宿弊一時ニ洗去テ富强ノ根本由レ之テ立ンモノ也、其餘力ヲ以テ乾ト南處ニ雄城ヲキヅキ、謂北魯布ヲ領東府トナシ東蝦夷ヲ領シ、哈剌土ヲ領シ西府トナシ西蝦夷ヲ領セシメ、大坂驍府ノ例ニ相任ジ、御譜代衆二三萬石ノ諸侯ヲ城代トシ是ヲ守ラシメ、其外蘇烏那古奈細利松前箱館諸要害處ニハ古制ニ倣ヒ軍團ヲ置キ

其地ノ諸士ヲ抽テ團卒トナシヌ、內地ヨリ調發シテ其闕ヲ補フ、團法ハ別記ス

堡塞ヲツクリ五里十里ゴトニ（六丁一里ナリ）烽燧ヲオキ、糧穀咫尺是ヲ海運ニトリ、物貨ハ交易シテ山ノ如首尼策應、東西連絡卒然ノ勢ヲナサンモノナリ、如レ此ノ時ハ餘威自然ニ加摸沙斯加ヲ虎視シテ、加摸沙斯加ハ折テ日本ノ御幕下ヘ入リ、虜脅亦如何ナル奸雄ニモセヨ終ニ其術盡キ、却テ我西北ヲ略有スルノ大形ナラン、雄偉英邁ノ規畫ヲ施サバ、自レ是シテ亞細亞ヲ併セ、歐羅巴ヲ呑ミ、五洲ニ一帝タランコト抑難キ非ラン（其說後篇ニ記ス）假令萬々不レ然トモ、永世蠻夷猾良ノ憂ヲ絶テ、乍レ居方數百里ノ境ヲ拓キ、國ヲ富シ守リテ强クス、是千載ノ一時、不世ノ大功ナリ、草野鄙人ノ迂論キハメテ廟堂ノ大計ニ不レ違シテ、時務ニ濶カレルコトノミ多カラン、唯其赤心ヲ記ルシテ置キ、ヒソカニ異日萬一芻蕘ノ採擇ニ備トゾ

余ガ此論ヲ草セシトキ、或是ヲ見テ加摸沙斯加ハ大寒荒陋ノ地ナリ、假令何レノ國ニメグリ、少シ

ノ區市ヲ通ルトモ、中々蝦夷一帶我ト强ヲ爭ホドノ富强ナルベキ道理ナシ、其上近來段々奥蝦夷ヲ公上ニ御手入有レ之シカバ、後來北門ノ御堅御心遣多コト共出來セシナド、云モノハ、誠ニ形勢ニウトキ書生ノ常談トゾアザケリタリ、嗚呼此輩先年少シノ謁杜魯布サワギアワテフタメキ、今無事ノ後ニナツテ、ケヤウノ不敵ノ言句ヲ吐出スハ、何サマ庸人ハ耳目オホル、トハ古人ヨク云ハレタリ、如何トナレバ維ノ新國ヲ往略スル、只其生聚貨遷ノ方ニアタツテ、土地ノ沃瘠ニハアラズ、既ニ金元ノ上都、併ニ今ノ淸ノ盛京等ミナ石弊理亞界內ノ地ニ屬シ、當時國ヲヒラキ都ヲ立テ、終ニ中夏ヲ併合セ、其外歐羅巴諸國、倭羅斯ノ伯多祿、和蘭ノ亞莫私的示單、諳厄利亞ノ籠動ナドハ、大抵極高五十度以上七十度マデノ間ニテ、是又大寒荒陋ノ地ナリ、然レドモ其豐饒繁盛ナルコト、ハルカニ日本支那ニコヘタルハ、其方ノ宜キヲ得ト不レ得ナリ、去レバ昔ヨリ其人ノ智慧ニテ如何ナル土地モヒラケザルコトハナシ、刼加摸沙斯加海ニ何レノ國ヘモ通船自由ニテ、且又第一日本ノ東南海ニ所謂無人島トテ凡五十餘島アリ、爪哇馬路古ニツヾキタリ、是等ミナ赤道チカキ島々故、五穀年年二三度モ熟シ、未ダ諸國ヨリ手ヲツケズ、萬一此島々ヲ彼ニ取ラレ、不レ殘民ヲ植（カ）ヒ、依テ其產物ヲチカク應帝亞國邊通商セバ、是其難レ制ニ至ル根本也、コノ諸島ノコト併ヒラキ方ナ、クハシク別ニ一書ニ記シオキタリ、豈可レ不レ畏乎、乍レ去此事幸ニ虜人陋愚ニシテ、計ノ萬一是ニ不レ出、我言モシ世ノ人ニ先見ノ譽ヲ不レ被レ稱ハ、則社稷祖宗ノ英靈ト草野鄙人ノ大願ナリ

兎角我先奥蝦夷ヲヒラクトキハ、倭羅斯カナラズ加摸沙斯加ヲヒラクコトヲ不レ得、是前後ノ一著ニテ、中國蝦夷狄氣勢ノ强弱ハ天地雲泥ノ相違アリ、故ニ前條ノ論モシ國家ノ御體裁モ被レ爲レ有、決シテ行ハレ難キ御事ナレバ、奥蝦夷ヲヒラクニモ又一策アリ、其義夷地ノ大小ニ應ジ、四ッ六ッホドニ分テ、手近クノ諸侯ニ割リワタシ、右ハ或ハ十ケ年ノ内ニ急ト可レ開ナドト被ニ仰付一、年限中ハ諸役御免、江戸參勤モ家老名代ニテ、御禮相スムト速ニ令ニ歸國一、且其地ノ産物ヲ給テ勝手ニ直グサマ運上所ヘハラヒ、或自船シテ諸國ヘ相メグラシ、年々産物ノ入高ヲ積リテ、其餘力ニテ民ヲ一綸ニ植ヘ付ベシ、（コノ植付ノ工力ハ委細ニコノ文ニノセガタシ）十ケ年ノ後ニイヨ〳〵其土地ヒラケ、人民繁殖スルトキハ、其功ヲ宜シテ舜ヲススメ封ヲマシ、又其土地ノ人民ヲ世ニ有テ、唯土ノ征ヲ公土ニ取リ、十ケ年ノ後ニイヨ〳〵土地ヒラケズ、人民不ニ繁殖一其罰又是ニ准ズ、ケヤウニ年數ヲ借シ其人ニ委ネキ公上其大成ヲ待テ、而後ニ賞罰ノ御權ヲ不レ令ニ嚴敷一時總ジテ何事ニ不レ限大事ハ難ニ成就一者也、何トナレバ其處置區々ニナリテ、人ノ精神專行キ不レ渡故也、昔異國鴻水ノトキニ帝堯鯀ヲアゲテ河方奉行トナシ、是ニ九年ヲ限リ水ヲ治メシムル、九年ノ後ニ水道舊ニ不レ復バ鯀ヲ殛シ、其子伯禹ヲアゲテ、九年ヲ限重テ父ノ業ヲ終シム、伯禹於レ是神妙不思議ノ手段ヲ以、八年ノ内終天下ノ鴻水ヲ盡ク被ニ平治一シトナリ、是等ノコトハ大□人ノ御規摸思ヤルベシトゾ覺タリ、其外後世英雄ノ人ヲ使ヒ事ヲナスモ、ミナ此術ニアラザルハナシ、此奥エゾヲヒラクノ一策ナリ、又異國洪水ノ後中國甚アレタレバ、帝堯ノ御臣ニ益ト云ル有テ、山澤ヲ焚キ弘

コトアリ、孟子ニ「益烈二山澤一而焚レ之」トハ此事ヲ云也、又西洋人利瑪竇ノ說ニモ、佛郞察人ノ曾テ西南海ノ一島ヲヒラクトキニ、其地林木生ヒ茂リ、積陰深クコモリ、五穀不レ熟、居者モ濕ヲ病ミン故、火ヲカケテ一偏ニ焚立テ、ソレヨリ漸々溫暖ニナリ、五穀熟シ、居ル者モ無レ病事ヲ得タリトナン、奧蝦夷大抵極高五十餘度ノ地、開闢以來斧斤未入ノ山林蒼鬱シテ、積陰凋寒、タトヘバ人ノ下部ニ病ヲ持テ元氣廻甲斐ナク、時ニ惡寒ヲ發スルヤウナレバ、多分肅殺ノ氣勝テ生育ノ氣少シ、假令前條ノ西策ヲモツテ貨ヲ通ジ、民ヲ集ムルトモ樹藝ノ道甚難ク、人民其氣ニ中リ病疫スルモノ有レ之ベシ、然ルニ彼拂郞察人ノ故智ニ倣ヒ、到ル所ニ放火シテ山林ヲ焚キ立、大小島嶼ヲ盡ク燒シ炭ダラケニナルトキニ、病氣持ニ氣海丹田ノ灸へ一壯ノ大灸ヲ焚クヤウナルタトヘニテ、殺氣自然ニ礫キ、一入七著シ易キ道理アリ、猶ツマビラカニ彼此利害ヲ考テ可レ行レ之事ゾカシ

外國入寇ノ利害

蘇東坡劉玄德ガ荊州用武ノ地ヲステ、巴蜀ノ險阻ニヒキコモリタルヲ天下ヲ爭ヒガタキ根本也ト謂ヒ、唐子西ノ三國雜事ニモ、大抵山外ノ地ハ力能取レ之、而不レ能レ保ト云、ミナ進取ノ大略ヲノミコミタルモノ達識者ノ議論也、ソレワヅカニ二十里三十里ヲへダテ、海ヲへダテ、スラ氣勢脈絡ハ不レ通シテ、假令一旦ニ攻取トモ終ニ保チガタキモノ也、是ハ日本國ヨリ策ノ利カヌ故ナリ、况乎絕域萬里ノ

外ハ只策應ノ利カヌノミナラズ、風俗言語殊ナリ、坐臥飲食ニ不レ安コトアレバ漢ノ何奴唐ノ吐蕃ノ類皆雄盛傑驁ニテ、中國ノ隙ヲ伺ヒ深ク內地ニ入ルコトアレドモ、籠鳥ノ林ヲ慕フガ如ク、無レ策シテ引去ナリ、五湖北魏金元倂ニ清朝ナド夷狄ヨリ中國ヲ取テ、或三四十年百餘年ヲ保テルハ、中國ノ人同ヤウニナリ、依テ中國ノヒマニ乘ジテコレヲ取リ、又二三代追々中國ノ地ヲ奪ヒ、風俗ハ故俗ニ從ヒドモ、其政敎號令一切中國ヲ學デ、自然其掌握ニ入者ナリ、其當初經略ノ手段中々二十年三十年ノ間ニアラズ、彼我ノ耳目心腹ヨリ得ト合體セネバナラヌコト也、趙ノ武靈王ノ胡服シテ中山樓煩ノ地ヲ取リタルナドハ、ヨキ手本ニテ英雄ノ規摸ト云ベシ、元ノ世祖ノ日本ヲウカガヒ、太閤秀吉ノ朝鮮ヲ征伐スルハ、コレハミナ英雄ノ慢心ヨリオコリタルコト、英雄ノ本式ニアラズ、故ニ言語ノコトナル絕域ヲ一旦ニ倂合シテコレヲ保ツコトハ、和漢古今ニコレナキコトトシルベシ、凡地ツヅキノ國ニテモ、數百年基業ヲ立テタル舊國ハ民心固結シテ、久シキ內ニカナラズ蒸返シ、多クハ難レ保モノナリ、旣ニ春秋戰國ノトキニ、楚之陣ヲホロボシ鄭ヲ降セドモ、蹊人ノ田而奪ニ之牛ニ甚或其君ヨク下レ人抔トテ又コレヲ復シ、吳ノ夫差宋ヲ伐ント欲ス、太宰嚭云、可レ勝ケレドモ不レ可レ居、燕人取レ齊、孟子其君ヲ擇デコレヲ立ルコトヲススメシモ、ミナ是故ヲ以テナリ、其外孔明南蠻ヲ服スルノチニ、孟獲ヲ渠長トナシテ蜀人ヲ不レ置、明ノ成祖安南ヲ平ゲテ郡縣トセシカバ、安南却テ擾亂シ、終ニ黎ノ種ヲ索テ是ニ委ネ、漢ニ西域都護アリ、唐ニ安西都護アリテ、邊疆常ニ安堵ヲ不レ得バ中國十倍ノ力ヲ以テ叢衞夷蠻ヲ

處置スルニモ、尚其情俗向背一定シタルニハ無如者如レ此、況海外萬里ニヘダヽリテ數百千年其業ヲ立タル大國ハ勿論ノコトナリ、近ク太閤朝鮮ノ事ニ付是ヲ考ルニ、彼加藤小西ノ諸將十四萬人ヲ一トマルメニシテ、寐耳ニ水ノ朝鮮ヘフミコミタルハ、石ヲ卵ニ投ズルノ勢ニテ、一月ノ內□都八道ヲ切リナビケリ、然レドモ得レ志ノ後コノ城彼寨ヘノコラズ守兵ヲ置キ、各要害ニ備フレバ、十四萬人幾モナシ、ステヽサシオクトキハ、盜賊敗散ノ卒處々相集テ蜂起シ東西ニ追回シ、自然奔命ニツカレシ故、度々日本ニ加勢ヲ請ヘドモ、是トキ朝鮮出陣ニ二條大坂警固ト、太閤齒噬ヲシテモ可レ爲ヤウナク、諸將イヤトモ大軍ヲ圍メオクコトナラズ、此處彼處ヘ分オキ、王京平壤ノ守兵甚少シ、故ニ李如松五萬騎ニテ朝ニ鴨綠江ヲ渡レバ、行長暮ニ平壤ヲ立ノキタリ、七年ノ間許多ノ士卒ヲ暴露シテ、終ニ尺寸ノ地モ不レ能レ保ハ戰ノ罪ニアラズ、コレヲ抑レバ彼コニオコリ、彼コヲシヅムレバ此ニ浮立テ、是非トモ總敵國ノスミマデモ、盡ク自國ノ兵ヲ以不レ守鎮壓シガタケレバナリ、コレハ風俗ノ言語ノ異テ、彼我情愛ノ通ハヌト、民心固結シタルトノ證據ナリ、且又孫子ニ、出レ軍十萬、日日費ニ千金ニトテ、コレハ荒増ニツモルモノナレドモ、大凡數萬ノ兵ヲ用ルニハ、其介冑器械凡百供億ノ費ヨリ軍役ノ調發シテ、闔國ノ人民耕スコトヲ得ザレバ、大國ト雖大略十餘年貯タルトコロノ國用ヲ一時ニムナシクスルコトシルベシ、道路ノ遠近ニヨリ費ルハコノ外ナリ、故英雄ノ敵國ヲ窺フ奥義ハ、タトヘバ新田開發ヲスルヤウニテ、コノ新田ヲ開發スルトキニハ五六年ニ少々取方附テ、十年、十五年立テバ急度國益

ニナルベキト云見コミアルユヘ、假令一萬金費シテモ不レ苦カ、兵ガ彼ヲ取テ保タルト云見コミサヘアレバ、假令一國ヲ盡シテモフミコムナリ、又進取リ形勢モ不便、所詮保ガタキコトナレドモ、其國素ヨリ豐饒ニテ武備スタレタルニハ、ヒソカニ其不意ヲオソヒ、ナルタケ財寶男女ヲカスメトリ、神速ヒキ上テ依テ我軍費ニサシヒキシ一天作トフミ、或小國遠ヲ負テ上國ノ爵命ヲ不レ蒙、職貢ノ怠リニハ、其機ヲ見スマシテ偏師ヲ以直ニ伐チ服スルコトモアリ、然レドモコレハ不意ヲオソヒ、入テ神速ニヒキアゲルホドノ國ノコトナリ、コレ數條ヲステ和漢古今ハ勿論、五世界中英雄ノ只己一箇ノ强盛ニホコッテ、一六勝負ニ大軍ヲ萬里ノ外ニ虛擲スルフルマヒハ斷ジテ無レ之コトナルベシ、有レ客難曰、然ラバ秦皇漢武ノ流ハ論ナシ、明ノ成祖、淸ノ乾隆ナドハ、何モ民ヲアハレミ天下ヲ治ル英主ナリシガ、成祖ノ親ラ大軍ヲ帥テ數千里フカク逸北ノ地ニ入リ元孽ヲ追ヒハラヒ、乾隆ハ近來喜峪關ヨリ西二萬里、唐道外ニ將ヲ遣テ盡ク西域ヲ伐、ミナ其大功ヲタテシコトハ如何ゾヤ、對曰コレハ其子細アリ、北胡ハ城郭屋室ノ備ナク、馬上ヲ樓家トシ、水草ヲ逐テ聚散不レ定者ナレドモ、其勢ツヨキトキハ條忽馳アツマッテ中國ノ憂ヲナセドモ、ヨワキニ當テコレニ逼レバ、持重スルコトアタハズシテ亦甚制シ易シ、故創業中興ノ居タマサカ中國ノ王氣ヲ以テ彼ガ衰弱ニ乘ジ、根ヲ葉ヲ枯シテ子孫百年ノ謀ヲナスコトアリ、然レドモ定法ニハアラズ、如何トナレバ沙漠ノ地糧運ツギガタク、人馬飢渇シテ氣候ノ違フトテ、常ニ死多ケレバ得ルトコロアリトモ、失フ所ニ償ハザレバナリ、乾隆ノ西域ヲ伐ツ

コトハ、ナルホド嘉峪關ヨリ二萬里外トキクトキハ、大造ナヤウナレドモ、西域ハ第一土地豐饒、且地續ヨリ次第ニ小國ヲセメ取テ、其貪一ヨリ漸々先ヘスヽムモノナリ、二萬里ノ間ニ徒ニ空地ヲ押行テ直ニセメイルニハアラズ、去バ前漢ニハ衞霍ノ將匈奴ニ向テ勝負常ニ互角ナレドモ、西域ハ福將其王ヲ羈ダシ、苻堅ノトキニ呂光ガ又一時ニ西域ヲ席捲セシコトモ、ミナコノ故ヲ以ナリ、尤是トキ中國ノ外西北方素ヨリ多ク清ノ領分ニ屬シタレバ、大半邊ノ兵ヲ調發シテ、所謂夷ヲ以夷ヲセメ、其上前代ノ兵ヲ盡テ諸國ヲ取テ、ソノチニ酋長ノ子孫、或ハ其地ノ豪傑ニ授テコレヲ治メシメ、中國ノ官吏ヲ不レ置バ、久シクシテヨク其功ヲ全クスルモノナリ、不レ然バ海内ヲ疲弊シテ、唐ノ太宗ノ泉蓋蘇文ニ於ル、元ノ世祖ノ八百媳婦ニ於ルガ如キ、佃頭但ニ盡テ後悔ヲトルコト甚シ、然レドモコレハナホ中國完盛ノトキニ、弱少ノ夷狄ニ對スルコトナリ、モシ勢力相ヒトシキ大國ニハ、假令餘ホドニ覺アルナキ軍ヲカケ、フカク入テハ決シテ無事ニハカヘリガタキモノトシルベシ、金虜ノ宋ノ汴京ヲカコムトキニ、种師道欽宗ニ見ヘ、一女眞不レ知レ兵、豈有下孤軍深入ニ人境一、而善ニ其後一者上乎ト云、サスガ老將ノ名言ナリ、已朝鮮渡海ノ諸將等利アクマデカチニホコリタレドモ、蔚山ノ籠城ニ十餘日絶食シテ、釜山海ノ引際モ周章タルコトドモ多シ、以上彼是ノ議論ヲ并セ、外國入寇ノ利害ノ大略ハ斷然トシテ明白ナリ、然レバ熊澤了介ノ大學或問、林子平ガ海國兵談等ニ、殊ノ外々國ヲオソレテ年々米ヲタクハヒ、或水戰ヲ專可レ令ニ操練一ナドト云ハ、ミナ古今ノ事理ニクラクシテ、活潑ナキ書生ノ庸論ナリ、ソノ庸論

ガ庸人ノ耳ニシミコム、近來西北方歐羅巴大洲ニアルトコロノ倭羅斯ト云國ヨリ、奥エゾカムサスカヲ爲ㇾ開交易ヲ願來リシヲ、公上ニ御コトワリナサレシ、ソレヲ遺憾ニ少々謁杜魯布邊ヲ騷動サセタルヲ、庸人ドモアマリ思案ニ凝テ、コレヲ日本ヲ伺フ心根ナラントテ種々訛言ヲ云フラシ、儒者ハ異國五胡遼金元清ノ夷狄ヨリ中國ヲ奪タルモノ例ヲヒキ、蘭學者ハ萬國ノコトヲ案内ナリトテ、俄ニ諸人ニ崇敬セラレテ高慢ニ口ヲ利キ、又一種軍學者炮術者ノ内ニ、御膝下ノ火消シ鳶ノ者ヲ二三百人頂戴シテ、急度北邊ノ御防可ㇾ仕ト奉ㇾ願モノアレバ、（コレハ御家ノ内ニ平山行藏ト云モノ也）小船ニノリ二三百目ノ銃ヲ架シ、敵舟ノ間近クニナッテ其身ト共ニ粉韲スル了簡ニテ、横腹ヲ見コミウチ碎クベシト罵リ廻ルトモガラモアリ、（コレハモト浪人醫者井上貫流ト云モノ也）何レモ殊勝ノ言句ナレドモ、倭羅斯ノ萬カ萬ニ来ラズ、訣合ヲ差アテ分別ナキ愚カサハ、サテ〳〵氣毒千萬ナリ、且試ニ其形勢ヲ云ハン、今虜ノ國都遠ク歐羅巴大洲西北ノスミニ在テ、雪除亞杜爾格諸國ニ界ヒ、萬一日本ニ寇センニハ、マヅアツクモ國都并ニ邊疆ノ諸要害ニ備フベシ、内外通計シテ百六七十萬ニ不ㇾ下、寇兵少クトモ又五六十萬人ナルベシ、國中大凡二萬餘ノ軍役ヲ備ス也、而シテ其國都伯多祿ヨリ陸ツヾキニテ來ニハ、奥蝦夷加摸沙斯加ニテ、石斃理亞（シベリア）ノ地ヲ通ジ萬幾千里其間一般不毛ナレバ人類少ニテ、或二三百戸コヽカシコニ聚落ヲナスノミ、尤極高五十五六度ヨリ六十度マデノ間ニシテ、大寒常ニ異ニ、道路ノ開コトハ四月ヨリ九月ゴロマデノ間トス、軍行日々五六里不ㇾ急、押テ一月ニ百六十里ナリ、四月ゴロヨリ九月ゴロマデ、ワヅカニ五月ホド道ヒライ

テ、一年ノ内百餘里ナラデハ押シガタシ、加摸沙斯加マデ行ンコトハ十餘年ヲヘルベシ、五六十萬八十餘年長途ヲ押シテ、其國都併ニ邊疆ノ守兵合シ大凡二百餘萬人餘敵ミザルノ前ニ衣糧器械凡百倍億ノ費、幾億々萬ナルコトヲハカリガタシ、日本ニ來ルコロニハ大率疲羸ノ弱卒ナリ、古來漢ノ張騫ガ崑崙山ノ源ヲ窮、唐ノ玄奘三藏ガ法ヲ西域ニモトメ、及ビ先年伊勢ノ光太夫ノ虜中ニ漂泊シテ、ミナ往返道路二十餘年ヲ經シ由ヲ、時ニ史册人口ニ稀代ノ異事ト稱セラレタリ、然レバ大軍ノカヽル長途ヲ押シユクコトハ、天地開闢未聞ノ沙汰ナルベシ、又海上ヲノリタルニハ、從來和蘭人ノ針路ニ従テ亞拂利加ノ南邊ヲ（所謂大浪山也）過ギ、應帝ニ浮テ來ラバ潮ニ逆フ難アツテ、別テ瓜症勃泥間ノ諸國ノ海面ハ内瀨戸ノ勢ニ束ラレ、且月輪ノ行ヒチカキユヘニ、波浪一際烈シクシテ、數百千艘ノ大艦ヲ一齊ニノリキルコト甚カタシ、有レ客難曰、然ラバ和蘭人ハ何ヲ以テヨクコノ間ヲ通テ日本ニクルコトヲ得ル、對曰、コレハ商船ニテ其舟先抜太非耶ノ湊ニツキ、重テ應帝西諸國ニ交易シテノチ日本ニ來ルモノナレバ已ムコトヲ得ズ、如レ此且（マヽ）タカラ一二艘ノ舟タトヘコノ間ニ於テ急アルトモ、早速何レノ國港ヘカ著テツナグベケレバナリ、然レドモカノ艾儒略游燕ノ號ノ滿剌加（マラッカ）海無レ風シテ急起數里ノ波ナド、云、シカレバ亞人モ頗ルコノ間ヲ難所ト見ヘタリ、況ヤ數百千艘コノ間ヲノリキラントセバ、急アルニノゾンデ一二艘ノ舟同樣ニハ自在ニ進退シガタク、且此邊ノ諸國ニモ浩（カヽ）ル大軍ノ近海ヲスギ、或ハ繫ルコトハ、顧ルニフカク不レ顧道理ナリ、其上第一ノ證據ニハ、先年使船ノ日本ニ來ル、ハル〳〵南亞墨

利加ニメグリ、大平海ヨリ奥蝦夷ニ出デ、長崎ニツキカヘルトキハ、應帝亞海ニ浮ビ大浪山ノ岬ヲ掠テ、ノコラズ世界ヲ一回ストナレバ、コレミナ潮順逆ヲ考テ往來シテ、許多ノ勞ヲモ不レ厭モノナリ、一艘ノ使舟スラ其國尙如レ此持重スルトキハ、旁々是ヲ以推知ルベキコトゾカシ、又南亞墨利加ニメグリ、大海ヨリ大東洋ニ出ルニハ、何サマ潮ニ順テ海面モ至極穩ナレドモ、世界ノ大半ヲヘテ、一年餘モ海上ニ漂ヒ、則前文十四年長途ヲ押スノ譬ナリ、況乎古來海ヲコヘテ一大國ニフミコムモノハ、誠ニ千ガ一萬ガ一ニモ、太閤ノ如キ天地ヲ震動スルホドノ無ニ比類ニ猛勢ニテ、一時ノ早リ雄ヲ以テ彼方ウツキハテタル朝鮮ナドヲセムルコトハイザシラズ、コレニテスラ眞誠ノ英雄事ノ始終ヲハカルモノハ、ケツシテ、不レ爲コトニシテ、大テイ多ク海賊ノ所行トス、室町ノ末太閤時代徐海王眞野島久留島等異國ニ渡テ、浙閩邊ヲフミアラシ、殊ノ外ニ明兵ヲアグマセタリシカバ、コレハモト海賊ナレバ、小舟ニテ海上ヲ自在ニカケマハリ、コ、カシコノヒマヲ窺フテ上陸シ、又カノ國中ニ接濟トテ豪强ノ奸徒ヒソカニコレガ手引ヲナスモノアレバナリ、其外隋ノ陳稜、國初嶋津龍伯等ガコトモ琉球ヲ伐、或天正ノ頃拂郎察ノ呂宋ヲトリ、紅毛ノ一牛皮ヲ覆ノ地ヲ請テ、臺灣ヲ奪ヒタルコトナドハ明人ノ諸書ニ記セリ、コレラハミナ偏師或船二三艘ニテ弱嶋ヲオビヤカスモノナリ、大軍ヲ以海ヲコヘ、一大國ヲセムルニ至テハ、マヅ豫メ向トコロヲ定テ、ソノ邊ノ山嶋磯港、イヅレノトコロニ危礦暗礁アルイワレノ處カ礁沒スベキト云コトヲシリ、而後ニ發スルコトナルヲ、然ルニ敵ニ早ソノ山嶋或磯港ヲキビシ

クソニヘフル、トキハ、薪水辨ズルトコロナク、且直ニ上陸シ、カク數十日ムナシク洋面ニ欲リ居ルトキハ、海上ハ一二月ノウチ是非トモ颶風ノオコルモノナレバ、ソノ間颶風ニ遇カ、或ハノガンテ去ルカノコト必定ナリ、スデニ胡元ノ日本ニ寇スルニモ、其内(マヽ)兩國ノ人相タガヒニ往來シテ、我異海ノ形勢、內地ノ虛實マデミナヨクシルシゲレバ、最初カノ方ニ種々奇策ヲケンズルモノアツテ、平戶ノ港ヲ精ガヽリニセントハカリシカバ、日本ニハ卽諸方ニ守ヲカタクシテ、平戶ハオロカ、外ニ一方モ上陸セシメザレバ、錯豫スルウチニ終ニ大軍ヲ博多ノ沖ニ水屑トセリ、有レ客難曰、倭羅斯陸ヨリハ道路二十餘年ヲヘテ、海ヨリハ亞弗利加ノ南邊ヲカスメ、小東洋ニ瀰レンニハ迴潮ノ難アツテ、又南亞墨利加ニメグリ、大平ニ浮バ、海上ニ一年餘モ漂フユヘ、倭羅斯ノ海陸トモニクルコトヲ不レ得シケツス、蓮一濱廣ノ精論ナリ、然レドモソノ海寇ヲフセグ策ニ、只ソノ國チカキ山嶋礒港ヲスミヤカニ洋面ツナガリ居ノシムルトキハ、ウナラズ風ニアヒ、或ハトカル、トノ說ハコレハ日本唐人トノ謂ナリ、亞人ハ洋中ヲ我勝手トシテ、總ジテ風雨雲雷モト天地ノ大岳ヨリ生ズルモノナレバ、大テイ二三十里モ遠テ、地方ヲハナレテカヽルトキハ、假令數十餘日ハサテオキ、幾萬日漂フト雖レ不レ苦、且萬一急ナルニノゾンデ、彼洋中ニオシ出セバ憂ナシトナリ、洋中ニ押出セバ無レ憂ト云フコト勢境カナラズ究竟ニノセタリ、況ヤ唐人ノクルニハマヅ南亞墨利加伯西兒邊、或ハマルケイサントフイクナドノ諸嶋ニカヽリテ薪水ヲトリ、奧エゾ謂杜鼻聆利士等ニツイテ根城ヲカマイ、モツパラ漁獵シテ其糧トシ、數千

餘艘ノ大船ヲ洋中ニ浮ベ、形禁シ勢格スルノ術ヲ以時々東西數手ニ分、東ヲウテバ西ヲオソヒ、多方ヲ以アヤマランニハ、我兵陸地ニアツテ應接不レ暇、自然奔命ニツカレテ、ソノ勢不レ屈コトヲ得ザランカ、對曰、コレハ不知ノ論ナリ、モシ二三十里地方ニ遠ザカレバ、勢陰節短ノ機常ニ手拔シテ、我烽猴ヲ愼ミ瞭望ヲクワシウシ、瀕海一帶常ニ率然ノ勢ヲメグラシテ、首尾相救、東西策應セントキハ、彼遠ク洋中ニアツテ進退トモニ形露シ、我マヅコレヲ備セナバ、我ハ却テ逸テ、カレハ却テ勞ス、勞逸異テ主客ノ間懸隔ナリ、故ニ勢禁形容スルモノハ或ハ洋中ニ伏シテ、私ニ小艇ヲ以淺灘狹港ニ投入スレバ、或ハ岸ニ沿テハシリ、ソノ陸チカクカヘリ居ランニハ、亦カノ颶風ノ難ヲ畏ルレバ、イヅレ海ヲコヘテ一大國ヲセシメテ、少ク彼ニ備ヘアランニハ、ケツシテ共利ヲ得ガタキトキハ勿論、(マヽ)猶豫セネバナラズ意外ノ變ニ逢ンモノ也、ソノ據ハスナハチ胡元也、然レドモ蝦夷百年ノ後頗ル紆昼ヲ煩スベキモノ多シ、ソノコトアラマシニ記シ置ケリ

附潮汐ノ順逆幷ニ虜船ノ針路

月輪ノ眞體ハ一大積水ニテ、日夜宗動天ノ運ニ從、左旋スルコト日輪ト異ラズ、同氣相應ジテ、地球上大海ノ潮汐モ又月輪ノ行ニツレ、循環シテメグリ、メグルコトハイヅレノ世界モ同ジコトナリ、サテ日輪ノ黃道ハ赤道ノ南北ニ出ルコト各二十三度半、月輪ノ白道ハ黃道ノ南北ニ出ルコト又各六度ナ

レバ、二十三度半ニ六度ヲ加テ二十九度半、南北ヲ合テスベテ五十九度、コノ間ヲ月輪一月ノウチ經レキスル距界トス、故赤道南北各二十九度半ノウチハ、一月ノウチニ月輪ヲ或南ニ見、或ハ北ニ見テ、時々ニ月輪ノ我所在ノ天頂ヲスルコトモアリ、コノ事タトヘバ薩摩ノ鹿兒嶋ハ三十一度ノ地、月輪ノ距界ヲ去ルコト一度半北ニアレバ、コノ地ニテハ月輪我所在ノ天頂ヲスギ、或ハ北ニミルコトハ古今ナキコト也、又琉球ノ中山ハ二十七度ノ地、月輪ノ距界ヲ去ルコトナホ三度半、南ニアレバ、コノ地ニテハ時々月輪ノ我所在ヲ天頂ヲスギ、或ハ南北トモニミルコトドモアル也、月輪ノ所在ノ天頂ヲスグルトキニ當テ、ソノ直下海面ノ潮汐ハ、月輪ノ行ニキビシクヒキツレテ、其勢甚スミヤカナリ、波浪最大ナルモノナリ、サレバ船人ノ傳フトコロニモ、日本ノ巽ノ方海上三四百里ホドニ來ル潮トテ、大浪ノ東洋ヨリ押シクルコトアリト云ヒ、又明末亞人ノ諸書ニモ、滿剌加海無レ風シテ倏チ起數里ノ浪ト謂ル類ゾ證據ナリ、異國ニ所レ謂落際ノコト也、近來清人ノ正說ニモ、福建人琉球ニ渡ルトテ、海上ニテ落際ニ逢ヒ、終ニ名モ知ラヌ一嶋ニナガレツキシコトヲ記セリ、イヅレ來潮ハ三十度以內ノ海上ナラデハ無レ之コトヲ併セ考ベシ

三宅嶋ト八丈島トノ間ハ、兩嶋ノ山巖ツキ出デ堰ノ如ク海底ニツヾキ、潮汐ノ干滿コレニフレテ急流トナルモノヲ黑潮ト名付タリ、黑ハ來潮ニアラズ、阿波鳴戸ナドモ黑潮ノ類ナルベシ

只是ハコノトコロニ限テ、常ニカヤウノコトナルコトアルニアラズ、上文ニノブル通リ赤道南北各二

十九度半ノ間、一月ノ月輪經歷スル直下ノ海面ハ、イヅレノ處ニテモ時々有レ之コトナル故、是ヲ外國ノ舶師等サスガニ考テ、又一月ノウチ月輪赤道ノ南ニアルコトハ凡十三日餘、北ニアルコト又凡十三日餘ナレバ、月輪南ニアルトキハ北ニ海上ニ來潮ナクシテ、北ニアルトキハ南ノ海ニ來潮ナシ、ソノ時ヲ算測シテノリ通ルコトナリ、然レドモ總ジテコノ二十九度半ノ海上ハ、他方ヨリハ元來波浪モ一キハアラク、別テ印度海ハ爪哇渤泥間ノ諸國ノ瀨戸ニ束ネラレ、潮勢時有テハ矢ノ如クツキ來テ、舶師モコノ間ヲ至テ難レ乘コトヽストキク

倚近來倭羅斯ノ使者兩度日本ニ往來スルモ、ミナ南亞墨利加ニメグリ、大平海ヲコヘテ亞細亞ノ東邊ニ出デソレヨリ印度海ヲ指シ、利未ノ大浪山ヲ掠メテ北ニ折ケ、不レ經世界ヲ一周シテ海上ヲ經レキスルコト凡一萬里餘トス、古今墨瓦蘭以來航海ノ績未レ有レ盛レ之、憶ニ和蘭人ノ針路ニ從テ福嶋ヲ初徑ト爲、南ニ向テ大浪山ヲ眞東ニノリキラバ、浪モ直ニ近ク宜便利ノコトナルベシ、何ヲ以テ斯ク遠マワリヲシタランヤ、コレハ彼ノ潮汐ノ順逆ヲ考ヘ、西洋ヨリ東洋ヨリ潮ルニハ、潮汐ノ押シクル勢ニ逆テ、舟行甚難キ所ヲ慮ルモノ也、故ニ偶々私所海ヲ一途ニ、但針流シニ西ヘ而已取テ、天體ハモト圓ク、地體モトモニ圓カナルモノナレバ、詰ル果ハイツシカ東ニ出ル道理アツテ、終ニ奧蝦夷加摸沙斯加ノ鼻ニツキ、日本ニ來テ又西ヘノミ取テ、故ニ諳尼利亞ノ拂郎察トノ瀨戸海ニ入テ歸ルコトヲ得ザレバ、始終潮汐ノ流ニ頓テ海上全ク安穩ナレバナリ

此篇ハ先年謁杜魯布サワギノトキ、世ノ取沙汰アマリ事々シケレバ、和漢物語ヲヒクコトニシテ、ヒソカニ世ノ愚昧ノ惑ヲトカバヤトテ綴ルモノ也、今コレヲ讀デ殆ド自一笑スルニ堪タリ

大小銃花實總論

太平二百餘年ウチツヾキ、弓馬刀槍大小銃諸火器ニイタルマデ、スベテ武藝戰場ノ實法ヲ不レ求シテ花法ニノミ落行タリ、コレハアナガチ武藝師ノ咎ニアラズ、在上ノ有司眼ヲヒライテ督責ヲ加フレバ、就レ中銃炮ハジマリテ以來、堅ヲ摧鋭ヲオトシイルヽ功ハ、中々弓刀槍ノ及所ニアラザレバ、武士ノ道ニ於テ今日講求スベキ第一ナレバ、アジナ時風ノ習セニテ、武士ハ弓矢トテ役ニモ立ヌ騎射堂射ニ骨折リ、鐵炮ハ足將ノ習フ藝トシ賤メオクコトニナシタレバ、根原實論ノ不レ開モ理ナリ、コレハ今ノ世ニカギリタルコトニモアラズ、戰國ヨリケヤフト見エ、ソノ故ハ武士ハ槍下ノ功トテ、一バン槍ヲタガヒニハゲミ合ヒ、飛道具ニテウチ殺シテハ、カクベツ手柄ニアラズ、且ハカヽル物ヲトツテハ、手柄ノハタラキニ邪魔ニモナラバ、自然ヨキ武士ハ槍ヲク□□トテ多クテ、鐵砲ハ無能ノ足將ニ任オケリ、然ドモ節制ノ師ニシテ長短器械相ハナルヽノ法ヲ立テ、賞罰ニ階級ナキトキハ、決シテコノ弊ハナキハヅナレドモ、畢竟戰國諸將モ鐵砲ハジマリテワヅカノ間ナレバ、未ダ全クソノ用處ヲ盡シテ、元來浪戰スルヨリオコレルコトナルベシ、已ニ加藤清正ガ釜山浦表ニテ十餘日兵糧攻ニ値ヒ、ノチニ

ハ城内ノ諸人手足肉脱テ歩ムトキニ膈當ノ鳴ル音シタルト云ホドノ難澁折捔モ、鐵砲ヲウツモノニハ、
面々米ヲ出合テヨク食セタルト云コト、異國人マデモ傳說スルコト也、鐵砲ノ軍中ニテ重キコトハ是
ニテ推察スベシ、又哈嚓國ニテハ鐵砲頭ノ格祿ヲ至テ重クシ、絕藝ノ人ニアラザレバコノ役ヲツトメ
シメズ、故ニ哈嚓人ノ鐵砲ハ世界中類ナキ名譽ヲ施セリ、今ニテモ眞ニ武道ヲ再興セント思ハヾ、
鐵砲ヲ武士ノ最藝トナシテ、侍子弟ハタトヘ騎射ガヨクトモ、槍刀術ガ達シタリトモ、鐵砲ウツモノ
ニハ番入リセメト云ホドニ一ト先矯弊ノ政ヲナシ、ソノ上戰法ニ組合セ、大小銃諸火器ヲ每月一兩度
ヅヽモ曠野ニテ演習シ、各其用方併ニ架法點法等マデクハシク致シタキコトナリ、サテソノ花法ト實
法ト云ハ、今砲家ノ打勢ハ、鳥銃ハ立架ニ止テ、中平架ノ稽古ナシ、戰場ニテ敵間ツマリテハ是非中
平ヲ打コト也、砲家ニ立架坐架アッテ、中平架ノ稽古ナキトキハ缺典トヤ云ン、又大銃ニハ仰平手放、
俯放トテ、三ケノ習法アルコト也、コレハ攻守戰塀下打、狹間打、野間打ノ操練ナリ、今砲家ニハ仰
平放アッテ俯放ナシ、ソノ仰放ト云モ、高處ニ標準シテ放ニハアラズ、畢竟遠町ヲ飛ス爲ニテ、平放
ト云モ搨臺、自由臺、箱臺、二重臺、又ハ近年周發臺ナドヽテ、只銃口ヲ旋轉昂低スルコトヲノミ主
トシテ、縱橫開闔ノ働不利架法ナレバ、攻守ノ點放ニアラザルハ勿論ニテ、野間打ノ操モ心得ガタシ、
且鳥銃ノ立架坐架モヤハリ造ツケノ操法ナリ、進退更番ノ縦ヲソノ內ニ不レ寓ハ、ニワカニ物前駈ヒキ
ノトキニノゾンデ、盡ク平日ノ故法ヲ失フベシ、（備打ト云コトアレドモ、一圓備ハラザルコトナリ、大小銃法別ニ下ニシルス）タトヘ故法ヲ失ハズト

モ、格別鍛法ノ功ハナシ、却テ手足マドヒトナラン、總テ物前ニ托ヘ筒ハ十錢マデヲ極トシテ、コノ十錢マデヲ物前ニ自在ニトリマワシサセン爲、平日ソノ器量次第何ホドノ重キ筒ヲモ手ナレサセオクコト也、物前二十錢以上ハミナ架ケ打ニテ、但シ時宜ニヨッテ强力達練ノ卒ヲエランデ、野間ニ槍脇ヲツメサセ、籠城ニ□□□百目内外ノ銃ヲヒキ托テウタスコトハアレドモ、コレハ常式ニハアラズ、サテソノ架ケト云ヘバ三四百目ノ銃ヨリ、前文ノ如ク攻守戰各ソノ用處ノ利法ヲ分テ打ツコト也、日本ノ砲家攻守戰ノ點法ヲ不案内ニテ、大銃ハ狹間ウラ塀下ニテ放ツモノト定置テ、野間ニ用ル工夫疎ケレバ、ソノ車架モ素ヨリ鹵莽ナル理ナリ、ソノ故ハ佛來釋古（波羅杜瓦爾國ノ人ニシテ、始テ日本ニ鐵砲ヲ傳フ）以來鳥銃ハ長篠三方原ノ兩ノ外ニモ、戰場ニテ度々用ヒ來テ勝利ヲ得シコトアレドモ、大銃ハ關ケ原御一戰ノ後、大垣ノ城攻、大坂御陣ノ御時ノ如キ、ワヅカニ指ヲ屈スルホドナラデハ不レ聞コトナレバ、鳥銃ノ打造架勢等ハ、異國ニテモ魯瑞儀銃トテソノ精密ヲ尙ブコトナレバ、大銃ハシバ〳〵實地未レ試故ニヤ、今ニ至テ砲家眼目ノ不レ開シテ、眼臺、自由臺、筒臺、二重臺、或近年開發臺ナドヽテ、前文ノ通銃口ノ旋轉昂低スルコトノミヲ主トシテ、縱横開闔ノハタラキ不利死架ヲ秘傳秘授ト心得ルハ、氣ノ毒トモナゲカハシキコト共也、サテ其二重臺トテ布板ヲ二枚合セ、板ノ合セ目ニ前ヨリ木楔ニサシヌイテ、低口ヲ昂低セシムル棚アッテ、木楔ヲ前ヨリサシマスクト云處、三ツ個强ノ病根ヲ持テリ　是病根ノマヽ一味劑ヲ以試ニ攻撃ニベシ、戰場ニテモシ六七尺モアラン筒ヲ放ツ度毎ニ、銃口ニマワリ木楔ヲサシ

スクコトハ不便ナル頂上ナリ、然ルヲ已ムコトナキモノハ、異國ノ銃ハ大鳥三十錢以上ヲ云ヨリミナ筒ノ胴腹ニ天秤ヲツケ、架クルトキハ天秤ヲ車牆ニ渡シ筒ヲカタメ鑓ノ尾ヲトツテ銃尾ヲアゲ木埜サシヌクコト也、渡リ筒ニ鑓ノ尾ノナガキハ、銃尾ヲアゲルトキノ取手ニセンガ爲ナリ、日本ニテ出來スル銃ハ、多クハ天秤モナク、鑓ノ尾モナクシテ、架ルトキハシバリカラゲルヨリ外ニ、筒ノ抱ヘヤウナキニ倒惑シ、無レ已車箱ノ左右跡三方ニ板ヲカコヒ、放チサスル勢ヲ跡木ニテ抑ヘタレバ、木埜ヲ銃口ヨリサシヌクモノ也、砲家ニ天秤鑓ノ尾ヲ大銃肝要ノモノト心得ザルハ、モト架法鹵莽ナル一證據ナリ、然レドモ砲家ニ又押シカヽリ車臺、拒馬臺ナドトテ、野戰ノカケヒキニ用ル車架モアレドモ、コレハ異國ノ戰車ニ拙ク摹スルモノニシテ、大銃ノ論ニアラズ、且近キ例ニ四五年前與蝦夷騷動ノミギリ、御府内ヨリ彼方ニ大銃ヲ送ルトテ、驛々許多ノ人夫ヲ出シテ是ヲ爲レ舁、又東國筋島々堅ノ御諸侯、濱海ノ國ハ直ニ船廻ニシタルモノモアレドモ、山國ハソノコト六ツカシキ故ニ、イヅレノ國カ近來江戸ニテ飜刻ニ及ベル火攻圖說デスル三輪車ヲ製テ、五百目ノ大銃ヲ架シ行ケリ、未ダ其國ヲ放レ三四十里ノ內、ハヤ二本松八丁目邊マデニ車輪損ジ、其地ノ大工ヲヤトヒ修覆ヲ加ヘナドシテ、漸ク折レ終ニ手ノツケ處ナク、夫ヨリ車ヲステヽ、夫持ニサセタルト云ヘル風聞アリ、ソノ頃大公儀ノ御家人去ル砲術ノ內ニモ、大鳥銃ノ車積ニシテ押シ行キ、コレ又僅草加糟壁邊マデ、即破壞シテ用ヒガタクナリシコト、余ガシタシクスルトコロ也、是等ノ處ヲ併セ考ヘ、物前ニ分合進退ノ便不便ハサシオキテ、眼

前後近ノ運送スラ吟味不行屆ノコトヽ察スル、然レバ砲家ニ何ホド我慢ヲ張テ、隨分元祖ヨリ相傳スル車架アッテ、我家ニコソカヽルトキハ、夢ニサシ支シヌコトナリト云トモ、ソノ詞一切タノミニハナリガタシ、何ントナルニ、タトヘソノ家ニアルニモセヨ、コレハミナ業ザコトナレバ平日秘シオイテ、兼テソノ操練ナクバ急速ニ何ノ役ニ立ベケン、增テ一兩車ソノ制ヲ得タルトモ、銃ノ長短輕重幷ニソノ形狀、千變萬化シテ車制一律ニ推スベカラズ、故ニ異國ニテ大銃ノ操練トアレバ、車制ヲ講究スルコトニキハメタリ、日本ノ砲家銃車ノ縱横開闔ヲ輕便ニスルコトヲ苦心セズシテ、只管ニ銃口ノ旋轉昂低ニ屆スルハ大イナルヒガコトナラン、銃口ノ昂低ハ兼テ車ニソノ銃ノ積橋ヲ架シ置テ、銃尾ニ二ツノ木楔ヲ以サシヨイ、昂低スルコトハ定法ニシテ、旋轉ト云コトハ大銃ニハ一體ナキコト也、ソノ故ハ大銃ヲ用ルホドハ、野戰守城ニハ敵ノ五六百千人一トマルメノ中ヘ放テ、攻城ニハ堞矢倉ナドヲ照準シテ放ツモノナレバ、鳥銃ノ細ク一人ヲ目アテニ彼コレカケマワルモノヲ準フモノニアラザレバナリ、異國ノ量銃器（照心ノ勾配ヲ見ル矢ガラ也）左右ノ苗頭ヲ下ゲ附ハ是故也、又針リ附トテコノ銃ヲ打ニ藥ハ何ホド、三四丁ヨリソノ筒ノ積町ニ至ルマデ、段々カゾヘ置クコト砲家ノ極秘傳ナリ、何樣綿密ノ仕方ナレドモ、然レドモ戰場頻迫ノトキニ當テ、カヽル七面倒ナルコトハナシガタシ、故ニ異國ニハ總ジテ大小銃トモニ、最初コリ町ニカマハズ、ミナソノ銃ノ積藥ヲ裝テ、小銃ハ但照心ノ勾配ニテ、丁ノ遠近ヲサシヒキスルマデナリ、又遠丁ヲウツコトヲトニカク手前ニスレドモ、タトヘバ物前二三丁打テ宜キ所ヲ、

平日七八丁乃至十丁ヲ打オケバ、物前ニ二三丁ウツテ、キツト一ツ角ドノワザヲナスベキユヘニ、近丁修行ニ遠丁ヲ習フコト丶シテ可ナリ、物前遠町ヲ主トスルモノニアラズ、ソノコヘハ元來銃砲ハ勝負ノシホ合ヲ付ルマデニ用ルモノニテ、攻守戰ミナナルタケ敲合ヲ詰メ、城ギハニオシヨセテ數十百門銃口ヲソロヘ一斉ニ連旋疊打シテ、敵ノ城ノ色メク相圖ニ直ニ乘ジテ、總軍ノ勝利ヲ第一トス、攻守軍ミナマヅ遠ウチ捨テ處チハル、臆ナ奪フコトアリト雖、然ドモ始終勝負ノ壇括ハ勢險俯短ノ地ニ敵スルナリ古人モコレヲ長器短用トテ、勢險俯短ノ極數トナセリ、モシ敵間甚遠ケレバ、タトヘ珠數ツナギニ人馬ヲ粉韲シ、堺矢倉一時ニ將棊ダヲシニナストモ雖サズサワギカヽル、拍子ヌケシテソノ間ニハ敵ハヤク備ヲ直シ、手筈ヲキワメナドシテ何ノ役ニモ不レ立コトニナレバ也、況ヤ大銃ハ攻守戰三等ニテ仰平俯ノ點放アリ、ソノ操法一途ニ遠丁ヲ專ニスベカテズ、大凡コレヲ花實ノ大略ニシテ、猶ソノ外ニ論ズベキモノ多シ、別ニ記レ之

攻守戰銃問答

客曰、マヅ攻守二銃ノ大略ヲキクコトヲ得ン、答曰、守城ニハ敵是非トモ我城ギハニ押ヨセ、攻城ニハ我又是非トモ敵ノ城ギハニ押ヨセズンバ不レ成、故ニ水攻又ハ長圍ヲ、キツキ曠日時久シテ遠捲ニシテ攻ルニハ、攻ルモノ十倍百倍ノ勢アレバナリ、コレハ攻守ノ常ナ論ズ攻守トモニ始終敵間ツマリタルコトナレバ、攻守ノ銃ミナ遠丁ノ利クコトヲ不レ專シテ、多クハ玉目不相應ノ短銃ヲ用ルコトナリ、長筒ナラデ不レ叶處アレドモ、コレハ別ニ用ル處アリト知ベシ下ニ説アリ

故ニ攻城守城大銃ノナルタケ厚張ノ短筒ノ石火箭ノ類ニ、石火箭ナ大銃ノ總名ト心得ルハ誤レリ、石火箭ハ大銃ノ中ノ一銃ニテ、總名ニハアラズ、其内ヘ細石、鐵菱、毒火炮毒火炮ハ鐵ナウスバリニシテ、ソノ内ヘ毒火藥ヲ裝シテ導線ヲ施シ、細石鐵菱ト共ニ打出ス、タトヘバ守城ニハ砲臺幷ニ、城上ニ車架ニテ銃口自然六分ノ勾配ヲモタセ、敵ヲ間近ニヒキツケ、大勢ノ眞中ヘ先キ廣々打チラシソノ辟易スル處ヲ打出テ突クヅスニ利アリ、守城ニ短筒ヲ貴ブハコノ故ナリ、コレヲ孫子ニ勢合ニ節短シトテ、勢ハ拍子ニテ節ハ間合ナリ、彼我ノ間合ヲツメテ打テカヽル、拍子ヲ險クスルコトハ守城ニカギラズ、攻城野戰ニモ肝要トス、故ニ異國名將ノ銃砲マダ出來セザル前ニモ、守城ノ飛道具ヲ以勝利ヲ得シモノヽ例ヲ見ルニ、何レ初ノホドハ旗ヲ偃シ鼓ヲ臥メトテ、態ト旗色ヲナビカセ、大鼓ノ音ヲモ息テ萎レ切タル容體ヲミセ、敵ヲ思存分ニ近ヨセテ、矢比ニナッテ一齊ニ弩ヲ射、或ハ火ヲ放チナドシテ、ソノ勢擾亂セシム、斐詡ガ朝敵ノ賊ヲヤブリ、公孫瓚ガ劉虞ヲトリコニスル類一轍ノ手並ナリ、サテ攻城ニハ又石筒ノ内ヘ前ノ如裝テ城ギハニサシツケ、又ハ高阜ニヨッテ筒先仰向シ、矢ブクラカケテ城內ノ諸役、武器庫、米倉、其外內曲輪ノ大切ノ場ヲ照準マトメテ、一所ニ放カケ打碎キ燒立テ、城內ヲ混亂サセ、ソノキハニ乘リトルニ有レ利バナリ、是モ銃ヲクッツトアゲ、矢ブクラカケテ放ツ、ソノ故ハ敵ハ城內也、平放ニハタトヘ如何ナル大銃ニテ、矢倉塀面ニシテ四五間一時ニミヂンニスルトモ、城內ニハ急ニ懸簾ヲサシ出シ柵城ヲ列ネ、ソノウチニ手早クコレヲ圍フ與、或石垣數十丈一時ニウチクヅサレタルニハ、マヅ拒馬木鹿角衡平ヲクヅレギハニ推出シテ敵ノ附入ヲ止メ、大格木ヲヒシト偃

月形ニ内向外向ナドニウチマワシテ、晝夜ソノ内外ニ土ヲアツクツケテ、土居ヲ仕立ルコトモアレバ、又兼テ手アテシテ石垣ノ裡面ニ付城ヲキヅキオクコトモアリ、コレ異國名將ノ守城ニ不レ少例也、（余ガ一書守城ノ備ニ詳ナリ）去バ城内ニカヽル頓智ノ仕業アレバ、折角大銃ノ功ヲムナシクスルナリ、故ニ平放ヲ不レ用、仰放ヲ用テ大空ヨリ雨霰ノ如クフリカクレバ、何ホド節制究リタル赫昭、韋孝寛、楠正成ノ如キ大將ノ籠城ニテモ、ソノ混亂ハ眼前ニテ、別シテ攻城ニハ短筒ヲ貴ビ、至極ノ勾配ヲアグルナリ、懲毖錄ニ、小西行長平壤ノ城ニヨリ、明將李如松コレヲ攻、韓人李長孫ト云モノ城下ニ潜飛シテ飛擊震天雷砲ヲ大碗銃口ニテ發セシコトヲシルセリ、大碗口ハ曠口碗周リアル二尺バカリノ短筒ナリ、飛擊震天雷砲ハ炳烙玉ノ類ナリ、城下潜伏ストアレバ、城ギハニ押シ付テ矢ブクラヲカケ放ツコト現然タリ、コレ一ツノ證據ナリ、故ニ守城攻城ニミナ短筒ヲ貴ブニハ大テイ同ジキコトニテ、只籠城ニハ先キ廣ニウチチラシ、攻城ニハマトメテ一ト所ニ放チコム相違アリ、客難レ之曰、城内ハ弱勢ナリ、ヨセ手ハ強勢ヲヒキツケテハ、ソノ事イカガニモ六ツカシケレド、是非先長筒ヲウチ立テ、不レ近ヤウニスルコソ定理也、然ルニ守城ニハ只ヒキツケテ、短筒ニテ其眞中ヘウチ散スト云フハ、恐ラクハ一偏ノ論ナルベシ、對曰、コレハ武略ヲ不レ知モノヽ論ナリ、モシ味方弱勢ニテ籠城スルホドニハイクヘニモ謀ヲコラシ、大敵ヲ近ヨセテノチニキツトソノ手並ヲ不レ見バ、イツカ天運ヲヒラク期アランヤ、無レ左トモ和漢古今ニ王邑王尋ガ昆陽ヲセメ、拓拔道武ガ郝昭ヲ攻、高歡ガ玉壁ヲ攻、二階堂道蘊ガ金剛山ヲ攻ル等、イ

ヅレモソノ十倍二十倍ノ勢力ニ踦テ、小城ト侮テ我攻ニ攻付テ、却テオクレヲトルコト常ナレバ、兵法コレヲ忌テ、小城ハ當ニ棄トテ、當ニ棄トハ全ク棄ヿト云ヿトニアラズ、大軍ヲ以小城ニトリカヽルニハ、マヅ鎖城ノ法ヲナシテ、其衆ヲ四分一五分一ヲソノ處ニ止メ置テ、出口〳〵ヲフサギ、總軍直ニ本城ヲサシテコレヲ攻ベシ、或ハソノ傍ノ犄角トスル枝城ヲセメオトシナドシテ、又ソノ城ニアツマルトキハ、タトヘバ腹心潰エ手足ノカレテ、人命ツナグトコロナキガ如ク、勞セズシテ其城オチキワマレリ、モシ専一ニ一城ニカヽルナレバ、一ト手ハ城邊ノ要害ニ配テソノ應援ヲ扼シ、アトハソノ形勢ヲ按ジテ衆ヲ數手ニ分東ノ口ヨリコセルトミセシト、西ノスミヨリ時ノ聲ヲアゲ、晝夜ヲ不レ定分番ニカハル〳〵出デ、多方以コレヲ譟リ、城内ヲ疲弊セシムルカ、或長圍ヲキヅキ曠日持久シテ、自然ニ弊セシムルカニシテ、イヅレ大軍ハ矢庭ニ我攻ニ不二取掛一モノナリ、ソノユヘハ大軍ニテ専一城ヲセムルホドハ、ソノ近邊ハ勿論、四方モ大テイ幕下ニ屬シ、本城隣國ヨリ應援ノ恐モナク、城内ハ小城ト云、粮食盡期アッテモ負傷病討死等ニテ、人數モ次第ニ減少スレバ、火急ニセメカケテ無益ニ我士卒ヲ殺生セズトモ、終ニ籠鳥檻獸ノノガルヽトコロナキニヒトシケレバナリ、去バ大軍ハ小城ニシヨレト云モ、容易ニ不二仕寄一シテ、城内ニハトカクイヤガ上ニモ、早クオシカヽラセテキツト手並ヲ見センコト、實ニコカク願フトコロナリ、況ヤ大敵ヲイツマデモ城ノ四方ニ屯セ置テ近カヅケテ、外ニ仕寄ナキホドノ愚將ハ籠城シテモ遅速落城スベシ、門ヲヒラキ冑ヲヌイデ疾ク降參スルニハシカズ、但

守城ニテ長筒ノ用所ハ、敵堂々トシテ陣ヲムスンデ押シタルソノ鋒ヲ、十丁乃至七八丁正面ヨリ砲臺ノ上ニ、丈餘ノ大銃ヲ駕テ其陣心ヲ照準シ、ウチヒシイデマヅソノ膽ヲ奪ヒ、或ハ敵將ノ中軍ヲ照準シテ揀リ打シ、仕ヨラセテスマヌトコロヘ數多ク備オキ、或ハ敵ノ長圍ヲキヅキ、水攻ノ隄ヲメグラシ、土山ヲ起シテ距闉ヲ設ケ、場ヲ埋メントハカル、イヅレ仕組スルトコロヲウチハラヒ、ソノ外夜ニ入テハ、ヨセ手ハルカニ城ヲ攻テ陣ドルコト定法ナレバ、ヒソカニ城內ヨリ二三挺ヅヽ銃ヲツラネテ、時々コヽカシコヘ放カケテ、敵營ヲ刼ス等ニ用ユハ、ミナ遠町ノキク大銃ノヿナルベシ、コレ守城長筒用所ノ大略ナリ、客又難レ之曰、籠城ニ長短用處ノ大略ハ既ニコレヲキクコトヲ得タリ、モシ攻城ニシヨリガタキ場ヲ遠クウチシラセテシヨルニハ、偏ニ長筒ノコトナラン、而シテ今攻城ニ專短筒ヲ城ギハニサシツケテ、銃口ヲアケマトメ一ト所ニ放ツト云、ハジメコレハシヨツテノチノ沙汰ニシテ、マヅ其シヨルトコロノ工夫ハ、長筒ヲ捨何ヲ以センヤ、對曰、難二仕寄一場ヲ遠クウチ、自ラマシテシヨルニハ、大銃ノナガキハ却テ不便ニシテ、ソノユヘハ、總テ仕ヨリガタキ場ニハ、諸銃ヲ一齊ニ連放シテ、黑煙ノ眞下ヨリ迅速ニフミコム氣勢ニアラザレバナリガタシ、大銃ノ長キハ第一車架遲重シテ、一放ノ後玉裝ミニ手間ドリ、タトヘバ破羅漢ヲ用ルトモ、子銃ノ換裝ニトヾコフレバ、彼是迅速ニフミコムコト難シ、故ニ敵城ノヤウスニテ三五十百日マデノ大鳥銃ノ五六十門數百門八百神行牌ナドヲ前ニアテヽ、或ハ架火戰車ニ架シ、又ハ鵝車洞子類ヲ徹ヒトシテ、城內ヨリ何ホド前ニアテヽ、大銃ヲ放チカ

クルニモ頓着セデ、一齊ニ連放シテ押進間ニ城ギハ大抵一丁内外ニナレバ、城内ノ大銃ハムナシク玉ニナレリ、去レバシヨリガタキ場ニヨルニハ大銃ノ長キハ却テ不便ニシテ三五十自匁マデノ鳥銃ニ利アリ、客難レ之曰、モシ敵城近邊ノ山岡ニ居ヘテ、城内ヲ一ト目ニ見下シテ放コンデ、速ニ落城セシムルコトノアルニハ、大銃ノ長キニアラザレバ不レ叶ナリ、是亦如何センヤ、對曰、城ノ近廻ニ高處アルコトハ兵法ニ忌ムトコロナリ、萬一無レ已有レ之バ城内ヨリ出バリシテ構ヘ、精兵ヲ置テ大銃木石ヲ具ヘ、山塀ヲキリクヅシ、細道ニハ釘板蒺莉ヲ布キ、或ハ猷靑ヲ爲シ、地雷ヲウヅメ、種々防衞ヲツクシ城ノ保ツ力ナリ、容易ニ敵ヲ近カヅクルモノニアラズ、太閤小田原攻ノ如キ、潜キ函根ニ小峰ニ陣ドレバ、小田原城内蟻ノ這マデモ見スカサレル類ハ、是ハモト高山ノ麓ノ平地ニ城ヲキヅキ、高キニヨリ低キニ臨デ王氣シ、コレヲ用ル規摹乏シク、別シテソノコロ小田原ハ函根ゴヘ、沼津ヨリ向ハ則敵境ニ接シカリニモ關八州ヲ押領スル大國ノ本城ヲ、ワヅカニ敵境ト一山ヲヘダテソノ麓ヘカマヘ、中央ヘ虎踞シテ四方ヘ彈壓スル形勢アラザレバ、假令一身ノ元氣ニ只頭ニアツマツテ、腹心手足ノ運動自在ナラザル如シ、故ニ太田道灌ノ睾ヒソカニ今ノ江戶ヲ佗日興王ノ地ト稱セシモ、實ハコノ處ニ心ヅキタルコトナルベシ、去バ當初小田原ニキヅキシハ、根原早雲ガ眞成ノ英雄ニアラザルユヘナリ、且又山ギハノ小城保ナドハ、隨分ソノ近邊ニ高處アルコトハアレドモ、元來長短銃ヲ備ルハ手筈ノソロフタル大軍ノコトニテ、大銃ヲセムルコトハ大國ノ本城カ、又ハ堺目偏強ノ枝城ナドニテ、山ギハニ

構ルホドノ小城ナドニハ、タトヘソノ近邊ニ高處アルトモ、古語ニ千鈞ノ弩ハ鼷鼠ノ爲ニ機ヲ發セズトテ、事々シク長筒ヲ素ヨリ用ニ不レ及ナリ、但敵城得トツカレハテ頓テ落前ニナツテ、タトヘバ大垣大坂ノ城攻、或ハ異國今ノ清ノ太祖ノ大陵ヲ陷ル類ノ如キ、大銃ニテ早クヤブレ口ヲツケンヿスルニハ長短ヲ不レ論、平仰ノ差別モナシ、客曰、攻守ニ長短用方ノ大略ハ既ニコレヲキクコトヲ得タリ、敢テ戰銃併ニソノ用法ヲキクコトヲ得ン、對曰、戰銃ハ丕ク平放ナレバ、モト長キヲ尙ベリ、然レバコレモ長途ノ運載物前ニ取廻シノ便不便ヲ考ヘテ、銃身ハナガクトモ七八尺ニスギズ、コレヲ車架ニシテ車制別卷ニコレヲ示シタル。提心銃、鷹揚砲ハ火龍箭等ノ間ニ、細或ハソノ兩傍ニ備ヘ或ハソノ中央ニソナヘテ、敵軍ノ來ル五六丁眞先ニナツテ、マヅソノ初銃ヲ挫キ、三四丁ニナレバ提心銃、鷹揚砲ヲ更ニ番連施疊打ニシテ、大銃モ又或ハソノ兩傍或ハソノ中央ヨリ交ヘ放テソノ勢ヲ助ク、一二町ニナレバ大小銃諸火器一齊ニハナチ去テ、天地ヲ震動シムル如クスルトキハ、未立地ニ辟易シテ散走セザルモノアラズ、コレ戰銃用方ノ大略ナリ、別ニ練火器陣法ノ卷ニ、ツマビラカニ分合開闔ノ變ヲ示シタル。コレ攻守戰ノ三等ノ操不レ明シテ往也、大事ノアヤマルコトハ遠キ例ヲヒカズ、已ニ明ノ崇禎ノ末年滿兵京城ヲカコムトキニ、城上ノ諸銃多ク照準セズ、勤王ノ滿桂等ガ軍ヘ放コミシコトアリ、コレ守銃ノ用方ニウトキユヘナリ、又ソノコロ孫傳庭ト云ヘル名將火車ヲ造テ、李自成ノ襄陽ニウチ、適霖雨ニアヒ平地盡ク泥淖トナレバ、火車却テ足手マドヒトナレバ敗績スルコトアリ、已戰銃ノ用方ニウトキユヘナリ、御當代ニテモ天草一揆ノミギ

リ、賊城ノ内ニ放サントテ、ワザト舟ヲ城ノ後ノ海上ニマワシ大銃ヲ架ケシニ、勾配ヲ過シ賊城ヲウチコシ、ハルカニ御陣ノ方ヘウチコミシトナリ、コレ攻城守ノ法用ヲ勿體ナカラフト御示シ合ナキ故ナリ、然レバ□□不レ遠シテ今時砲家ノ太平ノ安ニナレ、年々兩三度御定ノ町辨フル輩冀クハコレヲ念ヘ、客再拜曰、議論精到、吾ガ疑團ハジメテ湯ノ雪ニ沃グガ如シ、然レドモコレハ唯攻守戰三等ノ大略ヲノブルノミ、願クバ諸銃ノ上ニツイテ親クソノ利害ヲ指授スルコトヲ得ン、對曰、諸銃ノ利害ト云ハ、攻守ノ外ニ關隘ヲカタメ、或ハ關隘ヲ奪等ニ用ベキ銃アリ、野戰ノ外山寨野營ヲハルニハ、ソノ四方ニソナヘオキテ夜斫ヲフセギ、或ハ夜斫ニ仕カクルニ用ル銃アリ、然レドモ攻守戰銃ノ内又關隘ヲカタメ奪等ニ當用ベキ銃アリ、或又一所ニノミ用ベクシテ、諸處ニ兼用ガタキ銃アリ、是ミナ不レ可レ不レ審ナリ、タトヘバ架發熕ノ類ハ攻守銃ノ極大ナルモノナリ、膅口ハワタリ三四寸ヨリ八九寸ニ至レドモ、銃身ハ四五尺ニスギズ、大城ニテ大軍ヲヒキウケ、大軍ニテ大城ヲ攻ルニハ、是非トモナクンバアルベカラズ、（佛郎ノ製法ハ、前文攻ノ銃ノ如キナリ）其車架自然六分ノ勾配ヲ持セ用ルトキニ、七分ヨリ十一分ノ規ニテ放ツ、余數多紅毛銃ノ圖ヲミルニ、攻守ノ銃イヅレモミナ車架自然六分ノ勾配ヲモタセタリ、コレハ鉢ニコツテソノ形狀少ヅヽカワレドモ、但專攻守ノミニ用ルナリ、諸處ニ兼用ガタシ、銅將軍ノ類ハ專ラ關隘ヲカタメ、或ハ關隘ヲ奪ヒ、又ハ攻城ニ可レ用、守城ニハ格別用ニ立ズ、何ントナレバソノ銃仰放ニ利アツテ、俯放ニ不利ナリ、モシ水戰ニ用ント欲スルトキハ、別ニ大筏ヲアミソノ上ニ架シ

テ、數十筏ヲ緊要ノ港口ニ浮べ、或ハ一二筏中軍ノ大船ノ傍ニテ放ツコトアリ、不レ然如何ナル大船ノ上ニテモ放タズ、サル勢ニテ倒縮シテ船カナラズ破壞スルナリ、神銃砲、攻敵砲、萬雷砲等ノ類最攻城ニ用ユべシ、次ニ野戰或關隘ヲ奪等ニモ不可ナルコトナシ、守城ソノ外ニハ格別用ニ不レ立、賽發熕、碗口砲ノ類ハ大銃ノ甚輕便ナルモノナレバ、最行營ニ備へ、攻守トモ宜シトス、ソノ外山寨ニ放チ、或ハ關隘ヲ奪等ニ用ユべシトモ、砲家ノ稱スル五寸筒ナドモコノ類ナリ、然レドモソノ用ニハ天地雲泥ノ相違ナリ虎蹲砲、咸遠砲、迅雷等ノ類ハ尤關隘ヲカタメ、次ニ攻城併ニ關隘ヲ奪等ニ用ユべシ、ソノ外營寨ニ備テ利アリ、佛狼乘水戰守城ニ用べシ、何ントナルニ、船舷矢倉大銃運用不便ナル處ニ架ケ、矢倉架ハ別ニ其架アリ、船舷架ケル果テ船上チウガチ、空內ニ鐵チハリ用ルトキニ、銃腹下ノ鐵信ナサシ入レ、高下左右チ活動ス、和流ニ矢倉ナ船舷ウチノ秘傳ハアレドモ、トルニタラズ子銃ノ換裝ニテ連放スルニ便ナレバナリ、且ツ古制ノ破羅漢ハ製造鹵莽ニテ、子母套接ノ苟アサク、噴內タガヒニ齟齬アツテ、放ツトキニ放動モスレバ子銃ヲトリ出シ、又ハ藥氣合ヒ目ヨリ噴出シ、彈ノ發勢母銃ニサハツテ損サスコトアリ、砲家製造口ホウノ破羅漢ヲ强テ點放セントテ、將モナキ七面倒ナル工夫ヲコシラへ、一種破羅漢ノウチ方トテ秘傳アレドモ、苟モソノ製造ヲクハシク改ルトキハ、外ニウチ方トテ道理ナシ、ソノ製造ハ別ニ余ガ一書ノウチニコレチ記ス然レドモ彈ノ裝方ニハ少々ソノ裝方アツテ、和流ニモコノ裝方ヲ秘、秘傳トスレドモ、余ガ稱スル所ト意味異ナリ、且和製ノ破羅漢ハ灶戶甚大イニシテ、車載ニハ勿論船舷矢倉運用トモニ不便ナリ、提心銃、鷹揚炮ソノ制モト佛狼機ヨリ出ヅ、提心銃ハ筒ノ長サ四尺バカリ、鐵池鐵柄ヲ合シテ總丈ケ大凡六尺二三寸、提心ノ內ニ小鐵子

十分ニ裝テ放ツトキハ、八九十步ノ外ニ玉バツト廣ガツテ二三十丈ニ亘ル、（銃幷車架ノ式、別ニ圖說アリ）最野戰ニ利アリ、次ニ攻城ソノ外場所ニヨツテミナ用ユベシ、鷹揚砲ハ猛烈至極ノ大鳥銃ニテ、佛郎機ノ便ヲカスルモノナリ、ソノ功提心銃ニ滅ズルコトナシ、是皆大銃ノ類ル肝要ナルモノナリ、モシコノ諸銃ノ上ニツイテ、ソノ用法ヲ辨ズルトキハ、ソノ餘ハ類ヲ以自推シ知ルベキコトナリ

嫠不恤緯 終

船舶考

土生熊五郎著

船舶考目錄

船舶考

紀伊　土生熊五郎著

船舶ノ國家ノ長器タル所謂

人ノ居ニ凡三等アリ、衣食住ニ係ル所ノモノニハ、闕ル物ナキ土地ヲ都會ト云、闕ルトコロアル土地ヲ田舍トイヒ、ソノ甚シキニ至ル土地ヲ蝦夷ト云ナリ、ミナコレ人道ノ整ト不整ナリ、都會トナリ、田舍トナリノ、蝦夷トナリノ、三等ニ人物居レドモ、悉皆神武帝ノ遺裔ナレバ同種類ナリ、爰ヲ以テミレバ、蝦夷ノ土地ト云トモ、漸ヲ歴テ衣食住ノ道整ニシタガヒ田舍トモナリ、終ニ都會ノ土地トモナルベシ、ソノ衣食住ノ道ニ係ル所ノ諸色、悉ミナソノ土地ヨリ産出シ、諸色ニ係ルモノナク、都會トナリタルニアラズ、諸國ノ諸色、及異域マデノ諸色ノ群集スル土地、自然ト都會ニナリタル也、諸國ノ諸色及異域ノ諸色ノ群集スル土地ハ、海道宜ク大港所在ノ地ナリ、大港ニ遠クハナレテ、都會ノ仕立スルコトハ決シテナリガタシ、タトヘバ東都ノ如大都會ニテハ、飯米一品ノミニテモ、一日凡九萬石ヅヽノ入用ナレバ、一千石積ノ船ヲ以運送スルトモ、凡九十艘ヅヽモ毎日入船セザレバ、一日ノ相續モナリガタシ、此外諸色マデハ莫大ノ大數ナレバ、トテモ人力牛馬ノ運送ノミニテハ、都會

ノ永久ノ相續ハナリガタシ、此故ニ都會ノ土地ニ大港アツテ、船舶自在ニ出入シテ、諸色ノ運送交易ヲ以大都會ノ大人都ト云トモ、貴賤萬民ヘユキワタリ諸色ニ缺ルモノナク、永久相續モナルナリ、然ル道理アルヲ以、國家ノ長器ハ船舶ニアルナリ、モシ船舶ノ渡海斷絶セバ、善港良泊所在スル都地ト云トモ、田舍ハヤハリ田舍ノマヽ、蝦夷ハヤハリ蝦夷ノマヽニテ、逐テ末增シニ土地ノ繁昌ヲ得ベキヤウアルマジ、如レ此天下ニ諸色ヲ運送シテ有無ヲ通ジ、萬民ヲ撫育スル用要トスル長器ナレバ、常々船舶ノ精拙利鈍ノ檢査アラバ即賞ニカナヒ、精者ハ益精ニスヽミ、終ニ海國ニ具足スベキ渡海ノ明法モ獨開、難船破船ノ沙汰モ消失テ、天下ノ海洋ヲ自在ニ渉海スルヤウニ、船人ノ風俗モ立ナハルニテ有ベシ

當時ノ船舶難船破船スル次第

船舶ノ海洋ヲ渉渡スルニ沖乘ト云コトアリ、地廻リト云コトアリ、當時ハ沖乘スルモノナク、地廻リスルモノヽミナリ、地廻ト云ハ我見ナレタル山々ヲノミ眼當トシ、土地ノ周廻ニ付纒ヒ渡海スルヲ主トセリ、俗ニコレヲ地廻船ト云、土地ノ周廻ニツキマトフコトヲ主トスル故ニ、毎次颶ニ逢テ難船破船スルコト十ニ五六ニ及ベリ、サテ又颶ハモトヨリ土地ヨリ發起スルモノナレバ、土地ノ周廻ノミアツテ、土地ヲハナレ遠沖ヲ渡海スルニ於テ、年中颶ニアフコトモアリ、無難渡海スルナリ、此ユ

ヘニ沖乘スレバ怪我スルト云コトナシ、然ルト云ドモ、昔ヨリ地廻リ渡海ノ俗習ナレバ、童蒙ヨリ見タル山々ヲノミ眼當トシ渡海スルユヘニ、毎次颶ニアヒ遠沖ノ方ヘ吹ナサレ、大洋ニ至レバカノ山々モ更ニ見ヘズ、只渺々滄々トシテ果カギリモナク、渡海ニ矩則（矩則ノコト後ニ見ヘタリ）アルコト辨ヘナキ一文不通ノ鄙俗ノミ多ク、則途方ヲ失ヒ心魂迷倒シ、狂氣ノ如ナリテカレノコレノト惱煩フト雖、方位ヲ得ベキヤウモナシ、日和ヲ得ルコトアリトイヘドモ、方位知レガタケレバ只漂流スルノミナリ、外ニセンカタナサノアマリヨリ、髮ヲ切テ佛神ニ祈誓シ、兼テ貯置タル十二支ノ方位ヲ書記セシ紙ヲトリ出シ、コレヲ丸メテ十二ノ丸トナシ、一升枡ニイレテ蓋ヲ設ケソノフタニ小ナル一穴ヲウガチ、コレヲ名ヅケテ御ミクジヲアゲルトイフ、船頭水主一同ニ一生懸命ニナリ、大勢ノ精心ヲコメテ方位ヲ授ケタマヘトイフ、涕泣ト共ニ天地ノ佛神ヲ呼立テ、掌ヲ握カノ蓋ヲウテバ、内ナル十二支ノ内蓋ノ小穴ヨリオドリアガルヲ、（マヽ）隨潤ニクレナガラ押イタヾキ、佛神ヨリ御授ノ方位ナリトテ、コレニ針路ヲモトムレバ大ニ相違シ、本國ノ方位ニアラデ、ナホ遠海ニ漂流スルト云ハ、サテモノヽ是非モナキ事ドモナリ、遠沖ヘ吹ハナサルレバ、ミナ斯カルコトヲ常ニシルユヘニ、颶ニアフゴトニ遠沖ヘフキ放サレジトテ、船言ニ曰、開クトイヘドモヒラキカネ、或ハ突セ或ハ隔テナドシテ、種々ニ分骨倅身スレドモ叶ハズ、或ハ地方ヘセリフセラレ、港及潤モ遠ク、終ニ磯岩ニウチアタリ破船スルモアリ、或ハ遠沖ヘ吹ハナサレ、行衛シラズニナルモアルナリ、既ニソノ證據、近年ヲランダガ便船ニテ歸國セシ筑前

國唐津浦ノ水主孫太郎ノリクミタル、同國同所ノ船二千石積、人數二十一人、南洋ボルネ國ノ大港ハシヤルマツサンヘ漂着セシ船荷ハウバヒトラレ、船頭水主ハトリコトナシ、一人別ニ賣物トナリ、行末シレヌ身ノハテトハナリシナリ、ソノ内孫太郎ハ賣サキニ支那人ノ手ニワタリ、漂流已後九ケ年ヲ經テ、ジヤガタラ國ノ大港バタビヤノヲランダ舘ゼネラルガ下知ニヨツテ日本肥前長サキヘモドリ來ルコトハ、人々トモニ知ルトコロ也、斯ノ如ノ災害數多アル所ニ、土地ノ周廻ニツキマトヒ、港及澗ノカギリヲ尋盡シ、カノ港ヨリ出船シコノ澗ヘ入ラン前後ノ出入、晝ノ不足ト夜ノアマリヲ考合ヒ、風ノ順逆剛弱、及時日ノ吉凶等マデソロヒテ、調度ノ後渡海スルトモ、途中ニ時雨或颶スルコト毎々ナリ、是時廻船ノアリサマナリ、渡海ニ矩則アツテ自在ニ渡海ノナルコトヲ、斯暗渡スルト云ハ、口惜ト云モ猶餘アリ、實盲目ヲ誘引シテ嶮阻ノ絕頂ヲ賓馳シ、薄氷ヲフミワタルニ類セリ、危コトノ頂上也、タトヘバ好風ヲ得テ出帆スレドモ、途中ニ向風ニカワレバ、向方ヘスヽムコトナリガタシト云テ元ノ土地ヘモドルナリ、モシ弱風ナレバ波瀾モ低ク、左右ヘ開テマギリ颿ニスレドモ、强風ナレバ波濤モカタク、左右ニマギリ颿モノリガタシ、開颿ノナルトキハ緒ヲ廻スニ風下ヘ廻ザレバ、針路ニ背ユヘニ是非トモ廻スナリ、開進三里數ヲモドリ損スルコト數々ナリ、或右ヘカヘ開進三里アレバ跡ヘ廻シ、損スルコトモ亦三里、左方ヘ開進三里アルハアトヘマワシ、損スルコトモ亦三里終日終夜ヒラキマギルト雖、進タル里數更ニナシ、此故ニ途中ニ逆風ニアヘバ、元ノ港ヘモドツテ又アル追風ヲ

待テ出帆スレドモ、常々意ノ如元ノ港ヘモドルコトモナリガタク、終ニハ難船破船スルナリ、ソノ實ハ土地ヘ七八里近ヨレバ常ニ波濤タカク、颶風モ土地ヘ近ヨルホドツヨキコトヲ辨知スル船又ナシ、山ニ雲霧カヽレバ則進方ヲ失フコト常ナリ、只々神力佛力ノ加護ニアラザレバ、無事ニ海ハナリガタシト云テ誤リ塊リ、種々ノ臆マイゴト舉テ數ヘガタシ、百五六十年已前ヨリ渡海ノ書籍モ數々アレドモ、一文不通ノ船人ノミ多ク會得スル人ナキ、カクシテ海國ニ具足スベキ渡海ノ良法モ未開ナルハ、カヘス〴〵モ殘念ナリ、大日本ノ不幸此上ヤアルマジ

新法渡海ニ難破船ノ災害ナキ次第

新法渡海ト云ハ、發船スル土地ヨリ着岸スベキ土地マデ決シテ陸ヨリセズ、タトヘ數百里ノ遠海ト云ドモ、沖ノリスルヲ新法渡海ノ趣意トスルナリ、左スレバ颶ニアフコトナク、怪我スルコトナシ、此故ニ其土地ヲ發スルヨリ直ニ遠沖ヘ乘出シ、大洋ノ颶風ナキサカヘニ至リ、爰ニ於テ方位ヲ案ジ、欲ルノ土地ヘ渡海スルノ針路ヲモトメ、至テタシカニシテ渡海スルナリ、ソノ委細ハ大測表五冊ニ詳ナリ、海上ノ針路ヲモトムルニハ、ヲクタントヲ用、晝ハ日カゲヲトリ（ヲクタント用法記ニ詳ナリ）船所在天頂ヨリ赤道ニ距ル緯度ヲモトメ、夜ハ大星（大星凡一十六アリ）ノ光線ヲトリ、船所在天頂ヨリ赤道マデニ距ル緯度モトメ、或ハ曇天ニシテ日星ミヘズ、或ハ雲フカク闇夜ノ如クナルトキハ、秒測土圭ト垂測トヲ用テ海上里程ヲ測得、

ソノ里程ハ針盤所立ノ方位トニヨッテ、七向表ニアンバイシ經差ト緯差トヲ得テ、船所在天頂ヨリ赤道ニ距ル緯度ヲモトメ、晝夜晴雲霧深ノ故障アリ、船ノ所在ヲタシカニシテ大洋ヲ自在ニ渡渉スルナリ、斯ノ如クノ仕方ヲ以テ大洋ヲ沖乘シ、妄ニ無用ノ土地ヘヨラザレバ怪我スルコトナシ

海上ニノゾミ十二方位ノ風ヲイトハズ、欲ル土地ヘ針路ヲ差ハズ渡海スルト雖、或ハ無風或ハ毎日向風ニアフコトアリ、向風ヲ向方ニス丶ムニ開帆スルコト常ノコトナレドモ、船ヲマワストキハ楫帆ヲモッテ風上ヘマワス、コノ故ニ跡ヘドリセズミナス丶ムニ利ヲ得テ帆損スルコトナシ、少風ナリト雖船サヘウゴケバ則進、ソノ外便理捷徑筆舌ニ盡ガタシ

測量道具ノ大概

三十二方位　　晝夜三面ヅ丶

針盤磁石アリ　六　面　カヽル〳〵コレヲ用

象限儀 蠻名ヲグタント　二　挺　日星及大星ノ光線ヲハカルニコレヲ用、兩人ニテコレヲハカルナリ

秒測十圭　二　掛　時刻ノ經歷ヲハカルニコレヲ用ルナリ

右三器ハ渡海技第一ノ長器ナリ

天球一基 衆星ヲ書タルモノナリ　地球一基 萬國ノ所在ヲ書キタルモノナリ　大測表五冊 蠻書ヲ翻刻セル書ナリ

右三器ヲ用、以天度及地度ノ大抵ヲシル簡法ナリ、海上ナレバ等法等ノ術ヲ爲ガタシ、ヨツテコノ三器ヲ用測量スルヲ捷徑トスルナリ

垂球　鉛ナ用コレナツクル、垂サ凡十貫目ナリ　一基　海底ノ淺深、オヨビ游泥カ小沙カ盤ナルカナ捜索シテ艫檣ノ兩測ニ備置ナリ、曇天或霧深ナルトキコレナ用、秒

垂綱　長凡百六尋ヅヽ、二車ニ卷オクナリ　二車　測土圭ニ合テ颿勢ナ測ル、是ナ垂下シ里程ナ知ル

望遠鏡品々　町見道具品々

螺貝品々　半鏡一ツ

銃見合　戰船ニ武具ナノスルコト朝制有レ之、戰禁ナレバ斟酌スヘシ、蝦夷ノ土如猛獸アル土地ニ渡海スルトキハ、制外ノ大命ナ蒙リタル何モアレバ、心アル人心シテ見覽モアレカシ

右測量ノ大概ナリ

器物ハ器用ノ人物アツテ用トナシ、器用ノ人物ナケレバ何ノ用ニモ立ズ、然ル所ヲ以ミレバ、國家ノ長寶ハ人物ニテ他ニアルコトナシ、器量ノ人物ノ歷世ニ出來スル・出來セザレバ、只仕向スルト仕向セザルニアルナリ、ソノ向ト云ハ短ヲ扶長ヲ賞スルニアリ、モシ短ヲ討ツ衆俗益愚ニ入テ、利徒ヲミナ失フベシ、此ユヘニ長ヲ賞スレバ、短ハ内ニ養育スルヲ得テ、愈勉愈精ヲ盡シ、終ニ名畢（マヽ）奇妙ノ人物モ出來スベシ

武家ト農民ハ貧窮ニナリ、商賈ノミ豐饒豪富出來ベキ道理アルヲ論ズ

當時日本ノ國産凡十六ト此十六ノコト後ニ見エ ニ割テ、十五ハ商賈ノ收納トシテ、其一ハ武家ノ收納トスル故、武家

貧窮シテ租税ヲ無理ニ責虐ゲ、農民又貧窮スルナリ、時勢ニヨツテ然ラシムル道理モアランナレドモ、此マヽニテハ末ガ末ホド農民困窮シテ、良田畠トシレドモ廢シテ手餘地トナシ、租税ヲ省略スルハ節場ツマリテノ爲業ニシテ、至極ソノ筈ナリ、此故ニ追年田畠ノ亡處ヲ増長スルユヘ、次第ニ國産モ減少シテ諸色高直トナリ、世ノ中靜謐ヲ得ズ、終ニハ災害並至ルヲ招ノ道理アリ、コノ災害モ再ビ到來センコトヲ前廣ニ遠クハカルヲ遠慮ト云テ、治道第一ノ要務ナリ、則君道深秘ノ密策ナリ、海道ヲヒラキ、河道ヲヒラキ、官ノ船舶ヲ用テ海河ヲ運送シテ街道ヲヒラクハ、國民撫育ノミチナリ、然ルヲ交易ヲ商賈ニマカセアルユヘ、國土ノ□膏ハ商賈ノ收納トナリ、大豪富ハ商賈ニノミナリテ、國土ノ主君タル武家ニハケツシテ有事ナシ、武家ニコソハ大豪富アルベキハヅヲ、却テ貧窮スルト云ハ大ナル耻辱ナレドモ、ソノ辨別ナシ、是非モナキ次第ナリ、或六萬石ノ侯借財増重シテ返濟ナリガタク、如何トモスベキヤウナケレバ、金主タル商賈難澁シ立ガタキ旨ヲ以テ公訴シトリモドサントテ、我モ我モ公訴スルコト夥シ、既ニソノ金高凡百七十萬餘ニ及ベリ、御掟アルハ公裁ニナリタリ、然レドモ是ヲ償ヒ遂ンニ、中々以皆濟ノ期テ得ン事トテモナリガタケレバ、意ノ如クトリモドスコトモ得ナリガタク、双方イハン言ノ葉モナシ、二百六十餘侯皆々左ニモアルマジ歟、ソノ内ニハ借財モナク手贍スルモアルベケレドモ罕ニテ、悉ミナ借財ノ淵ニシヅミハテ、子々孫々更ニ浮ム瀨モナシ、苦々シキ次第ナリ、永祿ノ武家ニシテ無祿ノ商賈ノ借財ヲ以身上ヲ立ルト云ハ、口惜ト云モナホ餘リアリ、コ

ノ出生ヲ推尊ルニ、有ベキハ、ノ官ノ無耐モナク、渡海運送交易ヲ以國民ヲ撫育スル制度トテモナク、商賈ニノミ任アルヨリ、斯ノ如ク非理ノ出生セシナリ

損益ノ比例

損益ノ比例羽州仙北郡邊ノ米一升代錢六文

江戶常直段米一升代錢六十文（編者曰、計算合はず）

仙北ヽ江戶ノツリ合十六增倍ノ差アリ、然レバ江戶近在ノ百姓一日ノ稼穡ハ、仙北ノ百姓十六日ニテ稼ナリ、コノ十六日ノ稼穡ハ商賈ノ收納トナルナリ、金一萬兩ノ元入ヲ以仙北米ヲ買取江戶ヘマワシ、賣金高十六萬兩トナルナリ、內元金一萬兩ヲ引テ殘十五萬兩ハ全ノ益ナリ、モシ又此十六萬兩ヲ以元金トナシ、一年ノ內ニ二來・交易スレバ、賣金高二百五十六萬兩トナレドモ、二次ノ折カヘシ運送ハナリガタカルベシ、左モアラバ金二百五十六萬兩ノ內元金一萬兩ヲ引バ、全ノ益金五十五萬兩トナルヲ以テミレバ、商賈ノ內ニ大豪富出來スベキ道理明白ナリ、是商賈收納スル證據ナリ

紀州熊野邊ノ米一升代錢百三十二文、常直段ナリ

信州甲州ハ鹽一升代錢ト比例スレバ、鹽ノ貴キコト米ニ二倍或ハ三增倍ナリ、或コノ國ニハ有アマツ

テクサッニテルト云ニ、彼國ニハ決テナクテ事ナカク、ソノ外夥キコトニテ數擧ニ際限ナシ、其甚キ

ハ蝦夷ノ土地ナリ、鍛冶木匠ナケレバ家宅ヲ修造スベキヤウモナシ、此故ニヤ嚴命アッテ、撫育交易ノ創業アレバ、終ニハ日本ニモマサルホドノ良國トナリ、百穀百果モ豐熟センコトハ、北極高サ四十度ヨリ五十度ノ間ニ所在ノ土地ナレバナリ

日本國ノ全體ヲ論ズ

日本國ハ縱横何ホドアル國ヤラシラザル人多シ、ヨッテ是ヲ述

日本東北ノ端奥州南部尻岬、北極高四十〇度四十〇分

江戸ヨリ東偏凡四十二里、赤道經度一度四十五分

江戸ヨリ北偏凡一百四十七里半、赤道經度四度五十五分

同南西ノ端肥州五島岬、北極高四十一度四十五分

江戸ヨリ西偏凡三百二十八里、赤道經度一十三度三十〇分

江戸ヨリ南偏凡一百二十八里、赤道經度四度〇〇分

江戸ヲ中央ニ据テ居テ、東西南北ヘヒタリタル形象ナリ

東西直徑三百七十〇里、東西赤道經度一十五度一十五分

南北直徑二百六十七里、南北赤道緯度八度五十

土地ノ所在ハ未申ノスミヨリ丑寅ノスミヘ斜ニ所在セシ土地也、渡海ノ道ノ眼目ナリ、日本ノ船長コ

ノ度量ノ學ニ暗昧ナルユヘニ、僅ノ小渡海邊ヲ大造ニ覺ヘ運送不便利ニシテ、羽州仙北郡ノ米一升代錢六文ナルニ、紀州熊野ナドハ米一升代錢百三十二文スルト云ヤウナル莫大ニ直段相場ノ不同高下アツテハ、土人ノ稼穡産業ニ勝劣アツテ土人立ガタシ、是レ船舶ナク撫育交易ナキユヘナリ、ソノ甚シキニ至テハ蝦夷ノ諸島ナリ、同ジ人間ニ生ジナガラ、都人トナク、田舍人トナク、蝦夷人トナリテ生涯ヲハタスハ、佛氏ノ因果因緣ノ所爲トモ云テ惜ベシ

有此條々ハ日本只今ノ有サマヲ有ノマヽニ記タルナレバ、御制度ヲ難ズルヤウニ聞ヘ恐入心地スレドモ、コレヲモ遠慮セズ、有體ヲ重トシ記タリ、ヨツテ他見ヲ禁ズルコト至テ嚴ナリ、アハレ後人ニ賚シテ工夫ノ一助トモナレカシ

享和元年辛酉八月朔日

東蝦夷根諸歸帆凌風丸御船北夷齋本田三郎衞門利明、奥州宮古港碇宿之内ニテ寫ス

諸處經緯度

江戸　　自江戸向正南凡三十里、手走房州スノ崎

緯三十五度四十五分　　緯三十四度四十五分

經一百五十六度〇七分　　經一百五十六度〇七分

自ニスノ崎ト向北東三四間、凡八百里ノ丑寅走

丸志阿島　大島二ツ、四國九州ホド可レ有レ之歟、外ニ小島五ツ

緯三十八度一十八分　　經一百六十二度一十一分

自ニスノ崎ト向北東三四間、凡八百里ノ丑寅走

カムサスカ　蠻書ニカムシヤツトカト有、クナシリ島ヨリ二島ノ末ニ所在ノ大地ナリ

自ニスノ崎ト向北東、二三間、凡六百九十里ノ丑三分走

ジユルハム

緯五十四度五十分　　經一百六十七度三十分

自ニスノ崎ト向七東、凡四十二里ノ寅卯之間走

犬吠ケ鼻下總國銚子ノ港ニ、地岬犬吠鼻目鼻岬長崎ト云

三岬有、東海第一難所ナリ

緯三十五度〇一分

經一百五十七度二十九分

クナシリ島

緯四十三度四十七分、地鼻緯四十四度四十五分沖鼻

經

エトロフ島

緯　　　經

ウルップ島

緯　　　經

自二大吹ケ鼻一向北東三、凡三百里ノ丑走

奈葉　蠻書ニ日本ノ岬ト有レ之、推量スルニ、心東蝦夷根諸ノ鼻シャフヲ云ナルベシ、測四十三度三十八分

緯四十三度三十五分　　經一百五十七度五十二分

自二大吹鼻一向正北凡一百七十里ノ子走

南部尻屋鼻

緯四十度四十分　　經一百五十七度五十二分

五島

緯三十四度　　經一百四十二度一十七分

長島

緯三十一度四十五分　經一百四十二度三十七分

大　坂

緯三十五度一十分　經一百五十度三十二分

自ニスノ崎ニ向南西七、凡六十二里ノ中酉間走

場留根邊戸須島　推量スルニ、小笠原島ヲ云カ、余ホド大島ニアルベキ、エイラシドト云ナリ

緯三十四度一十分　經一百五十三度三十分

自ニスノ崎ニ向北東三四間、凡七百一十四里ノ丑寅八分走

ボルサイヤムカサスカ地ツヾキニテ、大川アリホルサイト云

緯五十二度四十八分　經一百七十三度二十七分

地繪面縣アリ

緯三十一度一十二分　經一百四十七度二十二分

ハヤル島

緯三十八度三十八分　經一百二十九度〇二分

平戸島

緯三十四度三十五分　經一百四十四度〇〇分

廣川

緯三十三度三十分　經一百四十三度〇二分

コウヒンヤ　カムサスカノ地中北浦海副大川アリ、コウヒヤト云、極寒ノ土地ナレ共、近年シベリイヨリ縣ナタテ

緯七十度四十分　經一百七十五度二十七分

自二長サキ一向南東ニ、凡一百一十六里ノ巳走

琉球嶋

緯二十八度　經一百四十三度五十七分

自二長サキ一向北西四三五、凡二百七十九里ノ亥初三分走

北京、支那、京師

緯三十九度五十四分　經一百三十三度〇一分

キユルハアルト嶋

緯三十三度三十二分　經一百四十四度三十一分

自二長サキ一向南西四八五、凡九萬一十二里ノ中八分半走

シヤム東天竺ノ内也、昔長サキヘ渡來セシニ、今ハ渡來セズ、日本ヨリモ慶長ノコロマデ國用便利ノ爲商セシ所ナリ

緯一十四度一十八分　　經一百四十四度二十二分

自二長サキ一向北東六四六、凡一萬四十里ノ五七分走

且時嶋自二房州一コノ崎向南西五七三、凡三百〇六里ノ申酉間走

緯三十度三十分　　經一百四十七度〇七分

自二スノサキ一向北東四五、凡一千三百四十里ノ寅卯間走

多阿泥宇頂岬大縣アリ、シベリヤヨリ定カムサスカノ東方地續ニシテ、亞細亞大洲ノ東端ナリ

緯六十二度一十分　　經一百九十一度三十二分

自二長サキ一向正北、凡九十里ノ子走

朝鮮

緯三十四度五十分　　經一百九十一度三十二分

自二長サキ一向正西、凡二百里ノ西走

南京

緯二十二度一十七分　　經一百三十五度〇二分

自二長サキ一向南西〇二凡一千二百五十八里ノ未走、バタヒヤ港ヲランダ本國ヨリ此嶋ヘ一先渡來テ、其後日本ヘ渡來ナリ

緯六度〇九分　經一百二十三度三十分

赤道以北

本國緯與ニ船所在緯一、或共同共南緯相減、餘爲ニ緯差一

本緯多、某緯少、某所在本南、本緯少、某緯多、某所在ニ本北一

本國經與ニ船所在經一、或共同共東經相減、餘爲ニ經差一而後以ニ經緯差一查表、得ニ方位及里程一

本經多、某經少、某所在本東、本經少、某經多、某所在ニ本西一

船舶考終

答問十策

青木定遠著

答問十策

青木定遠著

第一策

問、和蘭船ノ交易利害如何　答、彼ニ莫大ノ利アリテ、我ニ寸毫ノ益ナキノミニアラズ大ナル害アリ、マヅ彼ガ齎シクル所ノ毛織哆囉猩々ノ類ハ、世ノ花美ヲスヽムル害少カラズ、軍器ノ類ニモ陣羽織鳥銃袋駄覆等ハ、多ク猩々絨哆囉呢ヲ用ヒ、又平日ハ火事羽織雨バオリナドニモミナ毛織ヲ用、又ハカマニハ一統蠻産ノ奥島ヲ用、コレミナ花美ノ爲ノミニシテ、ソノ費イクバクゾヤ、古ノ所レ謂革羽織ナド云モノハ、終身知ラザルモノモ亦多シ、唐山ハ勿論、朝鮮等ノ小國ニテモ、宮人ハ本ヨリ庶人ニ至マデ衣服ノ制アリテ、他邦ノ産物ヲ用ルコトナシ、或人ノ説ニ、朝鮮ノ人ニ對シ雨傘ノ制ナケレバ、日本ノ雨傘ヲ交易センヤト云ニ、朝鮮人我國制度アリテ他邦ノ器物ヲ用キズト答ケルトゾ、今貴人ノ衣服ニ蠻産ノ毛織等ヲ用ルハ、ハヅルベキコトナルベシ、幷荒物ウニコウル、サフラン、テリアカノ類、奸人是ヲ唱テ病家ヲ惑シ人ノ財ヲ敗ラシム、其害大ナリ、蠻薬ノ葉二十年以前マデハ、其名ヲ知ル人モ少ナカリシニ、今ハ一統邊鄙マデモコレヲ用ルコトヽナリタリ、附子、大黄サヘ使得ザル文盲ナル俗

膏等、假初ノ產婦ニモソノ價莫大ナルサフランヲ用、痘瘡ハシカ等ノハヤリ病ニハモツパラテリアカ、ウニカウルヲ用、尙可笑ハ病症ニカヽハラズ、療養ノ手ツキタル病人ニハ、テリアカ、ウニコウロ、サフランノ次第ヲ立テ三品ヲ用ルモノアリ、ソノ藥代夥シキコトニテ、和蘭書ニウニコウルハ馬ニ似タル獸ノ額ナル一角ト云、又夜國ヨリ出ルナルワルト云ル大魚ノ牙トモ云、ソノ形象牙ノ直ナルガ如シ、功能ハ鹿角象牙同ジト云リ、蠻國ニテ格別用ルモノニアラズト見ユ、サフラン一名コロキユスト云草花ナリ、ソノ草印度地方ノ河岸ニ生ズ、葉ハ韮ノ葉ニ似テ、花ハ黄赤色ニテナガキ蕋ナリ、ソノ蕋ヲ取テ乾シタルモノニテ香氣甚ト云、ソノ功能ヲ記ストコロ大テイ紅花ニ同ジ、ソノ狀ヲ見ルニ此方ノ石蒜ニ彷彿タルモノナリ、テリアカハ反鼻ニサフランヲ加ヘ、蜜ネリニシタルモノナリ、サフランハ代藥ニハ紅花ヲ用、萬病ノ藥ト云リ、此等ノ藥物和蘭ニテ格ベツ高價ナル品トモキコヘズ、シカルニ俗長崎奸商ノ爲ニダマサレテ、己ガ利ムサボル所ヨリシテ謾ニ蠻物ヲ用、新奇ヲ唱庸俗ヲマドワス、貧者ハ產ヲ破テコレヲ求ムルコトヲナラズ、縱ヒ病ニ害アラズトモ、人ノ財ヲヤブラシム、其罪甚、其外奇器淫行ノ玩物、及ビ異禽怪獸ノ類、古ヨリ明主ノ惡所暗主ノ喜所、其害甚シ、此等ノ品ヲ以萬國ニスグレタル金銀銅ト交易スルハ、ヲシムベキコトナルベシ、白石先生フカク此事ヲ歎ジ、正保四年ヨリ寶永五年マデ凡六十一年間、長崎一所ヨリ外國ニ出シ金銀銅ノ大數積算セラレシコト左之如シ、金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百九貫目餘、銅一億一萬一千四百四十九萬八千七百

斤餘、寛文三年ヨリ寶永五年マデ凡四十六年間、凡外國ニ出シ所ナリ、但シ銅ハ慶長六年ヨリ寛文二年マデ六十二年ノ間ノコトハ分明ナラズト云又右ノ數ニ慶長六年ヨリコノカタ中國西國ヨリ所々ノ浦々ヘ蠻船來、自由ニ賣買セシトモ取行シ所ノ數、又サツマヨリ琉球ニ出シ所ノ數、并ニ對馬ヨリ朝鮮ニ出シ所ノ數、及長崎所々ノ奸商拔ケ荷ノ商買ニ付、外國ニ出シ所ノ數等ヲ合テ、餘ホド引入タル算法ヲ以其概略ヲ積ラレシ所左ノ如シ、但シ慶長以前ノコトハ猶夥シキコト知ルベシ、金七百十九萬二千八百兩餘、銀百十三萬二千六百二十七貫目餘、銅二億二萬二千八百九十九萬七千四百斤餘、右ハ慶長六年ヨリ寶永五年マデ凡百八年ノ間、我國ノ金銀外國ニナガレ入テ再ビ廻ザル所ノ大數ナリ、又寶永六年ヨリ今文化元年マデ凡九十年ノ間、外國ニ出シ數推テ知ルベシ、但シ其後長崎ニクル船數モ定□アリテ減ジタルハ、金銀銅ノ外國ヘ出シコトモ、昔ノ十ガ一ニモ當ルベケレドモ、夫トテモ又夥コトヽシルベシ、白石先生ノ考ニ、古ヨリ以來我國ニテ金銀銅ノ夥出シコトハ、神祖ノ御時ホドサカンナルコトナシ、又萬國ニモ斯ノ例ヲキカズ、其夥キ金銀銅モ神祖ヨリ今百年ニ及ヌルガ、年々外國ノ交易ニ若干ヲ失フコトナレバ、又百年ノ後ハ我外國用ノ金銀銅モ乏クナルベシト云ヘリ、唐山ノ古人ノ說ニ、凡金銅ノ地ノ間ニ生ズルコト、是ヲ人ニタトフルニ骨ナルベシ、其餘ノ寶貨ハミナ血肉毛ノ如シ、血肉毛ハ傷ミキズヽケテモ又々生ズルモノナリ、骨ノ如キハ一タビ折損シ拔出レバ、再生ズルコトナシ、五行ノ內木土水ハ血肉皮毛ニテ、金ハ骨ナリ、是ヲ採テ後ニハ再生スル理ナシ、夫和蘭西方蠻國ノ族共ハ、ミナ窮理ノ學ニ通タレバ、其國金銀銅山アリト雖コレヲ採コトヲ禁

ジ、コレヲ漫ニトルトキハ其土地寥耗シテ、人ノ精力モ自ラ薄ナルト云ヘリ、故自國ノ金銀銅ハナガク土中ニ存シ置テ、大海ヲヘダテタル日本及亞墨利加ヨリコレヲ求ルトゾ、先生前案ノ如神祖ヨリ二百年ニ及ベルガ、漸ク我國用ニ乏シクナリテ、諸國一統金銀拂底ニナリタルニヤ、各國執政ノ人々コレニコマリ種々工夫アソバシ、札錢ハ切手ナド、云ルモノヲ拵ヘ、國用ヲ通ズルコトニナリタリ、識者ノ憂思ベシ、又前ニ記ス所ノ金銀ハ、諸外國ニモ（唐山、朝鮮、琉球等ナリ）出シコトナレドモ、銅ハ至ク和蘭船取行シナリ、和蘭船ノ交易其害甚大ナルコト是以知ベシ、サテ往昔ノコトハ數クトモ益ナシ、自今以後我國ノ金銀等外國ニ洩サヾルハ當時ノ大策ナルベシ、諸外國ノ交易ニ我國ノ弓矢刀劍甲冑馬具ノ類ヲカタク御制禁アルハ、所謂國ノ利器ハ人ニ示スベカラズト云ヘル古語ニカナヒ、實ニ肝要ノ御戒ナリ、今其上ニ金銀銅ヲモ御制禁ニナリナバ、上モナキ御法律ナルベキニヤ

第二策

問、和蘭日本ノ銅ヲ以金ヲ取ト云如何　答、決テ此事アルコトナシ、金ハ自金、銅ハ自銅、智者是ヲ分チ各其用ヲナサシ國ヲ利ス、只金ノミ世ノ至寶トスルニアラズ、彼ガ銅ノ有用ハ金銀ヨリ萬々大ナルコトナリ、先其一二ヲアグルトキハ、和蘭本國ニシヤツフト名ル大船二萬艘アリ、其船大サ十八間ヨリ二十八間ニ及モアリ、コレヲ水車ニモ用、又商船ニモ用ユ、其船異名ヲ「ヨツアトルカステエル」ト呼、

水城ト云義ナリ、タトヘバ有脚ノ城ノ如シ、商舶トハ貨物ヲノスル所ノ稱呼ニシテ、若敵舶ニ逢トキハ即軍舶トナル、港ヲ出ルアリ樣各出陣ノ覺悟ナリ、故ニミナ軍器ヲ貯ヘ、舶中軍律ヲ用ユ、尤大舶ニハ石火矢百二十挺、其次ハ六十挺、又三十挺ホド備フ、ミナ四貫目ヨリ六貫目ノ玉ヲ用、右舶付ノ石火矢一艘ゴトニナラシ六十挺トソモルトキニ、二萬艘ニテハ百二十萬挺ナリ、其外ハ小船ニモミナ相應ニ石火矢ヲ備レバ、其數何ホドヽ云コトヲ知ルベカラズ、又大船小船トモニ水□ヨリ底ハミナ銅ヲノベテ張タルモノナリ、又アムストルタム(都會ノ名)ノ外郭、海ニノゾンデ半月ノ形ヲナス、周回日本道三里半アリ、其郭都テ六尺ホドヅヽオキ、『ハテレ』ト云ル砲架ヲ設ケ、石火矢ヲ備、其數三里半ニテハ大抵七千五百挺餘アルベシ、郭內ニ會議廳アリ、又水軍都督府アリ、コレニモミナ湟ヲホリ、土墻ヲキヅキ、石火矢ヲ備、右石火矢ハミナ銅ヲ以鑄タルモノナリ、(銅ノ用、是其一)又彼國中家造リ都テ宏大ナリ、大ナルハ四層五層、小ナルニモ二層三層ナリ、柱ハミナ石柱ヲ用、壁ハ切石或ハ磚丸ヲタヽミアゲ、石灰ニテカタメ、屋上ハ銅ノ延板ヲ以覆フ、堅固ナルコト岩窟ノ如シ、又竈ノ上ニハ二圍三圍ナル銅ノ筒ヲ立テ、四層五層ノ屋上ヲ貫キ烟ヲヌク、寒國ユヘ冬ハ其銅ニ蓋ヲ施シ、火氣ヲコメ室中ヲ溫ム、國中ミナ同ヤウノコトナレバ、是等ノ銅夥キコトナリ、(銅ノ用、是二)又彼國古來著述ノサカンナルコト唐山ニ並ブ、故無數ノ書籍アリ、就レ中天文、輿地、航海術等ノ書ハ都テ大本ナリ、大本トハ竪四尺餘、横三尺バカリアリ、版行モノハミナ銅版ニテ、一ツモ木版トテハナシ、右銅版又夥キコトナリ、(銅ノ用、是三)

其外銅錢及諸器物、渾天儀、日鳴鐘ノ類、彼ガ銅材ヲ使ヒノ千萬枚擧スベカラズ、是ハ僅ニ歐羅巴ノ一小地ナリ、和蘭一國ヲ云ナリ、歐羅巴洲中數多ノ大國邦制武備皆同樣ナリ、就レ中魯西亞、都兒格ノ兩國ハ、領地モ二千里三千里ニ延袤シテ其威諸州ニ加フ、自城郭及海船ノ多少推テ知ベシ、又拂狼察、諳尼利亞、弟那馬爾加諸國ミナ海戰ニ慣、通商ヲコト、スレバ其舶數夥シキコトナリ、サテ歐羅巴諸國ノ戰法ハ海陸トモニ火攻ヲ專トス、火攻トハ石火矢ヲ第一ニ用コトナリ、石火矢ヲ第一ニ用ルユヘ銅ヲ貴ナリ、歐羅巴人日本ノ銅ヲ願コト是ヲ以察スベシ

第三策

問、去年亥七月亞墨利加船長サキニ至リ交易ヲ開ントト請、鎭臺不レ許シテ返シタマフ、彼ガ辭ニ唐船同ヤウニ俵物類ヲ以交易セントト云、其意如何ト　答、是彼ガ謀計ナリ如何トナレバ、俵物類ハ海參、乾鮑、昆布ノ類彼ガ無用ノ品ナリ、亞墨利加ノ船頭ステワルト、云ルモノ近年數々長サキニ往來シテ、ヨク日本ノ時勢ヲノミコミタレバ、初ヨリ和蘭同ヤウノ交易ヲ願トキハ許サレザルコトヲ察シ、當時己ガ利ヲカヘリミズ、フカク後年ノコトヲ慮テ斯ク願ルベン、ステワルト長サキニ來ル起リハ、七八年以前和蘭加毘丹來ラザリシトキ、ジカタラ商館ヨリ貢物ハカリヲ彼ガ船ヨリ長サキニ送リタリ、其時ハジメテ出島井在留ノ和蘭人賄賂ヲ行ヒ、私ニ帶ビ來ル所ノ物件ヲ和蘭ノ荷物ト取ナシ交易セリ、

併乍彼ガ言語及綿甲全ク和蘭ニアラズ、又帶來毛織類ノ等號ヲミレバ、ロンドンドント云文字ナリ、ロンドントハ暗厄利亞ノ都ノ名ナリ、暗厄利亞人ナルコト顯然タリ、暗厄利亞ハ御制禁ノ國ナレバ、コレヲハヾカリ出島ニテ商賣シ、亞墨利加人ト詐タルナルベシ、又其後和蘭加毘丹來シトキ、彼又呂宋ヨリ船ヲ仕出シ來リ、コレモマギリテ和蘭ノ脇荷物トトリナシ交易ニナリメリ、脇荷物トハ船頭私ノ荷物ヲ云、某察スルニ、ステワルトハ全ク暗厄利亞國ヨリ日本當時ノ形勢ヲウカヾハシメル間者ナラン、彼追々長サキノ情ニ熟シタレバ、和蘭ノ手ヲハナレ自國ノ頭役ノモノヲミチビキ來リ、試ニ交易ヲ願タルナルベシ、某往年ステワルトガ相貌ヲ見タリ、年頃四十才バカリナリシガ、膽略アルモノト覺シガ、言語ナドハ靜ニテ婦人ノ如シ、某コレヲ[illegible]スルニ、若交易ヲヒラクトキハ、長サキニテ受トリシ俵物ハ直ニ唐山廣東ニ持ワタリ荷アゲシ、唐山ヨリ船ヲ受トリコレヲ己ガ利トシ、西洋船廣東ニ至リ鉛ヲ賣テ交易スルト云コト唐山ノ書ニミユ、シバラクコノ交易ヲナシ日本ニ利ヲ示シオキ、畢竟ハ交易利潤ナキヨシヲナゲキ賺シテ、遂ニ銅ヲトルノ巧ナルコト明シ、鎮臺神祖ノ御法度ヲ守リ、許サズシテ返サセシハ實ニ明識ナリ、サテ亞墨利加ニカギラズ、スベテ横文字ノ國ハ、以後悉ク斯ク計フベキコトナルベシ

第四策

問、唐舶ノ交易ハ如何　答、コレハ當時ニ在テハ止ガタキコトナリ、如何トナレバ、彼ガ帶來ル藥材モ一日モナクテ叶ベカラズ、其上通商ノ法、蘭舶トハ主意格別ナリ、今清主ヨリ使者ヲ通ズルコトモナク、物ヲオクルコトモナシ、畢長サキ商人ト清國商人ト相對ノ交易ノ體ナリ、又此方ヨリ受取ル品品ミナ賤物ナレバ、タガヒニ利徳アルコトナリ、然レドモ是マデ帶來ル布帛、綢緞、磁器、及諸玩物ノ類ハ、一向無益ノ品ナレバ盡ク禁ゼラルベシ、只藥材ヲ第一トシ、并ニ銅、錫、鉛丹、又書籍ノ類ハ、註文ヲ以交易シテ然ベシ

第五策

問、吉利支丹御制禁ニ付我國ニ入レラレザルモノ、舊記ニノスル所伊斯把儞亞（イスパーニア）、波爾杜瓦爾（ポルトガル）、臥亞、呂宋、亞媽港、新伊斯把尼亞、諳厄利亞等六ケ國アリ、然レバ魯西亞ハ格別ナリヤ如何　答、舊記ニノスル所ノ六ケ國ハ、往昔皆我國ニ通ゼシモノナリ、縱ヒ吉利支丹ト雖我國ニ通ゼズ、其名キコヘザルモノハ記スベキヤウナシ、和蘭輿地書ニヨツテ考ルニ、總世界ノ内ニテ日本、唐山、朝鮮、琉球ハ直行ノ文字ヲ用ユ、ソノ他ハミナ横文字ヲ用、横文字ヲ用國ハ吉利支丹ニアラザレバ、必サマコメタンナリ、サマコメタンハ都兒格國ノ教ナリ、吉利支丹ト大テイ同ジヤウナリ、サレバ横文字ノ國ハ悉ク御制禁ト心得然ルベキカ、伊斯把儞亞、波爾杜瓦爾ハ隣國ニテ同盟ノ國ナリ、或ハ合テ一國トナリ

タルコトモアリ、臥亞、呂宋、亞瑪港、新意斯巴尼亞等ハミナ其屬國ナリ、天文ノ頃ニ當リ、伊斯把爾亞勢强大ニシテ、歐羅巴諸州ニ其威ヲフルヒ、數多大船ヲ出シテ海外ヲキハメ荒國アレバ人ヲワタシテコレヲヒラキ弱國ハコレヲ攻取、或ハ吉利支丹ハ辯才アル敎師ヲワタシ遊說セシメ、其國人ノ心ヲ攬テ遂ニ己ガ屬國トセシモノ、卽臥亞以下ノ四箇國ナリ、此時日本ニモ手ヲ入レシナリ、波爾杜瓦[ホルトガル]爾人、ユアンケリエト、ト云モノ日本ニ來リ、吉利支丹宗門ヲヒロメ、已ニ天主堂ヲ建立シテ吉利支丹餘ホドヒロマリタリ、此コト和蘭書ニモ見エ、是織田氏信ゼラレシトキノコトナリ、其ミギリ吉利支丹ニカタムキシ徒ハ、伊斯把爾亞、波爾杜瓦爾ヲ本國トアホギ、蠻人ヲ師父ト尊タリ、我神域ヲ蔑ニシテ蠻夷ニ服セシハ言語道斷ノ次第ナリ、然ルニ神祖御明察アリテ、近ハ人情ヲ恐レ、遠ハ後代ノ殃ヲ恐レタマヒ御制禁アリシヨリ、寬永ノ頃天草一亂前後ニカケ、禁ヲ冒スノ徒凡二百八萬人誅戮セラレ、全ク種族ヲ絶神域ヲ滌除シタマヒシニ、再ビ古ノ日本トナリタルハ、廣大ニ御タメシ有ガタキ御善政ナラズヤ、サレバ異國姦惡ノ族トモ日本ノ大力風ニオソレ、數十年ノ間辟易シテ跡ヲ絶タルコト、誠ニ神國ノ威德ト謂ベシ、サレドモ西國ノ邊境ニハ其後モ吉利支丹ノ餘殃アリテ、民心ヲ薰動スルコト往々聽ヲ驚セバ、神祖ノ御制禁愈カタク守ルコトナルベシ、サテ魯西亞ハ神祖ノ御時代マデハ微小ノ國ナリシガ、僅ニ九十年前ペートルト云主ヨリ、總テ世界ヲ併吞スベキ萠アリテ、衆多ノ人村ヲアゲ用、四方ニ攻伐ヲ張リ、漸々諸國ヲ切シタガヒ、或ハ吉利支丹ノ法ヲ以コレヲ服シ、遂ニ亞齊亞洲

韃靼ノ地ニ攻入リ、韃靼東北ノ地悉ヲキハメ、滿洲ノ東方カムサスカノ地ニ至マデ、本國ヨリ三千餘里ヲ略定シ、出城ヲキヅキ隣國ヲ押領シ、亞弗亞ノ地境マデニツキタレバ、又其頃航海ニ名ヲ得タル和蘭人「スハンヘルゲ」ト云モノヲ用テ、カムサスカヨリ亞墨利加ニソメル新航道ヲヒライテ、亞墨利加ノ北地幷ニ諸島ヲ押領セリ、代々「ベートル」ガ志ヲツイデ遠略ヲ務トスルユヘ、其勢強大ナルコト又古ノ伊斯巴儞亞ノ類ニアラズ、然ルニ今我東蝦夷ヲ覬覦シ、兩度長サキニ使船ヲ馳スルコト一日ノ事ニアラズ、然ルニ年久シク計タルコトナリ、其間「スハンヘルゲ」元文ノコロ長サキニ來シモノナリ、其コロ魯西亞ヨリ東海日本地方ノ針路ニ熟タルモノヲ招ト聽、オノレ魯西亞ヘ投奔シ立身セント志シ、日本ノ周圍ヲ凡三タビ乘巡リ、又寛保ノハジメ魯西亞ノ命ヲ受テカムサスカヨリ船ヲ出シ、蝦夷ノ諸島ヲ巡見シ地圖ニウツシ開版セリ、又明和八年ニ當リ、「ヘンゴロウ」ト云者三艘ノ船ヲ同所ヨリ仕出シ、日本ヲ乘メグリ、船ヲ著ベキ島々港々ノ淺深ヲハカルコトアリ、又魯西亞ノ國都「ペテルヒエルチ」ニ於テ日本ノ文字ヲ學コト久ト云、是以考ルニ、其勵心一朝夕ノコトニアラザルコト知ルベシ、和蘭、暗厄利亞ナドノ交易ヲ請トハ、又格別ノ主意ヲフクメリ、往年林子平魯西亞ノコトヲ慷慨シテ其身ヲ禁錮セラル、是其コトヲ揣テ歎息スル所ナリ、已ニ此コトニ臨デ舊記ヲ吟味シ、コレハ古何船ノ例、彼ハ吉利支丹、コレハ商船ナド、區々ナル評議ヲ以コレヲ緩ニセバ、後悔臍ヲ噬トモ及ベカラズ、在上ノ君子明ナル神祖ノ御法律ヲ執テ、果斷アルベキコトナルベシ

第六策

問、魯西亞舶印四隅ヨリ斜ニ筋ヲヒキ、十字ノ形ヲナス、十字ハキリシタンノ印ト云、如何　答、コレハソニスセケソイランフラクト云テ、魯西亞國平常ノ事ニ用ル印也、十字ハ和蘭ノ語ニキリストコロイスト云、是吉利支丹磔ニカヽリタル狀ヲ表タルモノナリ、昔吉利支丹敎法ヲトキ世人ヲスヽメ、種々奇特ヲ顯ケレバ、諸國コレヲ仰ギタツトビ、其門徒夥シクナリシニ、如德亞額勒濟亞兩國ノ主コレヲウタガヒニクミ、國人ソムイテ彼ニ從ンコトヲオソレ、遂ニ吉利支丹ヲトラヒテ磔ニカケタリ、其トキ門徒四方ニ散テ敎主肉身升天セリト唱ヘ、却テ磔ノ狀ヲ崇尊シ愈法ヲヒロメケレバ、歐羅巴各國コレヲ傳今ニ至トゾ、是以見ルベシ、タトヒ邪法ニアラズトモ、ソノ身刑戮ヲ免レザルモノニ近クベキモノニアラズ、神祖ノ御遺戒彌仰奉ルベキコトナリ

第七策

問、和蘭學又益アリヤ如何　答、有識士聞テ益アリ、愚駭ノ徒學デ害アリ、ソノ益アリト云ハ、タトヘバ四方萬國ノ廣狹遠近、其俗ノ智愚賢馴、坐テコレヲ察シ、我經國ノ劃策ニ用ルコト白石先生、及林子平ヤ如レ是ナリ、又其害アリト云ハ、タトヘバ彼ガ天文測量ノ功ナルニ駭テ、徒ニ奇怪ノ說ヲ構

テ唐俗ヲマナトハシ、或ハ其原詳ナラザル奇靠等ヲ用、新ニ學マヒラクナドヽ、篤テ一意ニ彼ガ妖說ニ惑溺シ、アマツサヘ其身ヲ忘却シテ、和蘭ノ元日アニユアレイノ元日ナヅヲ私ニ祝スルニ至ル、近世一種ノ蘭學者流ト稱スル徒是ナリ、因テ云、今儒者ノ徒文章ヲ書ヿ、動モスレバ異國ヲサシテ大唐、大明、大清、或ハ中華、中國ナドヽ、彼ガ自讃ノ稱呼ヲ用ヒ、我國ハ東夷ノ國、我身ハ東夷ノ人ナドヽ、心得ルモノアリ、是亦蘭學者流ノ惑溺ニコトナラズ、タトヘ文章ハ一時ノ才藝、蘭學ハ席上ノ譜謔ト云ルトモ、假初ニモ我國ヲ蔑スルハ大ナル僻事ナリ、コレヲ公論セバ亂民トモ謂ベキカ、是等ノ料簡チガヒハ、御法令アリテ誡メラルベキコトナラン

第八策

問、魯西亞十二年前蝦夷ニテヤクル信牌ヲ以長サキニ至ル、今コレヲ絕ノ術如何　答、コノ謀ハ雄斷ニヨルベシ、和蘭ヲモ同ク絕ツベシ、此タビ魯西亞書束ノ概略イカンガフルニ、武ヲウチニフクミ、文ヲ外ニカザツテ和親ヲムスビ、交易ヲ通ゼント辭ヲナス、今コノ一艘ヲ鏖ニセンニハ謀ノツタナキナリ、シバラクコレヲ要テ彼ノ使者ニ答フベシ、ソノ辭ハ

一　十二年前備ガ船蝦夷ニ至リ交易センコトヲ請、ヨツテ長サキニ至ル爲ノ信牌ヲ與フ、然ルニ今右ノ信牌ヲ持シ來ノ旨左モアルベシ、然ルニ此度贈ル所ノ書東我國用ザル文字ナレバ、其主意分明ナ

ラズト雖、和蘭人ノ譯ヲ重テ梗概ヲ考ルニ、爾ガ主我都下ニ使ヲ通ジ和親ヲムスビ、且交易ノ道ヲヒラカント請ノ意ナルベシ、使者ヲ通ズルコトハ許難(ユルシガタ)シ、ソノユヘハ我國他交ヲ禁ズ、我使者ヲ他邦ニ致スコトナシ、今爾ガ主ノ使者ヲ受テ、我使者ヲ致サザルハ道ニアラザレバナリ

一　交易ノコトハ我國ノ米穀布帛ノ類爾ガノゾム所ニアラズ、許スベカラズ、然シ近年諸物産餘リナケレバ若是ヲ欲セバ、今ヨリ五十年ヲマツベシ、國用アマリアツテ後許スベシ

一　五十年後交易ヲ許ト雖、長キ一個所ノ外他邦ヘ船入津ヲ許サズ、我古例ナリ、又交易ニクルモノハタトヒ官人タリトモ、商人ヲ以遇ス、又國法ナリ

一　我國ノ漂民爾ガ邊海ニ漂着スルモノ、撫育シテ速ニ渡サント云、信義深ク感ズルニ堪タリ、サレドモ我國法アリテ一ビ他邦ニ至ルモノハ、終身禁錮(キンコ)シテ只一命ヲ助ケオクノミナリ、又臥亞、呂宋等ノ地ニ至ルモノ廻トキハ、斬罪(ザンザイ)ノ法ナリ、以後邊境ニ至ルモノアラバ、爾ガ國法ニ任ズベシ、再ビ連來コトナカレ

一　此度贈ル所ノ書翰(ショカン)意義明ニ解シ難ケレバ返書ヲアタヘズ

一　我國ニ朝鮮入貢ノ古例アレバ、故アリテコレヲモシバラク退テ置タリ

右七ケ條ノ旨承諾シテ、爾ガ國主ニ達スベシ

先大抵如レ此命ジテ返スベシ、否ヤトハ云ハバ一艘盡ク成敗スベシ、本ヨリコレヲ絶ノ主意ナリ、又和

蘭人ニハ此度新法ヲ以、今ヨリ五十年ノ間附ガ交易ヲ休ムコト勿レ、是隔意アルニアラズ、五十年ノ間交易ヲノゾマバ又々許スベシ、此旨承諾シテジヤガタラ頭分ニ達スベシ、是又斯ク如命テ出島ヲヒキハラスベシ、今出島ニテンメルマン一員アリ、（大工ナ云）此モノ從來出島ニテ出火シ、ソノ罪ニヨリテナガクジヤガタラニカヘルコトヲ得ザルモノナリ、是幸ノコトナレバ、此モノ一人ヲ生涯扶助シオキ、以後獲船ヲ和蘭船ノ法ヲ以テ製セバ、大ナル利益ナルベシ、又長サキニモ船大工ニ和蘭船ノ造法ヲ見オボエタルモノアレバ、コノコト追々成就スベシ、寛永四年ニ當テ、和蘭人我國ニ入レラルマジキ議定アリテ、已ニ一旦返サレシコトアリタレドモ、ソノ後又許シテ今ニ至ル、往昔ケンフルト云和蘭人志アリテ久シク長サキ逗留シ、日本ノコトヲ著述セシ書アリ、ベンケレイヒンキヤツハント題ス、日本記錄ト云義ナリ、ソノ書アラユル日本ノ事實ヲ詳ニノセタリ、御政道及大小諸侯ノ知行高、家々ノ紋所、又名所舊跡、御要害ノ所々諸物産、并ニ百工諸藝術ニ至ルマデ、ノコル所ナク記錄セリ、某未東游セザレバ關東筋ノコトハ、ケンフルガ書ヲ見テサトリタルコト間多シ、恐ルベキコトナラズヤ、或說ニ蠻舶中ニテ和蘭特リ交易ヲ許サルルハ、只公儀御利益ノ爲ノミニアラズ、萬國ノ治亂動靜ヲ探候セラルベキ爲ノ故ナリ、故ニ年々諸國ノ風說書ヲ獻ズト云、是モ昔時ハ肝要ノコトナルベシ、當時ハ昇平ノ餘澤ヲ蒙リ諸學術備リ、日本人モ萬國ノ形勢ヲ掌上ニ見テ明カニスル所ナレバ、和蘭人ヲ賴デ萬國ノコトヲキクト心得ルハ、タトヘバ目明ヲタノミ盜賊ヲ詮議スルガ如シ、目明ト盜賊トハ何ホドノ

タガヒアリヤ、時變ヲ見テ事ヲ斷ズルハ、經國ノ活圖ナルベキニヤ

第九策

問、外寇ノ戒備如何　答、日本ハ天險ノ國ナリ、四方大海ヲ以要害トシ、加之周圍諸侯ヲ封建シテ藩屛トス、且往古ヨリ武國ノ名アリ、近クハ太閤戰伐ニホコリ、弘安ノ頃蒙古日本ヲカロンジ、入寇セシコトヲフカク憤リ、再我神國ノ武威ヲ示サントテ、朱明ヲ睥睨シ朝鮮ヲ蹂躙セラレシヨリ、武國ノ名愈海外ニヒビキ、二百年來日本ヲウカゴフモノナカリシハ、實ニ太閤ノ餘蹟ト云ベシ、サレバ平日外夷ノ應對ニモカナラズ日本ノ國體ヲ失ハズ、假初ニモ武威ヲオトサザルハ戒備ノ第一ナリ、軍器ヲ製スルトハ旌旗甲冑ノ類ヲ云ニアラズ、五貫目十貫目ノ石火矢ヲ數萬挺鑄立ルコトナリ、石火矢ノ製數品アリト雖、是ヲ要スルニ、鉛丸鐵丸ヲ用ル巨銃、幷石榴砲ヲ用ル燧熕銃トテ兩個尤利器ナリ、鈴錄曰、發熕傳ヲ失フト云リ、然ルニ今ソノ製法トモニ詳ニ是ヲ得タリ、別ニ著述ス、サテ第二策記スゴトク、蠻國ノ軍艦ハ小城ノ如キモノニテ、六十挺百二十挺ノ石火矢ヲウチ放シ、狂風逆浪ヲモオソレズ、大海ヲ自在ニ横行スルコトナレバ、火器ニアラザレバフセギガタシ、又兵家ノ說ニ日本ハ手詰ノハタラキヲ得タリ、異國ノ人ヲ陸ニヒキ上打取ルベシト云、左ノコトナリ、去ナガラ戰略ハカナラズ、斯スルモノ斯ハセザルモノト云定法ハナキコトナルベシ、蠻人ハ常ニ世界萬國ニ航海シテ、各國ノ

事情ニ通シ海戰ニ慣ユヘ、容易ニ上陸ハセザルモノナリ、又敵人我船ニノリコミフセギガタキトキハ、敵身方トモニ一時ニ灰塵トナス法アリ、コレ蠻國船軍ノ一大事ナリ、サテ海岸ヲ嚴重ニ構ルトハ、日本總周一千五百四十里ノ沿海、但シ瀨戸内ヲフセギ四國ノ南涯ヨリ直ニ九州ニ經(マヽ)リツモル所ナリ、幷ニ大小ノ諸地勢ヲ擇ビ堡障ヲキヅキ石火矢ヲ備、和蘭火攻術ニ海岸砂場ニ、石火矢ヲ爲カケルハ沙盾ノ法アリ、是ハ周廻一丈四五尺、高七八尺ニ竹ヲ以丸クシガラミヲカケ、ソノウチニ沙ヲモツタルモノナリ、是ヲ數多キヅキナラベテ、其間々ヘ石火矢ヲ爲カク、是敵船ノ矢石ヲフセグ良術ナリ、尤樞要ノ所々ニハ大ナル海關ヲ設、數艘ノ大船ヲ以ツナギ、其船各石火矢ヲシカケ、又快船數十艘ヲ備ヘテ傍海二十里三十里ノ探候ニ用ベシ、サテソノ劃策ハ先諸侯ヲクツロゲズシテ調難カルベシ、タトヘバ諸侯是マデ隔年參勤ナ、今ヨリ五十年ノ間五年三年ノ參勤ト定トキハ、在國ガチニナルユヘ其國モシマリ、國人モ和シ、財用モ餘ホド寛アルベシ、コノ法定テノチ石火矢ヲ製スベシ、ソノ爲且(マヽ)ハ先ヅ公儀ニハシバラク和蘭ノ交易ヲヤメタマフトキハ、年ニ和蘭舶一艘向ノ銅十萬斤アリ、是以五百斤材ノ石火矢ヲイルトキハ二百挺アリ、諸侯ハ參勤ノ緩タル所ノ餘財ヲ以テ、大小ノ國ニ一國ニツケナラシ、十挺ヅツイルトキハ、六百六十挺アリ、右二口合テ一ケ年ニ八百六十挺ノ石火矢ハ至テ手ガロク出來ベシナレバ、五十年ニ至レバ四萬三千挺ノ石火矢アリ、此爲且(マヽ)ハ誠ニ目前ノ見所ヲ以云ナリ、勿論連々鑄立ル法何ホドモアルベシ、是ヲノコラズ公儀ノ御筒ト定、右四萬三千挺ノ石火矢ヲ、日本國廻一千五百四十里

ノ海岸ニ平等ニ並ベルトキハ、一里ニ二十七挺餘舗ベシ、大抵斯ノ如備ヘバ堅固ナル海法ト云ベシ、今清國ハ南京、浙江、厦門島三所ニ海防廳ヲカマヘ、坐哨トテ大船數十艘、幷ニ探哨ト名ル快船百艘備ヘ、一所ゴトニ三千四百ノ軍兵ヲアツメ、三六九ノ定日ヲ立テ、毎日九度海戰陸戰ヲ操練ス、常ニ探哨ヲ廻リ海賊ヲトラヒ、或ハ異國ノ漂船等ヲ見レバ、隨即警固シテ海防廳ニ牽入ル、海防廳ノ頭ヲ水野總兵官ト云、正三品ノ者ナリ、軍艦制造ノ法ハ江蘇省戰則例ニ詳ナリ、幷ニ是等ノ說其人ヲ得ズシテハ行（ズカ）ハレバ、神祖ハ申ハ憚アリ、紀州賴宣公水戸義公ノ如キ名將マシマサバ、邦制ノ時宜何ホドモアルベシ、畢竟石火矢ナクシテハ何ホドノ軍略アリテモ、外寇ノ防ハナリガタキコトナルベシ

第十策（闕）

文化元年甲子十月

十策闕儀ハ少々存ヨリ御坐候テノ事ニ候、此節季萬無題ノ詩四首呈覽ツカマツリ、此節十策ノ主意ニテ御坐候、豐臣氏以前ヨリ追々異船マヘリ候處、イヅレ國家ノ禍ト見コマレ候ヤ、段々誅戮命付オレ、大猷院樣マデ御四代ノ間廿八萬人斬ラレ候ヨシ、白石采覽異言ニ相見候、石ノ猛威ノ大力風ニオソレ、以來百五十年バカリハ一向跡ヲ絕相見不レ申、去年幸太夫磯吉兩人ヲ召連レ來候魯西亞ヲ除リ柔ナル御取サバキニテ、信牌マデ仰付ラレ候故カ、コノ十年バカリハ和蘭ニマギレ、異變ノ船年々長サ

キ長ニマヘリ候ハ、昇平世ツヾキ武儀モヨハリ、士風モチガヒ候ヤト相伺ヒ申タリト存ジラレ候、其上此節ノ異船ハ前ビロニ名ノリカケ、何トモ分ラヌ文字ナドコシラヘ、通談セシナドヽ申候次第、イカニモ可レ疾可レ畏禍心ト存ジタテマツリ候ヘドモ、此節ハ只ハ御カヘシアソバサル間敷ヤト存ジ奉候所、ヤハリ御同前ノ御事ニ御坐候、是モ太平サヘツヾキ候ヘバイツマデモ氣ヅカヒハ無レ之候ヘドモ、自然物サソガシキ世々ニ相成テハイカナル了簡違候諸侯アラン、却テ手引イタシ申間敷モノニモ無レ之候、左樣ニ御坐候テハ諺ニ所謂借座シテ大屋ソコノフトヤラン其心得ナキ第一事ニ御座候、右ニ付コノ太平ノトキニアタリ、三代將軍ノ頃迄ノ大力風ニテキビシキ誅罰ヲ加、再ビ得寬不レ申樣ニ仕度モノナリト申意ヲ相ノベ、十策ヲ作可レ申料簡ニ御座候處、太平人士大夫ノ氣トボシク、トカク文弱ナルコトナラネバ參ラヌモノト心得タル風俗故、是等ノ論ハ一向行ハレヌ上ニ、却テ疎コツノ樣ニ沙汰シ、九重ヲモ取用申ノジクト心ヅキ、作文ハ相ヤメ申候、大意披二禍心一候モノドモヲキメ付候モ、此太平ノ世ナラデハ心ヨク出來カネ可レ申ト存ジ奉ル故ノ儀ニ御座候、是トテモ老衰ノ私不レ入コト、可レ被二思召一候、其段恥入候儀ニ御座候ヘドモ、誠ニ不レ得レ止御噂ニ及事ニ御座候、季萬ノ詩略ス

龜井道載

岡野莊五郎樣

答問十策 終

春波樓筆記

司馬江漢著

司馬江漢小傳

司馬江漢は有名の洋畫家なり、延享四年に生れたり、名は峻、字は君岡、春波樓と號せり、幼にして學を好み、頗英才の聞ありき、初戀川春町につきて學ぶ事數年、二世春信と號して名を成さんとしたりき、已にして谷文晁の門に入りぬ、文晁は一世の畫家にして、當時大に人の賞讃を得たるものなり、江漢こゝに、更に其の妙技を得、即人物を描けば活氣滿ち、花木を寫せば天眞を欺き、山水の幽邃なる所、風雨の猛烈なる狀、自在に筆を用ふるにいたれり、一日人あり、西洋畫を示しぬ、江漢取りてこれを見るに二種あり、一は筆跡緻密にして、毫末の微も眞に近からん事を欲するが如く、一は筆跡粗略にして、物の大概を畫くに似たり、其の緻密なるは手に取りて見るによろしく、粗略なるは距れて眺むるに適す、何れも一種特得の妙ありて、軒輊すべからざるが如し、奮ひていはく、これ正に學ぶべき業なりと、然れども當時外人のわが國に留まるものなく、また萬里の波濤を超えて彼の地にゆかん事難し、いかゞはせんと思ひ煩ふうちに、偶蘭人の長崎にて外科の醫法を傳ふと聞き、いそぎゆきて彼の國の語學を修め、やうやく師を得てこれを學ぶ事を得たり、後刻苦精勵、幾程もなくして略其の技に通じ、天體全圖地球全圖、及東都の八景等を畫きて頗喝采を博したりといふ、今日洋畫の盛

なるは、時勢の然らしむる所なりといへども、江漢の力また多きに居るといふべし、江漢性沈着にして閑数、心中常に洒々落々たる所あり、初漢學を修め、後蘭學をもてこれを助けたれば、其の見識意外に出で、到底通常の畫家の及ばざる所あり、文政元年十月歿す、年七十二

春波樓筆記

司馬江漢著

一　治久しく續きぬれば、美を好み奢に長ずる者なり、奢とはいつ奢るともなく、目にも見えず、年のよる如く、いつ老ゆるとも知らず、いつ奢るともしらざる者なり

一　畫は昔と同物と云ふは、古の風俗を今日前に見るは畫なり、頃日寛永年中の畫を見しに、女の帶は細巾を半巾にして結びめなし、振袖は二尺に足らず、頭に櫛笄かうがいはなし、油も水油のみにして、今の迦羅の油と云ふはなし、此一事を以て知るにあり、吾國物産限り有り、故に稼限りあり、天下一體上貴人より下の賤しきに至るまで、懦弱となり、遊樂美觀を好み、是れ内より亂れ敝るゝ基なり、今旣に如レ斯、爰に於て、下をしひたげ、民これが爲に困窮す、竟には動亂起れば、必外國其虚を

窺ひ來らん、遠き慮りなき時は必近き愁あらん

一　米穀價安くして諸家困窮する事は甚しき間違なり、五穀成就するを豐年と云ふなり、豐年を以て困窮する事表裏のさたなり、爰を以て奢りたるを知れり、小子幼時米穀價六十目に一石五六斗餘なりき、今は漸く一石なり、定相場といふべし、今年も天氣順道にして又々豐作疑ひなし、先年凶年打ち續きて俄にもみ倉建つ、芝宇田川町加藤庄次郎とて甚世事に才ある者にて、算筆は云ふに及ばず、諸藝に達したる者なり、商賈にもあらず、千金の地面を持ち居て是にて暮し居けるが、もみ倉の役人となりぬ、甚諷法に思はれ倉ふしんまで彼がかゝりとなり、或とき予に對して云ふ、俵數の事など咄しけるに、彼に云ひて曰く、明元過ぐれば媛わすれると云ふが如し、家に盜賊入る時は俄　用心して、後には用心をわするゝ者なり、籾倉の建つは必豐年の續く基なりと、總じて今年迄は米穀やすし、昔有德院殿大君の御代、予壯年の時なりしに米安く、其時も武家勝手あしく、上にもおせわありけり、其頃錢甚不足して六十目に四貫餘なりき、今は六貫四五百文なり、是は武家にはよけれど又商人にはあしく、兩全なる事はなしと知るべし、豐後の國岡の城は、誠に堅城とは此事にて、岩にあらず、石に非ず、ぬめり岩にして疊み揚げ、七曲りの坂を登り城門に至る、太閤秀吉此城を見て、かゝる堅城もある者かと感心したりとぞ、今太平の世となりては出入あしく、老人など別けて難澁する事にて、是又兩全なる事なきなり、是よりして年々順道にして豐作し、其中には老いたる者は死し、若きは老

となり、飢饉と云ふ事夢にも不レ知者の世の中となりて、圍米(カイヒ)の倉は鼠の穴となり、言譯の爲に戸前の口に俵を積み、後は空虚にして、何がなして凶年を願ふ樣にて、食に飽き滿つるに至りて、天不順となり、日月空の如し、萬物不レ實、爰において一年の凶年にて人多く餓死するに至る、天地の機はこうした者なり

一　世の中狐狸の輪奈かけて、智慧の餌にて人を釣るなり、狐狸が云ふ、我等は人と違ひ色々に化る事を知りて、人かつて是をしらず、然れども彼鼠の油揚のかほりが鼻に入ると、あれを喰へば輪奈にかゝると、命を失ふ事は知れてあれど、命を捨てゝも喰ひたいと云ふは、畜生のあさましさなり、爰を以て考ふるに、人間も輪奈にかゝりそうな者じやと思ひ、人の好む物を以て餌として置けば、人悉く輪奈にかゝる、餌には盃、小判、玉章、扨て酒さかなを餌とすれば、是を好む者多し、喰ひたふれ醉ひたふれ、後には狂人の如く首を斷られても知らぬ樣になるなり、又小判を餌とすれば、急に金がほしくなりて、地道にしては埒があかず、夫故に山事にかゝり、大損をして後には盗となるなり、又玉章は則ち女なり、是を餌とすれば、貴賤、上下、老若をえらまず、輪奈にて首を縊る事なり、然れば貌は人間にて、心は獸ならずや、稻荷は狐なりと心得、獸に手を合せて拜むも尤ぞかし

一　賣卜先生糖俵と云ふ心學の書に、兎角に慾をはかるな、貧になるぞ、無慾にしてよき、己に備はりたる業を業とし、正直にして望を少くし　只足る事を知る時は大福長者なり、人は元裸で出で、裸で

歸る事にて、此世に居るはすこしの齡を永く覺えて、僅活きて居るうちを、慾の爲に地獄のあり樣、未生以前に立ち歸り、何もかも皆無と云ふ事を知れば、安樂世界なりと教へけるに、一人出でゝ、其の隣に天摩屋善兵衛とて悟りきつたる男あり、其人となり、寐たい時寐、起きたい時起き、喰ひたい時喰ひ、呑みたい時呑み、福を悦はず、禍をも憂とせず、生をたのしまず、死をも惡まず、得失存亡を釣瓶に譬へ、苦樂盛衰を碓なりと、貧富貴賤を一日に見て、諂もなく、禮もなく、人譽むとも榮とせず、人毀れども耻とせず、此人寵愛の一子あり、男子なりしが、十歲の春急病にて相果てぬ、日頃は悟りきつたりとも、などか力の落さゞらんと、思の外憂ふる色なく、我等問ひて曰、寵愛の一子を離し、憂ふる色の見えざるはいかん、實に愁ふる心なきか、天摩屋笑ひて云、吾十年已前子なし、只十年已前の如し、なにの憂ふる事のあらんやと、さつぱりとしたる顏色、是等は彼の輪奈を拔けたる人か、未生以前の人か、生きて居るか、死にて居る人か、形は人にして情なし、人として人の情なきは、何を以て人と云はん、昔子を先だてし人の歌とて

有るものゝなきこそ本のすがたなれ、とは思へどもぬるゝ袖かな

一　予考ふるに、何事も耽けるよりして躬を損ふに至る、度量過さず中庸が宜し、片々よつてはあしく、世の中の人を善事に導き教へても、善人になる人は生れながらに善心なり、惡人はどう教へても惡人なり、惡人がある故に善人も知らるゝなり、皆世上の人が善人ばかりにて、未生以前の心にては

爭ふ事なし、人此世界へ產れ出でしより長となりて、世の中の事皆珍らしく、是迷ふ樣にした者なり、中年から其迷ひがだん〳〵と覺め、老年になりてはさつぱり覺め、爰において未生以前の人にかへり、虛無自然なる事を悟り、安樂にして死すこそ本道の人とはいはめ、若き時から悟りては、前に云ふ天靡星の如し、ならぬ事にはならぬと知れ、金も儲けらるゝならば儲けろ、名もあがるならあげろ、只己の量を知りて出來ぬ事をするな、何事も身のをさまる樣に工夫して過度するな、是は能きあんばいじやと云ひてやり過すな、中位の所が大事じや、聖人は危きを嫌ふとて、爰を踏んだら、あすこが上ろう、あぶないと云ふては何にも出來ず、馬にも舟にも乘る事ならず、兎角己を知るにあり

一休ばなし

一　一休の事は京洛中にて、不思議の名僧にて凡僧と違ひ、魚をムシヤ〳〵と喰はれける、其喰ひたる魚を吐き出だし給へば、忽小魚と化して水中に游ぎあそぶ、奇妙なる事なりと評ばんするを、一休聞き付け、さらば衆人の目を驚さんとて、來る何日下松(サガリ)のほとり紫野において、魚を喰ひて其まゝ元の魚に吐て出だし、水中にてをどらしむる事なり、おのぞみの方は見物に參るべく、大夫天下老和尙一休禪師と自書して町の門々へ張る、自筆の張札を各々見て、其日には京中の者群集して一休の門に至りければ、庭の眞中に大盥に水をタプ〳〵と盛り、其傍に色々の魚を皿に盛りける、見物の者今か今

かと待ち居る處へ、一休奥より出でゝ、皿にもりたる魚を殘らず喰ひつくし、夫よりして彼盥に向ひ、吐き出だされんとせられけれ共一向に出でず、一休の曰、腹中に篤と納まりたれば嘗て出でず、糞になりともいだすべし、各々もおかへりあれと云はれけりと

一　或人ふぐといふ魚を喰ひて死す、一休に引導を頼みければ、我行くに及ばず、書付して遣はすべしとて、海中有二毒魚一名云二河豚魚一面腹白背斑、人不レ食二此魚一嗚呼痛哉、亦治郎食レ之忽死、彼歳五十四、又彼歳五十四矣、合せて數珠の一連百八、煩惱のきづなをふつゝと截りて、行きたい方へとゆけ

一　一休高野山に登りて山形の詩

七　山―秋―葉―落

五　山―春―開―花―發―空―

三　山―迎―連―峯―報―佛―心―亦―

一　山―高―近―都―卒―内―院　士―進―空―

二　山―閑―表―華―藏―世―界　地―醒―寂―

四　山―平―幽―源―化―佛―惱―亦―

六　山―夏―涼―風―煩―寂―

八　山―冬―素―雪―

右と同じ

七 山—里—放—光
五 山—瀧—吟—落—碧—三
三 山—海—浪—高—船—片—雲—社
一 山—廟—等—一—扶—桑—神—片—漲—景
二 山—客—成—群—數—萬—人—輪—塵—春
四 山—樓—鏡—動—輪—惱—宮
六 山—谷—洗—流—煩—本
八 山—花—猶—馥

人間の機を考へて云ふ

活者は水で包んで火で動く、薪を喰ふて腹は竈ゐ

文化八年未三月廿八日

不言道人

景法師

元來有物不レ離レ身、揚レ手同揚伸レ足伸、全體分明無二面目一、起居動靜似レ侮レ人

梅　法　師

往昔江南沒落時、起二靑道心一成二法師一、欲レ問横斜疎影古、伊勢壺底暗皺レ眉

虱

獨臥二寒衾一患幾千、余身貧極有レ誰憐　夜深依被半風食、天到二曉鐘一未レ作レ眠

男　根

一生忍レ衆動二焦身一、八寸推根尙勝レ人、入道脩行差二時事一、須臾老去革頭巾

女　淫

元來有レ口更無レ言、百億毛頭擁二丸痕一、一切衆生迷レ途所、十方諸佛出身門

熊　谷　敦　盛

寛永年中の画
男女共ニ帯ニ結目なし

生年十六美男兒、身命碎レ珠回レ馬時、熊谷道心從レ此發、法然庵室念ニ阿彌一

宇治川

萬騎如レ雲宇水邊、東關諸將各爭レ先、功名誰出ニ四郞上一、一馬化レ龍何着レ鞭

右は一休の狂詩

一休は文明十三年に寂す、文化八辛未の年まで三百三十年になる、此一休ばなしと云ふ書、百八十年以前、寬永年中に出來たる本なり、書の古風なる事、今の風俗に比せば甚しき違なり

貧福の論

一　貧を貧としては貧を知らず、福を福としては福を知らざれば、貧福一物なり、然れども福を福とせざる者よりは、貧を貧と思ざる者世に聞えよし、顏回の如き臂を曲げて枕とし、樂しみ此中にありと雖も、我等が量りけんにては、不自由なんぎなる事なり、福を福とせず、金銀貨財一時に滅亡すといへど少しも之を憂へず、自若たる者は福を福とせざる者なり、是も亦難き所なれど、貧を貧とせざる者よりは行ひ安かる可し

一　近江國水口より三里入りて、日野と云ふ所、岡本町と云ふ所に、中井源左衛門と云ふ者商家にてありけるが、日野は一向往來のあらざれば人の通行なし、故に商ひの手立なし、總じて近江の國の人物は、心肝大きく思慮あり、日野はみせを開き、商人の體見えず、然るに富商多し、又此近きに八幡と云ふにも富家あり、其地貧にして渡世なりがたき邊土は必富める者あり、吾近鄉に產する物を買ひ取り、他國へ行き之を賣り、又其國の物を求め他所に行き是をひさぎ吾國に歸るに及んで、吾國になき物を求め來るを交易と云ふ、見世を開き商をするを買人と云ふなり、往來の路傍に一膳飯を鬻ぐ者は、生れし其處を離れずして渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終はる、彼源左衛門と云ふ人は僅の元金を持ち、奧州仙臺へ行き、此地に綿を生ぜざる事を考へ、大坂より綿、木綿、古着の類を買ひ取り、仙臺へ船まはしして賣りけるに、初は少々宛の商ひして、後年を追ひて大商となり、今に至りては人五十人を遣ふ程の見世を張り、中井新三郎と家名して、今三代目なり、其外下總の相馬、太田原邊へも見世を出だし、今において三十萬金の富商とはなりぬ、予二十五年以前長崎へ行くとき、此日野により老人にも逢ひしに、僅六十位に見えしが、實は七十に餘れる老人なりき、この三年以前に九十餘にて病死しぬ、二代目は酒などを好みて、五十餘にして病死しぬ、今は孫の代なり、珍らしき商人なり、文化八辛未年しるす

一　大名などは心がけ大切なり、猛毅なる時は人恐れて從はず、懦弱なれば內より亂れ敝る

一　志の同じ様なる人は、今始めて見ても、昔より知る人の如し

一　白頭如レ新、傾蓋如レ古、何則知與レ不レ知、おのが身に化さるゝをば知らずして、狐たぬきをおそれぬるかな

一　悟りても身より心をしばり繩、とけざるうちは凡夫なりけり

一　無と云ふもあたら言葉の障かな、むとも思はぬ時ぞむとなる

一　妙法阿字眞言佛阿彌陀、四十九年一字不レ說、莊子曰、不言教

一　つれ〴〵草に、何におしたかやいひし世すて人の、此世のほだしもたゝぬ身に、たゞそらのなごりのみぞをしきといひしこそ、誠にさも覺えぬべけれ

一　人死して財の殘るはあしく、又よからぬ物たくはへ置きたるもつたなし、後には誰にと心ざすものあらば、生けらんうちにぞゆづるべき、朝夕なくてかなはざらんものの外は、何も持たであらまほし

一　あらえびすの云、君は子を持ちたるやと云ふに、子なしと答へければ、さてはさては物の哀はしりたまはず、親妻子の爲には世に諂ひ、耻をもわすれ、盗もする心になるなり、其ぬす人を罪せんよりは、上たる者奢をやめ、費をはぶきて、民を撫で農をすゝめ、下に利あらん事うたがひなし、衣食住に足りたる人、ひが事するこそ盗人と云ふべけれ

一　西大寺靜然上人腰屈み眉白くして大裏へ參られ、西園寺内大臣の云ふ、あなたふとやと申されければ、資朝卿の曰、是は年のよりたると申されける

一　蟻の如く集り東西にいそぎ、南北に奔り、貴あり、賤あり、老いたるあり、若きあり、行くところあり、歸る家あり、夕に寢て朝に起き、いとなむ所何事ぞや、生をむさぼり、利を求め已む時なし、身を養ひて何事を待つ、期する所只老と死とに有り、其來る事速なり、念々の間に留まらず、是を待つ間、何の樂しみかあらん、惑へる者は是を恐れず、名利におぼれ、先途の近き事をかへり見ず、愚なる人は又是をかなしむ、常住ならん事を思ひて、變化の理を知らざればなり

友とするに惡き者七ッあり

一　一に高くやん事なき人、二に若き人、三に病なく身つよき人、四に酒好む人、五にたけくいさめる人、六にそら言する人、七に欲深き人

一　能友三ッ、一に物くるゝ友、二にくすし、三に智慧ある友、（物くれる人は必金持に非、大氣なる人を云ふ、又醫者は世に多き者なり、多くは庸醫のみなり、又智ある者皆むる智者し）

一　高倉院の法華堂の三昧僧某の律師とかや云ふ者、或時鏡を取りて顏をつく〳〵と見て、吾貌の見惡き心ちしければ、其後は長く鏡を忘れて手に取らず、更に人にも交る事なし、御堂のつとめのみして籠り居たりと、良人才子も他人の事のみ謀りて、己をば知らず、我を知らずして、外を知ると云ふ

事あるべからず、己の貌の見惡くけれども知らず、心の愚なるをも知らず、藝のつたなきをも知らず、身の數ならぬをもしらず、年の老いぬるをも知らず、病の身を侵すをも知らず、死の近き事をも知らず、行ふ道の至らざるをもしらず、兼好もかく云はれけり

一 いかなる愚人にても、己は智者なりとして、且愚と云ふ事を知らず、己の度量を知る事至りてかたし、年老いて漸く知る者ありと雖も、多くは知りがたし、他を謀る時は至りて明なり、己をはかる時は暗し、他の非を見て己に數ふるにはしかじ、譬へば往來にて奴僕とはなししながら、又はいかり腹立などしたる見にくし、獨して笑ひながら行く者あり、女をふりかへり〳〵見て行くあり、鼻の穴へ指さしいれ〳〵して行くあり、見惡し

一 長田春臺と云ふ森侯の醫のはなしけるに、某と云ふ儒者病をうけて死にたるに、腰に金を結び付けてありけるを見て、皆々興さめぬ

一 人は兎角己が好める事のみほむる者なり、徂徠が己が國を夷狄と書きたる如し

一 文化八年四月十四日、武州大相模の不動大聖寺に居たる禪僧壽山和尚參りて、蕎麥を出だしければ、初のほどは汁かけて喰ひけるが、後は汁かけずに喰ひける、汁はきらひかと問へば、イャ好きなりと云ひつゝ汁はかけざりき、歸りて後ち思ふに、汁の中魚味あるかと疑ひしなり、出家はさも有りなん

一 ある時河村様ハ參りたる時、次の間に近臣の居けるが、予根付時計持ち行きけるに、天府のせはしなくおちく〳〵と廻りければ、是は命の縮む樣なる物と云ふ、即縮むるなり、日々死に近よると云ふ事を知らず

一 此國の風として無類の物を寶として萬金を以て換ふるは愚なる事なり、たゞひ二ッあれば其價をひくうす、唐畫など一向すゝけ破れ、不明をも名の聞えたる筆跡をばとふとみ求む、假令眞物にもせよ何の益あらん

一 往古佛道の此國へ渡りしも如此佛像を尊拜すれば何の爲にすと云ふ事わきまへず、上天子も是を信仰して寺院佛閣を建て並べ、今の世となりても寺領をそくばく付けられ、無用の僧高官に居れり、天竺にては天下を治むる爲に設けたるなり、上たる者の信仰する者にあらず、下の愚民に布き忽ち善心とする謀事也、故に地獄極樂を以てす

一 阿部様初めて入府の時、江戸發駕の日は天氣もよく、品川までは皆々出入の者送りけれど、夫より先は予一人なり、又川崎本陣田中兵庫方にて出會して箱根まで可レ參旨申上ぐ、予は歩行故に漸く加奈川に晩より參りしに、此所は先刻御出立と申す、日も晩景なれば此所に止宿して、明朝早天に出立して、小田原は泊り故に夜に入りても能きと考へ、其積に決し翌朝起き見れば大雨なり、夫故にとても小田原まで行く事かなはず、然れども何分箱根へ行き湯治場を見物して、歸りに大山へ登るべしと

て、加奈川を發して戸塚邊にて家臣の者に逢ひたり、予テト云ひ殘したる事あり、幸に大井河の渡を駕す飛便ありと云ふによりて、一封を賴み遣す、其事は領分順見の小百姓を按撫するの謀事は、老いたる者をば駕の傍へよび、自ら扇様なる物か菓子様の物をつかはされたりと云ふ事なり、百姓と云ふ者は誠に愚直なる者にて、其國の領主をば人間には非ず、神なりと思ひ居る事にて、一度拜すれば一生涯あんおんにしてわざはひなし、故にや老婆老夫皆出でゝ珠數を以て拜む事なり、闇君は死なざるわれを佛にするとて嫌ふ者もあり、是は大なる量見違ひなり、上として下の百姓をば憐むにしくはなし、民の父母なりと云ふ事を知りて憐むべし、吾教の如く極老の者には駕の前へよび、手自ら扇様の物を下され、中老には菓子など下されければ、誠に難有かる事涙を流しければ、予も共に落涙せしと吾方への文通にあり、今の諸侯には珍らしき御方なり

一　文化辛未六月五日、熊谷邊の百姓とて六十に近き者來りぬ、其者の曰、先生の所に星の圖あるよし、吉田氏の親類より承る、其星の圖を以て毎朝水を捧げ禱れば、家業昌して災難を免るゝよし、此守を頂戴仕度と云ふ、予一笑して云、星の圖あり與ふべし、拜する共不レ拜とも勝手次第なり、夫吉凶は星のあづかる所にあらず、然れども火星を蘭語にてはマルスと云ふ、摩利支天の事か、眞言にては皆星などを以て神としたる者也。禱りても祟なしと云ひ聞かせければ、是は麁忽なる事を申しけりとてかへりける

一　岩國に至り彌山が嶺に登らんとて、其路犬戾しとて岩石をあらはし飛泉流れ、誠に岩國とは爰を言ふか、農夫樵夫の路にして、漸く過ぎて一村に入る、五六歲の童女三歲位の兒を背におふて行くあり、此者兩親に離れ外によるべき者なし、一村中の食の餘りを請ひて助かりぬ、家はあると見えたり、鰥寡孤獨の者は領主より助けすくふべきに、此國の大夫舍と云ふ人は、賢人にて學問したる人と云ふ事を其頃に聞けり、行き渡らざる事と見えたり、世には唐めきたる事を好み、風流なる人を誤りて學者と云ふ者多し

一　ある者子を法師にせんとて學問させければ、佛經おもしろからずとて、文學を好みて古人のふるまひをしたひて、色々に心移りて佛の道は更に知らざりき

一　大福長者の曰、まづしくては生きたるかひなし、富めるのみを人とす、然るに大福とならんと欲するには、無常を少しも觀ずる事なかれ、常に心を強く忍んで萬事世に願を叶ふ可らず、所願は無量なり、欲に隨ひて志をとげんと思はゞ、百萬の金も忽ち失はん、所願心に芽す時は我を亡すと心得、少しの事にてもなすべからず、金銀をば君の如く神の如く恐れたふとみて、從へ用ゆる事なかれ、恥に望んでも恥とせず、衣食住のつひへをはぶき、己の業をおこたらざれば大福人となる事忽なり、然れども金を積みて用ふる事なきは貧乏と同じ事なり、大欲は無欲に似たり

一　淨瑠璃と云ふは、永祿年中織田信長の侍女に小野の小通とてありけるが、信長生害の後は太閤秀

吉の籠中と稱せらる、徒然〳〵に源氏物語にならひて、昔左馬頭義朝の末子牛若丸金賣橘次と共に、鞍馬山を出で丶奥州伊達秀衡方へおもむく折から、三河の國矢矧の長者の娘淨瑠璃御前と忍び逢ひたる古事を小通草紙物語につくりしとぞ、御前と稱するは幼若なる男女の事なり、六代御前とは小松内大臣重盛の息男の事なり、女と心得たる者多し、又靜御前は義經の愛妓なり

一　鳥羽の院の御宇に、信濃前司行長入道平家物語を作る、生佛と云ふ盲人節を付けて琵琶に合せて語る、生佛に學んで琵琶法師十二段に節を付けたり、瀧野檢校、角澤檢校の兩法師三味線に合すとなん

一　天正年中角澤より傳はりて、薩摩治郎右衛門攝州西の宮傀儡師の人形に仕立て、十二段をかたる、永祿年中六字南無右衛門女太夫と京四條川原に芝居す

一　薩摩は法體にして淨雲と云ふ、淨瑠璃太夫の根元なり、其弟子四人あり、江戸肥前、同外記同土佐とかや、永閑半太夫河樂流說經(セツキヤウ)與八郎歌念佛日暮林淸都太夫一中是は本願寺派の出家なりと、寶永正德のころなりき、都古路國太夫は一中の弟子、初の名は半中、又元祿年中岡本文彌一流をかたる、文彌ぶし是なり、然し是等は皆一段淨瑠璃にて、續物にはなし、寛文の頃大坂に井上市郎兵衛、井上播磨之掾、藤原要榮、門人井上市郎太夫、淸水理兵衛、此理兵衛は安居天神の邊の料理茶屋のよし、播磨は貞享二年丑五月十九日五十四にて病死す、其風をのみこみしにや、淸水をば今播磨と云へり、

竹木、豐竹共に此風なり

一　攝州東成郡天王寺村の百姓井上に從ひ、淸水理兵衛に學び、貞享二年乙丑の年道頓堀に芝居を興行す、是を義太夫と云ふ、淨瑠璃作者近松門左衛門も其頃の人なり、義太夫は竹本筑後之掾、藤原の博教と受領せり、正德四年午の九月十日六十四にて病死す、文化八年辛未まで九十七年になるなり、是義太夫節の起なり

一　桑田變じて海となる、湖水或は河自然と山崖の砂石流れ出でゝ、河は湖中に入り年々にして溢れ皐に至る、今淀川普請使の城内へ水車を以て水車の水を入る仕かけなれど、其水車一向にめぐらず、淀の川瀨の水車とて世に名高し、故に取除もせず、今は淀川淺くなり、城内は低くなり、河水皐に溢るゝ故なり、諸國此うれひ多し、關東の河は泥川也、中國西國は淸河にして砂石多し

一　常人は悟るに及ばず、出家は出來たる名の如く術なし、されば物々事々にはなれ、是も非もなし、然るに釋迦須彌山を造りて八萬法藏を說く、八萬の法藏皆譬喩方便なる事を知らず、今の僧は其經文に違ひ、人を濟度する事はさておき、己一人に教ふる事能はず、常人と共に大迷ひなり、釋迦が佛になれと教へたる事を能く考へ知るべし

一　ある日目黑新寺とて律院あり、門に入るあたり塵を掃ひてうるはし、しばし行けば三界外相の碑あり、僅に登りて山の中腹に出づ、方丈は山下にあり、正面に本堂、本尊は釋迦、黃金泥色其作妙な

り、堂中の傍木魚を撃らて一人の僧あり、我足音を聞きて後を顧みる、生きたる者氣の動く處なり、然れ共實に精舍にして人聲絶えたり、更に妄念起らず只松𩗗の音のみして何なる凡人も心澄み、塵外に出でたる心らし、夫より右の方山に登り、深林の中を過ぎて裏門へ出づ、出家は律僧のみ、定の出家なるべし、朝粥を喰し、四時過るに飯を喫す、其餘食を求めず、湯茶のみなり、亦戒を保つ事五戒、十戒或は四五十戒とす

一 森侯は播州赤穗なり、大川量平と云ふ醫者ありける、文人才子なり、隱居して常に京に出でゝ學者と交る、鬢長く白し、顏色唐人の如く、常に唐服を着て予に生寫しを頼む、畵にしては日本人とは見えず、然るに只文學の長じたるのみにして、經學、實學、天學、甚疎し、先達て七十餘にして故人となりぬ、今の醫者皆其弟子なり、其學風にして、文字の事は甚明なり、其中神木主膳學醫の一人なり

一 貴賤上下共に學ぶべき者は聖人の道なり、只論語、大學を幾遍もくりかへし讀むべし、佛の敎は學ぶべからず、異端の敎なり、八宗、九宗共に本源の起は西洋の天主敎なり、釋迦爰に基く者なり、天正の頃信長切支丹を信用して、近江の國に南蠻寺を建て宗法を弘めしに、其敎に曰、天地の始まらざる無量劫の時、天帝天地日月を造り、後に衆生を生じ、天帝之を憐み、末の世になりては、人智の私を以て欲の爲に迷ひ苦しむ、之を「ハラディス」と云ふ、安樂世界に導き給ふ敎なり、此世は假の

世、此世にて難行苦行して、首切られ重き罪をうくと雖も厭ふ可らず、忽安樂世界へ產れ、天帝の憐を受け、無量劫が間死すると云ふとなしと敎ふるなり、是釋迦の須彌を立て、地獄極樂の方便と同じ、又禪宗の悟と云ふも其く處は同じとにて、只譬喩方便を打ち貫き、天地の虛空より人間萬造皆現れ、亦本の虛無に歸ると云ふ究理を知り曉す事なり、寔に異端の敎なれば、常人はかつて學ぶべからず、若し此悟を學ばんとならば、六十餘にして學ぶべし、壯年の者學ぶときは天壞の廢物となるべし

一　火事の事は每々疎草と云ふ事にて、火を出だしたる者格別の罪なし、何故と云へば、貴人の家よりも火を出だす事有りと云ふ事なり、貴人大家は從者多し、下々の輕き者なほ多し、火を疎末にする事は輕き者なり、一年切の奉公人にして、家なければ貨財なし、寒月は衣服うすければ火を以て凌ぎ、火を少しも恐れず、火事あれば幸なりと思ふ者多し、大工、左官、屋根ふき、其下をはたらく者、火事を待つ事吉事を禱るが如し、江戶は昔御入國の時分は八百八町ありしに、今は千八百八町となる、其竈數に及びては何億萬と云ふ事にして、冬月は火事のある道理なり、年々火事あれば武家町家共に貧微する事なり、ある人の噺しに、鳥見と云ふ役人四五輩田舍へ行きたる時、村の庄屋の宅にて、晝食するとて其飯を喰すると忽死にけり、何なる事と吟味したるに、飯の內にトカゲと云ふ蟲あり、飯をめしつぎにうつす時、上より落ちたる者と思はる、其飯を炊ぐ者十七八の女なり、然るに五人御家

人を殺したる故、此女罪なしと雖も殺されたり、予考ふるに、毒蟲の飯器に入りたるも知らずと云ふは、元疎草とは云ふべからず、迂潤の至りなり、又芝牛町の火事はタバコの火より出で丶、又谷町の火事は一人者火を焚きかけ、隣へ行きたる跡にて火事となる、大風の時火を恐れざるは倉卒とは云ふべからず、總て江戸の人は京の人と違ひ綿密にあらず、其上近國近郷の者奴僕となり、此者共火を恐れざる黨なり、然れば火を出だす者は一人なり、重き罪科に行ふ時は火事少かるべし、扨冬月火事ありて夏月なきは、夏は天氣地を照す事つよし、故に地氣上升する事さかんなり、萬物皆濕りて火移らず、冬月は天氣薄く地氣升らず、故に萬物乾きかれ水氣なし、故に少しの火にても物に移る事早し

一　間宮林藏と云ふ人蝦夷の奥へ冬月行かん事を好みて、文化午年十一月此地を發して辛未正月にかへる、六月二日予が家に來る、冬月は海川皆氷となる故に、其上を渡り行く故に行きやすし、唐太の地にトナガヒと云ふ獸あり、大さ大八車を引く牛程ありて、頭に大なる角あり、全體鹿の如し、蹄もわれてあり、如レ牛如レ馬畜ひて甚用をなすと云ふ、おらんだにては「レンシイル」と云ひ、支那にては馴鹿と云ふなり、唐太は領主もなし、都會の地もなし、一向の不毛の地なり、滿洲人蝦夷人と少しの交易をなすのみ

一　備前岡山より二里過ぎて宮内と云ふ處は、茶屋あり、遊女ある處なり、夫より二里右の方へ入る、足守に至る、爰は木下侯の領地なり、留まる事數日、予鹿の生血を啜らん事を云ふ、領主俄に狩に出

でられけるに、漸く鹿一疋を獲たり、則生きたる鹿の耳元を小づかを以て衝き破り血を吸りければ、人々懼れをなしける、予薄弱なれば、鹿の生血は至ッて肉を養ふ良藥と聞く、然れども得がたき物なり、又ある時鹿の肉を喰はんとて料理人に云ひ付けゝるに、甚臭くして一向に喰ふ事能はず、何なる故と問ふに、此所は吉備津の宮あり、皆其神の氏子なるにより、獸類は穢とて之を忌み嫌ふ事なり、故に外に竈を造り、鼻に氣の入らぬ樣に、長き竿を以て煮たる故、あんばいあしゝと云ひければ、夫故に吾生血を呑みたる事を聞く者、如鬼思ふも尤ぞかし

一　佛國曆象編と云ふ書今年出板して、全部五冊一冊五十餘丁あり、京東森隱士、無外子釋の圓通撰するものなり、其書を閱するに、須彌山を以て是とし、地圓球なる者にあらず、日輪中には日天子あり、其眷屬あり、月中にも月天子とて又眷屬あり、月食は地景にあらす、羅睺計都食をなす、暗氣と云ふものなり、須彌山は九山八海とて、上を北とし下を南とし、日月横を旋る、今天下に用ふる處の曆象考正、及地球なる說を悉く非として、梵曆と云ひ、天竺釋迦在世の時の法を以て是としたる書なり

江漢後悔記

一　我今年七十有餘にして、始めて壯年よりの誤を知り、我若き時より志を立てん事を思ひ、何ぞ一

藝を以て名をなし、死後に至るまでも名を貽す事を欲して初め刀を作らんとせしに、刀は武門の第一の器なれば、之を造り後代に殘し、名を後世に知られんと思ひしに、今天下治り國靜謐なれば、古刀の名高きを以て武門の裝とし新刀を用ひず、亦人を伐斬する具にして凶器なり、故に後悔し止みぬ、又目貫縁頭笄刀脇差のかざりなり、治世には之を翫弄する者多し、則後藤彫とて其家代々を以て名作とす、其頃宗與宗眠又躬卜にて高彫を略して、肉あゐとておきあげの如く肉高に彫りて、人物虫魚に至るまで妙工をなす、又宗眠といへるは英一蝶の下畫にて、草々としたる咸筆をうつし　片切彫とて毛彫にして一流を工夫す、其二代目宗與も之を次ぎて妙手とす、畫に譬へて云ば後藤は高彫とて金銀、其外赤銅火色、四分一色々にまじへて形とす、是極彩色の如し、躬卜と云ふは肉あゐ彫にして、薄彩色の如し、宗眠、宗與は黑畫の如し、各々一流を工夫して一家を爲せり、此上の工夫に非ずば名を得る事かたし、爰において止めぬ、其頃平賀源内とて讃州の人なり、江戸神田お玉が池と云ふ所に住す、源内は物產家にて、本草者とて仕官を好まず、浪人者なり、其頃八重霧と云ふ歌舞妓芝居の女形、兩國三つ股にて蜆を取るとて水に溺れて死せり、之を源内戯作して、地獄に落ち閻魔王の前にて、狂言をする事を讀本にして、世の人甚珍らしき新作とておもしろく思ひ、其後神靈矢口の渡しと云ふ義太夫淨瑠理、人形芝居の狂言の作をす、淨瑠理は大坂より初まりて、近松門左衛門の作多し、故に大坂言葉なり、夫を源内は江戸言葉としたる故にや甚珍しく、爰において世俗源内の名を知る、源内又おらん

だの奇物を好みて、其頃は蘭學者も少く、杉田玄伯、中川順庵のみ名あり、源内はヨンストンスと云ふ蘭書は五六十金の物にて、家財夜具までも賣り拂ひ此書を得たり、此蘭書は世界中の生類を集めたる本にて、獅子、龍其外日本人見ざる所の物を生寫にしたる事かずかぎりなし、今は此書も所持した者ありけるが、其頃はかつてなし、其後に長崎へ行きけるに、昔獻上せしに、不用とて長崎へ持ち歸る、此物通詞の家に數年ありける故、くづれ損じ體なしになりて有りけるを、源内東都に持ちかへり、數日工夫をばめぐらし、竟に考へきはめたり、是今ある所のエレキテルなり、大名小名之を見物す、茲において源内を奇人と稱す、然れども只紙の動き飛ぶと火氣の光り見ゆるのみにして、人の體へ動ずる事なし、後ヒロドロの壺もありけれども、何にする物と云ふ事を知らず、源内死後におらんだより渡り來りて、今に至りては見せ物に出だし、世俗の人も見る事とはなりぬ、源内は嘗て金銀銅鐵の山にあるは山頂に立と云ふ、如レ君知レ石物現る、之を見るの術あり、我等も是にも加はりしに、甚しき間違ひ見損じある事にて後悔し止みぬ

一　我が先祖に畫を描きし者ありけるにや、吾伯父は吾親の兄なり、生ながらにして畫を善くす、其血脈の傳はりしにや、予六歳の時燒物の器に雀の模樣ありけるを見て、其雀を紙にうつし伯父に見せける、十歳頃に至りては達摩を描く事好みて、數々畫きて伯父に見せけり、後長じて狩野古信に學べり、然るに和畫は俗なりと思ひ宗紫石に學ぶ其頃鈴木春信と云ふ浮世畫師當世の女の風俗を描く事を

妙とせり、四十餘にして、俄に死しぬ、予此にせ物を描きて板行に彫りけるに、贋物と云ふ者なし、世人我を以て春信なりとす、予春信に非ざれば心伏せず、春重と號して唐畫の仇英、或は周臣等が彩色の法を以て吾國の美人を畫く、夏月の圖は薄物の衣の裸體の透き通りたるを唐畫の法を以て畫く、冬月の圖は茅屋に籬繞り、庭に石燈籠など皆雪にうつもれしは、淡墨を以て唐畫の雪の如く隈どりして、且其頃より婦人髮に鬢さしと云ふ者始めて出でき、爰において髮の結び風一變して、之を寫眞して世に甚行はれける、吾名此畫の爲に失はん事を懼れて筆を投じて描かず

一　唐橋世濟とて、下谷竹町と云ふところに居て儒者なり、吾が近隣に宗元と云ふ醫者あり、世濟爰に來りて書を讀み、或は講釋す、故に予も行きて學びぬ、先生題を出だして詩を作らしむ、予も詩の下に誌すに、唐風にあらずば風雅にあらずとて、名は峻、姓は司馬、字は君嶽、號は江漢とす、峻嶽を以て名字とす、江漢とは、予が先祖は紀州の人なり、紀の國に日高川、紀の河とて大河あり、洋々たる江漢は南の紀なりと、故に號を江漢とす、其の後如來先生に逢ひしに、江水、漢水とて二水の名なり、之れを合せて名としたるを笑ひけり、略ぼ人に知られければ、江漢にして置きぬ、これも謬とぞ

一　畫は、貴賤共に好むものにて、別けて彩色すれば俗眼に入りやすし、今唐畫と云ふも、和畫と云ふも、元は皆唐畫にて、富士は日本の名山なるを寫しても、描きかたは唐の法にて、吾日本にて始め

て工夫したる事は一ツもなし、然るに日本往古は、家の內皆土間に居立したる事にて、今は總床となり、土間の古風のこりて床の間と云ふ處を傍に設く、總て土間の時は主君此床に坐し、從ふ者は土間に坐す、しき物あり坐しきと云ふ黃蘗派の禪僧拜の時下に敷物あり、是を坐しきと云ふ、今に家の內に坐敷の名あり、其後主君に替へて掛物とす、故に釋迦達磨、或は維摩の如き、唐にても古へは吳道玄抔神像を畫く、多くは仙佛なり、後代となりて花鳥、山水、人物も、ともに神佛に非ざる者を畫かけり、今三幅畫とて稱する者、中尊左右を脇畫と云ふ、必中は人物にす、世俗釋迦、觀音の類は佛なりと、人死ぬれば佛なると云ふ、爰において中尊壽老人、左右鶴、龜、松、竹の類なり、吾日本にて妙畫と稱する者探幽なり、或筆の法とて一筆にして人物、山水、花鳥を描く、誠に奇絕の技なりとぞ、此風天下に流行す、中興唐畫風と稱するは、宋朝、明朝、又は今の淸朝の畫を寫し得て唐畫家と云ふ、何れにしても國用の物にあらず、皆翫弄物にして、今にては只床の間の掛物とするのみ、床違ひ、たな書院とて古への遺風なり、只名のみにして其古事を知る者なし、書院には必文出し机とて、傍に一間ほどの處に窓あり、其窓にあかり障子を四枚立つ、えんの方へ差し出したる者なり、今において田舍にはあるものなり、江戶は數々火災にて、諸侯の家にも書院の名のみにして、文出し机なし、然るに畫の妙とする處は、見ざる物を直に見る事にて、畫は其物を眞に寫さざれば、畫の妙用とする處なし、富士山は他國になき山なり、之を見んとするに、畫にあらざれば見る事能はず、然りといへども

只筆意筆法のみにして、富士に似ざれば書の妙とする處なし、之を寫眞するの法は蘭畫なり、蘭畫と云ふは吾日本唐畫の如く、筆法、筆意、筆勢と云ふ事なし、只其物を眞に寫し、山水は其他を踏むが如くする法にして、寫眞鏡と云ふ器あり、之を以て萬物をうつす、故にかつて不見物を描く法なし、唐畫の如く無名の山水を寫す事なし、又畫を作るに、五彩の畫の具は皆膠水を用ひず、蠟油を以て調和して之を造る、貴人の席上酒邊の傍にて畫く事能はず、文字と同じく戯に畫く法に非ず、國用の具也、吾國の人は萬物を窮理する事を好まず、天文、地理の事をも好まず、淺慮短智なり、予此日本に居て、吾國の人に差ふは甚しき謬なり

一 予壯年の時老母一人あり、親をば十四歲の時失ふ、かつて妻子なし、母の性質剛直にして貞實也、孟子の母の如し、故に三十有餘にして妻を娶らず、ある時考へ思ふに、生涯妻子を求めずして、母沒しぬる後に至りては日本諸國を遊歷して、而後には京攝の間に住居して、昔此地に旦丹旦丹は淡々也と云ふ俳諧師歲八十餘まで存在して妻子なし、十一二三歲なる童女を多くかたはらに置き、左右の物を取らしむ、彼が自筆を得る者鮮し、皆童女をして代筆なさしむと、予此タンタンが人となりをしたひしに、母七十三にして老耄して沒しぬ、さらば家を捨てゝ、獨步して諸國名山を遊覽せんと決しけるに親族の者頻に留め、聖人の敎を以て示し、人道は妻子を以て子孫とし、之に差ふ時は人道にあらず、爰において竟に留まる、是も量見違なり

一　さて赤子なき者は物のあはれを知らず、我子を愛するのあまり其愛他の子に及べり、此情は書にも文にも述ぶる事能はず、然るに段々と生長して後は、各々己の志しをあらはし、必親の志と差ひ、己の身體親の躬より出でたりと云ふ事を辨ずる者鮮し、且又孝をつとむる者多からず、親を親とせざる者多し、親は子を子とし、子を思ふの情深し、是己の體より出でたる故なり、今に至りて考ふるに、子は無きにしかじ

一　今西洋の天學、萬造の窮理を以て考ふるに、天地の中一ツとして靜まる者更になし、日輪、五星、地球、月皆動き旋り、一刻も留まらず、元より生類人間走り動き、惑ひ迷ふ事、天と一物の機なり、目に物の移り、耳に音のひゞき、神經以て之を知り、物欲、色欲、飲食欲、貴も賤も此欲の爲に靜まる事能はず、然るに此三欲に迷ひ惑ふは活きたる者の性質なり、我名利と云ふ大欲に奔走し、名を需め利を求め、此二の者に迷ふ事數十年、今考ふるに、名ある者は躬に少しの謬ちある時は、其あやまちを世人忽に知る者多し、名のなき者誤ると雖も知る者なし、是名を得たるの後悔今にして初めて知れり、愚なる事にあらずや、夫天地は限りなし、名千歳に殘るといへど、十萬歳に至るべからず、爰を以て考ふるに、名は生きて居るうちの名にして、是皆心得違ひなり

江漢後悔記の畢

一　夷賢志と云ふ書あり、皆因緣因過の事のみを誌したる書にて、談議僧の取りあつかふ者といへり、其中に崑山の揚老と云ふ人、一日門に坐して居けるに、一の婦人前を通る、銀の簪を墜せり、徑のかたはらの石にあたりてカラリト鳴る音きこえたれば、此女の行き去るを首鼠、ひそかに彼石の處へ行き拾はんとて往き見れど、簪とてはなし、只蚓の石の間にあるのみ、揚老不思議に思ひ、今鳴りたるははたして此あたりと見しに、其間に俄に一人の男そこを通り、うつむきて物を拾ふを見しが、彼銀の簪を拾ひ取りたり、揚老是を視て高聲に呼びて曰、夫は吾墜したる物なり、是へ返せと云ふ、拾ひたる男は何か僞りを云ふとて足疾に去る、揚老追ひかけて其著物を執へて、是非に夫を返せと云ふ、時に彼男簪の股より二ツにして、一分にて魚を買ひ、一分にて酒一壺を求め、揚老子いざこなたへと家に至り、二人して賞翫し樂しむべしと云ふ、揚老是を同心して、其魚を煮んとて先釜の上に置く、サテ酒を煖めんとする處へ、隣の猫魚をくはへて忽逃げ去れり、ヤレ惡き猫めと云ひ、杖にて逐ひ撲たんとして、誤りて一壺の酒を打ちこぼし、皿は墜ちて微塵となる

一　文字も皆唐の字なり、聖賢も皆唐の人なり、然らば唐の書籍を讀み得ざれば理非分明ならず、其意を得んとするうち、文章のおもしろきに心移り。色々と書き貽す事も皆唐の文章にする者なり、是は心得違ひなり、人によりて書くなど一向にきらひ、唐の文章を知らざる者に還りて聖賢の志ある者あり、故に和語にして書くべし、兩道に益あり、大槻玄澤と云ふ人は、仙臺侯の外科にて蘭學に名あ

り、頭曰、タバコの起原の書を引きて皆漢文なり、タバコは多くは愚人卑賤の好む者にて、故に此書は世の嘲弄ものとなりぬ、又京東從の望士屏外子圓通と云ふ出家、佛國暦象編と云ふ書を著せり、是は須彌山を是とし、地球を非としたる事にて、燕書を引きて漢文なりき、文盲なる者をおどす謀事なり、又文學者にも譏に逢ふ者さへあり

一　一夕土佐の人來りて鍋島安言の序と見せしに、讀む事流水の如し、若輩の人なれども才子なり、然れども是も文字を知りたりと云ふ事を他に知らせるまでにて、其文章の意味一向に知れず、一句ごとに篤と讀みたき者なり

一　鍋島侯の藩士利昌山副氏の話に、在所佐賀にて佛事ありて讀經す、一人の僧經をよむ事瀧の如し、一人の僧の曰、汝讀文を疾く讀む事なかれ、音讀わからず、又汝はやくよむを自慢自負とするにおいては、予又是を模寫せん、汝において筆に墨をてんじ、紙に點をうつ事連綿、汝が疾く讀經するは先點と同じ

一　人は必ず移りやすき者なり、詩集を讀めば詩を作りたく思ふ、文章を見れば文を作りたく、談議を聞けば發して他國を見まほしく、然れども一向の俗人は書もよまず、只色か戲曲にうつるのみ

一　和學者とて日本往古の事を知る體にて、其書を見るに、萬葉假名にて古事記、舊事記などの言葉を以てしるし、今の假名字のなき古のかなを以てす、古體にはあれども不レ讀二和書一者にはよめず解せず

一　朝顔の瑠璃色なる花毎朝咲ける、一朝早く起きて之を見るに常よりも色淺し、茶など呑み、又見るに又よびて色濃くなる、金山より緑礬、紺礬を出だすが如く、誠に青色は日輪の陰氣なる色なるを知る、先達て銅板を押す時、其板を日の照し土に映じて、青色に移るなり

一　人國志と云ふ書あり、北條時賴最明寺殿の作と云ひ傳ふ、疑ひ無き事能はず、然れども天下海内をして民情を檢察するに非ざれば、如斯詳に爲し知る事能はず、今太平にして風移り化に浴し、古に異なりと雖も民情古の遺風あり、是皆風氣水土の所以使然也、今時に此書を閲するに、信濃を以て美國と稱し、隣國の郡村を委しく知る者なり、此書を作る者信州の人ならんか、日本諸國の人風美濃を以て勝む丹後の人は一人として新人なし、古三生太夫此國の人なり、能く此國の人をかんがみるに、一向能き人なし、又伯耆因幡を以て悪しき國と云ふ、白井藤八、因幡小僧、河合又五郎、此又五郎は又左衛門の子なり、又左衛門は安藤對馬守の臣なりしに、人を殺害して因州鳥取渡邊數馬が處へ立ちのき、而後又五處あり、故に又五郎は因州鳥取の生れなり、予數々彼國の人を考るに、各々才あれども癖なり、智あれども取り用ふる處なし

一　今より二十七八年も過ぎし事にて、芝愛宕の下に村尾權之助とて、小十人組にて屋宅を飯田町法眼坂に人の半建てたる家を買ひ取り、又建てたして住みけるに、小身なる者故に、權之助夫婦と嫡子二十二三歲、弟は十三四にて下女一人仕ひけるが、ある時五月梅雨日々降りける時、日暮下女泣きて曰、

今引窓を火の玉飛びけりと云ふ、昔聞きて誠ならとせず、其翌日も雨降り、三男玄開の後に部屋を造り、爰に書を讀み居ける時、日もくれかゝりける故障子を開き見れば、長一丈ばかりに見えて白髮を亂し、眼は金の如く、手に火の玉を持ち、腰切の衣を着、だん〳〵と進み來る、彼童子脇差を以て貫き打ちにしけり、夫なりに氣絶しぬ、其音に皆々おどろきて行き見るに、精は手に持ち、脇差の身は向ふへ投げたり、何故と問ふに右の如く咄しけり、此庭は法眼坂の下にてがけなり、ふしんの時狐の穴ありしを埋めしに、必古狐のしわざならんと其翌日吾宅へ父子ともに來り、直に化物に出逢し者に聞きしは初めてなり

一　今より四十年以前の事なり、六郷の川上に徒子の渡りあり、則まりこ村なり、爰より二十町餘行きて、郷地と云ふ處の業物屋の亭主は、兼ねて手に畫を學びて弟子なり、九月の末我をともなひて鄕地に至る、翌日は雨降りて四五日も滯留す、其時五六町かたはらに、江戸より來り居ける者とて手習の師匠あり、主人と二人連れして彼師匠の方へ行きける、夜に入りて歸る、其路盥山洗足寺と云ふ寺あり、是は古へ神祖源君公此處を御通行の時、老婆の衣類をせんたくしけるを御覽じ、其寺號を御付け成されしとぞ、珍しき名の寺なり、其日の暮方此寺に葬禮ありと云ふ、其事を知らず夜半頃染屋主人と二人通りかゝりしに、其寺の門前とおぼしき處に、白き衣服を着たる者の腰より下は地よりも離れ、あなたこなたと動く者あり、世に云ふ所の幽靈なり、我も若年にて此樣なる者今まで見たる事なし、甚おそろし

く思ひけるが、其近邊に酒屋あり、寢入りたるを戸をたゝき起しければ、酒屋六尺棒を手に持ち、イザござれ世に化物のあらんやと云ひて先きに立ちて行く、跡よりヲヅ〳〵して就きて往き見れば、葬禮の時、紙にて造りたる幡の木の枝に掛りたるなり、葬禮の時幡の木に引き掛けたるを其儘にして置きける、昔も此寺の前は樹木茂り薄闇き所なり、殊更夜分故甚あやしく見えしもことわりなり

人間感

一　予七十有餘に及びて始めて人間と云ふ事を知れり、壯年の時は古人の遺書を讀みても、其意味深き處は知りがたし、今將に人間と云ふ事を考ふるに、不思議奇妙なる者なり、吾日本は、天照太神人道を開き給ひけれ共、其古より此國の人ありて、獸と共に食を爭ひたるを、大神日向の國橿原の海濱に都を建てゝ、人間の道を教へたるなり、（中臣の祓にあり、親を犯し子犯の罪）然れば吾先祖も其子孫にして、天子も我等も同物なり、世界の中には未開古への日本の如き國今にあり、夫人間の道を教ふるは智の始めにして漸々と人智盛んに開け、其中智ある者長となり、而後上下君臣分れ、爰において亂世の代となり、是誠に禽獸の餌を爭ふことならず、今方に太平の世にして、古人間の起を知らず、啻に名利のみを是とし て歡樂を極め、食にあき滿ち、此欲の爲に大に迷ひ、賢きも智あるも、愚も智なきも共に相爭ひ、身を立て志を得んとて、暑にも寒にも奔走し、貴は駕籠にのり、卑は之を舁き、老いて貧賤なるも、食

を乞ひて生を保つは何事ぞや、日々天旋り四季range る事、雖萬億の後も此の如し、今日過ぐれば亦明日となり、竟に老いて死に至る事忽なり、人生白駒の隙を過ぐるが如し、夫天地は水と火なり、水火の中に生じ、天地は人の視る處、不レ視處を以て窮理する者多からず、天の廣大よりして大地を見れば一粟の如し、人は其一粟の中に生じて、微塵よりも小なり、汝も我も其みぢんの一毫ならずや、予愛を知ると雖も之を信ぜず、小なりと思はざるは、小慮を以て能く人間の道理を考ふるに、持つまじきは子なり、子は我後身なり、吾體と同じ、子いためば我又いたむ、ある人の云、子なきは子孫斷絶すと、然らず、吾先祖より糸すぢの如く連綿として子々孫々何れにか傳はりなん、其元を知る時は此の如し、佛道にては此世を修羅と云ひ、亦地獄と名く、死する時は極樂なり

寢るは樂起きて地獄の夢を見る、寢續にする是ぞごくらく

一　宿に婢老婆あり、其愚なる事數々ありけり、ある時しぶなしの榧を貰ふ、故に赘豆にせんとて、豆も鳫喰とて大なるを取りよせ喰ひけるに、榧一ッもなし、如何と尋ねければ、榧は小口より薄く切り入れけり、夫故に微塵とくだけて無きが如し、豆もついでに小口せよと笑ひける

一　人百歲に至れども欲念の更にぬけると云ふ事なし、老人は恥ぢて云はず、情氣は即神經にて魂なり、活きて動くうちは此念あり、老僧の杖にすがりても此念心根にあり、鳥の囀づるも啼くも皆さかる故なり、虫の羽を動し音を出だすも盛なり、秋の末に至りて西風吹き、搖落せんとする時草中に虫

の聲かれ〳〵にす、死に至るまで聲を發するは神經以てする所なり、天地の中の活物は奇妙なる機にしたる者なり、是皆天火の爲すところ

一　古川平兵衛が西遊雜記に云、薩州霧島山は九州第一の深山にて、幽谷嶮岨かぎりなし、人知る者稀にて、山奥は肥後の米良山に續きて、南は大隅にまたがり、數十里に連りし山なり、高山と云ふにはあらず、深山なり、躑躅の木あまたにして、花の頃は谷々峯々緋の如し、山一面に赤く、段々と山奥は夏までも咲く事にて、東霧島村、西霧しま村あり、此山の中嶮岨の峯に、神代に建てし天の逆鉾とて、數丈の鉾岩上に逆さまに立てり、石にも非ず、金にもあらず、神代の文字にて銘を鐫りてありと云ふ事、昔より云ひ傳へ、誰一人見たる者なし、然るに京に住する橘石見助は、東遊記、西遊記とて板本あり、西遊記の中、薩州に至り此霧島の逆鉾を篤と見たる樣に誌しゝなり、尤十死一生の思ひをなして見たるとあるが、此平治兵衛の紀行には、霧島町に宿して庄屋の家に行き鉾の一たんを聞きしに、昔より鉾ある事を人々云ひ傳ふ事ながら、十里も人家なき深山幽谷の道もなき所へ行く事故、誰あつて其路を知るものなし、身の程を知りたるものゝ行くべき所にあらず、此五六里の村においては、我は行きて我逆鉾を見たりと云ふ者は聞き傳へずとの事なり、予考ふるに此鉾何の爲に建て置きしと云ふ理もなく天より降りしにや、國常立の尊の建て給ひしにせよ、何になると云ふいはれもなく、埒もなき事なり、全く自然天然と鉾に似たる假象と云ふ者なるべし、吾國神代の事は傳記なし、神代以

前は何れの異國の人住居したるや、播州石の寶殿と云ふあり、四間四面に石を刳りて造る者、人工なり、又因州に熊權現とてあり、皆柱石を以て疊む、是も人工の者にて、何の爲に造りたりと云ふ事を知らず、民俗の云ひ傳へには、古の神此海へ橋を掛けたまはんとし給ひしとぞ、又蝦夷地にタサリチと云ふ處あり、是は六角の柱石の數かぎりもなく、海岸皆此石なり、是は人工にはあらず、天然の者なり、近藤氏エトロフ島へ五度行かれし時、庄藏とて南部の者畫をよく描きしに蝦夷地を寫させ、其圖を予又寫せり、世界の中には此類いか程もある事にて、蘭書中には奇妙不思議の山水景色ある事なり、吾日本の人は僅の天の逆鉾石を見て奇妙なりとするは、世界の事を知らぬ故なり

一　吾國にて奇妙なるは富士山なり、此は冷際の中少しく入りて、四時雪峯に絶えずして、夏は雪頂きにのみ消え殘りて眺め薄し、初冬始めて雪の降りたる景、誠に奇觀とす、富士は駿河の國内より見たるはあしく、二十里、三十里隔たりて、遠くより望む時は山を高く見る、低き地より望みては、景色なし、此山のかたちは世界中になし、元市場と云ふ處は白酒を賣る處なり、爰にて富士山の圖を板行に彫りて埒もなく押してあるを、蘭人往來する時、何枚も需むる事なり、さて此山は神代の以前より燒出し、數千年を經て四面に砂を吹きふらし、如此かたちとはなりぬ、我壯年の時までは頂より煙立ちけるが、今は煙なし、山獄は皆世界の不開[illegible]の物にて波濤の形あり、此富士のみ出現の山なり、遠く望むべし、山には登るべからず、天の逆鉾の如き埒もなき物よりは、此富士を稱歎すべし、夫故予

も此山を摸寫し其數多し、蘭法蠟油の具を以て、彩色する故に、髣髴として山の谷々、雪の消え殘る處、或は雲を吐き、日輪雪を照し、銀の如く少しく似たり

一　吾國畫家あり、土佐家、狩野家、近來唐畫家あり、此富士を寫す事をしらず、探幽富士の畫多し、少しも富士に似ず、只筆意筆勢を以てするのみ、又唐畫とて日本の名山勝景を圖する事能はず、名も無き山を畫きて山水と稱す、唐の何と云ふ景色、何と云ふ名山と云ふにもあらず、筆にまかせておもしろき樣に山と水を描きたる者なり、是は夢を畫きたると同じ事なり、是は見る人も描く人も、一向理のわからぬと云ふ者ならずや

一　予壯年の時專ら唐畫を以て人にも敎へ、墨竹など描く法は、葉は个字點分字、節の法は上乙下八、小枝は雀足とて法則を以て人に示す、ある時仙臺侯の大夫後藤孫兵衞とて吾を旅館にまねき、机の板に畫を請ふ、予墨梅を畫く、描きながら畫法筆法を談ず、此花を此所へ一りん描くと、則此根がしまりて畫法の妙とする處なりとかたりければ、皆々かんしんす、其後は仙臺侯へめされ、相手には深川親和父子なり、奧方は公家衆久我家の女なり、簾屛風の內より御覽にて、仙臺侯は吾が向におはしまし、用人役平賀藏人傍に居て、命に應じて絹紙を取り次ぎ出だす、予曰お好みに從ふべし、其紙へ美人を認めよと仰せられけるに、直に筆を採りて草々と和美人の立てるすがたを描く、是と對なる物を認むべしとて、又同じく和男子を圖す、侯與に入りて其畫を自持ちて簾屛風の內へ御入りある、女中の

笑聲交々したり、夫より絹地竪横に色々の御好みありて、後には其近臣の者に望めとありければ、多くは墨竹墨梅を筆疾に描きけり、晝の八ッ時頃より夜の八ッ時に相濟む、親和と共に引き退く、伺公の間に谷田太郎左衞門一人詰め居たり、是は其頃の留守居役にてありける、親和の曰、足下は唐畫描と聞きしに、和漢の人物風景山水を畫き、大名の前には甚能きふるまひなり、今より二十年を經るならば、天下に名を爲す人と云へり、吾居所は神仙坐なり、甚是より近しと云ひければ、親和の云、我足下をおくらんと申れければ、小人の宿には茶のなまぬるきが有るのみならんと答へければ、扨々能き挨拶なり、我等が宿の會日にチトお出でとて別れける、吾が年三十歳の時なりき

一　京都に應擧と云ふ畫人あり、生は丹波の笹山の者なり、京に出でゝ一風の畫を描出す、唐畫にもあらず、和風にもあらず、自己の工夫にて新意を出だしければ、京中之を妙手として、皆眞似をして甚だ流行せり、今に至りては夫も見あきてすたりぬ、又江戸は奥州の方へ屬して氣質も京人のやうにはなし、唐畫にも和畫にも似ぬ風は、呑み込まぬ事にて、吾が自身工夫したりと云ひては、夫は法がないと云ひて請け取らず、然れども畫は其物の形を見て、其形に似るをよしとす、法手本とする處は即其物なりと心得たる者も無きにもあらず、又奥州の方は今に於て其かたくなゝる事かはらず、予二十五年以前より日本の山水富士をはじめ、名山勝景を寫眞にして、阿蘭陀の法を以て蠟畫に畫き、諸國の寺院佛閣の額に掛け、諸侯貴客へも數々認め遣しければ、世に之を奇觀とす、需むる者多し、然

るに之を求むる者は皆上方中國筋の人なり、奥州の人は一向に是を取らず、愚直なる事かくのごし

一　僧を猥に爲ざる事、今の僧は天下の遊民にして、出家の業なし、佛道も國民を治むる一助に備へたる者なれど、今の僧は己一人を修むる事すら能はず、一體僧は出家とて家はなし、愚民をして譬喩方便を以て教導するを業とす、今の門徒家は甚其法にかなへり、無智の凡夫を極樂へ往生する事を常に説き聞かせ、惡念の起らざるやうに教へ示す事なり、又禪家は己一人を以て佛の本原を知り得る事にて、天地釋迦の遺言、八萬法藏をもいはず、教外別傳と云ひて、辭にも文にも述べがたき虚無自然たる事、天地の萬造、人間草木、皆水火の二氣より出で、又水火に歸する事を推究し知る、是を草木國土悉皆成佛と云ふ事を能々悟道するなり、是も天下を治むる事にあづからず、古は出家にならんと欲する時は、行者とて、其頃一國に一寺國分寺あり、今はなし、其國分寺へ行き學問する事なり、學問成就して佛經の譬喩方便の文面を能く解し、信實なる理を曉し知る、地獄極樂の喩を以て愚民を善に導く事を得度し、其頃京に玄蕃寮あり、爰にて其學の長たるを吟味し、又戒壇とて諸所にありて、是にて度牒と云ふを請け、是よりして剃髪し法師となる、是を教導師と云ふ、今の僧は寺を己の住居の家なりとし、我は高位高官なりと驕をきはめ、民を善道に導く事を知らず實に國用の者にあらず、故に今よりして僧をみだりに爲すべからず、田夫の如きに至りては子多くして末の子をば菩提のためなりと云ひて、小兒を出家にする者あり、長(ヒト、ナ)りて惡僧となる者多し、中年にして佛道佛理を好む者をして出家させる

時は、名僧智識自ら出來るなり、古の法の如くして出家する時は、僧も自然と減ずべし、今の出家は死人を葬むる事を業とするのみ

一　奕は下の賤しき愚人酒食の外樂しみなし、故に之を好む者多し、十人にして勝者は一人なり、負者九人盜となるより外しかたなし、先達白川侯權を取られし時、博奕の宿は死罪、其一坐の者は遠島と有りければ、其頃は一向博奕なし

一　芝三島町と云ふ處に年久しく人相見あり、石龍子と云ふ、生は攝州池田の產にして、今に實子なし、孝安とて妻の連子なり、五歲の時養子となり、今三十歲位なり、其母は先年病死して今の母は三人目なり、石龍子は歲七十になりけれども至りて健にして、又孝安は至りて君子なり、親は至りて惡人なり、然るに孝安親の命に少しも逆ふ事なし、親を尊敬する事聖經に不ㇾ差、然るに相を見せる者百錢を出だす、其迷ふ者貴賤日々何十人と云ふ事を知らず、春三月比に至りては五六十人、平日は十四五人、或は二十人、又相を學ぶ者あり、是は孝安應對して、神相前編の正儀とて印刻の書を著し、是を講釋する事なり、初弟子入として金五百疋を出だす、又極の祕傳書と云ひて之を傳ふるには金七兩貳分、貴人は銀二十枚、或は三十枚なり、石龍子の人となり文盲にして他人と交る事なし、大船の船頭の如く、人に向ひて禮をなす事を知らず、門人の內一二人と交るのみ、其一人は芝切通種物賣にて、文化辛未二月十一日市谷より火出でゝ芝赤羽橋にて消ゆ、其時彼種物屋の老夫燒け死にたり、燒

ぬと云ふ事夢にも知らず、又吾相を見て今より三年と云ふ、今に死なず、相と云ふ者、面部の内各々名を付け、或は五嶽にたとへ、兩眼をば日月とし、占の卦をたつると同じ事にて、地の下に風あれば風地は歡なりと云ふが如し、埒もなき八ッ當りなり、又弱く見ゆる人をば短命と云ひ、金錢の乏しき人は誰が見ても貧相に見え、武士、町人、百姓皆人品に見ゆる者なり、又貴人にも色黑き下相あり、唐にても日本にても、天下の主となりたる漢の劉邦や、日本の太閤秀吉の類、卑賤より出でゝ天下を取りたる故に、古へ相者の見たると云ふは後人の說にて、只文章に書きたる者なり、愚者、賢人は面體にて誰が見ても知るなり、然れば世には貴賤はあれど、智者は少き者なり、愚人のみ多し、智者不レ惑、勇者不レ懼と云ふが如し、或とき孝安親に向ひて曰、人老いては餘命なし、折々は樂むがよし、終日坐して愚惑の人に應對し、花さけども是を知らず、夏月納涼と云ふ事も知らず、書を讀みてたのしむと云ふ事も知らず、何を以て樂しとするか、答へて曰、我は人の相を見て百錢を得、是を積みて金銀とし、又一日に三度の飯を喰ふより外におもしろき事なし、樂み是にかぎると

一　三世因果經曰、天上天下、唯我獨尊、三界皆苦、我等安レ之、是は釋迦の遺言にして人の能く知る處なり、予此語を解して云、天地は無始にして開け、其中無始にして人を生じ、是より先無終の年數に人を生ずる事無量なり、其中我と云ふ者は予一人なり、親子兄弟ありと雖も皆別物なり、然れば予能く吾に敎へて迷はざる時は生涯我を安んず、迷ふ時は三界皆苦しみとなりて我を亡す

一　一生此世の中に暮す間、若き時より老ゆるまで、誠にたわひもなき事なり

世の中は市の假屋の一とさわぎ、誰ものらぬ夕暮の空

是は近世人のよみたる歌なり、道歌なり

一　樹木谷織田侯の隱居へ參るとき、織田某とて公家衆のよし、三十餘の方にて客なりき、某の曰、江漢は西洋おらんだの事を能く知れり、おらんだは人類にあらず、獸の類なりと云ふ、然れども細工は妙なる事をする事なりと被仰ける、故に予答へて云ふは、人は獸に及ばず

一　加賀の國松任の人千代とて人の知る俳諧女なり、美濃の廬元坊を師とす

ほとゝぎす郭公とて明けにけり

澁かろかしらねど柿の初ちぎり

朝顏や地に咲く事をあぶながり

朝顏に釣瓶とられてもらひ水

千なりやつる一筋の心から

一　歌川は越前三國の遊女なり、其後豐田屋吟と云ふ、後尼となりて瀧谷といふ、東國の方を行脚したる女なり

目覺しに琴しらべけり春の雨

さそふ水あらば〳〵と螢かな
爪紅のしづくに咲くや秋の海棠
おく庭のしれぬ寒やうみの音
たゝいても心のしれぬ西瓜かな　是は客に贈る
千代は常の女なり、歌川は遊女なり、孰れも共情見ゆ
一　奧州石の卷の醫、京學に行きて歸るさに、予宅へよりし時、古式紙をもらふ、也有と云ふ人の句
盜うか云ふて見やうか梅の花
奇人傳を見しに、尾州藩士横井孫右衞門と云ふなり、俳諧に名を得たる人なり
一　奇人傳に云ふ、峯玄知は雲州侯の茶道なり、和歌を好めるの癖あり、或日郊外へ出でゝ梅園の花盛にて、梅樹の主を問ひて樹を買はんとす、敢て肯ぜざるを高價を以て强ひてのぞみければ、已む事なく約す、翌日酒魚を以て樹下に來り慰む、農夫曰、根の損せざるやうにほりうがち、明日持ちまゐるべしと云ふ、玄知の云、いな左樣に非ず、いつまでも爰に置くべし、さあらば實熟さば如何すべしと問ふ、實は用なし、只花のみ望む所にして、吾物にして見ざればおもしろからずとぞ
一枝を吾物にして梅の花　小子玄知が風流をもて發句を作れり
一　肥前佐賀の城下に泰長院とて禪寺あり、住僧大機和尙は歲八十餘にして老僧たりしが、兎角住持

たる事を愁ひて隱居せん事を欲すといへど、後住なき故に免されず、ある時寺を欠落して逃げ去りぬ、やう〳〵にして尋ね出だして後住を定め、而後に隱居せん事を皆々責めければ、大機の曰、後住は我疾に約せり、相州鎌倉圓覺寺近日來るべしと云ふ、ある時佐賀の藩士生野岡書と云ふ者、番頭と云ふをつとめて三十餘の人なり、文學もありて頗理學者なり、大機、和尙に謁して曰、地獄極樂ありや、大機の云、あり、又問ふ、火車ありや、大機の曰、あり、何を以て薪とし、何を以て火を出だすやと問ふ、大機默して答へず、岡書甚怒りて責めとふ、機の曰、汝が顏色赤し、是腹中に火あり、其火何れより來るか　佐賀の藩士利島山領氏話しける

一　專齋江村氏、諱宗貝、倚松庵と號す、もとは備前三ッ石の城主にして、落城の後京に登り、宗貝に及ぶまで新在家と云ふ街に住めり、始め加藤淸正に仕へ、後森美作守に仕ふ、され共躬は京に居り壽は百歲を保つ、老人雜話と云ふ書は此翁のはなしなり

一　東湖禪師の歌に

みよしのはさくらの外に峯もなし、花やつもりて山となりけん

一　賣茶翁の狂歌

茶錢は黃金百鎰より半錢まではくれ次第、たゞ呑み勝手たゞよりはまけ不ㇾ申

達摩さへおあしで渡る難波江の、流を汲める老の吾身ぞ

一　佛書は一向につまらぬ事のみ多し、出家も經文をば讀まず、只文學のみする事なり、爰に經文中にある所を拔きかきす、海水の鹹く苦き者と問ふ、阿含經曰、三ッの因緣あり、海水の鹹苦のは一ッには成劫の時、光音天に至りて遍く大雨を降し、天宮及び天下を洗濯す、其中諸の所穢れ惡む者あり是鹹苦なり、其諸の不淨の物大海に流し入れて、合して一味となる、夫故に海水は鹹苦、「又曰、大海中有ニ諸大身衆生一、所レ吐大小便利、相聚爲ニ鹹苦一」右は海の中に世界が有りて、大なる人にて、其人此世界の如く衆生ありて、其人々の大小便があつまりて、海の水が鹹苦となるなり、「又曰、雨降りて海に入れども海水不レ溢、華嚴經云、大海有ニ四熾燃光明大寶一、其性極熱、常能飮縮、百川所レ流ニ無量大水一、故大海無レ有ニ增減一」是は華嚴經と云ふ經文に、海の潮が盈ちたりひたり、又は大雨が降りても、海の水があふれもせず、是は何なる事と云ふに、四熾燃光明大寶と云ふ火の燃ゆる大なる寶がある、定めて海の眞中にある事なり、其大寶殿が極めて熱する事なり、夫故に所々方々から大河の水が流入する事、無量なる大水を燃えあるが大寶殿が、皆飮み縮めかはかす故に、大海の潮は增も減もせぬなり

一　地獄と云ふ所は地の下何里程にありやと問ふ、倶舍論と云ふ經を引きて依りて曰、「南閻浮提下過ニ二萬由旬一、有ニ無間地獄一、梵一云ニ阿鼻一、長阿含經云、先世修ニ十善供養、沙門造塔供養一者、依ニ此福業一、得レ生ニ北州一、北州之人者、盡得レ生レ天也、四州中北州、果報殊勝也、唯有ニ種々快樂之事一、更無レ有レ苦、」一

此阿含經に云ふ所のおもむきは、前の世にて十善を修め行うて、又は沙門塔を造り供養する者は、此爲によりて北州と云ふ所に生るゝ事を得るなり、此北州の地は福樂の業のみにして、壽命盡きて死ぬると云ふ事なく、直に生るゝなり、四州の中、此北州と云ふ所は果報殊に勝れたり、唯常に種々快く樂しむ事のみにして、更に苦勞と云ふ事なし

一　皆是釋迦阿難の云ひのこしゝ事故に、出家は釋迦聖人の道を學ぶ事故に、此經文を眞うけに請けて譬喩と云ふ事を知らず、誠に愚なる事なり、天に生るゝと云ふは死にたる事なり、人々善事をすれば北州に生ると云ふは、此世の事なり、皆愚民に教ふる法なり、又曰、長阿含經云、此地平なる事如レ掌、無レ有二蚊虻蛇蟲獸一、無レ有二沙石一、陰陽調和せり、四時順和して、不レ寒不レ熱、無レ有二冬夏一、華菓茂盛事也、其土に自然の粳米がありて、無レ有二糠糟一、如二白花聚忉利天衆味一具足せり、其常有二自然釜鍑一、有二摩尼珠一、名曰二焔光一、置二於鍑鑊下一、飯熟光滅不レ勞二人巧一

一　右の忉利天と云ふは佛ばかり住居する所にて、此上もなき樂しき世界なり、手も勞せず、自然と白米のありて飯となり、暑寒もよいかげんにて、蚊の人をさすと云ふ事なく、蛇などのあしき虫もなし、路も平で山坂もなし、爰が則極樂淨土と云ふ所なり、人死すれば無心即安樂なり、爰を以て極樂に往生すとは云ふなり、今の出家は誠に此やうなる所へ死ぬれば往く事と思ふは、愚と云ふべし、法華經は釋迦說きをさめの眞實の經文と云へり、故に法華經を見しに、やはり奇怪なる大地より三千の寶塔

湧き出でたりと云ふが如き機事とす、譬喩なる事を知らず
最明寺時頼の百首の歌とて道歌あり、其中に
只ありの人を見るこそ佛なれ、佛も元は只ありの人
法然上人の歌に
墨染に心の底はそめずして、世渡り衣着るぞはかなき
一 古より悟道人幾たりもあり、名の聞えたるものは眞の悟道人にあらず、天竺釋迦は天子の兄弟と云ひ、貴きを棄てゝ乞食の業をなす、孔子は仁義の道を弘むと雖も人是を用ひず、竟に古郷にかへり春秋を作りて、死後に名を揚げたり、眞の悟道人は無極の人と云ひて、名もなく音もなし
一 天地の中水の傾きあり、今日本水干減ずる時なり、今亞墨利加の方水高し、土地減ず、故に日本の地開けたる事甚近し、故に人智も淺し、歐羅巴の地開闢も久し、又人智も深し
日本佛法の起、聖德太子守屋の是非を論ず
一 わが日本の人究理を好まず、風流文雅とて文章を裝り偽り、信實を述べず、婦女の情に似たり、婦女皆迷ひ惑ふ、必欺を信じて是非に昧し、いにしへ欽明帝の時壬申十三年、百濟國より始めて佛像經論を渡す、信ずる者蘇我大臣、稻目宿禰等、信用せざる者には物部大連尾輿、中臣連鎌子なり、故に佛像經卷を稻目にたまふ、大臣と謀りて向原の家を拂ひ淨めて寺とす、卽向原寺と號す、わが朝佛法の起僧

僧の始なり、其の年天下疫病流行して人多く死す、神國異域の外道の教を信ずる故なりとして、佛像經論を堀江に流す、寺院堂塔を燒滅す、夫より二十九年を經て、亦重ねて佛經及禪律、佛工師、寺匠等を獻ず、時に敏達丁酉六年なり、同己亥八年、新羅より釋迦金像を貢ぐ、故に愈馬子等佛法を信じ、堂塔を建て並べ、時に亦しば〱疫病流行す、乙巳十四年三月帝に奏し、守屋に詔して佛法を斷つ、爰に於て佛塔を斫り倒し、佛像及佛殿を燒き拂ふ、餘る所は難波の堀江に棄つ、其の夏六月にして亦蘇我の馬子奏して再佛法を起す、秋八月にして天皇崩ず、同九月豐日の皇子天皇の位に卽き給ふ、丙午春正月用明元年なり、次の年夏四月天皇病みて崩じ給ふ、爰において守屋穴穗を帝とせん事を欲す、馬子推古に奏して穴穗を殺す、諸王子群臣と謀りて守屋を殺す、聖德太子其の軍中にあり、馬子は必しも義兵にあらず、守屋必しも寇賊に非ず、守屋佛を廢するは我國神國たる故なり、穴穗は皇子にして、推古は女皇なり、馬子穴穗を殺して推古を立つるは、女主佛法を念ずる故なり、時に太子攝政たり、馬子其の後幾ならずして果して崇峻帝を弑す、馬子主君を弑する大惡人、太子之と與す、是を聖賢の人とせんや、佛法國を治むるに設けたるに非ず、今に至りて政道に益なく、之を破り敗る事能はず、上闇く下亂を起す事此のごとし

一　予江漢考に、支那及わが日本究理の學なし、古は猶人智淺し、しかればわが國神の道を以て他邦の教を用ふる事有るべからず、佛法は異道にして其の教別なり、いにしへ上天子下諸臣佛像經卷を以

て專拜し、番病疾おのづから愈え、吉事福樂拜し願ふ所從ひて自生じ、奇妙不思議を爲す事、是何なる故ぞや、支那我國に鬼神を論ずる者あり、誠に愚論と云ふべし、鬼神とは火水の二氣を云ふ、天の火氣地に徹し、地の水氣と相混同して升降す、是を鬼神とは云ふなり、人此氣中に居て淸濁を知らず、疫病、痲疹、痳瘡、皆此氣の侵す所なり、鬼神の怪異をなす者に非ず、草木花發け實を結ぶは正理にして奇ならず、然れども實にこれ奇とすべし、怪これを奇と云ふべからず、それ怪は狐狸の爲すところなり、亦愚恐怖し或は患ひ、心中惑念凝り結ぼれ、目に怪を見る、皆己の迷より視る處にしてかつて怪にあらず、僧侶玆に就いて愚民を誑し、死靈亡魂なりとす、夫わが國神明の盛なる事、伊勢皇太神へ東西南北の農民に至るまで、つねに參禮する事虛日なし、拜禮する者かつて私願を口に言はず、神靈かつて奇瑞を垂れず、神の道の明に、佛の道の昧く、神に怪なく、佛經一章每に怪語を爲す、古の弘法傳教怪術あり、其のころ上理に闇くして之を奇妙とす、また愚ならずや、其の後賴朝、北條、足利の代に至るまで戰爭人を殺し其の亡靈祟をなす、故に國亂をなし、或は疫病流行し、凶年打續く、爰において僧侶其の虛に乘じて堂塔佛閣を建て並べ、其の遺跡天下に益なく人を惑はす、是其の始馬子太子と謀りて佛を信じたる故ならずや、窮理に昧き愚人と云ふべし

神と佛とを論ず

一　神とは何者を云ふか、佛とは何者を云ふか、それ神は日本わが國の祖人の靈を祭れる者なり、靈

とは何を云ふか、鬼なり、鬼は何を云ふか、氣なり、氣とは天地の中間に充てる虛空なり、虛空に物なしとす、然らず、大地は球にして天中に麗り上下なし、大氣之を揚ぐ、この氣宇宙に充滿して隙なし、一尺の地を穿てば一尺の天を增し、魚水に游びて水を知らず、人氣中に居て氣を見ず、天氣は地氣と感じて神變不思議をなす事、森羅萬象皆此の氣の爲に生ず、人間禽獸及草木は天地の大機にして恒に靜動變化をなす、是妙と云ざらんや、故に神は氣なり、鬼神と云ふ、人および萬象、氣中より出でゝ氣中に歸る、氣の根元太陽日輪とす、故に天照神明の名あり、神道の傳皆譬喩を以てし、實事を云はず、視る者能く考へ察せよ

一　夫佛とは釋迦の名づくる者にして、天の大氣虛空を云ふ、之を無と名づく是を佛とす、日輪を指ざして阿彌陀と稱す、像を造りて人の如し、光明遍照十方世界、四方に光明を放つ、是像を作りて譬喩とす、亦三世の教をなして、虛空を以て一世とす、虛空の天氣地球に徹通して森羅萬象を生ず、是を現世とす、生を爲す者皆悉く滅し亡びて天氣に歸す、是往生して極樂に至るを佛になるとは云ふなるべし、窮極則神佛同じ、後世の僧徒己の私の爲に不動藍染(アヰゼン)、大日藥師の屬、神と佛とを混じ、各人の貌となして愚人を誑す方便とす、是悉く太陽を以て譬へたる者なり、故に其の像皆火を脊ひ輪光をなす、察し知るべし

一　鳳鳥と云ふ者あり、生きたるはなし、皆皮むきなり、必足なし、蘭書花連的印(ハレンテイン)に圖ありて、此の

鳥印度諸島にあり、然れども稀なり、恒に天を飛びて地に下らず、鳩の大さにしてかき色、又紋あるもあり、其の種二三品、尾は孔雀の如く、左右の脇より雲珠巻きたる羽あり、和蘭これをパラデイスホーゴルといふ、パラディスは天堂を云ひ、ホーゴルは鳥なり、故に極樂鳥と譯す、亦燕は春暖氣を得て出でゝ、初夏家の軒に巣を爲す、初秋に至りて天中を飛び繞る、必地に下らず、秋の末になりて何方へか去りて見えず、南向の樹の洞の如き處に集りて寒月は出でず

一 蝙蝠軒に掛りて人の倒に歩くを怪むとは、惡人の善人を見て己の如くならざるを云ふ故なり、然れども飛ぶ時、或は喰する時、亦糞する時は頭を上とす、只安居するに至りては、頭を下にして倒に掛かる人の伏すが如し

一 西行法師の選集抄に曰く、拾遺抄に載せてあるを爰に摸すとあり、むかし播磨の國書寫山と云ふ寺に性空上人と云ふ僧のありける、是は本院の左府時平の孫にて、時朝大納言の侍に仲太小三郎と云ふ男あり、大納言の許に、昔より傳はりて大切なる硯の有りける、官位に昇る度毎に此の硯を拜する事なり、ある時仲太彼の硯を見たく思へども叶はず、故に若君十歳不足してありけるを、仲太此の君を賴みて竟に硯を見たり、其の時仲太あやまちて硯をおとし破りたり、若君の曰く、われ破りたりと云はんと、仲太歡び去りぬ、其の後大納言昇身の事ありて硯を拜せんとするに破れてあり、若君の云く、われ破りたりと、大納言大に怒り若君を殺せり、仲太此の事を聞きしより、出家して後播磨の國

書寫山に庵をむすび、無常を感じ住みけるが、恒に普賢菩薩を拜みたく願ひ一心に念じける時、夢の如く一人の天童あらはれて曰く、汝室の津の遊女を見よ、實の普賢なるぞと云ひをへて消え失せたり、夫よりして室と云ふ處に至り遊女を求め見るに、常の遊女なり、席上酒肴を出だして興を催し、妓は立ちて舞ふ、性空仲太が事なり目を閉ぢ觀じければ忽妓女は普賢ぼさつに現じ、又目をひらけば元の遊女なり、性空つら／＼思ふに、此の妓女と見るは實に生きたる普賢ぼさつなりと有がたく思ひ、時を移して後去りぬ、六百歩を過ぎてかへり見るに、彼の女は死にたりと、普賢かりに遊女に現じ、我之を拜する事の不思議さよとて人にも語りければ、衆俗皆性空上人とぞ貴びける

予江漢曰、笑ふべき事なり、西行此の愚談を集に入れたるを見れば、佛の道を知りたる者に非ず、佛道に迷ふ者なり、然れども妻子の愛念を捨て浮世を見かぎり、乞食となりて諸國の行脚したるは、實に世を棄てたる人にはあれど、貴き人の佛門に入り世を捨つとて、山に入り食に饑ゑ、乞食となりて無欲なるとて、衣服を脫ぎすて裸になりて、野に伏し山に寐ね、寒暑に堪へかね苦しむを名利を棄てたると心得、是を尊く思ふは更に理に當らず、予江漢も西行は深草燒にても小兒の時より見知りてあれど、今此の選集抄を見て初めて佛の道を知りたる道人にあらざる事を知れり、兼好法師の徒然草は格別勝れたる者なり、一席の談にあらず

一　磁石の妙なる事いまだ解しがたき處あり　石を水中に浮べ見るに、南北ありて東西なし、然るに

針を以て南と北との氣を磨し、亦水に浮ぶるに、南は北を指し北は南を指す、石と返覆す、此理未解せず、亦針二を以て北の一方に磨し、石を離るゝやいなや、忽二の針合せず、北は南につぎ南は北につぐ、是天の空氣の引く處にして、南北極地球の軫轄天に係りて旋る故なり、しかれば赤道以北は頭とし、赤道以南を頭とす、故に地球の四面に人居立し、地より上を以て天とす、エレキテルを以て此の理を知るべし、

一　天地の生物を見るに、生する者は神氣なり、死する者は臭腐なり、臭腐は人の惡む處、天氣は清淨、大地の水氣又清し、然るに天は火地は水なり、兩氣相徹して、其の中腐爛の臭氣萬物となる、故に臭腐復化して神氣となる、神氣復化して臭腐となる、爰を以て聖人は其の一を貴ぶ

書二采覽異言後一

浙西李之藻刻二萬國坤輿圖一、萬曆年間、大西利瑪竇重修改定、附以二南北半采圖一、竝具二子所レ叙、而一時薦紳楊景淳、吳中明之徒贊述焉、正德己丑冬美得レ遇二西人一、乃按二其圖一、訪以二方俗一、其人曰、此圖明人所レ作、稍似二縝密一、然與二地理一不レ合、莫レ由二依據一、敢辭、美意謂彼不レ解二漢字一、敢爲二大言一耳、美乃曰、是則歐羅巴人利瑪竇所三携入二于中州一者、世稱二其善一、子無レ取焉、獨何與、曰、某未下嘗聞中我人有二其姓名一者上也、曰、西教東漸、自二利氏一始、子不レ知二其人一可乎、彼笑而不答、既而索二得西圖於官府一以示レ之、披翫久レ之曰、是和蘭鏤板、蓋百年之物也、雖二我西土一、亦不レ易レ得、某與二此圖一、唯得二三

見㆘之矣、於㆑是左把右指、章步而亥算、使㆘人不㆑待㆑窮㆓夫轍迹㆒、而周㆓遊乎八極名山大川㆒、擧㆑望而出、殊方絕域隨㆘顧而在㆖、亦奇矣哉、誠得㆓其術㆒也、明年春和蘭入貢、美私其使者以質焉、對曰、輿地全圖舊有㆓數本㆒、此板弊邑所㆑刻、去㆑今既一百一十三年、先㆑是西土佛來、釋㆑古者始唱㆓天敎東南諸州㆒、其塔今在㆓印度地㆒、香華之盛一㆓百七十年茲㆒焉、歐羅巴人来㆑開㆘有㆓利氏之子㆒者㆖也、美竊怪焉、嗣後適得㆓金閶鐘始振闢邪論於新增大藏函中㆒、因知竇本生㆓於廣東傍近海島間㆒、北學㆓於中國㆒、實非㆓西方人㆒、則前者之說果不㆑誣矣、李氏徒徒嘆㆓其學在㆘夷、而不㆑知用㆑夏變㆓於夷㆒也、故今我是編所㆑採、其說係㆓之明人㆒者、蓋從㆓其實㆒、癸巳之秋、源君美書

一　采覽異言は白石先生著す所の者にして、利瑪竇及明人の說を揭ぐ、萬國の事を誌せり、後に蘭人に遇ひて、始めて利瑪竇は歐羅巴人に非る事を知れり、今亦吾が黨の者蘭學を好み、尤醫術委し、小子は天文地理を好み、わが日本に始めて地轉の說を開く、職方外記、天經或問、利氏の言なり、竇は廣東の西琶牛の人と云ふ、

一　日本いにしへ玄賓と云ふは河內の人なり、今世の僧侶の如く榮達名利に繫縛せられず、南都の興福寺宣教の法嗣にして、俗姓弓削氏なり、道鏡などの作業を惡み、潛に洛陽を出で丶伯州の深山に隱れ居たりしに、其の後桓武帝御不豫のをり節詔書を下されければ、詔命を遁れて出でず、然れども再三に及びて遂に京師に入り玉體に近づき加持し奉る、忽平愈の事あり、帝深く法德を歸依ありて、位階を下

し給ふと雖も更に受けず、亦辭し去りぬ、弘仁九年夏六月暮、齡八十餘にして備中湯川寺に遷化す、古の名僧弘法、傳教をはじめ多くの衆僧皆名利を離れず、此の玄賓一人眞の出家にて、其の名聞えず

一　承和三年春月遣唐使選擧已に定まりて、藤原の常嗣を正使とし、篁を副使とせられ、兩人を紫宸殿に召され、宴を設け文人墨士に餞別の詩文を作らせ、兩人へ天盃を下さる、常嗣詩を獻じて壽を上る、此席に往歳本朝の命を銜みて入唐せし使者、幷に留學の輩彼の地に在りて自沒する者八人に各位階を贈らる、所謂藤原清河、安部仲滿、石川道益、紀馬主、甘南備(カンナビ)言景(トキカゲ)、紀三濱(ミツノブ)、掃守宿禰明(カモリノスクネアカシ)、田口歳富等八人なり、同七月遣唐使四艘の船、大使、副使、判官、主典、太宰府を出船しけるに、日氣あしく九州の地に泊して順風を待つ、漸く天氣を得て蒼海へ漕ぎ出だす、また俄に風變り、逆浪天を浸して諸の船を淘り居う、殊に常嗣が乘りたるは檣も折れ柁も摧け已に覆らんとす、漸く四艘とも日本の地に吹き戻さる、船も破損しければ、まづ一度歸京すべしとて各京に歸る、則叡聞に達し、明くれば承和四年三月遣唐使再催しありて、復太宰府に下り出船ある、其時慈覺大師も同船あるべしと云ふ、然るに篁は俄に病と稱して京に歸る、其の宿意は篁つねに學才に自負の思ありけるに、常嗣を正使とし篁は副使なり、心緒不快にして憤を含むと雖も、勅命嚴重なれば是非に及ばず、其の旨に隨ひ斯て太宰府に至り、艤のせつ常嗣が第一の船去年破損しければ、因りて篁が乘りたる二の船と取り替へ常嗣へ篁が船を進め、篁は破れたる船とさだめける、故に之を怒りて遂に病と云ひて京に歸る、常嗣は

已に出船す、篁は家に返りて門を閉ぢ、西道謠と云ふ文章を作りて晴に當嗣を誹謗す、其の文章の中上を輕んじ憾む意あり、嵯峨上皇逆鱗ありて、其罪輕からずとて死罪を宥され、承和五年十二月隱岐の國へ流さる、篁能の逸人なる故に時の人之を惜む、篁船中にて「和田の原八十島かけて漕出でぬと人には告げよ海士の釣舟」、また「思ひきや鄙の別に衰へて海士のなはたき漁せんとは」、承和七年赦免、六月歸京、黄衣を著朝廷に拜謝す、翌年本爵正五位の下に復し、文德天皇仁壽二年冬十二月薨ず、下野國足利鄉學校先聖の像を安置して、其の頃教授する者相續ぐ、今下野の阿波の谷村に一寺あり、學校の跡と云ふ、

一　天下に才ある者といへど、農夫商工の家に生るゝ時は卑賤なりとして之を用ひず、諸侯貴家に生るゝ者は才なしと雖も之を用ふ、才あれども用ひざる時は愚人の如く、不才の者時を得て用ひらるゝ時は才子の如し、百里溪は虞にありては愚人の如く、秦に至りては智人なり

一　末大なれば必折れ、尾大なれば掉しがたしと云ふ譬あり、初は何事も小にして、後に至りては漸漸と奢に長じ、大となりては夫に應じ尊み貴む、卑く小にはなりがたし、末に至りては終に壞る

一　木を刻みて絲を牽けば老翁となる、雞の皮鶴の毛を以てすれば眞物の如し、須臾弄びて罷みて、寂として無事、還つて人生一夢の中に似たり

一　善人と惡人とは生れ稟くる事なり、松を接ぎて杉とならず、聖人の教を學び習ひても本性を失は

ず、柳下恵飴を見て以て老を養ふによろしとし、盗跖は錠に粘るによしとす

一　予竣天理を曉明すと雖も世俗之を知らず、畫は幼稚の時より好むと雖も前に善畫あり、これに及ばず、故に屏風のごとく屈曲して從レ俗ば、諸侯貴客われを視る

一　備中岡田平治兵衛が東遊雑記を見るに、南部の邊地を通行せしに、海邊に米櫃、金匣、帆柱、柁の類、波に打ちよせ渚邊にある事限なし、所の者に云て曰く、何ぞ拾はざる、取りて薪とせざる、今稀に金錢もあるべしと、所の者答へて曰く、此の物は皆破船したる者の失ふ所、之を取りてわが物とすれば必亡靈祟をなす、かつて拾ふ者なし、北方の邊地愚直なる事を知るべし

一　予が家に上總の者あり、彼が話しけるに、東浦にてかつを漁舟七八艘沖に出でゝ漁する時、櫃の如き物流れ漂ふ、引き揚げて見れば、内に數十金あり、皆々配分して家に還る、隣家にもこれを知らずと雖も、其の者共漁におこたり、酒を呑み聚まり遊ぶ、茲において竟に知れたり

一　又或時、磯邊へ流れよる物あり、之を見るに餅の如き物數々あり、怪しみて能々視れば蠟なり、暴風の後破船の具漂ひよるとぞ、海國ながら吾國の人の駕航柁術に悉しからざるを西洋人評して曰く、支那以て盲乘、日本以て片目乘

一　佛者欲下以二方便一導上、還使レ迷レ己矣、莊子不レ究二眞理一、惟推量而安二一身一耳

一　予所持する寒暖昇降を以て著寒を計る、毎年冬の寒十二三分、極寒は八九分なり、文化六年己巳

の冬寒氣十一月九日五分、二十五日同五分、二十六日二分半、三十日一分、十二月朔日一分半、二日十分、六日五分七日二分半、九日十分十一日三分半、十七日九分半、十九日寒無度、二十五日同、二十六日二分半餘、二十八日九分、午の正月十日二分半、大寒數度、何十年にもなき寒氣なり、凡四十日餘續く

一　大和の國南都の邊へ行き見るに、婢女つねに麻を績ぐ、其の價を得て半を主人に出だす、半は己の物とす、主人の用を缺き、夜は油を費す故なり、前漢の張安世家僮七百人、紡績皆手技あり、內治産業ニを纖微累積して巨萬の富とす

一　享和三年丙寅秋八月、關侯隱居の話しけるに、在所新見夏雨降らざる事六十日、草間村と云ふ處は山田のみにて常に水なし、此の所の農夫の妻は水を河より汲む事を力とす、河の傍までは一里を隔つ、其の路皆山坂なり、水桶を頭上に戴き、兩手にて麻を績む事を常とす、其の一村のならひなり、其の村に一寺あり、僧七日斷食して雨を禱る、果して七日にして大雨田畑を潤す、領主より其の僧に金錢米穀を賜ふに更に受けず、其の雨近村に及ぶ故に、他村より米錢を持ち來て寺に贈りければ、不レ得レ已して受けたり、是天の感應したるには非れども、彼の僧正直無心にして、只百姓の困窮を悲み、無慾眞實なるに因りて倖に雨の降りたるなり、是を德と云ふ

一　七日を以て一周とする事、七日に非ず六日なり、其の故は其の日より七日目は六日なればなり、閏月は四年にあり、實は三年に當る、天度三百六十度六分六秒とす、亦閏の半卽六數なり、其の起三

数より出づ、五七三十五、七七四十九とするは誤なり

一　世の人を思ふに、人事の小道を知り好む者ありと雖も、天の大道を知る者鮮し、われ久しく東都に居るに、諸侯貴客畫を好む者多し、天を開く者更になし、當中納言紀州侯一人のみ、日本小國と雖も罕には我を知るものあり、我往きて說く事能はず、彼來りて聞く事能はず、國を隔てゝ遠きが故なり

一　古之善爲レ道者、非二以明一レ民、將二以愚一レ之、予考ふるに下民故より淳樸、田夫の如き皆愚なり、生れながらの本性

一　報レ怨以レ德とは老子の謂なり、讎に却りて與レ物を云ふ

一　或人予に虛と實とを問ふ、答へて曰く、人の生死を云ふ、死は實なり、生は虛なり、生たる貌は水上の泡、內氣を包み外水にて掩ふ、容水氣の爲す處、虛空より出でゝ生をなす、虛空は實なり、質となる時は虛なり、實以不二滅亡一、名の可レ爲レ名に非ず、所レ謂無名なり、天地の間に生るゝ者皆虛なり、無情之を實とす、日輪天に麗りて無心、大地旋りて無心、氣昇降して無心、又曰く岩石鐵金以て實とす、草木以て虛とす、花發け實を結び、土を去り水を離るゝ時は死す、是生物にして非情に似たり、故に實なる者萬古亡びず、虛なる者際あり、人の存在之を虛とす

一　大學衍義に曰く、古より中國にて衣服と爲す所の者は、絲、麻、葛、褐の四の者のみ、漢唐の世に

違夷木綿を以て貢に入ると雖も、中國にはいまだ其の種なし、故に民未レ爲ニ衣服一、宋元の間始めて傳へて入ニ中國一、蓋此の物來たる事、外夷より閩廣の海に商舶を通じ、關陝の土壤西域に相接する故なり、我朝上世永祿天正ノ下民の服皆麻葛の類なり、今に至りては貴賤共に用ふ、その故にや、古賤者は蒲團蒲入綿なり、今わが國の綿は草綿なり、木綿に非ず

一　幹者我に云ふ、畫は奇なる者なり、譬へば升の如きを描くに、其の底に至りて深く入る事如何して之を圖するか、西洋の畫法は遠近深淺を爲す、わが日本の畫法と異なり

一　筥根權現の社の前に大釜あり、文永五年辰の十一月十二日と鑄付けられたり、今年文化九年まで五百五十六年

一　日光山霧降の瀧より五六里深く山に入り、白根山あり、人家なく祠のみ、六月氷凍して寒月の如し、白鳥鷹の屬多し

一　樂羊は魏の大將にして、中山と云ふ所を攻めたるに、樂羊の子中山にあつて、中山君其の子を烹にして遣りければ、樂羊は幕の下にて之を啜り、一杯喰ひ盡くす、魏の文公が堵師賛と云ふ者人に言て曰く、樂羊は子の肉を喰へりと、答へて云く、誰も喰はず、樂羊は中山を罷けし故に、文公其の功を賞美す、然れども心底をば疑はれたり

一　鎌倉にどこも地藏と云ふあり、或時堂守の僧參詣もなき堂を守るより、何方へなりとも立ちのく

べしと思ひ、其の夜夢に地藏の曰く、どこ〱と云ふ、老僧目を覺し考へ思ふに、何方も〱同じ事と云ふ事なるべしとて、生涯此の堂に終りぬ

一　東都麻布邊に闕榮一郎と云ふ儒者あり、歳七十餘にして病に臥せり、更に死と云ふ事を知らず、書を讀む者天理天命を知らず、愚なる者なり

一　或人の曰く、駿河の產にして年々遠州秋葉山に參詣す、九月十七日祭禮神事に火の舞とて火を神前に投げ振りて舞ふ、然るに火の何れへも燃え付かざるを奇とす、是火防ぐ神なり、予考ふるに、火は天地の中間に充ちて造化の元なり、火は何物へも通徹す、目前の理なり、然れども水氣を得る時は火移らず、山上陰濕の氣多くして、萬物濕氣閉塞し樹木茂り、地氣つねに上昇して雲霧を生じ、火氣衰へて物に移らず、故に夏月火災尠く冬月多し、神靈火を防ぐにあらず

一　招隱舘漫筆に曰く、人君は天職なり、今の君は人君ありての人民と思ひ、驕慢の心發起して、士民を視る事草芥の如し、故に君一人奢を恣にし、無用の財產を私欲の好む所に費し、耳目の歡樂を極む、國民の膏油を絞り、血涙の殘餘を歡樂に供するは、豈不仁の甚しきに非ずや、上に居る者は君子にあらざれば治まらず、君子は己に同じても與せず、己に異にしても非とせず、明君賢子は忍人を察し、闇君は必巧言令色諂諛の人を愛して、賢者を用ふる事を知らず、曇りたる鏡の如し

一　駿州藤枝の驛に橋あり、川上三里に神の祠在り、其の邊の谷川の鰻魚は一方にのみ眼あり、此の

神の使令(ツカハシイ)とて人懼れて喰はず、予長崎へ遊歴する時、藤枝より僕一人を連れたり、其の者此の鰻を喰ふに果なし、又相州鎌倉の海にて漁する鰯は口曲りて片口と呼ぶ、其の種にて生るゝ者諸國此の類多し

一　駿州岡部の在所に坂本村輪宋院と云ふ禪寺あり、天明五六年の頃住僧歳八十、山に入り一片の乾餅を喰ふ事三年、また寺に來りて入定す、時に弟子食を進む、僧の曰く、問答吾に勝たば喰ふべし、交當る、更に勝者なし

一　備中足守の降杏庵の曰く、在所に狐の寓きたる者數度療治す、或時民家の婦に狐寓く、更に去らず、故に金罰を拈みければ腕先に摩り付きたり、夫故腕を縛りければ瘤の如し、鍼を打たんとす、狂人の云く、今將に去らんとすと、故に其の縛を解く、忽舊の如し、歎きたり、また再摩撫し肩に至る、是非鍼を以て衝殺さんとしければ、狐大に屈伏し、眞に去るべし、其の證は籔の中に體あり往きて見るべしと、果して云ふが如し、即縛を解し、狐一聲して去りぬ、然るに狐の氣のみ人の體に入る事、人此の術は及ふべからず、人、人に寓く事能はざるなり、譬へば鳥の空中を飛ぶが如し、小蟲と雖も羽翼ある者人之に及ばざる事を知るべし

一　東都本所回向院の入口、左右淡雪豆腐の茶店、晝食せんとて爰に寄る、傍に卑賤の者二人酒を飲む、酒菜(サカナ)なし、予思ふに元來酒菜と云ふは後世の事なり、今は酒菜數品、奢慢なる事を知るべし

一　聖人釋迦の教を一口に云へば、夫人間は今日活きて居る中、仁義禮智信の教を設けて生涯の間能く守れとの教なり、釋迦は人間一生は少の夢の如し、故に僅なる夢中を安心せよと云ふ教なり

一　永樂通寶の錢はじめ日本へ渡りし事は、後小松の院應永十年八月二日未の刻より、大風雨にて堂社民屋悉く倒る、翌三日巳の刻に風止む、其の日申の刻、唐船一艘相州三崎濱へ漂ひ着す、其の時鎌倉將軍足利左兵衛督滿兼卿下知ありて、伊東次郎右衛門尉貞次、梶原能登守景宗、三浦備前守義高を奉行として詮議ありけるに、難風に仍りて爰に着岸す、船中唐銅永樂錢數萬積みたり、依ㇾ之京都前將軍義滿入道道有、新將軍義持公へ此の由を訴ふ、唐船關東へ着岸する上は滿兼德分たりと下知しければ、船中の財寶殘らず押しとめ、其の價として此の國の產物を給ひ、船は歸國す、其の後若干の永樂錢徒に徹るべからずとの法を立て關東に於て之を用ふ、夫よりして遙の後年を經て天文年中の頃、永樂錢に鐚と云ふ惡錢を雜へて同じ直段に用ひしに因りて、商賈の輩惡錢を撰み、論じ爭ひて已まず、然るに天正の始北條氏康關東八州を從へ、諸士悉下知に就きければ、氏康の云ふには、夫錢は品々有れども永樂に如くものなし、今より關東にては永樂を用ひ、他の錢を用ふべからず、家臣山田信濃守定信、笠原越前守守康に仰あつて、莊鄉村里の辻々に右の趣を書き誌したる高札を建て、自然と鐚は上方へ登り、永樂のみ關東に滯る樣になしける、此の時鐚を京錢と呼ぶ、其の後慶長九年御代に至りて天下一統に永樂を用ふ、然れども鐚一向に棄つべきにも非ず、永樂一錢の換に鐚四文を以てす、此の

旨仰せ渡され、亦其の後慶長十年十二月八日永樂を停止、江戸日本橋に高札を建て、永一貫に金一兩とし、金に替ふるに百錢の中一錢宛除き、是を日錢とす、然るに今の世に於ても、年貢に永納あるは此の時の遺風なり、鐚百錢に之を移し、永一錢の價を除き、九十六文を以て通用す、小子壯年の時相州鎌倉江の島に參詣す、漁夫の小童旅客に就き錢を乞ふ、鐚(ビツキ)と云ふ、又府中六社に參る、同じくビツキと云ふ、キは一寸の和訓、鐚は銅にして孔穴あり、古の錢和銅開珍あり、其の後和錢ありと雖も、銅を支那に賄り鑄せたるなり

一 支那の文字甚多し、爰に悅の字を揭ぐ、悅怡歡喜欣忻懌忭忔懽忬悆愜悆愉慆物懤歡憨慣傚訢謜台呂喑嘉愉慆歆衎衎の屬、これ悅の淺深、或は悲の中の悅、懼の中に悅を生じ、其意味あり、彼の國は文字を以て符契とす、故に文字を離れては言語意味通ぜず、倉卒に言ふ時は、貴人と雖頭を振り動し形容して談話す、吾日本元來音訓の國にて、中古より支那の文字を雜へ漢語を爲す、然りと雖も字數衆し、韻鏡圖圖一萬五千八百二十四聲の外無しと雖も字數は衆し、三萬三千二百五十六字と云ふ、夫より正字通の書出づ、韻會と字彙に校ぶれば又字數增したり、嘗て大淸の字書正字俗字數萬となり、彼國の者學び盡くす能はず、況や日本の人をや

一 世の人古書を引きて證とす、是證に非の證多し、假令ば五雜俎を引きて證とす、謝肇淛もし誤り妄に誌さば、後世の人其の僞を眞とす、諧記に曰く、漢の建武年中長沙の歐回白日に屈原が亡靈に値

ふ、數百年以前の屈原が顏何を以て見知りたるか、左傳は賢者正史として、浮屠の說は夢にも見ざる時の書なり、死靈奇怪の事を記せり、矧や夫より下史記漢書をや、晋の阮瞻は無鬼論を作る、忽客來りて鬼の有無を論ず、客遂に屈す、卽云く、我は鬼なりと云ひ終へて、容を變じて鬼となる、鬼とは何なる形を云ふか、一笑の談なり

一 阿波侯の世子伊豆の熱海に湯治す、かへらん事を忘れて數日を經たり、其の頃吾も同じく此の湯に浴す、二十餘日を歷て歸る、時に阿波侯の行蹟、常に朝は夜の丑の時を以て起き、讀書弓馬兵術を世子をして學ばしむ、故に之が爲に僅の日を熱海に遯る

一 嚮の年十月鎌倉に遊び光明寺に至る、時に十四日なり、堂中老若男女交坐に充ちて念佛の黨なり、堂の外椽床を見れば、菰を着たる者數十人伏す、寒風の夜なり、何故と問ふに、卑賤の農夫堂中に入る事能はず、たゞ經音を聞きて成佛すと心得たり

一 江戶の町は御入國此方の事にて、其の頃よりの名主を草分と云ふ、町數八百八町ありしに千八百八町となりぬ、正月三日帝鑑の間の大廊架において御通がけの御目見え、獻上物大臺に熨斗、一斗入酒樽十、大納言にも同じ、通油町、田所町、大傳馬町、總町代として三人、通油町の名主宮部又四郞、田所町の名主田所平藏、大傳馬町の名主馬込勘解由

一 深草の元政は法華宗なり、日蓮は諸宗を誹謗したる故に、我慢我意と云つて諸宗の僧これを惡み

誹る、元政は佛の理を悟り、出家の道を知り、戒を保ち、法華律宗の祖なり、年四十六にして死す、齡短しと雖も其聞え高し

一　永祿年間の江戸の圖を見るに、南は金洲崎白銀臺、西は麻布飯倉、今井村、今の江戸見坂邊を云ふ、櫻田村今の霞が關なり、北は神田川湯島忍が岡、今の上野なり、不忍池より下谷の方へ流る川あり、また荒川は今の千住川、淺草觀音は島の如し、又芝通、日本橋邊の町々、小川町、下谷、本所、深川、皆淺海にして池の如し、淺草海苔の名明らかなり、海の漸々阜となる事は爰を以て知るべし、今より十億萬年を經る時は、此日本亞墨利加の地と接し續くなるべし

一　圍碁は遊民の外、士農工商共に此の技を爲すべからず、奕と同じ、君子の戯にあらず、無益の暇を失ふ、務の大害を爲す事多し、舊記に云く、市佐時光笙を吹く事絶倫、一日召レ之、會時光不レ至、一老人と碁を圍む、使者促レ之、顧みずして唯眼は局にあるのみ、亦聞く事なく、遂に召に應ぜず、太閤記に載す、公朝鮮を伐つとき諸將を遣し、役に在ること數歲、中間時黒田如水、淺野霜臺軍令を奉じて朝鮮に赴く、諸將を集め以て公命を告げんとす、諸將ゐるに、二子唯心碁に爭ひ傍に人なきが如し、諸將皆出づ、公肥州名護屋に在りて之を聞き、悦ばず、左右に謂つて曰く、爾曹終レ身まで勿レ圍レ碁と

大伴の宿禰子蟲、中臣の連東人と碁局、東人失言、子蟲之を斬る

一　昔奥州の大亂は宗任、貞任、源の賴義朝臣の軍功によりて治まる、是を前九年の軍と云ふ、また出

羽の國の住人清原の眞人武則、共に戰ひて貞任が跡を以て押領して奥六郡の主なり、鎭守府將軍たり、其の子荒川太郎武貞、父が跡を相續す、嫡孫直衡眞人が代に至りて威勢亦父に越えたり、爰において奥羽の二郡靜謐たり、時に直衡嗣子なかりければ、常陸の國の住人海道小太郎成衡と云ふ者を子とせり、いまだ妻なし、故に常陸の住人多氣權守家基が女源將軍の子を生む事あり、此の子を迎へ取りて成衡に娶す、爰に出羽の國の吉彦秀武は故淸將軍武則が甥ながら、雙にて雙無き兵なり、今は年老い、一門皆從者の如く皆直衡が威に隨ふ、直衡、成衡を世續として家基が女を娶る時、一門從者之を賀して色々の品を獻上す、古彦秀武は盤に黄金うづ高く盛り、庭上へ出でゝ跪き差上たり、時に直衡は五條の君と云ふ奈良法師と圍碁す、近臣之を奏すといへども、目は局にありて顧みず、良久しくして時を移す、秀武老の力盡き古を思ひ、今從者の如くなりたるを憤り、持ちたる金を庭上に抛げすてたり矣、直衡大に怒り、秀武は清衡家衡をかたらひて大亂となる、これ後三年の軍なり

一　上天子將軍より下士農工商非人乞食に至るまで皆以て人間なり、獅子、熊、狼、犬、猫に至るまで獸なり、人魚、鯨、鮫、鰯に至るまで魚なり、鸞、鳳、鴻、雁、小雀に至るまで皆鳥なり、蛇、百足、蚯蚓に至るまで虫なり、小は大に逮ばず、大は小を從ふ、是皆地球の水土に生ずる者にして各心あり、筋骨の機窔も人間と同じ、食の爲に生をなし、欲念の情あり、其の中、人は智ありて其の智の爲に己を困め、生涯此の世に迷ふ事貴賤上下皆同じ、下の賤しきより上の貴きを望み見る時は、歡樂のみあ

りて苦なしとす、己より下の卑しきを眺め見る時は、苦のみありて樂しき事なしと思ふは、己を知りて他を知らずと云ふべし、これ苦樂皆其の中にあり、名聞利欲の爲に生ずる處なり、然るに此の欲を抛つときは即ち安し、然りと雖も亦之に應ずる苦樂共に追うて來る、然れば悟道人となつて山林に入り、又市隱となつて安逸なるか否か、生ある者は寒暑の苦あり、一日に起伏或は二便の苦あり、矧や世に迷ふ者苦以て樂とし、樂以て苦とす、紅塵の街に颪の土を吹上ぐるが如し、茲に「佛書因果經曰、天上天下、唯我獨尊、三界皆苦、我等安レ之、」釋迦は王位を捨てゝ乞食の行を爲す、悟道人の祖なり、孔子仁義禮智信の規を立てゝ教を爲す、然りと雖も戰爭を起し、國治れば名利の二に爭闘し、もし教を感ずる者は智人なり、感ぜざる者は不智なり、智と愚とを半にす、夫人は無始より起り無終に終はる、皆此の如し、亦曰、老子無爲を以て教ふ、曰く、言者不レ知、知者不レ言、是不言の教なり、莊子大小を以てす、大は貴く小は卑し、亦云く、大は大智、小は小智、象牛は大、蚊、虻は小、大小別ありと雖も更に大小なし、「亦復曰、天上天下、唯我獨尊、三界皆苦、我等安レ之焉、」現在我あり、無始のはじめ我なし、無終のをはり我なし、愛において我獨尊み、現在わが子あり、我に非ず、兄弟あり、我にあらず、然るに我にあらざれば我に教ふる者なし、我我に教へて知る時は我を安んず、我獨と云ふは、釋迦己を云ふにあらず、教へ導く辭なり、三教の意皆以て同じ、愚人皆迷ふ、故に苦とす、然るに苦を以て安逸とす、惑ふを以て樂とす、人間常の情とする處なり、人各好む處を別にす、己の好む處を

以て是とし、己の好まざる處を以て非とす、智人能く辨ずと雖も、苦と樂と其の中にあり、愚者辨ぜずと雖も苦樂亦其の中にあり、夏月暑を惡み、冬月寒を惡み、春秋必天雨す、亦曰く、生類食を以て生を保つ、夫食を求むるは苦を以てす、農人は耕し、祿ある者は務め力む、譬を以て云はゞ食者は薪なり、神經は日輪の火なり、水を湯とする如き、體中の火食の爲に消えず、不ㇾ食時は火忽消ゆ、すなはち死なり、骨肉水土となり、神經天に歸す、燈火を吹き消すが如し、消ゆるに非ず、天火に歸るなり、良才睿智なる者は神火厚し、能く感じ能く應ず、必氣剛し、愚なる者は神火薄し、事々物々に應ぜず、火氣鈍し、必柔弱なる者なり、然るに世界の中日氣の地を射る事、度に順じて所を異にす、五穀及草木の實、日氣の爲に甘き者、苦く鹹き者、辛きもと鹹の一味より生ず、天氣のしからしむる處なり、人も亦之と同じ、吾日本東西の國其の氣質異にて、一國毎に各別なり、矧や世界の中において は、歐羅巴の中ゼルマニヤを以て開闢の久しき國とす、吾日本開闢甚近し、故に人智も淺し、思慮尤深からず、神武此方の國にして年數久しからず、人工歐羅巴に及ばず、漸く地轉の說今にして知る者僅に二三輩、是淺慮の淡才にして歐羅巴人に及ばざる所以なり、吾國儒者あり、聖經は支那の書、支那の文字を讀む者を云ふ、僧あり、釋迦の遺言八萬、法藏の一切法經に通ずる者を云ふ、天竺は梵語なり、支那人之を翻譯して漢字とす、皆譬喩方便にして、一言之を解すべからず、凡僧かつて佛と云ふ事を知る者なし、啻惑僧のみ多し、古の名僧人を惑はし誣ふる屬、其の遺風今にあり、吾國の神道

は只正直にして、人道の始祖を以て神靈として之を祭る、孔子の道は人道の交に爭ふ事なく、天を恐れ鬼神を祭る事をす、是悉く人間のふるまひなり、予昨日まで醉うて今日醒めたり、鏡裏霜を見る、嗚呼人間の終なり、一生は一睡の夢覺むる時は亦夢

一　西洋の書にアドホカートと云ふ者、是は窮理學者の號なり、het Stof Slik ard, en is Den Zwist Eist weeld 人一生涯衣食住の爲に求め得る處の諸器諸家具、己に得んとて利を爭ひて求め得る處の物は皆塵なり、土や泥などにてありき

一　文化八年未七月立秋の頃より、彗星初昏西北の方北斗の上に、大尊と太陽守との間に麗りて尾の光芒長からず、亦曉東西に現れて尾の光芒長し、白露、秋分、寒露、霜降、立冬と漸々南東に昇りて尾も長く、天頂を過ぎて小雪、大雪頃に至りて、河鼓の少し上に留まりて尾も漸々短く、冬至の頃に天に昇りて竟に肉眼に見えず、又巳の年に彗星現れし時は、天頂より少し西によりて光芒も至りて薄し、初昏より戌の時頃まで見えて西に落ちて、二十餘日を經て天に昇る、彗星、孛星天上にある事其の數を知らず、亦行環も悉く異なりて、黃道より斜絡して其の環亦楕圓なり、西洋人といへどもいまだ推步窮理せざる者乎、又曰く、土星の上二星の惑星を見出だすと蘭書中に著す、尤望遠鏡に非れば見えず、吾日本人始めて蘭學を務むる者あつて此の說を知ると雖も、いまだ其の星を視ず、然れば肉眼に因りて視る者を以て五星と名づけ、土星の上、數十の惑星ある事を知るべからず

一　伊骨保物語と云ふ書は西洋の譯書なり、其の原本紀州侯にあり、予直に見たり、皆譬を以て敎を設く爰に一二章を揭ぐ

猛獸狼喉に骨をたて喰する事能はず、既に饑に及ばんとす、時に鶴來れり、狼鶴に向つて曰く、汝に吾たのむ事あり、長き嘴を以て咽の骨を拔くべしや否や、鶴恐れて曰く、命に從ふべし、竟に骨をぬく、狼の曰く、予此の骨の爲に數日饑ゑたり、故にまづ汝を喰はんと、恩を讎で報ずと云ふ事也、猿多く群り躍り舞ふ事人の如し、然りと雖も人之を視るときは人の如くならず、故に其の惡しきを敎へ學ばしめんとするに、還りて猿大に立腹し、群猿共其の人に仇す、人の非を言ふべからず、非を容るゝ者は君子なり

或男の酒菜にせんとて小鳥をさしけるに、其の鳥の曰く、我の如き小雀を酒菜にし給ふとも奚味はふ處あらん、助けたまへ、其の酬に善き事三をしへまゐらせん、過ぎたるを悔むべからず、及ばざる事をすべからず、己の度量を知るべしと云ふ、いかにも汝が云ふ處の敎尤なりとて放ちぬ、其の鳥喬木の上に飛びのぼりて曰く、そなたは愚なる者かな、吾腹内に寶の玉あり、此の玉を持つ時は富貴心のまゝなり、あやふい哉あやふい哉と笑ひけり、汝小雀吾をあざむく、惡きやつめとて竿にモチを付け、あなたこなたと追ひけるに、彼の雀の曰く、卽いまの敎をわすれたりやと、書籍などすら／＼と讀み其の章句を敎を、直にすら／＼と忘るゝが如し

此の書は二百年以前の書にて皆かな書なり、汝と云ふ事を御邊とあり、其の後お手前と呼ぶ、また貴樣と云ふ、今は武家に至るまでお前と呼ぶ、御前と稱するが如し、譬の諺に云く、お前敬薄、同輩に向てお前と云ふ事諂者なる事を云ふ、亦曰く、此の書は西洋書にてシンネベールと云つて譬喩なり、いま和蘭の書を學ぶ者解しがたき僻にして、二百年以前西洋の學をする者あるを知るべし

一　吾日本開闢近し、故に人慮の薄き事此の一事を以て知るべし、醫家欽鑑及西洋の書中に載する處、種痘の法あり、此の法を用ふる時は死する事なく、面部に痕なく、難症なし、流行に傳染する時は毒多き者は死す、然りと雖も生得重毒ある者あり、必二たびす、種痘を以て其の毒を減ず、減ぜざれば流行に感じて必死症なり、又庸薄の生あり、痘をうゝべからず、余が親族小兒あり、此の法を傳ふるに更にうけがはず、如何と云ふに病を求むるに近し、一時其の難をのがれん事を愚と云ふべし、竟に種う、即輕し

一　江戸車町は芝高輪の手前、牛屋あり、是はいにしへ御入國の時、東照神君大津牛を呼びよせらる、百三十六疋と云ふ、御城の石垣の石を牽かせたり、二代將軍秀忠君の時に至りて、牛方共大津へ歸らん事を願ふ故、五十六疋を留めて殘をおん返しある、飯田町邊に牛原と云ふ所あり、車置場は江戸橋の四日市にあり、牛車追々渡世薄くなり、牛三十六疋になる、其の後牛原の牛今の車町に來たる、海ぎはの地車置場になる、漸々減じて今五軒となりぬ、大八車のみ用をなす故なり、千場太郎兵衛と云

ふ巨家あり、牛屋に千場氏あり、太郎兵衞もと此の家の牛牽なり、故に主人の苗字を己の姓とす、牛屋の名を恥ぢて近來牛屋の千場衰微す、太郎兵衞其の家を買ひ取り、千場の名を止め別號とす、熊本侯の金用達にして、帶刀の免許あり

一 予が近隣に八十餘の老人あり、大道寺某の作の落穗集を所持す、世にある落穗集に非ず、實錄なり、御入國以來の事を誌す、明暦以前は江戸の町も少く、また諸大名の家居は至りて大造にして、表門には家根の上にシャチホコあり、長屋も高く造りたる事にや、明暦の火災に皆燒失して漸々今の如くになりぬ、其の頃の風俗、女の帶は絹巾半巾、たびは紫の皮なり、大名の火事羽織はくすべ皮なり、從者は木綿のハッピ、夫よりしば／＼災火ありて、大名は羅紗となり、從者は皮羽織となる、故に價貴くしてたび皆木綿となるなり、又曰く、壹岐守松浦侯予に向つて曰く、朽木隱岐守に蘭書あり、ウヱイレルドベシケレイヒングと云ふ、此の書を求めん事を欲す、余爾を以てす、余江漢諾して應レ命、則朽木侯に謁して此の事を話す、竟に其の書を松浦侯に贈る、其の中にイギリス船平戸島に入津したる事を誌す、其の頃松浦法眼と云ふ人隱居して政事を取る、或時婦女を從へイギリスの船に乘る、船の內數品の額あり、其の中に春畫ありけるを、婦人是を熟視せずして拜す、イギリス人おもへらく、嚮の頃吾國の佛法此の日本に來る事あり、其ならん事を思ひて春畫を拜するかと、また法眼婦人をして三弦を引かしむ、イギリス人己の國に無き器なりと云ひて悉く其の形狀を誌せり、其の中に神祖家

康大君の御畫付の寫あり、昔彼の國の文字に譯す、イギリス人江戶へ來たる時、大名の家居長屋造を見て、窓牖に玻璃を用ひざるを怪しむ、其の頃の家居彼の國の家居におとらざるを知るべし、彼の國寒國にして石を以て壁となし、牖はビイドロを以て紙の如くし、右は蘭書を譯する者大抵斯の如し、其の頃天下漸く治まり、戰國の風いまだ解けず、武家に財貨夥し、今に至りては太平の續き、人氣遊樂を好み滙べて懦弱となりぬ、嗟

一　江戶赤坂御門松平出羽侯の藩士に、號を天愚孔平子と云ふ者あり、俗稱を知る者尠し、常に弊れたる衣服を着、草履は路々拾ひたるを二三重ねて之をはき、刀を太刀の如く提げ、脇ざしを脫ぐときは人間の如し、其の容乞食の刀を帶びたるのみ、家に千金を積み貯へ、頗漢字を知る故に風流雅人を弔ひ、只己が名の他に知られん事を好みて、神社、佛閣、堂塔の小社に至るまで、己の名を誌すに紙を以て黑く石摺の如くして「天愚孔平子」予彼に對して曰く、名利に溢れ雅俗の者を誑す者か、孔平子嗚嗾して去りぬ

一　人死する時は病に因れる者、其の病苦、罪ありて刑罰に行はる者と同じ、上天子下庶民に至るまで、生ある者此の如し、又老耄して死する者、夢に苦を知る如し

一　紀州侯初めて予を召す、近臣の者予に對して曰く、中納言殿に謁し言ふにあらず、我等に物讀するを、席を隔てゝ之を聞しめさるゝなり、予謹みて諾して出づ、嚮に作處の天球の圖、地球の圖を持

ちて頓首して拜す、侯の曰く江漢には始めて逢ふ、然りと雖も名は兼ねて知れりと、予天球地球を以て近臣に對話す、時に侯の曰く、其の兩圖は先達て所持す、わが前に寄せ近づけよ熟視して其の味を聞かん、爰に於て前に薦む、徐に云つて曰く、吾國地轉の說を知る者なし、故に地轉儀を製して五星の順逆また天の冷際震雷は云ふに及ばず、霧環は水火の二氣五彩をなし、鹹と硫氣とにて五味となる、濃水淡水、風は火にして水は風なる事を釋きけり、而後畫を作るに和歌の浦の寫眞、及其の餘の山水數品、此の技をなして退く、時に侯近臣に向つて曰く、今日は好學問したりと仰られける、後に聞けば侯は天學を好むこと年あり、司天臺の吉田氏及山路才助等を召して天理を問はしむるに答ふる者なし、如何となれば、各小祿の者にして恐怖し、心中意を刻み思を苦め竭すと雖も口より出でず、且彼等は曆算家にして、天地の窮理を知らず、問に應ずる事能はず、首を縮め舌を嚙みて退く、故に侯悅ばず、然るに小子侯を背て懼れず、吾輩つねに大侯の前に出づ、侯々視る事同僚に遭ふが如く、思これに係りて天を談ずる事王宓が如し、侯甚感ぜられ、吾をして臣たらしめんとす、時に年天命を知る、且いまだ人の臣たらず、竊に慮ふに爲己を養ふに己の力を以て人の爲に勞せんやと云ひて、竟に命に從はず、今日七十有五、心を放肆にし、諸侯召せども往かず、己の業を務めず、冬月日當に臥し、夏月は樹下に座し、性好んで山水を愛す、數々東西に旅行す、名山風景を瞻ては家に歸りて畫に摸し、またわが天文地轉の說を好む者と窮理を談じ、樂これに過ぎず

一　文化辛未の年岩附に遊ぶ、小林源吾と云ふ者我門人となる、半年を經ずして天象を知る事、小星に至るまで覺えたり、實に奇人と稱すべし、奥喜三郎と云ふ者わが門に遊ぶ、新製地轉儀を作る、其の形平圓にして徑三尺、廻に恒天の二十八宿あり、中に吾地五星ありて日輪を中心とし、地轉して所を移せば五星おの〳〵順行と逆行とを視る、ほゞ五星暦の算術をなす、亦西洋算法をからずして萬年暦あり、然るに吾國の暦と差ひ、閏日を以て閏月を置かず、此法に倣ひて日本萬年暦を製す

一　近年米穀安く武家に益なし、今に方りて魯西亞と交易を爲ざるを思ふはなんぞ愚ならずや、寛政五癸丑年七月魯西亞船蝦夷地ネモロと云ふ所に幸太夫を乘せ來りし時、日本米と彼國の産物と交易を結びたく幸太夫を以て願書を出だす、其の頃越中守白川侯權種を取る、則信牌を下さる、曰く

一、おろしや國の船一艘長崎に至る爲の印の事、一、汝等抑切支丹の教は我國の大禁なり、其の像及器物書冊等に至るまで持參する事なかれ、必害せらるゝ事あらん、此の旨能く悟導して彼の地に至らば、尚研究して上陸をも免すべきなり、夫が爲に此の一張をあたふる事しかり

石川將監花押

村上大學花押

此の度政府の指揮を奉じて

アタンラクマン　へ
ワシレイローチン
給ふ

寛政五丑年六月二十七日

右は松前表において

一　白川侯博學敏才にはあれど、地理の事においてはいまだ究めざる事あるに近し、長崎の地へは千里の遠路にして、亦蝦夷地において交易の場を開く時は、彼の地自ら開くべし、また切支丹を甚懼れ恐るゝは何事ぞや、信長彼の宗法を信じ、彼の國の僧を多く渡海をゆるしければ、僧徒日本美國なる事を知り、竊に闚ふにや、衆俗を從へなづけし故、其の後其の後神祖大君此の宗法を惡み給ひし事は、其の殘黨相群り徒黨をなす、且は大亂の基なる事をしろしめし大禁の命令あり、今此の宗法を以て魯西亞人弘むと雖ども、誰か一人之に與せん

一　其の後十餘年を經て文化二丑三月肥前長崎の津に魯西亞の船を入る、使節の者國老レサノット、女帝アレキサンデルの印、其の書翰に曰く、吾國は貴國と隔たる遠しと雖も、屬國貴地に近し、故に隣國のよしみをなし、年々聘使を以て交易をなさんとす、大日本國大王の膝下に拜禮をなすとあり、然るに魯西亞の使者を半年長崎に留め、上陸をも免さず、其の上彼等が意に戾り、且其の返答甚失敬不遜、魯西亞は北方の邊地不毛の土にして、下國なりと雖も大國にして屬國も亦多し、一概に夷狄の

ふるまひ非禮ならずや、レサノットは彼の國の王の使者なり、王は吾國の王と異ならんや、夫禮は人道敎示の筆とす、之を譬へば位官正しきに、裸になりて立つが如し、必や吾國の人を彼等禽獸の如く思ふなるべし、嗚呼慨哉

一　天明年間、オランダ國風說書年々寫し置きしに、其の頃の書上に、リユス國にて日本漂流人を捕へ置き、日本語を學ぶよし本國より申し來る、リユス國とは魯西亞の事なり、文化辛未の年の夏六月蘭舶入津せず、館內のカピタン其の徒皆衣服敗れ食盡き困窮す、蘭舶の來らざる、萬國の風說知らず

一　夫人間の小量を以て瞻れば一生は永い夢、天の大理を以て觀る時は實に短い夢、夢を夢と思はぬうちこそ人間の境界なれ、我は夢も覺めかゝりて、何事にも迷ざればおもしろからず、さつぱり覺めては夢もむすばず、此の世は夢の迷の中なれば、吾も夢中の人、向ふ人も夢の人、只迷ひ惑ふ事のみをして、是を樂しみ或は苦しみ、亦歡び患ひて此の世に居る中は、懼しき夢を見ぬ樣にして安居すべし、大なる樂歡をする時は必またた大なる困み心配あるなれば、其の度を能く考ふべき事なり、名利とて此の二に迷ふ事なれば、定を知り給へ、巨萬の富貴も、名の高く聞えたる人も、一世の中の事なり、釋迦も孔子も名のみ殘りて其の人なし、わが子われ一人の者に非ず、夫婦の間より生ず、子また孫を生ず、孫また彦を生ず、滴々血脈の遠く淺く淡くなりて、末に至りては悉く他人となる、然れば他人皆われなり

一　精進と云ふ事、生臭きを忌みきらふ事に非ず、殺生戒とて生きたる者を殺す事なり、獸魚の類目

鼻口皆人に似たり、魚聲なしと雖も、獸聲あり、これ人に近し、哺の物は喰ふべし、草木元より生類と同物、然れども人に似ず、出家女犯を戒しむ、子を生まざるは戒しむるに及ばず、色慾に迷ふが故なり、子は己の體なり、人間の迷の甚愛欲は去りがたし、故に子無き者悟道に入り安し、女子經水の後、めぐり終りて十日過ぐれば孕まず

一 予老いぬれば浮世の人の歡樂とする處更におもしろからず、思ひ出だす事あれば筆にまかせて書きぬ、後世我と同志の人あらば感じ給へ、毎々云ふ如く、文學を好めば漢文に書きたく、予倖に文を學ばず、故に國字を以てす、是兩道に通じ安く、漢文意を述べがたく、視る者肯て解しがたし、吾國往古は、（推古帝聖徳太子の時代）假名字の國にて、（古事記舊事記）其の後漢學を尊みけるが、國亂れ武家の天下となりて漢字を失ひ、今に至りて太平にして、諸民に至るまで文學を好めども、いにしへ菅相丞、小野篁の時代の如くならず、天下武威を以て治まる、また吾國支那に從はずして獨立堅固の國なる故歟

一 今の出家は大僧正をはじめ、皆釋迦の傳へし出家にてはなし、世の道具にして古の出家とも違ふ事にて、士農工商僧と世の中の渡世なれば、且て出家の出家たらざる事を咎むべからず、只釋迦の法に倣ひて、女色を斷ち魚を喰はず、又頭を丸く、衣類の上にころもとて佛衣を着るのみ、今日の理に闇き人は、出家は出家の樣になしとて責めとがむる者多し、不レ然なり、誠の釋迦の敎の出家にならんと思はゞたゞ心の持ちやうの事なり、寺に入るにも及ばず、剃髮するにも及ばず、佛と云ふ者は何者

を指して云ひしと考へ、經文の意味を能く解し、毛の穴より三千の菩薩が現れ、大地が裂けて百萬の寶塔出現する事は、竹田のからくりの如し、これを能く解し、眞經には摩訶般若到彼岸（マカハンニヤハラミッタ）は梵語に般若とは智慧を云ふ、愚ではいかん事なり、凡夫では佛意は得られぬ事なり、極理分明なる人にあらざれば出家にはなられぬなり、日本はおろか、此の世界の中に釋迦と同意の人は、今活きて居る中にかぞふる程の外はなし、今日本の中に天窓の丸い出家幾萬人もあるべし、其の人々大智の人の有るべきにや、故に皆經文は喩譬なり、夫も釋迦時代の天竺の譬にて皆俗語なれば、今時の人が日本にて彼の經文を見て解すべきやうなし、日本にて往古の辭でさへ今にては知れざるに、何として解すべきや、天竺は元より、其の外世界中漢字はなし、皆言葉を假名にかきたる者なり、今和蘭の學問をする如く容易には解しがたし、シンネベールとて彼の國の譬を以て教としたる書あり、是は一向に解しがたき者なり、此の經文も譬にて、天竺ことばを漢譯したる者、間違のみ多かるべし、到彼岸はきしに到ると云ふ事にて、爰より向にいたると云ふ事なり、是も實の解しかたにはあらざれども、まづ成佛と解するなり、到彼岸と云ふも梵語なれば字義はなし、千人譯をすれば千人ながら違ひぬ、是文句に迷ふと云ふ者なり、只釋迦の極意は、世界の衆生は天の一氣より生じ、草木國土悉皆成佛とて、總て皆佛なれども、生類の中人間は智と云ふ者の爲に佛となりかぬる事なり、故に人間とは何者を云ふまた人間は如何なる者と知り、此の根元を知りぬくと無と云ふ者になるなり、無と云ふ事を知れば則佛なり、爰

において釋迦と一致して通達すれば、己と云ふ事明なり、是を出家とは云ふなり、家を捨てゝ出づるにおよばず

一　今の儒者は儒者にあらず、躬の持ちやうを知らず、大酒を呑み放蕩不埒者なりと誹る事なり、是は甚間違なり、儒者と云ふ者は漢の字を能く知り、讀みがたきをも能く解し、和歌をも漢文とし、又は聖經をも能く解し、聖人の心を譬て以て敎示し講釋すれば、俗人は聖人の行を爲るやうに思ふは甚間違なり、聖人の道を行ふは、儒者のあづかる所にあらず、是は人による事なり、いかほど利口にても邪惡の人あり、又愚にても聖人のふるまひの人あり、文學を能く知り、學者と他より譽らるゝ人にても、一向に理の分らぬ人あり、數萬卷の書を讀み博識なりと云はるゝ人にても、聖人の意をしらざる者あるなり、故に聖經を以て其の道を儒者に能く聽き、己に能く得て躬に行ふ者を眞の儒者と云ふなり、然れば世にある渡世儒者の事には非ずと知るべし

一　三敎とて釋迦、孔子、老子を以て名づく、釋迦のをしへははじめ天文より出でゝ、須彌山と云ふ世界を造り、是を第一の敎の基として、此の中に森羅萬象を生ずと雖も、生類を衆生と云つて水の爲にかたちづくり、火の爲に活物となり、心ある故に苦樂あり、心と云ふ者は何より來りし者と云ふ事を知り、天地人の大機を以て敎を立てし者なり、また孔子はたゞ人間の上の事を以て仁義禮智信の五行の道を立て、今日人間の交をなすに、此の道を以て定規として世を渡る時は、爭鬪起る事なし、誠

を以て私する事なしと敎へたり

一　老子は佛法の道に似て、天下を治むる道に非ず、己一人を安居する法なり、天下の人おの〳〵皆志違ひて、天氣を禀けて生るれば、善人は敎へずとも善人なり、惡人にどう敎へても惡人なり、故に敎を立てゝ天下を治むるは間違なり、自然天然にして治まる事なり、是を無爲と云ひて、定規ある故に曲れる物を見、寸尺ある故に長短を知る如く、光をかくして塵と交り、出る杭うたるとて、兎角名利を離れよと云ふ敎なり、莊子も同じ樣なる事なれどまた別なり、人間を菌にたとへり、ぼうふりと云ふ蟲にたとへ、また世の賢者をかつぱに見たて、色々と浮世の人を皆愚物なりと笑ひたり

一　牛はうしづれ、馬はうまづれと云ふ譬あり、關侯の隱居東觀翁君は隱宅に庭を造り池をほり、海邊なれば池に潮さし干す、魚を色々はなちけるに、大なるは大、小なるは小と皆群り游ぶ者なり、人も其の年頃にあらざれば話も合はぬ者なり、故に諸侯は諸侯、旗本は旗本、藩士は藩士、農人は農人、町人は町人、心底をあかし交を厚うする者、是を信友と云ふなり、然るに予貴賤上下と交りしに、かつてわが同輩にあらざれば、心底を明けて話せず、諸侯貴客には僞り諂ひて、向ふの惡しきを善しと譽め、わが善きを言はず、向ふを才子とし、吾を愚とし、還りて貴人を增々愚にし嘲弄するに似たり、信實の話を僞る時は、忽忌みきらはれ遠けらるゝ者なり、かつて阿侯のみ幼君の時より予と會して物談す、わが本心を以て惡しきはあしきと云ひ、善きはよきと云ひければ、一々是を聞き容れ感ぜら

れしに、今に至りては四十近くならせられ、大才智の稀なる侠とはなりぬ、頃日久しぶりにて謁ありしに、間もなければ、あるべからんの話のみしてかへりぬ、兼好法師の曰く、交りてあしき友、氣づよき人、酒好む人、高くやん事なき人とあり

作刀之序

吾國之以刀劍、所謂萬邦稱利刀者、此地三十六度、而寒暖應時、天氣徹通、而爲中央、且夫近赤道地者常暑、亦近北極地者常寒、所產之萬物、順隨於此度數焉、嘗有云巴旦杏者、近赤道者味苦、去赤道者味甘、所以天氣射地、而徹通地中、爲苦甘之二種者也、蓋作刀之術有燒刃、其燒刃時沒湯焉、其湯非溫且非涼、所謂湯加減是也、古者有正宗者、實爲名家也、夫刀者不折不曲焉、知此術故乎、予雖不知造刀、然以天學知此理矣、古山氏從吾聽此理、當時作刀者、有窮理極術者哉

文化八年辛未七月　　司馬江漢識

刀を作る記

夫刀は吾國に產する鋼鐵を以て世界第一と稱す、刀を作るの術は利く截れ、且折れず曲らざるを以て

名刀とす、古人正宗のたぐひ、銘に年月を志す者、必二月八月とす、是燒刄する法なり、今刀を作る者此の理を知る者鮮し、一年にして春分秋分は寒暖の中央とす、井水は夏月凉にして冬月溫なり、水元溫凉なし、人の肌膚天氣の爲に溫凉を知る、爰を以て古人の曰く、湯加減是なり、今まさに西洋より齎す所のタルモメーテルと云ふ器あり、天地寒暖の氣候を計る具なり、春秋の時を待たずして直に知る妙器なり、此の物古はなし、故に古人知らざる處なり、然れども古法に倣ひて、銘の傍年月を志すに二月八月とす、然れども冬至より夏至にいたる間に燒刄する者は二月とす、夏至より冬至にいたる間に燒刄する者は八月とすべし、且又錆を生ずるは刄の方よりす、復此の理を知る者鮮し、鉛錫の如き金は生精にして濃なり、故に氣其の中に入る事能はず、鐵は其の生麁し、剛にして氣中に徹達して、鐵の中空徹するなり、氣は則地氣にして水氣なり、故に燒刄するに及びて、鋼鐵の中又々巢の如くなるなり、爰において地氣益徹通す、夏月尤地氣厚し、故に錆を生ず、又曰く、古刀は輕く新刀は重し、古刀は錆を生ずる事數年、亦之を硏ぐ事數度、年を經る故に錆を生ずる事多し、鋼鐵の中悉く空虛し、鐵氣虛となる者なり、古刀は名のみにして、斬代の用をなすべからず、新刀を以て用をなすべし、又曰く、世人燒刄の紋を見て劍刀の相を見る者あり、愚と云ふべし、燒刄自顯るゝ者に非ず、亂直燒とのみに從ふ、古人は自己標的とする處、其の紋の中にあり、いま刀を作る者刀の文裝とす

文化八年辛未七月　　　　東奥二本松　古山東藏誌

西洋天地開闢

一　蘭書コロートヒストリイと云ふは、天地開闢の事を志したる書なり、天地開けざる前人なし、故に知るべき理なし、啻推量して誌したる者なり、其はじめ天に一の日輪を生じて、日氣の爲に水氣を生じ、水氣結れて地球となる、日氣照凝して土地あらはれ、鳥魚を始とし、人類及禽獸草木を生ずと雖も、無始の始にして記する事能はず、彼の國の書にはアダム、エバと云ふ男女始めて生ず、是吾國に云ふ天神地神の時を云ふなり、アダムは壽九百三十歳アダム子を生じて兄をカインと云ひ、弟をアベムと云ふ、兄弟爭の始とす、金の代と云ふあり、金の代終りて銀の代となり、銀の代終りて銅の代となり、銅の代終りて鐵の代ありけるに、天罪の爲に世皆滅すと云ふ、然るに四金の中鐵の世の末に至りて、聖人ノアクス、アルゲなる者あり、是ラメキスと云ふ人の子にして、アダムの苗裔なり、天地滅亡する事を前に知り、大なる箱匣の如き物を造る、其の製船の如し、洪水にして山の頂に至る、爰において家族と共に彼の船に乗り、風に從ひ波に隨ひ、漂流して亞爾默尼亞（ビルマニヤ）國のタウルスと云ふ高山に至り止る、洪水一百五十餘日にして竟に收まる、人類悉く皆滅亡して。此の一族のみ助り存命す、是を第二の開闢といふ、蘭語にてはテウェーウェーレルドと云なり、ノアクスに三人の子あり、兄をシャム、二男をヤヘット、三男をセムと云ふ、此の三人歐羅巴諸州を開く、ヤヘットは亞爾馬尼亞國王の累孫と今に云ひ傳ふとぞ、吾日本、唐、天竺と共に己の國より世界は開けしやうに、古を推して傳記したる者なり、

然るに能々是を考ふるに、歐羅巴を以て開闢の始とす、夫よりして天竺、唐、日本なり、和蘭近世の說に、地は圓球にあらず、僅に楕圓なりと、是水の傾を云ふ、今水の傾きて高き所は日本の東洋海、亞墨利加の西なり、此の間無人の小島僅に數ふる程あり、數萬の年を經るに至りては其の小島國となり、吾日本も亞墨利加の地と接續するならん、南北の極下に至りては水の傾あるべからず、只赤道より南北の方へ五十度外にかぎるべし、此の水の傾き滿ちぬる時國土亡び、水干て國土あらはるゝ時を開闢と云ふ、爰において草木人間禽獸始めて生ずべし、吾日本にて海を隔つる事十里二十里の山頂に貝石あり、貝は海の淺き所にあり、山下石炭を生ず、樹の土中にありて石と化し、硫黃の氣あつて石の如し、多くは筑前に生ず、これ開闢以前の物か

一　伊豆熱海より登る事五十町日金山あり、絕頂を圓山と云ふ、文化八年未九月亦此の頂に登りて四方を眺むるに、十國五島山々連りて海に入る、予考へ見るに、實に水の減りたる狀、山々の皺にあり、富士のみ出現したる山なり、往古より數千年にして燒け出づる者、又砂凝り結ぼれて石となる、土は化して岩となり、岩亦年を積みて堅石となるなり、水化して石英、水晶となる、是皆開闢以前の者なり

一　紫檀、黑檀、皆埋木なり、豫州の海中、或は土中より扶桑木を出だす、相州箱根山より神代杉を出だす、奥州二本松の邊より埋木を出だす、其の色黃なり、出羽庄內領飽海郡、文化甲子夏六月大に地震して最上川の水底より古木を出だす、豫州扶桑木より上品にして紫檀の如し

一蟹あるひは海老石と化する者、貝の石となると同じ、貝の内に土砂流れ入りて、其の土の石となる者の如し、魚或は木の葉石となる者は、土中に籠りて土の石となりて、其の物の石となるにあらず

一山領雅伯の話しけるに、ある人佐賀領の中の島人を家の奴僕とす、僕主人に向ひて答ふるに御の字を云はず、主人の曰く、吾日本の俗語に、尊敬するに御の字を以て冠らしむ、汝之を知らず、僕諾して命に從ふ、正月元旦嫡子始めて射御す、其の僕矢を採る、的に當らずして矢の有る所を視ず、僕の曰く、お矢を失へりと、主人聞いて歡ばず

一滿ればかくると云ふ事は今日常にある誠の教なり、月盈れば虧る、盃に水を盛る充分なれば溢る、國治まれば亂る、草木葉みてれば枯る、人老ゆれば死す、始ある者は終ある目前の事にして、酒を多く呑めば醉ひ伏す、其の中庸を知る時は君子なり

一人婚姻を爲すに男子は三十、女子は二十、大約唐、和蘭と共に定則とす、近年吾日本男子二十に至らずして婚姻を爲す、男女ともに二十に足らざる者の子必愚なり、壯年の者の子必才子なり、精氣は神經とてたましひなり、草木の實能く熟すると熟せざるとの如し

一其の原を知りて末を考ふる者は智人のふるまひなり、人間の起りは天地より涌き出でたる虫なり、往古は土を穿ちて穴居す、而後己の爲に爭鬪を起し相戰ふ、今太平の世となり、其の起原を知り古を感ずる者鮮し、故に多くは人道に背き聖賢の教を失ふ、夫上天子は人道の始り、神の末なる故に民是

が爲に倖び敬ひ貢ぐと雖も、上位爭ひ、下國を奪ふ、復亦爰において人道を失ひ、漸く武を以て治むるに至る、今既に太平なり、民太平を歡び年貢を以て其の國の下侯に奉る、然るに吾日本米穀を以て食の第一とす、世界の諸邦此の米かつてなし、五十度外にしては牛肉を以て上食とし、其の餘は麥粟稗を以てす、人の生命食にあり、吾國の米穀味甘くして淡く、膏油あつて身體を潤す、また酒に造りて美味、他邦米ありとも日本米の如くならず、酒に造りて夏月腐り味を變す、故に燒酒とす、味辛し、糯米亦他になし、支那月餅と云ふ者あり、八月十五夜に造る餅なり、予長崎に遊ぶ時、之を喰するに餅にあらず、今云ふ落雁の如し、米の粉を煎りてつくねたる物なり、吾國の如く糯米なき事知るべし、又曰く、天竺赤道に近き諸島、サーゴボームと云ふ樹の皮を製して黍の如し、之をサゴ米と云ふ、其の餘麥を以て食とす、吾國の粟にして他邦に糯を出ださず、故に他國の事を知る者鮮し、吾等蘭學を以て之を知る

一 元亨釋書に云ふ、空海の傳に曰く、弘仁帝の時諸宗と辯論す、宮中において五色の光明を御座に放つと云ふ、是實説なれば魔法なり、古の名僧皆魔法をなすか、上天子佛像を信じ、僧を重く用ふ、故に佛教、達磨、弘法の如き者あり、佛書悉く不思議奇妙を以て誌せり、浮屠の説を述ぶる時多くは此の類なり、文法の飾乎、實説にはあるべからず

一 魔法は女巫を閨房に畜ひ、之に通じて生みたる子皆巫なり、然りと雖も心は人なり、此の事或人

の話に聞けり、故に人の言を能く辯ずる者なり、古の傳教、慈覺、弘法の如き、此術をなしたるか、今の僧にはかつてなし

一　閑際筆記は、久留米侯の醫官にして官を告げて京師に隱居す、正德年間の人なり、名は藏、字は季廉、號は伊蒿子と云ふ、後に藤井懶齋と號す

懶齋筆記の拔書及評論

一　板倉周防守重宗京に所司たる時、其の弟内膳正重昌肥州島原の耶蘇の役に死せる事を訃げ來る、重宗時に廳事に在りて、書を見ても敢て其の故を言はず、公事畢へて後退き、家臣を召し咸く前に集め、從容として謂つて曰く、汝等宜く慶ぶ事あり、吾將に之を告げんとすとて、人をして訃書を讀ましむ、臣皆涙を垂る、重宗の曰く、何ぞ哀せんや、我家ありしより以來父子昆弟上に事ふる、身を君に致さざる事莫し、但いまだ忠死する者あらず、遺憾なき事能はず、然るに今重昌此の如し、慶ばざるべけんやと言訖りて涙下る雨の如しと、岡本玄淋偶この座に在りて後に余に語る、余江漢曰く誠に武門の義士なり

一　近來諸國火災頻に臻る、如何せば則息まん、昔鄭國に火災あり、定公之を禳はんと欲す、子產の曰く、德を修むるにありと、夫子產は博物の君子なり、もし方術あらば何ぞ知らざる、苟も知る事あらば何ぞ告げざる、火を息むる術、德を修むるにあり

一　棠陽處々の子多き事を欲せず、五子あれば二兒を殺す、習うて以て常とす、人も怪しまず、吁人を以て虎狼に如かざるべけんや、後漢の賈彪新息と云ふ所の長として、嚴しく此の事を制して人を殺すと罪を同うす、是よりして數年の間、生育する者千を以てかぞふ、曰く賈父が生む所なり

一　中家利が曰く、財欲の斷ち易きは浮屠に如はなし、何となれば妻なく、子なく、父母を養はず、糧盡きぬれば則行きて人に乞ふ、人悅びてこれに與ふ、隱れて山林に在れば愈餒る、余が曰く、此の如くして猶或は財を貪る者あり、儻其をして僧たらざらしめば、天下の賤丈夫なり

一　備陽の舊君宇喜公某疾篤、左右を顧みて曰く、我死せば誰か殉死せん、左右いまだ答へず、老臣花房氏某側に居てこれを聞き、進みて曰く、人鬼途を異にす、冥漠の中安ぞ臣僕を隨ふ事を得ん、且君の左右の臣良士に非ざるはなし、もし君萬歲の後は悉く是嗣君の肱股耳目たり、豈是を無用の地に棄てんや、臣聞く沙門は能く死者を導きて善所に趣かしむと、もし必君に從ふ者あらん事を要せば、臣當に老高僧を國中に擇み、殺して以て葬に殉せしむべし、是幽途に利あるに庶幾しと

一　余江漢曰く、火災を息る方、子産の曰く、德を修むるにありと、夫德とは天爲して受けず、上大王下の貧民を救ひ助くるにあり、及ぶべからず

一　又曰く、子の多き事を欲せざる國、筑前、筑後のみに非ず、豐前、豐後、日向、或は常陸、出羽奧州に至て農夫早く娶る、故に子を產す事に十に過ぐる、殺すもの多し、吾國土地小にして狹し、西洋

の諸邦交を隣國にす、人の尠き事を憂ふ、故にかつてなし

一　又曰く、欲を斷ちて僧となる者なし、欲の爲に出家す、又曰く殉死するは戰國の世、軍破れ城落ち、かへるに路なし、故に主人亡ぶれば從者殉死す、古の王者病を以て死する時近臣殉死する事あり、是全く往古人道に闇く、死して亦往くところ有るが如く、浮屠の教ふる迷ふ者か、誠に愚なる哉、亦曰く、病みて死する者殉死を云ふは、是妄語なり、僞りて命に隨ふ事をせんや

一　北小路法印玄惠が曰く、聖德太子一代の行に分毫の誤なし、震旦といへどもいまだ曾て是の如き聖人あらずと、愚といふべし、前輩論あり、曰く、太子不是の處多し、君を殺す賊之を討つ事能はず、反りて賊と共に國事を謀る一なり、守屋無レ罪これを殺す二なり、臨終に及び唯熊凝增廣(クマコリマスヒロ)が事を奏す三なり、熊凝增廣が事は、乃大守寺侈新の役是なり、顧に夫推古は女主にして太子攝政す、其の將に薨ぜんとする時、豈言ふべきことなからんや、一言も國家に及ばすして、唯寺院侈新の役を求む、是震旦にも未曾有の聖歟

一　伊勢皇太神宮は、本朝始祖の太廟なり、公侯大人と雖も亦輕々しく參謁せざるべし、況や微賤をや、今士庶より以て庸奴に至るまで滾々として廟庭に拜する事殆虛日なし、褻瀆孰か甚しからざらん、道に志す人、豈敬して之に遠ざからざるべけんや

一　余江漢曰く、聖德太子帝と謀りて佛像を尊信す、何の事ぞや、守屋の曰く、吾國神明の道にして

然れども豆等の力、安ぞ其の綾羅の氣に克つ事を得ん、盤古寸累遂に大患をなす事必せり

一　余江漢曰く、タバコは天正の頃異人持ち來る、長崎の櫻の馬場に之を植ゑ、遂に天下に流行す、此を今思ふに、長崎の者十人あれば三四人之を吸ふ、京の者十人あれば七八人之を吸ふ、江戸の者十人あれば九人之を吸ふ、其の吸ふ事甚夥し、東奥の人十人にして十人吸はざる者なし、蝦夷國に至りては之を輸む、タバコの起原は大槻玄澤著烟録に委し、西班利加のタバコ島の産なり、夫タバコの大害は田畑を損す、又火災の患此の微火より發る、屢禁ありと雖も敗る、頗る事なき術あり、今よりして小兒に之を吸はしむべからず、若禁を背く者あらば父子をして共に死罪にす、大約三十年四十年にして漸々止むべし、亦烟具を鬻ぐ者いたさず、僩齋先生は正徳年間、爾來百有餘年嗜む者鮮しとせず、今に於てをや、其の害なる事吸ふ者愈多し、亦烟具を美にする事增殊し、これ國のおゝきを作するも、の も之を嗜む、嗚呼

一　又曰く、吾國人氣迫て度なし、窮理を好まず、己一人の安全を圖りて子孫を思はざるか、嘗頃下總に桃花を見し時、利根川の岸に火あり、病みて己が手足を噛み喰ふ、奇病と謂ふべし、故に歩む事能はず、禁のおそきも斯の如きか

一　詩歌會議の間一人今朝として曰く、我定家の歌を愛せず、衆口を拱うて笑ふ、其の人眼ありたり、

一個者類に在りて從容として曰く、和歌を知らずして言ふ、其の趣何ぞ詩文と異ならん、歐陽子不レ好ニ

杜詩㆒、曾眉山不㆑好㆓史記㆒、杜詩其文非㆑拙、歐陽子蘇子其人非㆑愚、人情各有㆓好惡㆒、甚難㆑工、如王之不㆑好、何かせんと

一　予江漢曰く、横山安之丞と云ふ人、性馬を好む、五十年の舊友なり、然れども其の好む處余と別なり、信友にあらず、毎々我を訪ふ、會して談話なし、所謂白頭如㆑新、ある時馬に乘る者と對話す、傍若無人なり、亦或は一書生あり、能辯才子、桂川の家に會す、桂川は蘭學者なり、集る者同癖、彼の書生一言の話を發せず、吾よりして愚と視る者愚にあらず、才子と視る者才子に非ず、吾が好と不㆑好と

一　寬永中武城に、井上氏執事を土井公に謂つて曰く、公の事を官に決する當らざる所なし、吾甚其の明に服す、公の曰く、明なるに非ず、曰く何ぞや、吾に術あり、曰く會議ごとに吾人の上に在り、故に先下坐、各に所見を陳しめ、其の衆言の中に必吾及ばざる所の者あり、因りて其の言を執り、少しく之を潤飾して以て己が見と爲る所以寡過なりと、井上滋これを歎ず、土井公書を學ばずと雖も、聖人の語に幾し

一　余江漢曰く、今の脇坂侯も同才

一　茶非㆓純良之物㆒、本草を製する者の曰く、多服を忌まざるは廃し、其言に曰く、性和に苦寒、久しく食すれば人をして痩せしむ、人の脂を去り、人をして睡らざらしむ、又曰く、大渴酒後に茶を飲むは、水腎經に入り、人をして腰脚膀胱冷痛せしむ、兼ねて水腫攣痺を患ふ、大抵茶を飲む宜し、熱して少かるべし、飲まざる尤佳なりと

一　茄子の性寒、本草に皆言ふ、人を損じ氣を動かし、瘡及瘧疾を發し、人をして腹痛下痢せしむ

一　余江漢曰く、此の二の物毒ある事本草に述ぶる如し、然れども吾日本これを喰ふをつねとす、其の毒に當る事なし、タバコを吸ふ者と同じ、又曰く、山中米なき地、病者あれば米を以て藥とす、效驗あり、都會の人常食とす

一　余が舊識竹野氏、身面嫩白屢風寒に感ず、藥服する事殆虛日なし、後其の君の爲に用ひられ日夜に近侍す、藥灸せずと雖も亦久しく風寒に感ぜず、二年の後氣體稍盛なり

一　或人問ふ、妻死して子有り、再娶るべきか否か、曰く、會の大賢すら尙再娶らず矧や庸人をや、某側に在りて曰く、我常に在りて曰く、我常に人の子繼母に鞠はるゝを視るに、其の才多くは實母ある者に過ぐ、再娶ごとに必子に益なきに非ずと、此の言理あり

一　余江漢曰く、人薄弱にしてつねに寒風にいたむものあり、愈身を掩うて養ふ者益感ず、氣を張りて病內に入らず、旅中必病者少し、氣の充つる故なり

一　又曰く、四十を過ぎて後妻を娶るべからず、人四十にしては漸く精氣衰ふ、女子と小人とは養ひがたし

一　或人曰く、子死を知るや否や、余が曰く未し、然るに先輩これを論ずること備なり、彼に由りてこれを思へば則言ふ可き者なきにあらず、夫人の生や猶月下一甌水のごとし、甌水は吾體なり、月影

は吾が氣、有明にして顯覺れ水潟きなれば、是吾が死也、月影散漫す、是吾が氣の歸る也、此の如くなるのみ、曰く、何ぞ氣のみを說かんや、曰く、理は是氣、上に泊り在らず、初より凝結せずして別に一物たり、亦曰く夫人物は天地の造化の氣となり、氣伸び息する時は生、屈みて消する時は死、只是一氣の聚散のみ、散じて其の初に返る、故に曰く、厚レ始反レ終、又曰く、鬼は歸なりと、但其の歸る所、蓋君子小人些しく別無きこと能はず、君子は許多の道理を盡し得て斃る、故に直に天と地と其の化を同うす、小人は私意人欲死に至るまで衰へず、割捨し斷えず、其の氣之が爲に滯結して散ぜず、甚しき時は厲たり、釋氏謂レ之爲ニ輪廻一、願に夫君子の死するや、譬へば火の木を燒くが如し、盡きて灰尋冷えず、小人の死するや、譬へば火の金を燒くが如し、化し難く熱亦久し、然れども亦時あつて散ず、亦天地の公共の氣なり

一　余江漢曰く、欄齋儒學を以て死生を云ふ、いまだ理を究めずして死す、生を盡すに似たり、夫人は水なり、水に火の入る時は湯となる、故に活物たり、氣は則天火なり、是太陽の氣水と雜はりて地氣となる、和蘭之を淡水と云ふ、人は其淡水を呼吸とし、之が爲に生を爲す、魚は濃水を吞納するは人の呼吸の如し、其の氣人の體中の火を保つに食を以てす、薪の如し、是人の活きて居る所以なり、死するや薪盡き火消ゆ、火は天に歸す、其の機何ぞ君子小人の別あらんや

一　蜀の諺に曰く書を學ぶ者は紙を費す、醫を學ぶ者は人を費す、余友人に告げて曰く、謹みて初學

の醫の爲に費さるゝ事なかれ、（余江漢曰く、醫は仁術と云ふ、然らず、藥ヲ毒を以て病を打つ、其の危き事不仁術なり、）富家の翁年八十、余に問うて曰く、老いて生を貪る、是惑ふか、余が曰く然り、「先輩有レ言、衣敝則欲レ新レ之、年頽則不レ欲レ舍レ之、達ニ於用物ヲ惜ニ於用ヲ我、不レ知ニ天地視レ我、亦敝衣類耳」と、由レ是思レ之、苟に賢者能者凡世に補有る者に非ずして、强ひて生を貪るは乃惑なり、敝衣も惜しむ事なかれ、翁憫然たり

一　余江漢曰く、人は限ある命を以て限なく存生せん事を欲す、百歳の人今日死する事を思はず、實に愚と云ふべし、人の老耄と衣類家具の古く損じ壞れたる物と同じ、用を爲さず、頃日朔三と云ふ人百七歳なり、諸侯貴客其の壽に移（アヤカラ）ん事を思ひて呼びて謁す、値へたりとも、其の齡の似る事か、笑ふべし、朔三無能、世に不用の者乎

文化八年辛未冬十月日誌之

春波樓筆記終

植崎九八郎上書

植崎九八郎上書（一本奉呈越中侯貴下諫衣）

小普請組
永井監物支配
高四拾俵貳人扶持　植崎九八郎判

乍レ恐奉ニ申上一候

東照宮様御威徳を以貳百年來之御治世、和漢古今未曾有之御靜謐申も中々愚成御儀御座候處、近來田沼主殿頭權柄を握り、仁道をかき公事を忘れ、自分の私曲に任せ執行候付、國主、城主、外様、御譜代諸大名、其外御旗本惣御家人、都て士農工商之輩に至迄、心中には歸服不レ仕候得共、時之勢に依て無ニ是非一面々媚諂、自ら金銀賄賂輕薄之世と成行、實徳なしといへ共、當時阿諛之意に疎成者は無益のものと用ひられず、賞罰不レ正諸事穩便を旨とするに似候得共、御政道筋難レ立却て恨を含者も多出來候様に相成候、有徳院様被レ爲ニ定置一候處の御儉約は、物の費をはぶき至極結構成儀は申も奉ニ恐入一候是亦程を過省略に相成、なくて不レ成事を、只今にても御入用金出不レ申候を第一の勤と仕候得ば、諸役人各互に相爭ひ御益と號し、聚斂を以御爲の御奉公と存、其場〱の省略に取立をきびしく仕、其手

柄よつて轉役致し、御役は誠に己が立身の踏處と心得、御忠節の本意は覺束なき事のみに御座候、是畢竟物を用ひ候所にも、依怙最屓金銀賄賂、又は知行高にかゝはり、たとひ器量の者にても御足高多き者は不ㇾ用、器量なくても御切米御足高に不ㇾ及者は用ひられ、在番は持高多に依てはぶかれ、兎角米金の算用に付て人を遣ひ候得ば、御用立候者は不用に成、一同に難ㇾ有存候儀薄成候により、おのづから御忠節の御奉公仕候者少く、偏に運上上納を事とし、民の歎大方ならず候得共、人情薄ものは其意に隨ひ、餘人を苦しめ、己が利欲のために御益と願出れば不ㇾ叶といふ事なく、餘人の苦しむもの十分恨歎けども、時の勢ひ無㆓是非㆒其儘に隨ひ候彌道理は絕え、人一致と承候得ば自然と陰陽不調凶作打續、或は山崩、川潰、大水抔にて國用不足と成行とも、上下の奢は日々月々增り、人々本を捨て末に奔、武士は町人を似せ、町人は武士を眞似、百姓耕作を嫌ひ、田舍をいとひ都に出候者多く、いつとなく田畑荒損じ、天下に食する者多く、耕者少く成行候上、水理にさかひ、難㆓成就㆒新田新地に人力を費し、古田の障夥敷、御益と心得候事は都て天下の損毛と成事、大小あげて難ㇾ計候、當年飢饉米穀高直、壹升三百文に至、其外諸色相應之直段無ㇾ之、萬民困窮甚敷、道路に餓死多、人々相食及㆓騷動㆒、宸慮を被ㇾ爲ㇾ惱候折柄、卑賤の愚意をも不ㇾ顧左に申上候

一　前書申上候通當時上下心服薄相成候內、大名御旗本は自分の身上重く御座候故、無易之事は仕出し不ㇾ申候、下民等に至ては身上輕く候故、難澁に及候得ば右體の騷動を起し候事難ㇾ計候、此所當時

第一の御手當と奉レ存候、主殿頭執事以來御仁政にかつゑ候民御座候得ば、飢渇之者飲食を甘じ候ごとく、聊御仁愛を施され候ても悉く有難仕合奉レ存候、今之時に當り候ては、先民を富し候て後教、賞罰嚴敷被レ遊候はゞ、暫時に民心安堵仕、天下之基かたく相成候上は、大名小名迄おのづから眞實に御徳になつき、一ッには御成敗に恐れ自分の國政をみがき、天下一同泰平を唱へ可レ申候、唯今迄の有様にては、大小名共に不得心のもの多く、領内の民をば年貢其外少も餘計に取立候儀第一之様に心得候得者其民も又少しも減少差出候事を工夫いたし、地頭を親のごとく存、民を子の様に存候様成見事成事は少く、次第にヶ様に成候上は、凶作引續候はゞ如何の事に可二相成一哉難レ計奉レ存候、先差當り御仁政を被レ施候はゞ、民の公役を輕く、諸運上事不レ殘御差止被レ遊候ば、天下一同踊躍仕難レ有心服可レ仕候、其上飲食家宅制度嚴敷被レ爲レ立、聊も制度をはづし候者有レ之候はゞ、早速御咎被レ爲二仰付一、其内孝悌忠信の聞へ有レ之候もの賞せられ候においては、唯今迄の奢は賤敷と存、制度に當り候を尊と存候は、自然と國富民豐に萬歳を唱可レ申候

一 天下は天下の天下也と申候古語にたくらべ見候得ば、强に只米穀金銀多く御貯無レ之候ては御手薄と申事にも有レ之間敷候、乍レ併主殿頭執事以來、本意を忘れ候事共御座候得者、當時諸運上御差止被レ遊候て、御用不足も有レ之儀に候哉、此段私式難レ奉二愚察一儀に御座候、何れも當時に取候ては、御勘定奉行御代官は大切の御役儀に御座候、松平伊豆守之如き己が驕を事とし、不レ屆成者は不レ及レ申、縱

篤實の者にても、此節に至候ては、格別の卓(タカキ)識無レ之者にては行屆申間敷候、御代官等の有樣を見候に、分限不相應の行跡、或は手代共身分不相應の金銀貯候を見候得ば、是等の者共にては迚も御爲には相成不レ申候、且は切直し候事夢々無レ覺束レ奉レ存候

一　頭立候御役へ相應の人材御撰出し御用被レ遊候はゞ、其組支配の者共縱左程の人品に無レ之候共、公事を重じ、并私精勤を勵候樣相成候儀疑無レ之候、制度賞罰之儀古今に昧からざる者を廣く御用ひ、衆議一決を以諸向一時に御觸出し可レ然奉レ存候、尤其根元近來御書付之趣兎角かど立不レ申樣との儀と相見へ、和らか過下々に至は是より難レ取定レ體多く、左なきだに天下の法度は三日法度と覺候族も有レ之候處、次第如レ斯成候ては、下々より上へ對し能樣にあてがい候樣御座候事眼前に御座候、此所においては御法度書の文言はきと被レ遊、其上取用不レ申者は、嚴敷御取扱被レ遊候樣仕度御儀に御座候

一　官位并進共續合又は賄賂を以經登り候事只今迄多く有レ之候、是人心ねたみ第一にて、表に禮法を飾り、裏には針を含罷有候、流石國家を大切に奉レ存候より一時の忿を發し兼候得共、少々にても異事出來候節は、手の裏を返し可レ申と危殆之儀に奉レ存候、先達御老中若年寄衆への賄物、并致レ伺公レ候儀程能仕候樣被レ仰出レ候得ば、人材御撰はかく〳〵しからず、頭立候者共組支配の人物を見立申上候人も少く御座候ては、彌權門へ格別に懇意に出入候者の外は可レ近付レ便絶可レ申候、又重立候御役人衆棧留の上下御着用被レ遊候得者、下々迄の衣服の奢り自然と相止候樣にとの思召に可レ有レ之候、併前文

に申上候通、下々より上へ對しあてがい候風俗久敷續候得ば、中々右體にては行屆不レ申候、態と制度被レ爲レ立賞罰嚴密の上ならでは、世上の奢侈相止候事有レ之間敷候、畢竟上立候御方厚き思召御座候得共、何を申ても下ざま遠く當世之人之存念左程迄に不レ被レ爲レ知思召之通相屆不レ申殘念之儀奉レ存候、左候得ば、何れ廣く人材を御用ひ、下問に不レ恥之古語を被レ爲レ用候事、御經濟專要の御助と奉レ存候

一　婦人の言葉を用ひられ、都て奥向人權威强く候ては、正敷御政道とは難レ申候、表御役人迚も頭立候者は格別、小役人に至りては御勝手向御入用に懸り候者をば世上一統卑く心得、武役の御番衆をば劣り候者と心得、其當人も隙なるものと心得、御奉公筋よりは相番の交りを六ケ敷おぼえ、古役の者を鬼神の樣に恐れ、朝暮無事のみ心を勞し、たま／＼入番に志し有者も多勢に無勢難レ叶、却てたわけ者とうたはれ候事無二是非一事に御座候、是等之儀も御番頭に能人を御用被レ遊候得ば、自然と風儀も直誠に非常の防に相成可レ申候、御目付抔も布衣席にて、左迄上立候御役には無レ之候得共、諸人の可レ恐御役柄に御座候、然るを僅十人の內へ部屋住之者相勤候事、勝れたる器量有者壹人位は格別、親の勤柄により兩三人宛も御用被レ遊候儀は相當不レ仕候儀奉レ存候、此節に至り候ては爰を乘かしこを遠慮致候樣成儀にては、却て禍の根を深く致候事可レ有レ之候、人々實尤と歸依仕候人こそあらまほしき御事に御座候

一　此度江戶町中困窮に付、米穀下直に相成候樣町奉行へ願出候處、町奉行不二取扱一候て騷動に及び、

依レ之曲淵甲斐守儀古役且其月の月番に付、右之通被二仰付一候得共、山村信濃守儀は其儘に被二差置一候と奉レ存候得ば、兩人共不取扱は同樣の儀と奉レ存候、是等の儀は人口穩かならざる儀奉レ存候、石河土佐守御用ひ被レ遊候、是は人の心に相叶世評も宜御座候、然る處町人共御救之儀伊奈半左衞門へ被二仰付一候事、先祖の積德を以米穀運送之儀は、當前の御役御座候得共、町人へ直に手合仕候ては、町奉行は一切無用の者に御座候、尤訴訟其外費用多之御用有レ之儀に御座候得共、納方を辨候儀第一の御役儀に御座候、左候得ば御役儀迄も過半を失ひ、愚昧の町人は上より御救被レ下候とは不レ申、半左衞門自己の了簡にて、一身の働を以救候樣取沙汰仕候ゆゑ、町奉行は外に見なし候體御座候、町奉行尊敬の氣離れ候ては、五穀豐饒相成候て後、半左衞門相離れ候節は急に町奉行へ歸服仕候儀は薄く可レ有二御座一候、且は萬

一引續米穀拂底に候はゞ、中々半左衞門働候ても屆兼可レ申候、其節は元より愚昧の町人共據を失ひ候心地仕、猶々町奉行の差略相用申間敷候、當時差當り便利には御座候得共、始終障に相成候儀は、御政務の筋合にはもとり可レ申哉、互に和合不レ仕候相障角目立、善事も却て齟齬致し、藥を以て身を損ひ候樣の如く、いつもとなく、弱り出可レ申候、縱己が行一旦目立不レ申候共、御爲宜敷儀をば、悅び相互に和合仕、大服中を以御忠節を勵候者なくては、末々迄行屆候儀出來不レ申候、得手〳〵の人を其場所に、はきと御用被レ遊度儀奉レ存候

一 連年凶作、去年大水、次第に米穀高直に相成、白米に金貳百兩に至候事誠希有之儀御座候、米穀

底無二是非一儀御座候得共、一日百俵に付廿兩三十兩の上り下り有ㇾ之候は、自然の相場と計は難ㇾ申候、米商人其時に乘候て成す儀も可ㇾ有ㇾ之候、併一體米不足之上融通悪敷、世上利欲に計走り候癖止み不ㇾ申候、自分の用意も、無二心元一存、御僉議被ㇾ遊候程隱し候様成申候、猶此時天下の融通は中々尋常の儀にては動き申間敷候、仁を旨と被ㇾ遊候は縱不足の儘にても餓死を遁れ一同難ㇾ有暮し、心能豐熟を待可ㇾ申候、雜穀高直は尤の事に御座候得共、諸色何によらず相應の直段の品無ㇾ之、勿論諸商人雜用多く懸り候故、無ㇾ據高直に商ひ不ㇾ申候ては、暮方相成不ㇾ申候、乍ㇾ去とうからし壹ッあたひ壹錢致抔の類も多く有ㇾ之候、是等何とゝすめかたき事に御座候、錢相場下直にては小商人錢取り遣り仕候者難儀、米穀錢小買に仕候者別て迷惑仕候、先年壹兩四貫文仕候以來、次第に下直に相成、六貫四百文に至り候得共、殊外難澁の趣日夜人口止時なく候處、近頃少々引上候ても、諸色高直に成ものも錢買一切割合に成不ㇾ申候得ば、小商人左迄悅不ㇾ申、無ㇾ心武士抔は遣ひでなしとつぶやき候族も有ㇾ之候、錢相場下直過候はゞ、畢竟鐵錢四文錢共に錢位いやしく御座候よりの儀と奉ㇾ存候、法令にて申候得ば、縱令紙に判を押通用被ㇾ遊候ても、道理は同事に御座候得共、其位程の通用仕候儀、自然如何とも成事に御座候、當時錢相場御引上可ㇾ被ㇾ遊候には、銅錢之性合宜を御鑄出し被ㇾ遊候はゞ、立所に相場引上可ㇾ申候、其上諸色銀目を以商ひ候品々、割合錢賣買之品に相準じ、錢買の直段引下り候はゞ、極小の民安寧可ㇾ仕候、其節其割合をはづし、少も餘分の錢を取候もの有ㇾ之候はば、早速嚴敷御咎被二仰付一

候ば、一同平均上下其所を得難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候、食物を以細工仕候、目黑の餅花かつぎ商ひ、新粉のちんころ、其外右體の類、當時米高直にて無ㇾ據止候由、是等は始終ともに止度ものに御座候

一　近來百姓共農業の本意を捨、奢に長じ、少も有餘のものは耕作を召仕の男女に任せ、自分は美服を着し遊興を事とし、江戶表へ一度出候得ば繁花へ心を奪れ、彌惡道へ落入、亦小百姓の中にも耕作を疎き事と心得、多くは出度心持に相成、女子抔は親心にても兎角江戶を見せ度、江戶へ奉公に差出せば、其當座は古鄉忘がたく泣かなしめども、次第に江戶の風俗に染、後には己が古鄉を見下し、見樣見眞似に各江戶へ出したがり、江戶の風俗を見ては田舍を疎み候もの多く出行、民の本業すたれ、おのづから、粒米不足に成申候、自由自在に江戶へ出居仕候事になり候得者、江戶は諸國の掃溜と言傳へ、江戶表次第に人增繁昌を添候樣見へ候得共、本すたれ末にはしり、喰人多く耕人少く、土地荒れ路ふさがり、安危の基第一大切の儀奉ㇾ存候、都て士農工商の四民の立派を辨へ、人倫の道により候樣に御手當被ㇾ遊度儀奉ㇾ存候、江戶在々共人別帳正敷被ㇾ遊、ゆへなくては縱令壹夜たりとも他國へ難ㇾ出樣に御取極被ㇾ遊度御事奉ㇾ存候

一　遊民次第にふへ、四民の內惰弱者、或は無學にして醫師となり、或は茶湯師、俳諧師、花指の師と成、佛門に左迄歸依せざれども僧と成類、追日相增候て、天下のむだ喰のみふへ惜き儀に候處、其上世の害に成候者多く、無學の醫師は人命をあやまち、茶人、花指、俳人は其業より富貴の人に追

從する事を心がけ、若者を放埓にし、仕方なきに僧と成たるは、破戒不ㇾ可ㇾ言事共なげかはしき事に御座候、是等は世界に有蛆の蟲に候得共、能程の御手當こそあらまほしく奉ㇾ存候

一　人別帳商賣體を記し、或は家商賣體に見せ、實は博奕計にて渡世致候者多、亦以下やらすと名付、往來の繁き大道端へ出、サイコマ紋付或は圖などにて人をたぶらかし、花張幷町同心火方盜賊の役人通り候哉と四方を見廻し候もの有ㇾ之、數人とも日々に往來のうつけもの〻錢をだまし取、渡世致候不屆者多有ㇾ之候、右役人共江戸中相廻り候節、如何樣に惡者共氣を付候ても、是を取不ㇾ得事いぶかしく候、相應の賄賂を以すかし置候事と世間申傳候、左も可ㇾ有哉、然ば改の役人は右の惡者に輪をかけ候不屆者、ヶ樣の體御用被ㇾ遊候ては、迚も難ㇾ有御政道には歸り不ㇾ申候、只今迄町奉行御先手本役加役の手に付目明しおか引と稱し、惡者を搜し出候者有ㇾ之、是は蛇の道はへびが知るとやらの諺の如く、同じ惡者にても右の手柄を以己が身を助る手立に候得ば、間々無ㇾ罪者を申立難儀を懸候事も有ㇾ之候樣に承傳候、非人の內にても横目と名付、右の事致自分役人の樣に心得、町人體に紛れ不禮致働申候、是等世上の障りに相成候ものは、急度除度儀に奉ㇾ存候

一　町奉行與力同心町方にて權威を振候、公事訴訟其外惡事を爲すか、隱賄賂を送れば無㆓遠慮㆒取ㇾ之、甚敷は手前より求め、分限不相應に奢を致しひしめげば、御旗本御家人小給のもの着服麁相にて出立候者抔、是撰れ候得ば彌高振申候、御老中方若年寄衆對客の節御頼の事に候哉、來客の供廻りの不禮を

糺さんため、玄關先に立候事不當の儀に奉ﾚ存候、縱令供廻り致ニ狼藉ー候共、其主人申開其上御條目の通如何樣にも取計方可ﾚ有ﾚ之大名祭禮事など見物の棧敷先へ町同心を賴置、非常を防がせ候事、是又故なき事に同心謝禮のほしさに人を打擲など致事、衆人の惡み候儀に御座候、右町與力同心に不ﾚ限、公事訴訟に懸り候評定所留役の類、分限不相應に著候者無ニ心元ーものに御座候、利欲より理を非にまげ善人をも損候事出來其惡は上へ懸り候得ば、其人物は御穿鑿大切の儀奉ﾚ存候、奧御右筆は御老中の御手に附候付、輕薄のもの手を入賴候事共多御座候に付、歷々の人をも見下し候輩可ﾚ有ﾚ之哉、何れ過分之富候者難ニ心得ー儀奉ﾚ存候、御鷹方御鳥見類往來在々泊々權威を振候事有間敷候事に候、御拳と申所重き儀に御座候、輕き御取扱には相成不ﾚ申候事勿論御座候得共、畢竟鳥を以人を苦しめ候事御仁政には有間敷候得共、御鷹方への被ニ仰渡ー樣御勘辨可ﾚ有ニ御座ー候儀奉ﾚ存候、此外諸役共私曲有ﾚ之候ては、主殿頭御役御免以後御仁政に立歸り可ﾚ申、世上喜悅仕相樂罷在候處、存寄違候ては其望を失ひ可ﾚ申候、人智の優劣を以等級を被ﾚ爲ﾚ立候は、秀才の寄所を樂み難ﾚ有仕合奉ﾚ存候、色々淸潔をみがき、下々に至迄其意に服し、諸向手拔なく御用も速に便し可ﾚ申候

一　當世不幸の者は大小名以下下々に至迄、分限よりは貧成者の次男以下外へ緣付候女子等に御座候、御制禁の第一に御座候得共、當世養子緣組共に其德儀によらず、土產の多少支度の善惡によりて取極候風俗に定候樣に御座候得共、才德勝れ候者も其親貧なれば埋れ、增て女子は夫に隨ひ候て身を立候

に定候ものを、やゝもすれば年たけ候迄片付兼、はては不釣合の者へ縁組致、又不了簡の親は女子の縁組せざれば濟ぬ本意を不ㇾ知、貧成癖に先方の不足を嫌ひ手前へ抱置內、貞烈にも可ㇾ成婦人も疵付、果は親子恥辱をかき候、男子も其如くいつかと用にも可ㇾ立人品も、埋れぬれば憤にたへず、節をくじき、却て惡道へ落入者多有ㇾ之、なげくべきは金銀より上の大切成ものはなきと世上一同心得候事

一　御公儀樣に才德を被ㇾ爲ㇾ取、金銀を次に被ㇾ遊候て嚴敷御制禁被ㇾ遊候は、才德有ㇾ之者は不ㇾ及ㇾ申、德たゝざる者も德儀を心がけ、自ら人倫正敷尊き御代に立歸可ㇾ申候、人倫不ㇾ正は近來御定の外の隱賣女年々ふへ候に付、輕き者少も容顏宜敷娘を持候得ば、本式の奉公爲ㇾ致候をも、先手近々金高に成候に目くれ賣候得ば、相應の人にも可ㇾ成女子も捨果ものと成、果は惡疾に身を亡し候事、是亦不幸の甚敷也、若き男にも賣女御府內に充滿致候得ば人情動き安く、是が爲に君父の命に逆ひ身を立不ㇾ得、己も惡疾に沈み果ぬる事は是非なき次第に御座候、是迚も上古は不ㇾ知、先古今なくて不ㇾ叶者と承候得ば、御定の端々遊女の外は不ㇾ殘御停止被ㇾ遊度儀御座候、只今迄は其所々に年賦上納地と成候得ば、其間は地境の杭にも御上納屋舖と書付、挑灯行燈にも書付置、御公儀樣にて賣女屋の尻持を被ㇾ成候抔と惡口申者も有ㇾ之候、聞も殘念至極奉ㇾ存候、中にも物堅き親も有ㇾ之候得共、當時上立候程女奉公人召抱候には、三味線、小唄、踊など心がけ不ㇾ申候ては、召抱不ㇾ申候習はしの樣に成、世上大かた娘さへ持候得ば、小哥、三味線の類爲ㇾ習、人中を見せ行儀を覺させ候て、却てはすは者と成候類多相見

申候、又未奉公に出不㆑申候内、手短く藝者に成候輩多く、遊興を商せ、夫も又重く思ふものは藝者と呼べどもろく〱三味線も不㆑習、實は賣女同樣の儀、夫も面倒思ふものは地獄とやら名付、かくし賣女の又かくし賣女とも可㆑申事候、是ホ許頃は、ばつと致候事に成、度々只今の御手入御穿鑿有㆑之候得共、仕廻は運上上納落入候得ば、却て御手入を待表立商賣致候方よきと御公儀樣を呑込候事、不屆とは乍㆑申御規定の樣覺來候も、是等は右上納早速差止め被㆑遊、不㆑殘御潰被㆑遊度儀奉㆑存候、只今迄隱賣女御僉議は、町奉行組の者被㆑遣㆑之被㆓召捕㆒賣女牢舍、亭主は手錠にて、賣女をば吉原へ被㆑下候處、被㆓召捕㆒候而多くは立退、又は上納年賦切替候節は、前方より知れ候事故、兼て替玉とて能女を隱し、惡女を差出候由、然處此度隱女一同御停止被㆑遊候には、中々只今迄の趣にては行屆申間敷候、且又不㆑殘吉原へ被㆑下候ても、夥敷人數にて差支之儀に御座候、畢竟唯今迄上納の儀も有㆑之儀に御座候得ば、御勘辨の御取計可㆑有㆑之儀と奉㆑存候、愚案存候は、江戸中其所の町役人へ被㆓仰付㆒、賣女屋家數賣女の人數不㆑殘名と年とを書付御取被㆑遊、尤かくし候上相知候においては、亭主は勿論町役人迄急度曲事たるべき旨嚴敷被㆓仰渡㆒、江戸中一同に人別帳相分り候はゞ、賣女共の親元を御糺御引渡被㆑遊、賣女屋亭主并賣女、又娘を賣女に差出候親共を、只今迄不屆に付町の内何事の出會、其外平生共町人末座可㆑爲と被㆓仰渡㆒、右の亭主共猥散仕候儀を御差留被㆑遊、農工商の業之内何れ成共、存寄次第に爲㆓取掛㆒可㆑申旨町役人へ被㆓仰渡㆒、扱勝手ニ付外へ引移度旨申候者は、其行先を糺確と引渡、其所々にて何によら

ず職分に取付候ば、一々人別帳に記申させ、一體賣女體抔仕候ものは、生得放蕩者に御座候に付、面面は職分取付候體に付、博奕等致候者有レ之候ば、早速御咎被二仰付一可レ然奉レ存候、職分多内男女入込の湯屋、前々より江戸端々に有レ之候處、近來は江戸中大概夜に入入込仕、又は晝夜入込も多御座候、何共見苦敷儀御座候、近來風俗悪敷相成候て、戯繪を見せ先へひらき商ひ、或は張もの丶陽物を並べ賣候家相見申候、是等の類嚴敷御停止被レ遊度奉レ存候

一　鰥寡孤獨は御憐愍可レ被レ遊者に御座候、近來凶作に付無宿者菰かぶり多く相成申候、中には身持不埒にて無宿に成候者も可レ有レ之候得共、先は窮民と可レ申者共に御座候、只今迄或は佐渡へ被レ遣、又は淺草溜へ被レ遣、近頃は穢多町へ被レ遣候由、然處非人穢多共右無宿の御扶持米をむさぼり、當人には聊かあたへ隱し候扱に付、多くは倒死候を二三日程も不二申上一、日數の御扶持米を申取り、己が利分と仕候由世上風說仕、心有ものは痛ましく物語候、流民と目當仕候得ば、ヶ様の御手當は相當不レ仕候儀奉レ存候、御吟味の上其元々へ御歸被レ遊候儀本義に御座候得共、無宿に相成候程の者共に御座候得ば、其元々に付難澁も出來、又は無レ據趣意に寄、咎人も出來可レ申候、幸近來國々に荒地出來候由御座候得ば國々へ御割付、一ヶ年程も御扶持被レ遊農業爲レ致候ば、暫時に一人の民と相成、荒地も再發仕難レ有儀奉レ存候、右之通御仁政を以御救被レ遊候上、不屆相働候者は嚴敷御咎被二仰付一候はゞ、縱令不所存者多候共、良民に相成不レ申儀は有間敷奉レ存候、兎角流民無レ之荒地出來不レ申候事、第一の御經濟

と奉レ存候、左候得ば當時差當り御勘定奉行御代官才德のものを御撰出御用被レ遊候はでは、はか〳〵敷行屆申間敷候、近頃迄主殿頭取計惡敷、本意おろそかに仕候に付、如何樣勘略仕候ても御入用足り不レ申候樣に存、運上の事のみ心を入置候跡に御座候得ば、運上不レ殘御差留被レ遊候はゞ、御國用足り不レ足の所難レ奉二愚察一儀に奉レ存候、耕作の本業さへ立候ば、只今迄諸運上御差留被レ遊候ても、御用有餘ニ相成可レ申候、右體の御仁政を以本義を御用ひ被レ遊、其上にても凶年打續候は、其大道の公を以天下と共にするの御經濟被レ遊候ば、運上御取立御積貯被レ爲レ置候より安泰成事疑無レ之奉レ存候

一　公私の差別人心の歸服仕候と服せざるとの境、當時別て肝要の儀に奉レ存候、世上やすらかなる節は、却て隱密と申事ヽ助に相成候儀も有レ之候得共、近來上下の和睦など薄く、譬ば米穀隱置もの有レ之候はゞ、密に人を廻し見出候においては、急度曲事たるべし抔の御書付出候得ば、隱密は表に相成、上下互に疑合、彌和睦の心離れ、下々のもの左迄恐れ不レ申候得ば、猶々隱し候樣に相成申候、兎角此節に至ては公を以人心歸服仕、上は心を勞し下は力を勞して治められ候に至り可レ申候は、安泰の御代には立て歸がたく奉レ存候

一　當時御政道の大綱は御仁愛を施され、制度を被レ爲レ立賞罰正敷被レ極候儀と奉レ存候、其仁愛は民に米金を被レ施候儀、差當り飢渴を御救ひ結構成儀に御座候、併一時の事にて、只今迄主殿頭取計に依て世上困窮に及び候を御取直被レ遊、永世の儀には無二御座一候、兎角民の公役輕く、諸運上不レ殘御免

被レ遊候はゞ、民心易安堵仕難レ有仕合奉レ存候、其上制度を被レ爲レ立、驕奢を禁じ法に隨ひ、格別の間へ有レ之者罰せられ候べし、早速世上正路に立歸り可レ申候、賞の疑敷は重く、罰ハ疑敷は輕くすとは仁政の旨に御座候得共、先此時に當て早速正路に歸しがたく候、正路に歸して後世民道により、人倫五常にいたり候樣、寛仁の御政道に相成候はゞ、自然と陰陽相調、五穀豐饒、天下一同聖代を仰ぎ可レ奉レ存候

右之趣寛裕之御高德にすがり愚昧の一慮申上恐多、且私儀四月下旬養母方叔父能勢兵左衛門儀に付差控の儀奉レ伺候處御番遠慮の格に被二仰付一候內に御座候得ば別て奉二恐入一候得共、差當り存念早速不二申上一候ては却て不忠可レ有レ之、身命を不レ顧奉二申上一候、下賤において微細之儀は御尋被二下置一候ば愚意の趣可二申上一候、支配より差上可レ申儀共可レ有二御座一候得共、あからさまに不二申上一筋には無二御座一儀と奉存候て、御內々に書付を以奉二申上一候、不肖之者不相應の御咎めは謹で奉レ願候、以上

未七月（天明七年）　　植崎九八郎　印判

植崎九八郎上書終

牋策雜收

植崎九八郎著

賤策雜收

植崎九八郎著

口上之覺

私儀身不肖者に御座候得共、御目見以上の御末席を汚、冥加至極難レ有仕合奉レ存候、何卒相應之御用に相立、格別の御奉公をも仕度、多年深く心掛候處、家督被二下置一候以來、貳拾ヶ年に相成候得共、何之御用にも相立不レ申候段、身不肖の程奉二恐入一候儀に御座候、兼々乍レ不レ及萬端心付相考申候處、貳拾ヶ年以來御表方惣體の御人、只其時々の御老中衆の意に寄隨ひ候儀、左樣可レ有レ之筈には御座候へども、つね〲御上とは遙に隔り候ても、御上へ奉レ對實忠之御奉公可レ仕と心懸候者至て稀に相見候、此儀常々甚歎ヶ敷奉レ存候、右之風儀日に增候て、當時實直の意少く、下々には困窮の者日を追て多く相成、次第に人背離仕、人口穩に無二御座一候段、御老中衆如何料簡被レ致候哉、御上には如何被レ爲レ聞候哉、只今之體にて御過行にては、遠からずひしと差詰り可レ申、且は一ヶ年海内半毛以上の凶作にても有レ之候はゞ、下民騷立可レ申容體に御座候、此儀身不肖には御座候得共、至て奉二恐入一候御儀奉レ存候、右之趣を以惣體の荒增御老中方へ申上度儀に御座候得共、身不肖の私式申上候とても、御聞入の

上、下間にも被ㇾ及候儀、有ㇾ之間敷と愚察仕候へば、まして順路を以支配筋へ可㆓申立㆒儀殊更無㆓御座㆒候、然ば乍ㇾ恐御上へ奉㆓言上㆒度愚意之存意荒增に書面に相認、先御兩所樣へ御覽に入申候、御勤隙之節得と御熟覽被㆓成下㆒候上、上覽に御備被ㇾ下候はゞ、生々世々難ㇾ有奉ㇾ存候、尤上覽に入候上は、不敬の御咎如何樣被㆓仰付㆒候共、難ㇾ背仕合に可ㇾ奉ㇾ存候、乍ㇾ然書面之趣早速御老中衆へ御下ゲ被ㇾ遊候儀にも相成候ては、深意相分り不ㇾ申候而已ならず、乍ㇾ恐御大切之御時節下情彌通達不ㇾ仕、身不肖の私奉㆓申上㆒候儀に候へば、只見越にて虛實不分明などゝ相成候ては、大に行違候儀にて、御殘多儀に奉ㇾ存候、依ㇾ之先々御兩所樣御熟覽御勘辨被ㇾ爲ㇾ在、御不審の儀または私存寄違にも被㆓思召㆒候儀は、御難問被ㇾ下候樣仕度奉ㇾ存候、猶又委く可㆓申上㆒候、書面の趣にては、御老中衆の儀をあしざまに申上候樣とも相聞可ㇾ申候へ共、實直の議論申上候には止事を得ざる儀にて、極意之所は御上より御老中衆へ御懇命被ㇾ遊、御老中衆にも誠精を被ㇾ盡、御評議被ㇾ遊度儀御座候、畢竟御老中衆諸事甚御大切に存過より、物事狹少に相成候儀に候、私意より一偏に相成と申儀には無ㇾ之候、然共御政事は天下の人御心を以御心と不ㇾ被ㇾ遊候ては舊則にたがひ、御善政に無㆓御座㆒候、當時御大切に存過の偏少より、天下の人心にかなひ不ㇾ申候間、とても儀人心を得ると得ざるとの間を大切に引直され度御事に奉ㇾ存候、且又下樣に至候ては、次第に困窮之者相增、近年目立必至と差詰り、去年より當春に及び、米穀少々ヅヽ直段引上り候に隨ひ、人氣穩に無ㇾ之候、若當年季候平かに無ㇾ之不作仕候はゞ、甚六ヶ敷奉ㇾ存

候、依レ之不レ得二止事を一恐をも不レ顧奉二言上一候儀御座候間、何分にも御兩所樣思召に相叶候はゞ、
上覽に御入被レ下とくと聖慮に被レ爲二聞召分一候樣被二仰上一候はゞ、恐悦不レ過レ之難レ有御儀奉レ存候、
若聖慮穩ならず候はゞ、罪を私一人に期し候儀に候如何樣にも御咎被二仰付一被二下置一候共、愼て可レ奉
レ畏候、以上

三月七日　植崎九八郎

平美濃守樣

高飛驒守樣

乍恐奉申上候

古來より和漢世々の治亂盛衰を觀候に、百年二百歲以上全く靜謐にて御當家樣のごとくなるは無二御
座一候、何れの世も最初は天下を安じたもち候君の德は寬仁廣大にて、人民泰平の時にあひ候を歡びな
つき、天下盛んに治り、夫より段々泰平にほこり、自上下次第に奢りに相成、此時に至て德薄く、良
臣無レ之時は天下甚危く御座候、德すたれず且良臣有レ之候ときは立直し、必又賢君にて儉約を以て奢

りの費を補ひ、又一旦諸事つゞまやかに調ひ、物事に行渡りよく納る世と相成、夫より儉約に儉約を重ね簡略となる、簡略に簡略を重ね吝嗇となり候、儉約は物の費をはぶき、なくてならざる事をつゞまかやに仕候事に候、儉約の主意を取失ひ簡略となり候ては、十の物も八ツにも七ツにも減ツヽ、なくてならざる物をはぶき候故、自然と禮式規定崩れ、世の衰の始と成申候、是又本すたれ末に流れ候始にて、國用の本たる農業は、泰平久くゆたかなるまヽに怠るもの多く、工商に流るヽもの次第に增、末々のなくてすむべき物多くなり候に隨ひ、上下事多く物入を增、國用の本は日々月々に減じ候故國用引足がたく、益々簡略に簡略を重ね候ても、次第に末嵩本すたれ引足兼候により、彌簡略募り吝嗇と成、豐凶の見積り正しく當らずして年貢取過し、其上諸品へ運上など取立候事に相成、天下の人民困窮して、止事を不ㇾ得亂の端と成候事二百年三百年續き候、世はいつにても右之振合に成行候は、治きわまりて亂となり、亂きわまりて治にかへり候て、運のめぐり割符を合せたる如くに御座候、本すたれ末かさみて、天下の國用引足兼候節、良臣大身の者有ㇾ之候はゞ、農を勸め本を肥し、末を本にゆりこし候仕法有ㇾ之候は、誠に經濟と言べきにて御座候、兎角世の末になり候ては、右體の良臣大才之者出がたく、目の前の事にのみ屈託して、手元の貯厚きを丈夫と心得違、出すは吝嗇、入るは取過と成申候、是を則聚斂して世の亂を生じ候は、聚斂にこしたるは無ㇾ之候、仍て聚斂の臣あらんよりは盜臣あるがまし也と申候て、盜にもおとるとは甚にくむべきことにて御座候、天運のめぐり大概如ㇾ斯に候得共、

天運とてすまし候は下人の心ある者か、又は隱者などの事に候、人君と大臣とに至り候ては、天運とすべき事に無レ之、日前の事に而已かゝはるべき儀に無レ之候、天運は人君の德につれてめぐり、又輔佐執權の眞實に私なきとり計にて、引直し候事に御座候、乍レ恐和漢世々御當家樣程の御盛德御靜謐なるは古來より稀にて、權現樣御神德寬仁大度、御武運神妙にあらせられ、惣體寬仁之御政道にて、天下泰平士民安樂御德澤にうるほひ候處、貞享元祿の頃に至り、御泰平の姿自然と華麗になり、奢侈の風俗に相成候處、享保に至て節儉を以程能再び安全堅固に成、今以下民たゞ潤澤のみを悅び候ものは、元祿の繁華を奉レ稱、心あるものは享保の精密を奉レ崇候、恐ながら明和安永の頃に至り候ては、御儉約の主意程過御簡略日にまし、惣體本疎に成末かさみ來り、人民困窮のもの次第に多く罷成、天明に至り甚六ヶ敷成候處、天明の末より風儀一變仕形ちかわり候へ共簡略益甚く、諸事細密にて天下の融通ひしと差支、人民困窮頻に添來り當時甚むつかしく成來中候、天と時とのめぐり自然の成行に候へ共、當時の執政古來より盛衰之來るを一向辨ざるにも有レ之間敷候、辨候はゞ當時御政事の御樣子は、御時節には相當と雖レ申且何れの時節にても、理世安民の御仕法には無レ之候、時勢を知るにては存寄違に御座候、知らざるにては甚以危き儀に御座候、願くは人民の困窮を御救ひ、本末ゆりこしの御經濟を以て、天運のめぐり時の移行き候を、引かへすべき御政事あり度御事に奉レ存候、近來餘程手後れに成候得共、いまだ唯今速に寬仁を以時機相應の御善政等被レ遊候はゞ、御盛德天と共に耀き、萬々歲

を視したてまつるべきにて御座候

一　明和安永の頃に至り、御儉約の主意程過、御簡略日に增本疎に末かさみ、人民困窮の者多く成候譯は、田沼主殿頭出頭に相成、御老中被仰付、次第に私曲利欲深く、賄賂諂ひをいれ候て御役人を擧用ひ、自分の利欲の心より御政事も亦利を專一と仕、御足高在料等にかゝわり御人をつかひ候故、御人の才不才のわかちなく候得ば、器量をみがくべき心掛のもの少く、格別の立身はまいない諂ひなくては難成事と一同心得、只われがちに輕薄を爭ひ、實意の事は當時不用の樣に覺、義に强き事などは昔物語の樣に聞流し、人情到て落下り候、扨御經濟筋の內御收納と御入用との儀は、年々の入りをはかりて出すを程よく可有之の處、本すたれ末かさみ、御國用の基昔には大に劣り候得共、農を勸め候事など御心付も無之、唯成べきだけは御收納取立候而已、其外上に利益の儀に付ては、下の難儀を厭ひなく、諸向に運上をつけ、御入用向は始終の御費もかまひなく、御規定の薄く成べきをも捨置、ひたすら眼前の減しを付け候得ば、大小の御役人是にならひ、其上〳〵と略し減じ、其間に餘人をいため、我利を得るはたま〳〵に有之ば、餘はおしなべて痛み苦み、天下一同世はあしくなり、差詰りたりと懇々歎き申候、是則主殿頭は聚斂の臣のみちたるものにて、其外大小の御役人は主殿頭不取計に附益す者共にて、右大概よからざる事と存じながら、合はせ同ずる不忠不義の惡風俗とは成申候、其上御料所御代官共支配所百姓を導きをさめ候事は疎にて、御收納を增自分の手柄と仕弁進をはかり、

或は私曲を働候ても、主殿頭始め上立候方へ賄ひ諂ひ候得ば其儘過行、又は弁進すべき事にも到り候へば、主殿頭以下には曲りなりの往來融通にて押行き、中には不義の富を得、驕奢を事と仕候者も多く候得共、つまる所は御國用御大切の筋は次第に減損になり、私曲の心より御政事の惣體ひづみ、世上一同心服離れ、主殿頭は御當家樣の賊臣に御座候、天明之末に至、融通金と名付百石に付銀二十五匁、小間より三匁ヅヽ取立可レ申企有レ之候之處、世上かく迄差詰候上、右之通御取立被レ成候はゞ、騷動に及可レ申と人氣大にそばだち、世の變是より起り可レ申と申合候處、其內主殿頭退られ、御上の御洪福天下の大幸と一同大悅仕、御政事正實寛仁に可二立直一とたのもしく存候處、折から御代替の御大事被レ爲レ在、引續大水後飢饉にて騷動に及び、下民困窮の上に候得ば、此時にあたり候て、御當家樣御代初めより以來の御大切六ヶ敷御時節に候處、町奉行には石河土佐守寄合より被二召出一御老中上座に松平越中守被二仰付一候に付、こゝにおいては御政事寛仁に可二立直一御時節到來と、天下の人心一旦に靜り、先以恐悅之御儀に御座候

一　越中守御老中被二仰付一、主殿頭の惡習をため直さんと仕候、志はよろしく候へ共、世人初めて見込候と違ひ器量少く、學問に名有レ之候ても、いまだ文面にかゝわる事をまぬかれず、世々安んずべき深意の會得疎にて、片端より押直さんと仕、たとへば手にてもみ立候如く瑣細に取動し候故、大小の罪科夥敷出來り、猶も隱密橫目のものいたらざるくまもなく穿鑿し出し、諸事疑心をはなれ候は無レ之利

を専一と仕候事は主殿頭に上越し、聚斂猶重く、士民一同大に望を失ひ、却而田沼を恨み候は、うしとみし世ぞ今はこひしき、當時よりは、あきはてたる田沼のかたはるかましなりと申合候は能々の事に御座候、天下は天下の天下なり、民の心を以て心とする事と有レ之候得ば、たとへ名目と理窟とは尤に當り候ても、天下の人心にかなひ不レ申候ては、決て善政には無二御座一候、主殿頭人の心服を失ひ候上越中守にて益人心信服無レ之怨み數候へば、形容は大に替り候ても、天下の御不爲は、越中守は主殿頭の貳の舞とも可レ申候

一　越中守天下の御爲と奉レ存候は、主殿頭の私曲かち候とは雲泥にて、いかにも當時の大名安泰におひたち、共に事情を辨不レ申候、中には格別の秀才に候得共、をしむべきには器量狹く、人と物とをいれ用ひこなすべき氣象なく、諸事の深き極意を見切得ず候故、天下の執政之場には至りがたく候、仍而心得違ひの取計にて、天下の事に忠心にして、却而世をそこなひ候ものの越中守也と、うとみにくまれ候は殘念の至に奉レ存候、其心得違の譯はもと主殿頭勤役中より、世の人情至極輕薄に相成うはすべりさきくゝり（マヽ）高に利根と可レ申に相成、中々だましすかし候抔にては、其位の事はしれたる事とゑせ笑ふ風俗にて、下民は困窮をなすかるべき事無レ之候ては、何事をも請入不レ申候は今に限らず、往古より同様に御座候、然ば孔子の語に、富して後に敎ゆべしとの儀大切の一條に御座候、越中守御老中被二仰付一候節は、主殿頭聚斂を大に恨み候處に候へば、一日先ゆるめ大に民をよろこばすべき時に御

座候、是則大仁にて、天下の人民蘇生の心地仕、大によろこびなつくべきにて御座候、其上御上の御物を御出しなくして、融通の御仕方可レ有レ之候、是則困窮を救ひ民を富すにて御座候、一同御恩澤を難レ有感服仕候處へ、上下差別の規定をしかと立べきにて御座候、是則教ゆるにて候、其規定を動かさず堅く守らせ、若背く者有レ之候時は、止事を不レ得罰すべきにて、其巨細なるに至ては、前後、遲速、緩急その圖にあたる鹽梅可レ有レ之候、越中守取計は、最初に文武の心掛の事を達し、亂舞遊藝は程能すべしと有レ之、先以世上の混雜のあと早速の事にも覺不レ申候、夫より諸役人へ只今迄の事は捨させらるる間、以來身をくだき精勤仕べし、御奉公は勿論、銘々家をも起すべき事也と達し候付、諸人此書面に悅服仕候處、其跡より追々舊惡を咎め、あらたには聊の遊興をも人の疵ト仕候故に、先きに達しおき候はあだことにて、諸人大に驚きあやぶみ、志し有も無きも書に向ひ、武器をとり候といへども、人物夫々の氣質持まへにて、一ぱいに用立べきは皆おさへられ、文人武人の差別なく、形容取繕ひ候へども、心中には信服不レ仕、乍レ然文武の實意は兎も角も、文武の藝心掛候もの多く相成、柔弱の姿引替り、質朴の形に成候は越中守功にて御座候、人々心一ぱいの精忠を盡し不レ申只々越中守意に合せ同ずるは、主殿頭に合せ同ずるにかわる事なく、實に越中守言葉とわざと違ひ候事多く、諸事に疑心深く、一々蔭の事をさぐり候に付、精忠の志有レ之ものにて候共すべき樣無レ之候、民へは困窮をくつろげ候程の事も無レ之、主殿頭仕置は少しの運上體の儀を止め、目立候程の事なく、其跡より却て前々

にこへ、諸向取立嚴敷候へば、聚斂の意主殿頭に上越候とも、おとるには無レ之、御簡略細密に鄙吝といふべき程に至り、天下の融通ひしと差支候は、主殿頭取計に幾倍に可レ有二御座一哉、士民ともに刑罰せらるゝもの夥敷は、權現樣御代たもたせられ候より以來承り傳へ不レ申候、士民の行狀をせめ咎め候事、それ〴〵の人物身分のわかちも無レ之、平おしに死物の如く取扱ひ候故、上におさるゝ下にてせんかたなく、高聲にもならず、動きもなりがたしとあし樣にいひながらも表に合せみせ、內實は益々不人情の筋を增し、五倫五常の實意は甚すたれ候事に御座候、是畢竟富して後に敎る意とは大にたがひ、聚斂と疑心と罰かちとの三ッの大不善有レ之候によりて、其餘の理合きこへ候事多く有レ之候ても、中中信服不レ仕、却て益もなきむつかしき事也とそしり候もの多く、段々御規定も崩れ、天下第一の人心は不服甚だ敷成、七ケ年の間御政事御經濟立候所へ至不レ申、もみいろひつゞけ候て其餘毒今以彌天下の痛みと相成候事に御座候、孔子期月にして可也、三歲にして成ことあらんと申置候、たとへ聖德無レ之候迚もすべての事別て政事儀其時に臨みて、一年のうちに急務を執行ひ、三年にして諸事行屆成就不レ仕候ては、不斷其時々に世をもといろふにて、前後相違の事にて出來て、天下の人上の命令を信用する事無レ之、信用不レ仕候時は上の威衰へ、上の威衰ふる時は混雜の端にて御座候、只今にも天下の融通を御つけ被レ遊民の困窮を救ひ、御規定を聢と御立、其跡を堅く守り守らせ候はゞ、天下誠に安泰に、御國用も民と共に御有餘にまかりなるべき御事に御座候

一越中守昇進被仰付候後、當時の御老中大法越中守仕置之通に取計少々ヅヽ時々の作意有之候に付、不殘の事出來、聚歛疑心は替る事無之、罰かちに候は大にやみ候へ共、世上の行作を責咎め候儀、ゆるみ候に似てゆるむにも無之、兎角規矩相立がたく候故、幸不幸の者有之、越中守頃の御罰と、當時の輕重違ひ候も有之、纔十年の內に御罰の輕重違ひ候事は幸不幸にて、御政事の規矩なき樣にて、奉恐入候御儀に御座候、尤越中守仕置甚過候故、取直との氣味にも可有之候得ども、規矩立不申候においては、何れをよし何れをあしとも申がたく候、賞罰正しくあたらざるにて世の侮りを生じ候、罰かちには少しはましにも可有之候へ共、つまり候所は人心の不服は同樣に御座候、畢竟諸事御大切に存過候によりて、却て中正に遠ざかり候儀と奉存候、右之趣を以愚按仕候へば、先聖の大慮に被爲叶、有がたき御儀に奉存候得共、當時に至候ては恐多くも一は御聽被遊、御老中と得と御直談の上御執行ひ被爲在度御儀奉存候、尤御側近くのものへも御打合せ被遊、大なる御儀に至候ては、事實にはづれ不申候樣、衆とともに被遊候思召に被爲在度御儀に奉存候、若左樣にも相成不申、只今の體にて御打過可被遊候はゞ、次第に人民困窮之もの多く相成人心離れ候樣にも可相成且は凶作飢饉等有之候はゞ、盜賊體の者夥敷出來、甚六ヶしく相成可申と奉恐入候、是全く乍恐御德の御厚薄杯の儀によリ候には無之、最初申上候通御泰平の時運にて、乍恐格別聖慮の御高直を可被爲施御儀無之候ては相成不申候御時節に御當り被遊候、聖慮を以氣運御引かへしにも相成候へ

ば、御代々樣之御內にも、格別の御功德一入難レ有可レ奉レ存は乍レ不レ及奉レ申上、末世の龜鑑に可レ奉レ備御儀に御座候、飢饉凶年は聖代とても有間敷に無レ之、既に禹王に三年の水、湯王に七年の旱有レ之候と申傳候、十六年已前午年大水の後相應に米穀みのり、御洪福の至に奉レ存候、然處近年不レ和し候天候に無二御座一候、近年の內にも餘程の水旱可レ有レ之は難レ計奉レ存候、御政事兼て立直り罷在候へば、たとへ民飢饉仕候ても騷亂に及不レ申候、只今迄の體にては、飢饉の憂さまで重く無レ之候ても騷動に可レ及候、此儀別て奉二恐入一候御儀に奉レ存候に付、身不レ省不相應の愚をも不レ顧奉二申上一候、段々世間輕薄困窮に及候譯可レ奉二申上一候へ共、餘り長文言に相成候に付、先荒增左に奉二申上一候

一　百姓耕作は民の本業にて、國土生育の根本に御座候處、自然の時勢にて農の力衰へ來り、其上主殿頭取計の頃、勸農の事は捨置御收納而已に拘り、御代官以下本儀に疎かに仕置候に付、越中守取計に至り、御代官の不埒を咎め、手代共の賄賂を貪り候をも嚴敷穿鑿にて相止、明白の姿に成候得共、豐凶の御物成取立は、以前よりは嚴敷御座候に付、先以御料所百姓信服不レ仕候、尤いかに御仁惠なればとて、百姓の存念のまゝ免除仕候ては、際限も無レ之は勿論に御座候へ共、段々と衰來農の力衰へ末に流れ、關東より奧筋にては民次第に離散仕、亡所多く相成候と承り及候得ば、段々出來方減じ候所を、前々減じ不レ申候以前之通御年貢方取立可レ申と仕候ては、益々百姓困窮におよび離散仕、或は物をいれしつけ候事も相成がたき理に御座候間、夫々に御田地荒候より外無二御座一候、越中守昇進仕候後も、

今以て右之振合に御座候之間、次第〳〵に百姓困窮仕、恐多くも御料所百姓へは私領所より縁組等も不レ仕、或は見合候場所も有レ之候樣に承り及候、前々は私領所よりは御料所をば羨み候處、只今にては彼と是と相違仕候、御料所やせ候へば御上の御損毛、御料地肥候へば御上之御益、上と民との御益は則御國益にて、耕作仕候者は多く、食する者は少き方にて、天下安泰の基に御座候、然處段々ヶ樣に耕作の力は衰へ農を離れ工商に業を替るもの多く罷成、農工商三民の外遊民體の者相增候ては、自然と御上の御入用にも御引合がたく、世上一同のつまりに相成候儀顯然に御座候、主殿頭は荒地次第に相增候をば捨置、成就仕がたき新田新地に人力を費し、埒もなき儀に御座候、越中守以來は其所には心付にて新田沙汰相止み、荒地引起の心掛も有レ之、餘程の御入用をもかけ候場所も有レ之候樣承り及候、趣意は宜御座候得共、有來の御田地に實當の手配無レ之候故、有來の場所次第にかせ衰へ候得共、荒地を引起候内には、外にて荒かゝり候方多く相成、中々引合可レ申にて無二御座一候、左候へば如何仕候て宜可二相成一と心有レ之候もの共評議仕候は、多年來百姓共段々御泰平に誇り來り柔弱に罷成、身分不似合に奇麗を好み候もの多く成來、自然と都人の風俗を羨み、諸事眞似を仕候樣相成候により、農業は自然と手薄く成、其上田舍を捨都へ出稼仕候者多く、田舍にも段々工商の家相增候に隨ひ百姓は減じ、其上右體に成候に付ては、人之暮し方に物入多くかゝり候間、作男奉公人給金段々高く成候て、田地作分相應の人數を抱置作らせ候へば、御年貢上納仕、幷右作男給金年中の食物等を引候得ば甚引合兼

候故、無レ據多くは貧き小百姓へ預け作らせ候、田地所持不レ仕候貧百姓は、小作とて人の田畑を預り耕作仕、田地主へ一ヶ年何程可レ納約束にて、其餘を以自分の暮方に仕候事に御座候、右小作仕候者は元貧人ゆへ、存分に肥し等相用ひがたく可也に作り、其上昔と違ひ暮しかたかさみ候故に色々と申候て、田主へは約束よりは少く納可レ申と計らひ、其儀を田主より餘り強くせたげ候へば田主へ可ニ差戻申一候、急に差戻され候ては困り候間、先は約束よりは内端にも取置候儀大方如レ斯御座候、依レ之作毛出來方昔に劣り候は、餘り段々と民の本業疎かに相成、末の工商かさみ人氣輕く薄く成來、正實の事は日々月々にうせ候より起り、天下御經濟御勝手向の基本如レ斯成行候ては、其餘何事にも實當の事に至りがたく奉レ存候、一體毛見の趣意は、一村出來方上中下の場所を見積り、平均中分に至候處にて御取稼を可レ定儀に御座候、然處近來承傳候に、たとへば十反の田地にて上の出來一反、中の出來四反、下の出來四反有レ之候へば、上出來の田地にて御年貢極り候へば、ならし中下の田地に響き、甚引合がたく百姓難澁仕候由、御代官一同左樣にも有レ之間敷候得ども、兎角右の振合に成がちの樣に相聞申候、仍て多人數の迷惑に成候に付互に申合、格別肥をつかひ能作り候者をば外より制し留候樣に成、彼是にて御料所百姓自分田地は申譯のためざつと作り、又は荒れ候も同樣に仕置、却て私領所々に小作を預り、暮方に作り候なども間々有レ之候樣承り及申候、次第にヶ樣成來候ては、天下の御不益御損毛にいくばくにや、乍レ恐此末甚だ奉ニ恐入一候御儀御座候、尤全體百姓は正直と申ならはし候處、唯今

にてはせちかしこく罷成、油斷は成がたく候へば、當時掛り合の御役人は、只そこにばかり油斷不ㇾ仕候、且又其時切の取立手際のみを心掛候故、百姓益氣合あしく相成候。聖語に民をば富して後に教へむと有ㇾ之、又衣食足て榮辱を知る、其古語に相違無ㇾ之儀に御座候へば、當時農業昔に歸り、實當仕候樣には、先一旦百姓どもへ格別の寛みを御つけ被ㇾ遣、誠に御仁惠有がたきと感服仕候は必定にて、近來右體に成候所に御座候間、かわき候所へ水を得候心持にて、別て難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存儀大かたならず候、其上農業衰候儀を教へ、段々と引立候はゞ、存の外暫時に引おこり可ㇾ申候、左候得ば上下の爲、則天下の御國益にて、倍御安泰之御基本動き不ㇾ申、恐悅至極奉ㇾ存候、右の御仁惠をも不ㇾ辨若業に怠り候ものㇾ有ㇾ之候はゞ、嚴敷御咎被㆓仰付㆒候はゞ、正敷御政道一同奉㆓恐入㆒、信服不ㇾ仕候者は曾て無㆓御座㆒候、然上は荒地御引起も追々成就可ㇾ仕候、右之趣當時の御役人の內心付候者も可ㇾ有ㇾ之候得ども、誰有て深く見込奉㆓申上㆒手談可ㇾ仕もの相見へ不ㇾ申候、勿論只今百姓へ格別のゆるみを一旦被㆓成下㆒候とても、惣體御入用出方との御引合無ㇾ之候ては、成がたき儀申上候迄も無ㇾ之候、たとへ只今の御入用に引合兼、迚も此儘被ㇾ爲㆓捨置㆒候ては、無ㇾ程ひしと御差支等相成可ㇾ申候、右之御仕方被ㇾ遊候內は、御收納と御入用出方とをくらべ、百姓へのゆるみを積り上引合可ㇾ申、御手繰は如何樣にも被ㇾ遊方可ㇾ有ㇾ之儀奉ㇾ存候、右之御仕方こまかには筆紙に述がたく候へども、先惣御代官支配所に住居不ㇾ仕候ては行屆不ㇾ申候、土着仕候得ば右勸農の手立も行屆、幷其土地近邊ともに法外の風俗も直り、諸國の御取締は不

㆑及㆑申、御料所諸事行渡候上は、其近邊小身御旗本知行所手の屆兼候をも心付け、是又荒地等相增候をば、後々御藏米御引替に被㆓成遣㆒候て、當人の有がたきは不㆑及㆑申、御上の御田地に被㆑遊、荒地御引起しに成候はゞ、たやすく引起り可㆑申にて御座候、是又廣大の御國益御仁政の基に御座候、當時聖慮を可㆑被㆑廻第一は此儀にて當み候、末を衰へ候本へ御ゆりこしの御仕方、小事ニ彼是御拘にては相屆申間敷候、大法の御締括を以御手談被㆑遊候へば、すら〳〵と御行屆に相成候儀決て疑無㆓御座㆒候、段々効驗見へ來候はゞ、諸大名も御上にならひ、領分の取計仕候もの多く相成、追々世上一同至らざる所も無㆑之本實に立歸り候て、天下豐饒兆民安樂之御大仁、最初の御寛めにて自然と幾倍の御國益に可㆓相成㆒哉、限なき御儀に御座候

一　江戶御府内の御繁榮往古より承及不㆑申候、大家列國之大名多き事開闢以來の御譽、是亦承及不㆑申由も中々愚なる御儀に御座候、右列國之大名幷小名共に江戶御城下に勝手住居仕候に付、一々國元產物を用ひがたく、或は諸工職手人をも難㆑用、多分御當地町人より買上、諸工職人足等雇人仕、是準㆓諸事㆒國元收納を以江戶表にて買上の儀故、自然と町家の利潤夥敷候、依㆑之京大坂は不㆑及㆑申諸方より富有之町人江戶表へ入込賣買仕候に隨ひ、前代未聞の御大都會に相成、諸大名國元より米金到來仕候迄は、町家の金銀を借り置用を達し、米金到來の節、利分を添返金仕候、衣服飲食家老より始、大小諸事町家の差引に成候に付、延寶天和の頃より寶永正德の時分まで、町家富豪に相成候儀是亦前代

末聞に御座候、其繁榮に隨ひ、諸國の農民貧富となく、我も／＼と江戸へ出稼候に付、農業よりは骨折少にて利倍を得安樂の暮し相成候故、たとへ出府不ㇾ仕候者迄も商家を羨み、田舍に居ながらも江戸商家の體に押移候に付、追々農の本業は自然と衰へ、末の商家は當候事に御座候、享保の頃より御上と共に諸家節儉を用ひ候て、町家法外の利倍を得候事もよほど薄ろぎ申候、素利潤農は工にしかず、工は商にしかず候、平常の丈夫に至候ては、商は工に不ㇾ及、工は農に不ㇾ及候、仍て古來より何れの代も泰平久く續候時は、自然と農の本衰へ、商の末流れのものにて、其節に至候ては、早く執政の心づけにて、本末ゆりかへしの仕方無ㇾ之候ては、天下の根本食物減じ、一同の困窮より六ヶ敷成行候儀、古來より賢人君子精々述置候事に御座候、寶曆明和の頃より大名小名不勝手のもの多く出來、町家より借請候金銀、又物品買請候代金返濟滯、町人零落仕候も多く、且は享保以前格外の利潤を得候はいつか相止み、時移り自然と零落仕候も多く、もと萬金の家十軒潰れ候內に、仕出候もの三四軒も有ㇾ之候は、千金か數百金の身上に相成、享保以前とは大に相違仕候、是に准じ小町人より其日暮仕候者迄利潤劣り、渡世せわしく相成候、夫より段々町家の利潤薄く相成候得共、大小名武家勝手取直し候にも無ㇾ之、彌不勝手に相成候者多く、いかほど簡略仕町家への金銀渡方も少く成候ても、不如意に相成候譯は、いつしか農作の力衰候上、後世に及候程末々の事は多く相成、主殿頭重立取計候頃に至候ては、追從賄賂行はれ、人氣唯浮立候て、事の取押なき樣になり、武家大體に候間、目下の町家に到る迄、目の前

の顚作にて恰好よきのみを心掛、永久の踏留無ㇾ之、却て勝手向至て手薄く相成申候、こゝに於て執政の樂叻辨可ㇾ有ㇾ之候處、主殿頭儀公事に薄く私事に厚く、本を捨末を追、諸工商の職分へあらたに種種運上を申付候によりて、下々よりも其意につれ、あるとあらゆる運上を申立候へば、中下の御役人も御益々と取持候は、皆つまり候所は天下の御不足にて、其御不益を心得候者も可ㇾ有ㇾ之候得共、自分の身爲の種に仕候て、御不爲をぞんしながら取用候儀、甚世上一同悲歎仕候、段々運上多く相成候上、百石に付貳拾五匁ヅヽ、町家小間割三匁ヅヽ、取上貸出し可ㇾ申目論見にて、人氣さわがしく候處、主殿頭御役御免にて、世上一同快き儀に喜悅仕候、越中守御老中被ㇾ仰付ㇾ後、近頃新規の運上多分相止候由及ㇾ承申候、何れにも寬仁の取計に可ㇾ相成ㇾと御府内町人ども樂み罷在候處、御觸事こまかにたへまなく出、町家の驕を押へ候にも、衣服、飮食、家宅の差別も聢と立不ㇾ申、唯ひたおさへに押へ、下より顚れ不ㇾ申候事共をせぐり出し、大小の罪人夥敷候間、下々存寄大にくひちがひ候處、諸色近年高直に成候に付直段を下げ候とて諸商人を色々締候得共、數年來自然と引上り來り候を、俄に手にて引下げ候樣なる仕方故、一向本意遂不ㇾ申、却てさわがしく障に相成申候、第一大に人心を取失ひ候は、江戶中町入用を書上げ候樣下知有ㇾ之候に付、早速取調差出候處、色々差略下知有ㇾ之候に付、町入用減しをつけ、其減高の內三分は町方へ被ㇾ下、七分は上納可ㇾ仕、右御取立の金子にて籾米御買上にて御貯置、年年御詰替にて、非常異變の節御救の御手當に相成候趣町奉行申渡候得ば、町方一同膽をけし候事に御

座候て、非常よりは當時の常にくるしみ候を、手前の物を上げ置、非常の御締所には無レ之と最初世評仕、一同信服不レ仕候處、其後御取集の金子利安にて御貸附に相成、其御利分御貯之金にも相成候故か、町家小民長病等格別の譯にて難澁之趣、右町役人より申立候得者少々ヅヽ被レ下候由、此儀有り難がり候へども、是は多分之儀にも無レ之由、且亦最初右上納御取定の節、江戸町名主共貳百何拾人之者骨折候に付、年々金五百兩ヅヽ惣體へ被二下置一候旨被二仰渡一ながら、去年も御渡なく御預り被レ爲レ置、名主若家斷絶にも可レ及程之儀も有レ之節可レ被レ下との儀、仍て何れも頂戴仕候儀ならぬ事也と咄の笑ひに仕候由、近年難澁申立相願、年割を以被二下置一候も有レ之候由、右七分御取立の儀町地面所持之者計より上納仕候間、一同の難澁に哉無レ之様に候得共、右に付ては町方金子大造に御取集に相成候間、町家金銀のめぐり惡敷相成候儀は、一同難澁と存込候儀に御座候、殊に右町入用最初見積減方多く候處、追々諸掛り相增、當時減も無レ之様に相成、上納金は全くの出金に成候方多く、彌難澁の儀に御座候に付、旁以最初より七分〳〵と町人共口癖に申、其外人口殊の外やかましく、此一ヶ條は町人不服の第一に御座候、越中守勤役七ケ年の內、こまかに下々の行作を咎候儀隨分尤之趣意に御座候へ共、一體下々困窮を不レ厭、末々の事其人々の身分に差別も薄く、情合に疎く成候間、只六ケ敷無理なる事と申一向心服不レ仕候、越中守轉役被二仰付一候後は、當時の御老中に至候ては、越中守取計程に世人を動搖仕候儀も無レ之、靜に成候方には御座候へ共、元來越中守仕來にならひ、第一天下中は御上の御手裏の

大道にうとく、下の物を引上置候心得は同樣にて、伊豆七島の產物を御會所を立、御引請にて御取捌に候などは只今迄請負の問屋共迷惑仕、島々にても手狹く相成候事にて、江戸七分同樣の意味合にて、彌人氣を取失ひ申候。越中守頃よりは寬み候かと見候へば、穿鑿强く嚴しきかと見候へば、時として緩く不揃に罷成候に付、下々の心決着無レ之、常に腰を懸候樣なる心持に世評仕候、金銀其外の融通次第に差詰り商賣體薄く、三四ヶ年以來俄に日立景氣惡敷、裏屋共の日稼ぎ仕候もの共は、實に渡り兼候もの多く相成候、依て自分かせぎの者、并奉公人共常に出奔仕候もの夥敷、民其所を安んじ不レ申候にて乍レ恐御老中末々之事を追候て、泰平の姿を失ひ候仕方に御座候、越中守頃よりは今以風俗行儀を正さんと樣々世話有レ之、或は罰し、或は咎候へ共、うはべに恐れ候のみにて內實直り不レ申候、又其內實を穿鑿仕、手を入品を替仕候へ共、御法を犯し候もの多く御座候、本立の道なるべきの處、本立不レ申候に付下々聞入不レ申候、先づ一ッを擧て申候へば、男女混亂は惡風俗の始に御座候、仍て越中守より今以樣々禁戒有レ之候へ共、益不義姦婬の出入事、結句前よりは多き方の由に御座候、其故如何と申候に、元來不義の姦婬を遠ざけ候爲に、遊女町御立被二下置一候事に御座候、先江戸表に新吉原町は御免の場所に御座候、往古より和漢共に宿泊には遊女體の者有レ之候、是は吉原に繼御免同樣に御座候、然るに御府內段々繁華に御座候に順ひ、茶屋と名付內々遊女體の賣主次第に所々に出來候、此の儀は都會には大小相應になくてならざるものにて、且又雜戸とて遊藝等を以渡世仕候もの、是亦なくてならざ

る事に御座候、左なくては生得の懦弱者、癈疾之者等、士農工商の業仕兼候もの共暮し方無二御座一候、惣て天下の廣大は有用之物ばかりには成がたく、無用之用と申儀なくてはならざる儀に御座候、乍レ然吉原四方宿々の外は隱賣女にて、不正の筋に御座候間、時として町奉行組のもの被レ遣召捕、御咎として賣女共吉原町へ三ヶ歲の間被レ遣、茶屋亭主は手鎖にて、地面は暫く御取上に御座候、諸運上行れ候頃より、都て茶屋町より上納金差上賣女差置、御役人存候て不レ存積りに差置候、若盜賊被二召捕一賣女に遣ひ捨候白狀におよび候て、喧嘩口論異變等にて無レ據賣女と顯れ候節は、其所へ町奉行より組の者を遣し賣女を召捕候、是を世にけいとうと申候、乍レ恐一體之趣意不正の至に御座候、越中守に至世の風俗を正さんと仕ながら、此一儀を取極不レ申、只所々手を入召捕、或は吉原町へも被レ遣、或は親元へ被レ下、其場所は或は潰れ、或は前々の通或は潰れんと仕又起し、或は久くたへをり候所却て再興仕、邪正取定無レ之儀、其後只今迄不二相替一同樣の振合にて殘有レ之候所は、前々に不二相替一上納も有レ之候へば下々にてはけしからぬ取計とそしり候のみにて一向服し不レ申、且は中途に迷ひ雜濫之者多く、穩かならざる儀に御座候、是等の本立不レ申候て、風俗直るべき樣無レ之、其上遊里へ參候ものを不斷穿鑿仕候に付、御免の場所程一廓を構へをり候間、しかと顯れ候故自然と衰微仕候、此儀に不レ限、惣て唯今迄御役人正すべき善心深く候得共、仕方行屆不レ申候に付、下々安堵の間無レ之、世のすくみと計能成候、只今の困窮甚き體にては中々正路に趣がたく、少も異變等有レ之候はゞ、邪路に陷可レ申儀夥敷可

レ有レ之候、唯今御府内困窮を救ひ、段々正路に趣むかせ、泰平の姿を備へ可レ申事早速相成不レ申儀に御座候、先七分を御止被レ遊、町人逢對の貢物を御公儀の御取揃に相成候事を御歸し被レ遣候へば、一時に一同難レ有大悦可レ仕候、其上貴女の不取極をよき程に御定、平人と混じ不レ申樣に相成し、右場所〳〵は別境に候へば、御穿鑿に不レ及、其外惣て事に臨み顯れ候事は賞罰嚴密に被レ遊、何事に不レ寄穿鑿を以御引出し無レ之候へば、民心大に安堵仕、惣體に融通も宜く相成、速に困窮をまぬがれ可レ申候、其上衣食住の差別を碇と御觸被レ遊候へば、限なき我がちの事相止み、民の驕怠度相止み、彌ゆたかに罷成べく候、近來御罰がちに候間、是迄御法事の節の小赦に無レ之、俊明院樣御年忌御追福の爲と被レ遊、大赦を行はれ候はゞ、天下一同蘇生の心持仕、廣大の御仁政と無二此上一難レ有仕合奉レ存候、諸道の嚮兆民の感服不レ過レ之奉レ存候、尤此儀は武家、百姓、町人、僧俗とも天下一面の儀に御座候得ば、最初に被レ遊候へば格別あとの御教戒を愼み相用可レ申候、古來より和漢とも法多くこまかにうがち候て、穩かにをさまり候事は無二御座一候、乍レ恐早速寛仁之御政事に被レ遊、益々御泰平萬々歳を奉レ祝度御儀に奉レ存候

但兎角其時に相應町人は百姓より利潤多き者にて、當時百姓殊の外衰候樣相聞候得ば、惣體民と申候は百姓町人一樣の儀に御座候得共、一旦百姓は町人よりはさきだて、或はゆるみも百姓は格別の御取扱に無レ之候ては、本末ゆりこし農業盛んには難二相成一奉レ存候、尤諸事に其鹽梅御仕方可レ有

レ之儀に御座候、但京大坂始諸都會江戸に准じ、其土地にならひ御仕方可レ有レ之候、先本都御手近より被レ極可レ然奉レ存候

御旗本御家人主殿頭取計の頃到て輕薄に相成、ときめき候ものは諂諛賄賂に身上すりさり、其外のものも一向うわ氣の往來に分限を忘れ、何れも借金多に相成、後には返濟も成かね、又はかりて再びかへし不レ申候を手柄の樣に存候ものども多く、たまく實意の御奉行筋、或は武門相應之儀を語り候ものをば、のけものに仕候風體に相成、却て下々のものゝそしり侮り候處、越中守右に心附、武士の行儀を糺し武門の業を引立候に付、華美の形容相止み、質素の體に罷成、遊興にふけり候も武藝稽古に赴き、以前學問仕候ものは稀に御座候處、各書物を手に取ざるものは少き樣に相成、文武の業大切の意と存候儀、越中守大切にて御座候、然る處もと輕薄に深く流れをり候へば、上立候もの三分程ため直し候と下々は七八分ゝ應じ、又は其上くと心掛、五分もため候へば却てそりかへり、本意を失ひ候樣なる人氣に御座候故、形容忽移り候へども、內心感應仕候者少く、其上越中守只今迄の事ことくく引出咎め候に付、大に人望を失ひ、且は內外表裏こまかに穿鑿仕、不ㇾ存寄いつか夫々の痛みに相成候間、一同安き間無レ之候、仍て愼み畏れ候には無レ之、おぢおそれて、心にそみ不レ申候ても、表を合せ候へば成程見懸は宜きに相違無レ之候得共、內心甚すくみ實意は益薄く成、學問仕候者は其意を會得仕御奉公の御用に可レ立と心掛候ものは少なく、藝術も武藝の手わざのみにて、武の意は立候樣にも無レ之

御役筋を初め惣體公私の事皆疑心深く取扱候故、口には一和〳〵と達し候へ共、一和可レ仕様無二御座一候、右疑心より頭立候者にも事を任せ候事稀にて、頭支配の者を差越組下の事を差略有レ之、又は頭立候者の内事等まで探り、前かたより正邪に疑心強く、或は巡見檢使等に參り候ものへも横目を付、又は巡見檢使を受方へも馳走がましき事を先達て制し候體のこと、萬事に右體手を不レ離、横目隱密なき事は無レ之候間、世上一同早速其心得にて、隱密横目は定式と相成、辨當食事の湯茶にも不自由仕、上にて却て下を恐れ、下にては若御役人非分も有レ之候はば可二申上一と恐ながらも、結句下には勢ひ有レ之、是に不レ限惣體御役の威を失ひ候に付、御役便あしく、大切〳〵と念入候事は皆入ほかに相成、自然と中途の往來に事繁く候へば質素節儉ととなへ候ても何かにつけて失墜夥敷、上下とも勝手取直し候事も無二御座一候、古來よりの治の理は、法は庶人には不レ預、刑は士大夫以上は庶人同樣に無レ之、恥をしらせ候を罸の意と仕候事の由、仍て前々は下樣にて、民家は格別の儀、猶亦御旗本御家人は重き事にて、容易には動不レ申と覺候處、庶人同樣たやすく罪科斷絶仕候故、御旗本輕く相成、下々への重みを失ひ申候、却て一頃盗賊沙汰有レ之候頃、町中へ打殺候ても不レ苦と觸候抔は、前代未聞の珍事也と事を辨候程の者はけしからぬ儀と評說仕候、右樣の間違にて、下々はあしく氣強く罷成、御旗本御家人は唯身の用心ばかり仕、廉恥を心掛實意をみがき候もの無レ之、中にはより〳〵實意の者なきにもあらず候ても、左樣のものは頬に褒へ、流行を合せ不レ申候間、隱密其あたりにて聞込候にてはわかりがたき

事多く、よき事は顯れがたく、あしき事計顯れ安く候、依レ之手寄の者計能わかり擧用候方多く候へば、世上一同濤白をとなへながら、偏頗の取計と沙汰仕候、左候へば賞は少く罰は多く罷成候、大國を治るは小鮮を煮る如くとは古來より神妙の語と申候、小ざがなざこを煮るにはいろふ事なく、よきほどに火をたきをり候へば、形損せずしてよく調味相成候、若鱶腸などを除んとし、又箸などにていろひ候時は、粉になり候て形を失ひ調味不ニ相成一候、和漢いづれの代にても、法多くては治らぬと申候、ましてこまかすぎ候事安穩のためし無レ之候、仍て古來よりの治法には、こまかすぎ候をば甚戒置候儀に御座候、士以上のをさめかたにても、細かすぎ候てはけが人多く出來、和親無レ之常に穩なる事無レ之候、況や下民は猶以之儀に御座候、聖言にも上に居て寛ならずば見所なしと相見へ候、内外、表裏、緩急、廣狹、遲速、智愚、明暗、尊下は物事の反對にて、外表有レ之候によりて內裡有レ之、智者有レ之候によりて愚者も有レ之、愚者も見候故に智者ともなり、狹にくらべ候故に廣きとも見へ候、悉陰陽晝夜の如くにて、何れもなくてならざるものに御座候、役儀にも文官あり、武官あり、文官に武を責ず、武官に文をしひずして、それ〳〵の持まへにて器量程に奉ニ勤仕一、御用便よろしき儀に御座候、文人は柔かちて剛たらず、武人は剛かちて柔たらざるは止事を得ざる儀に御座候、技藝なくして大器量の者有レ之、器量なくして技藝秀たるもの有レ之候、然るを一體におしなべて行儀と藝術のみを日當と仕候ては、夫々持まへの本質すたる事多く相成申候、行儀を正し候にも、表を責裏をうがち候ては、一

且恐慎みいつか直り可ㇾ申者も俄には排がたし、終には破れ候へば御趣意も相立不ㇾ申、人物も出來不ㇾ申候、諸宗門の僧など〻意味同様に御座候、越中守轉役後よほど靜に相成候かたは御座候得共、意味は同事にて、又善惡手の屆かね候事も有ㇾ之、不殘に被ㇾ成候儀は却て不ㇾ宜儀も有ㇾ之候、惣體重立候御役人下へ對し陰の事を探り、不意に下へ其意を知らせなどし候て、油斷仕せ間敷とはからひ候儀今以ならはしの様に相成、只今古めかしき事に下にて申候て、明白にわかり候とは不ㇾ申、又久敷ものなど〻申、彌人心おちつき不ㇾ申候ては、全くの御用に相立候儀無ニ覺束一奉ㇾ存候、是等の儀不ㇾ申候内は、穩當正實には至りがたく奉ㇾ存候、乍ㇾ恐右之風儀を直し候には、左之通被ㇾ遊可ㇾ然奉ㇾ存候

一　御同朋以下坊主共の身持近來越中守取計の頃、平士同様行作を糺し候、坊主は平士とは違ひ、おどけたはぶれがましきは持まへに御座候へば、何の差別なく世間を立廻り候、殿中にてまめに給仕いたし、諸家へも立入用事をも便じ候ことに御座候、然ば平士のごとく正敷仕候までには及申間敷候、もと坊主の始めは足利將軍義滿の時、細川賴之執權にて政事よく調ひ候頃、段々輕薄のもの多く出來候を愁ひ、童坊と申役を初め申候、年丈候者にて童形に仕立、色取衣服を着、たゞ人々に諂らひ、もてあそびものに成候を役目と仕候事に御座候、諂諛の武士はかくの通也と恥しめ見せしめに仕候、夫より今の同朋と文字替り候儀と愚案仕候、其遺風にて下々の坊主も段々出來候事に有ㇾ之べく候、元來右の意に起り候役目に御座候得ば、士たる者に同じ見識にては却て相違仕候儀と奉ㇾ存候、仍ておどけ戲

れがましきより、遊山遊里を事と仕候も、御用捨格別の儀に奉レ存候

一　溜池山王、神田明神、其外諸神祭禮の衣裳、并芝居役は、舞臺之衣裳、遊女之衣裳等共場切の着類は、程過美麗にても等閑に被二指置一可レ然筋と奉レ存候、常には百姓町人は平生綿布はれの節、絹紬に可レ限事度々被二仰出一候得ども等閑に相成候、是をば急度被レ遊、祭禮之節は何に不レ限美麗を盡し候共、其儘被二差置一可レ然筋と奉レ存候、年中一日の御宥免御餘澤は神祇への御禮にも當り、御泰平歡樂の姿に御座候、近年は祭禮の度々、衣裳の御詮議にてむつかしく相成、愁傷に及候事御座候、數十百年祭禮に美麗を鬪り、我劣らじと勵可レ申事に人情成來候所を、嚴しく御差止の由に付候ては、愚昧の民心には神祇へ不敬に當り候樣に存、祭禮の歡樂可レ仕事にて、却て民心を怪しく仕候樣に相成不レ宜候、和漢共古より祭禮には格別宥免の事に承傳候へば、平生は嚴敷、祭禮には御宥免にて相當可レ仕儀に御座候、歌舞妓役者舞臺にて着用仕候衣裳平生と違ひ候、畢竟見せ物の鬪にて格別の儀に御座候、たとへば古人の高貴の人の役に當候へば、夫と見候程に鬪を不レ仕候ては、生得下人故夫々移り不レ申候、尤只今迄町奉行組之者衣裳改とて折々參候節は、衣裳扣目に仕候大法に御座候處、近來一ころ御穿鑿強く、役者の脚布まで町方役人より世話有レ之、夫に准じ彼是種々差略有レ之、自然と衰微仕、平生は芝居者着服は紬紬に可レ限候て宜可レ有レ之候、一體百姓町人よりは一階おとし候て宜筋に候へ共、常に紬ぐらひは着用不レ仕候ては、自然と舞臺のうつりも惡く相成、職分の難儀に相成可レ申候、常に平人よ

りは高ぶり候をば急度御叱被ㇾ遊、狂言筋之儀は格外に御宥免にて可ㇾ然と奉ㇾ存候

一　遊女衣裳も歌舞妓同様にて、格外御宥免の儀に御座候、是亦近來衣裳其外種々御穿鑿強く迷惑仕候よし、地も御咎にあひ候迄も、餘り質素に仕候ては、歌舞妓遊女共に渡世に相成不ㇾ申候故、相止候事に無㆓御座㆒候、然るに不斷御穿鑿有ㇾ之候ては騷敷ばかりに相成候、自然と衰微を添候て、御法立候事は無㆓御座㆒候、全體餘り質素にては、平人常の女同様に近寄候て、左候ては一通りに婬事を責候のみのやうに相成、甚けがらはしき筋合に御座候、常體と違ひ衣裳其外別境のさまゆへ、遊里の名にも相當仕風流様體にて、けがれをおほひ候事に御座候、近來及ㇾ承のやうにては、世上姦淫の罪人を出す間敷爲の遊女町を御立被ㇾ爲ㇾ置、却て咎人のおとし穴の様に相成候、格外の別境と御見流し、御宥免にて相當の儀に奉ㇾ存候、祭禮、歌舞妓、遊女ともに、只今前々の通可ㇾ仕と被㆓仰渡㆒候ても、近來段段衰微の上に御座候へば、中々急には前々の通には相成申間敷候、正月頃醉多きは泰平の姿と古人も申置候、禮法を一トのきはなれ候間、却てめで度事は多く有ㇾ之候ものに御座候、天下廣大の事共一ツ定木にては差支のみ多く相成申候

一　博奕之儀素重き御制禁にて、近來別て嚴敷御穿鑿御尤の御趣意に御座候、博奕より身を果し種々の惡行に及び、甚敷は盗賊にも可㆓相成㆒様故の儀に奉ㇾ存候、然るにひそかに相考候處、惣體賭の諸勝負餘り嚴敷御穿鑿有ㇾ之ては、咎人のたゆる間は無ㇾ之候、勝負と申事は陰陽の理にて正邪の差別色々

有レ之候得共、何れにても止事を得ざる儀に御座候、物二ッより合、又は兩方へ立候得ば、最はや勝負の形を顯し申候、貴ぶべきは弓馬の勝負、いやしむべきは博奕、左も無レ之ば、碁將棋双六にて御座候、往古は博奕と名付候は碁、双六の事の由、今博奕と申候はいやしくも手短に仕、下賤のもの弄び身を害し候ゆへ、御嚴禁御尤の御趣意に奉レ存候、乍レ然右の理合の事に御座候へば、人の大欲飲食男女に引續き、やゝもも仕候へば犯し候は賭の勝負に御座候、依て唯禁法をば急度被二仰出一、事にふれ顯れ候をば御法の通被二仰付一、御上より御穿鑿を以御引出しの儀は御用捨にて可レ然と奉レ存候、且博奕の道具をあらはに賣買仕候はゞ、其者限り罰せられ可レ然奉レ存候、近頃博奕にて流罪其他夫々被二仰付一候もの多く御座候、其中に小盜の無宿人は石川じま寄場にて扶持せられ候儀、不揃の儀にて世評不レ宜候、且又道中筋馬かた駕かき雲助と異名仕候、荷物かつぎ候者抔は、不二相替一晝夜道路端、或は問屋場役所に待合候內も、博奕のみに日を暮し夜を明し、又大名交代の往來手人は少く、大概下樣は雇人にて重き荷をになひ、百里二百里の供を仕、賃錢わづか三貫文か四五貫文にて、畢竟泊々にて博奕仕、晝も小休の內に博奕仕、其勝負の勢氣計にて往來仕候事に御座候、依レ之近來御制禁嚴敷相成候ても、道中にては相止み不レ申の由、左候へば道中も王土の內、雲助も王民の內に御座候へば、是ゆるし彼はゆるさぬと申理合無二御座一候へば、幸不幸にて御政事の不幸に相成申候、此頃は餘ほど程能相成候方にて先宜奉レ存候、田舍は御府内のやうに御手屆兼候に付、別てとかく相止兼候由、村役人嚴敷制し候へば、

原野にて兎角制しおほせ不レ申由に御座候、下民にまかせ候儀には無レ之候へ共御大法に被レ遊、表向は御うかちの姿にて、内證は御うかち無レ之、兎角餘咎人出不レ申樣に仕度奉レ存候

一　獄屋之内不正の事前々より申傳候は、惡者のこらしにて、度々入牢仕候者ほど牢内にて我儘を仕名主などゝ唱へ、其餘のものをば譴に申候ごとく手の下の罪人のやうに取扱、常體の人入來るとき金銀口に含み、或は髮の結節衣服などに籠持參仕候へばよく取扱ひ、持參なきは甚むごきめにあはせ、互に出牢仕候上、牢中にて世話いたし遣候を恩にきせ、又ゆすり取候類甚有間敷事にて、少もあしき事勝れ候者程少く、良民のよき者ほどつよきは、罪科の裁判わかり不レ申候內、牢內にて命を落し候者多く有レ之候は極惡人にいためられ候事のつよきに起り候も少からず、不正のみならず至て不仁に當り申候、大事になほざりの樣に御座候、猶種々不正の事共申傳候得共略レ之候

右之條々あらはに押出すべきに無レ之、執政の御人常々深く心得有べき儀、奉二申上一候迄も無二御座一候得共、此心得淺く候ては、事に臨み御政事の障り不レ少儀に御座候

一　關東より奧筋にては子をまびくと申候て、百姓の子は一兩人または兩三人も持候上は、出產の節直に殺し候ことに御座候、小百姓にては多くの子は養育仕兼候故との儀に御座候、御當家樣御代々は恐多くも日本開闢以來無レ之御繁榮に關東一體御うるほひ、奧筋とても違からず候得ども、中國西國と違ひ國風人氣偏僻に御座候よし、ましで昔の體は思ひやられ候、乍レ然何國の愚父愚婦にても、子をおもは

ぬものは無レ之候へ共、偏僻の國風より、何の頃の貧民か風と子をまびき候に段々と習ひ、出生之節未愛情あつまり不レ申候內、なくし候儀之由、なさけなき事に御座候、是れ實に惡風にて、一旦の養育せわしきに付、おひ立べき人をなくし始終（マヽ）人有レ之、耕作仕べき土地有レ之ても、土地に准じ候程の人無レ之、其內には凶旱水溢にて困窮仕、人力土地に應じ不レ申候ゆへ本に歸りがたく、其上次第に御治世盛に相成候て、農の骨折をいとひ工商に趣候もの多く、自然と農の力衰へ來り候、彼是に付難澁の百姓出來候て、果は無レ據離散仕候もの多く、もと場廣にて候自餘り候程の上、次第に人家滅亡に成候に隨ひ荒地夥敷出來、荒地出來に隨ひ彌多子を育候事難レ成、多子をそだて不レ申候に付荒地は彌增候埒にて、世の損毛是に過候儀は無二御座一候、天下の御經濟には此儀暫時にも御打捨被レ爲レ置がたき儀に御座候、然るに昔よりケやう成り來候儀は、中々尋常にては立直り不レ申候、近來御料所の分は少々ヅヽの御手當にて、子をまびく事御停止にて、大概は止候樣に承りおよび申候、先は宜方に奉レ存候、此上荒地引起し候程之農の力相增不レ申候ては、御上よりの御用當際限も無レ之、又百姓も益困窮仕候へば、いつかは破れの本に御座候、萬石以上私領所は被二仰渡一方にてまびかせぬ仕方も可レ有レ之候、小身御旗本知行所に至候ては、御上より御差略不レ被レ遊候ては相屆不レ申候、先當時御料所少々宛の御手當にてまびきを止置候ても、耕作の業相增不レ申候ては、永久の御仁惠に無二御座一候、今耕作の業を增可レ申候には、一旦百姓に餘程のゆるみをつけ被二下置一難レ有感服爲レ仕候て、段々と勸農に御みちびき、其上怠惰

仕候者をば御罰し候はば、永久上下の得分、則天下の經濟保世と根本に御座候、左候得ば子をまびけと教候ても、まびくものは有レ之間敷候、近來の御役人隨分此儀辨へ罷在候得共、指當一旦御ゆるめの儀當座仕、夫成に相成候事に御座候、夫成はいつか段々つまりと相成、凶作にても有レ之候ては以の外の儀、平らかにても年を重ね候へば、必至と農業の差支に相成可レ申趣に相聞申候、七年程以來は別て目立候て、在方難澁に及候趣に御座候、此儀御大切第一の儀に御座候へば、年々の御收納米金諸品御納り方と、御入用の出高と御取調の上ならでは、御仕詰の御工夫は迚も無二御座一候、一體子をまびき候土地に不レ限、荒地出來候場へよらず、惣體農の力は昔よりは遙に劣り、世間末々次第に事多く成來、諸入用かさみ候へば、天下自然に困窮可レ仕理顯然に御座候、いづれにも只今の內本末ゆりこしの大御經濟に不レ被レ遊候ては至て六ヶ敷可二相成一と奉レ存候

一 錢相場下直にて、銀目につれ諸品直段引上げ、小民錢にて賣買仕候者至て難儀仕、夫につれ惣體の障に相成候、其譯は三十ヶ年程以前之通、是非共金壹兩に錢四貫文ぐらゐ不レ仕候はゞ、惣體平均不レ仕候、當時の鐵錢は實に悪錢にて、和漢に只今迄無レ之麁品、異國などへ對し候ても御外聞惡敷、日本の御恥辱に御座候、性合つれ錢相場の高下の儀は自然にて、迚も相應の性合の錢を御鑄出し、今の鐵錢四貫文を御引上被レ遊候より外無二御座一候、性合宜敷錢も鑄候には銅夥敷御入用に御座候、然處銅の出方近來多分に無レ之趣及レ承申候、左候ては仕方難儀の事に御座候、先年古松平伊豆守信綱大佛を崩

し錢に鑄候由荻生惣右衞門政談に譽候て、佛の衆生濟度の意に叶候と申候、其次に惣右衞門申候は、寺に半鐘釣置候は、もと大寺の大衆食事などの節呼集候爲に打候事之所、今は打人もなき程の小寺にも有レ之候は、銹壹通に相成無用の品に候間、是等を取集錢に鑄、夫程の錢を其寺へ被レ下候得ば、寺に損もなく、世上へも廻り可レ申と申候、大佛を崩候などは當時の人氣に應不レ申候、いかにも出銅少く難儀に御座候はゞ、銅鳥居銅燈籠の類を石にて仕替、其外世上の他品にても濟候銅具を取集、可レ成とも性よき錢を鑄、當時の惡錢を引上、世上を御救度儀に御座候、又左なくとも公に日本中を御尋被レ遊候はば、隨分出銅も不足なく、自由も足り可レ申と奉レ存候、いづれに仕候ても、只今迄掘來候方にて、出銅少く成來候はゞ、せめて以來銅具をば他品に作候樣被二仰出一、成丈銅は錢の方へ廻し度儀に奉レ存候、鐵錢四文無レ之以前の體へかへし、鐵錢四文錢を御引上候ては如何と論じ候へば、年來の內古錢も多く消失可レ仕、七八分は新錢に可レ有レ之候へば、今更錢相場引上候計にては大差支有レ之、益困窮甚敷可二相成一候、仍て是非性よき錢を鑄出し候て、引替候より外無二御座一候、此外只今有來にて繕ひ候へばいろひ候程狂ひ候て差障に相成申候、是また歲々御收納御出入物體を御取調の上ならでは、聢と御仕方相定不レ申候

一　對馬國幷松前表の御堅めは奉二申上一候にも不レ及候、近來異國少々兵亂に及候方も有レ之候由、且又日本近き海上へも度々異國船相見候へば、別て御心配専要の儀是又不レ及レ奉二申上一候、右に付長崎佐

渡兩奉行是迄は交易の利不利、出金の引合等おもに心を用ひ候趣に候得共、以來之儀は格別武意を專一に被ㇾ遊、才德相應のものを猶又御見立被ㇾ遊候儀肝要に奉ㇾ存候、松前表之儀は當時蝦夷地御用にて御取締御尤に奉ㇾ存候、然ながら御開國の御趣意、右地御開耕作御引起し等の儀は人民の增方無ㇾ之候へば、迚も御成就には遠き儀に御座候、左候得ば奥蝦夷島々外國のかぶれを御押へ留遊され候と、蝦夷國中交易を廣く被ㇾ遊候との外は無㆓御座㆒候、然ば東蝦夷御用地松前家へ御跡し、御添役所迄も御立、御役人時々蝦夷地巡見仕候歟、又は西蝦夷松前共に一圓に被㆓召上㆒、松前家へは關西において相應の替地被ㇾ遣、松前へ程能御役所被ㇾ爲ㇾ立候歟の二ッの外御座ある間敷候、外國かぶれの儀は時々御役人巡察さへ仕候はゞ、かぶれ込候儀は有ㇾ之間敷候、何れにも早々事定り不ㇾ申候ては、松前蝦夷地の人歸服の爲にも不ㇾ宜、且いつとなく本邦の勞れ不ㇾ少相成可ㇾ申候、此一條當時差掛り御大切の御決斷と奉ㇾ存候

一　甲州勤番の儀只今迄不行跡の者を被ㇾ遣、其子孫に至り行狀よき者をば、間々御當地へ被㆓召歸㆒候、駿府在番も相止、甲府同樣土着勤番に相成候、乍ㇾ恐最初甲府へ不行跡もの勤番に被ㇾ遣候へば、時宜御相應の儀可ㇾ有ㇾ之哉、段々年來も相立當時に至候ては時宜も相違仕候、乍ㇾ然甲府は子孫相續仕來土地出生の者共多く、心身おちつき罷在候得ば、まさかの時御用立可ㇾ申候へ共、駿府の儀は近年御當地并甲府より被ㇾ遣候者計にて、一體甲府駿府へ新たに被ㇾ遣候もの共は、流罪にも似寄候やうに存、外日

よりも同樣に存候事に御座候、前に五十人の在番は妻子手元に無レ之、打寄御番一通に相勤罷在候故、成程まさかの節御用立可レ申候、妻子も手元に有レ之候ても、少勢にては御堅めにも相成不レ申候、纔五拾人位にて足手まどひに有レ之、其上流罪同樣に愁ひ罷在候もの共、御堅めには相成兼可レ申哉、古來より城郭の固めは相應の人數有レ之候へば持こらへ、若人數不足に候へば引拂候て、敵の足だまりを除候事も有レ之、持こらへがたく其儘に差置候へば、却て敵の寄り所に相成、元より城郭なきにはおとり候事に御座候、只今御泰平磐石の如き御儀に御座候へば、敵の心當も御入用に無レ之筋に御座候へ共、また非常の御要害非常の御心得無レ之ては、全く詮もなき儀と奉レ存候、越中守全く在番料の御失脚を厭、當時の體に仕替候儀と奉二恐察一候、武意を引立可レ申心得には不相當の儀と奉レ存候、たとへ土着勤番にても、格別昇進を以或は御足高被二下置一、或は御役料被二下置一候て、行狀のよしあしによらず相應の者を被二仰付一、又樣子により御當地へ轉役にて御歸し被レ遊候樣に相成候はゞ、急度御固めに相成可レ申儀に御座候、いかほど御大切の御固被二仰付置一、難レ有御趣意にても、當時御治世の士生國を離れ、一宿仕候をも手重く存候へば、中々格別の儀無レ之候はでは、御趣意にいさみ候事無二御座一候、罪なくて配所の月を見るぐらゐの心取にて、中々御用立候儀無二覺束一奉レ存候、右格別の立身にて被二仰付一候得ば、御物入は有レ之候得共、左も無レ之候はゞ、多人數ある甲斐なしの御不益大造なる儀に奉レ存候、相成べく候はゞ、駿府甲府共に右の振合に被レ遊候はゞ、御人數相應の御固は聢と相備へ可レ申と奉レ存候

右之條々は御物入の儀に御座候に付、年々御收納の入と、御入用之出方との御足不足にて、御仕法可ㇾ有ㇾ之儀勿論に御座候へ共、何れにも大體は右の御仕法に無ㇾ之候ては相濟不ㇾ申儀共に御座候、乍ㇾ恐右全部の書面之趣に被ㇾ遊候はゞ、誠に御代萬々歲之御盛事、天下一同難ㇾ有恐悅至極可ㇾ奉ㇾ存候、乍ㇾ然其次第時宜と其國々にはづれ不ㇾ申、天下の人心厚く感服可ㇾ仕の深意の所は言筆に述がたく候、惣て大小の事に其鹽梅肝要の儀に御座候、殷の武丁傅說を擧て用られし時、若和羹をつくるならば汝を以て鹽梅とせんとたとへられ候、是に寄て執政の者を鹽梅の臣と申候、料理はいかほど山海の珍味をよせあつめたる献立にても、梅鹽次第にて、鹽梅よき時は献立の品々其眞の味ひを增し申候、鹽梅あしき時は其眞の味ひを失ひ、一汁一菜の鹽梅よきにおとり、口腹に入がたく品多きほど、却て身にあたり毒と相成申候、政事は勿論都ての事、たとへばいかほど道德の品を用ひ候ても、仕樣仕方の鹽梅あしき時は、徐德の意を失ひ申候、意を失ひ候へば、道具立計にて却て混雜仕候、恐多くも淺薄の說を御取用ひ不ㇾ被ㇾ遊、誠實と時宜との鹽梅思慮を御めぐらし被ㇾ遊候やう奉ㇾ存ㇾ上候、恐惶恐惶、頓首々々、謹言

享和元酉年三月　植崎九八郎

御藏米札差共の發端は元來御旗本御家人御藏へ札を指に罷越、又御切米頂戴請取に罷越候節、御藏近所の水茶屋體の家へ入休息仕、段々馴染重候に付札を賴置、右水茶屋亭主に差もらひ候處、便利に付

各相賴候事に相成、相應の差料を遣し、小高の者御切米を引當、其以前右茶屋より金子借用など仕、御切米頂戴の節利分を添返金仕、茶屋の利德にも相成候間、酒食等を以饗應など仕候事の由、夫より奉ㇾ願札差仲間取極、只今の體に相成候旨申傳候、然る上は三季御切米の間、御旗本御家人用便の儀不ㇾ及ㇾ申候、札差共利潤莫太の儀にて、一旦御藏宿相賴、金子借用仕候へば、御藏より下り候米金、當人は手を付候事不㆓相成㆒定にて、札差共手込に元利引取、或は殘り候も無ㇾ之候、元利の內へ不ㇾ殘引取、當人より借返しを賴み、夫々相應の借返しの內、當人は餘慶を取、札差は內端に可ㇾ仕と爭候儀多分にて、三季の間用金申付候にも、常に爭ひ候者多く、不斷平和に過行候は少く御座候、札差共も高相應に貸出し不ㇾ申候ては渡世に難ㇾ成、又高相應に貸過候ても不都合に御座候を、當人共の內には其辨も無ㇾ之、常々借用を申入候者多く、札差共承知不ㇾ仕候得ば、或は御家人にて身上預置候と申す威勢を以て申募、或は御家人の威勢をも失ひ、札差共に丁寧に賴も有ㇾ之候に付、無得心の札差共は失禮をも不ㇾ顧、御家人をないがしろに仕候も多く有ㇾ之候故、時々口論仕間々刄傷に及候儀も只今迄有ㇾ之、御旗本御家人御咎を蒙り候も有ㇾ之、右體成來候ては、年中の便用仕候とは乍ㇾ申、頂戴仕候御宛行を直に頂き不ㇾ申、町人にしめ括られ候儀何共本意を失ひ候儀に御座候、且又去る酉年札差方よりの古借用棄捐に相成、御家人借金減じ助けに相成候得共、札差共には痛と罷成候に付、近歲は前々と違ひ自然と用便薄く相成候間、旁以以來左之通被ㇾ遊候はゞ、御趣意宜と奉ㇾ存候

諸國富有の百姓町人共へ御用金被₂仰付₁、惣札差共方に有レ之候御旗本御家人借金不レ殘御立替皆濟被₂成下₁、札さし御止被レ遊、御藏前へ三ヶ所會所御立、御勘定奉行支配にて掛に御勘定、其時々の金子請取出番仕、支配勘定立合、其下に小高御家人小普請より成共貳役にて對談、帳面等取扱月々勘定仕上、御勘定所へ可₂差出₁候、尤札差候にも手形等の儀御會所にて可₂取扱₁事

會所三ヶ所の內

一ヶ所は

御目見以下のものを可₂取扱₁

但會所內に對談役所二席に分け、壹席は百俵以下、壹席は百俵以上を可₂取扱₁

一ヶ所は

御目見以上のものを可₂取扱₁

但會所內に對談役所三席に分け、壹席は百俵以上、壹席は百俵有餘五百俵餘、壹席は五百俵有餘千俵迄を可₂取扱₁

一ヶ所は

千俵以上を可₂取扱₁

右何れも地方交候地方を除き、御藏米の積り、對談人、其關番人門番人等は夫々御家人出役、小使の

ものは輕き御家人の忰共可ニ差出ニ壹所差略は御家人相働、下働は人足にても入べき事

仕方之定

一 札差方へ御立替金は、六拾兩壹歩の利足を以十五ヶ年賦上納

百俵に付

一 百俵に付金拾兩宛最初御貸出し、當借之分は利足金三拾兩に付壹歩

同斷

一 元服、嫡子金壹兩、次男以下金貳分

同斷

一 婚姻養子、遣候方へは金五兩取候方へは金貳兩貳分

同斷

一 送葬、父母以上世代の者は金三兩、嫡子金貳兩、次男女子等は金壹兩貳分

同斷

一 法事、亡父母以上世代の者金壹兩、嫡子金三分、次男女子等は金貳分

非常之分

百俵に付

一 類燒、金拾兩迄當人の意に可レ任

百俵に付

一　水腐、金五兩迄同斷

但床上以上

同

一　風破、金貳兩但有來の借金高と、被損の多少とによりて增減可ㇾ有

右三ヶ條は五ヶ年の內利引居金、六ヶ年目より無利足五ヶ年賦

一　非常の分を除き、百俵に付當借金貳拾五兩限

一　借金五ヶ年立候分は、六ヶ年目正月より利下ゲ六十兩壹分十年賦

一　故有ㇾ之者十ヶ年立候はゞ、十一ヶ年目正月より無利息五ヶ年賦

一　御扶持方取越の利は、只今迄の通

但取越五ヶ月限、其上米入用の節は御切米高に有餘有ㇾ之は御切米引當借用候事

右之通御改正被ㇾ遊候はゞ、近年御旗本御家人不如意のもの多く相成候處、札差方借金片付利分下げ、其上最初百俵に付金拾兩の割合御貸付を以一應の手操に相成、以來勝手取直しの根本にも可ㇾ仕、且又冠婚葬祭大禮の節、分限ゝ輕重差別相立、非常の節遊と手當有ㇾ之、借金減方年數の際限有ㇾ之候得ば忝奉ㇾ得其意、勝手向取締仕萬事に繫、一同安堵仕難ㇾ有御儀に可ㇾ奉ㇾ存候、只今迄札差共手に掛り候

ては、或は札差の貯厚薄により、用向便不便遲速多少有レ之、或は中以上の人家來懸合にも、中以下自分掛合にも、其人物穏當にて却て用向便じ兼、或は人物するどく、嚴敷掛合候てむつかしき用向も便候儀にも有レ之、或は多利をとられ、或は早く利下げ等仕候も有レ之、同様に頂戴仕候御切米を以、其人物により又は札差の様子によりて、差掛り候御用向便不便有レ之候様なる不揃の事は相止み、尤常は勝手取廻しの上手下手は格別、事に臨候ては一同平均の安心御切米を以、身上取廻し候甲斐有レ之、常札差見世にて見がたく聞がたき體の儀等迄相止み、本意の至奉レ存候、渕て棄捐以後は札差とも不勝手に相成、漸手段を以家業取續候もの多く御座候て、用向辨じ方に不レ宜、利下げ濟方の儀は不レ仕、此以後如何相成可レ申哉計難レ計、札差を替度望候ても、引受候もの甚稀にて、双方の働大小不便利相成申候、依レ之彌右之通御改正被レ遊可レ然奉レ存候、札差共百人程の者家業に離れ候得共、御立替金を以何れの職分にも取掛渡世可レ仕候、御旗本御家人數萬人本意を得候のみならず、勝手向取直し臨時の安心規定、御仁慮廣大の御儀に御座候

一　三季勘定之節銘々入米の外、拂米の儀は御會所へ御買上、(若町方町入用減高七分御取立相止候はば、御買上米籾藏あとへ御引入被レ遊可レ然奉レ存候)米直段下直に候はゞ、御貯置、世上米直段高直過候節、程能御直段にて御拂被レ遊、又世上下落仕候はゞ、御藏米取之拂米に不レ限、外々よりも程能直段にし御買上御貯置、又高直過候節御拂出被レ遊候はゞ、此上米直段常に平均可レ仕程にも相成候出入に

て、御公儀樣にも御益不益無レ之、上下平常の端に御座候

一　利金の儀は其内を以金百兩に付壹分の積にて金主へ利足被レ遣、御會所諸入用取引殘金は、たとへ民の爲に御用被レ遊候ても、賤と目に見へ不レ申候ては、世人不服に御座候間、殘金の儀は皆々國々荒地御再興御入用の内へ御用被レ遊候旨兼て御達被レ爲レ置、たとへ少分たりとも年々右金子ほど御手廣に御引起遊ばされ候はゞ、年々少々ヅヽにても年を經候に隨ひ廣大の御國益に相成、則高下一同の爲に御座候、本末ゆりこしの一筋にも相成、當時の御時節には御相當の御改正と奉レ存候

右は一體の御仕法御立直も、世上人心難レ有感服仕、融通宜敷相成候上ならでは御用金差支、且人心にも叶申間敷候、諸事の御仕法御立直り之上にては、一同御尤の御趣意と感服たてまつり、御用金無ニ指支一、追々其驗すくなからず相なり可レ申候、以上

戌三月

口上

度々奉レ恐入一候得共亦候書面差上申候、御披見之上上覽に御備可レ被レ下候、上書仕候儀此度限りに奉レ存候得者、何卒一日も早く奉レ入ニ上覽一度奉レ願候、以上

戌八月十六日　　植﨑九八郎

平美濃守樣

高　飛驒守樣

兼て奉₂申上₁候通時勢の成來三拾年來六ヶ敷相成、田沼主殿頭、松平越中守兩執政にて、異事同樣天下の衰微を催し、當松平伊豆守上座之權柄を握り候へ共、越中守の仕成に倣ひ器量至て狹小にて、御政道の體本を不₂辨、大事は等閑に押迯り、小事は只我存分によりて取計候に付、彌天下の衰微を催し候事、中人以下の公の眼と心には看察仕、歎かざるもの無₂之候へ共、中以上時めき候人々には辨候者無₂之と相見へ、小器成執政とさみしながら、只合同する人々の不忠なる有樣、是又中以下の公の眼と心には惡まざる者は無₂之候、其歎き惡み候事は何れへ上の尊體へ被₂爲₁掛候事に御座候、然るに執政以下中以上の人々當分我が頭に火もえつかず、腰に水ひたさずとても、俺までに食ひ暖かに衣て、國恩をしらざるは兎も角も、君の高恩を知らざるは惡むべきの至に御座候、天下の盛衰は只今迄に到來候振合の儀は、兼て奉₂申上₁候通にて、今更數度可₂奉₂申上₁樣も無₂御座₁候、右申上置候極意の所は、段々執政の取計以の外不₂宜候に付、天下の人心信服不₂仕候のみならず、內心背離仕居候へ共、輕薄の至極に成來候へば、諸侯大夫士以下庶人共に我より事を可₂起ものは無₂之候間、先は靜謐の姿に候得共、執政の了簡御連枝御家門方を始め諸大名以下下民に至る迄も、上の御內のものと心得不₂申、他に异候不料簡より上下和睦不₂仕、天下諸事の交通往來差塞り、天下の人心各身構計仕候に付、小民ほど困窮を增、かつ／＼にも飢寒を遁れをり候內は、背離の形を顯し不₂申候へ共、彌飢寒に逼り候も

の多く相成候ては、一時に動亂可レ仕事出機しとくより漸々に増長仕候へば、只恐るべきは凶作と兼て奉レ申上一候儀に御座候、然るに近年陰陽不レ調、當年に至り諸國大水十七ヶ年以前に超候趣承およひ申候、作レ恐上には如何被レ爲二聞召一候哉、當春より引續西國中國關東の水損夥敷相聞へ、北國東奥の內にもひくみの所出水のさたをも申、近くは天明三癸卯年淺間山燒、關東不作仕候節、流民莚を着候て夥敷道路を塞ぎ申候、同六丙午年秋東國大水にて、次第に米穀直段引上り前代未聞、百俵金百兩を越、貳百兩近くに相成、小賣百錢に三合に至候へば、莚を着て道路に臥候者は少く、國々所々一時に富家を打潰し騷動仕候、尤關東奥筋にて餓死仕候もの數十萬に及候由、近頃迄奥筋には其節の髑髏白骨散亂仕、中にはされかうべ十程ヅヽつなぎ、木の枝などへ掛替有レ之などゝも有レ之、目もあてられ不レ申、既に暫く往來も容易に仕がたき趣相聞候、近頃漸々白骨も取候由、先は靜謐に歸り候得共、其痛中々全くはいゑがたく、人心世太に衰來り申候、然る上當年諸國の大水にて、次第に米直段引上り、來年秋までの間甚安堵難レ仕、此度は打潰し候意氣よりは强竊の二盜夥敷相成可レ申振合に兼て相見へ申候、左候へば下民の騷動は則士吏以上の身に拘り、大名參勤交代の往來も六ヶ敷相成候樣罷成候ては、兼て奉二申上一候通り、礎傾き棟梁顚倒可レ仕道理に相成、段々下民困窮仕詰候上に候得者、再び全く本に復しがたく候、此大切第一の所當時執政何と被二心得一候哉、奉行共何と心得候哉、只申酉年の米有ながら、高くは賣間敷はづなどゝ申出候得ば、跡に續ものなき時は高く可レ成道理を、無理成申渡也とて笑ひ候計に

て、聞入候もの無レ之候、又肝煎名主の料簡と申事に候へども、奉行所のさたを請候に付申出候由にて、粥を喰ひ候て喰ひ延し候樣にと達し、いとゞさへ氣の立候て來春は六ヶ敷如何可レ致などゝ案じ煩ひ候所へ氣のへり候事を達し候、達し候迚も有內はある程に喰ひ候へば、詮もなき事情にうとき事に御座候、又名主共へ達し候は、若騷ぎ立べき樣子に候はゞ早速可二申出一との儀、是又氣を引立難くあしく、決て前廣に知れ候ものに無レ之候、又其くらゐの了簡にて取靜め可二相成一事に無レ之候、又御拂米有レ之候に付入札多く爲二差上一、直段よき方に御拂に相成候由にて、下々噂仕候には、米を下直に賣可レ申と嚴敷被二仰渡一、御拂は高さに落候ては御手前勝手の事なりなどゝ申候 御拂直段如何程に候哉承り不レ申候へ共何事もあしざまに申候、當春國役御普請積り高、中川飛驒守へ支配向より差出し候處、段々押減じ候に付、支配申候は、左樣減じ候ては御普請あるもなきも同事に候と申候へ共、納得無レ之、長引候て例年の時節もはづれ、最早農業の障に可二相成一候へども、實に御費の積高の由、仍て飛驒守心取を怪敷評判仕候、扨又此度大水に付所々破損、御修復場所多く大造の事故中々手に餘り候は勿論に御座候へども、御普請役共へ飛驒守申渡候は、金拾萬兩迄にては修復可レ仕被レ申候に付、御普請役共答候は、中中左樣にて出來可レ有レ之とは不レ奉レ存候間、自分の積立上可レ申候へば、何れにも拾萬兩にて仕廻可レ申候、たとへ半造作にても不レ苦候、若十萬兩餘の積高に候はゞ、嚴重に可二申付一と申渡候由に候間、御普請役共打寄大に憤り、且あきれては候由、中川事をば御老中若年寄衆は當時無双の御役人と見込

候由共、何を以左樣に御座候哉、此程横着者の樣に被ㇾ察候、近頃痢病并小兒疱瘡痲疹のまじなひを始め、支配内のものもをかしき事に存候ものも、諂ひの爲親類知音の子供などを指出し、或は參りがたき子供は芋の子持せ差出し候などゝ有ㇾ之、承り候程のものは惡評仕候、いか樣三奉行の重御役々勤ながら何事の所業に候哉、重き御役に泥を塗候事にて恐多き儀に奉ㇾ存候、是等の趣を以見候へば、中川儀は怪敷人物と被ㇾ察候、關東御料所之分はひたすら伊奈半左衛門をこひしがり、御代官替り候度毎に御取箇增候樣心懸候ものゝ名分に候へば、たとへ增不ㇾ申候ても、損毛有ㇾ之候節の申立、證據明らかにても御聞屆候事は別て難き儀に候へば、百姓は次第に瘠衰、御府内町人の融通ニも必至と差詰り候をなげき候に付、先は眼前の穀藏御取集之儀を大に傷み、朝暮家々人々七分〳〵と恨めしく申候事止し間更に無ㇾ之當年御救として穀藏御取集の金子を以、獨暮の者一人へ三百錢、其餘一人二百五十錢ヅヽ、被ㇾ下候處、難ㇾ有と申ものは甚少く、大方一同に此方より差上置候物に候へば、さしたる事も無ㇾ之と申、別て地主家主共は最早七分御取立も止み可ㇾ申候哉と存候處、此樣子にては彌やみ不ㇾ申體と存候に付、戴き候ものは口上に難ㇾ有と申候得共、地主家主共は實は心持あしく仕、就ㇾ中役人の見詰あしく候間、下々に至區々に相成、相應に暮し候ものへは引渡し、戴きたしと願候ものへは引渡し不ㇾ申候方も有ㇾ之候て甚混雜仕、次第に評不ㇾ宜相成候、たとへ不勝手の者にても下男下女召仕候者へ、家内人數程遣候事は一向あたらざる事にて、主人に衣食を任せ居候者に迄遣候事は何と申事に候哉、都て不揃不鹽梅

にて埒もなき事、尤纔金一萬千兩餘出候由、一人二百五十錢ヅヽ拔々に配り候て、潤候所へは至り不レ申
都て粈藏彌やみ申間敷と氣受惡敷相成申候、罪人はとかく引もきらず多出來、流人も例年數十人ヅヽ
有レ之、火罪獄門等前々は邂逅に珍敷候處、越中守執政以來今以多く出來、島々に人增候て差支候に哉、
當歲八丈島より平人二百人御當地へ呼寄、町奉行差略にて多分町家奉公に出し候由沙汰仕候、實否如
何に候哉、島々流人多候より起り候事、實事か噂かの儀にてこまりたる事に御座候、武士輕薄に成下
り、農民次第に瘠衰へ、工商次第に融通詰り、罪人不斷多出來候て、無レ程泰平に過候ためし無レ之候、
其上當年の大水國々御調べ被レ遊候ほど、餘程大造なる損毛可レ有レ之候、兼て精々奉二申上一候はこゝの
所の儀にて、一耳も早く御仁政御執行不レ被レ爲レ出候ては、鼠竊の盜はびこり、來年頃より騷亂の端を
顯し可レ申候、御仁政と申每度奉二申上一候通、まづ御府內御手近の粈藏御取集を早速御止被レ遊、農民
御救ひ只今迄に無レ之程の厚き御手當を被二成遣一、幸當年無レ程俊明院樣御十七回忌に御相當被レ遊候へ
ば、格別の大赦を御行ひ被レ遊、越中守以來罪科夥敷候處、御洗ひ清め被レ遊候程の儀有レ之、此三ヶ條
一時に被二仰出一、御執行ひに相成可レ申候はゞ、御大仁御孝道莫大にて、天下一同愁欝の氣忽ひらけ、
難レ有奉二感服一、騷亂の端に消へ、却て立處に萬歲を唱へ、兼て奉二申上一候通、時運六ッかしき御代に
被レ爲二受繼一候處、右之趣可レ被レ遊候はゞ、御功德は代々に御越被レ遊、萬々歲の後迄も御英明を奉二感
稱一、乍レ恐古今無双の仁君と可レ奉二申上一儀に御座候、右三ヶ條御行ひ被レ遊候はゝ、ゆるぎ候人心即時に

すわり、天下盤石の如くに相成事に御座候、其上追々融通潤澤の御仕法は難き儀に無レ之、誠に天下安泰、上下和睦、兆民快樂に至候は掌をさす如くに御座候、乍レ去右三ヶ條の內七分御止、大敎御行ひの二ツはむつかしからず候へ共、農民厚き御救ひの一ツは、大に御英斷の可レ有レ之所に御座候、其御鹽梅より追々融通潤澤は御仕方、且御國用は御差支無レ之樣の取計方は不敬の至に御座候得共、當時御老中若年寄衆の存も不レ寄事にて、中々屆き候事に無レ之候、私身不肖に御座候得共、心底有レ之候儘奉レ申上レ候は、古來より聊も私なく公けの實意に至り候ては、仇敵をすゝめ擧候例も有レ之、知者親族は不レ及レ申、我子をすゝめ我身をすゝめ候ためしも有レ之候、然共當世の時機上下の人心一同我身の爲のみ計り候風俗に成來候に付、私一人公實の意いかほど相述候とても、心中淸底顯れがたく候、仍而唯書は言を不レ盡候へば、乍レ恐御直言上仕候樣に相成申度日夜遠願仕候、勿論左樣にさへ相成可レ申候はば、私身分は生涯只今迄の通にて罷在候ても、又は此上にもたとへ御引下げにて、御庭のもの輕き者などに被レ爲二仰付一候共、難レ有仕合に奉レ存候、何卒偏聖慮を奉レ伺、恐をも不レ顧書條之深意、世間上下の事情人情等の儀奉レ入二御聞一追々上意を被二仰出一候はゞ、前文之通危急を安泰に引返し候のみならず、御英明御仁德を奉レ爲レ仰度、身不肖不相應之大願一向無二他事一、此儀相屆不レ申候ては、食を費し候事さへ殘念至極奉レ存候、去る頃大手御門の前を通行仕候はゞ、人々登城仕候をつく〴〵羨敷奉レ存候、心中は

大君の園にとゞまる鳥にだも

しかざるものは我身なりけり

など丶申候て悲歎仕候、身不肖をかこち候儀に御座候、只今不ㇾ得ㇾ止こと有のまゝ奉ㇾ入二御聞一候段何共奉二恐入一候、若聊にても私の身の爲を可ㇾ存儀に候はゞ、定て天もゆるし給ふ間敷候へ共、御咎をも可ㇾ奉ㇾ蒙は勿論之儀に御座候、執政取計不ㇾ宜、人心背離、下民困窮仕候へば、若凶作飢饉有ㇾ之候はば、動亂可ㇾ仕譯奉ㇾ入二御聞一は、定て私一人ならでは有ㇾ之間敷候へば、聖慮を奉ㇾ勧儀は及びなき儀に御座候へ共、身不肖の私一人段々申上候儀は追々適中可ㇾ仕候、極意の所も見へ來候様に相成候ては、後の世に至り私申上候事共自然と世に承傳候はゞ、嘸かし私儀をば賞譽可ㇾ仕候、當時數ならざる私一己の實意微名通候事も可ㇾ有ㇾ之候へ共、左候へばとて何の詮方有ㇾ之候半哉、生涯粗食粗衣に乏しく、名は骨よりさきに朽候共、其意御用に相立候てこそ本願の至に御座候、最早實は餘程御手後れに相成候得共、人心背離を含み候のみにて、未だ形を顯し不ㇾ申候内に、前文之通御執行ひ被ㇾ遊候へば、隨分御屆被ㇾ遊候儀に御座候、此節に至り候て最早暫時も御猶豫被ㇾ遊候ては、無ㇾ程御手に餘り被ㇾ遊方無ㇾ之候、陰陽消長の理は萬事に籠り、天下の人心鬱滞仕候へば、いつか散亂可ㇾ仕は當然の理に御座候、人民散亂不ㇾ仕候へば積陰の氣自然に發散仕、天變地妖を示し候事に御座候、此度の大水とくより催候儀にて、一朝一夕の變菑には無ㇾ之候、此體にて小事にのみ御拘り、右前文の趣に不ㇾ被ㇾ遊

候ては、此上にも稻荷出來候は必定に御座候、出雲國大社燒失、京都大佛、攝州天王寺、南都招提寺雷火にて炎上、男山、鈴鹿山崩れ候など凶兆いちじる敷候、寛政三辛亥年八月六日所々津浪にて溺死候もの多く、近くは深川洲崎にても人家流れ三十餘人溺死、半死半生の者數知らず候、時に同月十五日越中守月見の御宴を催し、各詩歌有レ之候中に、越中守四の海靜なるよとよみ候に付、聞人貴賤打寄大に譏り申候、詩歌に望候てはめでたからずとは詠じ不レ申事に可レ有レ之候へ共、いつになき月見の御宴を催し、なりもなり執政の有まじき事故、四の海靜なるとはきついうそなどゝ申落書を仕そしりあひ申候、惣て越中守執政以來公家堂上は甚憤り候趣相聞へ、國主外樣御譜代の大名は、主從共に御公儀の狹少に相成候をおもはざるは無レ之、御籏本御家人はせちにしめつけられすくみ切り候て、身の膳ほかり仕候へば、實の御用に可レ立と心掛候有餘も無レ之、衆民は融通差詰り、困窮の者次第に相增恨み罵り候へ共、當時の執政不二相替一越中守が小量の分內に迷ひ、自分の頭に火燃つき、腰に水ひたり候までは、穩かと心得候體に御座候へば、事の形を顯し候ては取留可レ申樣無二御座一候、殷湯王は野人の伊尹を擧、武帝は日雇取の傅說を擧、周文王は釣を垂食を貪候太公望を擧候は、此外に人なきには無レ之、執も天子或は天下の三分二をたもち候君たちに候へば、元より歷々世祿の大臣は多く有レ之候へ共、みづから事を踏み艱苦をなめ、人の情を辨へ候者ならでは行屆不レ申候故、右之人達を擧用候事に御座候、日本にても大職冠鎌足、吉備大臣、菅丞相抔、いづれも初より高官の人には無レ之、武家に

至り候ては卑賤より擧て國家の大用にたち候人々はかぞふるに遑あらず候、只今段々むつかしき御時節に成來り、中々並々の儀にては御回復被レ遊候事かたく御座候、扨今卑賤下官の人々一同輕薄に落下り候へば、格別の人も至て稀にて候、且下官卑賤に罷在候内は、我相應の官職を得ば、兎やすべし角やすべしなど、潔く誠實らしき事を申候へ共、幸に其場に至り候と皆前の言葉とは大に相違仕、身の將第一に相成申候、仍而乍レ恐これと可二申上一人も先は見へ不レ申候、乍レ恐迈々ら私不肖身は只今より引下り候共、事をば委く奉二言上一、上意をも奉レ伺度大願仕候、此儀御許容被二下置一候においては、御尊德は萬々歳に輝き、天下億兆の人民長く安泰に歸し候儀に御座候へば、辭讓謙退の小義になづみ候時には無レ之、段々世の有樣見へて、斷腸の思ひに堪かね日夜涕泣仕、傍若無人恐をも不レ顧此段奉二申上一候

一 此度出水破損所御修復大造の事にて御手屆兼、且御手傳可レ被二仰付一大名も無レ之候て、御老中若年寄衆こまり被レ申候とさた仕候、左も可レ有レ之候、御老中若年寄衆國家時勢の大體を不レ辨、本末緩急常變の心得疎く候間、眼前の小事のみにて事をはかり、或は無二所詮一氣取等を仕出し、既に蝦夷一件に大金費し、些當只今の體にては、何故に多く大名に出金爲レ致、何程の益有レ之候哉、本所道作り往來の爲惡敷は無レ之候へ共、外にいか程可レ被レ遊事は有レ之候、早速此度出水の用金些當と道造りにて拾萬兩餘の御手傳を塞ぎ、蝦夷にて多く御金をなくし、國家に大要急務の障顯然に御座候

一聖堂御造立諸向支配頭より多く聽衆を差出し催促仕候へ共、元自身より起り候ものは少く候間次第に減じ、近頃殊の外聽衆少く成候に付、小普請支配猶亦催促、十九日逢對を休み聖堂へ出し候支配も有レ之、不所存なる儀に御座候、何の爲人家を取拂ひ往還の道路を曲、大造の御手傳をかけ候哉、其詮一向見へ不レ申と申さざるものは無レ之候、初御普請中世間抔の咄に神田明神孔子に出會、貴樣はよき普請をするは、樣子よく羨敷事也と申候へば、孔子答て、我生て居る內より時にあはず、今何とて都合よき事候半哉と申候へば、明神しかれ共大造なる普請致さるゝは惡敷とは申されずと申候へば、孔子ナニサあれは道を惡くする普請ぢやと申し候と咄仕候、去年冬林大學頭より加賀の屋敷へ聖堂用水桶可ニ差出一と申遣候に付、加賀より早速御老中へ伺候處、決て左樣之事は有間敷とて相止候由大學頭何と心得候哉、卒忽千萬御外聞惡敷儀に御座候

一本所道作り御手傳の金子殘候由、中川飛騨守請拂可レ仕にて御勘定以下今以掛り、御扶持方遣し常式へ歸し不レ申候に付、御勘定衆之內最早御用も無レ之候に御扶持頂き候は如何敷候間、常式へ歸り申度と伺候處、飛騨守しかり候て其儘差置候沙汰仕候

一蝦夷一件箱館奉行被ニ仰付一、松ト西蝦夷安堵之趣被ニ仰渡一、先以恐悅奉レ存候、乍レ恐定て易簡非少に御取極可レ被レ遊儀と奉レ存候、此上聖慮如何御含被レ遊候哉に御座候得共、此上御取極之所は前々より松前取計來候通、蝦夷地場所々々町人に任せ貢を被レ爲レ召上一、御取締被レ遊候外無ニ御座一候、左候へば御

役人も多くは入不レ申、諸事に引合永久煩雜なく御取締に相成申候、且世上に潤ひにも相成旁以此上は無レ之候、御直御取扱に被レ遊候ては中々引合不レ申、煩雜のみならず下の利を御引上の趣意に相當旁以甚不レ宜候、南部津輕よりの堅め足輕五百人宛差出し候をも御引拂はせ可レ然奉レ存候、兩家歲々大數壹萬金ヅヽ掛り候由、第一風土にあたり病死仕候故役に當り候もの共至て難澁に存、殊に當春南部のへちより箱館へ渡海九十人乘船仕候處、難船仕四拾餘人溺死仕候由、一體南部ざいより渡候御役人も有レ之由、南部家手前よりは申立候通に不レ仕候ては趣意違ひ候に付、右の仕合之由、且足輕に蝦夷地へ可レ遣もの無レ之候哉、百姓共をあて、尤手當厚く仕遣し候由、然ども各死を覺悟いたし、多くは世に無用の隱居厄介の類參候由、仍て何ぞのときは別て用には立申間敷候、たとへ外國より襲來を心掛候とても、蝦夷不毛無人同樣の地へは置申間敷、都て南部あたりへ來り可レ申哉、左候へば益なき事に人を費し、大切の手元を弱まし候儀、彼是相違仕候儀と彼是案內候ものは申候、蝦夷地の固は奧州の大名にて、南部津輕が第一の御要害に候へば、無益の事に費なく事靜に境を守り候樣に仕度儀に奉レ存候、左候へば兩家より蝦夷地の固めは御引拂はせ可レ然奉レ存候

下ゲ札

東蝦夷地用地に相成候てより只今迄、松前若狹守へ武州久喜五千石、幷年々金參千兩被レ遣候處、此度東蝦夷地永久御引上に相成、右五千石は御引上、金參千五百計被レ遣候儀御相當の儀とは不レ奉レ存

候、御金は無レ之候ても、土地は無レ之候ては趣意相立不レ申、松前家にては賑かし外聞恥入候儀に可レ有レ之候、一件本蝦夷地松前家にて取扱候節、均一ヶ年金六千兩程宛收納候由承及申候、左候へば土地にては通例壹萬五千石程の場所に御座候、しかればたとへ內端に仕候ても、壹萬石は不レ被レ下候ては一向引合不レ申候、金ばかりにて御引替被レ遊候儀世評散々不レ宜、松前家にては御咎同樣に心得、其上外聞に勞し懸歎可レ仕事と被レ察候

一　國役御普請幷臨時破損堤川圍等御修復にても、近來唯簡略を重と成し、至て手薄く出來ばへの上類計り挑候故、少々水押候ても忽崩れ候儀、當座の簡略出金の減は纔にて、體を失ひ候、御損はおほく、一度に御修復にて久敷保候へば、手厚く大金御掛被レ遊候ても纔ばくの御德に候哉、每度出金少く候ても、度々體を失ひ候御損は、累積にては幾ばくの御損に候哉、此儀御費と數ざる者は無レ之、御役人の不賞不思慮をわらはざるものは無レ之、則御公儀の御手薄を笑ひ申候、勿論昔大名御手傳にて嚴重に仕候所は、今以ゆるぎ不レ申候方も有レ之候由、勿論大名身上不相應の大金を以掛候事に候へば、末々迄保候へば其益大にて末々迄の申傳にて規模相立候事に御座候、兼て申上候通近來大名御手傳は金納被二仰付一、御公儀御役人取計倒の簡略故、大名出金少く候ても御手傳仕候規模無レ之、下々にては大名はかゝる御かげ以下々の潤ひに成不レ申、且御普請丈夫には出來不レ申、いづこに益有レ之候哉每度申候、別段申上候當春國役御普請、幷此度出水破損御修復目論見之儀中川飛驒守申渡の儀、始終賑かし世上にては

御無益を笑ひ候而已ならず、重き御役人共の志をさみし可レ申と氣の毒千萬成儀に御座候、扨又先年下總國印幡沼目論見出來不レ申、今以松平伊豆守を笑ひものに仕候處、其後同國手賀沼水拔新田之事を願出候もの多く、其中に中橋に住居仕候茂右衛門と申もの、彦右衛門と申ものを金主に仕、兩人にて願候に可レ被二仰付一趣去年外願人に御勘奉行申渡存寄無レ之書付を取、茂右衛門一人可レ被二仰付一事を相待候處、此度出水に付手賀沼の様子見分いたし候様申渡茂右衛門罷越、若出水の節は是程と申見分仕候由、當秋より取懸可レ申趣に被二仰付一候由に御座候、定て御公儀の御物入無レ之、新田出來可レ申様子に御座候間、被二仰付一候事と奉レ存候へ共、天下の仕方と申は何方の物入にても、夫に拘り候事には無レ之、惣體釣合筋道大切之事に御座候、關東奥州手餘荒地次第に增古田すたれ、殊に此度大水にて破損仕候所々中々御手屆不レ申處、纔の新田の利害に御かゝり、別て若出來兼候ても引合兼候ても、御公儀の御損無レ之と安心仕候儀は有間敷儀にて、只利と不利とに拘り候より人心不服には相成候事に御座候、猶又承及候には、請負人の手にて仕立候には無レ之、物入は金主より差出し候て仕立候事は、御公儀御役人仕立候由、左候へば町人百姓の金子を御取新田開發被レ遊候儀、追々世上にて惡評可レ仕候、扨亦下總國海上郡千方椿新田掘割、并用水通船九十九里浦へ水を落すべきの儀申ものも有レ之、又常州鹿島郡天野原掘割鹿島入江の湖水を千沼へ落せば、那珂湊へ落行事を申ものも有レ之候、此兩様は何れも同意の事にて面白き筋合に御座候、然れ共山師共の申やうに手輕く小金にて扱候ては、永久の益に相成

不∠申候、一體利根川水上は信濃境より上野下野武藏下總常陸六ヶ國の川より所々にて一圓に落合、下總關宿にて江戸川へ四分通、下利根へ大凡六分通分れ下利根の分は銚子湊へ落、此所は汐上に當り候哉滿水の節吐出かひなく候間、內水湛合候間、下總常陸兩國の內利根川附之村々水損亡にて不斷難儀仕、大出水の節は關東洪水と申に至申候、都て常陸下總上野下野武藏川々當に陸地よりは水かさ高き方多く候は、畢竟海邊の落口吐出一方にて細き故の儀に御座候、仍て右九拾九里浦那珂湊に不∠限、とくと水理見分の上、御公儀より御始關東奧筋大名水道拘り候程の者打寄出金仕、大氣のもの惣奉行被仰付、水理（ママ）の跡性に引落し、銚子口の外に海口を切開き落し懸候はゞ、水かさ常に減じ水溢の憂永く止候のみならず、印幡沼手賀沼長沼其外小沼〳〵に至迄皆二方に相成、古田全く新田出來、且常陸國に大湊出來、通船の便を得候へば、關東奧筋の潤助夥敷、常陸下總下野邊次第に衰微仕候も引起し、出産之節子をまびき候惡風俗なども止み可∠申候、これこそ永久の日本國益に御座候へ共、只今の爲體御政道之體本立不∠申、人々不服の折柄には何事も相成不∠申候、御政道御取直人心悦服仕候上は、關東の水はをさめ度ものに御座候、誠に國益の廣大言筆の外無量の儀に御座候、城州淀川此度之洪水すさまじき趣に御座候、淀川も深き川に御座候處、昔より土砂除有∠之候を、修復の物入をいとひ打捨置候うち、土砂除大かたうせ候よりすら〳〵と埋申候由承り及申候、都てかりそめの事にしなし置候ば、溢れ候節一時に破れ申候、人民の治がたきも同理にて、民の心に逆ひ當座〳〵に押付置候へば、

いつか壊亂仕候事に御座候

一　乍而申上候、近來引續所々百姓共騒立、就レ中羽州村山郡騒動は、百姓原には似合不レ申手立など仕候、如何相すみ候哉、執政奉行大かたそつとすまし候事と奉レ察候、其度ごとに下々威を奪はれ、扨々安からざる儀に奉レ存候、訟を聽こと我猶人の如し、必や訟なからしめんか、訟出る上にては何人にても格別のいたしかた無レ之候、出不レ申内のをさめかた大切に御座候、下民騒ぎ立候ては最早いたしかた無レ之、下の騒ぎ徳と申様相成、何ぞとすれば騒ぐべしと存候樣に相成、無レ上大切の儀に御座候、當春川崎大師河原村より八百餘人御郡代屋敷へ押懸強訴仕候、其譯は大師河原村と羽田村と前々より不和之由に候、其旨趣は羽田村にては海中に貝を取食物に商ひ候由、大師河原村にてはこやしに取候由、仍て申合互に場所お極おき取候處、やゝも仕候へば定外にて取候ては爭ひに相成候由、當春大師河原村より出定の外にて取おり候を羽田村の者見付、折節御郡代屋敷より手代兩人參り合候に付早々告候處、右手代壹人の妻は羽田村出生の者の由、仍て格別にも存レ之早速罷出、大師河原村の者五六人召捕、御郡代屋敷へ引來り入牢爲レ致候、先召捕候節羽田村者へ申付、大師河原村名主へ差紙持せ遣候處、はや大師河原村にても召捕れ候事を知り、大勢寄合評議仕罷在り候處にて、羽田村のものゝのがすまじと申候に付、御差紙持參なりと答候へば、差紙にても何にても追かけ候に付急に逃のび、羽田の渡船に取乘羽田へ歸り、しかじかと申に付羽田村中集り、今や來ると相待候へ得共、大師河原村のもの

來り不ㇾ申、一同申合出府仕、御郡代屋敷門前へ押懸、右六人の者をゆるし下さるべしと强訴仕候に付六人をかへし、押來り候內廿人ほど留置宿預に仕、追々かへし候儀と被ㇾ察候、其後沙汰止み申候、其節四百五十人程と申候へども、實は大師河原村八百餘家家ごとに出候由に候へば、八百餘人と申事に御座候、又武州忍領近所に相給十五給の內、六給之境堤土手へはんの木百姓共植置候を、九給より參皆伐採候に付、境論の體に公訴に相成をり候處、此度出水の節又候船廿艘にて來り堤を切可ㇾ申と仕候間、六給の百姓共大勢防に出候へば、船中に弓矢を用意仕射懸候故、六給の方百姓も無ㇾ據弓矢にて互にいどみ候へ共、九給の方幕抔用意仕防候て堤をば五十間餘切、忽ち六給の村々へは水押入候由、兎角百姓氣强相成、殊に武器を携へ候事甚忌はしき事に御座候

一 當時御老中若年寄衆小器にして事情に疎候、大事に入組むつかしき事は等閑に經過し、小事の兎ても角ても苦しからざる事は、しやすき儘に穿鑿もつめ候に付、自賞罰も正しからず相成、自己の事をば不ㇾ顧下の善惡を見候にも大善には目不ㇾ及、小善一ツを見出し候うちは、瑣細の惡事を多く見出し聞出候振合、最早十五六ヶ年以來の仕癖に相成、又御番頭御物頭芙蓉の間御役人も右の惡風を御時節柄と定規に仕、自分〳〵もすくみ、組支配をも縮候事止不ㇾ申候間、身分相應の用に立候者は出來候事曾て無ㇾ之候、まづ第一伊豆守我意强く疑心深く、自分の腑に落不ㇾ申候事は、人言を是となく非となくいれ不ㇾ申樣子に相見へ候、自己の事をば不ㇾ顧と申儀は常々數多有ㇾ之べく候へ共、遠き私式可ㇾ存

知二樣無レ之候、一二の證跡を擧可レ申候、伊豆守主從音物受候は勿論にて、就中先達て稻葉丹後守御老中心願仕候に付、出雲守は妹聟の儀、且伊豆守氣に入候を幸に出雲守より丹後守心願の事を通じ彼是取入候上六ヶ敷、以前巳年兩度しかも二度目は霜月十五日、丹後守妾の誘引にて出雲守奥方、伊豆守奥方葺屋町芝居市村羽左衞門、其頃いまだ桐長桐座の節見物に罷越候由、右差略は去年遠島被二仰付一候湯島中坂に罷在禪僧松吟世話仕、下谷御徒當時天文手傳出役河津三郎右衞門妻は、丹後守用人武田與一右衞門養女に御座候に付松吟誘ひ給仕爲レ致候由、出雲守は急度承知にて內室差遣し可レ申候、伊豆守如何に候哉、知て遣し候へば不束なる儀、不レ知候て參候へば闇き儀に御座候、右松吟儀去年冬ざつと申上候通、もと脫衣追放を犯し寺を持、又候重追放に相成候を又犯し御當地に住居仕、稻葉丹後守立花出雲守へは甚入魂に出入、松平伊豆守奥方へも心易出入申候、仍て丹後守方へ出雲守夜咄に參候へば相手に罷出、又出雲守へは御旗本御家人心願の事をも取持、出雲守も信仰にて御役替等の儀前廣に咄候哉、前廣に松吟知り候事も間々有レ之、或時は御役替跡へ書上候人の姓名四五人も有レ之候を、いづれか宜かるべきなど占はせ候事など有レ之、けしからずあきれはて候事に御座候、出雲守直書伊豆守奥方よりの內用、其外御旗本御役人の直筆等夥敷有レ之候、去年町奉行組之者都て書物取集持歸り候由、如何相成候哉、氣の毒千萬なる事に御座候、犯科の僧と申事を知りて心易仕候哉、不レ知して右の通に御座候哉、いづれにも埒もなき事に御座候、去年冬松平肥前守少將被二仰付一候に付、伊豆守へ爲二謝

護ニ洛西堀川國廣刀(白鞘)肥前忠吉脇差(白鞘)刀之鮫銘(孔雀)脇指之鮫銘(富士見)右之通贈り、此双刀之鮫は世に珍敷品之由、尤代金は餘程に添候事之由被ニ仰付ー候て、夕方肥前守伊豆守宅へ參逢候て直に禮を述度申候へ共、暫にて逢不レ申、翌朝登城前に罷出候處、細川越中守も同樣被ニ仰付ー候儀故罷出、外に重て官位顯候大名壹兩人居合候に付、外のものへ對し氣の毒に存候哉、別間へ壹人ヅヽ呼入逢候由、當年春の頃よりは伊豆守少々すくみ候樣子にて、さき方により候ては例年贈り受入候初鰹などを返却いたし、先方心持を惡く致候事折有レ之候、然れども取つけ候事は止めがたく相見申候、出雲守は贔屓にかた寄候氣性に被レ察候、もと伊豆守氣に入に付、おのづから人の用ひも多御座候處、去年冬十一月廿一日か同廿三日の夜、出雲守供廻り常よりは増候て杉浦丹波守宅へ參、直次郎(實ハ松平伊豆守信明弟)妻を自つれ歸り候事、人々不審にはいづれにも大名殊に若年寄をも勤ながら、自身に娘を連歸候事甚うろたへ候事にて珍敷事なりと申候、初め婚姻調候節、爲ニ仲人ー安藤伊豫守、仙石彌兵衛兩人双方寄合候處、伊豆出雲間如何之事有レ之哉難レ計候間、素實意薄く臆病之人違故、一向言葉を出し不レ申日經候處、堀田攝津守松平市正へひそかに申候は、氣の毒なる事にぞんじ候間、其元は間柄にも候へば取扱見可レ申と申候に付、市正も伊豆守へも出雲守へも申出候事を憚り、直次郎へ掛合候に付一向わかち無レ之、それより安藤伊豫守方にて相談可レ致とて、松平信濃守、松平市正、仙石彌兵衛とも賓主四人八ッ時より集り、夜五ツ時までに互に申出す哉〳〵とためらひ、只双方のあたり障を恐れ、終に雜談計にて歸り候由、薄情に至かく

迄人氣下り候は淺ましき事に御座候、其後右四人を出雲守深川高橋中屋敷へ招き相應の挨拶を仕候由
全體不斷信濃守伊豫守彌兵衛をば出雲守中屋敷へ夜咄に呼申候、其外にも時々參り候ものも有レ之候、
伊豆守は小名木川下屋敷へ度々參、出雲守は高橋屋敷へ繁々參、當春伊豆守より小名木川屋敷の梅木
を出雲守高橋屋敷へ贈り遣しなど仕、まづは表向何事なき體に候へ共、出雲守娘不緣より以來は互に
心は離れ可レ申候、出雲守方親類勝手へ信濃守を通し候由、秋元隼人正相伴候由、伊豆守への諂ひと
相見候得共、上へ奉レ對候ては何とか遠慮なき仕方に御座候、孰にも心底不分明の人と相見へ、去る
六月十二日御靈屋拜禮後早々罷出候と相見へ、晝時前高橋屋敷へ延氣に參り申候、たとへ我下屋敷に
ても、魚類等相用不レ申候とても遊樂に可レ出日には無レ之候、御役柄不相應存外あきれ果候事に御座
候、采女正に自分の潔白を守候迄甚小く、執政度量更に無レ之、小事をば穿鑿すきなる方、對馬守は
有に甲斐なく、備前守は通例の人之由、出羽守古き所作を覺候ばかり、兵部少輔いつも替らず、備中
守は采女正同樣大事を取こと深く、されどもつかひかたにてもそと御用立可レ申哉、攝津守は奇を好
む性質と相見へ、何か仕出したがり候へ共、諸事卒忽にて蝦夷の過ちよりすくみ候て、唯家來へ物も
らふ事を嚴敷禁じ候由、領地收納少き場所にて甚不勝手の家筋に候へば、家來宛行は至て乏き中に自
分之妾は五六人有レ之由、皆々小事にのみ縛せられ、執政執事の名實に當り不レ申候へば、無事の時に
ても安全の取計方無レ覺束レ候、況や當時とくより世のむつかしき樣を不レ辨うつら〳〵と越中守撥散

したる仕方に倣ひ、天下は成行次第にも無レ之、衰微を催し候事をもよき仕業と存候て並び座し、一日一日と立ば扨々危き儀にて、幾重にも奉二恐入一候、本來執政にても御役人にても、物貫ふ間敷と申事可レ有レ之筈に御座候、人と交通往來音信贈答無レ之は木石にひとしく候、權現樣御代本多佐渡守勳功他に異なるに付、御加增可レ被二下置一旨被レ仰候へば、佐渡守御答申上候は、私儀結構の御役相勤罷在候に付、諸家より種々の物を贈り來候へば何不足無レ之旨、御加增頂戴仕候に及不レ申と申上候故、權現樣にも左も可レ有事也と被レ仰候て、其時は夫成に相成候由申傳へ候、新吉原町最初只今の道三河岸邊に有レ之候節は、評定所之給仕に遊女を被二召仕一候由申傳へ、三芝居も御城へ被レ召狂言被二仰付一候書留も有レ之候へば、尤國初之頃と後世の差別も可レ有レ之儀に候へども、もとよりの筋を引合不レ申候ては、時になしたきまゝの政事に相成申候、十七八ヶ年前迄は歌舞妓操ともに大名は手前へ召て見物いたし奥方忍びとは乍レ申芝居見物に出候時は、二階棧敷多く通し借切、女共は綿帽子かぶりつれ見物仕、棧敷に雪降候などとたとへ、御籏本陪臣共に自分へ召候程の儀成かね候分は至り候て見物仕、ゆたかなる事にて御座候、伊豆守以下物もらひ、內室芝居見物に參候とてさしたる事にも無レ之候へ共、世人をば深く咎め、同役相番交友の出會をば禁ぜぬばかりにやかましく穿ち候に付、たまたま寄合など有レ之時は銘々麁食の辨當を持參いたし、寒中冷飯をくひ、暑中にそこね候を心づかひ、賓主道路に出合候如くひそひそと別れ候事、前代未聞の風儀にいたしながら、自分は支配のものを不斷下屋敷へ夜咄の

相手に呼候は自己の事をば不ㇾ顧こと甚しく、何を以人心歸服仕るべく哉

一　杉浦丹波守西丸御側被ㇾ仰付ㇾ、松平信濃守駿府御城代被ㇾ仰付ㇾ候儀、乍ㇾ恐上之御憐愍故と奉ㇾ愚察ㇾ候、然共丹波守伊豆守弟直次郎を養子仕候より再勤仕候上の儀、信濃守は伊豆守間柄にて、もと格別大造に見込用ひ候處、蝦夷御用散々の手際、組み取扱不糺にて讒佞者共に欺れ、組中に背き憎まるゝ事仇讐の如くにて、一向取所も無ㇾ之候を、結構重き御役被ㇾ仰付ㇾ候付、全く伊豆守贔屓故と世人一同見込、其上大河内善兵衛火方盜賊改被ㇾ仰付ㇾ、松平兵庫頭御勘定奉行被ㇾ仰付ㇾ候に付、彌伊豆守壹人の權により一族皆重き御役に相成候と此節は別て評判仕候、根岸肥前守は卑賤より追々昇進仕、三奉行の重きに至り候處、とくより耳遠く相成、公事訴訟人困り候由、且馬上成がたく、火事場へ惣領九郎兵衛を名代に差出候に付、只さへ近來御役人の威薄く成來候處へ、悴九郎兵衛名代殊に不人物故火消人足に至る迄侮り候樣子に相聞申候、公事を聞候もの耳遠く、火事一まき闕身も極老に有ながら辭致すべき志もなく候哉、又辭致被ㇾ仰付ㇾ候事も無ㇾ之候、よく〳〵御人無ㇾ之哉、但右之闕有ㇾ之候ても、肥前守はよく〳〵大器量の者に候哉、乍ㇾ去御人多き御中御不自由之儀と評判仕候

一　松平越中守當夏五月朔日登城仕、退出之節御玄關を下り候處、寄合㭴田甚右衛門押足輕大勢の人をかきわけ出、越中守面へゆびさし、あいつを見ろ、世の中を惡しく致したるはあいつにて、ばかなるやつ也と惡口仕事、前代未聞の珍事に御座候、下馬立て何となく善惡の噂仕候事は珍しからず候へども

有體の振舞はいふに不ㇾ承及ㇾ事に御座候、近來引續越中守家に怪異有ㇾ之候由、妾五人有ㇾ之壹人雷にうたれ死候由、又壹人病死仕候由、三日目に屍動立候に付、奥向女共ふるひおのゝき候由、其後誰とても見しらざる無名の虫夥敷集り、うてども拂へども立去兼候由、其後亦雀夥敷飛來り障子襖をつひばみ散り下破り候由、五月朔日登城仕候儀前方より越中守心中穩かならずおそれて、常に出入候僧を招き前夜祈禱爲ㇾ致、翌日罷出候へ共至て心ならず恐れ候由、然る處有之仕合に御座候、身柄家柄と申四位少將たる人に向ひ殊に御玄關前式日群集之中に卑賤之者の有間敷所存、たとへ酒醉にてもこわき事は知るものに御座候、全く越中守兼て感通仕候樣子夫よりいはしめ候事に御座候、引續怪異有ㇾ之候も越中守不仁にて人を多く殺人を多く痛め候積惡の餘殃に御座候、たとへ幸に全く終り候共、末代迄不仁に執ㇾ政、世をそこなひ人をくるしめ候惡名は消不ㇾ申候へば、此上之恥辱は無ㇾ之候

別面奉ㇾ申上ㇾ候

一　唯今迄御子樣方多く御出生被ㇾ遊恐悅奉ㇾ存候、然る處御過半御逝去被ㇾ遊御痛之至り奉ㇾ存候、壽命は定るものと申候得ども、保護のよしあしにて健に全く定命を保候と、定命迄は保候ても常に病身にて暮し候も有ㇾ之候、保護と申候は、過たるも及ばざるも養生の度にあたり不ㇾ申候、上古は貴賤ともに百歲を全く仕候もの多分〱は都て事少に七情薄く、性の儘なる故に御座候、次第に全事多く相成候に隨ひ、七情厚く成候に付ては、百歲を全仕候者少く相成、後は段々人生事古來稀と申樣に相成、

近來の俗說には人間纔五十年と申事に成來候、乍レ然只今にても田野の內古に似寄候所には長壽の者不レ少、都の內にも賤人には長壽不レ少、貴人には稀に候へば、自然と性のまゝにおひ立候と、保護の過たるとにて、過たるは及ばざる如く、養生之度を失ひ候事に御座候、尤衣食程をこへ、又は衣食乏敷候て、過たるは及ばざるにても、健かなる者も間々有レ之候へ共、是は生得至て骨肉血氣揃ひ候て、無病之者稀なる儀にて、大かたは志氣と衣食との養ひかた度を失ひ候へば病氣に相成、病重なり候へば定命にも障り可レ申哉、一體懷姙の頃より母の養此度を失はず、出生の節より子の衣類程よく、乳母の食類程よく無レ之候ては、小兒の骨肉かたまり不レ申候、醫書小兒の養ひかたは三分の寒三分の飢と相見へ候、大人よりは衣服は三分程ひかへめに、食は大人よりは三分程ひかへめに宜くと申事に御座候、乍レ去此程合六ケ敷候へば、大人と同樣にてまづは宜敷御座候、兎角高貴の子は食の分料多く無レ之候ても、甘味多く候も有レ之、衣服多く厚く重ね候故、何も御柔弱におひ立候事に御座候、乍レ恐上之御手當の儀は、御附のもの御大切にと段々御手重に相成候道理尤千萬なる儀に御座候、女中にばかり御任せ被レ爲レ置候ては、其度をはづし候事は彌增なる儀、貴賤とも女の持まへに御座候、御乳の人の儀常常いか程健なる女にて、乳の出る事餘り有る程にても、御乳に被レ爲レ召候へば、皆數月數十日にして乳たへ申候故、不斷御取替に相成候、何故皆左樣に成候哉と兼て心掛候に、御大切に可レ奉レ敬はさる事に候へ共、御乳の者取扱候女中ども其食をひかへ、或は厚味のものを去り、又御乳のものとて被二下置一

候品々をも當人へは一向給させ不ㇾ申、其上樣々得氣仕候振合故、いかなる者にても病人同樣に相成候に付、乳は絶申候筈に御座候由、大切〳〵と御衣服厚重に、御動作も御すみ難ㇾ被ㇾ遊樣にて、右樣の御乳を被㆓召上㆒候ては、御健に御成長被ㇾ遊候事は、御生得至極の御壯健に不ㇾ被ㇾ爲ㇾ入候ては御六ケしく奉ㇾ存候、國主之大諸侯にても至極大切に取扱候は勿論に御座候へ共、多く育ち、其上乳の者も數月數十日にて乳あがり候事は無ㇾ之候、然れば乍ㇾ恐御附之者御懷妊の內より御出生御乳の事迄、御尊敬の本意ならず其程を失ひ候事と相見へ申候、此儀は誰にても承り傳候程のものは御殘多き儀と申候、然共御醫師を始め此儀に限り候て、誰とても申上候ものは有ㇾ之間敷、右之趣申上候て其通の御手當に被ㇾ遊御程よく相成候ても、萬一餘症にても御不例の儀など有ㇾ之節は、右之御手當相違故と相成候ては大に奉㆓恐入㆒候儀故、誰とても申上候者は無ㇾ之筈に御座候、此儀は上の思召に御會得被ㇾ遊、御程能御手當被ㇾ遊度御儀に奉ㇾ存候、夫とても女中の取計にては迚も能程には相成がたく候間、扨々恐痛仕候事に奉ㇾ存候、今悉私申上候通之存念に御座候得共、申上候ものは有ㇾ之間敷と奉ㇾ存候へども、不㆓申上㆒候ては本意無ㇾ之候間、恐も不ㇾ顧奉㆓申上㆒候

附

先頃御流產之節凌雲院へ大切之品を遣り被ㇾ遊候迚、御長持にて御遣被ㇾ遊候と承りおよび申候、實に左樣に御座候哉、凌雲院は如何取計候哉、會得難ㇾ仕儀に奉ㇾ存候、酒井因幡守存付より右之趣

に被レ遊候と取さた穏ならず候

乍レ恐乍て心中に含候て、いつか折を得候はゞ可レ奉二言上一と奉レ存候、大箇條之分、左に奉二申

上一候

一一橋大納言殿御儀唯今之御振合にては、御身柄に御相當不レ仕候、尤御三卿様をば御離れ被レ遊候

儀に御座候へども、御三家方越前家とは違、御隱居と申にても無レ之、神田橋御館は一橋御館に添、大

納言殿御附は御人も少く候へば、御隱居と申に無レ之候ては、御官位昇進被レ爲レ成候ても餘事は相當

不レ仕、尊體には御手薄之儀に御座候、依レ之世人冬二丸へ被レ爲レ入候と沙汰仕候、此儀は至極名言に

て御相當之儀に奉レ存候、最早大納言に被レ爲レ任候上は、御三家方より御老途の御官位に候へば、御三

家方への御遠慮にもおよび申間敷、且は上之御實父様の御儀、上下おしなべて御尤と難レ有可レ奉レ存

候、淸楊院殿御贈官正一位大相國にて、御代々様御同様之儀、増て一橋大納言殿即今の御身柄は、淸

楊院殿よりは御生前に御こへ被レ遊候儀に御座候へば、只今の御振合にては御名正しからずして、言葉

之崇敬し奉るべき儀唯ならず候へば、二丸大納言様と可レ奉レ稱儀中當之御儀に奉レ存候、いつ〳〵まで

も只今の御振合に被レ爲レ入候は、執政よりも不レ奉二申上一儀と奉二恐察一候、此儀は天下第一之御大事

に御座候

寺社へ之被二仰渡一

一　百姓地幷町地之内、寺社之勸化所を構の儀可レ令二停止一候、尤寺社に同居之儀は奉行所へ申出、聞濟之上勝手次第に候、新規に家作いたし候儀は可二相窺一事

在町へ之被二仰渡一

一　在町共制札毎年初春指替可レ申候事、且其文言毎月上旬在々は名主宅にて總支配へ可二讀聞一、御府内は名主共へ爲二讀聞一、家主宅にて地借店借りのものへ可二讀聞一事

在町へ之御觸

一　男女共に俗體にて神佛の勸化に出物乞候儀令二停止一候、尤信心にて世話いたし候分は不レ苦候

江戸町中へ之御觸

一　行倒川流等之死人有レ之、住所相知不レ申候はゞ早速可二申出一候事

一　女子を男子之名を付、若衆體に髮結衣服男子之仕立にて、尻からげ抔いたし候もの有レ之候、年
寸候婦人にも男子に紛はしき間に相見へ候、以來右體之儀堅く停止候事

一　町並にて茶見世と名付、種々の見世物をならべいひたてなどいたし候儀以來令二停止一候、尤葭簀張葭張にては不レ苦候事

一　浪人者借地借宅等の儀、家主より其浪人の先住を問、其上相應之請人有レ之、論がましき儀無レ之候はゞ早速貸可レ申候事

右は大概

遊女屋之御取極

一 御府内遊女屋吉原町、幷品川、千住、板橋、四ッ谷新宿飯盛女之外、深川、根津、音羽町、氷川四ヶ所茶屋酌取女と定被ㇾ立置ㇾ、其餘は不ㇾ殘取拂ひ、右九ヶ所へ集候分は勝手次第に候、尤只今取拂ひに成候場所は上納金御免にて、改て深川、根津、音羽町、氷川より不淨筋之御役相勤可ㇾ申事

但勤筋金高御取しらべの事

右に付吉原始總體江戶在々共に女街嚴敷停止、若内々不ㇾ相止ㇾ者於ㇾ有ㇾ之は嚴敷御咎之事

御代官御改正

一 遠國近國共に總御代官不ㇾ殘支配所に住居仕、御用之節出府之事若御不便利に候はゞ、相應のものを御撰び、御取稼懸りの御勘定を御代官格に被ㇾ仰付ㇾ、拾人程在府にて總御代官向之儀取計可ㇾ然哉御料所百姓他國他鄕へ出候には其趣意を聞屆、無ㇾ據筋合有ㇾ之外は決て他へ出るを不ㇾ可ㇾ許、無ㇾ據筋にて差許候共日限可ㇾ有ㇾ之事

但只今迄御代官住居無ㇾ之御料所は、萬事不行屆非儀多き由に候、且又最寄私領所の樣子可ㇾ心掛ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ可ㇾ然候、凡其意味只今迄有ㇾ之候趣及ㇾ承候へ共、尙又急度被ㇾ仰渡ㇾ、別て御旗本知行所は不束勝之由に候へば深く心付可ㇾ然候、左候へば御代官は萬端心得有ㇾ之候者ならでは相當仕間敷

候

右大體

一　世上一同本實へ末當候に付、本末ゆりこし農を肥し可レ申事

右御國益之第一、御保世に肝要に御座候

一　年々の御收納と御入用の御出入を考へ、大御經濟永久之御仕法可レ有レ之事

以　上

衣食住の三ッ御制度無レ之候ては、諸人節儉可レ仕にも可レ取守一の規定無二御座一候へ共、左候ては御代々樣之御仕來を御改正被レ遊候にも相當の儀有レ之、畢竟諸人困窮を御救之爲に御座候へば、是迄の衣服にて差別を被レ爲レ立候は、時々御作略に御座候へば、諸人難レ有可レ奉二感服一儀と奉レ存候、幷飮食家老之差別共節儉可レ仕儀肝要に御座候

但左之振合にも可レ有レ之哉

衣服之制

但五等にわけ、麻上下は紋所染出しの色にてわけ、平服は肩衣の色を麻上下紋所の色と同色に染わかつべし

一　侍從以上

麻上下

紋所そら色染出し

一 平服肩衣

火事羽織

雨合羽

三品　地色そら色

乗物

簾三方空色の筋へ筋付べし

提灯

そら色之筋ひと筋付べし

一 四品

麻上下

紋所飛いろ染出し

平服肩衣

火事羽織

雨合羽

三品地色飛いろ

乘物

籠三方共飛いろ之筋一筋可レ付

提灯

萌色之筋一筋可レ付

一諸大夫

麻上下

紋所萠黄そめ出し

平服肩衣　萬石以下絹紗

火事羽織　同　羅紗羅脊板

雨合羽　同　右同斷

三品地色萠黄

乘物

籠三方萠黄之筋一筋可レ付

提灯
萠黄之筋一筋付べし
一　布衣
麻上下
紋所黒染出し
平服肩衣　絽紗
火事羽織　羅紗　羅脊板
雨合羽　右　同斷
三品地色黒
乘物
簾三方共黒之筋一筋可レ付
提灯
黒之筋一筋可レ付
一　平士
麻上下

紋所花色染出し

平服肩衣　絹紗

火事羽織　羅紗　とろめん　羅春板　うむさい

雨合羽　右同斷　綿布も不ㇾ苦

三品地色花いろ

乘物

籠三方共花色之筋一筋附べし

提灯

はな色の筋一筋付べし

右五等

一御目見以下

麻上下

紋所　白

平服肩衣　龍紋　めせき

地色は納戸　茶に紋所白

一　役上下半席
麻上下
紋所淺黄染出し
平服肩衣　　絹戻子
地　小紋　紋所白
御目見仕候家柄之分
一　御用達在町之者
麻上下
紋所茶染出し
平服肩衣　　龍　紋　めせき
地色茶　紋所　白
御目見得不ㇾ仕候
一　御用達在町之者
麻上下
紋所　黄色染出し

平服肩衣　龍紋　めせき
地小紋　紋所黄色
御用相勤候
一　在町名主
麻上下
紋所赤染出し
平服肩衣　絽戻子
地小紋　紋所赤
平服物品之別
一　布衣以上
小袖　綸子　紗綾以下
帷子　晒　越後縮
袴　茶宇精好以下
一　御目見以上
小袖　縮めん　嶋綾　以下

帷子　晒　　越後ちゞみ
袴　丹後縞　唐棧留　川越平　以下

一　御目見以下
小　袖　羽二重　龍紋以下
帷　子　晒　越後　生縮
袴　　龍紋　和棧留　郡内平以下

一　役上下半席
小　袖　　紬　紬
帷　子　晒　生ちゞみ
袴　　和さん留　麻平以下

一　袴役之分
衣　服　紬綿布萬に可ㇾ用
帷　子　半さらし類
袴　　和さん留　葛平[illegible]麻小紋之類

一　袴着服不ㇾ成之分

表服　綿布萬に可ㇾ用、紬はくるしからず
但役柄のもの幷其外にても、老人は紬紬用ひ候てもくるしからず
御目見仕候家柄之分
一　御用達在町之もの
小　袖　羽二重　龍紋以下
帷　子　さらし　越後生ちゞみ
袴　丹後じま　川越平以下
御目見不仕候
一　御用達在町之者
小　袖　龍紋以下
帷　子　晒　越後生縮
袴　和棧留　郡内平以下
一　御用相勤候在町之者
在町名主
小　袖　紬

帷子　晒　越後生縮

袴　　和桟留　麻平以下

一百姓町人

衣　服　絹紬

平常は綿布萬に可ㇾ用候、尤帯は外身に着程之品、袴も同様に候、袴は和桟留、麻平、葛平不ㇾ苦

帷子はさらし、半晒、生縮不ㇾ苦、惣て衣服の染も何色にてもくるしからず

右之通衣服之別可㆓相守㆒もの也

一羽織、下著、帯其外萬の品、右箇條に准じ可ㇾ用ㇾ之事

一妻の衣服は諸事夫に可ㇾ准候、男子女子共に父の手元に罷在候内は父に可ㇾ准候、萬石以下諸大夫、幷布衣以上の男子女子は、父の手前に罷在候内は、平士の衣服同様たるべき事

一惣て昇進被㆓仰付㆒候節、伺之上其席々に衣服可ㇾ有ㇾ之候

一紋絽は萬石以上に可ㇾ限事

一紋紗は御目見以上に可ㇾ限事

一羅紗羅脊板　右同斷

一袴地和けんたの類和桟留に可ㇾ准

一郡内、上田島、きし縞、南部縞の類は給に可ㇾ准候、 此類袴には不ㇾ可ㇾ用事

一しゝら縞、四分一織、此二品有二賣買停止一之事

一自今新織は停止之事

飲食之別

一諸大夫 無官 三千石以上

二汁 七菜

酒肴七種 吸物菓子一通

一布衣 無官 千石以上

二汁 五菜

酒肴五種 吸物

一平士五百石以上

一汁 六菜(マヽ)

酒肴五種吸物

一御目見以下

一汁 三菜

酒肴　三種吸物

一　役上下半席以下

一汁　二菜

酒肴二種

右は元服婚禮等格別の祝儀の節可ㇾ用候、其外節句臨時の祝儀、平常の參會等には右に準じ省略いたし有合候は餘慶がましき事いたし申間敷事

但葬禮法事等の節は右の汁菜に候、禁酒

御目見仕候家柄之分

一　御用達在町之者

一汁　五菜

酒肴四種　吸物

御目見仕候

一　御用達在町之者

一汁　四菜

酒肴三種　吸物

一 御用相勤候在町之者

在町名主

一汁 三菜

酒肴 三種

一 百姓町人

一汁 二菜

酒肴 二種

右は格別重き祝の節可ㇾ用候、其外祝弁平常に右定より輕く省略可ㇾ致事

但葬禮法事等之節は、右の汁菜にて禁酒

家宅之別

一 三千石以上

門弁柄塗

玄關羽目同

床之間貳間半迄

一 五百石以上

門ため塗

玄關羽目同

床之間貳間迄

一　五百石以下

門黑塗

玄關羽目同

床之間九尺迄

一　御目見以下

門木地幅壹間に可レ限、別に潛り不ニ相成一候

玄關九尺迄羽目朱地

床之間壹間迄

一　役上下半席

門木地幅壹間迄、別に潛り不ニ相成一

玄關不ニ相成一

床之間不レ苦

一　徒役以下
　　門木地幅五尺迄、別にくゞり不ㇾ相成
　　玄關床之間不ㇾ相成
一　御用達在町之者
御目見仕候家柄之分
　　門不ㇾ相成　但武士地住居之分は門幅壹間迄木地、尤別くゞり屋根共に相成らず
　　玄關　木地
　　床之間壹間迄
一　御用相勤候在町之者
在町名主
　　門不ㇾ相成　但武士地住居之分は門幅五尺迄木地、尤くゞり屋根とも不ㇾ相成
　　玄關　九尺迄
　　床之間壹間迄
一　百姓町人
　　門玄關床之間體不ㇾ相成

右之通可ニ相守一もの也

但是迄右定と違候分は、修造之節可レ改

一萬石以上は諸事是迄之通、尤其家々之舊規を不レ失、新法を不レ可レ用事

一常服之差別相立候上は、自今御門出入御玄關昇降、總て何方にても同時に並び行候節は、其身より上たる者を先へ立べし、其身より下たるもの少しにても、元より先に立候はゞ不レ可ニ押ニ越之一、込合候節は別て互に會釋可レ有レ之候、右之趣家來共へも可レ被ニ申付置一候

右は此度思召被レ爲レ在被ニ仰出一候間、若違背之者有レ之においては嚴敷御咎可レ被ニ仰付一候、其旨可レ被ニ相心得一候、尤辨がたき儀は御目付へ可レ被ニ承合一事

但何月朔日より可ニ相改一候事

附而奉ニ申上一候

一禁裏御崇敬御大切之御儀に奉レ存候、尤天下の御不爲に可ニ相成一筋は御押へ可レ被レ遊御儀に御座候、乍レ去隨分御恭敬を被レ爲レ盡、御勘辨專要の御儀に奉レ存候、天下武家の御手に入候後は、異國にても將軍家を日本國王と見込候得ば、實は日本の主は御上に被レ爲レ入候、併日本の內計にては京都を天子と奉レ稱候儀、全く伊勢宗廟の御靈德にて、異國とは格別の御儀に御座候へば、委く議論仕候には意味深長の儀に承傳申候、然ば御敬禮崇に御武德おごそかに御取扱可レ被レ遊御儀、天下御泰平之の根

本に御座候、近年世上の人氣少ヅヽ角立候に付、何とやら公家にも氣を持候樣取さた仕候、恐ながら深く叡慮被レ遊度御儀奉レ存候、親王方御門跡方以下右に準じ御差略可レ被レ爲レ在御儀に奉レ存候、勿論只今迄世々の武家方いづれも右の御心得奉二申上一候に及不レ申候得共、毎度御たるみなく右の御心得不レ被レ遊候ては、別て近來世上の人氣萬一少しの異事出來有レ之候事も御座候ては、其節甚御大切に及可レ申儀に御座候間、御敬禮を被レ爲レ盡、御武德御含の儀は奉二申上一候に及不レ申候

一 御三家御家門方御親み、天下親睦の御始に御座候、同姓より異姓におよび、近きより遠きに至候儀古來より之常道にて、親疎入違ひ候は事の破れの端に御座候、段々御代御繁榮に隨ひ、御續柄も遠く相成候へば、自然と御親みは薄候儀いつとなく相成候ものに御座候、然るときはもと御親みの第一に可レ被レ爲レ在御方に御座候へば、おのづから御不滿の意出來、常には相知れ不レ申候へども、萬一異事有レ之候節、御一體の御信義無レ之、御自己の儀を御先きと被レ成候儀、古來より多く有レ之候、前前學士の論じ置候にも、御三家樣方へ大切の咽首を御預け被レ爲レ置候はよろしからず、まさかの時は却て御妨に可二相成一と申置候、是は末世に及び御不和にも若被レ爲レ成候上之所を論じ置候には一理なきにも無レ之候、一體當然の御親みに御手當有レ之には、御意心可レ有レ之事に御座候、天下諸家上下の御和合より始り候へば、御威勢御嚴重之中に御和親薄く不二相成一樣、御勘辨御大切に奉レ存候

一 國主外樣の御あしらひ、普天の下率土の濱まで臣にあらずといふ事なく候へ共、御譜代同樣の御

心得勿論にて、御親みもまた御同様の儀に御座候、然れども外様と申候てそれ〴〵の見識有レ之候へば、其差別をば聢と御立被レ遣候儀肝要に御座候、たとへば松平の御稱號をば拜受仕ながら、御紋付御服拜領仕候へば、大切に秘藏は仕候ても着用は不レ仕、是非自分紋つき相用候などの儀あしく申候得ば、をかしきりきみに御座候得共、御譜代と格別との見識に御座候、且は近來實の見識は薄く相成、兎角表に不如意を見せ候ても、外景を不レ厭御手傳事などを免れ可レ申手段のみ仕候家多く相成來候、か丶る御時節には御儉約の御趣意は至極の御儀に御座候へ共、大名へ被レ下物等に至候ては、前々に少も劣不レ申候樣被二成下一候儀御大切の儀に奉レ存候、被レ下物性合前々に劣候ては御取扱劣候に相當おのづから家格にもさはり候樣に相成候、左候得ば自然と心中不滿仕候、たとへば非常の御宥免筋或は拜借等相願候はゞ、無下に御聞捨にも相成がたく、または容易に御取上にも難レ成、總體諸大名への御手當御引當常と變との時宜御見定、中分の御取計少も偏頗に流れ不レ申樣御大切に御座候、近來大國の主も薄情に相成候へば、御上よりの御取扱御實當嚴密に遊され、彼薄情を恥入らせ不レ申候ては、まさかの節御用に相立不レ申候

一 御譜代大名被二召仕一方御平等の御取扱も不レ及レ奉二申上一、官位昇進夫々の順を以可レ被二仰付一儀、國主、外様、御譜代共勵に相成難レ有心服仕候儀に御座候、萬一不順に相成候ては、遺恨の第一御大事の儀不レ過レ之候、御老中若年寄被二仰付一候は官位掌職無二此上一、天下の執柄に御座候得ば、其器に當る

を御覽ひ可レ被レ遊候儀は御定法に御座候得共、御泰平久敷御靜謐の御恩澤にひたり、おひ立候大名に御座候へば、生質の大に得失は可レ有レ之候へば、先は大概上下の事實情合に行渡候事有レ之間敷候、然ば頂を拔出候儀は、格別の人物出來之節になく候ては難レ被レ遊御儀御座候

一　異國との御贈答交易の儀、御代の御始には諸國の船入津仕候處、惡宗門流布仕候に付御禁制に相成、清と阿蘭陀計に被レ遊候儀御尤の御趣意と承傳候、右兩國の相積來候交易の品々は、當時は本朝になくてならざる物の樣に御座候得共、近年諸事御儉約に付、段々異國へ渡候御品減少嚴密に相成、其上近年出銅少く相成候に付、兩國之通船減少被二仰付一候、然處諸物渡り方少く相成候に付、直段おのづから高直に相成候由、乍レ然一體異物遠物を重寶仕候事は不レ宜儀にて、可二相成一候はゞ本邦の產物にて事を濟し度儀に御座候、只藥種に限りては、唐物渡り不レ申候ては大に本邦の差支に相成、療養おのづから手拔に相成候儀、下々に至り候ては至て歎敷儀に奉レ存候、且亦日本中にても、兎角長崎表御役人異國への手當次第に手詰に相成候に付、渡方少々差支候趣に相心得、御上を尊敬し奉り候心より御外聞不レ宜樣に世間にて評說仕候、朝鮮より來聘仕候儀、當御代いまだ參來不レ仕候は、本邦飢饉に有レ之候に付、暫く御指留被レ遊候趣に御座候得共、是亦世上風評仕候は、全く聘を被レ爲レ請候儀難レ被レ遊筋には無二御座一候得共、越中守吝嗇の料簡より延引仕候と專申候、畢竟御上を奉二尊敬一、本朝の御威德を盛に奉レ仰候情より右體に評說仕候事に御座候、然る時は縱ひ往來たえ候ても、左迄本朝の御障

に相成候事も無ㇾ之候得共、異國との御贈答は則日本中の御威光筋に拘候儀に御座候へば、可㆓相成㆒候はゞ不㆓相替㆒來聘を御請被ㇾ遊度儀に御座候、御上より御始諸家往來筋物入多く、下々人寄にも相當り、諸失脚夥敷儀に有ㇾ之べく候得共、其入用は異國へ持行候には無ㇾ之、日本中に往來仕候へば、却て融通の筋にも相成申候、朝鮮への被ㇾ下物莫太には可ㇾ有ㇾ之候得共、是以左迄の儀にも有ㇾ之間敷候、右日本中の動を厭、來聘を御差留被ㇾ遊候ては、御威光に拘り候と引當見候へば、御厭可ㇾ被ㇾ遊儀には有ㇾ之間敷候、如何樣の深き意味有ㇾ之候哉は不ㇾ奉ㇾ存候へ共、異國多年の歸化を御ゆるめ被ㇾ遊候はゞかりそめならざる御儀御勘辨御大切に奉ㇾ存候、兎角御仕來は成丈變改不ㇾ被ㇾ遊儀御政事の御しまりに御座候、別て異國への儀は日本中の御儉約は格別、異國への御手當は、年來仕來の外御儉約にては甚意味相違仕候儀奉㆓申上㆒候迄も無ㇾ之候得共、萬國人の嚮日本の氣をもそこなひ候儀に御座候へば、御老中幷掛御役人心得有べき儀に奉ㇾ存候

一　佛法流布寺僧夥敷儀、當時日本程の儀唐天竺にも古來より無ㇾ之由に御座候、元日本往古神代より人皇御相續之國政にて治り候處、儒佛の書傳來仕道廣く相成、唐土へ御人被ㇾ遣物ならはせられ候處、中にも僧は出家にて家族をたち候もの故、渡海の儀たやすく存候に付、多く唐土天竺に到り物ならひ候間、物知り多くは僧に出來り候、其外に傳教弘法等の豪傑有ㇾ之、佛法王法ととなへ、天子にも頻りに僧を御尊信被ㇾ遊候て、上皇を法王と奉ㇾ號御法體に被ㇾ爲ㇾ成、親王方も歸依の餘りには法衣を被ㇾ爲

レ着候樣に成來り、次第に堂上に佛法僧歸依せざる者なき樣に相成、僧に官位を授けられ候に付、末々之僧に至りて自然と威勢つよく相成候より、佛門に入候もの日追て多く罷成、寺の僧侶日本に充滿仕候、依レ之後には神儒の道を差加へ、釋尊の法式は十の一にて、一向釋尊の意に無レ之事共多く相成、自然と日本人不レ殘僧なくては臨終も遂がたきと覺へ來、其上當時惡宗門御禁制嚴敷に付、菩提寺の御定嚴敷候間、天下の人寺僧有レ之立べきにて、寺僧なくては難レ有事に御座候間、御政事の肝要寺僧に括り、益々勢ひ盛んに相成候、天下武家の取扱に相成候以來、僧の威を押へ度存込み候御人も有レ之候得共畢竟僧の頭たる天子御退位の御方を始親王方に御座候へば、僧の勢ゆるみ可レ申樣無レ之、一ッには堂上に（マヽ）聢と天下泰平の實意は、法中に被レ爲レ入候はおだやかなる姿に御座候間、夫なり〳〵には相成候事と承り傳申候、恐多くも權現樣御神慮深く、新寺建立を御制禁被レ遊候儀、天下の遊民を成丈御減じ可レ被レ遊の御趣意、御仁心の到り奉二恐感一候、尤佛法日本の人の骨髓にとほり候へば容易に動しがたく、且又靜謐の一筋には相成候、仍て權現樣御恭敬被レ爲レ遊、御内心には新寺造立御停止に御定被レ爲レ置候はゞ追々減も有レ之、程能可二相成一との御深慮と奉二恐察一候、有德院樣にも御法事萬部を千部に被レ遊、是に準じ諸事御程能被レ遊候樣承および申候、一ッには後世の僧道德と氣根とをせり候て古人之新寺建立仕候規則とはとても行屆不レ申候、既に深川靈運院御祈願所被二仰付一建立仕候得共汚俗の風體にて中々禪家の清規無レ之、次第に衰微仕、修復可レ仕手當も無レ之、見ぐるしく相成候處、去る

巳年十一月二十二日類燒仕候て、もの事にて恥辱をおほひ候體に御座候、一頃行德德願寺の住持を歸依仕候もの多く有レ之候に付、堂塔立派に仕候へ共、生涯に永久の修造可レ仕樣の儀に不二相成一寺格不相應の造立故、住持死後は段々大破に及び、後住は出走仕候由にて其後住持出來候のみ、今以修理可レ仕樣も無レ之候、又深川靈巖寺弟子淨阿武州程ヶ谷の在峯村ト申所に、阿彌陀寺と申一ヶ寺有レ之候を形取、其奧院と披露仕、圓海山淸淨院と名付取立、大造に建かヽり歸依のもの多く相成、道中端に右圓海山への道知るべ石碑等迄建候處、風と淨阿病死仕無祿無檀故、程なく零落仕石碑もたをれ候と承りおよび申候、是等の儀定て所々に多く可レ有レ之と奉レ存候、新寺建立御停止に付、古く退轉仕居候名目を以奉レ願、實は新寺に仕候事に御座候由、御尊敬又世の中相應は相應格別に御座候へば、退轉の分は夫切に遊され候ても、佛法の瑕瑾に成候所へは至り不レ申候、有德院樣御代護持院を護國寺と御合被レ遊候と承り及申候、右の御趣意を以以來成丈退轉の分は不レ及レ申、寺德無計にては暮方不二相成一程の分は、二ヶ寺三ヶ寺ヅヽ一寺に御合被レ遊可レ然と奉レ存候、左候へば、おのづから無體の勸化等仕、洛中等有間敷働等を仕候事も相止み、左まで法儀に詮もなき歸依も減少可レ仕、又渡世の爲僧形を汚し候遊民も減少仕候はゞ、天下一の御慈悲佛意にも相叶可レ申候、鰥寡孤獨の賴なき者、幷病氣にて家業等成兼、養育可レ仕もののなきは多く道心坊に相成、物もらひ日を送り申候は佛意の蔭に御座候、古へは度牒と申候て僧に成度旨願出候へば度牒に被二差加一御免にて出家仕候事の由、可二相成一は右樣に

御取扱、只今の通儀に出家不㆑仕候樣仕度儀に御座候、乍㆑去世上の困窮立直り、下民近年の惡習止み、華奢を少しは辨へ候上ならでは、却て差障りに相成候へば、先今の體にて渡世爲㆑仕候方可㆑宜候、何とぞ人民困窮ゆるまり、人倫の御敎行届候上は、僧をば減じ候に御勘辨被㆑爲㆑在候儀に奉㆑存候、左候ても中々日本國相應に相成候までには到り申間敷候

一　近來僧之人柄甚崩れ不如法に相成候に付、内々女色に染候を強く御穿鑿にて、先達て多く御咎被㆓仰付㆒候御尤の御趣旨には御座候得共、何かに付露顯仕候は、止事を不㆑得御法の通御咎被㆓仰付㆒候て左も無㆑之が御穿鑿の御用捨にて可㆑然奉㆑存候、もと釋尊の意は僧に女色を禁じ候は、執着の念離れがたき女色に上越すもの無㆑之、執着仕候ては萬行すたれ候により嚴敷禁じ候事に御座候、道理を押詰て見候へば、世人悉皆佛門に入僧形を保ち、出家仕候はゞ人種は盡可㆑申にて御座候、俗體にて佛道に入候男を優婆塞女を優婆夷と申候由、當時日本の僧は優婆塞位のものに御座候、其故は僧の本行は家を出人倫を捨、身に附ものは一衣一鉢にて、樹下石上をすみかとし、乞食して暮し候事に御座候由、然るに今日本の僧には住職位半俗にかはる事なく候得共、優婆塞にも當可㆑申候、諸事半俗同樣に御座候へば、おのづから内々女色肉食の念おこり候、飲酒は五戒の一にては重きいましめに御座候得共、是亦諸宗門の僧制禁無㆑之、一向宗は天下御免にて剃髮いたし候のみにて帶刀も仕、少しも平人に替る事無㆑之候、是等の宗門も有㆑之候へば、他宗の僧は銘々の戒行を保つべき儀、御公儀樣にては御勘辨可㆑被㆑爲

レ在儀に御座候、當時內外清淨の僧を撰び可レ申には、殊の外稀なる儀に可レ有レ之候、依レ之嚴敷御穿鑿有レ之候ては騷敷相成のみにて、中々改り候には至り不レ申幸不幸の僧多出來、却て己を不レ顧怨を含で詮もなき儀に相成候、恐多くも權現樣御始一向宗には甚御難澁、御いきどほりの御方多く候得共、一旦の御靜謐を被レ爲二思召一被レ爲二立置一候儀僧の內に不レ恥の行ひ、一己の惡行などの小事をば格別御座候得共、世の成來是非もなく被レ爲二思召一御儀に可レ有レ之御座候、當時深く御咎可レ被レ遊は貪欲邪見の僧にて御座候、諸事不足なく罷在ながら高利金を貸出し、僧に似合ざる無體の催促など仕、或は檀家貧乏のもの贈物少く、又は時として無レ據送り兼候をば到てないがしろに仕、送葬に差懸り難澁申候などは、嚴敷御戒被レ爲レ在度儀に御座候、僧の平俗よりは格別柔和忍辱慈悲第一の者に御座候處、今の僧平俗に混じながら、先は疏と常に父母妻子の手當に疎く候により、まして他人への情淺く、取ることを知りて與ふる事を知らざる類多く候、いづれにも當時僧の御取扱は、深き御勘辨不レ被レ爲レ在候ては甚以世の混亂妨に相成候儀に可レ有レ之候

一　坂部能登守町奉行の節惣體の取計不レ宜の由、就レ中一夜諸方遊女屋へ參り候僧をとらへ、寺持は遠島、所化は日本橋にてさらしの上、寺法に行ひ候樣にと本寺へ引渡に相成候、跡々こらしめと相聞候へ共、大概女色にそみ不レ申候僧は少き由候處、一日の不幸にて惣體の恥辱には相成候へ共、其の餘夥敷僧の分幸にまぬかれ候、幸不幸にて僧一同感服不レ仕趣世評仕候、其後一圓行狀相直り不レ申候由、

且遊女は買物に御座候へ共、新吉原町は御免の場所に付、其儘にて宜敷御座候へ共、其餘隱賣女買物に相成候分は、彷彿に場所名目出候て、其場はそれなりに相成、御免場所同樣に御座候、手寄にて及承候處、寺社奉行は僧の一まきにかゝり、隱賣女の筋は町奉行のかゝり、右奉行へ任候處、能登守兼て存念に隱賣女の儀は、何か取權の心がけ有之候に付、先此度は手入無之趣伺候處、御老中伺之通聞屆、それ成に相成候内能登守轉役被仰付、其後今以何の御沙汰も無之、御免の場所も隱賣女も一向差別無之候、能登守御役替被仰付候共、同役町奉行幷跡役のもの心付差略不仕候ては、一向御法相立不申候、さらしの一件甚以世評不宜候に付、夫なりにも相成候哉、前後不束の取計に御座候、又は町奉行心付不申哉、いづれにも不實意の至に奉存候

一　御旗本御家人うはべの行儀勿論に御座候へ共、薄情を御恥しめ被遊可然奉存候、近年次第に人心輕薄に相成、俗に申そつといへばくわつといふと申にて、風儀の惡き所を御上より三分御ため直し被遊候へば十分に過、只太(ママ)ら少も上へは合候事計心掛、實直に思慮仕候ものの甚稀にて、たま〳〵實地をふまへ候もの有之候ても顯れがたく、抑てそげ者の樣に相成、ケ樣の風儀立直り不申候ては、人材出來る日無之、人材出來不申候ては、御政事實當不仕、御大切の儀に奉存候

一　御旗本御家人の行儀よく、家事取締り候と相見へ候中に、存の外祿盜とも可申有之候、其旨趣は常々吝嗇にて親族の危難をも不顧家人への愛憐無之、御奉公の心がけも薄く、只自己の貯のみ心掛、

甚きは自分不勤にて老年に及び、御奉公盛の子息有レ之候ても、家督をも讓り兼候類間々有レ之、上邊は家內取締り借金等も無レ之よき樣に見へ候得共、仕官の本意世祿の御高恩は何と心得候哉、是迄は內實祿盜にて、放蕩不取締り歟と、異事同樣にくむべき者に御座候、乍レ恐近來此所に間違候事有レ之候

一　御旗本御家人放蕩下卑者と申、中に武邊者と實の惰弱者との差別有レ之候、文武全きは稀にて、武人は多くは雜駁にかたより候儀古來より同樣に御座候、そこ所をば御用捨不レ被レ遊候はゞ、まさかの時御用立不レ申候、此差別乍レ恐近來晥と難ニ相立一、惣體一面一列に御いましめ御振合に付、人の生質持まへに用立候處すぼみ候て、至て御不益の上御人損申候、黃金は黃金の用、銅鐵は銅鐵の用有レ之、銅鐵はいか程きたへ候ても、黃金の用はたりがたく、又黃金にて銅鐵の用もたり不レ申候、文は文、武は武、將は將、卒は卒、夫々の持まへさへ相應に候はゞ、其餘大概は御用捨無レ之候ては孰れも全く立不レ申候、一同のすくみに相成申候、放蕩下卑者にて實に惰弱に候ては、一向のすたり者に御座候、是迚もすたり切の者も少き事にて、ため直し少々ヅヽは遣ひ方も可レ有レ之儀に奉レ存候

一　武士は遊里へは參る間敷儀勿論に御座候、依て近來遊里へ參り候もの御咎に相成候、右に付唯今にては參候もの無レ之候、乍レ然間々には參候ものも有レ之候由、此儀も事にふれ相顯候はゞ、無ニ是非一御咎被レ遊、隱れ候て顯れ不レ申候はゞ、御用捨に仕度筋合に奉レ存候、飮食男女は人の大欲にて、遊女町御立被レ爲レ置候へば、士民共にあらはに參候か、ひそかに參候歟、止事を得ざるの儀にて、年丈

無妻の者などは別ての儀に御座候、尤方外の儀有之候はゞ、御咎は當然の儀にて御座候、御隱密などにて見出し御咎に相成候ては、たま〳〵參り候もの若見付られ候へば不幸にて、度々參り候者にても見付られ不申候はゞ幸にて、不揃に相成候、大それ候方外さへ無之候はゞ、嚴敷にくむべき事には有之間敷候、飲食と同じき大欲に候間、不義の婬事を犯させまじき爲にもと、遊女御立被爲置候根本に引當候得ば、猶以程合の御勘辨可有之儀に奉存候

一　御旗本輕き御家人に至迄、其頭支配へ御預任せられ、格別の昇進にて御役被仰付候はゞ、とくと御評議を可被爲遂候、其家々の筋目を以持前の御番へ被召出候は、頭支配の申上のまゝ、外に御穿鑿に不及被仰付可然奉存候、當時は一旦諸御場所定式に不足仕候分不殘御入人被遊、其上不相當之者有之候はゞ、御出し入れ被遊可然奉存候

一　三拾俵以下小高之者は不勤にては却て氣のゆるみに相成、暮し方むつかしく御座候、無用に暮し候へば自然と行作も急度成かねがちに御座候間、一旦當時不勤の者三拾俵以下不殘、夫々相應之御場所へ被召仕可然奉存候

但老少病氣を除き候儀は勿論に御座候

一　唯今迄不勤の者五百石以上、幷一旦相勤小普請入仕候ものは、五百石以下にても年始御禮に罷出候、然處以來右に不限一同年始、八朔、五節句御城へ罷出御禮申上、御目見以下之者も、御城内何れも御

席迄は罷出候事に仕度奉レ存候

右は御城内御禮日の恭敷體を拜見仕候へば、おのづから勵に罷成、且又打續不勤のもの抔其の世祿を頂きながら、うかと心得をり候が間々有レ之候へば、有がたき主意をわきまへ行狀崩れ不レ申候教戒此上は有レ之間敷と奉レ存候

一 唯今迄御老中以下は支配〳〵への應對、表向は御法式の通にて、裏には支配の身心所作を探り、ややともすれば仕候へば裏に相知れ候事を以、表向同前にも相成候儀多く御座候へば、表と蔭との兩樣は有レ之候、依レ之一和不レ仕上下たがひに手をおき合申候とても、善惡ともに表向と蔭の内々と無レ之候ては相成不レ申候理に御座候へば、とてもの儀に裏に探り候を相止め、裏には頭支配の親みを以熟和の談論を遂候樣に仕候はゞ、實に事々行屆人と誠精にはまり可レ申候、たとへ御用向計に無レ之候共、平和の應對なども有レ之候はゞ、別て親睦仕、則御用向之御爲に相成申候、此儀を御始被レ遊候には、先御老中を日々の樣にも被二召出一、御懇意被二成遣一、御老中へも直支配之者と厚く和熟の對話等有レ之候樣に被二仰含一候はゞ、早速上意之通可レ仕候、左候へば其以下支配組之者皆ならひ候て上下和睦仕、御治平の大本御武備之肝要此外には無二御座一候、右上下御和睦の上は、只今迄流行につれ學問藝術稽古仕候者も、早速實意の執行に相成、自然と人氣沈滯不レ仕、上之意は下へ、下の意は上へ交通仕、御威嚴之御盛なるを眞實に難レ有可レ奉レ存候

一　近來始り候弁役をば以來御止被ﾚ遊可ﾚ然奉ﾚ存候、古言に官の事は兼ずと有ﾚ之候、かね候は人夫の家人少にてやむ事を不ﾚ得候儀に御座候、大名以上には宜からず候由、唯今の兼役は疑心より起り候迚人々納得不ﾚ仕候間御止め、一々相當の御入人被ﾚ遊可ﾚ然奉ﾚ存候、御役筋之儀同役へ相談を不ﾚ遂申上候は可ﾚ爲ニ無用ㇳ、遂ニ相談ㇾ候て同役同意無ﾚ之候共、自分にて是非可ﾆ申立ㇾと存候はゞ其段同役へ相斷、其趣を以一己にて可ﾆ申上ㇾ候、他場所へ連り候事も、他場所のものへ懸合無ﾚ之申上候はゞ可ﾚ爲ニ無用ㇳ旨被ﾆ仰渡ㇾしかるべく奉ﾚ存候

一　諸向仕來の分存付候事有ﾚ之候共、左までまさりも無ﾚ之候はゞ、改申間敷旨被ﾆ仰渡ㇾ可ﾚ然奉ﾚ存候、

右は御役人替り候度毎に何かな手柄を仕度左迄も無ﾚ之事をも改候に付、下に立候もの迷惑仕、且は事多にて失墜相立候儀有ﾚ之候故に御座候

一　五百石以下へ拜借金被ﾆ仰付ㇾ其節一時に衣服飲食家宅之差別被ﾚ爲ﾚ出可ﾚ然奉ﾚ存候

右は只今迄衣食住之制膛と不ﾚ仕、只質素節儉と唱へ候に付、其程之膛と辨がたく銘々の心々に仕候間、輕き者にて相應之體も有ﾚ之、亦重きものにて不相應に見苦敷も有ﾚ之、不揃にて上下混亂仕候、先は多分平生略服之外出などは却て町人よりは劣り候も有ﾚ之、武家の威儀を失ひ申候、差別被ﾚ爲ﾚ在候得ば、驕奢も吝嗇も自由には難ﾚ仕、上下之際膛と相立、誠の節儉にも相成候、其上御玄關前込

合の節、其外諸家門前途中共込合候節、位階之見分ヶ有レ之候に付、其順を以進退仕候得ば尊き御儀に罷成がさつの事も可レ仕樣無レ之候、只今迄諸家徒士幷駕之者等は是非わたり者と申をかゝへ置候事御座候、此儀は國人手人計にては込合候節つきまはされ候故、一季抱のわたりものは互に仲間同樣にくゝりあひ候故、是非抱ひ置候儀に御座候、乍レ然一體身を輕んじ候もの共に御座候間、やゝとも仕候得ばがさつに口論鬪諍等仕候、右差別相立、衣服乘物共に夫々相わかり、位階之進退に相成候へば、知行者手人にて相濟候て、實儀の上諸事に闇、諸家の安堵其益少からざる儀に御座候、尤儀に仕立候物も有レ之候得ば、當時困窮の上には中より以下早速困り候も有レ之べくに付、五百石以下へ拜借金被二仰付一、其節一時に被二仰出一候へば早速御趣意行屆ありがたき仕合存じたてまつり候、右之大本相立候上は、諸事こまかしき儀は自然とよき方に趣き可レ申候、隱密横目は時として御用ひ勿論に御座候得共、諸向常に大小事々に用ひ候儀は相止、善惡顯れ出候所にて賞罰嚴密に被レ遊候はば、剛柔中正の御政道恐悅至極奉レ存候

一　大名之儀前段申上候通、年來江戶勝手の物入多く、中ごろ華麗の節より段々不如意の者出來、近年諸家共頻に儉約簡略に仕候得共、格別勝手取直し、知行所相應之武役貯等を備候も少く承り及申候、明和安永天明の頃は兎角町家之借金返濟滯り候家多く、大名不似合のさたに御座候處、近頃は何れも相應に返濟も有レ之候趣に相聞申候、是まつたく御上を奉レ恐候て之儀町人共の仕合に御座候、乍レ然簡略

甚敷相成候に付、町人へ申付候用向も少く、且亦直段も至て下直に買上げ候間、町人迷惑仕候へ共、唯今迄出入渡世仕候ものは、俄に外職にも移がたき儀に付、種々抜指仕聞を合候得共、難澁〳〵と申退候も多く有レ之候、右體御當地嚴敷手詰に仕候ては、知行所百姓方收納ゆるみ、百姓歸服厚く候かと見候得ば左にも無レ之、收納取立嚴敷、百姓共愁ひ候方多く相聞申候、中には大名手元有餘に成候樣承り候は家來へのあてがいを減じ、或は百姓取立嚴敷、知行所運上多き抔にて一體の經濟宜く、民と共にゆるみ候は甚稀に相見へ申候、取立嚴敷は則聚歛にて、國の危き事聚歛に上越候儀は無ニ御座一候、たとへば何にても意氣地の儀か、又は事の間違等候て騷動に及候はヾ、其一儀相分り趣意立候へばをさまり申候、聚歛苦み民罷立候はひた崩れに罷成、土臺石すへ崩れ候樣なる儀にて容易をさまりがたく候、をさめ可レ申事は民の意をだて不レ申候ではをさまり不レ申候、民の意を立をさめ候へば以來民に權を取られ、やゝもすれば起り□□令を用ひ不レ申樣に相成候、既に近年引續南部家、藤堂家、仙臺にて百姓起り、其後榊原家の騷動何れも小家にも無レ之、甚恐多き儀に奉レ存候、諸家本おろそかに仕、末々の事のみに流れ、差詰り候へば無レ據に百姓方嚴敷取立候に付、右體の騷動を引出し申候、右體大家所々にて騷き候へば、外に百姓共もすはといはヾ起り可レ申心持のもの多く相成をり候は必定に御座候、一ヶ所の騷動は其所切に無レ之、當時の有樣は諸事の響に相成、甚だ御大切の儀に御座候、諸國百姓困窮不レ仕農の力さかんに相成候へば、磐石の礎ゆるぎ不レ申四海豊饒上下の歡樂不レ過レ之候、然處此一大事を

御引立不㆑被㆑遊候ては、次第に六ヶ敷相成可㆑申候、御引立可㆑被㆑遊候はゞ、先前段申上候通御料所百姓へ一旦よほどの寛みを被㆓成下置㆒、御代官土臺にて者の怠りを勸め候へば、百姓一同難㆑有恐感仕、程なく御國益唯今に倍し候儀必定に御座候、左候得ば諸大名御上之御威光奉㆑恐、右御上を學び其意を得奉り、速に海內へ行屆、天下安平上下ゆたかに相成候儀常道に御座候、御籏本は知行所へ參らざる御規定故、別て百姓と親み薄く、地頭より土地を治る事は心有㆑之候者にても屆兼、心なき者は只收納取立候と、甚しきは餘慶の用金申付のみの事に相心得候も多く、百姓もまた色々申立少もすくなく納可㆑申とのみ仕候て、地頭の自由に屆かね候を侮り候も多く有㆑之候、乍㆑去大小名は地頭よりの仕方にていかやうにも歸服仕、手に付候も亦有㆑之候、百姓にてももと民はすなほなるものに御座候、たとへば關東筋人氣あしきと申候所にても、人氣あしきは又夫程にのみ込も嚴敷、常に柔なる上方筋よりはよき事も多く相開申候、然ば一得一失にて地頭の仕方次第に相成申候、君子の德は風なり、小人の德は草なり、仁風を加へ候得ばひたとなびき悅候儀は、天地之間いづれの所にても萬國皆一同に御座候、御料所右の趣に被㆑遊、諸大名御上にならひ、上は御籏本にも勿論其意に相成申候、御代官土着にて最寄〳〵の御籏本私領所へ心付仕候へば、地頭の手屆兼候も百姓不束不㆓相成㆒、大名とても近邊に御代官所に土着仕罷在候へば、おのづから油斷不㆑仕、海內の御取〆り此上無㆓御座㆒候、唯今迄の體にて多年すみ來候得ども、何れの代にても泰平長きには、其內の怠りいつか詰りに相成候ものに御座候、只今多

年御泰平久敷間に怠り、段々差詰り候頃に到候間こゝに於て大括の御仕方無レ之候てはむつかしく相成可レ申候、こまかしき仕方にては勞して功なきと申にて却而差障出來可レ申候、仍て右の御仕方に被レ遊民恐悅仕候上、勝手宜敷大名へ被二仰付一、川々道橋御修復御手傳に被レ遊可レ然奉レ存候、左候へば諸方の百姓大に御救に罷成候、御手傳事近來多くは金納に被二仰付一候は、大名を御厭被レ遣(マヽ)候御趣意に御座候へども、大名幷世上共に却て悅不レ申候、其故はたとへば御手傳にて萬兩かゝり候を、八千兩金納にて貳千兩之減に相成候ても、自分にて仕候程規模無レ之、下方にても金納にては潤澤薄く御座候に付、双方悅不レ申候、依レ之金納に無レ之、大名の手にて仕候方双方の喜悅、世上之潤助に相成申候、其上水旱の備往還の安さ、廣大の御仁惠に御座候、其外神社佛閣五分以上の破損は、御上よりの御修復、幷大名御手傳場所共に被レ遊、御宮御靈屋向は少々の破損にても、早速御修復被レ遊可レ然奉レ存候、民へも御仁惠は物を御あたへ被レ遊候は、其時切にて小惠に御座候、民の利を仕候事を遊され候へば、則聖語の民の利する所によりて利すれば、惠して費すべからずと申にあたり、天下の融通潤澤にて、御先靈樣御崇敬、神佛への御厚禮等を天下に御示し被レ遊候に相成、民水旱の苦を御救勞富して後に敎るに相當り、萬民衣食足て榮辱を知り、我とわがてに治り候は、平治の至極に御座候、右之通勝手宜き大名へ物入被二仰付一候かはり、不勝手の大名へは拜借被二仰付一候はゞ、天下の往來融通に御座候、國主、外樣、御譜代の差別は其家々の規則にて大切の儀に御座候、其規則をばしかと御立被レ遊、恐ながら一圓御譜代

同様に被レ爲レ思召一候儀御肝要の儀に奉レ存候、定式の被レ下物などは、則其家々の家格の顯はれ候儀に御座候へば、常の御儉約は隨分御儉約宜御座候へ共、右被レ下物等は御品先例に劣り不レ申少し宜しき方は可レ然奉レ存候、さすが大名利不利に拘り候ものは無二御座一、只右樣の儀にて御大切の儀に奉レ存候、被レ下物右の趣に被レ遊若獻上物麁相にも御座候はゞ、急度御咎被レ遊可レ然御儀に奉レ存候、是亦奉二崇敬一候厚薄にかゝり、御大切の儀に御座候、御威光の御嚴重は少しも御ゆるめ不レ被レ遊、その內に御和親をば厚く被レ遊候儀、諸大名御取扱之大綱に御座候

右は大名御籏本御家人百姓町人迄の御取扱の大略筋道に御座候、別帳に御仕法目錄に奉二差上一候、主殿頭越中守取計大に別々に御座候得ば、下々困窮に及ばせ候は兩人異事同樣にて、唯今に至り益々差詰り候方に御座候へば、是非一旦御寛め不レ被レ遊候ては甚六ケ敷相成、且又如何樣之御達有レ之候ても信服不レ仕候、御寛被レ遊候には一旦御物入の儀に御座候、乍レ恐年々御收納高と御入用出方とを御引くらべ被レ遊方可レ有レ之候、若いかやうにも御操合被レ遊がたき儀に御座候はゞ、江戶、京、大坂は不レ及レ申、其外所々富有之商人町人共へ御用金被二仰付一、百姓方御寛め高幷諸二入用の數に御當て被レ遊可レ然奉レ存候、町人商人富有の者共は、隨分當時にても相應利潤を得候事に御座候、一體多年來農の本は衰へ、商の末かさみ來り、世の中詰りに相成候ば、末の有餘を以本の不足へ御補ひ被レ遊候て、其上農をば商人より先立候氣味に惣體御含被レ遊候得ば、自然と農は民の本業を辨へ、都人

を羨み本士を立去り候ものもなくなり、商人も只今迄とうらはらに農を羨み候樣に罷成、本末ゆりこし幾程なく目立候樣に相成可ㇾ申候、尤御代官士着の上は、百姓一揆たり共猥りに他鄕へ出候事を禁じ、大名御旗本にも其趣に仕候樣被ㇾ御渡ㇾ候ほど、立處に肥うるほひ申候、勝手よき大名へ御手傳事被ㇾ仰付ㇾ候ても、有餘を以て不足を救ひ候へば、取も直さず大名商人もともに安堵に住し候道理に御座候、且又異事有ㇾ之候ても、大名は大身にて自分〳〵の國家大切に存候に付、容易に異亂仕候もの無ㇾ之、却て下々は身上輕く候故、困窮存候ては何事をも顧み不ㇾ申異亂仕候、右之趣に農を御ゆるめ御引立被ㇾ遊、其外諸向之潤助に御物入有ㇾ之上は、たとへ大概の儀は御省略被ㇾ遊候ても、此上一同に御尤に難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候、只今迄御取稼嚴敷町家丁入用減高の內七分體の儀、其外御引上被ㇾ爲ㇾ置候事共有ㇾ之、御規定御祝物等御省略にては、ひたすら世上の人心鬱し候て、口舌おだやかに無ㇾ御座ㇾ候、俗に天下は廻り持と申候は融通の儀を申候て、實に公言に御座候、たとへば人の身に引當見候へば、血氣はいつも有べき程は有ㇾ之候、常道にめぐりをり候へば無病息災に御座候、有べき程有ながらもめぐり滯候へば、種々に病を生じ申候、其如く天下に財寶はいつも有べき程有ㇾ之候へば、融通よくめぐりさへ仕候へば安穩に御座候、滯り候へば困窮難澁の病おこり申候、前書に段々奉ㇾ申上ㇾ候御仕方は此病をいやしめぐりを付け可ㇾ申主方に御座候、當時下々のものは却て面白き事を申候もの多く、天下中の物は御上の御物なりと心得候もの多分に御座候、其皆御上の御物にて、唯今迄の

姿に御座候ては、乍ㇾ恐却て御自由ずくなとも可ㇾ申候、右之融通に被ㇾ遊候上は、萬一御差支の儀出來候ても、何時にても被ㇾ仰付ㇾ次第難ㇾ有奉ㇾ存差上、御用便すみやかに御座候、左候得ば天下中之物は御上の御物に相違なき御趣意等き御儀に奉ㇾ存候、當時の御様子を見請候處、主殿頭、越中守以來之嚴重の取立と、越中守以來之疑心深き取計と、御罰かち候と、此三ッを以人心はなれ候故、其外にいかやう結構に御趣意之儀有ㇾ之候ても、勿體なくも居がたく、世人一同喜悅不ㇾ仕候、右之三ッと諸事小細におち入候とを早速御除被ㇾ遊候へば、段々奉ㇾ申上ㇾ候御仕方に罷成、天下一同恐悅不ㇾ過ㇾ之可ㇾ奉ㇾ存候

朝鮮國通信私考

植崎九八郎

一 朝鮮信使之儀此節世間に沙汰仕候趣は、伊豆守儀對州へ出張候て聘禮を被ㇾ爲ㇾ請候と申事期し候樣にさた仕候、右に付ては伊豆守以下の御役人御番衆下々に至まで、多く可ㇾ被ㇾ遣之由勿論の儀にて、大造なる御物入道中之人高等は、朝鮮人の來往仕候より多方にて可ㇾ有ㇾ之哉、路次の地頭共馳走ヶ間敷儀無ㇾ之候のみにて、朝鮮人來往よりは却て心配等の厚き方に可ㇾ有ㇾ之候、然らば御舊例之通御當城へ被ㇾ召寄ㇾ候にはしかず候、尤御物入などによりての儀にては有ㇾ之間敷候得ば、深き御旨意の可ㇾ有ㇾ

御座候儀は奉恐察候、一體乍恐御當代樣に至り、朝鮮信使延引仕候譯如何の儀に御座候や不奉存候、恐多くは御座候へ共、兼て風評之趣承り及び候は、御先代樣之頃御老中松平右京大夫等筆頭にて、田沼主殿頭重立取計候節、五山の長老より對州勤番の儀御免奉願候に付、如何の子細に候哉の旨意御尋有之候處、返答不仕候間、若し御手當等不足にて難相勤候哉と被尋候へば、過分の御手當を頂戴仕候間、決て左樣の存念にては是なく候と申上候、然上は何れにも譯合無之候ては難聞届と有之候に付、此事を不得答候には、近年朝鮮の風俗甚驕奢に相成、書翰等之贈答の樣子抔相考候得ば、此以後來聘も可仕候哉、又は仕間敷候哉の所無覺束奉存候、然ば其節に至申上候ては、私共無念之至に御座候間、只今退役の儀奉願候と申上候由、其儀にて候はゞ其方共之不調法にては無之候間、不相替相勤可申旨にて相濟申候由、其砌ばつとなく薄々風評有之候を承りおよび候、實否は如何に候哉、御當代樣に至凶年之跡故、朝鮮信使御差延之趣宗對馬守より達しられ候砌、世間にては越中守殊畜の志より大義を損じ候と申、又間々には一體來聘之儀六ヶ敷候に付、凶年に事よせて右之通相成候と沙汰仕候も相聞へ候、朝鮮信使來聘無之候事を世人一同にほいなき事に奉存候處、近頃信使來聘可仕之趣を承り、氣を直し申候儀に御座候、然るに老中對州へ出張候て、聘使を請させられ候ては、先以邦內之人心快悲惱には奉存まじく候、朝鮮との御引合之儀、舊例之通朝鮮の官人對州迄參着致し、御老中出雲謁を懸け、事濟可申候はゞ、此邦よりは出張候かわりに御老中謁にて入合、彼邦にて

は謁ばかりのかわりに遠く御當城まで來らず、此邦の疆内に入候ばかりにて入合可ㇾ申釣合には御座候得共、御舊例通りには大きにおとり候事にて、到て宜しからざる儀に奉ㇾ存候、若彼邦よりの望に御任せ被ㇾ遊候儀に御座候はゞ中々容易に御評談可ㇾ被ㇾ遊候儀には無ㇾ之候、若又御名代の名目にて差置れ候儀も御座候はゞ、猶又宜しからず、本邦の御瑕瑾にも御座候、如何樣にも可ㇾ相成ㇾ程は、御舊例之通に被ㇾ遊度御儀に奉ㇾ存候、又御舊例之通りには迚も相成がたき御意味も有ㇾ之候はゞ、舊例をおとして事行はれ候よりは、猶々とくと御ねり被ㇾ遊候方可ㇾ然奉ㇾ存候、とくと御ねり被ㇾ遊候ても顯密不分明にして、世人怪しみ色々取沙汰等不ㇾ仕候樣に有ㇾ之度儀に御座候　對州にて御老中を以聘使を御請被ㇾ遊候事は新規之儀故、勿論已前より宗家へ委く被ㇾ仰含、禮法之手筈などをも兼て御定置せらるべき儀に御座候へ共、萬一信使傲慢の振舞等も有ㇾ之候時は、其儘には御打捨おかせられがたく候、若御老中穩便を主意と仕られ、心付不ㇾ申候體にて其儘無事に過候はゞ、いよいよ來聘無ㇾ之には大きにおとり候て、互に取返しの儀なしがたき儀に御座候、たとへ來聘の事行はれ無ㇾ之、何か彼邦より可ㇾ申上ㇾ儀を御老中承りに下向仕候にても、此邦之御舊例を御違遊さるべきには多分の事決しかね、且は事により其儘には差置れがたき儀も出來可ㇾ仕哉難ㇾ計奉ㇾ存候、いづれにも對州へ御老中下向之儀は、乍ㇾ恐とくと聖慮を廻らされ、先は御見合被ㇾ遊候方宜しかるべきやうに奉ㇾ存候、實以越中守吝嗇之料簡より延引に相成、彼邦の志は舊例の通來聘可ㇾ仕事子細無ㇾ之儀に御座候はゞ、たとへ御物入莫太にても、御

代々樣御連綿の御規則にて、是非を論じ候儀無ㇾ候へば、速に御舊例の通來聘を御請被ㇾ遊候儀可ㇾ然候、邦內一同の人心恐悅之至奉ㇾ存候、且異邦への響きには此上も無ㇾ之候、若又いよ〳〵來聘の儀六ケ敷儀に決し候はゞ、御當代樣に至來聘無ㇾ之候て御濟し被ㇾ遊候歟、又は對州にて成とも來り候て聘禮の形を御殘し可ㇾ被ㇾ遊候、二ツの內に御決し可ㇾ被ㇾ遊儀は、恐ながら御上の聖慮を以御英斷可ㇾ被ㇾ遊御儀と奉ㇾ存候、公けの論には、かやうの大義は重立候人々衆評を御問遊され候て可ㇾ然儀に御座候得共、當世之人風先達ても申上候通、本意を覆ひあたり障りを厭ひ候事を深く心掛候もの而已多く御座候得ば、殊により廣く被ㇾ仰出ㇾ候甲斐も無ㇾ之樣に相成がちに御座候へば、身の不肖をも顧みず、安からず奉ㇾ存候に付、不ㇾ得ㇾ止事ニて淺見の愚意奉ㇾ申上ㇾ候

午六月

琉球一件

一　薩州琉球交易之儀當年に至り如何御聞に入候哉、段々心懸荒增聞及會得仕候處、兼て申上候通長崎表交易船數御減じ、其上次第に手詰に相成候へば、唐物本朝にて御取用之儀止み不ㇾ申候得ば、自然と藥種類外へ溢れ來り不ㇾ申候ては相ならず道理に御座候へども、琉球より薩州へ洩來り候筋合に御座候、然るに近年拔荷〳〵と末を狩立られ咎人出來候に付、藥種の高直に相成、段々品物拂底にて四五增倍の直段に相成候事、邦內疾病の障不ㇾ尠に相當候處不ㇾ少、御役人の料簡は身を狩立候はゞ、長崎

表へ入來るべしとの見込に可ㇾ有ㇾ之候得共、人は相口の所へならでは至らず、蠅は臭物ならでは集らず候ごとく、交易に繼の所へならでは入來らず、又十艘限りの場所へ拾五艘廿艘は入來るべき樣なく候へば、御役人の淺見單の儀に御座候、世には國風時勢物には表と裏と、形と影のなくてはならざる儀に御座候、元來薩州僻地にて國產ばかりにては唯今迄の富に至り不ㇾ申候、畢竟琉球よりの交易物にて國富候て、只今迄の薩州の姿には御座候、則別帳奉ㇾ入二上覽一候間、薩州之國風樣體とくと御勘辨被ㇾ遊候樣に奉ㇾ存候、此別帳の儀は一昨年大坂表まる屋平兵衞を中川飛驒守、石川左近將監呼下し候節、平兵衞意に起り浪人村井三十郎書上前少々ヅヽ、聞違ひ候事も有ㇾ之候へ共、大かた伊豆守手へも至り可ㇾ申候、此別帳は其相違の事共を直し候にて、少も相違是なきにて御座候、拔越中守執政以來今以不正〳〵と申候事口付に申來候處、國風時勢表裏形影の辨へ無ㇾ之候に付、國風をも時勢をも杓子定木に不正〳〵と申事覺へ、表裏形影の差別もなく、裏を穿ち影を責、又三度の食飢を凌ぐの外の味はみな奢と申、寒をふせぎ著をさけ候外の衣服は華美と心得、禮儀の往來、賓主の饗應宴飲より、入興和樂之事まで皆放蕩不正と名付候樣なる和漢古來に珍敷、御老中、若年寄、御役人の料簡に、小童なんどのいふもさらなる取計ひ故、世界に双びなき富强の日本を無理無體にしめちゞめ、人心共に貧く弱らせ候こと殘念至極とも可ㇾ申樣無ㇾ之候、薩州は僻地、琉球は小國にて、交易の事廣く無ㇾ之ては、自體の國風を失ひ立行がたく、尤薩州琉球共に國產かぎりに暮し候はゞ、不正に無ㇾ之候て宜などゝ

今時の御役人は存べく候へ共、上古穴にすみ巣に棲候頃互にさかひより外を不レ知、あるまゝに食し木の葉などを着て事濟候ころは、それなりにしれ有るべく候へども、其後は人倫多く候て、最早左樣にては不二相濟一、今後世に至まじく大諸侯の國の弱みに可二相成一儀容易に國風仕來止可レ申樣無レ之候、只今不正〳〵と申事は唯國風をさして不正と咎め候事有レ之候、勿論表には琉球進貢の年船貳艘(マヽ)損貢の年船壹艘請圖より交易仕、薩州にて捌候規定に御座候へば、其餘たとへ大造の事にても、右表向規定の裏と影との添物にて薩州君臣上下庶民に至る迄渡世仕候へば、此國風止み候て薩琉ともに只今迄の通に立行がたく、且薩琉の外世上の融通滯り迷惑のもの夥敷、第一療病藥用に詰候儀、なさけなき儀に御座候、御役人共いか程止め可レ申と計り候ても、本朝にて唐物さつぱり無用になりかたまり不レ申候內は、止み候事は決て無レ之候、實は長崎にては引足兼候故、彌止み候事は無レ之候、他事に引付たとへ候得ば、吉原の遊女は御免の場所に御座候へ共、一ヶ所にては足り不レ申候故、四方街々一階落の飯盛女と唱へやはり遊女有レ之候、其上にも御府內次第に繁昌に成人增候に隨ひ、所々隱し賣女出來候に付手入有レ之、度々被二召捕一候ても、飲食男女は人の大欲にて、吉原宿計にては御府內人數に引足不レ申候間每度御制禁被二仰一候ても相止み不レ申候、則薩州交易も其如くにて止み候事更に無レ之、若又嚴敷御止可レ被レ遊候はゞ、薩州彌身がまへ仕り內心底背き候て、自體の風儀は失ひ可レ申候、薩州君臣の心の儘に取計候樣に相成候ほど、琉球時々の(マヽ)定て滯可レ申候、左候へば國家に拘り候儀に候間、只今早々樣

意の御見切を遊され、たとへば長崎は吉原、薩州は外場所の振合と申様成道理にも當り候へば、いづれとも名を付候て、公に取捌き候様に遊され可レ然奉レ存候、金銀異國へ多く拔行筋を御厭被レ遊候はば、代物易被二仰付一候て、薩州にても隨分可レ奉レ畏候趣に相聞申候、本來金銀の事筑後守申置候は、五行を人の身分にあて候へば、金は骨にあたり候、水火木土は血肉の類にて、減じ候ても又增事早く候へ共、骨は一度けづり申候へば增事かたき物故、餘りに出過候へば盡候故、異國へ金銀多く拔候は甚不レ宜と申置候儀、尤なる理窟に御座候へ共、小さなる僻論に御座候、筑後守常に天下の大算數可レ申事を申候へども、やはり大算數を不レ知儀に御座候、金は自然に出し候涌ものにて、自然蕪菁自然午房の生じ候所へは、いつも生じ候如くに御座候、日本國中廣く料簡仕候へば、たとへ金銀異國へ多く渡行候ても、さきで盡候所へは至り申間敷候事にて、日本に有餘の物故不足の國より望み來り、やはり有餘不足の交易にて、自然の有餘に御座候、唐土の合浦は珊瑚珠の出たる所にて候處、郡主の治かたあしきにて珊瑚珠他へ移り出不レ申候、其後治かたよき郡主に成たれば、又元の如く珊瑚珠集り出來候ためしも有レ之候、金銀は上なき大切成ものにて候へ共、もとは天下國家を治べきに具足に御座候、さるによつては飢饉の節、金銀を見て居ながら飢死いたし、國君たる者金銀を山の如く取聚め、是が爲に滅候時は、いつも金銀役に立候事無レ之、土石甕土にひとしく、金銀の中にて國と身を共に亡び失せ候事に御座候、只天下は上下和睦より外に寶無レ之候、誠に上下和睦候へば、たとへ金銀盡候へど

も銅鐵よりにても間に合、銅鐵盡候得ば石類紙類にても間に合可ㇾ申候、其上下和睦に至る迄の小道具、金銀を上よりして上なき寶と、人倫よりは重き物の樣に取扱ひ見せ候故に、下は盡く金銀にて事騷敷、たがひにやるまじ取べしと金銀の爭ひ、終には戰鬪にも到り候事に御座候、先大算數と申は如ㇾ斯に候へども、通用に拵置候金すら異國へ渡り行ては、拵に世話しき理合に而候へば、薩州交易表立被ㇾ仰付、代物替に遊され可ㇾ然奉ㇾ存候、左樣相成候上は薩州に役所を立國主にて取締仕、猥りに密賣不ㇾ仕候樣可ㇾ仕事に御座候、左候へば正路の直段相應にて邪路に勞不ㇾ申候はゞ、安きを捨危きに趣き候ものは無ㇾ之候間、悉く正路の役所に趣き可ㇾ申候、左樣に相成候はゞ、先眼前の所は宜敷相見候へ共只今迄の事不正〳〵と申候へ共一時の國風にて、民の生産と仕候事故、不正と申筋ひしとやみ候て、薩州家來輕き者どもより國民大に潤助を失ひ、國主ばかり利益に相成、下々難儀に罷成候儀にて、則越中守執政以來取締りと名付、下の利を上へ締上候事流行仕方に相成散々不ㇾ宜、薩州國民段々困窮相成、詰る所は民困み候て國主の衰弱の端を發き候事にて、大國衰弱に相成候は、則天下の衰弱に御座候へば、此所大切の儀にて、兎角當時此流行にて、世の衰弱を促し候事に御座候、仙臺家久々不經濟にてけしからざる體に御座候處、近來仕方相直し經濟取直し候樣子にて、先は大國の主は貧乏仕り候よりは大に宜御座候へ共、其仕方取直しと申は、領中の米を國主へ買上、國主の手より外々へ賣渡候に付、其利益にて勝手取直り候と承及申候、尤國中の民共へ米代金を渡し候へば、爲ㇾ差事にも無ㇾ之

様には候へ共、國主より買上候事故、時之相場の內買方の國は得分ありて、賣方の仁は損分有レ之候勿論にて、國主亦外へ賣りて得候程の得分は、もと民の得分に成べくにて候得ば、則下の利を〆取にあたり、眼前の體に能見へ候得ば、いつか又民の騷擾起り候も心あるものは嘆仕候、恐ながら越中守執政以來、御公儀にて御手捌きの事を被レ遊候儀に相成候に付、自然と大名へも押移り候て、下々潤澤は次第に涸れ候て、麓かわきて山崩るゝの道理に相成、返々吳々も奉二恐入一候儀に御座候、たとへ又薩州交易嚴敷御差留被レ遊候ても亦々外へ拔申候、既に外々にも洩ケ所も密賣有レ之由承及申候、然ば迚もやまざる事に候間、其形にて御仕防遊されべき儀時務の儀に御座候、幸ひ薩州にて御公儀より末を御狩立被レ遊候儀際限無レ之候を見切、去年冬伊豆守へ願差出候由及レ承申候、其旨趣は前文申上候筋合ゆへ、薩州より被レ申分は、領內町人共他國者と不正の働仕候儀有レ之候間、時々仕置申付候へ共不二相止一、御公儀よりも御目を被レ爲レ附候に付、薩州守護心配仕候へ共取締方難澁の由、琉球小國故、國產ばかりにては中山國入用向より下々に至る迄事足不レ申候事のよし、依レ之交易いたし來紗綾、白糸類多く渡り候處、段々此方の直段下落仕候哉引合兼候に付、自然と藥種多に相成候由、精々前々の通りに歸し、不正無レ之樣に可レ仕と手筈仕候ても届かね候に付、以來薩州へ役所を建、國用分の外は除て大坂屋敷へ指遣し、手廣に入札を以表向賣渡候樣に仕候はゞ、不正の名目相止み可レ申候、只今迄如二制禁一に無レ之品々をば品替に仕候へ共、琉球人唐土に到候ても右品物ばかりにては交易も都合惡敷候

により、金銀密渡にも及候間、自今琉球人輩の品相渡候儀指免し候はゞ、密渡の儀も相止可レ申候趣意に御座候由、尤右の趣御吟味の上御仕方本レ寛度と申事の由、これ幸ひの事に御座候、御公儀より御手入と申候ては、さすが大國へ御遠慮も在らせらるべく候へ共、先方より願候はゞ幸の事に御座候、早速御糺の上御許容遊され候て可レ然奉レ存候、尤大括のみ御糺にて、瑣細の事の御穿鑿は不レ宜候右の御仕方に相成候上にて、御公儀御役人薩州に居付候樣の儀は、薩州迷惑可レ仕、且は容易に奉レ畏まじく候間、年々手續の改之御役人遣され候事にも遊され、御趣意相立可レ申候、扨又去年冬同時に薩州より奉レ伺儀指懸り候儀に御座候、其旨趣は一昨年琉球へ清國より封王使到着仕候處、前々より多く人數來り候て、琉球にて馳走の物入夥敷、清人共は下々の者迄逗留中利得を得、歸國可レ仕存念勿論にて候間、此度とても諸品物渡琉球へ賣渡し歸國仕候、尤其品不レ殘形付不レ申内は歸帆不レ仕候て、迷惑の儀候間無レ據買請、且雜費の代りに引請候仕來に御座候、尤前々御尋の節申上置候事の由、品物員數夥敷候へば、定式國用の外過分の品夥敷候間、迷惑仕候得共右の仕合故、止事を得ず請取候事の由、封王使に付琉球大造の物入等は薩州より取替遣し、幷薩州町家より借入、亦兩三年以前より琉球よりの年貢の内をも指延、手當仕らせ候事のよし、依レ之右藥種買捌き返納、若餘銀も有レ之候へば、品物引替にて琉球へ相渡仕來の由、然ば右藥種類賣渡不レ申候ては難澁に御座候處、捌先も無レ之當惑仕候に付、紗綾、白糸の類は前格に倣ひ、他國へ賣出候儀御免被レ下度旨中山より相願候由、然る處捌

先無レ之候に付ては藥種類追日香味も去候て、夥敷品物無用の物に相成可レ申候へば、指懸り候て急難に御座候、いづれにも琉球小國にて過分の荷物引請候て、取捌方無レ之候ては難澁至極に付、薩州にても難ニ默止一右之品物賣捌の儀奉レ願候、御免に相成候はゞ大坂屋敷へ指登せ候や、亦は御指圖次第取計ひ可レ申候との儀に御座候、右持主だし候藥種類數員にて大凡二十四五萬斤、其外に砂糖類四五千斤器財少々添候由、此品物薩州領內琉球屋敷へ爲ニ圍置一候に付、日を經るに隨ひ香味うせ可レ申候へば、實に世に失墜に御座候、當時天下の人民困窮に及び候を御開遊されべく候の外無レ之候、先頃薩州交易一件願の通御聞濟の上、國中上下の潤助に相成候樣御仕方被ニ仰付一候はゞ、西國筋より諸方へ響き、融通一方之大なる祐に相成可レ申候、近年大坂表に多有レ之者共金銀不ニ差出一指支の譯は大家第一の薩州は右の仕合、其外大坂圍米の大名下手の身構仕候に付、借方返金滯候に付金銀指出候もの無レ之、大都會の大坂右の通に付、諸方夫々に准じ融通指詰申候、是畢竟乍レ恐御公儀御役人は手元の物ばかり御公儀の物と存、天下の物は餘慶の物と心得候小量より、御手先の物を減じ中間敷と存候に付、何事も御手捌に仕度主意は、取締りと申候を主意に仕、不正〳〵と小理窟にて穿鑿しつめ、押すくめ候より大名以下へ押移り、融通さつぱり指詰候儀に御座候、只々早々小理窟を御止なされ、大融通の路を御ひらき遊され候はゞ、天下の人民のすくみ草臥のもの一時にのび候て、小理窟を突破り候樣に相成可レ申候間、先差當り候琉球屋敷へ圍置候數員の品物賣爲レ捌、次に平日薩州交易の儀表向に被ニ仰付一

引續き諸大名へ被㆑仰付㆑方御仕方にて、大坂其外金銀往來すら〳〵と相成候へば、忽融通の路はひらけ、其法大名へ被㆑仰渡㆑方御仕法の儀は、御意味書取がたく御座候、指當薩州などまじひに御公儀へ右之趣申上置候へば、御下知無㆑之內は跡へも先へも動がたく、交易の財用はわづかの儀に御座候へば、執政中々早速決斷つき候事は無㆑覺束㆑奉㆑存候、私御內々奉㆑申上㆑候筋合は骨折候て糺し、少も相違無㆑之儀に御座候間、樣々先御聞糺に及不㆑申候、とくと御熟覽被㆑遊、御英斷を以被㆑仰出㆑候樣奉㆑存候

猶以執政之輩小量不料簡より琉球は如㆑斯、朝鮮は來聘無㆑之、蝦夷は仕散し候、邦內にてさへ惡評仕候へば、右三國共に嘸本邦をさみし可㆑申と殘念不㆑過㆑之奉㆑存候、かやうの筋に手を懸、舊來の事を繕ひ候は、いづれ時も世も末に相成候樣にて、古來よりの龜鑑を以考候へば、さて〳〵寢食を安んぜざる儀に御座候

乍㆑恐御仕法

一　御老中不㆑殘日々の樣に、御懇意に被㆑召出㆑候樣仕度候儀に御座候

一　諸御場所定式の御人減じ有㆑之候分、不㆑殘御人入之事

但近來始り候兼役は御止之事

一　高三十俵以下不勤のもの、老衰、幼少、實病を御除き、其餘は不㆑殘加人にても、相應之御場所へ一

且御出し之事

一　御足高在番料は御拘無レ之事

一　高五百石以下へ拜借金御出し之事

一　衣服飲食家宅の差別御觸出之事

　　差別書末に出申候

一　町中町入用減じ、七分銀御取立之儀以來御止、是まで御取立の分は、非常の御備に其儘可レ被ニ差置一候事

一　御料所御取稼豐凶に隨ひ、嚴密に中分を以御取立無レ之事

但近來公役多相成候儀有レ之候はゞ御止、又は左も無レ之候はゞ、不作の節御貸付有レ之候夫食種貸にても被レ下切之事

一　近來始り候人の障に可ニ相成一御運上有レ之候はゞ御止、幷島々産物等御直捌に相成候儀御止之事

一　近歳（マヽ）御罰多く諸人歸服不レ仕候間、俊明院樣御年忌爲ニ御追福一大赦御行ひ之事

但只今罪科極り居候分は一等を御免之事、人を殺候ものは死罪御免難レ成に付、來年迄罪科御差延之事

右の條々一時に御行ひ被レ遊候はゞ、早速天下一同御大仁に奉ニ感服一、輕薄不實の人情入かはり、厚に

歸し難レ有可レ奉レ存候

評定所腰掛へ出し有レ之候御箱式日計御出之處、以來日々晝夜御出し置、尤姓名無レ之燒捨に相成候をも向後は姓名無之共御執上の上、品に寄御取用ひ之旨被二仰出一之事

右は諫鼓之意、公の御政道にて候

一　寄合小普請不勤の面々御醫師等迄、年始五節句登城有るべき事

一　父母正忌日は、前夜より御番御免之事

附り厄介といふ名目御加へ被レ遊度事

右は恩顧の厚を御示し、時機相應の儀と奉レ存候

一　諸國川々道橋御普請、當時御入用に拘り御不益の筋は御止、全くの御修復可レ被二仰付一候事

一　御靈屋は少しにても御損の節は、早速御修理之事

一　神社佛閣に御直御普請の分、五分以上の破損は御修理之事

一　武家諸法度毎月上旬組支配の者へ可二讀聞一事

一　不幸にて家斷絶仕候者御しらべ、血筋の者に手明き有レ之候はゞ、名跡御立可レ被レ遣事

一　無宿の病人は御藥園へ被レ遣、全快の上本國へ歸し、又は本國無緣に候はゞ、人少之國へ可レ被レ遣候事

一　酒造の豐凶にて、度々御替無レ之中を取御定置之事

右之大概

諸向へ之被二仰渡一、左之通

一　御役筋に付、自分之物を出し不レ可レ用事

一　自分之病氣に付、組支配の諸願滯らせ申間敷事

一　何れの御場所にても取計置候儀、先外より心付候儀有レ之候はゞ、取置候者も懸合候共、又は伺候共可レ被レ致候、拔懸に手入致し候ては、一事兩樣の體に相成、御趣意立不レ申候、惣て心付候儀は熟談可レ有レ之事

一　組支配の者學問藝術有レ之者は勿論、たとへ學問藝術左迄無レ之候共、一體御用に可レ用者能々可レ被二見立一候、且又人品の得失、老若之差別を辨へ、一得一失猥に取捨すべからざる事肝要に候、此儀は兼て可レ被二心得一候へ共猶又達置候、但御人見出の儀組支配は勿論、其外近親類縁者たり共、見込候分は無二遠慮一可レ被二申上一候、御人多く見出候は、御奉公之專要と可レ被二心得一事

一　學問藝術其外何事によらず、並々と違ひの儀申立候者も有レ之候はゞ、得と辨論を遂强て一列せしむるに不レ及、其儘可レ被二申上一事

右之大概

一　御老中に相當の御人被レ爲レ得候儀、天下の御大政務之樞要に御座候、相當の御人を被レ爲レ得御委任被レ遊候は、無上聖明之世の舊則に御座候、然る處に當時執政初めは御大切に存過候より、手すくみ候て程よきに至りかね候と愚察仕候處、段々相考候へば私我に強く相成候に付善言に遠ざかり、善人の少も我より優り候者をば忌嫌候事、越中守より當時に至り同樣の儀に御座候へば當時の執政年を歷工を重ね候ても、段々衰敗を促し候仕業のみに候間、御大切御決斷可レ被レ遊候時節に御座候、然れ共執政の者も御議論被レ遊、御和合の御裁判に無レ之候ては又行屆不レ申候、扨當時の執政御議論御和合の大氣は遂も無レ之候、御譜代大名の内一同御泰平に誇り、生立執も似寄候とは乍レ申、其中にも善惡優劣公私正邪の持まへは有レ之事に候へば、せめて溫厚にして仁愛の志有レ之大名の氣象をはづし不レ申者を御撰び御老中被二仰付一其者へ格別の上意を被レ爲二仰下一御議論御和合の御政務に不レ被レ遊候ては、最早危難眉にせまり申候、右に付御譜代大名の内、常々心懸樣子伺ひ噂等承合候處、成程當時格別の御人は稀に相見申候、先は阿部伊勢守儀隨一に可レ有二御座一奉レ存候、前々寺社奉行相勤候頃より、勤向幷自己の事等見聞仕、天明七丁未年御老中被二仰付一未數月ならずして松平越中守御老中上座に被二仰付一候節、舊來相勤候者共急に越中守へおもねり諂ひ、實は其意に應候事無レ之候へども、一ッとして存寄可レ申儀も無レ之、不忠といひ不器量といひ沙汰の限りに御座候、然るに伊勢守儀は新參下席に在ながら、越中守に不二媚諂一存念を遂、第一上に米金御積貯多く無レ之候ては御手薄と、越中守には小器

量に存違候をも其理を述、次には俄に一同龐服に可レ仕と越中守申候をも、俄に左樣いたし候ては不レ宜候趣其理を述、それに准じ何事も小領地小城下を取扱候如くに、天下の事を甚狭く小く籌ひ可レ申越中守が志、一々伊勢守意と相違仕候よし、近來には珍しき器量と可レ申儀に御座候、仍て越中守は伊勢守を惡み邪魔に仕、鳥居丹波守は伊勢守と續合有レ之候に付、丹波守を以內意越中守自筆にて申入候由、其趣は前年伊勢守知行所百姓共、近邊御料所百姓共と一同騷ぎ候事有レ之、早速人數差出候處最早靜り候由、此儀役柄不相應と申事、次に華美を好む事不レ宜と申事、其外瑣細のヶ條少々有レ之、右之趣一橋殿の御さた有レ之、御三家方にも御一方御沙汰有レ之故、辭致願候て可レ然との內意之由、依而迚も伊勢守存寄に叶不レ申候に付辭致仕候由、此儀色々心掛承及候處、相違無レ之候、右相考候に、一橋殿決て右の御沙汰可レ被レ爲レ成樣無レ之、御三家方の內にも御沙汰可レ被レ爲レ成樣無レ之候半哉、若越中守より右噂仕候はゞ、相應御會釋の御挨拶も可レ有レ之候半哉、夫とても無二覺束一儀に奉レ存候、越中守我意に隨ひ不レ申候とても、右體に事よせ爲二引込一候段未練の至と可レ申候、且はいかに其節上には御幼年に被レ爲レ在候迚も、一橋殿御三家方と計申合候は、上を蔑如に仕候趣意に御座候、又たとへ何事に不レ寄一橋殿御三家方にて御存寄を仰候迚も、越中守我意に應じ不レ申候事は、承屆候氣質に無レ之候へば、未練に責候に相違無レ之候、その上越中守不義不實は松平周防守、水野出羽守をも我事馴候內は遣候て頓て爲二引込一丹波守は右伊勢守を爲二引込一候節爲レ働候故候哉、暫く差置候へ共終には同樣

爲二引込一、自分見立候者はいか程の者共に御座候哉、右の趣に御座候に付、世上にて媚諂ひ候ても、引込せられ候もの共を惜み候ものは無レ之候へ共、伊勢守壹人をば甚賞玩仕をしまざるものは無レ之候、越中守以來次第に人心不服に相成候事彌增、左迄にもなき出羽守再勤被二仰付一候へば、彌伊勢守儀をば人々噂仕候、私儀兼て伊勢守寺社奉行相勤候頃一面識とも可レ申儀故、近來又々何となく數度應對寬話仕見候處、至極溫潤にして仁愛の情有レ之、大名の氣象を備へ、物事偏僻無レ之、程よき人物に御座候、何れにも先は當時伊勢守程の者見當り間及不レ申候へば、乍レ恐伊勢守事御老中再勤被二仰付一、格別に上意を被二仰含一、差掛候急務御執行ひ被レ遊候はゞ御趣意行屆、且伊勢守再勤被二仰付一候と、はや世上にて只今迄不服の御政事立直り可レ申、氣請宜く相成可レ申候儀必定に御座候、さればとて只再勤被二仰付一候のみにて、格別の被二仰含一も無レ之候ては、末座に罷在候て只今相勤候者共を手に入、自己の器量計にて立直可レ申儀と、積累の餘毒を去候事、さすが伊勢守一己の手際には無二覺束一奉レ存候、仍て格別に被二仰含一候事さへ有レ之候はゞ、其御威光を以同列をも同志爲レ致、御立直しの儀出來可レ申と奉レ存候、乍レ去越中守にて世人顏色まで衰へ候候樣に相成候處、當時の執政に相成引替り候事もやと存候處、段々と衰微を添候に付、世上實にあき果候て、ちと御役人にても替り候はゞ、よくも相成可レ申哉と申もの多分に御座候、御老中五人有レ之候御例も御座候へば、此節一日も早く伊勢守再勤被二仰付一、先世上の氣を御取直し被レ遊候儀早速の御德と奉レ存候間、恐多くは御座候得共、此段不レ得レ止事一

奉二申上一候

一　松平遠江守領分攝州尼ヶ崎城の儀は、寛永年中遠江守御賞美之趣を以遠州掛川より轉領被二仰付一候より、勝手向も知行高には豐に候て、大名通例の勤向は不レ及レ申、所柄御要害手配等無二差支一勤來候事に御座候、所柄御要害と申候は、此尼ヶ崎城の儀は、海陸共關城第一の心得方先々領主より得達仕候手當向取計方有レ之、往古より兵庫津西宮驛海陸共尼ヶ崎城へ附屬仕、兩所共陣屋有レ之、夫々役人共差遣し置、關城の手配等連綿仕候、又朝鮮の信使來聘の砌、前々より兵庫津へ家老どもはじめ諸役人共差出勤番爲レ仕、品々取計向有レ之候、又兵庫津西宮驛は海陸共惣て諸侯通行の度大坂表へ注進爲レ仕、或は諸國より入込候廻船等は兵庫濱手に番所有レ之、逐一吟味爲レ仕候儀に御座候、又京都大坂へも常例の取計向品々有レ之内、別て大坂表警衛の儀、若大火等の節は消防の心得には無二御座一、全く非常の心得にて多人數差出候に付、城下最寄鄉村へ人夫申付候儀に御座候、其外惣體西國中國入込の場に付、樞要の固め御軍役の心得等は、尼ヶ崎城主は小家とはいへども他に異なる儀に御座候、然る處明和六己丑年風と尼ヶ崎城附の内兵庫津西宮邊御取上、播州三郡の内へ村替被二仰付一、此儀如何の譯合に御座候哉、遠江守尼ヶ崎城拜領仕候以後、領中愁訴强訴は勿論、騷動ヶ間敷儀無二御座一候旨相聞候處右の仕合は如何之儀に御座候哉と内々承糺候處、元御勘定奉行石谷淡路守長崎奉行にて往來仕兵庫津西宮邊豐饒の地の樣子を見請、歸着の上其節の御老中へ申立、播州の内へ村替被二仰付一、豐饒の

兵庫津西宮邊をば御料所に相成候事の由に御座候、一體石谷淡路守勤方は只御益と申事を御奉公との
み心得、聚斂の臣の最たる者にて不仁の勤方、今以殘暴の臣と申せば石谷淡路守噂申出候儀に御座
候、其頃の執政共も田沼主殿頭が貪戻を根差候頃にて、不所存の取計申迄も無ㇾ之、遠江守領地治め
方不ㇾ宜儀も御座候はゞ、尼ヶ崎領不ㇾ殘所替被仰付相當の儀に御座候處、左は無ㇾ之只附屬の土地
ばかり御引替と申儀は當らざる儀にて、俗に申裸城と申に相成、何れの場所迚も城主の趣意當り不ㇾ申
まして格別海陸共關城の心得方何を以相備可ㇾ申哉、既に兵庫津西宮手配村替已後は引拂、又前文申
上候警衛備向手配等も差支、たとへば此上如何樣之非常有ㇾ之候共、播州替地より人數呼候ては往反
數日かゝり候處、急速の用に難ㇾ立、第一兵庫津西宮驛固めの儀御入用の節は、定て尼ヶ崎の人數可
ㇾ被二仰付一儀に御座候、其節たとへ播州より呼寄間に合候樣に仕候ても、御料所へ罷出其土地の者を差
置、他より至り候て差引進退可二相屆一事に無ㇾ之、又御代官切之事にて斯の如き樞要の固め相成候事
に無ㇾ之、若又外より爲ㇾ守候ては、尼ヶ崎城は何の爲に有ㇾ之哉、石谷が料簡は匹夫の志にも劣り、時
の老中は小兒の辨へにもさみすべきにて御座候、殊に近來海上備向成丈手厚可ㇾ仕旨被二仰出一候得共、
外は不二存知一尼ヶ崎は手配可ㇾ屆樣無ㇾ之候、此上朝鮮信使來聘有ㇾ之候て前々之通此役可ㇾ仕儀に候は
ば、必至と差支可ㇾ申候由、次に遠江守勝手向來は手薄からず取賄候處、村替被二仰付一候以來は纔合も
手支候趣にて、諸事手薄に相成候由、城附領地備手厚く候と、裸城に相成勝手内證迄手薄く相成候こと

にては、關城御要害の堅固と不堅固とは遙なる相違に御座候、唯今の體にては尼ヶ崎城たとへ外大名へ被レ下候ても、往古より得達仕候備向取計等可二相屆一樣無レ之候へば、何れにも餘り不當の至に奉レ存候、三四十年來の御振合御靜謐と差申候、勝手向御役人其業に不功者か、又は過ち有レ之候歟、御用立兼申候へば、武役に被レ遣候儀富らざる儀にて、毎度人々不快仕候儀に御座候へば、本意ならずとも、まさかの時は俄に御引替も可二相成一候へ共、城主の土地人民を備へ候は、俄に引替は相成不レ申、第一平生天下の規定一向相立不レ申候へば、尼ヶ崎城附兵庫津西宮驛は舊領の通御復し不レ被レ遣候ては、天下に規則相立不レ申候のみならず、御要害の儀に御座候、縱石谷卑劣の意を立候とても、替地被レ下候て其上之利分如何程の事に可レ有レ之哉、實に聊の儀にて大法の御趣意を御失ひ被レ遊候儀、勿體なき儀に御座候、尤遠江守より執政衆へ時々相歎候樣に承及候へども、唯尤の事とばかりにて爲レ差挨拶も無レ之儀と奉レ察候、此儀は別て理合明白の儀に御座候得ば、御英斷を以舊領に復し、拜領被二仰付一可レ然御儀奉レ存候

一 高野山の儀は往古より大山の所、當時は別て外に雙方なき大道場に御座候、中古は寺領よほど大なる由に御座候處、太閤の頃より二萬千石に極り、御當家樣に及候ても不二相替一右二萬千石の內、行人方へ一萬千五百石、學侶方へ九千五百石御附被レ爲レ置候、行人方一萬千五百石は諸堂伽藍修復料千石、惣行人方へ七千五百石、大師燈明料二千石、奥山寺料千石、内四百廿石茶堂へ 合て一萬千五百石に御座

餘、學侶方九千五百石は、惣學侶へ七千五百石、青巖寺料二千石、内千石住持料殘千石領學へ、合して九千五百石に御座候、大猷院樣御代權現樣御宮御造營に付、行人方に御供料百石御寄附遊され候、台德院樣御黑印に行人學侶諸公事可レ爲二格別一、又衆徒六人の内闕如の節は、上通り三十人の内より器量の者を撰び、殘五人のものより入札を以可二申上一と有レ之候、自レ是御代々樣連綿と同樣御判物被レ下候事に御座候、此儀は學侶方には領學とて十人有レ之候、頭取行人方には衆監組頭とも申候六人有レ之、頭取申候事に御座候、衆監六人之内一人闕候時には、上通り之内より申は、衆議と申候て上立候寺主三十人有レ之、其内より六人衆監に被二仰付一候事に御座候、然處昔より學侶に行人と兎角和熟不レ仕候儀と相見へ候、元祿年中聊之儀より事起り、行人方御裁許違背と申に相成六百餘人遠島被二仰付一候、其節衆監六人之内五人遠島被二仰付一、衆中に對し候ては不深切之者一人相殘り候、勿論其時の僧に御咎は有レ之候ても、寺は御構無レ之候間、右五人明跡可レ被二仰付一候處、右入札之儀殘一人之者と學侶方領學十人へ被二仰付一、十一人の入札を以衆監五人被二仰付一、是より學侶に權威をとられ、行人方明寺に相成候をも多く學侶へ取入られ候由、愚案を以相考候に、行人と申名目もと律義一偏の名に御座候、學侶と申名目は世智をも辨へ候名に御座候へば、いかさま兩派双び立候て行學そろひ可レ申儀尤なる掟に御座候、然るに名につれ候て行人は世事にうとく、學侶は世事かしこく候に付功者に立廻り、いつの頃よりか位階も行人よりはこへ、世間も廣く仕、大名ニ分學侶方權

那に相成候、萬事氣轉きゝ候者共故、いつか段々行人方は勢ひ薄く相成、元祿年中の始末にも相成候事と相見候、扨行人方衆監五人、學侶方碩學差添入札仕候て被㆓仰付㆒候より、以來行人方本に復し、衆監六人相揃、其後一人闕候ても本の如く、御代々樣御判物御文面之通には不㆑仕、元祿異變の時の儘を押候て、衆監五人にて可㆓相濟㆒事に候を、學侶方碩學十人相加り、十五人の入札を以申上候、異變後彌行人方に秀才のもの無㆑之と相見へ、其意に應じ居候て、引續碩學十人離れ不㆑申候、其筈の事にて異變の節行人衆監一人共、碩學十人加り候節、御判物御文面には背き、器量の者は學侶方の自由に相成候ものを申立候事に候へば、其次とても學侶碩學の者をいなみ候事不㆓相成㆒、平常にかへり候ても御判物御文面之御趣意を背き候事に御座候、入札は札數多きものへ被㆓仰付㆒候儀故、行人方衆監は五人、學侶方碩學は十人に候へば、いつも行人方にて申上度ものは札數少く、學侶方にて心儘に迂(マヽ)ひ不㆑申候者を申上候は、十人にて札數多く候へば行人派歸服仕、組頭に見立申度と存候もの學侶にて忌み候間、決て可㆑被㆓仰付㆒に至り不㆑申候儀百年來異變の時の仕來りを立、不正之筋を押通し候て、御代代樣御判物は白紙反古同樣に頂戴仕候計に相成候儀、歎くべきに餘りある儀に御座候、右に付行人方衆議三十人の內、衆監に相成申度不㆑存のものは無㆑之候へば、自然と學侶碩學へ諂ひ候事多く相成、次第競望賄賂仕、碩學共も勢ひを振ひ度儘に賄賂を公に請入候、後には先申込み候始に金一萬疋を當式に受納仕候事に相定、双方法中不似合之至、言語同斷の事共に御座候、然處行人一派においては一

同憤りに不ㇾ堪、何につけ箇につき學侶行人寇讎の如く爭ひ合、不斷互に公訴に及候事絶へず、密教根本の靈場都て修羅の鬪場にひとしく相成候儀、あさましき儀に御座候、右入札不正一件行人方より度々愁訴仕、御判物御文面之通り本儀の御返し可ㇾ被ㇾ下之旨願出候へ共、寺社奉行共料簡は大山の事故、今更手を付候ては面倒と心得候哉、兎角聞入不ㇾ申押付置申候、且學侶方位階は上立富をば重ね、其上積年手を廻しおき、別而御譜代大名之分大かた權家にて出入取繕ひ、且野峯三階雲泥錄と申書を編みて世上へ廣め、其意は高野山學侶方行人方聖方の三階は雲泥の違にて學侶の山の樣に書なし候事に御座候、是等の儀にて寺社奉行共も、とかく學侶をば引立がちに成、行人をば押へがちに成候故、灌兩派の爭擾止時無ㇾ之候、一體行人學侶いづれか新古優劣をわかつべき樣無ㇾ之候、中に諸堂伽藍修復料大師燈明料行人方へ附來り候を以見候得ば、結句行人方は一山の主之趣に御座候、且大猷院樣御代權現樣御供料百石行人方へ御附被ㇾ遊候儀、旁以謂有ㇾ之候儀に御座候、元祿年中異變より惣行人への七千五百石之內、貳千石を以諸堂伽藍修復料へ加入に相成、夫より此三千石は行學兩派にて支配仕候由、もと學侶は大衆にて密教無轉退勤學相續可ㇾ仕儀故、是又要務の事に候へ共、行人同樣に七千五百石ツヽ附來、青巖寺料共九千五百石支配仕候、右大師と伽藍之料を始一萬千五百石に、權現樣御供料をさへ行人方に附候へば、學侶の申分のごとく行人方はさまでもなき者の樣に申候は、一向當らざる事にて世を掠め候とや可ㇾ申候、法儀の事をも學侶より行人を押へて、たとへば武士に弓馬は致

間敷と申樣なる儀も有レ之由、乍レ去法義の事は俗體之私式委く難レ辨候へ共、衆監入札之事は平常御判物御文面之通に相成不レ申候ては、縱行人學侶の確執は兎も角も、上之御趣旨一向皆無之儀に御座候、至て古き御朱印御黑印の御文面いつか消失候事も世に不レ少承および候へども、それとはちがひ御代々樣連綿と被レ下候は白紙同樣に仕、百年前異變の時の助けに仕候事を、平常にかへり候ても長く用ひ候を、代々の寺社奉行は如何存候哉、行人方愁傷之餘、寛政の初の頃右入札一件御判物御文面の通、行人方衆監五人切に御返し可レ被レ下旨願出、尤左樣無レ之候ては行人學侶とは諸公事別々たるべし、又衆監には器量の者を選び、五人より可レ申上一との御文面御趣意一向相立不レ申候趣申候得共、寺社奉行役所にて仕來は、公儀の御法などゝ申唯押付候に付無レ據競望、賄賂ケ間敷不正之儀を歎き候へば、其時々在番衆監之者をおどし、競望賄賂不正がましき事と有レ之候へば、其方共も不正がましき筋を以當時衆監に相成候事と見へ候間、先其手より糺し可レ申と、小路にて押へられ、在番衆監其身を恐候て願下げに致候に付、一派之衆徒等大に怨り、引續此度は急度競望賄賂不正と申立、先大衆より衆監をも相手取願出候に付、寺社奉行强て押へがたく、唯漸々と引延しおき、利害等申聞にても中々聞入不レ申候に付、學侶方にも大に危踏申候時に、行人方衆議之内に、實相院（當時衆監）にて此節在番は學業之秀逸にては無レ之候得共、惣體物に心得器量之者に御座候、禁裏御造營之節山木伐出し候に付、學侶行人山爭之儀公訴に相成、實相院惣代にて折節出府仕罷在候を、學侶方より和を乞候故、山爭ひ六七

分の勝利を得申候、又衆監入札一件をば以來賄賂不正之儀を止め、行人方一派歸服のものを双方相談の上可二申立一と申候に付、右公訴除り年を重ね、奉行所にて一向裁判無レ之候間、無二是非一先衆議一同一派相談の上内濟に相成候、其後衆監之明き候節、實相院衆議中にて重立候ものゆへ、双方より申上衆監被二仰付一、其後明跡へ運明院兼て學侶にて拒み候へ共用立候者故申上、衆監被二仰付一候先は一派の丹精別て實相院器量にて、甚敷不正相止穩なるかたに相成候へ共、御判物御文面之意に叶不レ申、百年前異變の時之儘に有レ之候ては御趣意相立不レ申、且はとても學侶碩學の入札あらん限りは、清白の事には相成不レ申、且實相院罷在候内は少々しまりもゆるみ申間敷候得共、無レ程ゆるみ候て又々騷ぎ候は、何れの時にか相止み可レ申哉、願出候に付て舊規に御かへし被レ遊候ては、學侶に可レ障樣は無レ之候へ共、何とか學侶のくぼみにも可二相成一樣にも導き可レ申候へば、又候不二願出一候内御公儀より被二仰渡一、元祿年中行人がた異後早速本に復し、年を經候へば衆監闕如之節入札之儀、現在之衆監五人限りに可レ致、御代々御黑印御文面御趣意之通りに御復し被レ遊候旨被二仰渡一、學侶碩學共へ唯今迄年々補助大儀之趣被二仰渡一候はゞ、御判物御趣意相立、法中不似合不正之儀相止、行人は百年來の愁眉を開き、學侶にも花を持、爭論の基平らぎ、大山之靈場無事安泰に歸し候儀に御座候、如何之儀に哉、此儀寺社奉行共只大山之儀氣重き事と而已見込裁判仕兼候は、極意之見詰不二行屆一儀に奉レ存候、依レ之御英斷を以御判物御文面御趣意之通、舊規之儀に御復し被レ遊可レ然奉レ存候

一　死罪に被二仰付一候者之屍を醫師共寄合、腑分けとて惣體切割し觀候事昔は不二承及一儀にて、數十年來始り候事の由承り及申候、此儀甚不レ宜事にて候間、御停止にあそばされ可レ然奉レ存候、始め觀臟の事申立願候醫師腑分け仕候へば、大に療治之助に相成可レ申趣申立候に付、死刑に相成候ものとても、切二割之一候は當らざる儀に御座候へども、萬人療病之益大なる趣意にて免許被レ遊候儀に奉レ存候、いまだ見ざる前は見度樣なる儀に御座候へ共、最早觀候上は書に記し候通りに相違無レ之に決し候へば、最早醫師共幾人も人體を切刻み候に及不レ申、縱ひ死罪の屍とても、死して物知らぬとしすつる事は有間敷にて、其身の不幸其罪百倍あたるにひとしく候、療治之益に可レ成儀に候はゞ、せめてもの事にも候へ共、臟腑を目に觀候とて決て療治の助に相成候事無レ之、左候へばいたづらに不仁之所作をほしい儘にすると可レ申にて候へば、嚴敷御停止被レ遊可レ然奉レ存候、右之趣年來存込罷在候處、酒井下野守醫師飯野退藏と申もの解體論を著述仕持參爲レ見候處、同意之趣故甚感賞仕候、仍而右解體論添て奉二申上一候

乍レ序奉二申上一候

一　武田河内守儀兼て御用立可レ申人物に見込罷在候處、御番頭へ再之勤被二仰付一、御相當之儀に奉レ存候

別て差掛之儀、恐を不レ顧奉二申上一候

一小笠原越中守儀去る六日立花出雲守より可申達儀有之候に付、同人宅へ可罷出候由、若病氣候はゞ名代可差出との儀に付、小渚長五郎爲名代差出候處不愼之儀有之候に付、火事場見廻御免差扣被仰付候との被仰渡に御座候、扨々驚入候儀に御座候、一體越中守儀幼年より孝恭院樣御伽に被召出御小性相勤候處、孝恭院樣薨御に付寄合に相成、其後中奧御小姓被仰付、又御番頭被仰付候處不首尾にて退役被仰付候、其旨趣は水上美濃守御番頭新役にて、同役共に惡まれ候に付、同役申合せ美濃宅へ出會仕酒宴におよび、美濃守事を惡口いたし、杯盤取散し賓主不興にわかれ候跡にて、御側小笠原若狹守は美濃守續有之候に付、若狹守家來呼寄、別て狼藉體に取成、法外無禮之段申聞候より、其節出會之面々小堀河内守、大久保玄蕃頭御役御免、其外能勢筑前守、（當時伊豫守）三枝土佐守、内藤甲斐守、酒井紀伊守、小笠原越中守等被叱之上御役難相勤各退役仕候、其節能勢筑前守餘人にこへ罵騒仕候、誰迄も世間一同噂仕候、小笠原越中守儀は一體溫和之人物にて、卑劣之儀は嫌の方に候へ共、其節の時勢我存分に仕候ては、勤向もむつかしく候に付、相應あしらひ候事と相見へ申候、且美濃守は越中守に從弟女聟、又越中守妻とは從弟に御座候得ば、美濃守縱ひ生得にくむべき人物にても、越中守においてはあしかれとも存不申候儀に御座候て、畢竟座に列りまきぞへに相成候儀と被察候、其後内藤甲斐守酒井紀伊守は申開相立候哉、再勤被仰付結構に相成候、越中守儀右一件以來甚恐恥にて勤も相愼罷在、先は火事場見廻りにも出役被仰付候事に御座候、十五六ヶ年以來人により俄に

ぎやう〳〵しくおとなしき事木石の如き體を見せ、親類交友共相應活物の體有ㇾ之者へも、義絶同樣遠ざかり候樣なるものも不ㇾ少候へ共、越中守儀は左樣の事は得不ㇾ仕候、又近來は御時節柄とやらに左までは づれ候事は不ㇾ仕候、第一可ㇾ賞儀は親族の間柄厚く、家來への憐愍深く、家來悉く懷き、勿論知行所百姓共へ過分之事を申付候なる儀は無ㇾ之、人の善惡をも見分け、大器量と申所などへは至り不ㇾ申候へ共、當世に取候ては程能御用立可ㇾ申者に御座候得ば、內藤酒井の例も有ㇾ之候に付、御番頭へ再勤被二仰付一候て可ㇾ然ものと兼々私中に存罷在候、十五六ヶ年以來之御老中若年寄は人情に厚きもの、人の懷き候者をば都て嫌ひ候風儀にて、世間にても嫉妬深き御役人と評判仕候へ共、御老中若年寄は如何存込候哉、然處能勢伊豫守儀火事場筆頭に相成、兎角生得之癖相止不ㇾ申、もの事都て荒々敷同勤中迷惑仕候事共にて、上向の聞へを憚り候由、中に伊豫守へ相應にあはせ媚候ものは小濱長五郎、根來喜內之由、伊豫守儀自分之宅においては時々間なく人々出會仕、右兩人は勿論、別て松平信濃守、仙石彌兵衞其外餘人二階にて常々酒宴夜を更し候事有ながら、越中守方へ堀田主稅前々より心易、殊に讀書之事にて出會仕候に付、同勤に相成候ては別て懇意に可ㇾ仕を、伊豫守彼是と申出會不ㇾ宜事抔申候に付遠ざかり候よし、土屋彌學は偏屈なる者之由に候處、西前にて氣に懸候事など伊豫守度々人中に申候に付、彌學度々引込申候由、左樣仕候最寄之事故、越中守彌學方へ參り出勤致させ候樣にと伊豫守申候故、越中守無ㇾ據度々參り候由、伊豫守常々生得人の困り候事を仕候事は難ㇾ計候由、近來ある時伊

豫守方より越中守方へ西行墨跡掛物を爲レ持遣し、金六兩に賣拂呉候樣申候に付、早速外へ見せ候處、三兩ならでは直段付不レ申候間其旨申遣候へば、三兩にても賣拂呉候樣、凡金子早くほしき由伊豫守急き候に付、先金三兩越中守立替遣し候、引續小柄を差越し金貳兩に賣拂呉候樣申候に付、先達ての懸物返却可レ致候間金壹兩返さるべし、左候へば小柄貳兩に相成、又々掛物は心長に賣拂られ候はゞ、直段にも可二相成一申遣候得ば、伊豫守至極承知にて、金壹兩可レ返候間掛物取戻し可レ被レ下との儀故懸物返し候處、右壹兩は越中守方へ伊豫守遣し不レ申由、身上不相應の小金にさへかく卑劣なるにて、諸事思ひやられ候人物に御座候、然處伊豫守申觸らし同勤二分ケに相成、濱町組常に出會地騷がしくも仕候樣に申なし候趣に相聞へ、越中守兼々先年水上方にてまきぞへと相成候を恐れ、人々不レ替能勢に候へば常々痛心仕、平日肖身切之酒食もはか〲敷不レ仕程にふさぎ罷在候處、寄合西尾若狹守餘程たるき人に付、越中守度々なぶり候て其上泉水へ投入候などゝ、あとかたも無レ之沙汰相聞候由にて、別て越中守痛心仕候へ共、其竭力無レ之候に世間へ申譯も難レ成一心を苦しめ居候處、先月廿八日能勢伊豫守へ堀田攝津守對談有レ之、戸田内膳へ攝津守、立花出雲守兩人對談有レ之候處、いつも同勤一同へ咄し有レ之候へ共、何之譯と申事兩人共に同勤へ不二申聞一、只世間ざたは濱町組度々出會仕さわぎ候事の尋と噂仕候、伊豫守兼々攝津守出雲方へ取入、別て出雲守へは深く取入候樣子、其譯は仙石彌兵衞は出雲守妻と兄弟に御座候て、彌兵衞妻は伊豫守叔母之由に付、格別取入候事と相見へ候、越中守

は出雲守方へは繁々不ㇾ參、出雲守は惡み候方のよし、乍ㇾ去越中守は人愛有ㇾ之ものにて、衆人の氣請宜候に付、伊豫守妬忌候て漸々に出雲守へ讒言仕候事と相見へ候、且は土屋彌學も出雲守へ續有ㇾ之最初彌學を人前にて伊豫守恥をあたへ候に引退候節、彌學より出雲守へ告候と相見へ、出雲守見廻り共を叱事有ㇾ之仍て伊豫守是はしたりと存別て出雲守へ恥入、越中守になすりつけ讒申候事と被ㇾ察候、又々此氣味をば越中守推量仕候に付、別而相愼み罷在候へ共、一通りの出會には心易き方へ參り候へ共何も荒々敷事は不ㇾ仕、當年は出會候度每記錄仕置候ぐらゐに心懸候ことに御座候、何時頃よりか戸川大次郎方へ伊豫守其外參會仕、越中守は不ㇾ參、其節初て西尾若狹守をなぶり候て、夫より風と乘氣に相成、所々出會のたび每若狹守を招き戲れ候由、越中守はもと同役にて、殊に間には孝恭院樣御前にてもかやうの事を仕候などゝ申樣なる事も有ㇾ之、何とも氣の毒に存、戲れをやめさせ申度候に付、若狹守へ申候には、最早ばかつくされ候事も止るべし、仍て我等宅を一世一代に被ㇾ致、決て以來止て可ㇾ然と申、我等宅にても不ㇾ申候ては止候へとも申がたく、又物入をいとひ候樣に聞入候も如何故、無ニ是非ニ右之通に候處、伊豫守も尤也と同じ候て、四月十五日と伊豫守日限定の當日に至近所壹兩人參、尤西尾も參候處、伊豫守右約束自分より極め置乍ら外へ參り候間、夜五ッ時にも歸り候はゞ參るべしと申越、小濱長五郎參ける間もなく、宅より手紙參り用事出來候て歸り、夜五ッ過迄は伊豫守を待候へ共不ㇾ參、仍て殘之衆穩かに西尾仕舞一手舞候て退散仕候由、伊豫守不ㇾ參して終日引付置、此事など

をも如何申觸し候哉、戸田内膳方にて大久保玄蕃、安藤内藏助は一ヶ月壹度ヅヽ出會候由に候へ共、物騷敷事は無レ之、まして越中守は參り不レ申、是等も越中守頭取出會などゝ申候儀先月廿一日安藤内藏助方へ内膳玄蕃參會、西尾若狹守參り候由越中守をも招き候へ共、用事有レ之旨斷候處、西尾又候迎に參り候、尙又斷不レ參候、然處安藤方へ本家嫡子長門守幷家内押懸參り候に付、先客共は大久保方へ席を移し候由、安藤方にて其夜は三味線ひかせ賑やかなる事之由、其後廿五日越中守途中にて西尾へ逢候時面に疵相見へ候由、此間中隱密之者ども越中守西尾を池中へ投込、面に疵付しと申事を聞廻り候由、尤越中守事を存候者は、決て左樣の事を可レ致人にあらずと答へ候由、尤越中守耳にも入候得ども、都て法外之事を致し候事無レ之、況や西尾を右體に致候などゝけしからざる事故、心は苦しめ候へ共いつか分り不レ申候事は有まじくと、さまでにも不レ存罷在候處、當月六日出雲守より越中守へ押付可二罷出一と申し來候に付存外に驚き、大かた叱等の儀にも可レ有レ之哉、此節之風說にてたも有レ之ては殘念之儀被二存居一候處、右之通重く被二仰付一、越中守は勿論親類家來一同仰天仕、他人にても歷歷常々存候ものは皆膽を消し、歎かざる者は無レ之候、近來之御振合を奉レ伺候に、餘程の惡事有レ之候ても、思召有レ之に付御役御免と被二仰付一候儀、又は勤向に拘り候儀に無レ之候へば、當人より病氣と僞二申立一御免伺一願候御振合に御座候處、急度表立不愼之儀も有レ之差扣被二仰付一候儀、惣體之御振合に引合せ見候へば大に重き御咎に御座候、風說には西尾若狹守を池へ投入面に疵付候と申儀、此度

之御趣意之由申候、彌左樣に御座候はゞ、攝津守、出雲守甚不糺卒忽千萬成儀に御座候、何所か何人かもし若狹守を右體戯れに仕候もの有㆑之候はゞ、彌越中守夢にも存不㆑申候て身に引請、當人外に有㆑之候はゞ何とも相濟がたき儀に御座候、又其事には無㆑之只時之出會仕、安樂仕事不愼と申事に候はば、火事場見廻は不㆑殘能勢伊豫守儀中にも重く、其外諸向夥敷儀に御座候、以來毎度奉㆓申上㆒候通松平越中守惡政を始め、其餘毒に醉何れもさめ不㆑申、御役人ども天下を粉に仕、別て御手足の如く可㆑被㆑遊御旗本を、箱入の人形の如くに可㆑仕手段何と申譯に候哉、禮は往來を尊ぶと有㆑之、往て來らざるは非㆑禮、來て往ざるも非㆑禮、往來仕候催にては其身分相應酒食を以もてなし、或は音樂をも仕候事に御座候、禮の用は和を貴しとす、尤其和の程を得候事は、孔子門人すら得がたき儀にて、其後禮記の文面の通に行ひ候ものは一人も無㆑之、本朝また同樣に御座候、御旗本御家人相番同役とは、御役所より外には出會も不㆑仕、たま〳〵其家に至候ても茶一ッろくには振舞不㆑申樣なる儀、外場所之者は南北國を隔候ものの如く、往來もろく〳〵には不㆑仕事にて、まさかの時眞の御用に相立可㆑申候哉、出會仕候事を不埒不愼と申事にては、おしなべて際限無㆑之儀を、何とて越中守一人にかく重くは相成候哉、かかる大事の御時節をば、御老中若年寄衆はよく〳〵無事手遊と心得候哉、明けても暮ても人の身動の事のみ心懸、別て其所に心を用ひ候は攝津守、出雲守にて御座候、出雲守は自分之身柄贔屓の者の申事を曲直をも不㆓辨正㆒よきにおしつけ、其贔屓のもののうらはらなるをば、是非を不

㆑辨あしきに落し候氣性、重き御役人には散々以の外に御座候、若年寄之身分として支配之内をも常當下やしきへ延氣之相手に呼候は餘人のたがひに出會候とはいづれに候哉、越中守には決てなき事には候へども、たとへば誰にても西尾を池へ投入候にいたし候ても、相對之戯れ座興之程をこへ候にて殊に內々の事に候、若年寄之身分として六月十二日惇信院樣御正忌日に、たとへ我下屋敷にても延氣に參候は何れに候哉、攝津守又贔屓强く、彼是承候事も有㆑之候へ共、中にも坂部善次郎いまだ御小性組より新地改出役之節いかなる儀に候哉、善次郎養母を家內にて奧方と稱し候に付、親類も挨拶に困り達さり、奧向之文通も不㆑仕候程の儀、然る處攝津守善次郎頭菅沼伊賀守へ申候は、善次郎しかじかの噂有㆑之候間、能く糺すべしと申候へ共、決て左樣の事は有間敷筈と語路のまはしになしといへがしに申候間、伊賀守聞取て組役へ又其氣味合に申候に付、組役も亦聞取候て善次郎方へ糺に相成只參候名ばかりにて、養母を長屋住居に爲㆑致候積りにて伊賀守へ糺し候處、左樣の事は無㆑之尙又取〆よく仕候積と申候へば伊賀守より攝津守へ其段申候處、さも有べしと申にて、間もなく善次郎御徒頭被二仰付一候、誠にヶ樣申上候さへ恭ニ恐入一穢れ忌はしき不人倫のさたに候をさへ、攝津守兼て存ながら贔屓仕候より無體に打消候て、布衣以上御役人に引立候儀言語に絕候事に御座候、此度越中守御咎之儀何程の事に候哉當人は覺無㆑之、能勢伊豫守如何之儀を申候哉引合に逢候、戶田內膳如何樣之事を申候哉、內膳は伊賀守とうらはらの事にて、越中守あしかれと思ふけしきにつれ、何を申哉はかりが

たく、左候ては內膳は不埒不實之至に御座候、縱ひ下人に御咎被㆓仰付㆒候共、當人の白狀と諸方都合不㆑仕候てはいつ迄も形付不㆑申候、況や歷々の御籏本當人へは何之糺も無㆑之、人の讒に其さた計にて事を決し、表へ顯し御咎被㆓仰付㆒候樣に取扱候儀、其餘若年寄御老中一同聞屆申上候儀、何を以執政執事と可㆑申哉、攝津守出雲守都てよき事は仕出し不㆑申、其癖事を好む方にて、此兩人にて人心不服の事を御附益申候、乍㆑恐聖慮に御分ち明らめ被㆑遊、多く大名有㆑之候中に、ケ樣の者長く被㆓召仕㆒、重き御役に被㆓差置せ㆒候儀は甚痛ましき儀に奉㆑存候、小笠原越中守儀差扣、閉門之儀日數少く御免被㆑遊、何れ成共被㆓召出㆒候儀も無㆑之候ては、當人無實之罪不㆑輕衆人の氣すぐに切、厩に暗夜に礫之用心可㆑然也などと恐れ咄合ども有㆑之候、又能勢伊豫守無事に罷在候ては、猶更一向相濟がたき事にて御座候、衆人此度之儀は何之事に哉、不㆑驚ものは無㆑之由火消宮田中務より戶田內膳方へ文通仕、此度越中守儀如何之儀に候哉、能勢伊豫守は不愼之事可㆑有㆑之候得共、越中守には可㆑有㆑之事とは不㆑存候、最早事極り候上は、其譯被㆓申聞㆒候ても苦かるまじく候間承度と申し遣候由、內膳よりはきと答候儀は不㆑仕候由、兼て奉㆓申上㆒候通當世落下り候人氣いかほど怒り候ても、押付られ罷在候へ共、匹夫をも志は奪ふべからずと申事に相違無㆑之、今の老中若年寄の取計にては御籏本と申名計にて、先一日〳〵と知行を被㆑遣、知行にて暮し候のみにて、實忠之御奉公仕候ものは無㆑之、御手足同樣之御籏本內心は皆遠ざかり候儀痛ましきの至に御座候、先差當り攝津守出雲守兩人餘人と御引替被㆑遊候にお

いては、實は若年寄同役内にて内心悦び、御老中へも不束不益之事を申ものもなくなり、世間の人氣も御立直しと歡び、旁以差當り大なる御德に御座候

右此度奉㆓申上㆒候儀共は有體御大事のみ、不敬の會釋も不㆑顧奉㆓申上㆒候、縱令道理ヶ被㆑爲㆓聞召分㆒被㆓下置㆒候ても、不敬之罪は相遁れ難き儀に奉㆑存候、次に御老中若年寄衆之内にも善惡邪正之分にも無㆑之、兼て私儀をば忌嫌ひ候上、自然と近來別て忌憎み候樣子に推察仕候へば、迚も書面を以奉㆓申上㆒候上は此度限りに奉㆑存候、乍㆑然若も背に相成不㆑申候内は、此上差當候御大事をも見聞仕候はゞ、其節は猶亦恐を不㆑顧可㆑奉㆓申上㆒候

享和二戌年八月　　植崎九八郎

美濃飛驒へ別紙

當夏一橋小十人柳下十助住所下谷金杉にて紙屑屋へ參り、反古を買持歸り候處、其中に一橋大納言殿書翰判物細川越中守宛名一枚有㆑之候、御判相違も無㆑之、筆跡は祐筆何某手跡に相違無㆑之候に付、十助大に驚き申候、尤他家細川贈答之書面も有㆑之候由、右御判物十助組頭若林小左衛門へ內々見せ、小左衛門より小十人頭村上新八郎へ申聞候處、新八郎料簡にて細川家來井上嘉左衛門へ申聞、內々にて返し遣し候處、嘉左衛門申は、盜賊奪取候などと申事にて、先は大悅の趣にて請取申候由、其後新八郎より嘉左衛門へ申聞、十助へは挨拶之謝禮有㆑之可㆑然と申候處、承知と申候て一向挨拶無㆑之由、一

橋用人井上藤十郎差止候哉に相聞候由、何れも細川家にては不敬之至奉ㇾ恐入ㇾ候儀に御座候、一橋御人之手に入候は大幸之儀に奉ㇾ存候、また當月三日大納言殿濱町屋敷へ御出夜、に入歸館之路次御供之者往來之者を制し下座致させ候處、雷雨故混雜仕候を嚴敷制し候へば、其御供の傘を何者か奪ひ取引さき候に付、不屆と申候內其所へ御駕被ㇾ爲ㇾ入候間打捨通り候處、右之者は傘をうち碎き、御駕をめがけ打付候由、然共當り不ㇾ申、御駕脇のもの足に當り候故、それ狼藉と申候へば、其邊に居合候者一同散亂仕候由、實否如何に候哉糙成趣に沙汰仕候、久田縫殿頭御館を離れ候後は、樣々の浮說相止宜き方に人々申候故、右體御威光薄き儀は以ての外の儀に奉ㇾ存候、松平越中守御玄關前にて極賤之ものに惡口被ㇾ致、一橋大納言殿右體の儀共希代之珍事にて、世の有樣御心を可ㇾ被ㇾ付の證據に御座候、御兩所樣まで御內々御聞に入申候

賤策雜收　終

宮崎幸麿
小西武治
校

日本經濟叢書
卷十二
非賣品

大正四年五月十四日印刷
大正四年五月十七日發行

不許複製

日本經濟叢書刊行會

編者　瀧本誠一

發行者　佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者　中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事　高木範之丞
佐藤卯兵衛

11. **JŌSHO,** *or a memorial presented to the minister-president Matsudaira Yetchu-no-Kami denouncing political and economical evils then prevailing* 1787

By **UYEZAKI KUHACHIRŌ**

(Died 1807)

12. **SENSAKU ZASSHŪ,** *or a collection of political memorials, containing bold criticisms on the person and policy of Matsudaira Yetchū-no-Kami* 1801-2

By **UYEZAKI KUHACHIRŌ**

6. **SEI-IKI MONO-GATARI,** *or tales of western countries, with considerations on the necessity and advantage of opening Japan to the trade and navigation with western countries; on the impolicy of artificially meddling with the course of prices of merchandises; and other kindred subjects* 1798
By **HONDA RIMEI**

7. **RI-FUJUTSU-I,** *or miscellaneous thoughts on matters political, chiefly relating to the trade with the Russians, the colonization of Yezo, etc.*
By **HANYŪ KUMAGORŌ**

8. **SEMPAKU KŌ,** *or considerations on shipping and foreign trade on the lines of Sei-iki Mono-Gatari*
By **HANYŪ KUMAGORŌ**

9. **TŌMON JUSSAKU,** *or ten books of dialogues on the trade and intercourse with China, Russia, Holland, England and America.* About 1804
By **AOKI TEIYEN**
(1762-1812)

10. **SHUMPARŌ HIKKI,** *or miscellaneous notes* 1811
By **SHIBA KŌKAN**
(1747-1818)

CONTENTS
of the twelfth volume

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XII

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO KANKŌKWAI
1915.